

一般原則等の見直し事務局案（新旧表）

事務局案に対応する形で現行の記載順を変更し、現行の一般原則からの変更箇所の下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）
（削除）	<u>1 日本標準職業分類の意義</u> <u>日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）は、個人が従事している仕事の類似性に着目して職業を区分し、それを体系的に分類したものであって、公的統計を職業別に表示する場合の統計基準である。</u>
<u>第 1 日本標準職業分類一般原則</u> <u>1 日本標準職業分類の位置付けと役割</u> <u>日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）は、我が国の公的統計の作成に際し、統計調査及び行政記録情報等から得られた職業情報を分類・集計するための体系であり、また、職業別に表示を行う統計相互の比較可能性を確保する観点から、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として総務大臣が設定するものである。</u> <u>この職業分類を使用して職業別に表示を行う公的統計は、例えば次に掲げるものが想定される。</u> <u>（１） 生産活動に投入される労働力に関する統計</u> <u>財・サービス需要の変化に伴い必要となる労働力の変化を予測するなど、生産活動と職業との関係の分析に用いられる。</u> <u>（２） 賃金、就労状況に関する統計</u> <u>世帯における就業者の状況や、職業別の賃金水準の変化等の分析に用いられる。</u> <u>（３） 教育・訓練に関する統計</u> <u>学校教育修了後の進路状況や職業別の職業訓練の実態など、教育や訓練と職業との関係の分析に用いられる。</u> <u>（４） 労働条件・労働環境に関する統計</u>	<u>2 日本標準職業分類一般原則</u> <u>（新規）</u>

<u>労働時間、労働契約の形態、労働災害の発生状況などと職業との関係の分析に用いられる。</u> (5) <u>生活実態に関する統計</u> <u>生活状況や社会活動などと職業との関係の分析に用いられる。</u> <u>職業分類は、こうした職業別に表示される統計へのニーズを十分に考慮しつつ、統計実務において不可欠である標準的な分類体系を提供することによって、総合的な品質の高い公的統計の作成とその利用の推進を図ることを目的に設定された。</u> <u>このため、個人が行う各種のいわゆる仕事について、その内容に着目した分類の客観的かつ体系的な設定が必要であるが、仕事という語は必ずしも意味するところが明らかではないため、その内容の分析に当たっては、国際標準職業分類も参照しつつ、「課業」及びそのまとまりである「職務」による階層的な観点を導入した。そして、市場に向け財又はサービスの生産と供給を行うために労働力を要する経済活動の主体が、対価としての報酬を約束して、労働者たる個人に遂行を要求する職務を対象に、主に課業の類似性によって、公的統計の作成と利用における有用性の確保に留意し、職業の分類体系を3段階の階層で構築した。</u> <u>なお、個人や世帯内部の需要のための行為は、たとえ一般に仕事と表現され得るものであっても、職業分類の対象に含まない。また、強制された行為、違法行為及び公序良俗に反する行為も含まない。</u> <u>また、職業分類は、上述のとおり、報酬を伴う職務を対象に構築しているが、それらと同様の職務について、個人が報酬を辞退する場合や、家族経営の場合など報酬の発生が必ずしも明確ではない場合にも活用することができる。個人事業主等については、経済活動の主体としての個人が自分自身に職務の遂行を要求するものとみなして適用される。</u>	
2 用語の定義 <u>職業分類に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</u> (1) 課業	第1項 用語の意義 (新規) (新規)

個々の作業や任務をいう。

(2) 職務

一つの経済単位（主に経済活動を行う法人、個人事業主）のために一人の人が遂行する課業のまとまりをいう（注 1）。

(3) 職業

主な課業の類似性によって特徴付けられる職務の集合をいう。

(4) 報酬

職務の遂行への対価として受けるものをいう。賃金、給料、利潤（個人事業主）、その他名目のいかんを問わず、通貨以外のものを含む（注 2）。

(5) (1) から (4) までに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は統計法において使用する用語の例による。

(注 1) 日常会話等において仕事という語は広義に用いられ、改定前の職業分類（平成 21 年総務省告示第 555 号）においては、「仕事」の語を「職務」の意味を主としつつ、より広義の意味でも用いていたが、今回の改定にいう「職務」では、職業分類についての説明をより明確化するため、

(1) 仕事

職業分類において仕事とは、一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業をいう。

(3) 職業

職業分類において職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。

ただし、自分が属する世帯の家業に従事している家族従業者が行う仕事は、報酬を受けているかどうかにかかわらず、一定時間（例えば、一日平均 2 時間、あるいは通常の就業者の就業時間の 3 分の 1 以上の時間等）当該仕事に従事している場合には、その仕事を職業とみなす。

したがって、次のような仕事は、職業に当たらない。

ア 自分が属する世帯のため、家事や家庭菜園の作業を行う場合又は留守番等を行い小遣いを得た場合

イ P T A ・子供の役員、社会福祉活動、ボランティア活動等のように無給の奉仕活動に従事している場合

また、窃盗、恐喝、とばく、売春、密輸等の違法行為及び公序良俗に反する行為並びに受刑者の行う仕事は、いずれも職業とはみなさない。

(2) 報酬

職業分類において報酬とは、賃金、給料、利潤（個人業主）、その他名目のいかんを問わず、労働への対価として給されたものをいう。なお、賃金・給料等には、現物（自家生産物を除く。）を含む。

(4) (1) から (3) までに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）において使用する用語の例による。

（新規）

<u>より狭義の「課業」等を定義し用いることとし、「仕事」の用語は定義していない。</u> (注 2) 1 で述べた職業分類の位置付けや職務等の用語の定義にかんがみ、<u>例えば次のような収入等は、報酬に当たらないことに留意する必要がある。</u> ア <u>自己所有の資産によって生み出された収入等</u> ・ 利子、株式配当、不動産収入（物件を自主管理しない場合）等の財産収入 ・ <u>不動産、有価証券等の資産の売却による収入又は差益</u> イ <u>その他、職業分類の位置付けや根拠法令等にかんがみ、職務遂行に該当しない行為によって生み出された収入等</u> ・ 小遣い、仕送り金等 ・ 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品 ・ 恩給法（大正 12 年法律第 48 号）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入	<u>したがって、次のような収入は、報酬に当たらない。</u> ア 利子、株式配当、家賃、間代、小作料、権利金等の財産収入（ただし、<u>アパート経営、貸金等により労働の対価として得ている場合を除く。</u>） イ 恩給法、生活保護法、厚生年金法、国民年金法、雇用保険法等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入 ウ 小遣い、仕送り金等の贈与 エ 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品 オ 預貯金引出、保険金受取、借入、不動産等の売却による収入 カ 自己所有の株券等の売買差益による収入 キ 学生・生徒が受ける奨学金等の学資金 ク 職業訓練施設において、職業訓練生が受ける訓練手当・褒賞金
3 分類項目の設定方法 <u>職業分類の設定に当たっては、報酬を伴う職務又は報酬を目的とする職務を対象に、課業の類似性、従事する人数等により、そのまとまりが社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して分類項目を定めた。</u> この考慮すべき<u>課業の類似性の基準</u>は、次のとおりとする。 (1) 課業の遂行に必要とされる知識又は技能 <u>(2) 課業の遂行によって達成される目的</u> (3) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割 (4) 生産される財・サービスの種類	<u>また、分類項目は、仕事の内容の類似性、仕事に従事する人数等によりその仕事</u>が社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。この考慮すべき<u>仕事の内容の類似性</u>は、次のとおりとする。 (1) <u>仕事</u>の遂行に必要とされる知識又は技能 (2) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割 (3) 生産される財・サービスの種類 <u>(4) 使用する道具、機械器具又は設備の種類</u> <u>(5) 仕事に従事する場所及び環境</u>

なお、(1)の基準を判断する際は、使用する道具、機械器具又は設備の種類や、公的資格又は免許の種類を具体の指標とし、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練を必要とするかも併せて考慮した。

(6) 仕事に必要とされる資格又は免許の種類

4 職業分類の分類表の構成及び分類符号

(1) 職業分類の構成

職業分類は、大分類、中分類及び小分類の3段階の階層で構成している。

大分類の分類項目の名称及び各分類の項目数は、次の表のとおりである。

大分類	中分類	小分類
A－管理的職業従事者	4	9
B－研究者、技術者	6	25
C－保健医療・社会福祉専門職業従事者	5	26
D－法務・経営・教育等専門職業従事者	5	23
E－文化・芸術等従事者	7	23
F－事務従事者	10	24
G－販売・営業従事者	3	19
H－サービス従事者	9	39
I－保安従事者	3	11
J－農林漁業従事者	3	12
K－生産工程従事者	8	47
L－輸送・機械運転従事者	5	20
M－建設・土木・採掘従事者	4	16
N－運搬・清掃・包装等従事者	4	19
O－分類不能の職業	1	1

第3項 職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記

(1) 分類表の構成

職業分類の分類表の構成は、大分類(12)、中分類(74)及び小分類(329)の三段階分類とする。ただし、一つの中分類に設ける小分類の数は九個までとする。

大分類の分類項目の名称並びに中分類及び小分類の数は、次の表のとおりとする。

大分類	中分類	小分類
A－管理的職業従事者	4	10
B－専門的・技術的職業従事者	20	91
C－事務従事者	7	26
D－販売従事者	3	19
E－サービス職業従事者	8	32
F－保安職業従事者	3	11
G－農林漁業従事者	3	12
H－生産工程従事者	11	69
I－輸送・機械運転従事者	5	22
J－建設・採掘従事者	5	22
K－運搬・清掃・包装等従事者	4	14
L－分類不能の職業	1	1

(計) 15 77 314	(計) 12 74 329
(2) 職業分類の分類符号 職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。 ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。 イ 中分類符号は、大分類符号が A の大分類から始まる <u>2 桁の数字の一連の通し番号</u> で表記する（ただし、大分類 <u>Q</u> ー分類不能の職業を除く。）。 ウ 小分類符号は、<u>3 桁の数字</u> で表記し、その上位二桁までは中分類符号を表す。 エ 小分類符号のうち上から三桁目の数字は、1 から 9 までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が 9 のものは、その項目が他に分類されない雑分類項目であることを表す。	(2) 分類符号の表記 職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。 ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。 イ 中分類符号は、大分類符号が A の大分類から始まる <u>二けた数字の一連の通し番号</u> で表記する（ただし、大分類 <u>L</u> ー分類不能の職業を除く。）。 ウ 小分類符号は、<u>三けたの数字</u> で表記し、その上位二けたまでは中分類符号を表す。 エ 小分類符号のうち上から三けた目の数字は、1 から 9 までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が 9 のものは、その項目が他に分類されない雑分類項目であることを表す。
<u>5 職業分類の適用単位</u> 職業分類は、<u>一人の人を単位とし、その遂行する職務を通じて、適用する。</u>	<u>第 2 項 職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則</u> 職業分類は、<u>仕事を分類すると同時に人に対してその仕事を通じて適用し、職業別の統計を表示するために用いられるものである（注 1）。</u> <u>（注 1）分類項目は、人に対して適用するため、従事者など人を表す表現を用いる。</u> <u>この職業分類の分類項目は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立に設けられる（注 2）。</u> <u>（注 2）産業と職業の内容が密接であると考えられる農林水産業については、この限りではない。</u>
<u>6 職業分類の適用方法</u> 職業分類の適用に当たっては、<u>2 における課業、職務及び職業の定義や、3 における分類項目の設定方法を踏まえ、個人が単一の分類項目に該当する職務に従事している場合は、次に定める場合を除き、その分類項目を適用する。</u> <u>次に定める場合に該当するときは、それぞれ当該定めるところによる。</u>	<u>第 4 項 職業の決定方法</u> 職業の決定方法は、<u>以下の判断基準によるものとする。</u> <u>(1) 仕事が単一の分類項目に該当する場合</u> <u>個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定する。</u>

(1) 職務が複数の分類項目に該当する場合

複数の分類項目に該当する職務に従事している個人に対し、一つの分類項目を適用する場合は、次の原則による。

ア 複数の勤務先で、異なる分類項目に該当する職務に従事している場合

(ア) 報酬の最も多い分類項目による（注3）。

(イ) (ア)により難しい場合は、就業時間の最も長い分類項目による（注3）。

(ウ) (ア)及び(イ)により難しい場合は、調査時点の直近に従事した職務による。

イ 一つの勤務先で、異なる分類項目に該当する職務に従事している場合（注4）

(ア) 就業時間の最も長い分類項目による（注3）。

（注3）報酬又は就業時間により一つの分類項目を適用する場合は、報酬又は就業時間を職務の内容に応じて大分類ごとに集計し、その合計が最多又は最長となる大分類を選択する。次に、当該大分類の中で同様の基準により中分類及び小分類を適用する。

（注4）経営・管理以外の職務に直接従事する事業主、店長、支配人又は管理職員であって、経営・管理の職務も行っている場合は、本項の「複数の分類項目に該当する場合」に当たる。

(イ) (ア)により難しい場合は以下による。

a 複数の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接関わる職業を優先し、それ以外の職業は職務を遂行するために長期間の教育、訓練、研修等を行う必要があるものを優先するという観点から、次の大分類項目の順位による（注5～7）。

(2) 仕事が複数の分類項目に該当する場合

複数の分類項目に該当する仕事に従事している個人を、一つの分類項目に決定する場合は、次の原則により行う。

ア 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合

(ア) 報酬の最も多い分類項目による（注3）。

(イ) (ア)により難しい場合は、就業時間の最も長い分類項目による（注3）。

(ウ) (ア)及び(イ)により難しい場合は、調査時点の直近に従事した仕事による。

イ 一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合（注4）

(ア) 就業時間の最も長い分類項目による（注3）。ただし、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の仕事を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員として位置付ける。

（注3）報酬又は就業時間により一つの分類項目に決定する場合は、報酬又は就業時間を仕事の内容に応じて大分類毎に集計し、その合計が最多又は最長となる大分類を選択する。次に、当該大分類の中で同様の基準により中分類及び小分類を決定する。

（注4）経営・管理以外の仕事にも直接従事する事業主、店長、支配人及び管理職員については、経営・管理の仕事も行っている場合は、二つ以上の分類項目に該当する。

(イ) (ア)により難しい場合は以下による。

a 二つ以上の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接かかわる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による（注5）。ただし、大分類符号

(a) 財・サービスの生産に直接関わる職業 (注 5)

Hーサービス従事者

Iー保安従事者

Jー農林漁業従事者

Kー生産工程従事者

Mー建設・土木・採掘従事者

Nー運搬・清掃・包装等従事者

(b) (a) 以外の職業 (注 6 及び 7)

Bー研究者、技術者

Cー保健医療・社会福祉専門職業従事者

Dー法務・経営・教育等専門職業従事者

Eー文化・芸術等従事者

Lー輸送・機械運転従事者

Gー販売・営業従事者

Aー管理的職業従事者

Fー事務従事者

(注 5) いずれも財・サービスの生産に直接関わるものであるため、
これらの大分類間の優先順位はないものとする。

(注 6) (b) の大分類の職業は、財・サービスの生産活動を支援し、
又は生産された財を流通させる職務を担うものであり、生産
活動との関わりが (a) の職業より間接的であるため、優先順
位が (a) に劣後するものとする。

(注 7) (b) のうち、大分類符号が B から E までの職業は、それぞ
れ必要とされる教育や訓練の性質が異なるものであるため、
これらの大分類間の優先順位はないものとする。

b 一つの大分類内の複数の分類項目に該当する場合

が E から K までの大分類は、財・サービスの生産に直接かかわるも
のであり、これらの大分類間の優先順位はないものとする。

Eーサービス職業従事者

Fー保安職業従事者

Gー農林漁業従事者

Hー生産工程従事者

Jー建設・採掘従事者

Kー運搬・清掃・包装等従事者

Iー輸送・機械運転従事者

Bー専門的・技術的職業従事者

Dー販売従事者

Aー管理的職業従事者

Cー事務従事者

(注 5) 大分類符号が I から C までの大分類の職業は、大分類符号
が E から K までの大分類の職業が行う財・サービスの生産
活動を管理・支援し、又は生産された財を流通させる仕事と
考える。

該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。

(2) 資格及び見習い等の取扱い

ア 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする職務については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補については、公認会計士の分類項目を適用する。

こうした職務に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の職務はできず、異なる職務を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の職務の内容に即した分類項目を適用する。

イ 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない職務であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う職務については、その内容が本務者のものと実質的に同じ場合には、本務者と同一の分類項目を適用し、その内容が本務者の一部の職務に限定されるか本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目を適用する。

(3) その他の特殊な取扱い

ア それぞれの職業の一般従事者と同じ職務に従事する傍ら管理的な性質の職務にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の職務は、当該一般従事者の職務に応じて分類項目を適用する。ただし、6 (1) イの基準に照らして、大分類 A－管理的職業従事者、大分類 B－研究者、技術者、大分類 C－保健医療・社会福祉専門職業従事者、大分類 D－法務・経営・教育等専門職業従事者又は大分類 E－文化・芸術等従事者に該当するものは、それぞれの大分類の分類項目を適用するものとする。

b 一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合

(a) 該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。

(b) (a)により難しい場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。

(3) 資格及び見習い等の取扱い

ア 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補は小分類 181 公認会計士に分類する。こうした仕事に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の仕事はできず、異なる仕事を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の仕事の内容に即した分類項目に決定する。

イ 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同一の分類項目に決定し、その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目に決定する。

(4) その他の特殊な取扱い

ア それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の仕事は、当該一般従事者の仕事に応じて決定する。ただし、第 4 項 (2) イの基準に照らして大分類 A－管理的職業従事者又は大分類 B－専門的・技術的職業従事者に該当するものは、それぞれの大分類における

<u>イ 研究所長等の特例</u> 研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長及び校長は、職務の内容のいかんにかかわらず、<u>それぞれ大分類Ｂ－研究者、技術者、大分類Ｃ－保健医療・社会福祉専門職業従事者又は大分類Ｄ－法務・経営・教育等専門職業従事者の該当する分類項目を適用するものとする。</u> また、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の職務を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員の分類項目を適用するものとする。 <u>ウ 裁判所長等の特例</u> 裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、国税不服審判所長、海難審判所長及び特許庁審判長は、職務の内容のいかんにかかわらず、<u>それぞれ大分類Ｄ－法務・経営・教育等専門職業従事者の該当する分類項目を適用するものとする。</u> <u>エ 保安従事者の特例</u> 自衛官、警察官、海上保安官、<u>刑務官</u>又は消防員として任用されている者は、<u>職務</u>の内容のいかんにかかわらず、それぞれ自衛官、警察官、海上保安官、<u>刑務官</u>又は消防員の分類項目を適用するものとする。	分類項目に決定する。 <u>ウ 専門的・技術的職業従事者の特例</u> 研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長、裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、海難審判所審判長、特許庁審判長及び校長は、<u>仕事の内容のいかんにかかわらず、大分類Ｂ－専門的・技術的職業従事者に該当するものとする。</u> <u>イ 保安職業従事者の特例</u> 自衛官、警察官、海上保安官又は消防員として任用されている者は、<u>仕事</u>の内容のいかんにかかわらず、それぞれ<u>分類項目</u>の自衛官、警察官、海上保安官又は消防員に該当するものとする。
<u>第 2 日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項</u> (1) この職業分類は、統計調査により作成する公的統計については、この告示の施行の日以後に実施する統計調査に係るものに適用する。また、統計調査以外の方法により作成する公的統計については、同日以後に作成を開始する統計に係るものに適用する。ただし、この職業分類によることができないやむを得ない理由があるときは、この職業分類と異なる分類を使用することができる。この場合においては、当該使用した分類を明示するものとする。 (2) 職業分類は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び<u>職務</u>の期間や継続性とは独立したものであるため、統計調査等ごとに<u>職務</u>の対象期間・時点や	<u>3 日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項</u> (1) この職業分類は、統計調査により作成する公的統計については、この告示の施行の日以後に実施する統計調査に係るものに適用する。また、統計調査以外の方法により作成する公的統計については、同日以後に作成を開始する統計に係るものに適用する。ただし、この職業分類によることができないやむを得ない理由があるときは、この職業分類と異なる分類を使用することができる。この場合においては、当該使用した分類を明示するものとする。 (2) 職業分類は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び<u>仕事</u>の期間や継続性とは独立したものであるため、統計調査等ごとに<u>仕事</u>の対象期間・時点や継

継続性を指定した上で、利用する必要がある。 (3) 職業分類の適用に当たっては、統計の作成目的等に応じて、分類表の一部の分類項目のみを使用することのほか、以下に示す範囲で、細分類項目を設定すること、分類項目の集約又は分割を行うことができる。 ア 細分類項目は、<u>小分類項目との整合性を確保して設定</u>する必要がある。 イ 中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた大分類項目内に新たな中分類項目を設定すること、及び同一大分類項目内の複数の中分類項目を集約して、当該大分類項目内に新たな中分類項目を設定することができる。 ウ 小分類項目に関して、当該項目を任意の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた中分類項目内に新たな小分類項目を設定すること、及び同一中分類項目内の複数の小分類項目を集約して、当該中分類項目内に新たな小分類項目を設定することができる。 エ イ及びウにより分類項目を分割又は集約する場合、分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約すること、又は集約することによって新設した分類項目を分割することは、職業分類の体系性を損なうおそれがあることから、これらを行う場合は、職業分類を適用するものとはみなさない。	継続性を指定した上で、利用する必要がある。 (3) 職業分類の適用に当たっては、統計の作成目的等に応じて、分類表の一部の分類項目のみを使用することのほか、以下に示す<u>一定の範囲</u>で、細分類項目を設定すること、分類項目の集約又は分割を行うことができる。 ア <u>小分類項目の下に細分類項目を設定</u>することができる。<u>ただし、この場合、小分類項目と細分類項目の間の整合性を確保</u>する必要がある。 イ 中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた大分類項目内に新たな中分類項目を新設すること、及び同一大分類項目内の複数の中分類項目を集約して、当該大分類項目内に新たな中分類項目を新設することができる。 ウ 小分類項目に関して、当該項目を任意の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた中分類項目内に新たな小分類項目を新設すること、及び同一中分類項目内の複数の小分類項目を集約して、当該中分類項目内に新たな小分類項目を新設することができる。 エ イ及びウにより分類項目を分割又は集約する場合、分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約すること、又は集約することによって新設した分類項目を分割することは、職業分類の体系性を損なうおそれがあることから、これらを行う場合は、職業分類を適用するものとはみなさない。
---	--

一般原則の改定内容の概要

「1 日本標準職業分類の位置付けと役割」について

1 「1 日本標準職業分類の位置付けと役割」の概要

第 6 回改定案の作成に向けて整理した、日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）の位置付けと役割について記載している。

第 6 回改定は、ここに記載した考え方を前提に、職業分類の見直しを行うものである。

2 趣旨及び解説

（１）「日本標準職業分類は、～統計基準として総務大臣が設定するものである。」（第 1 段落）

職業分類の位置付けについて、統計法（平成 19 年法律第 53 号）の趣旨を踏まえて記載している。

具体的には、統計法第 2 条第 9 項において、「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。」とされており、それを踏襲した記載としている。

（２）「この職業分類を使用して～公的統計は、例えば次に掲げるものが想定される。」（第 2 段落）

職業分類に対する統計ユーザー等のニーズについて、主要な公的統計の類型に即して整理している。具体的には、次のとおり。

① 生産活動に投入される労働力に関する統計

財・サービス需要の変化に伴い必要となる労働力の変化を予測するなど、生産活動と職業との関係を把握するための調査が想定される。

例えば、産業連関表の付帯表である雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）では、産業連関表及び国勢統計を用いて生産活動部門別の有給役員及び雇用者数を職業別に示すことで、雇用者数を職業及び生産活動と関連付けて読み取ることができる。

② 賃金、就労状況に関する統計

世帯における就業者の状況や、職業別の賃金水準の変化等を把握するための調査が想定される。

例えば、賃金構造基本統計調査では、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、労働者の雇用形態、就業形態等別に把握している。

③ 教育・訓練に関する統計

学校教育修了後の進路状況や職業訓練における職業別の実態など、教育・訓練と職業との関係を把握するための調査が想定される。

例えば、学校基本調査では、卒業後の進路状況を把握することで学校教育と職業との関係を、能力開発基本調査では、産業や職業別に職業訓練の状況を把握している。

④ 労働条件・労働環境に関する統計

安全衛生、福利厚生などの面から、労働時間、労働契約の形態、労働災害の発生状況等と職業の関連性を把握するための調査が想定される。

例えば、労働安全衛生調査では、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び労働者の仕事や職業生活における不安やストレス等の実態について把握している。

⑤ 生活実態に関する統計

生活状況や社会活動などと職業との関係を把握するための調査が想定される。

例えば、社会生活基本調査や国民生活基礎調査では、社会生活の実態や日常の生活を職業別に把握している。

(3) 「職業分類は、こうした職業別に～目的に設定された。」(第3段落)

職業分類の設定の目的について、公的統計の整備に関する基本的な計画(令和5年3月28日閣議決定)を踏まえた考え方を示している。

職業分類の設定に当たり、(2)のニーズを十分に考慮しつつ、総合的な品質の高い公的統計の整備とその利用の推進を図ることを目的として示している。具体的には、社会経済情勢の変化を反映した分類項目の見直し、利用者への的確な情報提供に資するための取組などが挙げられる。

(4) 「このため、個人が行う各種の～階層で構築した。」(第4段落)

職業分類の設定に関する概括的な考え方を示している。

今般の職業分類では、いわゆる仕事の内容を分析するため、「課業」及び「職務」の概念を採用している。これらはそれぞれ、国際標準職業分類における「tasks and duties」と「job」に対応するものである。

そのうえで、職業分類の体系について、経済活動の主体が「報酬」を対価として個人に遂行を要求する「職務」を対象として、主に「課業」の類似性に基づき、公的統計の作成と利用における有用性にも留意しつつ整理を行い、3段階の階層で構築していることを説明している。

(5) 「なお、個人や世帯内部の需要のため～反する行為も含まない。」(第5段落)

(4) の職業分類の適用対象に含まれない行為を具体的に説明している。

一つ目は、「個人や世帯内部の需要のための行為」である。具体的には、家事や家庭菜園の作業、留守番等を行うことにより小遣いを得た場合などが該当する。職業分類は、財・サービスの生産と供給を行う産業のために個人が遂行するひとまとまりの「課業」(職務)を適用対象とすることから、これに合致しない個人や世帯内部の需要のための行為は、職業分類の適用対象に含まれない。

なお、この考え方は、日本標準産業分類の産業の定義において、家計における主に自家消費のための財・サービスの生産と供給を含まないこととしていることとも整合的である。

二つ目は、「強制された行為、違法行為及び公序良俗に反する行為」である。具体的には、前段については強制されて行う行為が、後段については窃盗、恐喝、賭博、売春、密輸などが該当する。労働契約は、労働者と使用者(経済活動の主体)との合意によって成立することから、両者の合意のない行為や民法により無効となる違法行為及び公序良俗に反する行為は、職業分類の適用対象に含まれない。

(6) 「また、職業分類は、上述のとおり～みなして適用される。」(第6段落)

職業分類の適用の考え方を説明している。

職業分類は、一人の人を単位として、個人が遂行する「職務」を通じて適用されるものであるが、労働者と使用者との合意等により報酬が発生しない「職務」においても、職業分類を活用できることを明らかにしている。

例えば、産業で必要とされる労働力を把握する公的統計では、報酬の有無に関わらず(報酬が発生しない「職務」も含めて)、産業で必要とされる労働力を網羅的に把握することが望ましい場合があるのに対し、世帯の家計を支える就業者の状況を把握する公的統計では、報酬が発生しない「職務」は対象としないことが望ましい場合がある。このような取扱いの違いがあり得ることを考慮し、報酬が発生しない「職務」においても職業分類を活用できることを示すにとどめ、具体的な取扱いは、各公的統計の目的に応じて各統計実施主体が判断する余地を残している。

また、個人事業主等については、労働契約などが明確になっていない場合も考えられるが、この場合は、自分自身に「職務」の遂行を要求しているものとみなして職業分類を適用できることを示している。

「2 用語の定義」について

1 「2 用語の定義」の概要

職業分類全体で用いている、①課業、②職務、③職業及び④報酬の用語について、改めて定義を整理している。

これは、統計基準である職業分類の体系を構築するにあたり、その前提として、職業分類全体を通じて使用する基本的な用語の定義を明確にして概念や分類の考え方等を論理的に整理することで、公的統計作成の客観性や統計相互の比較可能性の確保に資するものである。

2 改定の概要

社会経済情勢の変化に伴い、副業、兼業、ギグワーカーなど多様な働き方の普及が進んでいるところ、職業分類の設定・改定時に想定していなかった新たな働き方が今後登場・普及した場合などにおいても適切な運用を確保するため、①「任務や作業」を「課業」に改めること、②「仕事」を「職務」に改めること、③「職務」、「職業」及び「報酬」の定義を改めることとしている。

3 改定内容及び理由

(1) 「任務や作業」を「課業」に改めることについて

改定前の職業分類では、仕事を「一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業」と定めていた。

これは、国際標準職業分類 2008 年版（以下「ISCO-08」という。）において、「job」を「使用者のためまたは自営で行う場合を含み、1 人の人によって行われる、あるいは行われるはずの tasks と duties の集合」と定義していることを踏まえたものである。

これまで職業分類では、ISCO-08 における「tasks」及び「duties」の異なるニュアンスを表すために「作業」及び「任務」を用いており、ISCO-08 においても、内容が限定される場合には「任務」を単独で使用しているものの、その他の場合は「任務や作業」として一体的に用いているところである。このため、分かりやすさの観点から、「tasks」及び「duties」を区別せずにまとめて「課業」としたうえで、「個々の作業や任務」と定義している。これに伴い、これまで「任務や作業」としていたものを「課業」に改めることとする。

(2) 「仕事」を「職務」に改めることについて

改定前の職業分類では、ISCO-08 の「job」に対応する用語として「仕事」を用いてきた。

しかしながら、「仕事」は日常生活で広く用いられており、その意味の一般的な理解には大きな幅があるため、画一的に定義を定めるとかえって分かりにくさにつながるおそれがあることから、ISCO-08 の「job」に対応する「仕事」を「職務」に改めることとする。

また、「仕事」を使用しない理由について、「課業」、「職務」及び「職業」との関係と併せて本項の注記に記載することとする。

(3) 「職務」の定義を改めることについて

改定前の職業分類では、一人の人が遂行するひとまとまりの「課業（任務や作業）」を「職務（仕事）」と定めていた。

これに対し、経済活動を行う法人や個人事業主（経済単位）といった勤務先ごとに「職務」が存在し得ることを示すため、冒頭に「一つの経済単位のために」を加えることとする。

(4) 「職業」の定義を改めることについて

職業分類の体系整備のために、「職業」の概念を改めて整理することとする。

ISCO-08 では、「Occupation」を「主たる tasks 及び duties の高度の類似性によって特徴付けられる jobs の集合」と定義しているところ、我が国においても同様の考え方が普及・定着しており、職業分類に導入することに支障が少ないことから、ISCO-08 に倣って「職業」の定義を改めることとする。

なお、ここでいう「類似性」とは、「職務」に含まれる個々の「課業」の内容や「職務」に占める各「課業」の比重が類似していることなどを意味するものである。

(5) 「報酬」の定義を改めることについて

実質的な定義は変更せず、「報酬」が職務遂行の対価として受けるものであることを明確化することとする。また、「報酬」に当たらない収入として記載されていた内容を見直し、「報酬」か否か判断に迷う収入等を中心に整理し直し、例示と併せて注記に記載することとする。

ア 自己所有の資産によって生み出された収入等

利子、株式配当、不動産収入（物件を自主管理しない場合）等は、当該資産を所有しているのみであり、職務遂行の対価として受けるものではないことから、「報酬」に該当しない。

また、不動産、有価証券等の資産の売却による売買差益は、市場で価値が移転した結果にすぎず、新たな付加価値を産出しているとは言い難いことから、「報酬」に該当しない。

イ その他、職業分類の位置付けや根拠法令等に鑑み、職務遂行に該当しない行為によって生み出された収入等

上記のほか、職務遂行に当たらない行為によって生み出された収入については、「報酬」に該当しない。例えば、世帯内で留守番や手伝いの見返りとして受ける小遣いや、競馬等の着順を予想して投票した結果によって受ける配当については、経済活動を行う法人や個人事業主のための行為（職務遂行）ではないことから、「報酬」に該当しない。

また、恩給法、生活保護法、厚生年金保険法、国民年金法、雇用保険法等の制度に基づく給付に係る収入については、職務遂行を伴わないことから、「報酬」に該当しない。さらに、行政が委嘱するボランティアが、その業務を遂行するために要した費用を実費弁償として受ける場合についても、業務の対価ではないため、「報酬」に該当しない。これらの各制度に基づく収入については、名目のいかんを問わず、根拠法令等に照らし、職務遂行の対価か否かを踏まえて判断する必要がある。

（参考）国際標準職業分類 2008 年版（ISCO-08）と本項で定める用語の対応関係

ISCO-08	日本標準職業分類	
	改定案	平成 21 年 12 月告示
tasks	課業	作業
duties		任務
job	職務	仕事
occupation	職業	職業（※）

※ 日本標準職業分類（平成 21 年 12 月告示）の職業は ISCO-08 の occupation と定義が異なる。

「3 分類項目の設定方法」について

1 「3 分類項目の設定方法」の概要

本項では、職業分類上の「職務」の範囲を明示した上で、分類項目を定める際の考え方を示している。

また、「課業」の類似性について判断する基準を具体的に列挙し、どのような点に着目して分類しているのかを明らかにしている。

2 改定の概要

今般の改定で「1 日本標準職業分類の位置付けと役割」を設けることに伴い、「課業」の類似性の基準を見直すほか、用語の定義の見直しなどに伴う必要な措置を行うこととしている。

3 改定内容及び理由

(1) 職業分類の「職務」の範囲について

今般の改定で「職業」の定義を改めることに伴い、職業分類上の「職務」の範囲を「報酬を伴う職務又は報酬を目的とする職務」と明示することとする。

職業分類では、市場に向け財・サービスの生産と供給を行うために労働力を要する経済活動の主体が、対価としての報酬を約束して、労働者たる個人に遂行を要求する職務を対象に分類項目を体系的に整備するものである。

なお、職業分類の適用対象から除外される行為については、2（4）の注2を参照。

(2) 課業の類似性の基準の考え方について

職業分類は、「課業」の類似性によって職業を体系的にまとめたものであるが、この類似性の基準について、1の統計ユーザー等のニーズを踏まえ、次のとおり整理することとする。

① 課業の遂行に必要とされる知識又は技能

「課業」の内容に着目した基準である。

職業分類の分類項目は、事業所に適用される日本標準産業分類から独立して設けられるものであり、同一の事業所で働いている者であっても、個々の「課業」の内容から異なる職業に分類されることがあり得ることから、判断基準として掲げているものである。

具体的には、次のような要素が考慮されることになる。

- ・ 要求される行為の種類
- ・ 要求される行為の裁量性
- ・ 要求される知識、技能、経験など
- ・ 要求される資格や要件の種類
- ・ 使用する道具、機械器具、設備の種類

② 課業の遂行によって達成される目的

「目的」に着目した基準である。

同じ「課業」を実施していても、その「目的」が異なる場合には、適用される分類項目が異なり得る。例えば、書類を作成するという「課業」はあらゆる職業に存在するが、それが企業における営業のためなのか、医療機関における診療のためなのかなど、その「目的」によって適用される分類項目が異なることから、判断基準として掲げているものである。

③ 事業所又はその他の組織の中で果たす役割

「組織における役割」に着目した基準である。

例えば、組織の経営方針の決定や組織の業務管理などの「課業」は、管理職など一定の役割や責任を負っている一部の就業者に固有のものであることから、判断基準として掲げているものである。

具体的には、次のような要素が考慮されることになる。

- ・ 組織における役割（ロール）、責任の種類
- ・ 同種の行為を行う他者との関係（教育・指導的立場かなど）

④ 生産される財・サービスの種類

「課業」を通じて生産される「財の種類」や提供される「サービスの種類」に着目した基準である。

例えば、財の生産については、自然界にある生物等をそのまま採取するのか加工するのか等によって、また、サービスの提供についても、提供相手が特定少数なのか不特定多数なのか等によって「課業」に差異が生じることから、判断基準として掲げているものである。

これは、主に大分類を設定する場合を想定したものであり、中分類以下については日本標準産業分類や生産物分類に留意する必要がある。

なお、改定前の職業分類で基準として掲げていた「使用する道具、機械器具又は設備の種類」及び「職務に必要とされる資格又は免許の種類」については、①の「職務の遂行に必要とされる知識又は技能」に包含されと考えられることから、本項の本文からは削除することとするが、①を判断する際の指標として、使用する道具、機械器具又は設備の種類や、公的資格の有無等を考慮していること、また、公的資格の中には、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練等を必要とするものとそうでないものがあるが、それらも「課業」の類似性を判断する際の重要な考慮要素としていることから、その旨をなお書きとして記載することとした。

一方、「仕事に従事する場所及び環境」については、情報通信技術の発達に伴い、テレワークをはじめ、働く場所が限定されない場合が増加しているなど、働く場所が「職務」を特徴付ける面が薄まってきていることを踏まえ、本項から削除することとする。ただし、働く場所の違いにより「職務」の遂行に必要とされる知識又は技能に違いがある職業について、働く場所の違いにより異なる分類項目を設定することを妨げるものではない。

また、本項は職業分類の体系全般を通じた分類項目の設定に関する一般的な基準であり、例えば、統計調査の実務上の要請等に基づいて分類項目を一部細分化して用いる場合において、「職務に従事する場所及び環境」などの観点を考慮することは排除されない。

4 職業分類の構成及び分類符号」について

1 「4 職業分類の構成及び分類符号」の概要

職業分類の構成や分類符号の表記に係るルールを定めている。

2 改定の概要

職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記の見直しは行わず、変更後の分類項目数の反映のみを行うこととしている。

3 改定内容及び理由

(1) 職業分類の構成について

職業分類を大分類、中分類及び小分類の３段階の階層で構成することを示した上で、今般の見直しを踏まえた大分類項目の名称や分類項目数について、表形式で整理している。

(2) 職業分類の分類符号について

職業分類の設定した分類符号のルールを示している。

今般の見直しに当たっても、従来と同様の分類符号の表記ルールを踏襲している。

「5 職業分類の適用単位」について

1 「5 職業分類の適用単位」の概要

統計調査及び行政記録情報から得られた職業情報を職業分類に適用する際の単位を定めている。

2 改定の概要

今般の改定では、適用単位の考え方そのものの見直しはせず、分かりやすさの観点からの変更を行うこととしている。

3 改定の内容

（1）「一人の人を単位として」について

職業分類は、個人を職業別に分類するために用いる統計基準であるため、1 人の人を単位に適用する。

このため、分類項目の名称は、従事者など人を表す表現を用いている。

（2）「遂行する職務を通じて適用する」について

職業の定義を踏まえ、職業情報から把握した「職務」に含まれる主な「課業」の類似性を勘案して、職業分類を適用することを示している。

具体的な職業の適用方法については、6に記載している。

「6 職業分類の適用方法」について

1 「6 職業分類の適用方法」の概要

職業分類を一人の人を単位として適用する場合のルールを示している。

2 改定の概要

今般の改定では、調査の実務においてどこに分類すべきか判断ができない場合に、本項目に基づき判断している実態があることを踏まえ、基本的に従来の考え方を踏襲することとした上で、「職務」が複数の大分類項目にまたがる場合について、財・サービスの生産に直接関わらないもの（生産活動の支援等を行うもの）の優先順位を改めて整理するとともに、今般の大・中・小分類項目の見直しへの対応に必要な範囲内で、資格及び見習い等の取扱いやその他の特殊な取扱いについて見直しを行うこととしている。

3 改定内容及び理由

改定後の各小分類に「想定される主な課業」を追記しているが、2で定義しているとおり、「課業」とは個々の作業や任務をいい、特定の「課業」のみに着目して分類項目の適用を判断するのではなく、3の「課業の遂行に必要とされる知識又は技能」等の類似性を考慮して総合的に判断すべきものであることから、「職業分類の適用に当たっては、2における課業、職務及び職業の定義や、3における分類項目の設定方法を踏まえ、個人が単一の分類項目に該当する職務に従事している場合は、その分類項目を適用する」という原則的な考え方を示した上で、これによらない例外的な場合を（1）～（3）として列挙することとしている。

また、従来の考え方を維持しつつ、「職務」が複数の大分類項目にまたがる場合は、財・サービスの生産に直接関わる大分類項目の適用を優先し、財・サービスの生産に直接関わらない複数の大分類項目にまたがる場合は、「職務」を遂行するために行う長期間の教育や訓練、研修の必要性がより大きい大分類項目を優先して適用することとしている。具体的には、次のとおり。

（1）職務が複数の分類項目に該当する場合

- ・ 現行のイ（ア）のただし書は、研究者等の特例的な取扱いを整理したものであることから、「（3）その他の特殊な取扱い」に移設する。
- ・ 現行のイ（イ）aのただし書は、他の注釈とまとめたほうが見やすいため、新（注5）として移設する。
- ・ 財・サービスの生産に直接関わらない大分類項目（生産活動の支援等を行うもの）について、「職務」を遂行するために長期間の教育や訓練、研修を実施する必要性がより大きいものを優先する形で優先順位を整理し、新大分類B、C、D、E、L、G、A、Fの順としている。また、

現行の大分類 B を分割する新大分類 B～E については相互に優先順位がない（同列）ものとし、その旨を新（注 7）として追記する。

- 現行の（注 5）にある「管理」という表現は、大分類 A「管理的職業従事者」を想起させることから削除する。また、「職業」と「職務」（仕事）が同義と受け取られかねないことから、これらの表現を見直す。
- 現行のイ（イ）b（a）について、統計実務では「主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目」という判断基準を用いていない実態があることを踏まえ、該当部分を削除する。

（2）資格及び見習い等の取扱い

- 一般的に「見習い」とは、その職業の本来の「職務」を遂行するために必要となる資格・経験・知識・技能を得るための訓練課程にある者であり、将来的に本務者として就業し、本務者の「職務」を担うことになる。一方、「看護師見習い」のように、将来的に本務者の「職務」を担うものの、医療行為は行わないなど、「職務」の一部にのみ従事する者や、「補助」や「助手」と呼称する者の中には、必ずしも本務者として就業することを目指していない者が存在する。

これに対し、現行の説明文が、本務者と「類似している」か否かによって「見習い」と「見習いではない単なる補助者等」を区別している点がわかりにくいため、当該部分を本務者と「実質的に同じ」か否かに改めるとともに、「本務者の一部の職務に限定される」場合を追記する。

（3）その他の特殊な取扱い

- 現行の「大分類 B—専門的・技術的職業従事者」を「大分類 B—研究者、技術者、大分類 C—保健医療・社会福祉専門職業従事者、大分類 D—法務・経営・教育等専門職業従事者又は大分類 E—文化・芸術等従事者」に分割することに伴い、項目名の引用箇所を修正する。
- 現行の「イ 保安職業従事者の特例」及び「ウ 専門的・技術的職業従事者の特例」の順番を大分類順に並べ替え、現行の「ウ」を、研究・医療関係とそれ以外（法務関係）に分割する。
- 現行の（2）イ（ア）のただし書は、研究者等の特例的な取扱いを記載したものであることから、本項目へ移設する。
- 現行の「ウ 専門的・技術的職業従事者の特例」のうち、「裁判所長」、「検事総長」等は、専門職である裁判官、検察官等のみが就く役職であり、研究所長等のように「専門的・技術的な知識を持たずに長となった者」が想定されないことから、研究所長等と分割する。また、新大分類 D「法務・経営・教育等専門職業従事者」に分類される「国税不服審判所長」を「ウ」に追加する。
- 新大分類 I「保安従事者」に分類される「刑務官」を「エ 保安従事者の特例」に追加する。
- 防衛大臣や防衛省の内部部局の職員は、自衛隊法上の「隊員」には含まれるものの「自衛官」には当たらないため、従前どおり、大分類 A「管理的職業従事者」などに分類する。

大分類 A「管理的職業従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
A 管理的職業従事者 事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。 ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の<u>職務</u>に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。 （1） 研究所長、<u>病院長</u>、<u>診療所長</u>、<u>歯科診療所長</u>、<u>歯科医院長及び校長は、職務の内容のいかんにかかわらず、それぞれ大分類 B〔研究者、技術者〕、大分類 C〔保健医療・社会福祉専門職業従事者〕又は大分類 D〔法務・経営・教育等専門職業従事者〕のそれぞれ該当する項目に分類される。</u> （2） <u>裁判所長</u>、<u>検事総長</u>、<u>検事長</u>、<u>検事正</u>、<u>公正取引委員会審査長</u>、<u>国税不服審判所長</u>、<u>海難審判所審判長及び特許庁審判長は、職務の内容のいかんにかかわらず、大分類 D〔法務・経営・教育等専門職業従事者〕のそれぞれ該当する項目に分類される。</u>	A 管理的職業従事者 事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。 ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の<u>仕事</u>に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。 （1） 研究所長・病院長・診療所長・歯科診療所長・歯科医院長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・海難審判所審判長・特許庁審判長・校長は<u>大分類 B〔専門的・技術的職業従事者〕に分類される。</u>	「仕事」は日常生活で広く用いられており、その意味の一般的な理解には大きな幅があることから、国際標準職業分類（ISCO-08）の「job」に対応する用語の明確化を図るため、「職務」に改める。（以下の項目でも同様。） 現行の一般原則第 4 項「職業の決定方法」（4）「その他の特殊な取扱い」の見直し及び現行の大分類 B 分割に伴い、ただし書（1）、（2）を修正。

(3) <u>自衛官、警察官、海上保安官、刑務官又は消防員として任用されているものは、職務の内容のいかんにかかわらず、大分類 I〔保安従事者〕のそれぞれ該当する項目に分類される。</u>	(2) <u>自衛官・警察官・海上保安官・消防員は大分類 F〔保安職業従事者〕に分類される。</u>	
01 議会議員、管理的公務員 国又は地方公共団体における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する<u>職務</u>に従事するもの及び議会議員として立法関係の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人において管理的業務に従事するものは中分類〔02 及び 03〕に分類される。	01 管理的公務員 国又は地方公共団体における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する<u>仕事</u>に従事するもの及び議会議員として立法関係の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人において管理的業務に従事するものは中分類〔02 及び 03〕に分類される。	現行の小分類 012「管理的国家公務員」及び同 013「管理的地方公務員」の統合により、新小分類〔012〕の項目名が「管理的公務員」となったことに伴い、項目名の重複を避けるため現行の中分類〔01〕の項目名を「議会議員、管理的公務員」に改称。
011 議会議員 国会又は地方議会の議員として、国民又は地域住民を代表して、法律案・条例案・予算案等について審議・採決等を行う<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・議会における法律案・条例案・予算案等の審議及び採決 ・行政機関等による政策等の執行の監視 ・国民の意見・要望を政策に反映させるための調査・検討及び政策提案 ○衆議院議長、参議院議長、衆議院議員、参議院議員、都道府県議会議長、都道府県議会議員、市区町村議会議長、市区町村議会議員	011 議会議員 国会又は地方議会の議員として、国民又は地域住民を代表して、法律案・条例案・予算案等について審議・採決等を行う<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○衆議院議長；参議院議長；衆議院議員；参議院議員；都道府県議会議長；都道府県議会議員；市区町村議会議長；市区町村議会議員	厚生労働省の職業情報提供サイト（job tag。以下「job tag」という。）を参考に想定される主な課業を追記。
012 管理的公務員 <u>国又は地方公共団体の課（課相当を含む）以上の内部</u>	012 管理的国家公務員 <u>国の課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管</u>	現行の小分類 012「管理的国家公務員」及び 013「管理的地方公務員」は課業の類

組織の業務を管理・監督する<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・担当する政策・事業・法令・予算等の企画・立案・調整・運用・執行等に関する指揮命令・管理監督及び承認・決定 ・上記職務に伴う、責任者の立場からの関係機関・関係者との協議・調整、部下職員の育成・評価及び業務分担・配置の決定 ○内閣総理大臣、<u>国務大臣、副大臣、大臣政務官、検査官（会計検査院）、人事官、内閣法制局長官、内閣官房副長官、各省庁（地方支分部局を含む）の事務次官・長官・次長・官房長・統括官・審議官・参事官及び局・部・課・院・館・所・署長、国家公安委員会委員、公正取引委員会委員、宮内庁長官、侍従長、女官長、上皇侍従長、上皇女官長、皇嗣職大夫、式部官長、大使、公使、衆・参議院の事務総長・事務次長・法制局長・法制次長及び局・部・課長、最高裁判所の事務総長・事務次長・審議官及び局・課・所長（判事でないもの）、下級裁判所の事務局長・課長（判事でないもの）、刑務所長（刑務官でないもの）、知事、副知事、会計管理者（都道府県）、支庁長、教育長、市長、町長、村長、副市町村長、会計管理者（市町村）、区長（地方公共団体）、公民館長（地方公共団体のもの）、教育委員、都道府県公安委員会委員、各地方公共団体の局・部・所・課・室・署・場長、選挙管理委員、監査委員、駅長・区長（公営鉄道）、保健所長</u>	理・監督する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○内閣総理大臣；<u>国務大臣；副大臣；大臣政務官；検査官（会計検査院）；人事官；内閣法制局長；内閣官房副長官；内閣参事官；事務次官；官房長；官房審議官；各省庁の局・部・課・所長；地方支分部局の局・部・課・所長；森林管理署長・部長・課長；国家公安委員会委員；公正取引委員会委員；宮内庁長官；侍従長；女官長；東宮大夫；東宮侍従長；東宮女官長；式部官長；大使；公使；衆・参議院事務総長；最高裁判所の事務総長、事務次長及び局・課・所長；下級裁判所の裁判部長・事務局長・課長；刑務所長</u> ×衆議院常任委員会専門員〔249〕 013 管理的<u>地方公務員</u> <u>地方公共団体の課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事</u>に従事するものをいう。 ○知事；副知事；<u>会計管理者（都道府県）；支庁長；教育長；市長；町長；村長；副市町村長；会計管理者（市町村）；自治体区長；公民館長（自治体のもの）；教育委員；都道府県公安委員会委員；各地方公共団体の</u>	似性が高いことから、新小分類 012「管理的公務員」に両者を統合。 job tag を参考に想定される主な課業を追記。 現行の小分類 012「管理的国家公務員」及び 013「管理的<u>地方公務員</u>」の統合より、両者の内容例示を集約・整理。 「保健所長」は医師資格を有することが一般的であるが、主たる職務が診療ではな
---	--	---

×行政事務員（職務が特定できないもの）〔289〕、助役・ 副長（駅）〔331〕	局・部・所・課・署・<u>庁</u>・室・場長；選挙管理委員； 監査委員；駅長・区長（公営鉄道） ×助役（駅）〔301〕	く公衆衛生行政の運営や組織管理である ため、現行の小分類 121「医師」から移設。 新小分類 331「旅客・貨物係事務員」に おける例示の整理内容を反映し、バツ例示 の「助役（駅）」の記載を修正。
--	---	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
02 法人・団体役員 会社・独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人・<u>認可法人</u>・公益法人・組合などの法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の<u>職務</u>に従事するものをいう。	02 法人・団体役員 会社・独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人・公益法人・組合などの法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	新小分類 022「独立行政法人等役員」に「認可法人」の説明を追記したことに伴い、説明文に「認可法人」を追記。
021 会社役員 株式会社（<u>特例有限会社を含む</u>）・合資会社・合名会社・合同会社と<u>いった営利目的の業務を行う会社</u>の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の<u>職務</u>に従事するものをいう。保険業法によって設立された相互会社の役員も含まれる。 ただし、特殊会社の役員は小分類〔022〕に分類される。 また、執行役については本分類に含まれるが、執行役員（取締役等の会社役員が兼務しているものを除く）については、小分類〔031〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>会社の経営理念・戦略・計画等の策定</u> ・<u>会社の業務全般における指揮命令・調整・評価及び承認・決定</u> ・<u>取締役会や経営会議等における会社の重要事項の審議及び決定</u> ・<u>株主総会の招集及び株主に対する報告</u> ○<u>会社会長</u>、<u>会社社長</u>、<u>会社副社長</u>、<u>会社専務取締役</u>、<u>会社常務取締役</u>、<u>会社相談役</u>、<u>会社会計参与</u>、<u>会社監査役</u>、<u>会社監事</u>、<u>会社取締役</u>、<u>会社執行役</u>、<u>会社重役（取締役）</u>、<u>合名会社代表社員（業務執行社員）</u>、<u>相互</u>	021 会社役員 株式会社（有限会社を含む）・合資会社・合名会社・合同会社の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の<u>仕事</u>に従事するものをいう。保険業法によって設立された相互会社の役員も含まれる。 ただし、特殊会社の役員は小分類〔022〕に分類される。 また、執行役については本分類に含まれるが、執行役員（取締役等の会社役員が兼務しているものを除く）については、小分類〔031〕に分類される。 ○<u>会社会長</u>、<u>会社社長</u>、<u>会社副社長</u>、<u>会社専務取締役</u>、<u>会社常務取締役</u>、<u>会社相談役</u>、<u>会社監査役</u>、<u>会社監事</u>、<u>会社取締役</u>、<u>会社執行役</u>、<u>会社重役</u>、<u>合名会社代表社員（業務執行社員）</u>、<u>相互会社社長</u>、<u>会社工場長</u>	新小分類 022「独立行政法人等役員」との区分を明示するため、説明文に「営利目的の業務を行う会社」を追記。また、有限会社は会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行により廃止され、特例有限会社に移行したことを踏まえて修正。 job tag を参考に想定される主な課業を追記。

会社社長、<u>会社工場長（取締役）</u>、<u>会社副工場長（取締役）</u>、<u>会社部長（取締役）</u>、<u>合資会社無限責任代表社員</u>、<u>会社顧問（取締役）</u>、<u>銀行頭取</u>、<u>銀行顧問（取締役）</u>、<u>会社支店長（取締役）</u>、<u>最高経営責任者（CEO）（取締役）</u>、<u>最高執行責任者（COO）（取締役）</u>、<u>最高財務責任者（CFO）（取締役）</u> ×独立行政法人役員（理事長・<u>副理事長</u>・理事・監事）〔022〕、<u>国立大学法人役員（理事長・大学総括理事・理事・監事）〔022〕</u>、<u>地方独立行政法人役員（理事長・副理事長・理事・監事）〔022〕</u>、<u>特殊法人役員（理事長・会長・副理事長・副会長・理事・監事）〔022〕</u>、<u>特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）〔022〕</u>、<u>認可法人役員（総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事）〔022〕</u>、<u>一般社団法人役員〔029〕</u>、<u>一般財団法人役員〔029〕</u>、<u>公益社団法人役員〔029〕</u>、<u>公益財団法人役員〔029〕</u>、<u>特別民間法人役員〔029〕</u>、<u>医療法人役員〔029〕</u>、<u>学校法人役員〔029〕</u>、<u>組合役員〔029〕</u>、<u>会社執行役員（取締役等の会社役員が兼務しているものを除く）〔031〕</u>、<u>大学学長〔192〕</u>、<u>大学副学長〔192〕</u>	（取締役）；<u>会社副工場長（取締役）</u>；<u>会社部長（取締役）</u>；<u>合資会社無限責任代表社員</u>；<u>会社顧問</u>；<u>銀行頭取</u>；<u>銀行顧問</u>；<u>会社支店長（取締役）</u> ×独立行政法人役員（理事長・理事・監事）〔022〕；<u>国立大学法人役員（理事長・監事）〔022〕</u>；<u>地方独立行政法人役員（理事長・副理事長・理事・監事）〔022〕</u>；<u>特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）〔022〕</u>；<u>会社執行役員（取締役等の会社役員が兼務しているものを除く）〔031〕</u>	顧問は、弁護士、税理士等の外部顧問の可能性があるので、「会社顧問」及び「銀行顧問」を取締役の場合に限定し、また、最高経営責任者（CEO）（取締役）等のマル例示を追加。 本項目に該当しないものをバツ例示に追加。
022 独立行政法人等役員 <u>公共目的の業務を行う法人のうち</u>、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人などの<u>国若しくは地方公共団体によって設立され、又は特別の法律によって設立される法人の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の職務に従事するものをいう。</u> ただし、<u>過去に特殊法人や認可法人であった法人の</u>	022 独立行政法人等役員 独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、<u>公立大学法人</u>、特殊法人、認可法人などの業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>特殊法人から民間法人化された法人の役員</u>	新小分類 021「会社役員」との区分を明示するため、説明文に「公共目的の業務を行う法人」を追加。 ただし書について、平成 13 年に行われ

<u>うち、民間法人化された法人（特別民間法人）の役員は小分類〔029〕に、国が保有する株式がすべて売却されるなど完全民営化された法人の役員は小分類〔021〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・政策等に応じた事業計画の策定 ・事業計画に基づく業務全体の指揮・調整・評価 ・事業報告書の作成及び関係機関への提出 ・外部有識者による意見の業務運営等への反映 ・政府機関等との協議 ○独立行政法人役員（理事長・副理事長・理事・監事）、<u>国立研究開発法人役員（理事長・副理事長・理事・監事）、国立大学法人役員（理事長・大学総括理事・理事・監事）、地方独立行政法人役員（理事長・副理事長・理事・監事）、公立大学法人役員（理事長・理事・監事）、地方共同法人役員（理事長・副理事長・理事・監事）、特殊法人役員（理事長・会長・副理事長・副会長・理事・監事）、特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）、認可法人役員（総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事）、地方住宅供給公社役員、地方道路公社役員、土地開発公社役員</u>	は小分類〔029〕に分類される。 ○独立行政法人役員（理事長・理事・監事）；<u>国立大学法人役員（理事・監事）；地方独立行政法人役員（理事長・副理事長・理事・監事）；日本銀行役員（総裁・副総裁・監事・理事・参与）；公庫役員（総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事）；特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）</u>	た特殊法人等の整理合理化を受ける形で「特殊法人から民間法人化」という表現が用いられているが、特殊法人の民営化には特殊会社化、民間法人化、完全民営化の 3 種類があり、このうち民間法人化された法人（社会保険診療報酬支払基金、日本税理士会連合会等）の役員は新小分類 029「その他の法人・団体役員」に、完全民営化した法人の役員は新小分類 021「会社役員」に分類するのが適切であることから、表現を適正化。 job tag を参考に想定される主な課業を追記。 マル例示に説明文の「認可法人」に該当する例示等を追記。 日本銀行は認可法人に含まれるのでマル例示から削除。
--	---	--

×一般社団法人役員〔029〕、一般財団法人役員〔029〕、 公益社団法人役員〔029〕、公益財団法人役員〔029〕、 特別民間法人役員〔029〕、医療法人役員〔029〕、学校 法人役員〔029〕、組合役員〔029〕、大学学長〔192〕、 大学副学長〔192〕		地方住宅供給公社などの地方公社は公共目的の業務を行い、地方公共団体によって設立されるため、現行の小分類 029「その他の法人・団体役員」のマル例示から本項目へ移設。 混同するおそれのあるものをバツ例示に追加。
029 その他の法人・団体役員 公益法人・組合など小分類〔021 及び 022〕に含まれない法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の職務に従事するものをいう。 ○一般社団法人役員、一般財団法人役員、公益社団法人役員、公益財団法人役員、特別民間法人役員、医療法人役員、宗教法人役員、学校法人役員、社会福祉法人役員、消費生活協同組合役員、消費生活協同組合連合会役員、農業協同組合役員、都道府県農業協同組合連合会役員、全国農業協同組合中央会役員、漁業協同組合役員、漁業生産組合役員、漁業協同組合連合会役員、水産加工業協同組合役員、水産加工業協同組合連合会役員、輸出水産業組合役員、森林組合役員、森林組合連合会役員、商工組合役員、商工組合連合会役員、企業組合役員、事業協同組合役員、火災共済協同組合役員、信用協同組合役員、協同組合連合会役員、都道府県中小企業団体中央会役員、全国中小企業団体中央会役員、内航海運組合役員、内航海運組合連合	029 その他の法人・団体役員 公益法人・組合など他に分類されない法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。 ○医療法人役員；宗教法人役員；学校法人役員；社会福祉法人役員；消費生活協同組合役員；消費生活協同組合連合会役員；農業協同組合役員；都道府県農業協同組合連合会役員；全国農業協同組合中央会役員；漁業協同組合役員；漁業生産組合役員；漁業協同組合連合会役員；水産加工業協同組合役員；水産加工業協同組合連合会役員；経済団体連合会役員；輸出水産業組合役員；森林組合役員；森林組合連合会役員；商工組合役員；商工組合連合会役員；企業組合役員；事業協同組合役員；火災共済協同組合役員；信用協同組合役員；協同組合連合会役員；都道府県中小企業団体中央会役員；全国中小企業団体中央会役員；内航海運組合役員；内航海運組合連合会役員；地区たばこ耕作組合役員；たばこ耕作組合連合会役員；たばこ耕作組合中	説明文の「公益法人」に関連するマル例示を追加。 「経済団体連合会役員」は「一般社団法人役員」に含まれるため削除。

会役員、<u>地区たばこ耕作組合役員</u>、<u>たばこ耕作組合連 合会役員</u>、<u>たばこ耕作組合中央会役員</u>、<u>輸出組合役 員</u>、<u>納税貯蓄組合役員</u>、<u>酒類業組合役員</u>、<u>信用金庫役 員</u>、<u>信用金庫連合会役員</u>、<u>労働金庫役員</u>、<u>労働金庫連 合会役員</u>、<u>土地区画整理組合役員</u>、<u>水害予防組合役 員</u>、<u>健康保険組合役員</u>、<u>国民健康保険組合役員</u>、<u>農業 共済組合役員</u>、<u>農業共済組合連合会役員</u>、<u>公務員共済 組合役員</u>、<u>労働組合役員</u>、<u>政党本部役員</u>、<u>生活衛生同 業組合役員</u>、<u>公立学校共済組合役員</u> × <u>地方住宅供給公社役員〔022〕</u>、<u>地方道路公社役員 〔022〕</u>、<u>土地開発公社役員〔022〕</u>	央会役員、<u>輸出組合役員</u>、<u>納税貯蓄組合役員</u>、<u>酒類業 組合役員</u>、<u>信用金庫役員</u>、<u>信用金庫連合会役員</u>、<u>労働 金庫役員</u>、<u>労働金庫連合会役員</u>、<u>土地区画整理組合役 員</u>、<u>水害予防組合役員</u>、<u>健康保険組合役員</u>、<u>国民健康 保険組合役員</u>、<u>農業共済組合役員</u>、<u>農業共済組合連合 会役員</u>、<u>公務員共済組合役員</u>、<u>労働組合役員</u>、<u>政党本 部役員</u>、<u>生活衛生同業組合役員</u>、<u>公立学校共済組合役 員</u>、<u>地方住宅供給公社役員</u>、<u>地方道路公社役員</u>、<u>土地 開発公社役員</u>	地方住宅供給公社などの地方公社は公 共目的の業務を行い、地方公共団体によっ て設立されるため、本項目から新小分類 022「独立行政法人等役員」へ移設し、バ ツ例示に追記。
---	--	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
03 法人・団体管理職員 会社・独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人・<u>認可法人</u>・公益法人・組合などの法人・団体における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>これらの会社・団体等の役員</u>は中分類〔02〕に分類される。	03 法人・団体管理職員 会社・独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人・公益法人・組合などの法人・団体における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、会社・団体等の役員は中分類〔02〕に分類される。	新小分類 022「独立行政法人等役員」に「認可法人」の説明を追記したことに伴い、新中分類〔02〕と法人の種類を統一するため、説明文に「認可法人」を追記。
031 会社管理職員 <u>株式会社（特例有限会社を含む）・合資会社・合名会社・合同会社</u>といった<u>営利目的の業務を行う会社</u>において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する<u>職務</u>に従事するものをいう。<u>保険業法によって設立された相互会社</u>において管理・監督する<u>職務に従事するものも含まれる。</u> ただし、特殊会社の管理職員は小分類〔032〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>内部組織の役割に応じた目標・計画・戦略等の設定</u> ・<u>担当する業務に関する指揮命令及び承認</u> ・<u>社員の育成・評価</u> ・<u>他部門との業務に関する調整</u> ・<u>上位の管理職等への報告・説明</u> ○会社執行役員（取締役等の会社役員が兼務しているものを除く）、<u>会社部長（取締役でないもの）、会社部次長・課長、会社営業所長、会社支社長（取締役でないもの）、会社支店長（取締役でないもの）、会社工場長（取締役でないもの）、駅長・区長（民営鉄道）</u>	031 会社管理職員 会社において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、特殊会社の管理職員は小分類〔032〕に分類される。 ○会社執行役員（取締役等の会社役員が兼務しているものを除く）、<u>会社部長・部次長・課長；営業所長；支社長；支店長；工場長；駅長・区長（民営鉄道）</u>	新小分類 032「独立行政法人等管理職員」との区分を明示するため、説明文に「営利目的の業務を行う」を追記。 新小分類 021「会社役員」と平仄を合わせるため、相互会社の管理職員も含まれることを追記。 job tagを参考に想定される主な課業を追記。 取締役は本項目に含まれないため、「（取締役でないもの）」をマル例示に追記。

× <u>会社取締役〔021〕、会社執行役〔021〕、会社重役（取締役）〔021〕、会社部長（取締役）〔021〕、特殊法人部長・課長〔032〕、特殊会社部長・課長〔032〕、認可法人部長・課長〔032〕</u>	× <u>会社部長（取締役）〔021〕；特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）〔022〕；特殊会社部長・課長〔032〕</u>	取締役等は新小分類 021「会社役員」に含まれるため、バツ例示に追加。
032 独立行政法人等管理職員 <u>公共目的の業務を行う法人のうち、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人などの国若しくは地方公共団体によって設立され、又は特別の法律によって設立される法人において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する職務に従事するものをいう。</u> ただし、<u>過去に特殊法人や認可法人であった法人のうち、民間法人化された法人（特別民間法人）の管理職員は小分類〔039〕に、国が保有する株式がすべて売却されるなど完全民営化された法人の管理職員は小分類〔031〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>政策等に応じた事業計画の実行</u> ・ <u>通常業務に関する指揮・承認・管理</u> ・ <u>社員の育成・評価</u> ・ <u>政府機関等との協議</u> ○ <u>独立行政法人部長・課長、国立研究開発法人部長・課</u>	032 独立行政法人等管理職員 独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>特殊法人から民間法人化された法人においてこれらの仕事に従事するものは小分類〔039〕に分類される。</u> ○ <u>独立行政法人部長・課長；国立大学法人部長・課長；</u>	新小分類 031「会社管理職員」との区分を明示するため、説明文に「公共目的の業務を行う法人」などを追記。 ただし書について、平成 13 年に行われた特殊法人等の整理合理化を受ける形で「特殊法人から民間法人化」という表現が用いられているが、特殊法人の民営化には特殊会社化、民間法人化、完全民営化の 3 種類があり、このうち民間法人化された法人の管理職員は新小分類 039「その他の法人・団体管理職員」に、完全民営化した法人の管理職員は新小分類 031「会社管理職員」に分類するのが適切であることから、表現を適正化。 job tag を参考に想定される主な課業を追記。 本項目に該当するマル例示を追加。

<u>長、国立大学法人事務局長・部長・課長、地方独立行政法人部長・課長、公立大学法人事務局長・部長・課長、地方共同法人部長・課長、特殊法人部長・課長、特殊会社部長・課長、認可法人部長・課長、駅長・区長（特殊法人）</u> ×<u>駅長・区長（民営鉄道）〔031〕、一般社団法人部長・課長〔039〕、一般財団法人部長・課長〔039〕、公益社団法人部長・課長〔039〕、公益財団法人部長・課長〔039〕、特別民間法人部長・課長〔039〕、医療法人事務局長・部長・課長〔039〕、学校法人事務長・部長・課長〔039〕、組合事務局長・部長・課長〔039〕、大学教授〔192〕、大学准教授〔192〕</u>	<u>地方独立行政法人部長・課長；日本銀行局長・室長；公庫部長・課長；金庫部長・課長；特殊会社部長・課長；</u> <u>駅長・区長（特殊法人）</u> ×<u>駅長・区長（民営鉄道）〔031〕</u>	日本銀行は認可法人に含まれるため、マル例示から削除。また公庫・金庫などの政府系金融機関は特殊法人・特殊会社に包含されるため削除。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
039 その他の法人・団体管理職員 <u>公益法人・組合など他に分類されない法人・団体において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する職務に従事するものをいう。</u> ○<u>一般社団法人部長・課長、一般財団法人部長・課長、公益社団法人部長・課長、公益財団法人部長・課長、特別民間法人部長・課長、組合事務局長・部長・課長、医療法人事務長・部長・課長、学校法人事務長・部長・課長</u>	039 その他の法人・団体管理職員 <u>会社、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人（民間法人化された特殊法人を除く）以外の法人・団体において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>組合理部長・課長；私立学校事務長・部長・課長</u>	新小分類 029「その他の法人・団体役員」と平仄を合わせるため記載を修正。 説明文の「公益法人」に関連するマル例示等を追加。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
04 個人事業経営・管理者 個人が営む<u>組織的な事業</u>の経営・管理の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、主に経営・管理以外の<u>職務</u>に直接従事する<u>もの</u>については、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。	04 その他の管理的職業従事者 個人が営む事業の経営・管理の<u>仕事</u>に従事する<u>ものなど</u>、中分類〔01～03〕に含まれない<u>管理的な仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、主に経営・管理以外の<u>仕事</u>に直接従事する<u>事業主・支配人・管理職員</u>は、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。	現行の中分類 04「その他の管理的職業従事者」及び小分類 049「その他の管理的職業従事者」は個人事業を営む経営者が分類されてきたこと、管理的職業従事者は、法人・団体及び個人経営の各項目のいずれかに必ず分類されることから、現行の中分類 04 及び小分類 049 を「個人事業経営・管理者」に改称（「その他」に相当する項目は設定しない）。
041 個人事業経営・管理者 個人が営む<u>組織的な事業</u>の経営・管理の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、主に経営・管理以外の<u>職務</u>に直接従事する<u>ものは</u>、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>経営戦略・商品構成・価格等の決定</u> ・<u>従業員の採用・報酬水準の決定及び指揮命令</u> ・<u>仕入れ業者等との交渉・契約</u> ・<u>事業所の収支管理</u> ○<u>小売店経営者（個人事業）、卸売店経営者（個人事業）、飲食店経営者（個人事業）、工務店経営者（個人事業）</u> ×<u>小売店経営者（個人事業でないもの）〔021〕、卸売店経営者（個人事業でないもの）〔021〕、飲食店経営者（個人事業でないもの）〔021〕、工務店経営者（個人事業でないもの）〔021〕、小売店長〔381〕、卸売店長</u>	049 その他の管理的職業従事者 個人が営む事業の経営・管理の<u>仕事</u>に従事する<u>ものなど</u>、中分類〔01～03〕に含まれない<u>管理的な仕事に従事するもの</u>をいう。 ただし、主に経営・管理以外の<u>仕事</u>に直接従事する<u>事業主・支配人・管理職員</u>は、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。	新中分類 04「個人事業経営・管理者」及び新小分類 041「個人事業経営・管理者」には、他者を雇用し、組織的な事業を行う個人事業主を分類することから、説明文を修正。 想定される課業を追記。 説明文に該当するマル例示を追加。 混同するおそれのあるものをバツ例示に追加。

<u>〔382〕、飲食店長（主に接客サービスに従事するもの）</u> <u>〔471〕、工務店長（主に建築工事に従事するもの）</u> <u>〔701 など〕</u>		
---	--	--

大分類 B「研究者、技術者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
【大分類 B「専門的・技術的職業従事者」の分割について】 現行の大分類 B「専門的・技術的職業従事者」の小分類の項目数は、昭和 35 年の日本標準職業分類の設定時には 56 項目であったが、平成 21 年の第 5 回改定においては 91 項目まで増大している。また、その就業者数は平成 22 年の約 861 万人から令和 2 年には約 1,027 万人へと増加し、10 年間で約 19.2%の伸びを示すなど、増加傾向にある。 現行の大分類〔B〕に含まれる職業を見ると、研究者、技術者、保健医療、社会福祉、法務、経営、金融、教育、宗教家、美術家など非常に多種多様な職業が含まれており、性質の異なる職業が一括して整理されている状況にある。今後、情報通信技術の発展、医療・福祉分野の就業者の拡大といった社会情勢の変化により、産業構造の高度化に伴う知識の集約化がより一層進展し、業務の専門化が進むことが想定され、専門的・技術的職業従事者は今後さらに増加することが見込まれる。 しかしながら、現行の大分類〔B〕のように、職務内容が極めて複雑かつ広範にわたるものを一括した区分として扱うことは、特に大分類ごとに集計している統計の調査結果における職業の性質、傾向、特徴及び類似性といった点について、具体的かつ明確に把握することを妨げる要因となっている。このことは、労働構造や就業実態などの動向の把握・分析、職業別の政策・制度への反映などの円滑な実施に一定の影響を及ぼすものと考えられる。 例えば、保健医療及び社会福祉分野については、少子高齢化による人口構造の変化、医療技術の進歩、地域社会を取り巻く環境の変化などを背景として、その重要性は今後一層高まるが見込まれることから、当該分野の大分類を分割・独立させてその特徴や動向の把握・分析を容易にすることは、実態に即した政策立案や意思決定に資するものと考えられる。 以上を踏まえ、現行の大分類〔B〕については、統計の解像度を高め、実態把握及び分析の精度向上を図る観点から分割することが適当であると判断し、次のとおり 4 分割することとする。 なお、分割に当たっては、多様な職業が同大分類内に混在する要因の一つであった専門的性質に係る幅広い解釈を改め、制度的枠組みに基づく職務か否かを基準に加えるのと同時に、分類のイメージがしやすい大分類の体系となるよう整理した。		左記【大分類 B「専門的・技術的職業従事者」の分割について】のとおり、現行の大分類 B「専門的・技術的職業従事者」を次の①～④のとおり 4 分割する。 ①研究者、技術者（現行の中分類〔05～11〕） ②保健医療・社会福祉専門職業従事者（現行の中分類〔12～16〕） ③法務・経営・教育等専門職業従事者（現行の中分類〔17～19〕） ④文化・芸術等従事者（現行の中分類〔20～24〕）

	① 研究者、技術者（現行の中分類〔05～11〕） 現行の大分類〔B〕の定義の前段にある「高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの」に対応する職業群であり、科学的知識を基盤とした研究及び技術の創出・応用に関わる点で共通した性質を有している。 ② 保健医療・社会福祉専門職業従事者（現行の中分類〔12～16〕） 現行の大分類〔B〕の定義の後段に対応する職業群のうち、法令等の制度的枠組みに基づき専門性が担保される保健医療及び社会福祉分野の職業群である。保健医療及び社会福祉分野は、人々の生命、健康及び生活といった社会的基盤を支える職業群であり、少子高齢化等の社会情勢の影響を強く受ける分野である。近年、特にこれらの分野における就業者数の増加が顕著であることから、当該分野を独立して把握することは、その動向の分析及び政策的対応の観点から重要である。 ③ 法務・経営・教育等専門職業従事者（現行の中分類〔17～19〕） 現行の大分類〔B〕の定義の後段に対応する職業群のうち、法令等の制度的枠組みに基づき専門性が担保される法務、経営、金融、保険、教育等の職業群である。公共性が高く、社会経済活動の円滑な維持・運営に関わる役割を担うものであり、多くの場合、国家資格等により専門性及び能力が担保されている点に共通性がある。 ④ 文化・芸術等従事者（現行の中分類〔20～24〕） 現行の大分類〔B〕の定義の後段に対応する職業群のうち、宗教家、美術家、音楽家、個人教師等が該当する職業群であり、これらの活動は必ずしも制度的枠組みによる専門性の担保に基づくものではなく、主に個人の創造性、表現、経験及び感性などを発揮することによって行われる。また、その成果は主観的かつ多様に評価される点において、他の専門的・技術的職業従事者とは性質が異なる。このような他の項目との異質性を踏まえ、項目名に「専門」の文言を付さないものとする。 なお、図書館司書及び学芸員については、文化の保存・継承等を通じて社会の知的・文化的基盤の維持・発展に寄与している点で共通性を有することから、本区分に含めることには一定の合理性があると考えられる。	
<u>B 研究者、技術者</u> 高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な<u>職務</u>に従事するものをいう。 この<u>職務</u>を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又は	<u>B 専門的・技術的職業従事者</u> 高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な<u>仕事</u>に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。 この<u>仕事</u>を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又は	現行の大分類B「専門的・技術的職業従事者」の4分割に当たって、本大分類は、現行の大分類〔B〕の説明文「高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの」に該当することから、新大分類B「研究者、技術者」（現

これと同程度以上の実務的経験を必要とする。	これと同程度以上の実務的経験<u>あるいは芸術上の創造的才能</u>を必要とする。	行の中分類〔05～11〕の説明文を修正。 「あるいは芸術上の創造的才能」は新大分類E「文化・芸術等従事者」に該当する記述であることから、説明文から削除。
05 研究者 公的研究機関、大学附置研究所又は企業の研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見又は技術上の革新を目標とする専門的・科学的な<u>職務</u>に従事するものをいう。 この<u>職務</u>を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、大学附置研究所などの研究者のうち、<u>教育活動に従事するものは中分類〔19〕に分類される。</u>	05 研究者 公的研究機関、大学附置研究所又は企業の研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見又は技術上の革新を目標とする専門的・科学的な<u>仕事</u>に従事するものをいう。 この<u>仕事</u>を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、大学附置研究所などの研究者のうち、<u>講座を有するものは中分類〔19〕に分類される。</u>	「講座を有するもの」はかつての「講座制」という意味を想起させることから、「教育活動に従事するもの」に修正。
051 自然科学系研究者 研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、理学・工学・農学・医学・薬学などの自然科学に関する専門的・科学的な知識と技術をもって、科学技術に関しての新知識を得るために又は製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために、これらについての固有の研究テーマをもって、<u>主に試験・研究の職務</u>に従事するものをいう。 ただし、研究所・試験所・研究室などの研究施設において、<u>知識・技術の普及指導や製造技術の開発などの技術的な職務に従事するものは中分類〔06～10〕に、主に</u>	051 自然科学系研究者 研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、理学・工学・農学・医学・薬学などの自然科学に関する専門的・科学的な知識と技術をもって、科学技術に関しての新知識を得るために又は製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために、これらについての固有の研究テーマをもって、<u>専ら試験・研究の仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、研究所・試験所・研究室などの研究施設において、<u>専ら試験・研究に関連する技能的な仕事</u>に従事するものは大分類H〔生産工程従事者〕の該当する項目に	複数の分類項目に該当する職務に従事する場合、一般原則に基づき分類項目が適用されることを考慮し、現行の説明文で用いられている「専ら」という表現を、「主に」に修正（以下、同様に全ての現行の分類項目で用いられる「専ら」を「主に」に修正）。 研究施設において業務を行うものの中には、技術的な職務に従事するものも想定されるため、ただし書に技術者の説明文を

試験・研究に関連する技能的な職務（専門的・科学的知識を必要とする試験・研究を除く）に従事するものは大分類K〔生産工程従事者〕の該当する項目に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・自然科学の分野における思索、考案、情報・資料収集、試作、実験、検査、分析などによる研究 ・研究成果をまとめた論文・報告書の作成及び学会・学術誌等を通じた論文・報告書の発表 ○地球物理学研究員、物理学研究員、化学研究員、食品化学研究員、低温科学研究員、数学研究員、統計学研究員、金属材料研究員、機械工学研究員、電気工学研究員、電子工学研究員、通信工学研究員、繊維工学研究員、土木工学研究員、建築工学研究員、情報工学研究員、農学研究員、農業試験場研究員、畜産学研究員、畜産試験場研究員、動物学研究員、林学研究員、林業試験場研究員、植物学研究員、水産学研究員、水産試験場研究員、バイオテクノロジー研究員、医学研究員、獣医学研究員、血液学研究員、薬学研究員、理学研究員、製糸研究員、地質学研究員、地震研究員、天文学研究員、気象学研究員 ×技術者〔06～10の該当する項目〕、大学教授〔192〕、大学附属研究所教授〔192〕、学芸員〔252〕、検査工〔60～62の該当する項目〕、製図工〔632〕、写図工〔632〕	分類される。 ○地球物理学研究員；物理学研究員；化学研究員；食品化学研究員；低温科学研究員；数学研究員；統計数理研究員；金属材料研究員；機械工学研究員；電気・電子工学研究員；通信工学研究員；繊維工学研究員；土木工学研究員；建築工学研究員；情報工学研究員；農学研究員；畜産研究員；動物学研究員；林学研究員；植物学研究員；水産学研究員；バイオテクノロジー研究員；医学研究員；獣医学研究員；血液研究員；薬学研究員；製糸研究員；地質研究員；地震研究員；天文研究員；気象研究員 ×技術者〔06～11の該当する項目〕；大学教授〔198〕；大学附属研究所教授〔198〕；検査工〔56～58の該当する項目〕；製図工〔591〕；写図工〔591〕	追記。 総務省「令和7年科学技術研究調査 用語の解説」や文部科学省「民間企業の研究活動に関する調査-用語の解説」を参考に、想定される主な課業を追記。（新小分類052「人文・社会科学系等研究者」も同様） 厚生労働省編職業分類を参考に、「農業試験場研究員」等をマル例示に追加。 研究者と混同するおそれがある「学芸員」をバツ例示に追加。
052 人文・社会科学系等研究者 研究施設などにおいて、哲学・史学・文学・美術・心理学・教育学・社会学・法律学・政治学・経済学・商学・	052 人文・社会科学系等研究者 研究施設などにおいて、哲学・史学・文学・美術・心理学・教育学・社会学・法律学・政治学・経済学・商学・	

経営学などの人文・社会科学及び人文・社会科学以外の家政学・商船学などに関する固有の研究テーマをもって、<u>主に</u>調査・研究などの専門的・科学的な<u>職務</u>に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・<u>人文・社会科学、家政学、商船学などの自然科学以外の分野における思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析などによる研究</u> ・<u>研究成果をまとめた論文・報告書の作成及び学会・学術誌等を通じた論文・報告書の発表</u> ○哲学研究員、<u>宗教研究員</u>、<u>史学研究員</u>、<u>史料研究員</u>、<u>歴史研究員</u>、<u>文学研究員</u>、<u>国語研究員</u>、<u>言語研究員</u>、<u>美術研究家</u>、<u>絵画研究員</u>、<u>心理学研究員</u>、<u>教育学研究員</u>、<u>社会学研究員</u>、<u>法学研究員</u>、<u>経済学研究員</u>、<u>農業経済研究員</u>、<u>人口学研究員</u>、<u>商学研究員</u>、<u>経営学研究員</u>、<u>家政学研究員</u>、<u>商船学研究員</u> ×大学教授〔192〕、大学附属研究所教授〔192〕、<u>学芸員〔252〕</u>	経営学などの人文・社会科学及び人文・社会科学以外の家政学・商船学などに関する固有の研究テーマをもって、<u>専ら</u>調査・研究などの専門的・科学的な<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○哲学研究員；<u>宗教研究員</u>；<u>史学研究員</u>；<u>史料研究員</u>；<u>歴史研究員</u>；<u>文学研究員</u>；<u>国語研究員</u>；<u>言語研究員</u>；<u>美術研究家</u>；<u>絵画研究員</u>；<u>心理学研究員</u>；<u>教育研究員</u>；<u>社会学研究員</u>；<u>法学研究員</u>；<u>経済学研究員</u>；<u>農業経済研究員</u>；<u>人口学研究員</u>；<u>商学研究員</u>；<u>経営学研究員</u>；<u>家政学研究員</u>；<u>商船学研究員</u> ×大学附属研究所教授〔198〕；大学教授〔198〕	想定される主な課業を追記。 研究者と混同するおそれがある「学芸員」をバツ例示に追加。
---	---	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
06 農林水産技術者 <u>専門的・科学的知識と手段を生産等に応用し、農林水産業における知識や技術の普及指導・企画・開発・管理・検査などの技術的な職務に従事するものをいう。</u> この<u>職務</u>を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、<u>農林水産業に関する基礎的又は応用的な研究の職務</u>に従事するものは中分類〔05〕に分類される。	06 農林水産技術者 <u>科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、農林水産業における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。</u> この<u>仕事</u>を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、<u>製品開発に関する基礎的な研究の仕事</u>に従事するものは中分類〔05〕に分類される。	専門的・科学的知識を応用するのは「生産」だけとは限らないため「生産等」に修正。 また、現行分類の「企画・管理・監督・研究開発」という説明は、後述の想定される主な課業で使用される用語に置き換え。 新中分類 05「研究者」の定義「基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため～」と整合性を図るため、ただし書に「又は応用的」を追記。
061 農林水産技術者 <u>農作物等の栽培・飼育・育成・生産流通などに関する知識普及・技術指導、企画・開発、管理・検査などの技術的な職務に従事するものをいう。</u> この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 <u>・農作物等（稲・麦・雑穀・豆類・いも類・野菜・園芸作物・工芸作物・植木・家畜・家さん・毛皮獣・蜜蜂・飼料作物・造林用種苗・林木・林産物・水産動植物など）の栽培・土壌・肥料・病虫害などに関する知識普及・技術指導</u>	061 農林水産技術者 <u>作物（稲・麦・雑穀・豆類・いも類・野菜・園芸作物・工芸作物・植木）の栽培・土壌・肥料・病虫害に関する技術の改良普及、農作物の生産流通に関する指導・調整、種苗の配布や農産物・種苗の検査、家畜・家さん・毛皮獣・みつばちなどの増殖・飼養・改良普及、飼料作物の栽培及び造林用種苗の育成、林木の育成・管理・保護、植林、保育、林産物の生産・利用及び水産動植物の採捕・養殖に関する企画・指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。</u>	現行の定義は、前回改定時に 5 つの小分類項目の定義を統合したものであり、複数の分類で共通的に利用されている「企画」、「技術指導」、「管理」、「検査」や「普及」といった点に着目しつつ、説明文を簡潔に整理し、具体的な内容は課業に列挙する形で修正。 なお、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）などの法令等に基づき、農業、林業、水産業の各分野に「普及指導員」（都道府県職員が任用）が置かれており、従前から本分類のマル例示となっているが、これら「普及指導員」により、農林水産業に関する「技術・知識の普及指導」が行われることによって、新大分類 J「農

・農林水産業従事者の実態把握及び経営指導 ・農作物等の生産方法、品種改良、病虫害の予防方法などに関する調査及び技術の企画・開発 ・研究機関等による研究成果、新技術等の現地での実証及び応用 ・研究機関、行政機関、その他関係団体等との農林水産業に関する技術・知識の情報交換及び連絡調整 ・農作物等の管理・検査 ○農業技術者、農業技術士、普及指導員、しいたけ栽培技術者、たばこ栽培技術者、植木栽培技術者、植物防疫官、営農指導員、たばこ耕作指導員、農産物検査員、畜産技術者、乳質検査員（牧場）、ふ化技術者、種付技術者、家畜人工授精師、畜産コンサルタント、養鶏技術者、雌雄鑑別師（初生ひな）、森林種苗技術員、森林技術士、林産物検査員、林業技士、樹木医、森林インストラクター、森林管理局・署技術者、水産技術士、水産技術者、水産資源保護指導員、魚介類養殖技術者、真珠養殖技術者、のり（海苔）養殖技術者、蚕業技術員、養蚕産地育成推進員 ×農業試験場研究員〔051〕、畜産試験場研究員〔051〕、林業試験場研究員〔051〕、水産試験場研究員〔051〕、水産食品製造技術者〔071〕、製糸技術者〔079〕、木材加工技術者〔079〕、森林土木技術者〔082〕、治山・治水技術者〔082〕、農林土木技術者〔082〕、森林測量技術者〔083〕、農薬検査員〔109〕、肥料検査員〔109〕、獣医師〔113〕	○農業技術者；農業技術士；普及指導員；しいたけ栽培技術者；たばこ栽培技術者；植木栽培技術者；営農指導員；たばこ耕作指導員；農産物検査員；畜産技術者；乳質検査員（牧場）；ふ化技術者；種付技術者；家畜人工授精師；畜産コンサルタント；養鶏技術者；雌雄鑑別師（初生ひな）；森林種苗技術員；森林技術士；林産物検査員；林業技士；樹木医；森林インストラクター；森林管理局・署技術者；水産技術士；水産技術者；水産資源保護指導員；魚介類養殖技術者；真珠養殖技術者；のり（海苔）養殖技術者；蚕業技術員；繭検定技術員；養蚕産地育成推進員 ×水産食品製造技術者〔081〕；木材加工技術者〔089〕；農林土木技術者〔092〕；森林土木技術者〔092〕；治山・治水技術者〔092〕；森林測量技術者〔093〕；製糸技術者（開発を除く）〔089〕；獣医師〔123〕；農薬検査員〔249〕；肥料検査員〔249〕；生糸検査員〔249〕	林漁業従事者」に分類される職業従事者に対する技術的な支援が行われるものであると整理し、説明文の修正にもこの考え方を反映。また、修正に当たっては、厚生労働省編職業分類も参考とした。 平成 10 年の蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の廃止に伴い、各地の繭検定所が廃止されたため「繭検定技術員」をマル例示から削除。 新小分類 051「自然科学系研究者」に新たに追加した「農業試験場研究員」等をバツ例示に追加。また、平成 26 年に日本農林規格（JAS）の生糸に関する規格が廃止されたため、「生糸検査員」をバツ例示から削除。
--	---	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
07 製造技術者 <u>専門的・科学的知識を応用して、食品、電気・電子・電気通信、機械などの製品の開発に関する技術的な職務、又はこれらの製品を生産するための生産工程の設計・管理、品質管理、監督・指導などの技術的な職務に従事するものをいう。</u> なお、部品の開発・<u>生産</u>に係る技術者は、その部品の材質、製法、機能により小分類〔071～079〕のそれぞれに分類される。 この<u>職務</u>を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、<u>次の職務に従事するものは含まれない。</u> （1）主に生産現場で作業員の監督を行うもの大分類K〔生産工程従事者〕に分類される。 （2）試験所・研究所などの試験・研究施設で、<u>基礎的又は応用的な研究の職務</u>に従事するものは中分類〔05〕に分類される。 （3）指示を受けて製図のみ行うものは小分類〔632〕に分類される。	07 製造技術者（開発） <u>科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の開発・設計及び電気に関する技術の開発、施設の設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。</u> なお、部品の開発・<u>設計</u>に係る技術者は、その部品の材質、製法、機能により小分類〔071～079〕のそれぞれに分類される。 この<u>仕事</u>を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、<u>基礎的な研究の仕事</u>に従事するものは中分類〔05〕に分類される。<u>また、指示を受けて製図のみ行うものは小分類〔591〕に分類される。</u> 08 製造技術者（開発を除く） <u>科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導並びに発送電など電気に係る機器又は施設の工事・維持・管理など、中分類〔07〕に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。</u> なお、部品の<u>製造</u>に係る技術者は、その部品の材質、製法、機能により小分類〔081～089〕のそれぞれに分類される。	製造技術者については、第 5 回改定時に技術者が扱う製品の技術分野別に「製造技術者（開発）」及び「製造技術者（開発を除く）」を区分したが、実際の製造現場における職務の担当範囲等を考慮すると、開発とそれ以外で完全に二分するのは困難であることから、現行の中分類 07「製造技術者（開発）」及び同 08「製造技術者（開発を除く）」を統合し、分類項目名を改称。また、小分類の説明文修正に伴い、本項目の説明文も修正。

	この<u>仕事</u>を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、主に生産現場で作業員の監督を行うものは大分類H〔生産工程従事者〕に分類される。	
071 食品技術者 各種飲食料品の開発・生産に関し、<u>製造技術の開発、又は生産工程の設計・管理、製造、品質管理、監督・指導などの技術的な職務に従事するものをいう。</u> ただし、食品衛生・監視の<u>職務</u>に従事するものは小分類〔149〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>飲食料品の原材料の分析・原材料の配合割合、加工方法などの検討</u> ・<u>飲食料品の生産工程・生産設備の設定等の工程設計及び工程ごとの作業内容・手順の設定</u> ・<u>製造した飲食料品の安全性等の品質管理</u> ○食品<u>製造技術者</u>、<u>製粉技術者</u>、<u>製菓技術者</u>、<u>製糖技術者</u>、<u>酪農製品（乳製品）技術者</u>、<u>水産食品製造技術者</u>、<u>醸造技術者</u>、<u>醸造試験技術者</u>、<u>マーガリン製造技術者</u>、<u>食用油脂製造技術者</u>、<u>食品化学技術者</u>、<u>製氷技術者</u>、<u>食品冷凍技術者</u>、<u>醬油・味噌製造技術者</u>、<u>食品缶詰製造技術者</u>、<u>製茶技術者</u>、<u>清涼飲料製造技術者</u> ×<u>たばこ製造技術者</u>〔079〕、<u>配合飼料製造技術者</u>〔079〕、<u>ペットフード製造技術者</u>〔079〕、<u>屠畜検査員（獣医</u>	071 食品技術者（開発） <u>科学的・専門的知識を応用して、各種飲食料品の開発に関し、技術的な仕事に従事するものをいう。</u> ただし、食品衛生・監視の<u>仕事</u>に従事するものは小分類〔159〕に分類される。 ○食品<u>開発技術者</u>、<u>製粉技術者（開発）</u>、<u>製菓技術者（開発）</u>、<u>製糖技術者（開発）</u>、<u>酪農製品開発技術者</u>、<u>水産食品開発技術者</u>、<u>醸造技術者（開発）</u>、<u>清涼飲料開発技術者</u>、<u>食品化学技術者（開発）</u> ×<u>食品技術者（開発を除く）</u>〔081〕、<u>食品衛生監視員</u>〔159〕	現行の小分類 071「食品技術者（開発）」及び同 081「食品技術者（開発を除く）」を統合。 統合に当たって、厚生労働省編職業分類や厚生労働省の職業情報提供サイト（job tag。以下「job tag」という。）を参考に、「開発」に相当する具体の職務（製造技術の開発）、「生産」に相当する具体の職務（工程管理、監督、指導）を説明文に追記し、その他の細かな内容は課業に列挙する形で整理。 現行の説明文冒頭の「科学的・専門的知識を応用して」は、中分類の説明と重複するため削除（以降の小分類についても同様に対応）。 現行の小分類〔071〕及び同〔081〕の内容例示を統合。

師) [113]、食品衛生監視員 [149]	081 食品技術者（開発を除く） <u>科学的・専門的知識を応用して、各種飲食料品の生産に関し、生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。</u> ただし、食品衛生・監視の<u>仕事</u>に従事するものは小分類 [159] に分類される。 ○食品製造技術者；製粉技術者（開発を除く）；製菓技術者（開発を除く）；製糖技術者（開発を除く）；酪農製品技術者（開発を除く）；水産食品製造技術者；醸造試験技術者（開発を除く）；醸造技術者（開発を除く）；マーガリン製造技術者；しょう油・味噌製造技術者；食品缶詰製造技術者；製茶技術者；清涼飲料製造技術者；食品化学技術者（開発を除く）；製氷技術者（開発を除く）；食品冷凍技術者（開発を除く） ×と畜検査員 [123]；食品衛生監視員 [159]	
072 電気・電子・電気通信技術者 <u>各種電気・電子機械器具等の開発・生産に関し、製造技術の開発、又は生産工程の設計・管理、製造、検査、保守・修理、品質管理、監督・指導などの技術的な職務に従事するものをいう。</u> ただし、<u>電気化学製品の生産に関する技術的な職務に従事するものは小分類 [076 又は 077] に、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事</u>	072 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発） <u>科学的・専門的知識を応用して、強電機器・電気機器・L S I・電子応用装置・電気通信機器などの各種電気・電子機械器具及び同機械器具の部品の開発・設計、発送電など電気に関する技術の開発、発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。</u> ただし、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するものは小分類 [246] に分類される。	現行の小分類 072「電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発）」及び同 082「電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く）」を統合。 統合に当たって、厚生労働省編職業分類や job tag を参考に、「開発」に相当する具体の職務（製造技術の開発）、「生産」に相当する具体の職務（工程管理、監督、指導）を説明文に追記し、その他細かな内容は課業に列挙する形で整理。

するものは小分類〔101〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・各種電気・電子機械器具（強電機器・電気機器・L S I・電子応用装置・電気通信機器などをいい、部品を含む）や電気施設の詳細仕様の検討 ・各種電気・電子機械器具の生産工程・生産設備の設定等の工程設計及び工程ごとの作業内容・手順の設定 ・電気施設の工事の監督・維持管理 ○電気設計技術員、電気機械技術者、電力技術員、集積回路製品技術者、電気試験技術者、変電技術者、L S I 開発技術者、情報機器開発技術者、給電技術者、制御盤設計技術者、整流器設計技術者、配電盤設計技術者、発電機設計技術者、回路設計技術者、電話技術者、電子管製造技術者、電気冷凍機技術者、半導体製品製造技術者、エックス線装置製造技術者、車両電気技術員、精密測定器技術者（電気式）、レーダー製造技術者、テレビ製造技術者、ラジオ製造技術者、電気主任技術者、電子計算機製造技術者、電気音響装置製造技術者、電気工事技術者、弱電工事技術者、高圧電気工事技術者、リチウム電池開発技術者、技術士（電気電子部門） ×電気化学技術者（金属製造処理）〔076〕、電気化学技術者（アルミナ製造）〔077〕、無線通信員〔101〕、無線技術士〔101〕、電波監視官〔101〕、有線テレビ技術員〔235〕、半導体製品製造工〔582〕	○電気設計技術員；電気機械設計技術者；電力技術員（開発）；集積回路製品技術者（開発）；電気試験技術者（開発）；変電技術者（開発）；L S I 開発技術者；情報機器開発技術者；給電技術者（開発）；制御盤設計技術者；整流器設計技術者；配電盤設計技術者；発電機設計技術者；回路設計技術者；電話技術者 ×電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く）〔082〕；無線通信員〔246〕；無線技術士〔246〕；有線テレビジョン技術員〔246〕；電波監視官〔246〕 <u>082 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く）</u>	現行の小分類〔072〕及び同〔082〕の内容例示を統合し、厚生労働省編職業分類等を参考に、「リチウム電池開発技術者」等をマル例示に追加。 エックス線装置製造技術者について、医療用と医療用以外を区分しないこととし、現行の小分類 089「その他の製造技術者（開発を除く）」に分類されていた「エックス線装置製造技術者（医療用を除く）」を本項目のマル例示に含めるよう見直し。
---	--	---

	<u>科学的・専門的知識を応用して、強電機器・電気機器・L S I・電子応用装置・電気通信機器などの各種電気・電子機械器具及び同機械器具の部品の生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、検査・維持管理、製作、保守、修理の技術的統制・指導・作業管理及び発送電・電気照明などの電気施設の工事の監督・維持管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。</u> ただし、電気化学製品の製造に関する技術的な仕事に従事するものは含まれない。また、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するものは小分類〔246〕に分類される ○電子管製造技術者；電気機械技術者（開発を除く）； 電気技術者（開発を除く）；電気冷凍機技術者（開発を除く）；半導体製品製造技術者；電力技術員（開発を除く）；エックス線装置製造技術者（医療用）；車両電気技術員（開発を除く）；精密測定器技術者（電気式）（開発を除く）；集積回路製品技術者（開発を除く）；電気試験技術者（開発を除く）；レーダー製造技術者；テレビジョン製造技術者；ラジオ製造技術者；電気主任技術者；変電技術者（開発を除く）；電子計算機製造技術者；電気音響装置製造技術者；給電技術者（開発を除く）；電気工事技術者；弱電工事技術者；高圧電気工事技術者 ×電話技術者（開発）〔072〕；電気化学技術者（金属製造処理）（開発を除く）〔086〕；電気化学技術者（アルミナ製造）〔087〕；エックス線装置製造技術者（医療用を除く）〔089〕；無線通信員〔246〕；無線技術士	
--	--	--

	[246] ; 有線テレビジョン技術員 [246] ; 電波監視官 [246]	
073 機械技術者 各種機械器具（電気・電子機器・電気通信機器・自動車・航空機・船舶を除く）・機械設備の開発・生産に<u>関し、製造技術の開発、又は生産工程の設計・管理、製造、改造、修理、検査、品質管理、監督・指導などの技術的な職務に従事するものをいう。航空機、船舶、鉄道車両等の機関の製造・改造に関する開発、維持・修理に関する技術指導などの技術的な職務に従事するものも含まれる。</u> また、汎用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及び同部品に関する開発・生産の技術的な職務に従事するものも含まれる。 <u>ただし、冶金技術者は小分類〔076〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・各種機械器具等（部品を含む）の詳細仕様の検討 ・各種機械器具等の生産工程・生産設備の設定等の工程設計及び工程ごとの作業内容・手順の設定 ・製造した各種機械器具等の安全性等の品質管理 ○機械設計技術者、機械配置技術者、機械工業技術者、	073 機械技術者（開発） <u>科学的・専門的知識を応用して、各種機械器具（電気・電子機器・電気通信機器・自動車・航空機・船舶を除く）・機械設備及び同機械器具の部品に関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものをいう。船用機関の製造・改造などに関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものも含まれる。</u> また、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及び同部品に関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものも含まれる。 ○機械設計技術者；工具設計技術者；内燃機関設計技術	現行の小分類 073「機械技術者（開発）」及び同 083「機械技術者（開発を除く）」を統合。 統合に当たって、厚生労働省編職業分類や job tag を参考に、「開発」に相当する具体の職務（製造技術の開発）、「生産」に相当する具体の職務（工程管理、監督、指導）を説明文に追記し、その他細かな内容は課業に列挙する形で整理。 輸送機械の機関部分の開発について、新小分類 584「輸送機械組立従事者（自動車を除く）」の説明文に平仄を合わせる形で修正。 現行の小分類〔083〕のただし書「冶金技術者は含まれない」について、具体の分類先を明記する形で修正。 現行の小分類〔073〕及び〔083〕の内容

工具設計技術者、<u>内燃機関設計技術者</u>、<u>建設機械設計技術者</u>、<u>水道用機械設計技術者</u>、<u>ボイラー設計技術者</u>、<u>蒸気原動機設計技術者</u>、<u>荷役機械設計技術者</u>、<u>機械金型設計技術者</u>、<u>水力タービン技術者</u>、<u>プラント設計技術者</u>、<u>機械工作技術者</u>、<u>機械技術指導員</u>、<u>配管技術者（機械）</u>、<u>金属機械技術員</u>、<u>航空計器技術者</u>、<u>製材機械技術者</u>、<u>精密機械技術者</u>、<u>染色機械技術者</u>、<u>光学機械技術者</u>、<u>航空機機関技術者</u>、<u>自動車用エンジン技術者</u>、<u>自動車用モーター製造技術者</u>、<u>船用機関技術者</u>、<u>製菓機械技術者</u>、<u>内燃力発電機械技術者</u>、<u>内燃機関製造技術者</u>、<u>衡器製作技術者</u>、<u>紡機製造検査技術者</u>、<u>造機工務技術者</u>、<u>工作機械組立技術員</u>、<u>車両検査技術者（自動車、輸送機械を除く）</u>、<u>建設機械製造技術者</u>、<u>空気調和機械製造技術者</u>、<u>荷役機械製造技術者</u>、<u>配管技術者</u>、<u>缶詰機械製造技術者</u>、<u>ボイラー・タービン主任技術者</u>、<u>産業用ロボット設計技術者</u>、<u>技術士（機械部門）</u> ×電気試験技術者〔072〕、<u>自動車設計技術者〔074〕</u>、<u>航空機技術者〔075〕</u>、<u>造船技術者〔075〕</u>、<u>冶金技術者〔076〕</u>、<u>機械デザイナー〔233〕</u>、<u>機械組立工〔581〕</u>、<u>内燃機関組立工〔581〕</u>	者；<u>建設機械設計技術者</u>；<u>水道用機械設計技術者</u>；<u>ボイラー設計技術者</u>；<u>蒸気原動機設計技術者</u>；<u>荷役機械設計技術者</u>；<u>機械金型設計技術者</u>；<u>水力タービン設計技術者</u>；<u>プラント設計技術者</u>；<u>機械工作技術者（開発）</u>；<u>配管技術者（機械）（開発）</u>；<u>金属機械技術員（開発）</u>；<u>航空計器技術者（開発）</u>；<u>製材機械技術者（開発）</u>；<u>精密機械技術者（開発）</u>；<u>染色機械技術者（開発）</u>；<u>光学機械技術者（開発）</u>；<u>航空機機関技術者（開発）</u>；<u>製菓機械技術者（開発）</u>；<u>機械工業技術者（開発）</u>；<u>内燃力発電機械技術者（開発）</u>；<u>船用機関技術者（開発）</u> ×電気試験技術者（開発）〔072〕；<u>自動車設計技術者〔074〕</u>；<u>航空機技術者（開発）〔075〕</u>；<u>造船技術者（開発）〔075〕</u>；や（冶）<u>金技術者（開発）〔076〕</u>；<u>機械技術者（開発を除く）〔083〕</u>；<u>機械デザイナー〔224〕</u> 083 機械技術者（開発を除く） <u>化学的・専門的知識を応用して、各種機械器具（電気機器・電気通信機器・自動車・航空機・船舶を除く）・機械設備及び同部品などの生産に関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導・据付・製造・改造・修理・検査・</u>	例示を統合し、厚生労働省編職業分類等を参考に、「産業用ロボット設計技術者」等をマル例示に追加。 現行の小分類 083「機械技術者（開発を除く）」のマル例示に含まれる「車両検査技術者」について、新小分類 074「自動車技術者」及び同 075「輸送用機器技術者（自動車を除く）」との区別のため、「（自動車、輸送機械を除く）」を追記。
--	---	--

	<u>調査などの技術的な仕事</u>に従事するものをいう。船用機関の製造・改造・維持・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものも含まれる。 また、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及び同部品に関する製造の技術的な仕事に従事するものも含まれる。 ただし、や（冶）金技術者は含まれない。 ○機械配置技術者；衡器製作技術者；内燃機関製造技術者；紡機製造検査技術者；造機工務技術者；工作機械組立技術員；機械工作技術者（開発を除く）；機械技術指導員；車両検査技術者；建設機械製造技術者；空気調和機械製造技術者；荷役機械製造技術者；配管技術者（開発を除く）；水力タービン製造技術者；缶詰機械製造技術者；金属機械技術員（開発を除く）；航空計器技術者（開発を除く）；製材機械技術者（開発を除く）；精密機械技術者（開発を除く）；染色機械技術者（開発を除く）；光学機械技術者（開発を除く）；航空機機関技術者（開発を除く）；製薬機械技術者（開発を除く）；機械技術士；機械工業技術者（開発を除く）；内燃力発電機械技術者（開発を除く）；ボイラー・タービン主任技術者（開発を除く）；船用機関技術者（開発を除く） ×電気機械技術者（開発）〔072〕；航空機技術者（開発）〔075〕；造船技術者（開発）〔075〕；や（冶）金技術者（開発）〔076〕；機械デザイナー〔224〕	
--	---	--

074 自動車技術者 自動車（二輪自動車を含む）及び同部品の開発・生産に関し、<u>製造技術の開発、又は生産工程の設計・管理、製造、品質管理、監督・指導などの技術的な職務</u>に従事するものをいう。 ただし、自動車の原動機の開発・<u>生産</u>に関する技術的な職務に従事するものは小分類〔073〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・自動車（部品を含む）の詳細仕様の検討 ・自動車の生産工程・生産設備の設定等の工程設計及び工程ごとの作業内容・手順の設定 ・製造した自動車の安全性等の品質管理 ○自動車設計技術者、<u>自動車製造技術者、自動車修理技術指導員、車体設計技術者、オートバイ製造技術者</u> ×電気機械技術者〔072〕、<u>機械金型設計技術者〔073〕、自動車用モーター製造技術者〔073〕、自動車用エンジン技術者〔073〕、フォークリフト製造技術者〔075〕、冶金技術者〔076〕、タイヤ製造技術者〔077〕、自動車用ガラス製造技術者〔079〕、自動車デザイナー〔233〕、自動車組立従事者〔583〕、自動車整備工〔593〕</u>	074 自動車技術者（開発） <u>科学的・専門的知識を応用して、自動車及び同部品の開発に関し、開発・設計などの技術的な仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、自動車の原動機の開発・<u>設計</u>に関する技術的な仕事に従事するものは小分類〔073〕に分類される。 ○自動車設計技術者 ×電気機械技術者（開発）〔072〕；<u>自動車製造技術者〔084〕；自動車デザイナー〔224〕</u> 084 自動車技術者（開発を除く） <u>科学的・専門的知識を応用して、自動車及び同部品の生産に関し、生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、自動車の原動機の<u>製造</u>に関する技術的な仕事に従事するものは小分類〔083〕に分類される。	現行の小分類 074「自動車技術者（開発）」及び同 084「自動車技術者（開発を除く）」を統合。 統合に当たって、厚生労働省編職業分類や job tag を参考に、「開発」に相当する具体の職務（製造技術の開発）、「生産」に相当する具体の職務（工程管理、監督、指導）を説明文に追記し、その他細かな内容は課業に列挙する形で整理。 現行の小分類〔074〕及び同〔084〕の内容例示を統合し、厚生労働省編職業分類等を参考に、「車体設計技術者」等をマル例示に追加。
---	--	--

	○自動車製造技術者；自動車修理技術指導員 ×自動車設計技術者〔074〕；電気機械技術者（開発を除く）〔082〕；や（冶）金技術者（開発を除く）〔086〕；自動車デザイナー〔224〕	
075 輸送用機器技術者（自動車を除く） 航空機、船舶、<u>鉄道車両</u>及び同部品など、自動車を除く輸送用機器の開発・生産に関し、<u>製造技術の開発、又は生産工程の設計・管理、製造、品質管理、監督・指導</u>などの技術的な<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、航空機の原動機・航空計器の開発・生産・修理に関する技術的な<u>職務</u>、船用機関計測器類の開発・生産・修理に関する技術的な<u>職務</u>に従事するものは小分類〔073〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・輸送用機器（部品を含む）の詳細仕様の検討 ・輸送用機器の生産工程・生産設備の設定等の工程設計及び工程ごとの作業内容・手順の設定 ・製造した輸送用機器の安全性等の品質管理 ○航空機技術者、<u>航空・宇宙技術士</u>、<u>航空原動機製造技術者</u>、<u>航空機組立技術者</u>、<u>航空機用プロペラ製作技術者</u>、<u>グライダー設計技術者</u>、<u>船舶設計技術者</u>、<u>船体設計士</u>、<u>船用電気設計技術者</u>、<u>造船技術者</u>、<u>ボート製造技術者</u>、<u>木造船製造技術者</u>、<u>船舶艤装技術者</u>、<u>鉄道車</u>	075 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発） <u>科学的・専門的知識を応用して、航空機、船舶及び同部品など、自動車を除く輸送用機器の開発に関し、開発・設計などの科学的・技術的な仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、航空機の原動機・航空計器の開発・設計に関する技術的な<u>仕事</u>、船用機関計測器類の開発・設計に関する<u>技術指導・作業管理などの技術的な仕事</u>に従事するものは小分類〔073〕に分類される。 ○航空機技術者（開発）；<u>グライダー設計技術者</u>；船舶設計技術者；船体設計士；船用電気設計技術者；造船技術者（開発）	現行の小分類 075「輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発）」及び同 085「輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く）」を統合。 統合に当たって、厚生労働省編職業分類や job tag を参考に、「開発」に相当する具体の職務（製造技術の開発）、「生産」に相当する具体の職務（工程管理、監督、指導）を説明文に追記し、その他細かな内容は課業に列挙する形で整理。 ただし書に原動機、計器等の開発・生産・修理に関する技術的な職務に従事するのが新小分類 073「機械技術者」に含まれることを明記。 現行の小分類〔075〕及び同〔085〕の内容例示を統合し、厚生労働省編職業分類等を参考に、「鉄道車両設計技術者」等をマル例示に追加。

<u>両設計技術者、フォークリフト製造技術者、自転車製造技術者、車いす開発技術者、技術士（船舶、海洋部門）、技術士（航空、宇宙部門）</u> ×航空計器技術者〔073〕、<u>航空機機関技術者〔073〕、船用機関技術者〔073〕、航空整備士〔594〕、電車修理工〔594〕</u>	×航空機機関技術者（開発）〔073〕；航空計器技術者（開発）〔073〕；船用機関技術者（開発）〔073〕；輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く）〔085〕 085 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く） <u>科学的・専門的知識を応用して、航空機、船舶及び同部品など、自動車を除く輸送用機器の生産に関し、生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。</u> ただし、航空機の原動機・航空計器の製造・修理に関する技術的な仕事、船用機関計測器類の製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものは 小分類〔083〕に分類される。 ○航空機技術者（開発を除く）；航空・宇宙技術士；航空発動機製造技術者；航空機組立技術者；航空機用プロペラ製作技術者；造船技術者（開発を除く）；ボート製造技術者；木造船製造技術者；船用電気技術者（開発を除く）；船舶ぎ装技術者 ×航空機機関技術者（開発を除く）〔083〕；航空計器技術者（開発を除く）〔083〕；船用機関技術者（開発を除く）〔083〕；航空整備士〔554〕	
--	--	--

076 金属技術者 金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・熱処理・圧延・表面处理・合金の製造など<u>の開発に関する技術的な職務、又は生産工程の設計・管理、品質管理、監督・指導などの生産に関する技術的な職務</u>に従事するものをいう。 ただし、非金属の精製に関する技術的な<u>職務</u>に従事するものは小分類〔077〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・金属の製錬等及び金属製品の製造に関する技術開発 ・金属の製錬等及び金属製品の製造に関する生産工程・生産設備の設定等の工程設計、工程ごとの作業内容・手順の設定 ・金属製品の安全性等の品質管理 ○製鉄技術者、製鋼技術者、銅精錬技術者、アルミニウム精錬技師、冶金技術者、鑄物技術者、鍛造技術者、金属精錬技術者、電気製錬技術者、電解炉操炉技術者、金属製錬技術者（電気分解・電気炉などによるもの）、電気化学技術者（金属製造処理）、熱処理技術者（金属製錬）、鑄造技術者、合金技術者、圧延技術者、金属試験技術者、溶接技術者、技術士（金属部門）、金属材料試験技術者 ×非金属精製技術者〔077〕	076 金属技術者（開発） <u>科学的・専門的知識を応用して、金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・熱処理・圧延・表面处理・合金の製造などに関する技術の開発などの仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、非金属の精製に関する技術的な<u>仕事</u>に従事するものは小分類〔077〕に分類される。 ○製鉄技術者（開発）；製鋼技術者（開発）；銅精錬技術者（開発）；アルミニウム精錬技師（開発）；や（冶）金技術者（開発）；鑄物技術者（開発）；鍛造技術者（開発）；金属精錬技術者（開発）；電気製錬技術者（開発）；電解炉操炉技術者（開発）；金属製錬技術者（電気分解・電気炉などによるもの）（開発）；電気化学技術者（金属製造処理）（開発）；熱処理技術者（金属製錬）（開発）；鑄造技術者（開発）；合金技術者（開発）；圧延技術者（開発）；金属試験技術者（開発）；金属材料試験技術者（開発） ×非金属精製技術者（開発）〔077〕；金属技術者（開発を除く）〔086〕 086 金属技術者（開発を除く） <u>科学的・専門的知識を応用して、金属の製錬・精錬・</u>	現行の小分類 076「金属技術者（開発を除く）」及び同 086「金属技術者（開発を除く）」を統合。 統合に当たって、厚生労働省編職業分類や job tag を参考に、「開発」に相当する具体の職務（製造技術の開発）、「生産」に相当する具体の職務（工程管理、監督、指導）を説明文に追記し、その他細かな内容は課業に列挙する形で整理。 現行の小分類〔076〕及び同〔086〕の内容例示を統合し、厚生労働省編職業分類等を参考に「溶接技術者」等をマル例示に追加。
--	--	--

	溶解・鋳造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、非金属の精製に関する技術的な仕事に従事するものは小分類〔087〕に分類される。 ○製鉄技術者（開発を除く）；製鋼技術者（開発を除く）；銅精錬技術者（開発を除く）；アルミニウム精錬技師（開発を除く）；や（冶）金技術者（開発を除く）；鋳物技術者（開発を除く）；鋳鍛造技術者（開発を除く）；金属精錬技術者（開発を除く）；電気製錬技術者（開発を除く）；電解炉操炉技術者（開発を除く）；金属製錬技術者（電気分解・電気炉などによるもの）（開発を除く）；電気化学技術者（金属製造処理）（開発を除く）；熱処理技術者（金属製錬）（開発を除く）；鋳造技術者（開発を除く）；合金技術者（開発を除く）；圧延技術者（開発を除く）；金属試験技術者（開発を除く）；金属技術士；金属材料試験技術者（開発を除く） ×非金属精製技術者（開発を除く）〔087〕	
077 化学技術者 化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品（食用を除く）・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴムなどの化学製品の開発に関する技術的な職務、又は生産工程の設計・管理、品質管理、監督、指導、分析・検査などの生産に関する技術的な職務に従事するものをいう。 ただし、冶金・食品・染色整理・窯業技術者は含まれ	077 化学技術者（開発） 科学的・専門的知識を応用して、化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維など化学製品の開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。	現行の小分類 077「化学技術者（開発）」及び同 087「化学技術者（開発を除く）」を統合。 統合に当たって、厚生労働省編職業分類等を参考に、「開発」に相当する具体の職務（製造技術の開発）、「生産」に相当する具体の職務（工程管理、監督、指導）を説明文に追記し、その他細かな内容は課業に列挙する形で整理。

ない。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・化学製品の製造に関する技術開発 ・化学製品の生産工程・生産設備の設定等の工程設計及び工程ごとの作業内容・手順の設定 ・化学製品の安全性等の品質管理 ・化学製品の分析・検査 ○工業化学技術者、技術士（化学部門）、電気化学技術者（アルミナ製造）、化学薬品製造技術者、無機薬品製造技術者、アンモニア合成技術者、硫酸製造技術者、硝酸製造技術者、ソーダ工業技術者、メタノール製造技術者、リン酸製造化学技術者、活性炭製造技術者、カーバイド製造技術者、油脂化学技術者、塗料製造技術者、合成ゴム製造技術者、タイヤ製造技術者、木材化学工業技術者、医薬品製造技術者、ワクチン製造技術者、薬品分析試験技術者、火薬製造技術者、石炭乾留製造技術者、石油精製技術者、プラスチック製造技術者、プラスチック製品製造技術者、高分子化学技術者、非金属精製技術者 ×化学研究員〔051〕、薬学研究員〔051〕、食用油脂製造技術者〔071〕、電気化学技術者（金属製造処理）〔076〕、化学繊維製造技術者〔079〕、合成繊維製造技術者〔079〕、染色技術者〔079〕、化学製品検査・分析工〔611〕、薬品検査・分析工〔611〕	○工業化学技術者（開発）；電気化学技術者（アルミナ製造）（開発）；アンモニア合成技術者（開発）；ソーダ工業技術者（開発）；りん酸製造化学技術者（開発）；油脂化学技術者（開発）；木材化学工業技術者（開発）；石油精製技術者（開発）；高分子化学技術者（開発）；非金属精製技術者（開発） ×染色技術者（開発）〔079〕；化学技術者（開発を除く）〔087〕 087 化学技術者（開発を除く） 科学的・専門的知識を応用して、化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・	化学繊維・合成繊維については、令和 5 年に行われた日本標準産業分類の改定により、化学工業から繊維工業に変更されたことを受け、日本標準職業分類でもその取扱いを変更。 現行の小分類〔077〕及び同〔087〕の内容例示を統合し、厚生労働省編職業分類等を参考に、「科学研究員」等を追加。 現行の小分類〔087〕のマル例示に含まれている「火薬類取扱責任者」、「ガス主任技術者」及び「毒物・劇物取扱責任者」は、火薬、ガス、毒劇物を取り扱う事業所において任命が必要となるものの、職業とは言えないため、マル例示から削除。
---	--	--

	石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維などの製造に関する化学工程の生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導・分析・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、や（冶）金・食品・染色整理・窯業技術者は含まれない。 ○工業化学技術者（開発を除く）；化学技術士；電気化学技術者（アルミナ製造）（開発を除く）；化学薬品製造技術者；無機薬品製造技術者；アンモニア合成技術者（開発を除く）；硫酸製造技術者；硝酸製造技術者；ソーダ工業技術者（開発を除く）；メタノール製造技術者；りん酸製造化学技術者（開発を除く）；活性炭製造技術者；カーバイド製造技術者；油脂化学技術者（開発を除く）；塗料製造技術者；合成ゴム製造技術者；木材化学工業技術者（開発を除く）；医薬品製造技術者；ワクチン製造技術者；薬品分析試験技術者（開発を除く）；火薬製造技術者；火薬類取扱責任者；ガス主任技術者；石炭乾留製造技術者；石油精製技術者（開発を除く）；化学繊維製造技術者；合成繊維製造技術者；プラスチック製造技術者；プラスチック製品製造技術者；高分子化学技術者（開発を除く）；非金属精製技術者（開発を除く）；毒物・劇物取扱責任者 ×電気化学技術者（金属製造処理）（開発を除く）〔086〕；染色技術者（開発を除く）〔089〕	
079 その他の製造技術者 小分類〔071～077〕に含まれない開発・生産に関する技術的な職務に従事するものをいう。	079 その他の製造技術者（開発） 小分類〔071～077〕に含まれない機器等の製造に関し、科学的・専門的知識を応用して、開発・設計などの	現行の小分類 079「その他の製造技術者（開発）」及び 089「その他の製造技術者（開発を除く）」を統合。

○原子炉運転技術者、放射線機器設計技術者、放射線機器製造技術者、核燃料製造技術者、核燃料取扱技術者、核燃料取扱主任者、ラジオアイソトープ取扱技術者、原子力機器設計・製造技術者、放射能分析技術者、原子炉主任技術者、放射線取扱主任者、放射性廃棄物取扱技術者、陶磁器成形技術者、絶縁陶磁器製造技術者、耐火物製造技術者、ガラス製造技術者、ガラス繊維製造技術者、自動車用ガラス製造技術者、ファインセラミックス製造技術者、セメント製造技術者、セメント分析技術者、炭素製品製造技術者、焼石膏製造技術者、れんが製造技術者、研削材製造技術者、研削砥石製造技術者、製瓶技術者、鉱山技術者、資源工学技術士、鉱山調査技術者、採鉱技術者、電気採鉱技術者、物理採鉱技術者、試験・ボーリング技術者、磁力採鉱技術者、金属鉱山地質技術者、石油鉱山地質技術者、採油技術者、鉱山保安技術管理者（副 保安技術管理者を含む）、精練・漂白技術者、染色技術者、紡績技術者、製糸技術者、製織技術者、染色加工技術者、化学繊維製造技術者、合成繊維製造技術者、ニット（メリヤス）製造技術者、フェルト製造技術者、高圧ガス製造保安責任者、木材加工技術者、被服製造技術者、たばこ製造技術者、配合飼料製造技術者、ペットフード製造技術者 ×エックス線装置製造技術者〔072〕、放射線利用機器取扱技術者〔109〕、地質調査技術者〔109〕、労働安全コ	技術的な<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○放射線機器設計技術者；原子力機器設計技術者；陶磁器成形技術者（開発）；セメント分析技術者（開発）；採鉱技術者（開発）；金属鉱山地質技術者（開発）；石油鉱山地質技術者（開発）；採油技術者（開発）；精練・漂白技術者（開発）；染色技術者（開発）；紡績技術者（開発）；製糸技術者（開発）；製織技術者（開発） ×化学繊維製造技術者〔087〕；被服製造技術者〔089〕；地質調査技術者〔119〕；労働安全コンサルタント	また、職務を機器等の製造のみに限定できないことから、説明文から「機器等の製造」を削除。 エックス線装置製造技術者について、医療用と医療用以外を区分しないこととし、現行の小分類 089「その他の製造技術者（開発を除く）」に分類されていた「エックス線装置製造技術者（医療用を除く）」を新小分類 072「電気・電子・電気通信技術者」に含めるよう見直し「（医療用を除く）」を削除。
--	--	--

ンサルタント [109]、服飾デザイナー [233]	[119] 089 その他の製造技術者（開発を除く） 小分類〔081～087〕に含まれない機器等の製造に関し、<u>科学的・専門的知識を応用して、生産工程の企画、工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。</u> ○原子炉運転技術者；放射線機器製造技術者；核燃料製造技術者；核燃料取扱技術者；核燃料取扱主任者；ラジオ・アイソトープ取扱技術者；原子力機器製造技術者；放射能分析技術者；原子炉主任技術者；エックス線技師（医療を除く）；エックス線装置製造技術者（医療用を除く）；放射線取扱主任者；放射性廃棄物取扱技術者；陶磁器成形技術者（開発を除く）；絶縁陶磁器製造技術者；耐火物製造技術者；ガラス製造技術者；ガラス繊維製造技術者；ファインセラミックス製造技術者；セメント製造技術者；セメント分析技術者（開発を除く）；炭素製品製造技術者；焼石こう製造技術者；れんが製造技術者；研削材製造技術者；研削と石製造技術者；製瓶技術者；鉍山技術者；資源工学技術士；鉍山調査技術者；採鉍技術者（開発を除く）；電気探鉍技術者；物理探鉍技術者；試すい（錐）技術者；磁力探鉍技術者（開発を除く）；金属鉍山地質技術者（開発を除く）；石油鉍山地質技術者（開発を除く）；採油技術者（開発を除く）；鉍山保安技術管理者（副 保安技術管理者を含む）；精練・漂白技術者（開発を除く）；染色技術者（開発を除く）；紡績技術者（開発を除く）；製糸技術者（開発を除く）；	
-----------------------------------	---	--

	製織技術者（<u>開発を除く</u>）；染色加工技術者（<u>開発を除く</u>）；ニット（メリヤス）製造技術者；フェルト製造技術者；<u>高圧ガス製造保安技術管理者</u>；木材加工技術者；被服製造技術者；たばこ製造技術者 ×<u>化学繊維製造技術者</u>〔087〕；<u>地質調査技術者</u>〔119〕；<u>労働安全コンサルタント</u>〔119〕；<u>服飾デザイナー</u>〔224〕	
--	---	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
08 建築・土木・測量技術者 <u>専門的・科学的知識と手段を応用し、建築・土木・測量における計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な職務に従事するものをいう。</u> この<u>職務</u>を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の<u>職務</u>に従事するものは中分類〔05〕に分類される。	09 建築・土木・測量技術者 <u>科学的・専門的知識と手段を応用し、建築・土木・測量における計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。</u> この<u>仕事</u>を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の<u>仕事</u>に従事するものは中分類〔05〕に分類される。	
081 建築技術者 住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>不動産の表示に係る登記の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の職務に従事するものは小分類〔169〕に、施工管理の補助を行うものは小分類〔321〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・建築物の用途・規模など設計に必要な調査の実施 ・設計図書に基づく建築工事に必要な資材・人員等に関する施工計画の作成 ・設計図書・施工計画に基づく進捗管理・調整 ・建築物の維持・修繕等に関する技術指導 ・建築物の検査	091 建築技術者 住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の仕事に従事するものは小分類〔179〕に分類される。</u>	土地台帳は昭和 25 年に不動産登記簿へ、家屋台帳については同 35 年に建物登記簿に統合される形で廃止されていることから、ただし書を現行制度に合わせる形で修正。合わせて建築施工管理技士補、建築監理技術者補佐について追記。 厚生労働省編職業分類や job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。

○<u>建築士、建築施工管理技士、建築施工管理技術者、建築設計監督技術者、建築設備士、建築技師、建築構造設計技術者、建築設計士、建築設備設計技術者、建築確認検査員、建築工事現場監督（自ら作業を行うものを除く）、施工管理技士、監理技術者、主任技術者</u> ×<u>土地家屋調査士〔169〕、建築施工管理技士補〔321〕、建築監理技術者補佐〔321〕、大工〔701〕</u>	○<u>建築士；建築設計監督技術者；建築設備設計技術者；建築技師；建築技術者；建築構造設計技術者；建築施工管理技術者</u> ×<u>土地家屋調査士〔179〕；大工〔661〕</u>	現行の本項目には説明文にある「施工管理」や「検査」に該当する内容例示がないことから、「建築施工管理技士」（建設現場の計画・工程・品質・安全・原価・環境を総合的に管理する者。建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づく技術検定に合格した者が名乗れる名称）及び「建築確認検査員」をマル例示に追加。 また、厚生労働省編職業分類において、建築関係技術者は小分類 008-01「建築設計技術者」、008-02「建築施工管理技術者」及び 008-03「建築技術者（設計・施工管理を除く）」にそれぞれ細分化されていることを踏まえ、これらの内容例示を参考に、「建築設計士」をマル例示に追加。 ただし書に合わせて、バツ例示に「建築施工管理技士補」、「建築監理技術者補佐」を追加。
082 土木技術者 道路（橋・トンネルを含む）・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持、及び宅地・農地・水路などの改良・造成に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な<u>職務</u>に従事するものをいう。土木工事の計画・施工とともに、付随的に測量作業に従事するものも含まれる。 ただし、<u>不動産の表示に係る登記の登録</u>について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の<u>職務</u>に従事す	092 土木技術者 道路（橋・トンネルを含む）・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持、及び宅地・農地・水路などの改良・造成に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な<u>仕事</u>に従事するものをいう。土木工事の計画・施工とともに、付随的に測量作業に従事するものも含まれる。 ただし、<u>土地台帳・家屋台帳の登録</u>について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続に関する<u>業務</u>に従事	土地台帳は昭和 25（1950）年に不動産登記簿へ、家屋台帳については昭和 35

るものは小分類〔169〕に、土地・水路などの測量に関する計画・実施などの技術的な職務に従事するものは小分類〔083〕に、<u>施工管理のうち補助を行うものについて</u>は小分類〔321〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>土木施設の用途・規模など設計に必要な調査の実施、設計図書の作成</u> ・<u>設計図書に基づく土木工事に必要な資材・人員等に関する施工計画の作成</u> ・<u>設計図書・施工計画に基づく進捗管理・調整</u> ・<u>土木施設の維持・修繕等に関する技術指導</u> ・<u>土木施設の検査</u> ○建設技術士、<u>道路技術者</u>、<u>橋梁^{りょう}技術者</u>、<u>トンネル^{ずい}（隧道）技術者</u>、<u>河川土木技術者</u>、<u>港湾技術者</u>、<u>鉄道工事設計技師</u>、<u>水道建設技術者</u>、<u>土木工事現場監督（自ら作業を行うものを除く）</u>、<u>上下水道設計工事監督者</u>、<u>空港建設技術者</u>、<u>庭園設計技術者</u>、<u>森林土木技術者</u>、<u>治山・治水技術者</u>、<u>農業土木技術者</u>、<u>農林土木技術者</u>、<u>土木施工管理技士</u>、<u>土木施工管理技術者</u>、<u>施工管理技士</u>、<u>監理技術者</u>、<u>主任技術者</u> ×測量士〔083〕、<u>土地家屋調査士〔169〕</u>、<u>土木施工管理技士補〔321〕</u>、<u>土木監理技術者補佐〔321〕</u>	するものは小分類〔179〕に、土地・水路などの測量に関する計画・実施などの技術的な<u>仕事</u>に従事するものは小分類〔093〕に分類される。 ○<u>土木技術者</u>；建設技術士；道路技術者；橋^{りょう}技術者；<u>ずい道技術者</u>；河川土木技術者；港湾技術者；鉄道工事設計技師；水道建設技術者；<u>上下水道技術士</u>；上下水道設計工事監督者；空港建設技術者；庭園設計技術者；森林土木技術者；治山・治水技術者；農業土木技術者；<u>土木施工管理技術者</u> ×測量士〔093〕；<u>土地家屋調査士〔179〕</u>	（1960）年に建物登記簿に統合される形で廃止されていることから、ただし書を現行制度に合わせる形で修正。合わせて土木施工管理技士補、土木監理技術者補佐について追記。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、主な課業を追記。 本項目に從來から分類されている「農林土木技術者」等をマル例示に追加。 ただし書に合わせて、バツ例示に「土木施工管理技士補」、「土木監理技術者補佐」を追加。
--	---	--

083 測量技術者 <u>測量士の国家資格を有し、土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮、及び測量に関する成果・資料の取りまとめについての技術的な職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・法令に基づいた測量・計量計画の検討 ・機械や技術を用いた対象物の正確な計測 ・計測した対象物に関するデータの取りまとめ・分析 ○測量士、森林測量技術者、道路測量士、鉱山測量技術者、水路測量技術者、港湾測量技術者、方位測定技術員、航空写真測量技術者、地図測量士 ×土木技術者〔082〕、測量士補〔709〕、測量作業員〔709〕	093 測量技術者 土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮など、及び測量に関する成果・資料の取りまとめについての技術的な<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○測量士；測量士補；測量技術者；森林測量技術者；道路測量士；鉱山測量技術者；水路測量技術者；港湾測量技術者；方位測定技術員；航空写真測量技術者；地図測量士 ×土木技術者〔092〕；測量作業員〔669〕	国家資格を有する測量士等と、国家資格を持つものの下で作業を行う測量士補及び測量作業員との違いを明文化するため「～の国家資格を有し、」を説明文に追記。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 測量士の下で作業を行う「測量士補」は新小分類〔709〕に分類することから、バツ例示に追加。
---	--	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
09 情報処理・通信技術者 情報処理及び情報通信に関する専門知識・経験をもって、<u>顧客の課題解決に資する情報処理システムの提案・企画・開発、プログラミング、通信ネットワークなどの情報処理システムの基盤構築、外部からの攻撃への対応、導入済みの情報処理システムの運用管理及び利用者からの問合せ対応など</u>についての技術的な<u>職務</u>に従事するものをいう。 この<u>職務</u>を遂行するには、通例、大学などにおける<u>情報工学</u>に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、開発に関する基礎的な研究の<u>職務</u>に従事するものは中分類〔05〕に分類される。 また、ハードウェアの製造に係る技術者は中分類〔07〕に分類される。	10 情報処理・通信技術者 情報処理及び情報通信に関する専門知識・経験をもって、<u>適用業務の分析、システムの企画、プログラムの開発、構築されたシステムの管理、通信ネットワークの構築・保守など</u>についての技術的な<u>仕事</u>に従事するものをいう。 この<u>仕事</u>を遂行するには、通例、大学などにおける<u>自然科学</u>に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、<u>製品開発に関する基礎的な研究の<u>仕事</u></u>に従事するものは中分類〔05〕に分類される。 また、ハードウェアの製造のうち<u>開発・設計</u>に係る技術者は中分類〔07〕、<u>ハードウェアの製造のうち管理、監督、指導に係る技術者は中分類〔08〕</u>に分類される。	小分類の見直しに伴い、小分類の分類構成に沿って説明内容を修正。 法令等により定義された用語（例：情報処理システム）に修正し、小分類の順番を、システム開発・運用の工程順に並べ替え。 「自然科学」を「情報工学」に修正し、分野を明確化。
091 システムコンサルタント 顧客又は自己の業務内容を分析した上で、<u>情報通信技術の活用や情報処理システムの構築などによる課題解決策を検討・提案する職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、情報処理システムや関連するサービスの提供に関する取引上の勧誘・提案・交渉・受注・契約締結の職務に従事するものは小分類〔405〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・顧客又は自己の業務内容の分析 ・IT投資・IT戦略などのコンサルティング	101 システムコンサルタント 顧客の業務内容を分析し、<u>問題に合わせた情報システムを策定し、提言を行なう仕事</u>に従事するものをいう。	新小分類 405「通信・システム営業職業従事者」との区別のため、新小分類 405 の職務が役務の提供に係る取引であるのに対し、本項目が IT による顧客の課題解決方法を提案する職務に従事するものであることが明確になるようただし書を追記。 想定される主な課業を追記。

・情報処理システム構築等による解決策の検討・提案 ○情報ストラテジスト、ITストラテジスト、ITコンサルタント、ITアナリスト、システムアナリスト ×情報処理プロジェクトマネージャー〔092〕、経営コンサルタント〔179〕、システム営業部員〔405〕、システム販売外交員〔405〕、通信・システムセールスエンジニア〔405〕	○情報ストラテジスト；システムコンサルタント；ビジネスストラテジスト；ISアナリスト ×情報処理プロジェクトマネージャ〔103〕	厚生労働省編職業分類等を参考に、「ITストラテジスト」等をマル例示に追加。 バツ例示に新小分類〔405〕の職業等を追加。
092 プロジェクトマネージャー 情報処理システムやソフトウェアの開発プロジェクトの責任者として、プロジェクト計画を作成し、必要となる要員や資源を確保し、予算、要求品質等について責任を持ち、プロジェクト全体の<u>工程管理</u>に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・情報処理システムの開発等に係るスケジュール・要員・チーム編成・予算などのプロジェクト計画の作成 ・情報処理システムの開発等に係るプロジェクトに必要な人員や資源の確保 ・情報処理システムの開発等に係るプロジェクトの進捗状況・コストの管理 ○情報処理プロジェクトマネージャー ×システム設計者〔093〕、プロダクトマネージャー〔283〕	103 情報処理プロジェクトマネージャ システム開発プロジェクトの責任者としてプロジェクト計画を作成し、必要となる要員や資源を確保し、予算、要求品質等について責任を持ち、プロジェクト全体を<u>管理する仕事</u>に従事するものをいう。 ○情報処理プロジェクトマネージャ ×システム設計者〔102〕	名称が一般的でないことから、情報処理技術者試験の名称を参考に、「プロジェクトマネージャー」に修正。また、情報処理システム(電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたもの)及びソフトウェア(コンピュータを働かせるためのプログラム(に関する事柄)の総称)の開発に係る工程管理に従事するものであることを明記。 想定される主な課業を追記。 商品・サービスの企画・立案を行う「プロダクトマネージャー」をバツ例示に追加。

093 システム設計・開発・保守技術者 顧客又は自己の経営・業務上の課題解決のため、<u>情報処理システムやソフトウェア（ウェブ系や組込・制御系を含む）の仕様の検討・設計・開発・保守などの職務に従事するものをいう。</u>ソフトウェアの開発企画、企業等における<u>情報処理システム</u>の導入に関する企画や導入時の<u>支援の職務</u>に従事するものも含まれる。 <u>ただし、プログラミングの職務に従事するものは小分類〔094〕に、ネットワークシステム全体の設計・開発・保守の職務に従事するものは小分類〔095〕に分類される。</u> この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・<u>情報処理システム・ソフトウェアの開発に係る要件定義書・基本設計書・詳細設計書の作成</u> ・<u>テスト環境の構築、情報処理システム全体の動作確認</u> ・<u>本番環境への移行の支援</u> ○システムアーキテクト、<u>情報処理アーキテクト</u>、<u>I</u>	102 システム設計者 顧客又は自己の<u>問題の解決のため、ハードウェア、ソフトウェア双方を含め、主として必要なシステム全体の構成を企画する仕事に従事するものをいう。</u><u>パッケージソフトウェアの開発企画、企業等でシステムの導入に関する企画や導入時の監督の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、個々のソフトウェアの開発の仕事に従事するものは小分類〔103〕に分類される。</u> ○システムアーキテクト、<u>システムアナリスト</u>、<u>情報処</u>	システム設計・開発・保守を一体的に実施している場合があり得ること、また、「設計」の概念を情報処理システム全体・個々のソフトウェアと区分することは困難であることを踏まえ、現行の小分類 104「ソフトウェア作成者」に含まれていた「設計」の概念を本項目に統合し、開発・保守に従事するものも本項目に区分することが可能となるよう再構成して、ただし書を修正。また、P Cなどの汎用機器だけでなく、ウェブ上や特定の機器で稼働するものの設計等も含まれることを明示。 新小分類 092「プロジェクトマネージャー」との切り分けを明確にするため、説明文にある「監督」という表現を「支援」に修正。 なお、ネットワークの設計等に係るものは、新小分類 095「ITインフラエンジニア」に含めるため、説明文の「ハードウェア、ソフトウェア双方を含め、主として必要な」の表現を削除。 想定される主な課業を追記。 「システムエンジニア」及び「社内シス
---	---	--

<u>I</u>アーキテクト、<u>システムエンジニア</u>、<u>社内システムエンジニア</u>、<u>システムプランナー</u>、<u>システムデザイナー</u>、<u>ソフトウェアエンジニア</u>、<u>ソフトウェアアーキテクト</u>、<u>ウェブシステム開発従事者</u>、<u>エンベデッドシステムスペシャリスト</u>、<u>組込エンジニア</u>、<u>システム保守技術者</u> ×プロジェクトマネージャ〔092〕、プログラマー〔094〕	理アーキテクト；<u>I S</u>アーキテクト ×<u>情報処理</u>プロジェクトマネージャ〔103〕；プログラマー〔104〕	テムエンジニア」をマル例示に追加。なお、「社内システムエンジニア」はシステム設計・開発・保守以外にも、システム運用管理などの他の職務に従事している場合もあり得るが、それらを明確に区別することは困難であることから、システム設計・開発・保守が主な課業であるとし、本項目に区分。
094 プログラマー ソフトウェア（ウェブ系や組込・制御系を含む）作成のためのプログラミングの<u>職務</u>に従事するものをいう。<u>作成したプログラムの動作確認を行うものも含まれる。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・詳細設計書等に基づく具体的な処理手順の検討 ・コンピューター言語を用いたプログラムの作成 ・作成したプログラムの動作確認・修正 ○プログラマー、ゲームプログラマー、CGプログラマー、ウェブプログラマー、HTMLコーダー、ネットワークプログラマー、数値制御（NC）工作機械プログラマー、デバッガー	104 ソフトウェア作成者 ソフトウェア作成（基本ソフトウェア及びアプリケーションソフトウェア双方の開発を含む。）のための仕様決定、設計及びプログラミングの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、主としてシステム全体の構成を企画する仕事に従事するものは小分類〔102〕に分類される。</u> ○テクニカルスペシャリスト；プログラマー；ゲームプログラマー；CGプログラマー；社内システムエンジニア；クリエイタ（情報通信産業に関するもの）	新小分類 093「システム設計・開発・保守技術者」との重複内容を整理し、プログラミングに関連する職務に特化したことから項目名を改称し、説明文を修正。 統計調査において「プログラム動作確認」の回答が頻出していることから、説明文を修正。 想定される主な課業を追記。 「テクニカルスペシャリスト」は明確な定義がないため、マル例示から削除。 「社内システムエンジニア」は、新小分類 093「システム設計・開発・保守技術者」に移設。 「クリエイタ（情報通信産業に関するもの）」は動画作成・編集に係るクリエイタ

×プロジェクトマネージャ〔092〕、システムアーキテクト〔093〕、組込エンジニア〔093〕、ネットワークエンジニア〔095〕、ウェブデザイナー〔233〕	×システムアーキテクト〔102〕、<u>情報処理プロジェクトマネージャ</u>〔103〕	一と混同するおそれがあり、また、明確な定義のない汎用的な呼称であるため、マル例示から削除。 ウェブ・組込・制御系ソフトウェアのプログラミングが含まれることを示すため、厚生労働省編職業分類等を参考に、「HTMLコーダー」等をマル例示に追加。 「デバッガー」の取扱いについて、その課業は、作成したプログラムの動作確認に関連するものであることから、本項目に区分するようマル例示に追加。 混同するおそれのあるものをバツ例示に追加。
095 ITインフラエンジニア 有線電気通信・無線通信などの事業用電気通信設備、LAN設備、通信規格、サーバー、ストレージ、データベースなど、<u>情報処理システムの基盤整備</u>に関する計画・設計・施設工事の監督などの職務に従事するものをいう。<u>ネットワークシステム全体の設計・開発・保守の職務に従事するものも含まれる。</u> ただし、<u>次の職務に従事するものは含まれない。</u> （１） <u>プログラム作成の職務に従事するものは小分類〔094〕に分類される。</u> （２） <u>導入済みの情報処理システムの運用・管理の職務に従事するものは小分類〔097〕に分類される。</u> （３） <u>通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の職務に従事するものは小分類〔101〕に分類</u>	106 通信ネットワーク技術者 有線電気通信・無線通信などの事業用電気通信設備及びLAN設備に関する計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの技術的な仕事並びに<u>通信規格など通信技術に関する技術的な仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、プログラム作成の<u>仕事</u>に従事するものは小分類〔104〕、サーバー管理の<u>仕事</u>に従事するものは小分類〔105〕、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の仕事に従事するものは小分類〔246〕、通信回線に利用者の機器を接続する作業に従事するものは小分類〔674〕に、ウェブのデザインの仕事に従事するものは小分類〔224〕に分類される。	サーバーに関する説明がなく、データベースに関連した技術職について明示的に説明されていないことを踏まえ、通信ネットワーク以外の基盤整備も含む項目となるよう説明文を見直し、項目名を改称。 「ウェブのデザインの仕事に従事するもの」は含まれない旨の説明がなされているが、本項目の説明内容を鑑みても、「ウェブのデザインの仕事に従事するもの」と混同する可能性は低いことから、本説明をただし書から削除。

<u>される。</u> (4) 通信回線に利用者の機器を接続する作業に従事するものは小分類〔712〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>情報処理システムの基盤整備（I T インフラ）に係る要件定義書の作成</u> ・<u>I T インフラの設計・構築</u> ・<u>障害や災害が発生した際の I T インフラの復旧作業</u> ○<u>電気通信技術者、電気通信主任技術者、電気通信施設技術者、有線電気通信技術者、無線電気通信技術者、ネットワークエンジニア、ネットワークスペシャリスト、データベースエンジニア、データベーススペシャリスト、サーバーエンジニア</u> ×<u>ネットワークプログラマー〔094〕、サーバー管理者〔097〕、A I エンジニア〔099〕、クラウドエンジニア〔099〕、データエンジニア〔099〕、無線通信員〔101〕、無線技術士〔101〕、電波監視官〔101〕、有線テレビ技術員〔235〕、電気通信設備工事従事者〔712〕</u>	○<u>電気通信技術者、電気通信主任技術者、電気通信施設技術者、有線電気通信技術者、無線電気通信技術者</u> ×<u>ネットワークプログラマー〔104〕、サーバー管理者〔105〕、無線通信員〔246〕、無線技術士〔246〕、有線テレビジョン技術員〔246〕、電波監視官〔246〕、電気通信設備工事従事者〔674〕</u>	想定される主な課業を追記。 説明文の見直しを踏まえ、「ネットワークエンジニア」等をマル例示に追加。 混同するおそれのあるものをバツ例示に追加。
096 セキュリティエンジニア <u>情報処理システム・ソフトウェア等に対する不正アクセスなど外部からの攻撃への対応や、情報処理システムの監査・脆弱性診断などの職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、情報処理システムの基盤整備の職務に従事するものは小分類〔095〕に、導入済みの情報処理システムの運用・管理の職務に従事するものは小分類〔097〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u>	(新設)	現行の小分類 105「システム運用管理者」及び同 106「通信ネットワーク技術者」に含まれているセキュリティ技術者に関連する職務を分割し、新小分類 096「セキュリティエンジニア」を新設。

・不正アクセス等を検知・防衛する情報処理システムの設計等の支援 ・外部からの攻撃によるインシデント対応 ・情報処理システムの監査・脆弱性診断の実施 ○セキュリティエンジニア、情報セキュリティ技術者、セキュリティアナリスト、セキュリティエキスパート、情報処理安全確保支援士 × I T インフラエンジニア〔095〕、サーバー管理者〔097〕		
097 システム運用管理者 企業等に導入済みの情報処理システムが正常に動作するよう、日常的な監視や性能の最適化、情報処理システム・ソフトウェア・ハードウェア等の維持・管理などの職務に従事するものをいう。ウェブサイトの運用に係る職務に従事するものも含まれる。 ただし、情報処理システム等に対する外部からの攻撃への対応などの職務に従事するものは小分類〔096〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・導入済みの情報処理システム等の障害発生・ハードウェア故障・ネットワーク通信量などの監視 ・運用手順書による設定変更やデータバックアップ ・システム設計・開発・保守技術者への運用状況等の情報共有 ・ウェブサイトに掲載する情報・画像などの更新 ○ I T サービスマネージャ、システム運用オペレータ	105 システム運用管理者 構築されたシステムについて、安全性の確保を含めた維持・管理・保守の仕事に従事するものをいう。 ○ I T サービスマネージャ；システム保守技術者；サー	データセンター等のシステム運用の現場における職務に従事するものを区分する項目となるよう説明文を修正。 現行の小分類 105「システム運用管理者」には、電子書籍などのコンテンツ作成や、それらのウェブサービス提供といった内容に該当する説明がないことから、構築したウェブサイトの運用・コンテンツ管理を職務とするものを当該項目に区分できるよう説明文を修正。 想定される主な課業を追記。 厚生労働省編職業分類等を参考に、

<u>一、システム管理者、ウェブサイト運用管理者、ネットワーク管理者、サーバー管理者</u> ×社内システムエンジニア〔093〕、システム保守技術者〔093〕、情報セキュリティ技術者〔096〕	<u>バー管理者；情報セキュリティ技術者</u> ×社内システムエンジニア〔104〕	「システム運用オペレーター」等をマル例示に追加。 現行のマル例示の「システム保守技術者」は新小分類 093「システム設計・開発・保守技術者」に、「情報セキュリティ技術者」は新小分類 096「セキュリティエンジニア」に移設し、バツ例示に追加。
098 I Tヘルプデスク <u>情報処理システム、ソフトウェア、ハードウェアなどに関連する専門知識を活用し、導入済みの情報処理システム等に関する利用者からの問合せ対応、障害発生時の課題の診断及びその解決を支援する職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、情報処理システム等に係るもの以外の利用者からの問合せに対応する職務に従事するものは小分類〔293〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・導入済みの情報処理システム等に関する電話やメールなどでの質問に対する回答 ・障害発生時の情報処理システム等の動作検証、課題解決策の提案 ○ITサポートデスク、カスタマーサービス（情報処理・通信技術に係るもの） ×コールセンターオペレーター〔293〕、カスタマーサポート〔293〕、キitting作業員〔319〕	(新設)	現行の小分類 109「その他の情報処理・通信技術者」のうち、情報処理システム等に関する利用者からの問合せに対応するものを独立させ、新小分類 098「I Tヘルプデスク」を新設。
099 その他の情報処理・通信技術者 小分類〔091～098〕に含まれない情報処理・通信技術に関する<u>職務</u>に従事するものをいう。	109 その他の情報処理・通信技術者 小分類〔101～106〕に含まれない情報処理・通信技術に関する<u>仕事</u>に従事するものをいう。	

○A I エンジニア、クラウドエンジニア、データサイエンティスト、データエンジニア ×データベースエンジニア〔095〕		「A I エンジニア」など、近年新たに登場した職業をマル例示に追加。「データサイエンティスト」は、一般的に、統計学や機械学習、情報科学の知識を駆使し、ビッグデータ等から有益な情報を抽出して課題を解決するものであるとされており、技術者といった側面が強いと考えられることから本項目に区分。
10 その他の技術者 中分類〔06～09〕に含まれない科学的・技術的な<u>職務</u>に従事するものをいう。 この<u>職務</u>を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の<u>職務</u>に従事するものは中分類〔05〕に分類される。	11 その他の技術者 中分類〔06～10〕に含まれない科学的・技術的な<u>仕事</u>に従事するものをいう。 この<u>仕事</u>を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の<u>仕事</u>に従事するものは中分類〔05〕に分類される。	
101 通信機器操作技術者 通信設備（電波を送受信するための電氣的設備又は線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号又は音声を送受信するための電氣的設備）の<u>機器操作</u>などの<u>技術的な職務</u>に従事するものをいう。<u>通信設備の機器操作により、船舶・航空機の誘導等を行うものも含まれる。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u>	246 通信機器操作従事者 通信設備（電波を送受信するための電氣的設備又は線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は映像を送受信するための電氣的設備）を<u>操作する仕事など通信機器操作に係る仕事</u>に従事するものをいう。	本項目は、現行の中分類 24「その他の専門的職業従事者」に属しているが、厚生労働省編職業分類では大分類 02「研究・技術の職業」の中分類 011「その他の技術の職業」に 011-01「通信機器操作員」が区分されていること、現行の説明文や内容例示を鑑みても、通信設備の操作を行う技術者であると判断されることから、新中分類 10「その他の技術者」へ移設し、重複する表現を見直すなど修辭的な修正を実施。 厚生労働省編職業分類や job tag の「テ

・有線通信設備の操作による通信、音声・データの送受信、無線通信設備の操作による通信、電波の送受信・保守 ・有線・無線通信設備の点検・整備 ・通信設備を用いた船舶・航空機に対する誘導等による運航管理 ○無線通信員、航空関係無線通信士、船舶関係無線通信士、漁業関係無線通信士、陸上関係無線通信士、電波技術員、無線技術士、特殊無線技士、中継録音技術員、電波標識技術員、無線操作監督、レーダー操作技術員、有線通信員、鉄道電信員、電信員（海上保安官を除く）、電信係、電報受信員、電報通信員、有線ラジオ技術員、有線放送電話技術員、航空管制官、航空管制通信官、電波監視官、ラジオミクサー、放送雑音防止技術員（ラジオ） ×テレビ放送技術員〔235〕、有線テレビ技術員〔235〕、テレシネ技術員（テレビ放送）〔235〕、ミクサー（映画・テレビ）〔235〕、放送雑音防止技術員（テレビ）〔235〕、映像調整員（テレビ会社）〔235〕、コールセンターオペレーター〔293〕	○無線通信員；航空関係無線通信士；船舶関係無線通信士；漁業関係無線通信士；陸上関係無線通信士；電波技術員；無線技術士；特殊無線技士；ラジオ・テレビジョン放送技術員；中継録音技術員；電波標識技術員；無線操作監督；レーダー操作技術員；テレシネ技術員（テレビジョン放送）；有線通信員；鉄道電信員；電信員（海上保安官を除く）；電信係；電報受信員；電報通信員；有線ラジオ技術員；有線放送電話技術員；有線テレビジョン技術員；航空管制官；航空管制通信官；電波監視官；ラジオミクサー；テレビジョンミクサー；放送雑音防止技術員；映像調整員（テレビ会社） ×電話交換手〔256〕	レビ・ラジオ放送技術者」のラジオ放送技術者に該当するものを参考に、想定される主な課業を追記。また、従来から通信設備の機器操作による船舶・航空機に対する運航管理を行うものが本項目に含まれることから、当該内容を説明文・課業に追記。 テレビ放送に係るマル例示について、新小分類 235「映像・動画制作者」の新設に伴い移設し、バツ例示に追加。
109 他に分類されない技術者 地質調査技術者など小分類〔061～101〕に含まれない技術的な職務に従事するものをいう。 ○放射線利用機器取扱技術者、地質調査技術者、作業環境測定士、し尿処理施設技術者、労働安全コンサルタント	119 その他の技術者 地質調査技術者など小分類〔061～109〕に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。 ○放射線利用機器取扱技術者、地質調査技術者、作業環境測定士、し尿処理施設技術者、労働安全コンサルタント	新大分類 B「研究者、技術者」全体の「その他」の項目となることを踏まえ、項目名を改称。 現行の小分類 249「他に分類されない専門的職業従事者」のマル例示に記載されて

<u>ント、印刷技術者、指紋・筆跡鑑定員（警察官でないもの）、農薬検査員、肥料検査員、自動車検査官、自動車検査員、小型船舶検査員、航空機検査官、航空工場検査官、電気工作物検査官、原子力施設検査官、気象予報士、計量士</u> ×気象学研究員〔051〕、金属鉱山地質技術者〔079〕、製図工〔632〕、写図工〔632〕	<u>ント；印刷技術者；サーチャー</u> ×気象研究員〔051〕；金属鉱山地質技術者（開発を除く）〔089〕；製図工〔591〕；写図工〔591〕	いる職業のうち、関連団体のウェブサイト等を確認した結果、新大分類 B「研究者、技術者」で定義される「高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な職務」（通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験を必要とするもの）に該当するもので、新小分類〔061～101〕には当てはまらないものをマル例示として移設。 また、法的及び技術的知見の両方を用いて職務を遂行する「検査官」についても、マル例示として移設。 「サーチャー」は明確な定義がないため、マル例示から削除。
---	---	---

大分類C「保健医療・社会福祉専門職業従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
C 保健医療・社会福祉専門職業従事者 <u>保健医療・社会福祉に関する専門的性質の職務</u>に従事するものをいう。 この<u>職務</u>を遂行するには、通例、高度の<u>保健医療・社会福祉分野の訓練</u>、又はこれと同程度以上の実務的経験を必要とする。	(B 専門的・技術的職業従事者) <u>高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。</u> この<u>仕事</u>を遂行するには、通例、<u>大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練</u>、又はこれと同程度以上の実務的経験<u>あるいは芸術上の創造的才能</u>を必要とする。	現行大分類Bの定義の後段に対応する職業群のうち、法令等の制度的枠組みに基づき専門性が担保される保健医療及び社会福祉分野の職業群である。保健医療及び社会福祉分野は、人々の生命、健康及び生活といった社会的基盤を支える職業群であり、少子高齢化等の社会情勢の影響を強く受ける分野である。近年、特にこれらの分野における就業者数の増加が顕著であることから、当該分野を独立して把握することは、その動向の分析及び政策的対応の観点から重要である。このため、大分類の項目名を「保健医療・社会福祉専門職業従事者」とし、説明文を以下のとおり修正。 「高度の専門的水準～技術的な仕事に従事するもの」は、大分類B分割後の「研究者、技術者」の説明に相当するため削除。 「あるいは～を必要とする」は、「文化・芸術等従事者」に相当するものであることから削除。 「その他専門的分野」の「その他」

		を、大分類名に合わせて「保健医療・ 社会福祉分野」に修正。
--	--	----------------------------------

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
11 医師、<u>歯科医師</u>、<u>獣医師</u>、<u>薬剤師</u> 医師・<u>歯科医師</u>・<u>獣医師</u>・<u>薬剤師</u>の免許を有し、医業・獣医業・<u>薬事に関する専門的性質の職務</u>に従事するものをいう。 ただし、次の<u>職務</u>に従事するものは含まれない。 (1) <u>医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許を有するが、予防衛生・保健衛生・家畜衛生、医薬品・食品などに関する政策や制度の企画・立案の職務に従事するものは小分類〔012又は283〕に分類される。</u> (2) <u>医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許を有するが、予防衛生・保健衛生・家畜衛生、医薬品・食品などに関する試験・研究の職務に従事するものは中分類〔05〕に分類される。</u>	12 医師、<u>歯科医師</u>、<u>獣医師</u>、<u>薬剤師</u> 医師、<u>歯科医師</u>、<u>獣医師</u>、<u>薬剤師</u>の免許を有し、医業・獣医業・<u>薬業又はこれらに関連する医学・獣医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、次の<u>仕事</u>に従事するものは含まれない。 (1) <u>医学的知識に基づいて、予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事</u>に従事する医師、歯科医師は中分類〔05〕に分類される。 (2) <u>獣医学的知識に基づいて、家畜衛生、保健衛生などに関する試験・研究の仕事</u>に従事する獣医師は中分類〔05〕に分類される。	「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の免許を有し」という表現と、「又はこれらに関連する医学・獣医学・薬学の知識を必要とする」の表現は意味が重複していると考えられ、また、本中分類には免許保有者しか分類されていないため、「又は～知識を必要とする」の表現を削除。 「薬業」は、医薬品の製造業・卸売業等も含む概念のため、新小分類 114 「薬剤師」の説明や関連法令に合わせて「薬事」に修正。 「専門的・技術的な仕事」は統一的に「専門的性質の職務」に修正（他の項目も同様に修正）。 ただし書は、以下のとおり見直し、分類先の小分類の順で並べ替え。 新たなただし書（1）として、各種免許は有するものの、厚生労働省や環境省、地方公共団体等の行政機関で、政策や制度の企画・立案の職務を行う医系技官・獣医系技官・薬系技官・保健所長等の事務職員として勤務する医業・獣医業・薬業の職務に従事していないものは、新小分類283「企画事務員」等に分類することを明記。

(3) <u>医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許を有するが、医薬品・食品などの製品の開発・製造管理の職務に従事するものは中分類〔07〕に分類される。</u> (4) <u>医師・歯科医師・薬剤師の免許を有するが、自衛官であるものは中分類〔50〕に分類される。</u> (5) <u>医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許を有するが、大学又は防衛医科大学校の教授・准教授又は講師であって、学生等に対する教授の目的で大学附属の病院などで診断・治療などの職務に従事するものは小分類〔192〕に分類される。</u>	(3) <u>薬学的知識に基づいて、医薬品・食品などに関する試験・研究の仕事に従事する薬剤師は中分類〔05〕に分類される。</u> (現行の小分類121「医師」のただし書) (1) <u>医薬品を製造する事業所において、医師の免許を有し、医薬品の製造を管理するものは小分類〔087〕に分類される。</u> (4) <u>医業・薬業又はこれらに関連する医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事する医師、歯科医師、薬剤師である自衛官は中分類〔43〕に分類される。</u> (現行の小分類121「医師」のただし書) (3) <u>大学の教授・准教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するものは小分類〔198〕に分類される。</u>	• 現行のただし書の(1)、(2)及び(3)は、いずれも中分類05「研究者」に分類される職業を説明するものであることから(2)に統合。 • 現行の小分類121「医師」のただし書の(1)及び(3)について、新中分類11に属するすべての小分類に該当することから、新中分類11のただし書に移設。これに伴い、新中分類の説明文を修正。また、説明文から場所を限定する「医薬品を製造する事業所において」の表現を削除。(3)の説明文は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の「大学」に相当しない「防衛医科大学校」を追加。 • 本中分類には免許保有者しか分類されないことを踏まえ、表現を見直し、「知識」や「専門的な仕事」の抽象的な表現ではなく、「免許を有するが、」の表現に統一。
111 医師 医師の免許を有し、<u>医療及び保健指導により公衆衛生の向上・増進に寄与し、人間の健康な生活を確保することを目的として、医業の職務に従事するものをいう。</u>医師の免許を有する病院長・診療所長等の各施設長も含まれる。	121 医師 医師の免許を有し、<u>身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的矯正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。</u>医師の免許を有する病院長・診療所長も含まれる。	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、病院長・診療所長だけに限定する説明を各施設長と改めるなど説明文を修正。 現行の説明の「身体各部の疾患～出入港検疫」は、想定される主な課業と

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>人間の心身における疾病・傷害・死因又は死亡の診断</u> ・ <u>傷病者の治療・手術・検査、診療録の作成・保存</u> ・ <u>傷病者・出入国者の心身の健康状態の確認、健康管理</u> ・ <u>傷病者に対する保健指導、診断書・処方せんの交付</u> ・ <u>再犯防止・社会復帰を目的とした矯正医療・心理的支援</u> ○ <u>監察医、船医、放射線科医、検疫官（医師）、精神科医、内科医、整形外科医、形成外科医、美容整形外科医、鑑定医、矯正医官、法医学医、医長、大学附属病院長（医師）、病院長（医師）、療養所長（医師）、診療所長（医師）、校医、麻酔医、病理学医、研修医、産業医</u> × <u>保健所長〔012〕、医学研究員〔051〕、食品製造技術者〔071〕、医薬品製造技術者〔077〕、口腔外科医〔112〕、診療放射線技師〔131〕、臨床工学技士〔132〕、臨床検査技師〔133〕、医療監視員〔149〕、食品衛生監視員</u>	<u>ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。</u> (1) <u>医薬品を製造する事業所において、医師の免許を有し、医薬品の製造を管理するものは小分類〔087〕に分類される。</u> (2) <u>医学的な検定・検査・診療に伴う、病理細菌に関する技術的な仕事に従事するものは小分類〔159〕に分類される。</u> (3) <u>大学の教授・准教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するものは小分類〔198〕に分類される。</u> ○ <u>医師；監察医；船医；放射線科医；検疫官（医師）；保健所長；精神衛生鑑定医；法医学医；衛生管理者（医師）；医長；大学附属病院長（医師）；病院長（医師）；療養所長（医師）；診療所長（医師）；校医；麻酔医；レントゲン医師；病理学医</u> × <u>医薬品製造技術者〔087〕；診療放射線技師〔141〕；医療監視員〔159〕；食品衛生監視員〔159〕；衛生管理者（医師・保健師・看護師でないもの）〔159〕；薬事監視員〔159〕；医科大学教授〔198〕；医師（大学教授）</u>	して整理。なお、同箇所のうち、研究に従事するものは、新中分類 11 ただし書（2）のとおり本項目には含まれないため除外。 現行のただし書の（1）及び（3）については、本中分類に属するすべて小分類に共通するため、新中分類 11 に移設。 （2）について、当該職務は医業の一環で実施されるため、ただし書を削除。なお、当該職務を行うが医師ではないものは、新小分類 133「臨床検査技師」に分類されるものが該当。 現行の説明文を参考に、想定される主な課業を追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、以下のとおりマル・バツ例示を修正。 ・ 「内科医」、「外科医」、「形成外科医」及び「美容整形外科医」は、新小分類 112「歯科医師」に含まれる「口腔外科医」と区分するためマル例示に追加。
---	--	--

〔149〕、薬事監視員〔149〕、大学医学部教授〔192〕、 医師（大学教授）〔192〕、医系技官〔283〕	〔198〕	・ 「保健所長」は医師でない職員が務めることも可能となったこと、新中分類 11 ただし書（1）にも追加したとおり、本項目に含まないことから削除。 ・ 政策や制度の企画・立案を担う「医官」をバツ例示に追加。なお、名称が類似する「矯正医官」は、診療を職務とすることからマル例示に追加。 ・ 「研修医」は、医師免許を有しており、本項目の課業に従事することからマル例示に追加。 ・ 「レントゲン医師」は、レントゲンが傷病者の治療・手術・検査の一環で行われるものであり、レントゲン専業は考えにくいことから、マル例示から削除。 ・ 「衛生管理者」は、労働者の健康障害を防止する役割を担うものであるが、職業とはいえないことから、マル例示から削除（本項目以外の項目も同様に対応）。
112 歯科医師 歯科医師の免許を有し、<u>歯科医療及び保健指導により公衆衛生の向上・増進に寄与し、人間の健康な生活を確保することを目的として、歯科医業の職務に従事するもの</u>をいう。歯科医師の免許を有する<u>歯科医院長・歯科診療所</u>	122 歯科医師 歯科医師の免許を有し、<u>歯、その周囲組織及び口くう（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するもの</u>をいう。歯科医師の免許を有する<u>歯科病院長・歯科診療所長</u>も	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新小分類 111 「医師」と平仄を合わせ、<u>歯科病院長・歯科診療所長</u>だけに限定する説明を

長等の各施設長も含まれる。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>傷病者の歯・その周囲組織・口腔における、疾病・傷害の診断、治療、手術、検査、診療録の記載・保存、診断書・処方せんの交付</u> ・<u>傷病者の歯・その周囲組織・口腔の健康管理に関する保健指導</u> ○<u>歯科診療所長（歯科医師）、学校嘱託歯科医師、歯科医院長（歯科医師）、歯科医長、口腔外科医、デンタルクリニック院長（歯科医師）</u> ×<u>医学研究員〔051〕、医薬品製造技術者〔077〕、化粧品製造技術者〔077〕、医師〔111〕、歯科衛生士〔124〕、歯科技工士〔136〕、医療監視員〔149〕、薬事監視員〔149〕、大学歯学部教授〔192〕、歯科医師（大学教授）〔192〕、歯科助手〔432〕</u>	含まれる。 <u>ただし、大学の教授・准教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するものは小分類〔198〕に分類される。</u> ○<u>歯科医師；歯科診療所長（歯科医師）；学校嘱託歯科医師；歯科医院長（歯科医師）；歯科医長</u> ×<u>歯科衛生士〔146〕；歯科技工士〔147〕；医療監視員〔159〕；薬事監視員〔159〕；歯科大学教授〔198〕；医科大学教授〔198〕</u>	各施設長と改めるなど説明文を修正。 現行の説明の「歯、その周囲組織～予防・指導」部分は、削除し、想定される主な課業として整理。 現行のただし書は、現行の小分類 121「医師」のただし書（3）同様、新中分類 11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属する全ての小分類に共通する事項のため、新中分類 11 に移設。 現行の説明文を参考に、想定される主な課業を追記。 なお、「口ろう（腔）」は、「腔」が常用漢字であるため、漢字に変更（他の項目も同様に対応）。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、以下のとおりマル・バツ例示を追加。 ・「口腔外科医」は、歯科医師免許を有するものが、口腔外科の専門医・認定医のための研修施設での実績を有するものが従事する職業の名称であるため、マル例示に追加。 ・新中分類 11 のただし書に該当する「歯学研究員」等をバツ例示に追加。
---	---	---

113 獣医師 獣医師の免許を有し、<u>飼育動物（家畜・家さん・愛玩動物を含む）などの診療及び保健衛生指導により、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、獣医業の職務に従事するものをいう。</u>獣医師の免許を有する家畜診療所長・動物病院院長等の各施設長も含まれる。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・動物飼養者に対する飼育動物・愛玩動物の健康状態の確認、健康・衛生管理の指導 ・飼育動物・愛玩動物の疾病・傷害の診断、治療、手術、検査 ・飼育動物の病源の有無の検査及び^と屠殺処分・消毒等の取締 ○家畜診療所長（獣医師）、<u>動物病院長（獣医師）、狂犬病予防員（獣医師）、家畜防疫員（獣医師）、家畜防疫官（獣医師）、^と屠畜検査員（獣医師）、家畜人工授精師（獣医師）</u>	123 獣医師 獣医師の免許を有し、<u>家畜・家さん・愛がん動物などの診療及び保健衛生指導、動物・畜産物の検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。</u>獣医師の免許を有する家畜診療所長<u>及び動物・畜産物の病源の有無について検査し、と殺処分・消毒などの取締りに従事するもの</u>も含まれる。 <u>ただし、家畜の診療、動物・畜産物の検査などの専門的な仕事に付随する技術的補助の仕事に従事するものは含まれない。</u> ○<u>獣医師</u>；家畜診療所長（獣医師）；<u>動物病院長（獣医師）</u>；家畜防疫官（獣医師）；<u>と</u>畜検査員	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新小分類 111「医師」等と平仄を合わせ、動物病院長だけに限定する説明を各施設長等と改めるなど説明文を修正。 現行の説明の「家畜・家さん～動物・畜産物の検査」部分は、削除し、想定される主な課業として整理。 現行のただし書の職務に従事するものは、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）の成立により、「愛玩動物看護師」の資格を有するものが従事すること、また、新小分類 125「愛玩動物看護師」の新規立項により削除。 現行の説明文を参考に、想定される主な課業を追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、獣医師免許を有することが任命要件である、狂犬病予防接種に携わる「狂犬病予防員」など、これまで明記されていなかった職業
--	---	---

× <u>畜産試験場研究員〔051〕、家畜人工授精師（獣医師でないもの）〔061〕、医薬品製造技術者〔077〕、ペットフード製造技術者〔079〕、動物薬剤師〔114〕、愛玩動物看護師〔125〕、食品衛生監視員〔149〕、環境衛生監視員〔149〕、獣医科大学教授〔192〕、動物病院助手〔439〕、アニマルケアスタッフ〔439〕、アニマルセラピー従事者〔495〕、ペットトリマー〔495〕、動物トレーナー〔495〕、装蹄師〔539〕</u>	× <u>食品衛生監視員〔159〕；環境衛生監視員〔159〕；獣医科大学教授〔198〕；動物病院助手〔379〕；装てい（蹄）師〔469〕</u>	をマル例示に追加。獣医師である場合に限ることを括弧書きで明記した上で、畜産農家に保健衛生指導を実施する「家畜防疫員」を追加。 新中分類 11 のただし書に該当する「畜産試験場研究員」等をバツ例示に追加。
114 薬剤師 <u>薬剤師の免許を有し、調剤、医薬品の供給等の薬事衛生の管理により公衆衛生の向上・増進に寄与し、人間の健康な生活を確保することを目的として、薬事の職務に従事するものをいう。薬剤師の免許を有する薬局店長・管理薬剤師等の各施設長も含まれる。</u> ただし、<u>薬剤師の免許を有する麻薬取締官は小分類〔519〕に分類される。</u>	124 薬剤師 <u>薬剤師の免許を有し、調剤、医薬品の供給、医薬品の製造の管理などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。</u> ただし、<u>各種薬品に関する薬学的な試験・研究の業務に従事するものは小分類〔051〕に分類される。</u>	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新小分類 111 「医師」等と平仄を合わせ、店長・管理薬剤師を含むことを明記するなど説明文を修正。 現行の説明の「調剤～医薬品の製造の管理」部分は、削除し、想定される主な課業として整理。 現行のただし書は、新中分類 11 に移設。また、厚生労働省編職業分類のただし書（9）を参考に、「麻薬取締官」である場合は、薬剤師の免許を有していても新小分類 519 「その他の司法警察職員」に分類されることを新たにただし書として追記。

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>医師・歯科医師・獣医師が傷病者に交付した処方せんの</u> <u>内容を確認し、医薬品の計量・混合等の調剤</u> ・<u>傷病者に対する調剤した医薬品の販売・授与</u> ・<u>医薬品の知識や傷病者の投薬状況等に照らして必要な</u> <u>場合に、処方した医師・歯科医師・獣医師に問い合</u> <u>せ、同意を得て処方せんの内容を変更</u> ・<u>傷病者に対する医薬品の副作用・服用量・取扱等の服薬</u> <u>指導</u> ・<u>医薬品の安全管理及び品質保持に関する知識に基づく</u> <u>医薬品の適切な管理</u> ○<u>薬局店主（薬剤師）</u>、<u>薬局店長（薬剤師）</u>、<u>薬剤部長（薬</u> <u>剤師）</u>、<u>薬局長（薬剤師）</u>、<u>薬局員（薬剤師）</u>、<u>薬局管</u> <u>理者（薬剤師）</u>、<u>学校薬剤師</u>、<u>管理薬剤師</u>、<u>動物薬剤師</u> ×<u>薬学研究員〔051〕</u>、<u>医薬品製造技術者〔077〕</u>、<u>衛生検</u> <u>査技師〔133〕</u>、<u>環境衛生監視員〔149〕</u>、<u>毒物劇物監視</u> <u>員〔149〕</u>、<u>食品衛生監視員〔149〕</u>、<u>薬事監視員〔149〕</u>、 <u>医療監視員〔149〕</u>、<u>薬系技官〔283〕</u>、<u>薬局店長（薬剤</u> <u>師でないもの）〔381〕</u>、<u>医薬品登録販売者〔383〕</u>、<u>医</u> <u>薬品販売員（薬剤師でないもの）〔383〕</u>、<u>麻薬取締官</u> <u>（薬剤師）〔519〕</u>	○<u>薬剤師</u>；<u>薬局店主（薬剤師）</u>；<u>薬剤部長</u>；<u>薬局長</u>；<u>薬局</u> <u>員（薬剤師）</u>；<u>薬局管理者</u>；<u>学校薬剤師</u>；<u>管理薬剤師</u> ×<u>薬学研究員〔051〕</u>；<u>医薬品製造技術者〔087〕</u>；<u>衛生検</u> <u>査技師〔143〕</u>；<u>環境衛生監視員〔159〕</u>；<u>毒物・劇物監</u> <u>視員〔159〕</u>；<u>食品衛生監視員〔159〕</u>；<u>薬事監視員〔159〕</u>； <u>医療監視員〔159〕</u>	現行の説明文を参考に、想定される 主な課業を追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類及 び job tag を参考に、説明文や課業の 修正に合わせ、これまで明記されてい なかった「薬局店長（薬剤師）」等を マル例示に追加。 また、薬剤師の免許を有するものの み分類することを括弧書きで補足。 混同するおそれがあるものをバツ 例示に追加。
---	---	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
12 保健指導・看護従事者 保健師、助産師、看護師、<u>准看護師</u>、<u>歯科衛生士</u>、<u>愛玩動物看護師</u>の免許を有し、保健指導、<u>歯科保健指導</u>、助産、<u>傷病者・愛玩動物</u>に対する療養上の世話などの<u>専門的性質の職務</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>看護師等の免許を有するが、自衛官であるものは中分類〔50〕に分類される。</u>	13 保健師、助産師、看護師 保健師、助産師、<u>看護師等</u>の免許を有し、保健指導、助産、<u>傷病者等</u>に対する療養上の世話などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>看護業務に従事する自衛官は中分類〔43〕に分類される。</u>	新小分類 125「<u>愛玩動物看護師</u>」の新規立項に伴い、本中分類が保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による職業のみではなくなったこと、「看護師」は看護と保健指導、「保健師」及び「助産師」は保健指導、「<u>愛玩動物看護師</u>」は愛玩動物の看護と保健指導が主な課業であり、「<u>歯科衛生士</u>」の課業も歯科保健指導であることから、現行の小分類 146「<u>歯科衛生士</u>」を本中分類に移設し、本中分類の名称も「保健指導・看護従事者」に変更。 現行の小分類 146「<u>歯科衛生士</u>」の追加等に伴い、説明文を修正。 新大分類 C「保健医療・社会福祉専門職業従事者」に共通する表現である「<u>専門的性質の職務</u>」を説明文に追加。 現行のただし書を、新中分類 11 のただし書(4)の表現と平仄を合わせるため修正。また、看護師以外の資格を保有する可能性があることから、「<u>看護師等の免許を有する</u>」に修正。
121 保健師 保健師の免許を有し、<u>医療・公衆衛生の普及向上に寄与することを目的として、保健指導の職務</u>に従事するもの	131 保健師 保健師の免許を有し、<u>健康相談・健康教育・家庭訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療</u>	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新中分類 12「保

をいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>地域社会や集団の構成員に対する健康相談・健康教育・家庭訪問</u> ・<u>地域社会や集団全体に対する衛生思想の普及・疾病予防の指導・その他日常生活上必要な保健指導</u> ・<u>傷病者に対する、医師の指示の下に行う療養指導</u> ○保健師長、保健所保健指導課長（保健師）、保健指導員（保健師）、産業保健師、行政保健師、学校保健師 ×助産師〔122〕、看護師〔123〕、産業カウンセラー〔144〕、スクールカウンセラー〔144〕、小学校養護教諭〔183〕、中学校養護教諭〔184〕、高等学校養護教諭〔186〕、特別支援学校養護教諭〔188〕、施設介護員〔421〕、訪問介護員〔422〕、ホームヘルパー〔422〕、看護助手〔431〕、看護補助者〔431〕	<u>養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。</u> ○保健師（事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む）；保健師長；保健所保健指導課長（保健師）；保健指導員（保健師） ×衛生管理者（医師、保健師、看護師でないもの）〔159〕；特別支援学校教諭〔196〕；ホームヘルパー〔362〕；看護助手〔371〕；看護補助者〔371〕	健指導・看護従事者」の各小分類と平仄を合わせるなど説明文を修正。 現行の説明文の「健康相談～保健指導」は、想定される主な課業として整理。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、これまで明記されていなかった「産業保健師」等をマル例示に追加。混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「養護教諭」は学校教育法の「教員」に該当するため、「小学校養護教諭」等をバツ例示に追加。
122 助産師 助産師の免許を有し、<u>医療・公衆衛生の普及向上に寄与することを目的として、助産及び妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>出産時の介助及びへその緒の切断等の助産行為</u> ・<u>妊婦・じょく婦・新生児の保健指導・健康管理</u> ・<u>妊婦・じょく婦・新生児に対する、母子の健康に関する知識に基づく相談対応・支援</u> ・<u>医師の指示の下に行う、注射・点滴・採血等の診療の補</u>	132 助産師 助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新中分類 12「保健指導・看護従事者」に属する各小分類と平仄を合わせるなど説明文を修正し、想定される主な課業を追記。

助 ○助産所長（助産師）、<u>助産師長</u>、<u>妊婦指導員（助産師）</u> ×保健師〔121〕、看護師〔123〕、看護助手〔431〕、看護補助者〔431〕、<u>助産助手〔431〕</u>	○<u>助産師</u>；<u>助産所長（助産師）</u>；<u>助産師長</u>；<u>妊婦指導員（産婦人科医院）</u> ×看護助手〔371〕；看護補助者〔371〕	「妊婦指導員」が就業する場所は「産婦人科医院」とは限らないため、本表現を削除。また、助産師の免許を有するものを本項目に分類すること括弧書きで補足。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「助産助手」は、これまで現行の小分類 379「その他の保健医療サービス従事者」に分類されていたが、「看護助手」との課業の類似性により、新小分類 431「看護・助産助手」に移設したことを反映。
123 看護師 看護師の免許を有し、<u>医療・公衆衛生の普及向上に寄与することを目的として、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の職務に従事するものをいう。</u>准看護師の免許を有し、<u>医療及び公衆衛生の普及向上に寄与することを目的として、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の職務に従事するものも含まれる。</u>	133 看護師（准看護師を含む） 看護師の免許を有し、<u>傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するもの、並びに准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。</u>	小分類の名称に「（〇〇を含む）」があるは本項目のみであり、他項目と平仄を合わせるため、「（准看護師を含む）」を削除。説明文の「並びに」の表現も、新中分類 11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属する各小分類の表現に合わせて、「～ものも含まれる。」と修正。なお、法令上は、医師に加え歯科医師の指示も受けると明記があるため従来の説明文の同表現も残したが、実態や「歯科衛生士」の関連法令を確認すると、「歯科衛生士」が歯科医師の診療の補助を行っているため、歯科医師の診療の補助を行

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>傷病者・じょく婦に対する健康管理などの療養上の世話</u> ・<u>医師（准看護師の場合は医師及び看護師）の指示の下に行う、注射・点滴・採血等の診療の補助</u> ・<u>傷病者・じょく婦に対する健康に関する知識に基づく相談対応・支援・保健指導、臨時応急の手当</u> ○<u>准看護師、総看護師長、看護師長、派出看護師、訪問看護師、呼吸療法認定士（看護師）、透析技術認定士（看護師）、救急救命士（看護師）、医療脱毛施術者（看護師）、アートメイク施術者（看護師）</u> ×<u>医師〔111〕、医療脱毛施術者（医師）〔111〕、アートメイク施術者（医師）〔111〕、保健師〔121〕、助産師〔122〕、透析技術認定士（臨床工学技士）〔132〕、ケアワーカー（施設介護・病院）〔421〕、ホームヘルパー〔422〕、ケアワーカー（訪問介護）〔422〕、看護助手〔431〕、看護補助者〔431〕、まつ毛エクステ施術者〔452〕、美容脱毛施術者〔453〕、タトゥーアーティスト〔459〕、増毛施術者〔459〕、救急救命士（消防員）〔522〕</u>	○<u>看護師（事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む）；准看護師；総看護師長；看護師長；派出看護師；訪問看護師</u> ×<u>家政婦（夫）〔351〕；ホームヘルパー〔362〕；看護助手〔371〕；看護補助者〔371〕</u>	うものは本項目に含まない。 関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に規定のない「新生児」を削除するなど説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、マル例示を追加。 救急救命士の資格を有する「看護師」は本項目に分類されることから、マル例示に追加。 就業者数の増加を踏まえ、看護師の免許を有する「医療脱毛施術者（看護師）」及び「アートメイク施術者（看護師）」をマル例示に追加。 医師の免許を有する「美容脱毛施術者」及び「タトゥーアーティスト」等、混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「救急救命士」の資格を有する「消防員」は新小分類 522「消防員」に分類されることから、バツ例示に追加。
124 歯科衛生士 歯科衛生士の免許を有し、<u>歯科疾患の予防及び口腔衛</u>	146 歯科衛生士 歯科衛生士の免許を有し、<u>歯科医師の直接の指導の下</u>	新小分類 125「愛玩動物看護師」を新規立項したことに伴い、新中分類

<u>生の向上に寄与することを目的として、歯科医師の指導の下に、歯科診療の補助及び歯科保健指導等の職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>患者等に対する、歯牙・口腔の疾患の予防の知識に基づく歯磨き・食事等の歯科保健指導</u> ・<u>医療用機器の操作等による歯牙露出面・歯茎・口腔に対する医薬品等の塗布、汚れや歯石等の除去等の医療行為</u> ・<u>診療に用いる機器や医薬品の準備、治療内容の説明</u> ○<u>歯科衛生士（DH）</u> ×<u>医薬品製造技術者〔077〕、化粧品製造技術者〔077〕、歯科医師〔112〕、看護師〔123〕、診療放射線技師〔131〕、歯科技工士（DT）〔136〕、歯科助手（DA）〔432〕、デンタルアシスタント〔432〕</u>	<u>に、歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>歯科衛生士</u> ×<u>歯科医師〔122〕；歯科助手〔372〕</u>	12「保健指導・看護従事者」が保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による職業のみではなくなったこと、「看護師」は看護と保健指導、「保健師」及び「助産師」は保健指導、「愛玩動物看護師」は愛玩動物の看護と保健指導を主な課業としており、「歯科衛生士」の課業も歯科保健指導であることから、「歯科衛生士」を新中分類 12 に移設。 新中分類 12 に属する各小分類と平仄を合わせ、関連法令を参考に説明文を修正。 関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 歯科衛生士の免許を有するが、歯磨き粉等の医薬品・化粧品の開発・製造管理をするものをバツ例示に追加。
--	--	---

125 愛玩動物看護師 <u>愛玩動物看護師の免許を有し、愛玩動物に関する獣医療の普及向上等に寄与することを目的として、獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助、疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護などの職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>愛玩動物に対する輸液剤の注射・採血・マイクロチップの装着・カテーテル留置等の診療の補助</u> ・<u>疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の看護</u> ・<u>愛玩動物飼養者等に対する愛玩動物の愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援</u> ・<u>動物の保定及び院内の衛生管理</u> ○<u>動物看護師、訪問動物看護師</u> ×<u>獣医師〔113〕、看護師〔123〕、動物病院助手〔439〕、動物看護助手〔439〕、アニマルケアスタッフ〔439〕、ペットシッター〔495〕、ペットトリマー〔495〕、ペットブリーダー（犬・猫・モルモット・小鳥など）〔532〕</u>	(新設)	愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)の施行によって、新たに「愛玩動物看護師」の制度が創設されたため、新規立項。 なお、同法の施行により、「愛玩動物看護師」は、有資格者のみが名乗ることが可能となっている。
---	-------------	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
13 医療技師 診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師等の免許を有し、医師又は歯科医師の指示、指導等の下に、放射線の人体照射、生命維持管理装置の操作、<u>検体検査</u>など中分類〔11 及び 12〕に含まれない保健医療に関する専門的性質の職務に従事するものをいう。	14 医療技術者 診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、<u>理学療法士、歯科技工士</u>等の免許を有し、医師又は歯科医師の指示、指導等の下に、放射線の人体照射、生命維持管理装置の操作・保守、<u>微生物学的検査、理学療法、歯科技工業務</u>など中分類〔12 及び 13〕に含まれない保健衛生に関連する技術的な仕事に従事するものをいう。	説明文に記載する免許は、分類番号順に三つ列挙し、それ以外は「等」で整理することとし、職務の内容も、列挙した三つの免許に対応したものとなるよう修正。 現行の中分類 14「医療技術者」の名称は、以下の 3 点を考慮し、「医療技師」に変更することとし、説明文から「技術的な」という表現を削除。 - 各小分類の関連法令や所管府省の公表物には、必要な知識及び技能を有することを認証し免許を交付するとの記載はあるものの、「技術」や「技術者」といった表現はない。 - 新中分類 13「医療技師」に属する職業のうち、「歯科技工士」のみ加工技術を必要とする職業だが、それ以外は、手順どおりに検査を行うもの（「診療放射線技師」、「臨床工学技士」及び「臨床検査技師」、身体的な訓練を行うもの（「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」及び「言語聴覚士」）であり、新大分類 B「研究者、技術者」の職務に該当するような「技術者」ではない。 - 国際標準分類では、「engineer」

		(技術者) と「technician」(技師) を使い分けており、診療放射線技師及び臨床工学技士は「Medical imaging and therapeutic equipment technicians」、となっているなど本中分類の職業が国際的に「technician」として扱われていることに合わせる。
131 診療放射線技師 診療放射線技師の免許を有し、<u>医療・公衆衛生の普及向上に寄与することを目的として、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体に対する照射・撮影等の職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・放射線の人体に対する照射・撮影及びCT検査、照射録の作成 ・医師又は歯科医師の診療の補助として行う、磁気共鳴画像診断装置(MRI)・超音波診断装置(エコー)・造影剤等を用いた検査、核医学(RI)検査及び消化管検査 ・検査に必要な医薬品注入装置の操作・血管への針の穿刺等の医療行為 ○診療エックス線技師、レントゲン技師、放射線技師 ×エックス線装置製造技術者〔072〕、放射線取扱主任者〔072〕、放射線利用機器取扱技術者〔109〕、放射線科医〔111〕、看護師〔123〕、映写技師〔235〕、レントゲン助手〔439〕	141 診療放射線技師 診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射(撮影を含む)の仕事に従事するものをいう。 ○診療放射線技師；診療エックス線技師 ×エックス線装置製造技術者(医療用)〔082〕；エックス線装置製造技術者(医療用を除く)〔089〕；放射線利用機器取扱技術者〔119〕	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新中分類 11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属する各小分類と平仄を合わせるなど説明文を修正し、「放射線の人体照射」の部分は、想定される主な課業として整理。 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)等を参考に、想定される主な課業を追記。 関連法令、job tag 及び民間求人サイトを参考に、マル例示を追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「エックス線装置製造技術者」は、新小分類 072「電気・電子・電気通信

		技術者」に、医療用と医療用以外を区分せずに集約されたことを反映。
132 臨床工学技士 臨床工学技士の免許を有し、<u>医療の普及向上に寄与することを目的として、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検等の職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>医師の診療の補助として行う、生命維持管理装置（人工呼吸器等）、電気刺激を行う装置、内視鏡カメラ等の医療機器の操作</u> ・<u>透析等の治療に伴う、血管への針の穿刺等の医療行為</u> ・<u>上記医療機器の保守・点検・管理</u> ○<u>透析技術認定士（臨床工学技士）、体外循環技術認定士、高気圧酸素治療専門技師（臨床工学技士）、臨床ME 専門認定士、呼吸療法認定士（臨床工学技士）、血液浄化専門臨床工学技士、不整脈治療専門臨床工学技士</u> ×<u>看護師〔123〕、高気圧酸素治療専門技師（看護師）〔123〕、呼吸療法認定士（看護師）〔123〕、透析技術認定士（看護師）〔123〕、臨床検査技師〔133〕、衛生検査技師〔133〕、呼吸療法認定士（理学療法士、作業療法士）〔134〕</u>	142 臨床工学技士 臨床工学技士の免許を有し、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（<u>生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去など。</u>）及び保守点検の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>透析技術認定士；体外循環技術認定士；臨床高気圧治療技師；臨床ME 専門認定士</u> ×<u>臨床検査技師〔143〕；衛生検査技師〔143〕</u>	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新中分類 11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属する各小分類と平仄を合わせるなど説明文を修正し、「生命維持管理装置の～保守点検」は、想定される主な課業として整理。 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）等を参考に、想定される主な課業を追記。 関連法令を参考に、「臨床工学技士」の免許を有する「呼吸療法認定士」等をマル例示に追加。 現行のマル例示「臨床高気圧治療技師」を、正式名称である「高気圧酸素治療専門技師」に修正。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「高気圧酸素治療専門技師」等は「看護師」の免許を有するものもいることから、バツ例示に追加。
133 臨床検査技師 臨床検査技師の免許を有し、<u>医療・公衆衛生の普及向上に寄与することを目的として、医師又は歯科医師の指示の下に、検体検査及び生理学的検査等の職務に従事する</u>	143 臨床検査技師 臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、<u>微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査な</u>	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新中分類 11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属

ものをいう。 <u>衛生検査技師の免許を有し、検体検査の職務に従事するものも含まれる。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・人体から採取された血液・尿等の検体の検査 ・心電図検査・脳波検査・呼吸機能検査・超音波（エコー）検査等の体内の生理的な活動を測定する検査 ・医師又は歯科医師の行う病理検査・診療の補助 ・検査に伴う採血・血管への針の穿刺等の医療行為 ・輸血検査・遺伝子検査等の検査及び結果の管理・提供 ○臨床検査技師長、衛生検査技師、衛生検査所臨床検査技師、細胞検査士、超音波検査士（臨床検査技師） ×動物学研究員〔051〕、醸造試験技術者〔071〕、薬品分析試験技術者〔077〕、病理学医〔111〕、看護師〔123〕、診療放射線技師〔131〕、臨床工学技士〔132〕、病理衛生助手〔439〕、臨床検査補助員〔439〕	<u>どの仕事に従事するものをいう。</u> ○臨床検査技師長；臨床検査技師；衛生検査技師；衛生検査所臨床検査技師；衛生検査所衛生検査技師 ×動物学研究員〔051〕；醸造試験技術者（開発を除く）〔081〕；薬品分析試験技術者（開発を除く）〔087〕	する各小分類と平仄を合わせるなど説明文を修正。 平成 18 年に「衛生検査技師」の新規資格取得が停止されていること、同資格保有者が実施可能な業務は「臨床検査技師」とは異なることから、「～ものも含まれる。」という形で整理。 関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 「臨床検査技師」の免許を有する「細胞検査士」をマル例示に追加。 「衛生検査技師」の新規免許交付が停止されて以降、20 年が経過していることから、「衛生検査所衛生検査技師」をマル例示から削除。 「臨床検査技師」の免許を有する「超音波検査士」をマル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
134 理学療法士、作業療法士 理学療法士又は作業療法士の免許を有し、医療の普及	144 理学療法士、作業療法士 理学療法士又は作業療法士の免許を有し、病院、診療所	関連法令、厚生労働省編職業分類及

<u>向上に寄与することを目的として、医師の指示の下に、理学療法又は作業療法の職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>基本的動作能力の維持・回復を目的とした治療体操等の運動指導</u> ・ <u>電気刺激・マッサージ・温熱等の物理的な施術等のリハビリテーション</u> ・ <u>精神に障害のある人の心身機能・社会的適応能力の回復・向上を目的とした手芸・工作・運動等の訓練・指導等のリハビリテーション</u> ○ <u>理学療法士（P T）、スポーツ理学療法士、作業療法士（O T）、呼吸療法認定士（理学療法士、作業療法士）</u> × <u>診療放射線技師〔131〕、視能訓練士（O R T）〔135〕、言語聴覚士（S T）〔135〕、あん摩マッサージ指圧師〔143〕、柔道整復師〔143〕、接骨師〔143〕、指圧師〔143〕、マッサージ師〔143〕、心理判定員〔144〕、福祉施設職業指導員〔165〕、プロ競技トレーナー〔246〕、ジムトレーナー〔264〕、パーソナルトレーナー〔264〕、理学療法士助手〔439〕、作業療法士助手〔439〕、リハビリ助手〔439〕、マッサージ助手〔439〕</u>	<u>などにおいて、理学療法又は作業療法の仕事に従事するものをいう。</u> <u>社会福祉施設などにおいて従事するものも含まれる。</u> ○ <u>理学療法士；作業療法士</u> × <u>診療放射線技師〔141〕；あん摩マッサージ指圧師〔152〕；心理・職能判定員〔161〕；福祉施設職業指導員〔162〕</u>	び job tag を参考に、新中分類 11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属する各小分類と平仄を合わせ、就業する場所を限定する表現を削除するなど説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、「スポーツ理学療法士」等をマル例示に追加。 新小分類 143「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師」に分類される「柔道整復師」など、混同されるおそれがあるものをバツ例示に追加。
135 視能訓練士、言語聴覚士 <u>視能訓練士又は言語聴覚士の免許を有し、医療の普及向上に寄与することを目的として、医師の指示の下に、視能訓練又は言語訓練等の職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>両眼視機能の回復のための矯正訓練の助言・指導及び</u>	145 視能訓練士、言語聴覚士 <u>視能訓練士又は言語聴覚士の免許を有し、病院、診療所などにおいて、視能訓練又は言語訓練の仕事に従事するものをいう。社会福祉施設などにおいて従事するものも含まれる。</u>	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新中分類 11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属する各小分類と平仄を合わせ、就業する場所を限定する表現を削除するな

<u>これに必要な視力・眼圧・眼底・色覚等の視機能検査・音声機能・言語機能・聴覚機能の維持向上のための言語訓練等の訓練の助言・指導及びこれに必要な面接等の検査</u> ○視能訓練士（O R T）、言語聴覚士（S T） ×眼科医〔111〕、理学療法士（P T）〔134〕、作業療法士（O T）〔134〕、機能訓練指導員〔149〕、福祉施設職業指導員〔155〕、特別支援学校教諭〔188〕、手話通訳〔271〕、視力検査員（販売に従事するもの）〔383〕、視力検査員（健康診断に従事するもの）〔439〕	○視能訓練士；言語聴覚士 ×福祉施設職業指導員〔162〕	ど説明文を修正し、想定される主な課業を記載。 関連法令、厚生労働省編職業分類、及び民間求人サイトを参考に、マル例示の呼称を括弧書きで補足。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
（新中分類 12「保健指導・看護従事者」に移設）	146 歯科衛生士 <u>歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。</u> ○歯科衛生士 ×歯科医師〔122〕；歯科助手〔372〕	新小分類 125「愛玩動物看護師」の新規立項に伴い、新中分類 12「保健指導・看護従事者」が保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）による職業のみではなくなったこと、「看護師」は看護と保健指導、「保健師」及び「助産師」は保健指導、「愛玩動物看護師」は愛玩動物の看護と保健指導が主な課業であり、「歯科衛生士」の課業も歯科保健指導であることから、現行の小分類 146「歯科衛生士」を新中分類 12「保健指導・看護従事者」に移設。
136 歯科技工士 <u>歯科技工士の免許を有し、歯科医療の普及向上に寄与することを目的として、歯科医師の指示の下に、歯科技工</u>	147 歯科技工士 <u>歯科技工士の免許を有し、病院、歯科診療所、歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん</u>	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新中分類 11「医

<u>の職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> <u>・歯科医療用の補てつ物・充てん物・矯正装置（被せ物・詰め物・入れ歯等）の作成・修理・調整</u> ○<u>歯科技工士（D T）、歯科技工所長（歯科技工士）、デンタルラボディレクター（歯科技工士）</u> ×<u>歯科医師〔112〕、歯科衛生士（D H）〔124〕、歯科助手（D A）〔432〕、歯科技工士助手〔439〕</u>	<u>物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する仕事に従事するものをいう。</u> ○歯科技工士 ×<u>歯科医師〔122〕；歯科助手〔372〕</u>	師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属する各小分類と平仄を合わせ、就業する場所を限定する表現を削除するなど説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 厚生労働省編職業分類や民間求人サイトを参考に、「デンタルラボディレクター（歯科技工士）」をマル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
--	--	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
14 その他の保健医療専門職業従事者 <u>管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の中分類〔11～13〕に含まれない各種の免許等を有し、保健医療に関する専門的性質の職務に従事するものをいう。</u>	15 その他の保健医療従事者 栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師など中分類〔12～14〕に含まれない保健衛生に関連する<u>仕事</u>に従事するものをいう。	新中分類 14「その他の保健医療専門職業従事者」に属する各小分類の説明文に合わせ、説明文を修正。
141 管理栄養士 <u>管理栄養士の免許を有し、集団給食施設における特別の配慮を必要とする給食の管理、傷病者の療養のための栄養指導、専門的知識を必要とする健康の保持増進のための栄養指導などの職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導</u> ・ <u>個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導</u> ・ <u>特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等</u> ○ <u>学校栄養職員（管理栄養士）、栄養指導員（管理栄養士）、行政栄養士（管理栄養士）、スポーツ管理栄養士</u> × <u>食品製造・開発技術者〔071〕、栄養士〔142〕、小学校栄養教諭〔183〕、中学校栄養教諭〔184〕、パーソナルトレーナー〔264〕、食生活アドバイザー〔439〕、調理師〔461〕</u>	（新設）	平成 12 年の栄養士法改正により、「管理栄養士」の業務が明確化されてから約 25 年が経過し、「栄養師」と「管理栄養士」の知識、技能、職務及び社会的な役割に差異が生じている中、一部の統計調査では両者を区分して集計している。日本標準職業分類を用いる統計においても、両者を区分して集計されるよう、現行の小分類 151「栄養士」から切り出して「管理栄養士」を新規立項。
142 栄養士 栄養士の免許を有し、<u>栄養指導の職務</u>に従事するもの	151 栄養士 栄養士の免許を有し、<u>栄養指導、栄養相談、給食施設に</u>	関連法令、厚生労働省編職業分類及

をいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>栄養相談・食事相談等の栄養指導</u> ・<u>集団給食施設における献立の作成・栄養価の計算</u> ○<u>学校栄養職員（栄養士）、ダイエットコーディネイター（栄養士）</u> ×<u>食品製造技術者〔071〕、管理栄養士〔141〕、小学校栄養教諭〔183〕、中学校栄養教諭〔184〕、パーソナルトレーナー〔264〕、食生活アドバイザー〔439〕、調理師〔461〕</u>	<u>おける献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>栄養士；管理栄養士；栄養指導員；学校栄養職員；ダイエット・コーディネイター（栄養士）</u> ×<u>食品衛生監視員〔159〕；調理師〔391〕</u>	び job tag を参考に、新中分類 11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属する各小分類と平仄を合わせ、就業する場所を限定する表現を削除するなど説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 新規立項した「管理栄養士」に関連するものをマル例示から削除。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
143 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を有し、あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう又は柔道整復の施術の職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>医師の同意による脱臼・骨折の傷病者の患部に対するあん摩・マッサージ・指圧、応急手当のための柔道整復</u> ・<u>慢性的な疼痛の傷病者に対するはり・きゅうの施術・手技・はり・もぐさの刺激による傷病者の身体に対するあん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう又は柔道整復の施術</u> ○<u>治療院院長（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師）、マッサージ院院長、しんきゅう院院長、接骨院院長、柔道整復院院長、はり指導員（はり師）、機能訓練指導員（あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師）、マッサージ師、整骨師、接骨師、指圧師、骨</u>	152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を有し、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術の仕事に従事するものをいう。 ○<u>あん摩マッサージ指圧師；はり師；きゅう師；柔道整復師；はり指導員（視覚障害者更生施設）；整骨師；接骨師；指圧師；骨つぎ師</u>	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新中分類 11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属する各小分類と平仄を合わせるなど説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、マル例示を追加。 「（視覚障害者更生施設）」は現在利用されていない呼称であり、就業する

つぎ師 ×<u>整形外科医〔111〕、理学療法士（P T）〔134〕、スポーツ理学療法士〔134〕、作業療法士（O T）〔134〕、プロ競技トレーナー〔246〕、あん摩師助手〔439〕、はり師助手〔439〕、鍼灸治療助手〔439〕、柔道整復師助手〔439〕、マッサージ助手〔439〕、リフレクソロジスト〔439〕、リラクゼーションセラピスト〔459〕</u>		場所を限定する表現であるため、「（はり師）」に修正。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
144 心理カウンセラー <u>公認心理師の資格等を有し、心理に関する支援を要するものやその関係者に対して、心理状態の観察、心理に関する相談・助言・指導などの職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>心理検査の実施、支援対象者との面談（カウンセリング）</u> ・<u>支援対象者からの相談に対する助言・指導</u> ・<u>支援対象者への集団療法の実施</u> ・<u>心の健康に関する教育・情報提供</u> ○<u>公認心理師、産業カウンセラー、障害者職業センターカウンセラー、職場カウンセラー、スクールカウンセラー、児童心理司、心理判定員、カウンセラー（心理に関する相談であるもの）</u> ×<u>心理学研究員〔052〕、精神科医〔111〕、職業相談員〔496〕、キャリアコンサルタント〔496〕、家族相談員〔496〕、カウンセラー（心理に関する相談でないもの）〔496〕</u>	（新設）	施設の種類に応じて、現行の小分類 159「他に分類されない保健医療従事者」、169「その他の社会福祉専門職業従事者」及び 243「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」の三つの項目に分類されていた「心理カウンセラー」を統合し、新規立項。 関連法令を参考に説明文を整理し、想定される主な課業を追記。 現行の小分類 159「他に分類されない保健医療従事者」等の 3 つの項目のマル例示を整理し、「公認心理師」を追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
149 他に分類されない保健医療専門職業従事者 医療監視員、義肢装具士など小分類〔111～144〕に含まれない<u>保健医療に関する専門的性質の職務に従事するもの</u>	159 他に分類されない保健医療従事者 医療監視員、<u>薬事監視員</u>など小分類〔121～152〕に含まれない<u>専門的・技術的な医療・保健衛生の仕事に従事するもの</u>	新大分類 C「保健医療・社会福祉専門職業従事者」及び新中分類 14「そ

のをいう。 ○医療監視員、薬事監視員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、環境衛生指導員、家庭用品衛生監視員、毒物劇物監視員、義肢装具士、衛生専門官、検疫官、検疫所検疫職員、家畜防疫官（獣医師でないもの）、労働衛生コンサルタント、機能訓練指導員	ものをいう。 ○医療監視員；薬事監視員；環境衛生監視員；食品衛生監視員；食品衛生管理者；環境衛生指導員；衛生管理者（医師・保健師・看護師でないもの）；建築物環境衛生管理技術者；家庭用品衛生監視員；毒物・劇物監視員；義肢装具士；心理カウンセラー（医療施設）	の他の保健医療専門職業従事者」の説明文の修正を反映し、該当するものをマル例示に整理。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、新小分類〔111～144〕に含まれない公的資格を有するものや、これまで明記されていなかったものをマル例示に追加。 「食品衛生管理者」及び「衛生管理者」は、食品工場の衛生管理や労働者の健康障害を防止する役割を担うものであり、職業とはいえないことから、マル例示から削除。 現行の小分類 379「その他の保健医療サービス職業従事者」に分類されている、「衛生専門官」、「検疫官及び「検疫所検疫職員」は、厚生労働省の官職であり、保健衛生行政における専門職業であるとして本項目に移設し、マル例示に追加。 現行の小分類 379 に分類されていた「労働衛生コンサルタント」は保健衛生に関する国家資格であり、「機能訓練指導員」は新中分類 12・13・14 の小分類の国家資格を有するものであるため、本項目に移設し、マル例示に追加。
--	---	--

×<u>保健所長〔012〕、水質検査員〔109〕、医療脱毛施術者〔111 又は 123〕、アートメイク施術者〔111 又は 123〕、救急救命士〔123 又は 522〕、臨床工学技士〔132〕、あん摩マッサージ指圧師〔143〕、心理カウンセラー〔144〕、医療事務員〔351〕、視力検査員〔383 又は 439〕、施設・病院介護員〔421〕、介護福祉士（施設介護・病院）〔421〕、介助員（施設介護・病院）〔421〕、ケアワーカー（施設介護・病院）〔421〕、ケアワーカー（訪問介護）〔422〕、看護助手〔431〕、看護補助者〔431〕、歯科助手〔432〕、動物病院助手〔439〕、食生活アドバイザー〔439〕、リフレクソロジスト〔439〕、理容師〔451〕、美容師〔452〕、まつ毛施術者〔452〕、美容脱毛施術者〔453〕、タトゥーアーティスト〔459〕、建築物環境衛生管理技術者〔481 又は 483〕</u>	×<u>臨床工学技士〔142〕；あん摩マッサージ指圧師〔152〕；心理カウンセラー（医療・福祉施設を除く）〔243〕；家政婦（夫）〔351〕；看護助手〔371〕；看護補助者〔371〕；占い師〔429〕</u>	混同するおそれがある「水質検査員」及び「建築物環境衛生管理技術者」等をバツ例示に追加。
---	---	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
15 社会福祉専門職業従事者 <u>生活保護、児童福祉、老人福祉、障害者の生活支援、困難な問題を抱える女性への支援、生活困窮者の自立支援などの社会福祉に関する調査・相談・支援計画作成などの専門的性質の職務に従事するものをいう。更生保護に関する職務に従事するものも含まれる。</u>	16 社会福祉専門職業従事者 <u>福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所、社会福祉施設及び福祉団体等において、専門的調査・判定、相談、保護、教護、援護、育成、更生、介護計画等の仕事に従事するものをいう。</u>	説明文から、就業場所を限定する表現を削除し、新大分類 C「保健医療・社会福祉専門職業従事者」の説明文の修正を反映し、「社会福祉に関する専門的性質の職務」に修正。 関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、新中分類 15「社会福祉専門職業従事者」の名称である「社会福祉」に従事するものが分類される項目であることを説明するため、以下の観点から説明文を修正。 「社会福祉」の範囲については、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に掲げられている「社会福祉事業」を参考に整理。 - 現行の説明文にある「更生」は、厳密には「社会福祉」に含まれないが、統計の連続性の観点より他の中分類に移設せず、引き続き本項目に分類し、「～ものも含まれる。」という形で説明文を修正。 上記のとおり、本項目には「社会福祉」に含まれないものも分類されるが、分かりやすさの観点から、分類項目名称は現行の「社会福祉専門職業従事者」を維持。

<u>ただし、本項目に分類されるものや医師・看護師などからの指示・指導の下に、入浴・排せつ・食事等の介護の職務に従事するものは中分類〔42〕に分類される。</u>		本項目に該当しないものをただし書で追記。
151 社会福祉施設管理者 <u>主に社会福祉事業に関する施設・事業所において、小分類〔152～155〕の社会福祉に関する専門的性質の職務に従事するとともに、これらの施設・事業所の経営・管理・監督の職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、主に経営・管理・監督の職務に従事するものは大分類A〔管理的職業従事者〕に、認定こども園や放課後児童健全育成事業所などの施設・事業所において児童の教育又は生活支援・世話などの職務に従事するとともに、これらの施設・事業所の経営・管理・監督の職務に従事するものは小分類〔182又は441〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・社会福祉事業に関する施設・事業所の管理 ・事業の運営方針の検討に際しての行政機関・福祉関係団体などとの連携及び当該方針の決定・実施 ・所属職員の採用・配置・教育・労務など業務の管理 ○保護施設長、宿所提供施設長、無料低額宿泊所長、児童福祉施設長、保育所長、児童厚生施設（児童館）長、助産施設長、一時保護施設長、乳児院長、児童養護施設	161 福祉相談指導専門員 <u>福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所において、専門的調査・判定、相談、助言、指導の仕事に従事するものをいう。</u> ○査察指導員；心理・職能判定員；児童相談所長；福祉司；母子・婦人・家庭相談員；社会福祉主事；ケースワーカー；婦人相談指導員 ×障害者支援施設等施設長・職業指導員〔162〕；老人福祉施設長・生活指導員〔162〕；社会福祉協議会専門職員〔169〕 162 福祉施設指導専門員 <u>児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉施設等の福祉施設において、専門的な保護、自立支援、援護、育成、介護の指導の仕事に従事するものをいう。</u> ○老人福祉施設長・生活指導員；障害者支援施設等施設長・職業指導員；児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員（施設長を含む）；児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員；福祉施設職業指導員；母子生活支援施設寮母・寮父；母子指導員 ×査察指導員〔161〕；社会福祉主事〔161〕；保育所保育士〔163〕；障害者支援施設等寮母・寮父〔361〕；社会福祉法人役員〔029〕	国勢調査で統合されて集計されている現行の小分類 161「福祉相談指導専門員」、同 162「福祉施設指導専門員」及び同 169「その他の社会福祉専門職業従事者」を再構成し、これらのうち、事業所又はその他の組織の中で果たす役割といった点に着目して、主に同 162 に含まれていた、現場の管理職であるものを「社会福祉施設管理者」として新規立項。なお、更生保護施設の管理職は含まない。 主に経営・管理・監督の職務に従事するものは、本項目には分類されないことを説明文及びただし書に反映。 施設・事業所内における役割に類似性が見られる現行の小分類 321「小売店主・店長」、同 322「卸売店主・店長」、同 401「飲食店主・店長」及び同 402「旅館主・支配人」の説明文や、関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、説明文を修正し、想定される主な課業を整理。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、新中分類 15 の説明文の「生活保

<u>長、児童自立支援施設長、児童心理治療施設長、障害児入所施設長、児童発達支援センター長、老人福祉施設長、介護保険施設長、養護老人ホーム施設長、特別養護老人ホーム施設長、軽費老人ホーム（ケアハウス）所長、老人デイサービスセンター長、老人福祉センター長、老人短期入所施設長、地域包括支援センター長、障害者支援施設長、身体障害者補助犬訓練施設長、生活介護事業所長、就労移行支援事業所長、就労継続支援事業所長、自立訓練事業所長、障害者共同生活援助事業（グループホーム）所長、障害者短期入所事業（ショートステイ）所長、指定特定（計画）相談支援事業所長、母子生活支援施設長、DVシェルター管理者、自立支援センター・事業所長</u> ×福祉事務所長〔012〕、地方公共団体福祉・保護課長〔012〕、児童相談所長〔012〕、女性相談支援センター長〔012〕、配偶者暴力相談支援センター長〔012〕、保護観察所長〔012〕、少年鑑別所長〔012〕、社会福祉協議会等社会福祉法人・その他の福祉団体役員・経営者〔022又は029〕、社会福祉協議会等社会福祉法人・その他の福祉団体管理職員〔039〕、ケアマネジャー〔153〕、福祉相談・指導員〔155〕、幼稚園園長〔181〕、認定こども園園長〔182〕	169 その他の社会福祉専門職業従事者 <u>社会福祉協議会等の福祉団体・保護観察所などにおいて、専門的な相談、指導、助言など小分類〔161～163〕に含まれない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。</u> ○社会福祉協議会専門職員；その他の福祉団体専門職員；福祉作業所長；保護観察官；心理カウンセラー（福祉）；介護支援専門員（ケアマネージャー） ×社会福祉主事〔161〕；老人福祉施設長・生活指導員〔162〕；障害者支援施設等施設長・職業指導員〔162〕；社会福祉法人役員〔029〕	護・児童福祉・老人福祉・障害者の生活の支援・困難な問題を抱える女性への支援・生活困窮者自立支援」の順でマル例示を追加。 現行の小分類 162「福祉施設指導専門員」のマル例示にある「寮母・寮父」という表現は、公的な資料では見受けられない（厚生労働省の社会福祉施設等調査では、「寮母」が「介護職員」に改められている）ことから、改称（以下の項目も同様に対応）。 「福祉作業所」を「就労移行支援事業所」、「就労継続支援事業所」及び「自立訓練事業所」に修正。 ただし書に該当する「児童相談所長」等や、混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
152 保育士 <u>保育士の資格を有し、児童の保育・保護及び児童の保護者に対する保育に関する指導などの専門的性質の職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、幼稚園又は認定こども園において幼児の教育に従事するものは小分類〔181〕に、認定こども園におい</u>	163 保育士 児童の保育・保護の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag などを参考に説明文を追記し、想定される主な課業を追記。 新小分類 182「認定こども園保育教諭」、同 441「学童保育支援員」及び同

<u>て幼児の教育も一体的に行うものは小分類〔182〕に、放課後児童健全育成事業所において児童の生活支援・世話に従事するものは小分類〔441〕に、保育士を補助する職務に従事するものは小分類〔449〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・地域の児童（乳児・幼児）の保育・保護・世話 ・児童の保護者に対する保育に関する指導・情報提供 ・児童の発達状況に合わせた食事・着替え・睡眠などの介助及びこれらの日常生活習慣や言語・運動などの指導 ・保育計画・保育日誌などの作成 ・保育室の清掃や備品管理などの保育環境整備 ○<u>保育所保育士、認定こども園保育士、幼稚園保育士、医療型障害児入所施設保育士、福祉型障害児入所施設保育士、児童発達支援センター保育士、一時保護施設保育士、乳児院保育士、児童養護施設保育士、児童相談所保育士、家庭的保育者、地域限定保育士</u> ×<u>保育所長〔151〕、児童福祉施設長〔151〕、児童指導員〔155〕、幼稚園教諭〔181〕、認定こども園園長〔182〕、認定こども園講師〔182〕、保育教諭〔182〕、ベビーシッター〔419〕、学童保育支援員〔441〕、児童厚生員〔441〕、保育補助者〔449〕、保育所助手〔449〕、認定こども園助</u>	○<u>保育所保育士；幼稚園保育士；こども園保育士；肢体不自由児施設保育士；乳児院保育士；ろう（聾）・あ児施設保育士；重症心身障害児施設保育士；一時保護所保育士；知的障害児通園施設保育士；児童養護施設保育士</u> ×<u>児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員〔162〕；障害者支援施設等寮母・寮夫〔361〕；幼稚園教諭〔191〕</u>	449「その他の教育・保育補助従事者」の新規立項を踏まえ、これらの職務に従事するものは本項目に含まれないことをただし書に追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tagなどを参考に、マル例示を追加。 関連法令の改正により、「肢体不自由児施設」及び「重症心身障害児施設」は「医療型障害児入所施設」に、「聾あ児施設」及び「知的障害児施設」は「福祉型障害児入所施設」に、「知的障害児通園施設」は「児童発達支援センター」又は「児童発達支援事業所」に、それぞれ名称が変更されたことを踏まえ、マル例示を修正。 「こども園保育士」を「認定こども園保育士」に修正し、保育士でない「認定こども園講師」をバツ例示に追加。 新小分類 449「その他の教育・保育補助従事者」に分類される「保育補助
---	--	--

<u>手〔449〕、子育て支援員（保育所）〔449〕、家庭的保育補助者〔449〕</u>		者」等をバツ例示に追加。
153 介護支援専門員（ケアマネジャー） <u>介護支援専門員の資格を有し、利用者が適切な介護サービスを利用できるよう、日常生活の状況把握、援助目標の設定、介護サービス計画の作成、提供されるサービスの評価、介護サービス提供事業者との連絡調整などの専門的性質の職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>介護サービス利用者の日常生活の状況把握、課題分析及び目標設定</u> ・<u>利用する介護サービスの種類・内容・実施事業者などを定めた介護サービス計画（ケアプラン）の作成</u> ・<u>提供されている介護サービスの評価、市町村への実績報告、事業者との連絡調整及びケアプランの見直し</u> ・<u>利用者やその家族に対する相談対応・情報提供</u> ・<u>介護保険などの行政手続や申請の代行・支援</u> ○<u>介護支援専門員、ケアマネジャー（ケアマネ）、主任介護支援専門員、主任ケアマネジャー</u> ×<u>児童自立支援専門員〔155〕、生活支援員〔155〕、支援相談員〔155〕、介護事務員〔352〕、介護保険事務員〔352〕、生活支援ワーカー（施設介護）〔421〕、介護福祉士〔421 又は 422〕、ケアワーカー〔421 又は 422〕、主任訪問介護員〔422〕、ホームヘルパー〔422〕</u>	（新設）	現行の小分類 169「その他の社会福祉専門職業従事者」のマル例示である「介護支援専門員（ケアマネジャー）」を切り出して、新規立項。 新規立項に当たり、分類項目名称に、厚生労働省が公式に使用している「ケアマネジャー」を括弧書きで追記。
154 精神保健福祉士 <u>精神保健福祉士の資格を有し、精神障害者及び精神保健上の課題を抱えるものからの相談に応じて、助言・指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助</u>	（新設）	施設ごとに、現行の小分類 159「他に分類されない保健医療従事者」、小分類 169「その他の社会福祉専門職業従事者」及び小分類 243「カウンセラ

<u>を行う専門的性質の職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>精神疾患・障害により医療を受けているもの等に対する医療機関内外での相談支援などの援助</u> ・<u>医療に加えて福祉による支援を必要とするもの等に対する日常生活・社会生活にわたる支援</u> ・<u>医療を受けていないものの精神保健上の課題がある者に対する、顕在的ニーズの発見、回復支援などの援助</u> ・<u>精神疾患・障害及び精神保健上の課題が明らかになっ ていないものの、支援を必要とする可能性のある者に対 する、情報提供、理解促進、潜在的ニーズの発見、介 入などの援助</u> ・<u>上記に関する関係機関等との連携</u> ○<u>精神保健福祉士 (MH SW)、精神保健福祉士 (P SW)、 精神医学ソーシャルワーカー、精神科ソーシャルワー カー、メンタルヘルスソーシャルワーカー</u> ×<u>公認心理師 [144]、心理カウンセラー [144]、スクール カウンセラー [144]、ケースワーカー [155]、ソーシャ ルワーカー [155]、スクールソーシャルワーカー [155]、 メディカルソーシャルワーカー (MSW) [155]、社会 福祉士 [155]、ケアワーカー [421 又は 422]</u>		一（医療・福祉施設を除く）」等に分類されていた「精神保健福祉士」を新規立項。
155 福祉相談・指導員 <u>社会的支援を必要とするものからの相談に応じ、生活保護、児童福祉、老人福祉、障害者の生活支援、困難な問題を抱える女性への支援、生活困窮者の自立支援などの社会福祉に関する専門的性質の職務に従事するものをいう。医療現場や教育現場において社会的支援を必要とするものを支援する職務に従事するものも含まれる。</u>	161 福祉相談指導専門員 <u>福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所において、専門的調査・判定、相談、助言、指導の仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>査察指導員；心理・職能判定員；児童相談所長；福祉司；母子・婦人・家庭相談員；社会福祉主事；ケースワーカー；婦人相談指導員</u>	国勢調査で統合されて集計されている現行の小分類 161「福祉相談指導専門員」、同 162「福祉施設指導専門員」及び同 169「その他の社会福祉専門職業従事者」を再構成し、主に同 161に含まれていた、施設の管理者や国家資格を有するものではないものを、新

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・生活困窮者・児童・高齢者・障害者など生活上の困難・課題を抱える者及びその家族からの相談対応 ・家庭環境・生活状況の調査、関係機関・事業者との連絡調整、支援制度の紹介などの助言・指導 ○社会福祉主事、児童福祉司、障害者福祉司、福祉・保護課職員、福祉事務所職員、社会福祉協議会等社会福祉法人・その他の福祉団体専門職員、ケースワーカー、査察指導員（福祉関係）、児童指導員、児童生活支援員、児童自立支援専門員、生活相談員、生活支援員、支援相談員、相談支援専門員、就労継続支援事業職業指導員、就労支援員、母子・父子自立支援員、母子生活支援施設職員、ひとり親家庭支援員、子ども家庭相談員、女性相談支援員、主任相談支援員、社会福祉士、ソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、メディカルソーシャルワーカー（MSW）、医療ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー ×福祉事務所長〔012〕、公認心理師〔144〕、心理カウンセラー〔144〕、スクールカウンセラー〔144〕、児童心理司〔144〕、心理判定員〔144〕、社会福祉施設長〔151〕、自立支援施設長〔151〕、保育士〔152〕、介護支援専門員（ケアマネジャー）〔153〕、精神保健福祉士〔154〕、精神科ソーシャルワーカー〔154〕、メンタルヘルスソーシャルワーカー〔154〕、介護事務員〔352〕、介護保険事務員〔352〕、介護福祉士〔421 又は 422〕、ケアワーカー〔421	×障害者支援施設等施設長・職業指導員〔162〕；老人福祉施設長・生活指導員〔162〕；社会福祉協議会専門職員〔169〕 162 福祉施設指導専門員 <u>児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉施設等の福祉施設において、専門的な保護、自立支援、援護、育成、介護の指導の仕事に従事するものをいう。</u> ○老人福祉施設長・生活指導員；障害者支援施設等施設長・職業指導員；児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員（施設長を含む）；児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員；福祉施設職業指導員；母子生活支援施設寮母・寮父；母子指導員 ×査察指導員〔161〕；社会福祉主事〔161〕；保育所保育士〔163〕；障害者支援施設等寮母・寮父〔361〕；社会福祉法人役員〔029〕 169 その他の社会福祉専門職業従事者 <u>社会福祉協議会等の福祉団体・保護観察所などにおいて、専門的な相談、指導、助言など小分類〔161～163〕に含まれない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。</u> ○社会福祉協議会専門職員；その他の福祉団体専門職員；福祉作業所長；保護観察官；心理カウンセラー（福祉）；介護支援専門員（ケアマネジャー） ×社会福祉主事〔161〕；老人福祉施設長・生活指導員〔162〕；障害者支援施設等施設長・職業指導員〔162〕；社会福祉法人役員〔029〕	小分類 155「福祉相談・指導員」として新規立項。 「福祉事務所」等の就業場所を限定する表現を改め、医療現場や教育現場において社会的支援を必要とするものを支援する職務に従事するものが含まれる旨を明記。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追記。 制度改正等を踏まえ、マル例示の「生活指導員」を「生活支援員」及び「生活相談員」に、「職業指導員」を「就労継続支援事業職業指導員」及び「就労支援員」に、「母子指導員」及び「母子・婦人・家庭相談員」を「母子・父子自立支援員」、「ひとり親家庭支援員」、「子ども家庭相談員」及び「女性相談支援員」に、それぞれ修正。 「社会福祉士」等これまで明記されていなかったものをマル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「児童厚生員」は、新規立項した新小分類 441「学童保育支援員に分類されるため、バツ例示に追加。
--	---	--

<u>又は 422)、学童保育支援員（保育士でないもの）〔441〕、児童厚生員〔441〕、保育補助者〔449〕、保育所助手〔449〕、認定こども園助手〔449〕、子育て支援員（保育所）〔449〕、家庭的保育補助者〔449〕、教育相談員〔449〕、身体障害者補助犬トレーナー〔495〕</u>		「心理・職能判定員」は、従事者数が非常に少ないところ、職能判定員は代表的ではないため削除するが、「心理判定員」は新小分類 144「心理カウンセラー」に課業の内容が一致していることから当該項目に分類するため、残してバツ例示に追加し、本小分類の説明に「判定」の表現は用いない。
159 その他の社会福祉専門職業従事者 小分類〔151～155〕に含まれない社会福祉・更生保護に関する専門的性質の職務に従事するものをいう。 ○統括保護観察官、保護観察官、更生保護施設職員、少年鑑別所職員 ×保護観察所長〔012〕、少年鑑別所長〔012〕、社会福祉法人役員〔022 又は 029〕、心理カウンセラー〔144〕、老人福祉施設長〔151〕、障害者支援施設長〔151〕、就労移行支援事業所長〔151〕、就労継続支援事業所長〔151〕、自立訓練事業所長〔151〕、介護支援専門員（ケアマネジャー）〔153〕、社会福祉主事〔155〕、少年院教官〔209〕、法務教官〔209〕、介護福祉士〔421 又は 422〕、ケアワーカー〔421 又は 422〕、ホームヘルパー〔422〕、学童保育支援員〔441〕、保育補助者〔449〕	169 その他の社会福祉専門職業従事者 <u>社会福祉協議会等の福祉団体・保護観察所などにおいて、専門的な相談、指導、助言など小分類〔161～163〕に含まれない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。</u> ○社会福祉協議会専門職員；その他の福祉団体専門職員；福祉作業所長；保護観察官；心理カウンセラー（福祉）；介護支援専門員（ケアマネジャー） ×社会福祉主事〔161〕；老人福祉施設長・生活指導員〔162〕；障害者支援施設等施設長・職業指導員〔162〕；社会福祉法人役員〔029〕	小分類〔151～155〕に含まれない社会福祉・更生保護の職務に従事するものを分類する項目として、新小分類 159「その他の社会福祉専門職業従事者」を整理。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。

大分類 D「法務・経営・教育等専門職業従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
D 法務・経営・教育等専門職業従事者 <u>法務・経営・教育等に関する専門的性質の職務</u>に従事するものをいう。 この<u>職務</u>を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける<u>法務・経営・教育分野の訓練</u>、又はこれと同程度以上の実務的経験を必要とする。 ただし、教育委員会の教育長等は次のとおり分類される。 (1) 教育委員会の教育長、<u>教育に従事しない学校の理事</u>などは大分類 A「<u>管理的職業従事者</u>」に分類される。 (2) <u>児童福祉の現場</u>において、<u>幼児・児童の保育・自立支援・教科指導</u>に従事するものは大分類 C「<u>保健・医療・社会福祉専門職業従事者</u>」に分類される。 (3) 学校の事務職員、教育委員会の指導主事・社会教育主事は大分類 F「<u>事務従事者</u>」に分類される。 (4) <u>放課後児童支援の現場</u>において<u>児童の生活指導</u>などに従事するもの、<u>実習助手</u>など初等・中等教育における教員の補助に従事するものは大分類 H「<u>サービ</u>	B 専門的・技術的職業従事者 <u>高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。</u> この<u>仕事</u>を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける<u>高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練</u>、又はこれと同程度以上の実務的経験<u>あるいは芸術上の創造的才能</u>を必要とする。 【現行の中分類 19「教員」のただし書】 ただし、教育委員会の教育長等は次のとおり分類される。 (1) 教育委員会の教育長は<u>中分類〔01〕に、専門職員（指導主事・社会教育主事）は中分類〔24〕その他の専門的職業従事者に分類される。</u> (3) <u>教育に従事しない学校の理事</u>などは<u>中分類〔02〕</u>に分類される。 (4) <u>児童自立支援施設</u>において、<u>児童の自立支援・教科指導</u>に従事するものは<u>中分類〔16〕</u>に分類される。 (2) 学校の事務職員・技術職員・実習助手は、<u>それぞれ該当する項目に分類される。</u>	現行の大分類 B「専門的・技術的職業従事者」から分割した本項目は、法令等の制度的枠組みに基づき専門性が担保される法務、経営、金融、保険、教育等の職業群である。公共性が高く、社会活動の円滑な維持・運営に関わる役割を担うものであり、多くの場合、国家資格等により専門性及び能力が担保されている点に共通性がある。このため、大分類の分類項目名を「法務・経営・教育等専門職業」とし、説明文を以下のとおり修正。 「科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの」及び「高度の科学的訓練」は新大分類 B「研究者、技術者」に、「あるいは～を必要とする」は、新大分類 E「文化・芸術等従事者」に該当する記述であることから、説明文から削除。 - 現行の中分類 19「教員」を 3 分割することから、現行の中分類 19 のただし書の重複記載を避けるため、新大分類 D「法務・経営・教育等専門職業従事者」のただし書として移

<u>ス従事者」に分類される。</u>		設。移設に当たって、説明文の記載を中分類から大分類に統一し、移設先が同じものは統合。 （4）は新中分類 44「教育・保育補助従事者」の新設に伴い追記。
16 法務専門職業従事者 裁判官、検察官、弁護士その他の<u>法律事務</u>に関連する<u>専門的性質の職務</u>に従事するものをいう。	17 法務従事者 裁判官、検察官、弁護士及びその他<u>司法</u>に関連する<u>専門的な仕事</u>に従事するものをいう。	公的資格・身分を有するものを区分する中分類であることから、中分類の項目名に「専門職業」を追記し、新大分類D「法務・経営・教育等専門職業従事者」の説明に合わせて「専門的な仕事」を「専門的性質の職務」に修正。 また、本中分類に属する「弁理士」や「行政書士」は「行政」手続に係る書類作成等を実施するものであることから、「司法」という表現を「法律事務」に修正。
161 裁判官 法律上の争訟を裁判するものをいう。 ただし、<u>特許・実用新案・意匠等</u>に関する審判を行うもの、<u>海難の調査・審判開始の申立て・審判・裁決等</u>を行うものは小分類〔169〕に、裁判官<u>弾劾</u>の裁判を行うもの又は裁判官<u>罷免</u>の訴追を行うものは小分類〔011〕に分類される。	171 裁判官 法律上の争訟を裁判するものをいう。 ただし、<u>工業所有権</u>に関する審判を行うもの、<u>海難事件の審判・審判の請求・海難の調査・裁決の執行</u>を行うものは小分類〔179〕に、裁判官<u>弾劾</u>（効）の裁判を行うもの又は裁判官<u>ひ（罷）免</u>の訴追を行うものは小分類〔011〕に分類される。	「工業所有権」という表現は、特許法、実用新案法、意匠法、商標法等の個別の法律で定める権利の総称であるが、法令等による明確な定義がなされていないこと、また、「弁理士」の説明文と平仄を合わせる観点から説明文を「特許・実用新案・意匠等」に修正。また、現行の小分類 179「その他の法務従事者」に分類される海難審判所理事官、審判官、海事補佐人の職

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・民事訴訟における原告・被告双方の主張の聴取、提出された証拠の調査等による法律の適用等の判断 ・刑事訴訟における検察官・被告人・弁護人の主張の聴取、提出された証拠の調査等による罪状や刑罰の判断 ・捜査機関が強制捜査を行う場合の逮捕状や搜索差押令状などの令状発付の判断 ○最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、裁判所長、判事、裁判所調査官（判事）、判事補、簡易裁判所判事 ×裁判所課長などの管理者〔012〕、裁判所調査官（判事でないもの）〔169〕、特許庁審判官〔169〕、海難審判所審判官〔169〕、海難審判所理事官〔169〕、司法研修所教官〔209〕、裁判所職員総合研修所教官〔209〕、裁判所事務官（職務が特定できないもの）〔289〕	○最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、裁判所長、判事、裁判所調査官（判事）、判事補、簡易裁判所判事 ×裁判所課長などの管理者〔012〕、裁判所調査官（判事でないもの）〔179〕、特許庁審判官〔179〕、海難審判所審判官〔179〕、海難審判所理事官〔179〕、司法研修所教官〔199〕、裁判所職員総合研修所教官〔199〕	務について、国土交通省ウェブサイトでの説明に合わせる形で説明文を修正。 裁判所ウェブサイトによる「裁判官」の説明を参考に、想定される主な課業を追記。 裁判所の組織運営を支援する「裁判所事務官」（新小分類 289「その他の総務事務従事者」に分類）をバツ例示に追加。なお、裁判所事務官であっても、会計事務など具体の職務が特定できる場合には該当する分類項目に区分していることから、バツ例示の「裁判所事務官」に「職務が特定できないもの」と補足。
162 検察官 刑事事件についての公訴の提起、裁判所に対する法の正当な適用の請求、裁判の執行の監督などの職務に従事するものをいう。	172 検察官 刑事についての公訴・裁判所に法の正当な適用の請求・裁判の執行の監督・裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは裁判所に通知を求め又は意見を述べ、公益の代表として他の法令がその権限に属させた事務を行う仕事に従事するものをいう。	現行の説明文は検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第 4 条の引用であるが、想定される主な課業を整理するに当たって、厚生労働省編職業分類を参考に、冒頭の文章を簡素化すると

ただし、裁判官<u>罷免</u>の訴追を行うものは小分類〔011〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・警察から送致を受けた事件等の捜査の実施及び裁判所に起訴するかどうかの判断 ・公判請求した事件の裁判への立ち会い、裁判所への証拠の提出・証人尋問などによる犯罪事実の立証 ・求刑を含む論告の実施、裁判所の判決に対する上訴 ・拘禁刑・罰金刑などの正当な執行に係る執行機関の指揮 ○検事総長、次長検事、検事長、検事正、次席検事、検事、副検事 ×法務省の課長〔012〕、司法研修所教官〔209〕、裁判所職員総合研修所教官〔209〕、検察事務官（職務が特定できないもの）〔289〕、警察官〔511〕	ただし、裁判官<u>ひ（罷）免</u>の訴追を行うものは小分類〔011〕に分類される。 ○検事総長；次長検事；検事長；検事正；次席検事；検事；副検事 ×法務省の課長〔012〕；司法研修所教官〔199〕；裁判所職員総合研修所教官〔199〕	ともに表現を適正化。 なお、同法及び現行の説明文では「刑事」となっているが、職業としての「刑事」（警察官）との混同を避ける観点から、改定案では「事件」を追記。 検察庁ウェブサイトの説明を参考に、想定される主な課業を追記。 検事を補佐する「検察事務官」（新小分類 289「その他の総務事務従事者」に分類）等をバツ例示に追加。なお、検察事務官であっても、会計事務など具体の職務が特定できる場合には該当する分類項目に区分していることから、バツ例示の「検察事務官」に「職務が特定できないもの」と補足。
163 弁護士 当事者その他関係人の依頼又は官公署の<u>委嘱</u>によって訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行う職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u>	173 弁護士 当事者その他関係人の依頼又は官公署の<u>委託</u>によって訴訟事件、非訟事件、<u>訴願・審査の請求・異議の申立て</u>など行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行う<u>仕事</u>に従事するものをいう。	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第3条の表現を反映して説明文を修正。 関係団体のウェブサイト、厚生労働

・民事事件における法律相談、和解・示談交渉、訴訟活動 や行政庁に対する不服申立てなどの法律事務の実施 ・刑事事件における被疑者や被告人の弁護人としての意見陳述、証拠提出、口頭弁論などの弁護活動の実施 ○勤務弁護士、企業内弁護士、組織内弁護士、インハウ スローヤー、自治体内弁護士、法律事務所長 ×海難審判所理事官〔169〕、司法研修所教官〔209〕、裁 判所職員総合研修所教官〔209〕、法務事務員〔281〕、 コンプライアンス推進担当事務員〔281〕、弁護士補助 者（パラリーガル）〔289〕	○弁護士 ×海難審判所理事官〔179〕；司法研修所教官〔199〕； 裁判所職員総合研修所教官〔199〕	省編職業分類、job tag を参考に、想 定される主な課業を追記。 判断に迷う可能性があるものをマル 例示に追加。なお、企業内弁護士等 は訴訟に関与しない場合もあるが、非 弁護士による法律事務の取扱いや虚 偽表示等は弁護士法により厳に禁止 されており、弁護士でない者が「企業 内弁護士」等と名乗る可能性は低いこ とから、マル例示に追加。 新大分類 F「事務従事者」の改定案 で整理した「法務事務員」等をバツ例 示に追加。
164 弁理士 他人の求めに応じて、特許権・実用新案権・意匠権・商 標権に関する出願・登録・審判請求・審査請求等の手続の 代理及びこれらの手続に係る事項に関する鑑定などの職 務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・特許権・実用新案権・意匠権・商標権の取得に向けた技 術内容の把握や先行技術調査に基づく特許権・実用新案 権・意匠権・商標権に係る出願書類の作成及び特許庁へ の出願手続 ・外国における特許権・実用新案権・意匠権・商標権の取 得に関する支援	174 弁理士 他人からの求めに応じて特許などの工業所有権に関す る出願、登録等の代理等の仕事に従事するものをいう。	「工業所有権」の表現については、 新小分類 161「裁判官」で説明した内 容を踏まえ修正。 関係団体のウェブサイト、厚生労働 省編職業分類、job tag を参考に、想 定される主な課業を追記。

・特許権・実用新案権・意匠権・商標権の効力の範囲に関する鑑定やこれらに係る特許庁への判定請求及び特許庁への実用新案技術評価書作成の請求 ・特許等の出願が拒絶されるなど特許庁の処分を不服とする場合の審判請求 ・特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の登録・移転・変更等の手続の代理 ○企業内弁理士、組織内弁理士、所長弁理士 ×司法書士〔165〕、行政書士〔166〕	○弁理士 ×行政書士〔249〕	行政手続に携わる士業である「司法書士」をバツ例示に追加。
165 司法書士 他人の依頼を受けて、登記又は供託に関する手続について代理するほか、法務局、検察庁、裁判所等に提出又は提供する書類の作成などの職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。	175 司法書士 他人からの求めに応じて、法務局における登記申請等を代理するほか、法務局、検察庁、裁判所等に提出する書類又は事実証明に関する書類を作成する仕事に従事するものをいう。	司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第3条を参考に説明文を修正。 手続はオンラインでも実施可能なことから、場所を限定する「法務局における」という表現を削除。 現行の説明文では「事実証明に関する書類を作成」とあるが、これは登記・供託に関するものに限られ、新規立項する「行政書士」の法令には、「権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする」と明示していることから、「司法書士」から本表現を削除。また、書類作成だけでなく、登記又は供託に関する審査請求手続や相談業務などにも対応することから「など」を追記。 関係団体のウェブサイト、厚生労働

・登記又は供託手続の代理 ・法務局・裁判所・検察庁に提出する書類の作成 ・法務局長に対する登記、供託の審査請求手続の代理 ・法務局に提出する筆界特定手続書類の作成 ・上記に関する相談対応 ○認定司法書士 ×弁理士〔164〕、行政書士〔166〕、司法書士補助者〔289〕	○司法書士 ×行政書士〔249〕	省編職業分類、job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 行政手続に携わる士業である「司法書士」をバツ例示に追記。
166 行政書士 <u>他人の依頼を受けて、官公署に提出する書類の作成などの職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されている職務に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・許認可申請等の官公署に提出する書類、相続・契約・示談等の権利義務に関する書類及び図面・帳簿等の事実証明に関する書類の作成 ・上記書類の提出手続等の代理 ・行政書士が作成可能な書類の作成に関する相談対応 ×弁理士〔164〕、司法書士〔165〕、通関士〔169〕、行政書士補助者〔289〕	(新設)	新規立項の量的目安等を満たしていると考えられることから、「行政書士」を新規立項。 総務省ウェブサイトを参考に、想定される主な課業を追記。 ただし書に該当する士業(その業務を行うことが他の法律において制限されている)等をバツ例示に掲載。
169 その他の法務専門職業従事者 法律行為その他私権に関する事実についての公正証書の作成や私署証書を認証する職務、海難事件の審判や審判の請求・維持・執行などの職務、その他の法律事務に関連する専門的性質の職務に従事するものをいう。	179 その他の法務従事者 法律行為その他私権に関する事実についての公正証書の作成、私署証書を認証する仕事に従事するもの、海難事件の審判を行い、審判の請求・維持・執行などの仕事、その他司法又はこれに関連する専門的な仕事に従事するも	中分類の分類項目名の改称に伴い、小分類の分類項目名も改称。 現行の小分類 179「その他の法務従事者」の内容例示である「公正取引委

ただし、個人の生命・身体・財産の保護のために捜査・逮捕を行い、公安を維持する職務に従事するものは小分類〔511〕に、検察行政事務・国の利害に関係ある争訟事務・民事事務・人権擁護事務などの法律行政事務に従事するものは小分類〔162～163〕に分類される。 ○公証人、<u>裁判所調査官（判事でないもの）</u>、<u>執行官</u>、<u>国税不服審判所長</u>、<u>海難審判所審判長</u>、<u>海難審判所審判官</u>、<u>海難審判所理事官</u>、<u>海難審判所副理事官</u>、<u>海事補佐人</u>、<u>家庭裁判所調査官</u>、<u>家事調停委員</u>、<u>民事調停委員</u>、<u>裁判所書記官</u>、<u>司法委員</u>、<u>家庭裁判所参与員</u>、<u>公正取引委員会審査官</u>、<u>公正取引委員会審査長</u>、<u>特許庁審判官</u>、<u>特許庁審判長</u>、<u>調停員（民事）</u>、<u>土地家屋調査士</u>、<u>通関士</u> ×裁判所調査官（判事）〔161〕、法務事務員〔281〕、裁判所事務官・検察事務官（職務が特定できないもの）〔289〕	のをいう。 ただし、個人の生命・身体・財産の保護のために捜査・逮捕を行い、公安を維持する<u>仕事</u>に従事するものは小分類〔441〕に、検察行政事務・国の利害に関係ある争訟事務・民事事務・人権擁護事務などの法律行政事務を行う<u>仕事</u>に従事するものは小分類〔172～173〕に分類される。 ○公証人；<u>裁判所調査官（判事でないもの）</u>；<u>執行官</u>；<u>海難審判所審判官</u>；<u>海難審判所理事官</u>；<u>海難審判所副理事官</u>；<u>海事補佐人</u>；<u>家庭裁判所調査官</u>；<u>家事調停委員</u>；<u>民事調停委員</u>；<u>裁判所書記官</u>；<u>司法委員</u>；<u>家庭裁判所参与員</u>；<u>公正取引委員会審査官</u>；<u>公正取引委員会審査長</u>；<u>特許庁審判官</u>；<u>海難審判所審判長</u>；<u>特許庁審判長</u>；<u>調停員（民事）</u>；<u>土地家屋調査士</u> ×裁判所調査官（判事）〔171〕；行政書士〔249〕	員会審査官」や「特許庁審判官」などは司法（裁判所が担う国家の作用）に直接的に関連するものではないことから「法律事務」に修正。 国税不服審判所は、国税に関する処分に対する審査請求を裁決する機関であることから、「国税不服審判所長」をマル例示に追加。また、一般原則の特例にも「国税不服審判所長」を追加。 マル例示である海難審判所審判長の掲載箇所を移動。 「行政書士」の新規立項に伴い、これまで現行の小分類 249「他に分類されない専門的職業従事者」に分類されていた「通関士」（税関への申告手続や書類審査等を実施）をマル例示に移設。 「行政書士」の新規立項のため、バツ例示から削除。 裁判所事務官及び検察事務官のうち、職務が特定できないものは新 289「その他の総務事務従事者」に区分されることからバツ例示に追加。
--	---	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
17 経営・金融・保険専門職業従事者 高度な企業経営・金融・保険等に関する専門的知識や実務経験に基づき、他人の求めに応じて、<u>財務監査、税務相談、労働・社会保険の申請、金融・保険商品の開発、出資・拠出を受けた資金の運用、投資戦略や資産設計の立案などの職務</u>に従事するものをいう。	18 経営・金融・保険専門職業従事者 高度な企業経営・金融・保険に関する専門的知識や実務経験に基づき、他人の求めに応じて、<u>財務会計、人事労務に関するコンサルティング、財務監査、税務指導などの仕事及び資産運用や金融取引に関する助言・リスクヘッジ・リスクマネジメント・投資戦略の設計などの仕事</u>に従事するものをいう。	新中分類 17「経営・金融・保険専門職業従事者」に属する各小分類の要約となるよう説明文を修正。
171 公認会計士 他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調製、財務に関する調査・立案・相談などに関する<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務書類の監査・証明・調製及び監査報告書の作成</u> ・<u>財務に関する調査・立案・相談対応</u> ○公認会計士、<u>会計士補</u> ×弁理士〔164〕、経理事務員〔301〕	181 公認会計士 他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などに関する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○公認会計士、<u>会計士補</u> ×弁理士〔174〕、経理事務員〔263〕	公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)を参考に、想定される主な課業を追記。
172 税理士 他人の求めに応じて、租税に関する申告・申請・再調査又は審査の請求・異議の申立て・過誤納税金の還付請求などについて税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>税務官公署に対する申告書、申請書、請求書等の税務書類の作成</u> ・<u>申告書の作成などの税務に関する相談対応</u> ・<u>税務官公署の調査・処分に関し税務官公署に対してす</u>	182 税理士 他人の求めに応じて、租税に関する申告・申請・再調査又は審査の請求・異議の申立て・過誤納税金の還付請求などについて税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)を参考に、想定される主な課業を追記。

<u>る主張・陳述の代理</u> ○税理士 ×弁理士〔164〕、経理事務員〔301〕	○税理士 ×弁理士〔174〕；経理事務員〔263〕	
173 社会保険労務士 中小企業の経営者や年金受給者等の依頼に応じて、労働保険・社会保険関係の申請書等の作成・提出の代行・申請手続の代理、人事労務に関する診断・相談・指導などの<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・行政機関等に提出する労働・社会保険等に関する申請書、届出書、報告書等の作成及びその提出手続の代理 ・労働・社会保険等に関する申請等に係る行政機関等の調査・処分について、行政機関等に対してする主張・陳述の代理 ・労務管理、社会保険等に関する相談対応・指導 ○社会保険労務士 ×経営コンサルタント〔179〕、中小企業診断士〔179〕、人事係事務員〔282〕	183 社会保険労務士 <u>社会保険労務士として</u>、中小企業の経営者や年金受給者等の依頼に応じて、労働保険・社会保険関係の申請書等の作成・提出の代行・申請手続の代理、人事労務に関する診断・相談・指導などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○社会保険労務士 ×経営コンサルタント〔189〕；中小企業診断士〔189〕；人事係事務員〔252〕	説明文冒頭の「社会保険労務士として」は、項目名から自明のことであり、新小分類 171「公認会計士」及び同 172「税理士」にもそのような記載はないことから削除。 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)を参考に、想定される主な課業を追記。
174 金融・保険専門職業従事者 金融・保険の知識を応用して、<u>金融・保険に関する商品開発、出資・拠出を受けた資金の運用、投資戦略・資産設計の立案、金融商品の分析・評価、保険料等の算定などの職務</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>金融商品（保険商品を除く）の取引に関する職務</u>に従事するものは小分類〔391〕に分類される。	184 金融・保険専門職業従事者 <u>金融機関等において、金融等の知識を応用して、資産運用や取引に関するリスクヘッジ、リスクマネジメントに関わる仕事、投資戦略の設計に関わる仕事、個々の企業の財務分析などに基づく株式の投資価値の分析・評価の仕事及び保険商品の開発などに関わる仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>有価証券の売買・仲立、資金や為替などの金融取引の仕事</u>に従事するものは小分類〔333〕に分類される。	本項目に分類される職業の主な課業を要約した説明文となるよう修正。 新小分類 391「有価証券・仲立人、金融仲立人」の説明文に合わせてただ

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>金融商品又は保険商品の開発</u> ・ <u>出資・拠出を受けた資金の運用、投資に関する戦略・方針の立案</u> ・ <u>有価証券等の金融商品の分析・評価・助言・選定・提案</u> ・ <u>貯蓄・投資・保険・年金などに関する総合的な資産設計の立案</u> ・ <u>リスク分析・収支予測等に基づく生命保険・損害保険の保険料、確定給付企業年金の掛金等の算定</u> ○ <u>金融商品開発者、ファンドマネージャー、金融ストラテジスト、証券アナリスト、保険商品開発者、ファイナンシャルプランナー（保険代理・仲介人及び営業員以外）、独立系ファイナンシャルアドバイザー（IFA）、アクチュアリー（保険数理士）</u> × <u>株式売買人〔391〕、株式トレーダー〔391〕、証券売買人〔391〕、証券トレーダー〔391〕、証券仲買人〔391〕、証券業代理店主〔391〕、有価証券売買仲介人〔391〕、ゴルフ等会員権販売人〔391〕、有価証券売買人〔391〕、金融仲立人〔391〕、金融機関外国資金トレーダー〔391〕、金融機関・証券会社ブローカー〔391〕、保険ブローカー〔392〕、保険仲立人〔392〕、保険代理店主〔392〕、保険代理店ファイナンシャルプランナー（営業員以外）〔392〕</u>	○ <u>金融商品開発者；証券アナリスト；金融ストラテジスト、保険商品開発者；アクチュアリー（保険数理士）</u> × <u>保険ブローカー〔332〕；保険仲立人〔332〕；保険代理店主〔332〕；株式売買人〔333〕；証券売買人〔333〕；証券仲買人〔333〕；証券業代理店主〔333〕；有価証券売買仲立人〔333〕；会員券（権）販売人〔333〕；有価証券売買人〔333〕；金融仲立人〔333〕；外国資金トレーダー〔333〕；有価証券ブローカー〔333〕；金融ブローカー〔333〕</u>	し書を修正。 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）などの関係法令、厚生労働省編職業分類、job tag を参考にマル例示を追加し、以下の職業の想定される主な課業を追記。 ・ 金融商品、保険商品開発者 ・ ファンドマネージャー、金融ストラテジスト ・ 証券アナリスト、独立系ファイナンシャルアドバイザー（IFA） ・ ファイナンシャルプランナー ・ アクチュアリー（保険数理士） なお、「ファイナンシャルプランナー」については、新小分類 392「保険代理・仲介人」に分類される保険代理店で保険代理・仲介を行う「保険代理店ファイナンシャルプランナー（営業員以外）」と区別されるよう「（保険代理・仲介人及び営業員以外）」と追記。
179 その他の経営・金融・保険専門職業従事者 他人の求めに応じて、経営計画・財務計画・生産管理・資材購買管理・労務管理などに関する相談・指導など<u>小分類〔171～174〕に含まれない職務</u>に従事するものをいう。	189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者 他人の求めに応じて、経営計画・財務計画・生産管理・資材購買管理・労務管理などに関する相談・指導などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	「その他」の項目であるため、「小分類〔171～174〕に含まれない職務」を説明文に追記。

○経営コンサルタント、<u>中小企業診断士、経営指導員、ISO審査員、M&Aアドバイザー、M&Aコンサルタント、M&Aマネージャー、人事コンサルタント</u> ×公認会計士〔171〕、<u>税理士〔172〕、不動産鑑定士〔393〕</u>	○経営コンサルタント；<u>中小企業診断士；経営指導員（商工会議所又は商工会に属するもの）；品質システム審査員</u> ×公認会計士〔181〕；<u>税理士〔182〕；不動産鑑定士〔249〕</u>	厚生労働省編職業分類を参考に次の職業をマル例示に追加。 ・M&Aアドバイザー ・M&Aコンサルタント ・M&Aマネージャー ・人事コンサルタント マル例示の「経営指導員（商工会議所又は商工会に属するもの）」について、場所を限定せずとも本項目に分類するのが適切であるため、括弧書を削除。 厚生労働省編職業分類を参考に、マル例示の「品質システム審査員」を「ISO審査員」に修正。（ISO：品質、環境などの分野における組織のマネジメントシステムの国際規格）
---	---	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
<u>18 教員（初等中等教育）</u> 幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校において、幼児・児童・生徒の教育・養護に従事するものをいう。教育に従事する<u>園長・校長</u>も含まれる。 ただし、<u>少年院などの更生保護の現場において教育に従事するものは中分類〔20〕に分類される。</u>	<u>19 教員</u> <u>学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう）・専修学校・各種学校（学校教育に類する教育を行う施設をいう）・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。教育に従事する学長・校長（園長を含む）、部局長（大学の学部長・大学に附置される研究所の長・大学の附属図書館の長・大学共同利用機関の長をいう）、少年院・少年鑑別所において収容少年の教育に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、教育委員会の教育長等は次のとおり分類される。</u> <u>(1) 教育委員会の教育長は中分類〔01〕に、専門職員（指導主事・社会教育主事）は中分類〔24〕に分類される。</u> <u>(2) 学校の事務職員・技術職員・実習助手は、それぞれ該当する項目に分類される。</u> <u>(3) 教育に従事しない学校の理事などは中分類〔02〕に分類される。</u> <u>(4) 児童自立支援施設において、児童の自立支援・教科指導に従事するものは中分類〔16〕に分類される。</u>	新小分類 182「認定こども園保育教諭」及び同 185「義務教育学校教員」の新設に伴い、一つの中分類に設けることのできる小分類の数 9 個を超過してしまうため、現行の中分類 19「教員」を以下のとおり 3 つの中分類に分割する（本項目は①に該当）。 ①新中分類 18「教員（初等中等教育）」 ②新中分類 19「教員（高等教育）」 ③新中分類 20「その他の教員」 分割に伴い、現行の中分類 19「教員」の説明文から初等中等教育に従事する教員を対象としたものとなるよう本項目の説明文を整理。また、分割に伴い、現行の中分類 19「教員」のただし書を分割後の上記①～③に重複して記載することを避けるため、新大分類 D「法務・経営・教育等専門職業従事者」の説明文に当該ただし書を移設。
<u>181 幼稚園教員</u> 幼稚園において<u>幼児の教育</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>児童福祉施設又は幼稚園において、保育士の資格を有し、幼児の保育・保護の職務に従事するものは含まれない。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u>	<u>191 幼稚園教員</u> 幼稚園<u>など</u>において、<u>幼児の保育・養護</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>保育所などの児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事</u>に従事するものは含まれない。	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)、幼稚園教育要領解説（文部科学省）等を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追加。 ただし書及びバツ例示は、新小分類 152「保育士」の説明文等の変更を反

・ <u>集団生活や遊びなどの活動を通じた幼児の教育</u> ・ <u>幼児の主体的・自発的な活動を生み出すために必要な環境の整備</u> ・ <u>幼児の発達状況に応じた指導計画の作成</u> ・ <u>幼児の生活などに関する保護者への連絡・相談・助言</u> ○ <u>幼稚園園長、幼稚園教頭、幼稚園教諭、幼稚園副園長、幼稚園主幹教諭、幼稚園指導教諭、幼稚園助教諭、幼稚園養護教諭、幼稚園養護助教諭、幼稚園栄養教諭、幼稚園講師</u> × 保育所保育士〔152〕、認定こども園保育教諭〔182〕、特別支援学校幼稚部教諭〔188〕	○ <u>幼稚園園長；幼稚園教頭；幼稚園教諭；幼稚園助教諭；幼稚園養護教諭；幼稚園養護助教諭；幼稚園講師</u> × 保育所保育士〔163〕；特別支援学校幼稚部教諭〔196〕	映。 学校教育法を参考に「幼稚園副園長」等をマル例示に追加。 混同するおそれのある「認定こども園保育教諭」をバツ例示に追加。
182 認定こども園保育教諭 <u>認定こども園（類型を問わない）において、幼児の教育及び乳児・幼児の保育を一体的に行う職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、認定こども園において、乳児・幼児の保育の職務のみに従事するものは小分類〔152〕に、幼児の教育の職務のみに従事するものは小分類〔181〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>集団生活や遊びなどの活動を通じた幼児の教育及びそれと一体的に行う乳児・幼児の保育</u> ・ <u>乳児・幼児の主体的・自発的な活動を生み出すために必要な環境の整備</u> ・ <u>乳児・幼児の発達状況に応じた指導計画・保育計画の作成</u> ・ <u>乳児・幼児の生活などに関する保護者への連絡・相談・助言</u> ○ <u>保育教諭、認定こども園園長、認定こども園教頭、認定</u>	（新設）	新小分類 182「認定こども園保育教諭」を新設。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（内閣府・文部科学省・厚生労働省）等を参考に説明文を修正し、想定される主な課業及び内容例示を記載。 「幼保連携型」か「それ以外」かの類型を問わず、「認定こども園」の「保育教諭」は、教育と保育を一体的に行うため、本項目に分類（「認定こども園」の園長等も同様として扱う）。 一方、「認定こども園」で勤務している者のうち、「保育教諭」ではなく、教育又は保育のいずれかを行っている

こども園保育教諭、認定こども園養護教諭、認定こども園養護助教諭、認定こども園栄養教諭、認定こども園講師 ×保育所保育士〔152〕、認定こども園保育士〔152〕、幼稚園教諭〔181〕		るものは、新小分類 182「幼稚園教員」又は同 152「保育士」に分類。 混同するおそれのある「保育所保育士」等をバツ例示に記載。
183 小学校教員 小学校において、義務教育として行われる児童の基礎的な普通教育に従事するものをいう。 ただし、特別支援学校において、児童の小学校に準ずる教育に従事するものは小分類〔188〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・義務教育としての普通教育のうち基礎的なものに関する教育 ・各教科等の目標や各学年による児童の発達の特性等に 応じた指導計画の作成 ・児童が抱える課題等に関する面談・指導・援助 ・各種の統計資料・新聞・視聴覚教材などの教材研究 ・児童の学習の成果などの評価及び保護者との指導方法 などについての相談 ○小学校校長、小学校教頭、小学校教諭、小学校養護教	192 小学校教員 小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。 ただし、特別支援学校において、児童の初等普通教育に従事するものは小分類〔196〕に、少年院・少年鑑別所において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは小分類〔199〕に分類される。	学校教育法、小学校学習指導要領解説【総則編】（文部科学省）等を参考に説明文を修正。 「初等普通教育」、「中等普通教育」及び「高等普通教育」という言葉は、旧学校教育法には存在したが、現行法では使われていないため修正（以下の項目でも同様）。 現行のただし書にある「少年院～小分類〔199〕」は、新中分類 18「教員（初等中等教育）」のただし書に移設したため削除。 小学校学習指導要領解説【総則編】（文部科学省）等を参考に、想定される主な課業を追記。 学校教育法を参考に、「小学校副校

<u>論、小学校副校長、小学校主幹教諭、小学校指導教諭、小学校助教諭、小学校養護助教諭、小学校講師、小学校保健主事、小学校栄養教諭、小学校司書教諭</u> ×義務教育学校教諭〔185〕、<u>特別支援学校小学部教諭〔188〕、少年院教官〔209〕、図書館司書〔251〕、学校司書〔289〕、学校図書館司書〔289〕</u>	○小学校校長；小学校教頭；小学校教諭；小学校養護教諭；小学校助教諭；小学校養護助教諭；小学校講師；小学校保健主事；<u>学園小学部教諭</u> ×特別支援学校小学部教諭〔196〕；少年院教官〔199〕	長」等をマル例示に追加。 「学園小学部教諭」は、義務教育学校の可能性があるため、マル例示から削除。 教員の資格が必要な「司書教諭」の対比として混同するおそれのある「図書館司書」、「学校司書」及び「学校図書館司書」をバツ例示に追加（以下、新小分類 192「大学教員」までこれらのバツ例示を同様に追加）。
184 中学校教員 中学校において、<u>小学校教育の基礎の上に義務教育として行われる生徒の普通教育</u>に従事するものをいう。 ただし、特別支援学校において、<u>生徒の中学校に準ずる教育</u>に従事するものは小分類〔188〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>小学校教育の基礎を踏まえた義務教育としての普通教育</u> ・<u>各教科等の目標や各学年による生徒の発達の特性等に</u> <u>応じた指導計画の作成</u> ・<u>生徒が抱える課題、進路等に関する面談・指導・援助</u> ・<u>各種の統計資料・新聞・視聴覚教材などの教材研究</u> ・<u>生徒の学習の成果などの評価及び保護者との指導方法</u> <u>などについての相談</u> ○中学校校長、中学校教頭、中学校教諭、中学校副校長、	193 中学校教員 中学校において、<u>生徒の中等普通教育・養護</u>に従事するものをいう。 ただし、特別支援学校において、<u>生徒の中等普通教育に従事するものは小分類〔196〕に、児童自立支援施設において、児童の自立支援・教科の指導に従事するものは小分類〔162〕に分類される。</u> ○中学校校長；中学校教頭；中学校教諭；中学校助教諭；	学校教育法、中学校学習指導要領解説【総則編】（文部科学省）等を参考に、説明文を修正。 現行のただし書にある「児童自立支援施設において～」は新大分類D「法務・経営・教育等専門職業従事者」のただし書（2）と重複するため削除。 学校教育法、中学校学習指導要領解説【総則編】（文部科学省）等を参考に、想定される主な課業を追記。 学校教育法を参考に、「中学校副校

<u>中学校主幹教諭、中学校指導教諭、中学校助教諭、中学校養護教諭、中学校養護助教諭、中学校講師、中学校栄養教諭、中学校司書教諭</u> ×<u>義務教育学校教諭〔185〕、中等教育学校教諭〔187〕、特別支援学校中学部教諭〔188〕、図書館司書〔251〕、学校司書〔289〕、学校図書館司書〔289〕</u>	中学校養護教諭；中学校養護助教諭；中学校講師；中学校司書教諭 ×特別支援学校中学部教諭〔196〕	長」等をマル例示に追加。 混同するおそれのある「義務教育学校教諭」等をバツ例示に追加。
185 義務教育学校教員 <u>義務教育学校において、義務教育としての普通教育を基礎的なものから一貫して行う職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>義務教育として行う普通教育を基礎的なものから一貫して行う教育</u> ・<u>各教科等の目標や児童・生徒の発達の特性等に応じた指導計画の作成・改善</u> ・<u>児童・生徒が抱える課題、進路等に関する面談・指導・援助</u> ・<u>児童・生徒の学習の成果などの評価及び保護者との指導方法などについての相談</u> ○<u>義務教育学校校長、義務教育学校教頭、義務教育学校教諭、義務教育学校養護教諭、義務教育学校副校長、義務教育学校主幹教諭、義務教育学校指導教諭、義務教育学校助教諭、義務教育学校養護助教諭、義務教育学校講師、義務教育学校栄養教諭、義務教育学校司書教諭</u> ×<u>小学校教諭〔183〕、中学校教諭〔184〕、図書館司書〔251〕、学校司書〔289〕、学校図書館司書〔289〕</u>	(新設)	新小分類 185「義務教育学校教員」を新設。 学校教育法、小学校及び中学校の各学習指導要領解説【総則編】(文部科学省)等を参考に説明文を記載し、想定される主な課業を記載。 学校教育法を参考に内容例示を整理。
186 高等学校教員 高等学校において、<u>中学校教育の基礎の上に行われる</u>	194 高等学校教員 高等学校において、<u>生徒の高等普通教育・専門教育・養</u>	学校教育法、高等学校学習指導要領

<u>高度な普通教育及び専門教育に従事するものをいう。</u> ただし、特別支援学校において、<u>生徒の高等学校に準ずる教育に従事するものは小分類〔188〕</u>に、高等学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、<u>主に技能的・技術的知識若しくは経験を必要とする実技の指導又は実習の補助的な職務に従事するものは中分類〔44〕</u>に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>中学教育の基礎を踏まえた高度な普通教育及び専門教育</u> ・ <u>各教科等の目標や各学年による生徒の発達の特性等に応じた指導計画の作成</u> ・ <u>生徒が抱える課題、進路等に関する面談・指導・援助</u> ・ <u>生徒の学習の成果などの評価及び保護者との指導方法などについての相談</u> ○ <u>高等学校校長、高等学校教頭、高等学校教諭、高等学校副校長、高等学校主幹教諭、高等学校指導教諭、高等学校助教諭、高等学校養護教諭、高等学校養護助教諭、高等学校栄養教諭、高等学校司書教諭、高等学校講師、高等学校通信制課程教員、農業高校農場主任、高等学校農場長、大学附属高等学校教諭</u> × <u>中等教育学校教諭〔187〕、特別支援学校高等部教諭〔188〕、図書館司書〔251〕、学校司書〔289〕、学校図書館司書〔289〕、実習助手〔449〕</u>	<u>護に従事するものをいう。</u> ただし、特別支援学校において、<u>生徒の高等普通教育に従事するものは小分類〔196〕</u>に、<u>少年院において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは小分類〔199〕</u>に、高等学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、<u>専ら技能的・技術的知識若しくは経験を必要とする実技の指導又は実習の補助的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。</u> ○ <u>高等学校校長、高等学校教頭、高等学校教諭、高等学校助教諭、高等学校養護教諭、高等学校養護助教諭、高等学校講師、高等学校通信制課程教員、農業高校農場主任、高等学校農場長、大学附属高等学校教諭</u> × <u>特別支援学校高等部教諭〔196〕、実習助手（学校における農耕）〔461〕</u>	解説【総則編】（文部科学省）等を参考に、説明文を修正。 現行のただし書の「少年院において～」は新中分類 18「教員（初等中等教育）」に移設したため削除。また、「～補助的な仕事に従事するもの」は、新中分類 44「教育・保育補助従事者」に分類されるため説明文を修正。 学校教育法、高等学校学習指導要領解説【総則編】（文部科学省）等を参考に、想定される主な課業を追記。 学校教育法を参考に、「高等学校副校長」等をマル例示に追加。 「実習助手（学校における農耕）」について、初等中等教育の補助者は新小分類 449「その他の教育・保育補助従事者」に分類されるためバツ例示を修正。
---	--	---

187 中等教育学校教員 中等教育学校において、<u>小学校教育の基礎の上に義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して行う職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>小学校教育の基礎を踏まえた義務教育としての普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育</u> ・<u>各教科等の目標や各学年による生徒の発達の特性を考慮した指導計画の作成</u> ・<u>生徒が抱える課題、進路等に関する面談・指導・援助</u> ・<u>生徒の学習の成果などの評価及び保護者との指導方法などについての相談</u> ○中等教育学校校長、中等教育学校教頭、中等教育学校教諭、中等教育学校副校長、中等教育学校主幹教諭、中等教育学校指導教諭、中等教育学校助教諭、中等教育学校養護教諭、中等教育学校栄養教諭、中等教育学校司書教諭 ×中学校教諭〔184〕、高等学校教諭〔186〕、図書館司書〔251〕、学校司書〔289〕、学校図書館司書〔289〕	195 中等教育学校教員 中等教育学校において、<u>生徒の中等普通教育・養護及び高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。</u> ○中等教育学校校長、中等教育学校教頭、中等教育学校教諭、中等教育学校助教諭、中等教育学校養護教諭	学校教育法、中学校及び高等学校の学習指導要領解説【総則編】（文部科学省）等を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 学校教育法を参考に、「中等教育学校副校長」等をマル例示に追加。 混同するおそれのある「中学校教諭」等をバツ例示に追加。
188 特別支援学校教員 特別支援学校において、<u>視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育などを行う職務に従事するものをいう。</u> ただし、特別支援学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、<u>主に寄宿舎における児童・生徒の生活及び学習の世話などの職務に従事するものは小分類〔482〕に、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育</u>	196 特別支援学校教員 特別支援学校において、<u>生徒・児童・幼児の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育・養護に従事するものをいう。</u> ただし、特別支援学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、<u>専ら寄宿舎における生徒・児童の生活及び学習の世話などの仕事に従事するものは小分類〔412〕に、小学校・中学校・高等学校の特別支援学級において、</u>	学校教育法、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説【総則編（幼稚園・小学部・中学部）】（文部科学省）等を参考に、説明文を修正。 新中分類 18「教員（初等中等教育）」の説明文にある「幼児・児童・生徒」の並びに統一するため、現行のただし書にある「生徒・児童」の並びを修正

学校の特別支援学級において、児童・生徒の教育に従事するものは小分類〔183～187〕の各項目に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育 ・障害による学習上又は生活上の困難の克服及び自立を図るために必要な知識・技能の教授 ・幼児・児童・生徒の障害の状態、特性及び発達の程度等に応じた指導計画の作成・改善 ・指導方法等について保護者との連絡・相談・助言及び医療機関等との情報交換 ・幼児・児童・生徒の学習の成果等の評価 ○特別支援学校校長、特別支援学校教頭、特別支援学校教諭、特別支援学校副校長、特別支援学校主幹教諭、特別支援学校指導教諭、特別支援学校助教諭、特別支援学校養護教諭、特別支援学校養護助教諭、特別支援学校講師、特別支援学校幼稚部教諭、盲学校小学部教諭、盲学校中学部教諭、特別支援学校高等部教諭、特別支援学校小学部教諭、特別支援学校中学部教諭、特別支援学校栄養教諭、特別支援学校司書教諭、舎監（特別支援学校） ×図書館司書〔251〕、学校司書〔289〕、学校図書館司書〔289〕、寄宿舎管理人〔482〕	児童・生徒の教育に従事するものは小分類〔192～194〕に分類される。 ○特別支援学校校長、特別支援学校教頭、特別支援学校教諭、特別支援学校助教諭、特別支援学校養護教諭、特別支援学校養護助教諭、特別支援学校講師、特別支援学校幼稚部教諭、盲学校小学部教諭、盲学校中学部教諭、特別支援学校高等部教諭、特別支援学校小学部教諭、特別支援学校中学部教諭 ×寄宿舎寮母・寮父〔412〕；舎監（特別支援学校以外のもの）〔412〕	（以下、同様に修正）。 学校教育法、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説【総則編（幼稚園・小学部・中学部）】（文部科学省）等を参考に、想定される主な課業を追記。 学校教育法を参考に、「特別支援学校副校長」等をマル例示に追加。 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）において舎監は寄宿舎の児童等の教育に当たるが、教諭が兼務するため、マル例示に追加。 同規則において特別支援学校以外では「舎監」は明記されていないため、バツ例示から削除。
--	--	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
19 教員（高等教育） <u>高等専門学校・大学（大学院、短期大学を含む）において、学生に深く専門の学芸を教授する職務に従事するものをいう。教育に従事する学長・校長、部局長（大学の学部長・大学に附置される研究所の長・大学の附属図書館の長・大学共同利用機関の長をいう）も含まれる。</u> <u>ただし、学生への教授を行わずに研究に従事するものは中分類〔05〕に、少年院などの更生保護の現場、専門課程を置く専修学校（専門学校等）の教員は中分類〔20〕に分類される。</u>	（新設）	本中分類は、現行の中分類 19「教員」を以下のとおり 3 つの中分類に分割したうちの②に該当。 ①中分類 18「教員（初等中等教育）」 ②中分類 19「教員（高等教育）」 ③中分類 20「その他の教員」 分割に伴い、現行の中分類 19「教員」の説明文から高等教育に従事する教員を対象としたものとなるよう本項目の説明文を整理。 新中分類 05「研究者」及び同 20「他に分類されない教員」に分類される教員について、ただし書を追記。 なお、専門課程を設置する専修学校（専門学校）は高等教育機関に位置付けられているが、現行の小分類 199「その他の教員」に分類されていることを踏まえ、その取扱いを維持することとし、新小分類 209「他に分類されない教員」に分類。
191 高等専門学校教員 高等専門学校において、<u>実験・実習・実技を重視した実践的技術教育により、学生へ学芸を教授する職務に従事するものをいう。</u>高等専門学校所属の練習船において、教育及び船舶運航に従事するものも含まれる。	197 高等専門学校教員 高等専門学校において、<u>学生に専門の学芸を教授するものをいう。</u>高等専門学校において、<u>学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導に従事するもの、及び</u>高等専門学校所属の練習船において、教育及び船舶運航に従事するものも含まれる。	現行の中分類 19「教員」の分割に伴い、現行の小分類 197「高等専門学校教員」を本中分類に移設。 学校教育法、独立行政法人国立高等専門学校機構のウェブサイト等の公表資料を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。

ただし、高等専門学校において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生の実験又は学習の指導の補助的な<u>職務</u>に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>学生に対する専門の学芸の教授及び実験・実習・実技を重視した実践的技術教育</u> ・<u>企業等の技術的問題に関する相談対応及び企業等から委託を受け、又は共同して行う研究の実施</u> ・<u>学生に対する修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談及び寄宿舎における生活指導</u> ○高等専門学校校長、<u>高等専門学校教授</u>、<u>高等専門学校准教授</u>、<u>高等専門学校助教</u>、<u>高等専門学校講師</u>、<u>高等専門学校寮務主事</u> ×<u>専門学校教員〔209〕</u>、<u>調理学校教員〔209〕</u>、<u>経理・簿記学校教員〔209〕</u>、<u>図書館司書〔251〕</u>、<u>学校司書〔289〕</u>、<u>学校図書館司書〔289〕</u>	ただし、高等専門学校において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生の実験又は学習の指導の補助的な<u>仕事</u>に従事するものは、<u>それぞれ該当する項目に分類される。</u> ○高等専門学校校長、<u>高等専門学校教授</u>、<u>高等専門学校准教授</u>、<u>高等専門学校助教</u>、<u>高等専門学校講師</u>、<u>高等専門学校助手</u>、<u>高等専門学校寮務主事</u> ×<u>専門学校教員〔199〕</u>、<u>調理学校教員〔199〕</u>、<u>経理・簿記学校教員〔199〕</u>	「大学助手」は前回改定で削除され、現行では各職務内容に応じた分類項目に整理されている一方、「高等専門学校助手」はマル例示に残されているが、学校教育法において学生を教授する職として位置付けられておらず、本務者と職務内容が実質的に同一とは認められないことから、マル例示から削除。
192 大学教員 大学（大学院、短期大学を含む）において、学生<u>へ</u>の専門の学芸の<u>教授及び研究に従事</u>するものをいう。教育に従事する学長・部局長、大学の学部（大学院の研究科・短期大学の学科）において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するもの、大学の学部所属の	198 大学教員 大学（大学院、短期大学を含む）において、学生<u>に</u>専門の学芸を<u>教授</u>するものをいう。 教育に従事する学長・部局長、大学の学部（大学院の研究科・短期大学の学科）において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するもの、大学の	現行の中分類 19「教員」の分割に伴い、現行の小分類 198「大学教員」を本中分類に移設。 学校教育法を参考に説明文を修正。

練習船において、教育・研究・船舶運航に従事するものも含まれる。 ただし、次の<u>職務</u>に従事するものは含まれない。 (1) 大学において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的 <u>職務</u>に従事するもの。 (2) 大学附属の病院・研究所などの附属施設において、<u>主に</u>教育以外の<u>職務</u>に従事するもの。 (3) 大学附属の諸学校において、<u>幼児・児童・生徒</u>の教育、教育実習学生の指導に従事するもの。 (4) 大学の医学部附属の看護師養成施設などにおいて、<u>主に</u>看護などに関する理論又は実技の教授に従事するもの。 (5) 大学の学部・研究所などに附属する工場において、実験用又は試作機械器具の製作の<u>職務</u>に従事するもの。 (6) 大学において、訓育上、直接学生を補導する<u>職務</u>に従事するもの。 (7) 警察大学校・自治大学校・防衛大学校・航空大学校・海上保安大学校などにおいて、学生の教育に従事するもの。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>学生に対する専門の学芸の教授</u> ・ <u>各専門分野における思索、考案、情報・資料の収集</u> ・ <u>試作、実験、検査、分析などによる研究及び学生が行う研究の指導</u> ・ <u>研究成果をまとめた論文・報告書の作成及び学会・学術</u>	学部所属の練習船において、教育・研究・船舶運航に従事するものも含まれる。 ただし、次の<u>仕事</u>に従事するものは含まれない。 (1) 大学において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的 <u>仕事</u>に従事するもの。 (2) 大学附属の病院・研究所などの附属施設において、<u>専ら</u>教育以外の<u>仕事</u>に従事するもの。 (3) 大学附属の諸学校において、<u>生徒・児童・幼児</u>の教育、教育実習学生の指導に従事するもの。 (4) 大学の医学部附属の看護師養成施設などにおいて、<u>専ら</u>看護などに関する理論又は 実技の教授に従事するもの。 (5) 大学の学部・研究所などに附属する工場において、実験用又は試作機械器具の製作の<u>仕事</u>に従事するもの。 (6) 大学において、訓育上、直接学生を補導する<u>仕事</u>に従事するもの。 (7) 警察大学校・自治大学校・防衛大学校・航空大学校・海上保安大学校などにおいて、学生の教育に従事するもの。	幼児・児童・生徒の並びとなるよう現行の(3)を修正。 学校教育法、「科学技術研究調査 用語の解説（総務省）」等を参考に、想定される主な課業を追記。
--	---	---

<u>誌等を通じた論文・報告書の発表</u> ○大学学長、大学副学長、大学教授、大学准教授、大学講師、大学助教、学部長、大学院教授、大学附属研究所教授、短期大学教授、短期大学准教授、短期大学講師、短期大学助教、大学通信教育部教授、短期大学通信教育部教授、医師（大学教授）、歯科医師（大学教授）、医科大学教授、歯科大学教授、獣医科大学教授 ×警察大学校教員（警察官でないもの）〔209〕、図書館司書〔251〕、学校司書〔289〕、学校図書館司書〔289〕、実習助手〔449〕、防衛大学校教員（自衛官）〔501～503 のいずれか〕	○大学学長；大学副学長；大学教授；大学准教授；大学講師；大学助教；学部長；大学院教授；大学附属研究所教授；短期大学教授；大学通信教育部教授；短期大学通信教育部教授；医師（大学教授）；歯科医師（大学教授）；医科大学教授；歯科大学教授；獣医科大学教授 ×警察大学校教員（警察官でないもの）〔199〕；防衛大学校教員（自衛官）〔431～433 のいずれか〕；実習助手（学校の金属工作機械）〔523〕	学校教育法を参考に、「短期大学准教授」等をマル例示に追加。 「実習助手(学校の金属工作機械)」について、初等中等教育の補助者は新小分類 449「その他の教育・保育補助従事者」に分類されるためバツ例示を修正。
---	--	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
20 その他の教員 <u>専修学校、各種学校又は学校以外のその他の教育施設において、生徒・学生に対する各種の教科や実技などの教育に従事するなど、中分類〔18 及び 19〕に含まれないものをいう。教育に従事する学長・校長、少年院などの更生保護の現場において教育に従事するものも含まれる。</u>	（新設）	本中分類は、現行の中分類 19「教員」を以下のとおり 3 つの中分類に分割したうちの③に該当。 ①中分類 18「教員（初等中等教育）」 ②中分類 19「教員（高等教育）」 ③中分類 20「その他の教員」 分割に伴い、現行の中分類 19「教員」の説明文からその他の教員を対象としたものとなるよう本項目の説明文を整理。
209 他に分類されない教員 <u>専修学校や各種学校において、生徒・学生に対する各種の教科や実技などの教育に従事するもの又は事業体附属の教育施設において、主に職員に対する業務上必要な知識・技術・技能などの教育に従事するもの、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設において就業に必要な知識・実技などの教育に従事するもの、少年院などの更生保護の現場において教育に従事するもの、職業訓練施設において職業に必要な技能の訓練・指導に従事するもの、学校以外のその他の教育施設において教育・訓練に従事するものなど、小分類〔181～192〕に含まれないものをいう。</u> ただし、次の職務に従事するものは含まれない。 （１）<u>児童福祉又は放課後児童支援の現場において、幼児・児童の保育・生活指導・教科指導などに従事す</u>	199 その他の教員 <u>専修学校、各種学校又は学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。事業体附属の教育施設において、職員に対する業務上必要な知識・技術・技能などの教育に専ら従事するもの、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設において、就業に必要な知識・実技などの教育に従事するもの、少年院において、収容少年の教育に従事するもの、職業訓練施設において、職業に必要な技能の訓練・指導に従事するもの含まれる。</u> ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 （1）<u>各種学校以外の教授所において、教養・レクリエーションなどのための、茶道・華道・手芸・音楽・舞踊・</u>	現行の中分類 19「教員」の分割に伴い、現行の小分類 199「その他の教員」を本中分類に移設。 新中分類 20「その他の教員」には新小分類 209 のみが設定されており、当該中分類内に他の小分類が存在しないことから、小分類の項目名を「他に分類されない教員」に改称。 更生保護の現場は少年院に限らないため、新中分類 15「社会福祉専門職業従事者」の説明に合わせて表現を修正。また、「その他」項目のため、小分類〔181～192〕に含まれない旨を追記。 ただし書について、次のとおり修正し、分類項目順に並べ替え。 ・ 現行の（4）について、新中分類 15

るもの。 (2) <u>芸術作品の創作・再現、職業競技などの職務の一環で教授・指導に従事するもの。</u> (3) <u>自営業主である教師としての教授・指導、家庭教師などとしての個別指導に従事するもの（教科学習・音楽・美術・演芸・スポーツなど）。</u> (4) <u>小分類〔181～192〕に分類される教員の補助に従事するもの。</u> ○洋裁学校講師、<u>裁縫教師（教育施設）</u>、<u>看護師・助産師</u>、<u>学校教員</u>、<u>歯科衛生士学校講師</u>、<u>テレビ技術学校講師</u>、<u>情報処理技術者養成学校講師</u>、<u>デザイナー学院講師</u>、<u>英会話学院講師</u>、<u>専門学校教員</u>、<u>各種学校・専修学校講師</u>、<u>調理学校教員</u>、<u>理・美容学校教員</u>、<u>経理・簿記学校</u>	<u>囲碁などの指導に従事するもの。</u> (2) <u>個人教授所（塾）において、学習指導に従事するもの。</u> (3) <u>個人家庭において、学習指導に従事するもの。</u> (4) <u>保育所・児童自立支援施設などの児童福祉施設において、児童の保育・生活指導などに従事するもの。</u> ○洋裁学校講師、<u>裁縫教師（教育施設）</u>、<u>看護師・助産師</u>、<u>学校教員</u>、<u>歯科衛生士学校講師</u>、<u>テレビ技術学校講師</u>、<u>情報処理技術者養成学校講師</u>、<u>デザイナー学院講師</u>、<u>英会話学院講師</u>、<u>専門学校教員</u>、<u>各種学校・専修学校講師</u>、<u>調理学校教員</u>、<u>理・美容学校教員</u>、<u>経理・簿記学校</u>	「社会福祉専門職業従事者」における場所の概念の廃止を反映するとともに、新小分類 151「社会福祉施設管理者」、新小分類 155「福祉相談・指導員」、新小分類 152「保育士」及び新小分類 441「学童保育支援員」に分類されるものとして新（1）を記載。 ・ 新中分類 23「美術家、デザイナー、写真家、映像・動画制作者」、及び新中分類 24「音楽家、舞台芸術家、演者、競技者」に該当するものでも教授・指導する場合があるため新（2）を記載。 ・ 現行の(1)～(3)について、新中分類 26「個人教師」に属する新小分類〔261～269〕に分類されるものとして新（3）を記載。 ・ 初等中等教育の補助者は新中分類 44「教育・保育補助従事者」に、高等教育機関の補助者はそれぞれ該当する項目に分類されるため新（4）を記載。 マル例示について、以下のとおり整理。 ・ 少年院などにおいて教育を行う「法務教官」を追加。
--	---	---

教員、教員養成所(専門学校)教員、保育専修学校教員、職業訓練指導員(公共職業訓練施設)、職業訓練指導員(民間企業、団体)、司法研修所教官、少年院教官、法務教官、防衛大学校教官(自衛官でないもの)、防衛医科大学校教官(自衛官でないもの)、自衛隊学校教官(自衛官でないもの)、自治大学校教員、海上保安大学校教員(海上保安官でないもの)、航空保安大学校教員、警察大学校教員(警察官でないもの)、警察学校教員(警察官でないもの)、水産大学校教員、職業能力開発大学校教員、予備校講師、自動車教習所指導員、裁判所職員総合研修所教官、塾・学習塾・進学塾教師(自営業主でないもの)、フリースクール教師 ×保育士〔152〕、児童自立支援専門員〔155〕、塾・学習塾・進学塾教師(自営業主)〔261〕、家庭教師〔261〕、生花師匠〔263〕、囲碁講師〔264〕、そろばん塾教師〔269〕	教員、教員養成所教員、保育専修学校教員、職業訓練指導員(公共職業訓練施設)、職業訓練指導員(民間企業、団体)、司法研修所教官、少年院教官、防衛大学校教員(自衛官でないもの)、自治大学校教員、海上保安大学校教員(海上保安官でないもの)、航空保安大学校教員、警察大学校教員(警察官でないもの)、警察学校教員(警察官でないもの)、水産大学校教員、職業能力開発大学校教員、予備校の教員、自動車教習所指導員、裁判所職員総合研修所教官 ×児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員(施設長を含む)〔162〕、保育所保育士〔163〕、囲碁指南〔244〕、生花師匠〔244〕、塾の先生(各種学校でないもの)〔244〕、家庭教師〔244〕、そろばん塾講師〔244〕	・ 「防衛大学校教員(自衛官でないもの)」を防衛大学校で用いられている職称に合わせ、「防衛大学校教官(自衛官でないもの)」に変更し、「防衛医科大学校教官(自衛官でないもの)」及び「自衛隊学校教官(自衛官でないもの)」を追加。 ・ 「予備校の教員」を一般的呼称である「予備校講師」に修正。 ・ 新中分類 26「個人教師」の修正に合わせ、本項目に分類される「塾・学習塾・進学塾教師(自営業主でないもの)」等を追加。 バツ例示は、新中分類 15「社会福祉専門職業従事者」及び同 26「個人教師」の修正を反映。
---	---	--

大分類 E「文化・芸術等従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
E 文化・芸術等従事者 宗教・文化・芸術、スポーツ等専門的性質の職務に従事するものをいう。 この職務を遂行するには、通例、専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能、スポーツ等の競技を行うための技能等を必要とする。	B 専門的・技術的職業従事者 高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。	現行の大分類 B「専門的・技術的職業従事者」から分割した本項目は、宗教家、美術家、音楽家、個人教師等が該当する職業群であり、これらの活動は制度的枠組みに基づくものではなく、主に創造性、表現、経験及び感性などに基づいて行われる。また、その成果は主観的かつ多様に評価される点において、他の専門的・技術的職業従事者とは性質が異なる。したがって、他の項目との異質性を踏まえ、項目名に「専門」の文言を付さないものとする。 このため、大分類の分類項目名を「文化・芸術等従事者」とし、説明文を以下のとおり修正。 「高度の専門的水準～技術的な仕事に従事するもの」は、新大分類 B「研究者、技術者」の説明に該当するため削除。 「医療・教育・法律」は新大分類 D「法務・経営・教育等専門職業従事者」の説明に該当するため削除。

		新大分類 E「文化・芸術等従事者」に分類されるものは、必ずしも「大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練」を必要とするとは限らないため、本表現を削除。
21 宗教家 神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教、伝道、法要・式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。	20 宗教家 神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教、伝道、法要・式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。	
211 宗教家 神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教、伝道、法要・式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> <u>・教義の布教活動及び信者に対する伝道活動</u> <u>・葬儀・法要・式典などの祭式の執行</u> <u>・祈祷・礼拝などの宗教上の儀式の執行</u> ○神職、<u>宮司・権宮司、^{ねぎ}禰宜・^{ねぎ}権禰宜、僧侶、住職・副住職、司教、司祭、神父、牧師、宣教師、教主、教会長、教導師、布教師、伝道師、教師（宗教団体に属するもの）、神主、^{みこ}巫女（助勤でないもの）、^{しやう}祈祷師</u>	201 宗教家 神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教、伝道、法要・式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。 ○神職、<u>宮司・権宮司、^{ねぎ}禰宜・^{ねぎ}権禰宜（禰宜）、僧侶、住職・副住職、司教、司祭、神父、修道者、牧師、宣教師、教主、教会長、教導師、布教師、伝道師、教師、神主</u>	関連法令等を参考に、想定される主な課業を追加。 宗教活動を行う者として、現行の小分類 429「他に分類されないサービス職業従事者」の内容例示にある「みこ（巫女）」及び「祈とう師」をバツ例示からマル例示に移設し、「みこ（巫女）」については「^{みこ}巫女（助勤でないもの）」と「^{みこ}巫女（助勤巫女：お札・お守を授与するもの）」に職務で分割するようにした。 学校教育における「教師」と区別するため、「教師」に「宗教団体に属す

×宗教研究員〔052〕、<u>葬祭ディレクター〔494〕、占い師〔496〕、霊園管理者〔499〕、巫女（助勤巫女：お札・お守を授与するもの）〔499〕</u>	×宗教研究員〔052〕；<u>みこ（巫女）〔429〕；祈とう師〔429〕</u>	るもの」と補足。
--	---	-----------------

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
22 著述家、記者、編集者 詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の<u>職務</u>に従事するもの、文学・学術などに関する著作・翻訳の<u>職務</u>に従事するもの、新聞・雑誌などの記事の取材・執筆の<u>職務</u>に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行又はウェブサイトなどで公開するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの<u>職務</u>に従事するものをいう。	21 著述家、記者、編集者 詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の<u>仕事</u>に従事するもの、文学・学術などに関する著作・翻訳の<u>仕事</u>に従事するもの、新聞・雑誌などの記事の取材の<u>仕事</u>に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	総務省情報通信白書（令和 7 年度版）を参考に、新聞、書籍、雑誌に加えて、インターネット（ウェブサイト、SNS など）も含めるよう説明文を修正。
221 著述家 詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の<u>職務</u>に従事するもの、<u>文学・学術などに関する著作・翻訳・評論の職務</u>に従事するもの、<u>テレビ・ラジオ・演劇などの脚本制作の職務</u>に従事するもの及び広告・宣伝のための文案（コピー）制作の職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>創作・著作・翻訳を行う対象（題材、商品、サービス等）に関する依頼元や編集者との打合せ</u> ・<u>上記対象に関する取材及び資料・情報の収集</u> ・<u>文献やインターネット等を用いた言葉の意味や文法の規則、単語の用例の確認</u> ・<u>創作・著作・翻訳を行う内容の検討及び執筆</u> ・<u>創作物・著作物・翻訳物の校正・校閲</u> ・<u>創作物・著作物・翻訳物の寄稿・公開</u> ○小説家、シナリオ作家、シナリオライター、ラジオドラマ作家、劇作家、脚本家、動画脚本家、作詩家、映画演劇評論家、文芸評論家、音楽評論家、時事評論家、医事評論家、政治評論家、経済評論家、美術評論家、スポーツ評論家、著述家、翻訳家、俳人、歌人、エッセイスト、	211 著述家 詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の<u>仕事</u>に従事するもの及び<u>文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事</u>に従事するものをいう。 ○小説家、シナリオ作家、ラジオドラマ作家、劇作家、脚本家、動画脚本家、作詩家、映画演劇評論家、文芸評論家、音楽評論家、時事評論家、医事評論家、政治評論家、経済評論家、美術評論家、スポーツ評論家、著述家、翻訳家、俳人、歌人、エッセイスト、ゲームライター、コピーライ	厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 「シナリオライター」をマル例示に追加。

ゲームライター、コピーライター ×通訳〔271〕、速記者〔319〕	ター	混同するおそれのある「通訳」及び「速記者」をバツ例示に追加。
222 編集者 新聞・雑誌・ウェブサイトなどに掲載する記事の取材・執筆の職務に従事するもの、各種製品の取扱説明書を制作する職務に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行又はウェブサイトなどで公開するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・購読者の興味・関心の把握及び方針の検討 ・刊行・公開する内容の企画及び執筆依頼 ・刊行・公開までのスケジュールの管理・調整 ・関係者へのインタビューや関連事項の調査及び取材・収集した資料の整理 ・原稿の執筆及び校正・校閲 ○新聞記者、放送記者、通信記者、報道記者、雑誌記者、広告記者、デスク（主筆）、論説委員、編集員、法規編集者、ニュース解説者、ルポライター（探訪記者、現地取材記者）、スポーツライター、テクニカルライター、ウェブライター ×写真記者〔234〕、カメラマン〔234〕、映像撮影者〔235〕、テレビカメラ撮影技師〔235〕、インターネット動画配信者〔235〕、アナウンサー（ラジオ・テレビ）〔243〕、編集事務員〔379〕、筆耕事務員〔379〕、植字工〔577〕、製版工〔577〕、印刷工〔577〕、校正工〔577〕	212 記者、編集者 新聞・雑誌などの記事の取材・執筆の仕事に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。 ○新聞記者；放送記者；通信記者；報道記者；雑誌記者；広告記者；デスク（主筆）；論説委員；編集員；法規編集者；ニュース解説者；ルポライター（探訪記者、現地取材記者）；スポーツライター；テクニカルライター	中分類の説明同様、インターネットでの公開も含めるよう、説明文を修正。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 「ウェブライター」をマル例示に追加。 報道記者が自ら取材した内容を映像や音声等を含めて発信するものをバツ例示に追加。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
23 美術家、デザイナー、写真家、映像・動画制作者 彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の<u>創作の職務</u>に従事するもの、<u>工業的又は商業的製品などの意匠を考案する職務に従事するもの</u>、<u>写真の撮影・修正・プリントなどの職務に従事するもの</u>、新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの<u>写真撮影の職務に従事するもの</u>、<u>映像・動画作品を撮影するための機械・通信設備の操作、編集ソフトウェアの利用、制作した動画の配信の職務に従事するもの</u>をいう。 ただし、文芸作品の創作に従事するものは中分類〔22〕に、学校において、美術などについて学生・生徒の教育に従事するものは大分類D〔法務・経営・教育等専門職業従事者〕に分類される。	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の<u>創作の仕事</u>に従事するもの、<u>肖像写真の撮影・焼付け・引伸しなどの仕事に従事するもの</u>、<u>映画・テレビジョン用撮影機の操作の仕事に従事するもの</u>、新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの<u>撮影の仕事に従事するもの</u>、<u>工業的又は商業的製品などの装飾に関する専門的な仕事に従事するもの</u>をいう。 ただし、文芸作品の創作に従事するものは中分類〔21〕に、学校において、美術などについて学生・生徒の教育に従事するものは中分類〔19〕に分類される。	映像・動画制作者を新規立項することを踏まえ、項目名を改称。 新小分類 233「デザイナー」に該当する記載がないこと、同 235「映像・動画制作者」を新規立項することを踏まえ、それらを説明する文章を追加。 現行の小分類 591「生産関連作業従事者」から「写真現像・製図従事者」を分割し小分類を新規立項することを踏まえ、当該項目と混同しないよう説明文を修正。
231 彫刻家、工芸美術家 木彫・石彫・金銅造・塑像・仏像などの<u>立体的な芸術作品（浮き彫りなどによるものを含む）</u>、<u>陶磁工芸品・漆工芸品・染織工芸品・木竹工芸品・宝石・牙・角・皮革工芸品・金工芸品・美術家具・生け花などの美術工芸品を創作する職務</u>に従事するものをいう。 ただし、彫刻家・工芸美術家の指導によって、彫刻・塑	221 彫刻家 木彫・石彫・金銅造・塑像・仏像などの<u>美術品の創作の仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、彫刻家の指導によって、彫刻又は塑造の製作の	令和 2 年国勢調査結果によると、現行の小分類 221「彫刻家」～同 223「工芸美術家」を統合した区分の従事者数が 47,320 人であるため、単独では少数である可能性を考慮し、立体の芸術作品を作製する職務に従事する現行の小分類 223「工芸美術家」と統合。 新小分類 232「画家、書家、漫画家」との切り分けを意識した説明文に修正。 現行の小分類 223「工芸美術家」の説明文を追加。 生け花が工芸美術に含まれると整

造・工芸品の制作の補助的な職務に従事するものは含まれない。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・彫刻等の創作の企画及び必要な材料の調達 ・彫刻等の創作 ・創作した彫刻等の展示の企画 ○彫刻家、美術彫刻家、塑像家、木彫家、木彫刻家、陶芸家、漆工芸家、金属工芸家、木工芸家、竹工芸家、美術鑄造家、装丁家、染織工芸家、刀剣師、銘刀作家、華道家（教授していないもの）、生け花作家、フラワーアーティスト ×陶磁器デザイナー〔233〕、工芸指導家〔263〕、民芸指導家〔263〕、印判師〔579〕、まき絵師〔631〕	補助的な仕事に従事するものは含まれない。 ○彫刻家；美術彫刻家；塑像家；木彫家；木彫刻家 ×金属工芸家〔223〕；印判師〔539〕	理し、説明文に追加。 想定される主な課業を追記。 現行の小分類 223「工芸美術家」のマル例示「民芸指導家」及び「工芸指導家」は、指導を職務とするものであることから、新規立項の新小分類 263「芸術等指導個人教師」のマル例示に移設。 生け花を制作する「華道家（教授していないもの）」、「生け花作家」をマル例示に追加。 現行の小分類 224「デザイナー」に分類されている「フラワーデザイナー」は、意匠を考案するのみでなく制作を行うため、「フラワーアーティスト」に変更の上、マル例示に移設。
232 画家、書家、漫画家 <u>絵画・版画・漫画・書道・画像などの平面的な芸術作品（美術工芸品を除く）を創作する職務に従事するものをいう。</u>	222 画家、書家 <u>絵画・版画・書道の創作の仕事に従事するものをいう。</u>	漫画の社会的影響力の高まりを踏まえ、項目名に「漫画家」を、説明文に「漫画」を追記。 インターネット上にある画像を含めた静止画の作成に従事するものであることが分かるよう説明文を修正。

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>絵画等の創作の企画及び必要な材料の調達</u> ・<u>絵画等の創作</u> ・<u>創作した絵画等の展示の企画</u> ○<u>日本画家、水彩画家、肖像画家、漫画家、書道家、油絵画家、装飾画家、風景画家、洋画家、挿絵画家、劇画家、イラストレーター、版画家、書家（教授していないもの）、CG（コンピュータグラフィック）アーティスト（静止画に関するもの）、グラフィックアーティスト（静止画に関するもの）</u> ×<u>図案家〔233〕、アニメーター〔235〕、CG（コンピュータグラフィック）アーティスト（動画に関するもの）〔235〕、グラフィックアーティスト（動画に関するもの）〔235〕、書道教室教師〔263〕、ペンキ職〔631〕、陶磁器絵付工〔631〕</u>	○<u>日本画家、水彩画家、肖像画家、漫画家、書道家、油絵画家、装飾画家、風景画家、洋画家、挿絵画家、劇画家、イラストレーター、版画家、書家</u> ×<u>図案家〔224〕、書道個人教師〔244〕、陶磁器絵付工〔532〕、ペンキ画工〔591〕、アニメーター〔591〕</u>	想定される主な課業を追記。 現行の小分類 224「デザイナー」に分類されている「CG（コンピュータ・グラフィック）アーティスト」及び「グラフィック・デザイナー」は、意匠を考案するのみでなく制作・完成までの工程を担うことから、名称変更の上、静止画に関するものとして本項目のマル例示に移設。
(221 彫刻家と統合して新 231 へ)	223 工芸美術家 <u>陶磁工芸品・漆工芸品・染織工芸品・木竹工芸品・宝石・きば（牙）・角・皮革工芸品・金工芸品・美術家具などの、美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などの仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、工芸美術家の指導によって、工芸品製作の補助的な仕事に従事するものは含まれない。</u> ○<u>陶芸家；漆工芸家；金属工芸家；木工芸家；竹工芸家；民芸指導家；美術鑄造家；装てい（丁）家；染織工芸家；刀剣師；銘刀作家；工芸指導家</u> ×<u>彫刻家〔221〕；まき絵師〔539〕</u>	(再掲) 令和 2 年国勢調査結果によると、現行の小分類 221「彫刻家」～同 223「工芸美術家」を統合した区分の従事者数が 47,320 人であるため、単独では少数である可能性を考慮し、立体の芸術作品を作製する職務に従事する現行の小分類 221「彫刻家」と統合。

233 デザイナー 工業的若しくは商業的製品又はその他の物品・装飾・空間などに関し、形状・模様・色彩・配置などの意匠を考案する職務に従事するものをいう。 <u>ただし、意匠を考案した製品などの設計・開発・生産の職務に従事するものは、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・意匠に関する依頼主の要望や対象製品の顧客ニーズの把握 ・要望内容等に沿ったデザイン案の作成 ・デザイン案に沿った試作品の作製 ・製品化のための図面・仕様書等の作成 ○<u>工芸図案家、工業デザイナー、産業デザイナー、商業デザイナー、商業施設デザイナー、インテリアデザイナー、インテリアコーディネーター（販売を行わないもの）、グリーンコーディネーター（販売を行わないもの）、ディスプレイデザイナー、図案技師、友禅図案家、印刷図案家、図案家、建築装飾図案家、服飾デザイナー、宣伝用図案家、上絵図案家、機械デザイナー、陶磁器デザイナー、ウェブデザイナー、自動車デザイナー</u>	224 デザイナー 工業的若しくは商業的製品又はその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて、技芸的又は趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な仕事に従事するものをいう。 ○<u>デザイナー；工芸図案家；工業デザイナー；産業デザイナー；商業デザイナー；商業美術家；インテリアデザイナー；インテリアコーディネーター（販売を行わないもの）；フラワーデザイナー；ディスプレイデザイナー；図案技師；友禅図案家；印刷図案家；図案家；建築装飾図案家；服飾デザイナー；宣伝用図案家；上絵図案家；機械デザイナー；陶磁器デザイナー；ウェブデザイナー；C G（コンピュータ・グラフィック）アーティスト；グラフィック・デザイナー；自動車デザイナー</u>	空間のデザインを行うものが含まれるため説明文を修正。 本項目の共通項は意匠の考案であり、それを表現するかどうかは区々であるため、説明文を修正。 製品などの設計・開発・生産の職務に従事するものは含まれない旨のただし書を追記。 想定される主な課業を追記。 制作・生産物の完成までの工程を担っているもの（「フラワーデザイナー」、「C G（コンピュータ・グラフィック）アーティスト」及び「グラフィック・デザイナー」）をマル例示から削除。 「商業美術家」について、明確な定義がなく、どのような課業を行うものか不明であるため、マル例示から削除。 現行の小分類 249「他に分類されない専門的職業従事者」に分類されている「商業施設士」について、一般的か
---	---	--

×機械設計技術者〔073〕、自動車設計技術者〔074〕、自動車製造技術者〔074〕、車体設計技術者〔074〕、航空機技術者〔075〕、グライダー設計技術者〔075〕、船舶設計技術者〔075〕、船体設計士〔075〕、造船技術者〔075〕、陶磁器成形技術者〔079〕、染色技術者〔079〕、製織技術者〔079〕、建築士〔081〕、システムデザイナー〔093〕、ウェブプログラマー〔094〕、HTMLコーダー〔094〕、彫刻家〔231〕、フラワーアーティスト〔231〕、CG（コンピュータグラフィック）アーティスト〔232 又は 235〕、グラフィックアーティスト〔232 又は 235〕、舞台装置家〔244〕、商品開発部員（技術者を除く）〔283〕、インテリアコーディネーター・コンサルタント（販売を行うもの）〔383〕、機械組立工〔581〕、シャシー組立工（自動車）〔583〕、自動車車体組立工〔583〕、航空機組立工〔584〕、機体組立工（航空機）〔584〕、電車組立工〔584〕、吹付塗装工〔631〕、家具塗装工〔631〕、自動車塗装工〔631〕、船体塗装工〔631〕、図案工〔631〕、図案画工〔631〕、織物意匠図工〔632〕	×舞台装置家〔234〕；図案工〔591〕；図案画工〔591〕	つ課業を想起しやすい名称（「商業施設デザイナー」）に変更した上で、課業の類似性を踏まえ、本項目のマル例示に移設。 デザイナーが作成したデザインに基づき、生産物の設計・開発及び生産工程に従事するものなどをバツ例示に追加。
234 写真家 スチールカメラ・デジタルカメラ・ドローンなどを使用して写真の撮影・修正・プリントなどの職務に従事するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためのニュース・事件・人物などの写真撮影などの職務に従事するものをいう。	225 写真家、映像撮影者 客の注文によりスチールカメラを使用して肖像写真の撮影・修正・プリントなどの仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためのニュース・事件・人物などの撮影などの仕事に従事するもの、及び映画・テレビジョン用撮影機などを操作する仕事に従事するものをいう。	新小分類 235「映像・動画制作者」の新設に伴い、映像撮影者に関する内容を移動させることから、該当部分を削除し、写真家の説明に特化。 職務に従事する理由を限定しないよう、「客の注文により」を削除。

ただし、撮影は行わず、写真・映画のフィルム現像・プリントのみを行う<u>職務に従事するものは小分類〔632〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・風景・人物・建築物・商品などの撮影 ・撮影した写真の色調整・露出補正・トリミングなどの編集 ・求められる写真のイメージやコンセプトに関するクライアントとの相談 ・撮影の場所、時間、予算などの検討 ・撮影した写真の展示の企画・販売 ○写真館主、写真記者、写真技師、商業写真家、フォトグラファー、カメラマン ×放射線技師〔131〕、映画撮影助手〔235〕、映像撮影者〔235〕、テレビカメラ撮影技師〔235〕、写真現像工〔632〕、写真焼付工〔632〕、写真修整工〔632〕	いう。 ただし、撮影は行わず、写真・映画のフィルム現像・プリントのみを行う<u>仕事に従事するもの又は映写機を操作する仕事に従事するものは小分類〔591〕に分類される。</u> ○写真家；写真館主；撮影技師；写真記者；映画撮影助手；写真技師；映像撮影者；テレビカメラ撮影技師；商業写真家；フォトグラファー ×診療放射線技師〔141〕；写真焼付工〔591〕；写真修整工〔591〕；写真現像工〔591〕；映写技師〔592〕	撮影を行う機材をスチールカメラに限定しないよう、説明文を修正。 想定される主な課業を追記。 映像撮影に関するマル例示を新小分類 235「映像・動画制作者」に移設。
235 映像・動画制作者 <u>映画、テレビ番組、アニメーション、インターネット動画などの映像・動画作品の制作、放送、配信、編集に関する専門知識を有し、映像・動画撮影用の機械やテレビ放送・インターネット配信用の通信設備の操作、編集ソフトウェアの利用などにより、映像・動画の制作に従事するものをいう。映像・動画の企画、撮影、編集、配信など一連の工程を自ら行うものを含む。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・アニメーションの原画や動画の作画	(新設)	オンライン動画共有プラットフォームに自らが制作した動画を公開し報酬を得ている「インターネット動画配信者」が登場していること、芸術作品の制作に従事するものが分類される現行の中分類〔22〕において、映像作品の制作に従事するものを表章する項目がないことを踏まえ、これらを分類する項目を新設。

・映像・動画の撮影 ・映像・動画への音響効果、ナレーションの挿入などの編集 ・映像の放送や動画の配信 ○映画撮影助手、映像撮影者、テレビカメラ撮影技師、テレビカメラマン、テレビ放送技術員、有線テレビ技術員、テレシネ技術員（テレビ放送）、ミクサー（映画・テレビ）、放送雑音防止技術員（テレビ）、中継録音技術員（テレビ）、映像調整員（テレビ会社）、映写技師、音響係、照明係、照明助手、照明オペレーター、アニメーター、インターネット動画配信者、動画クリエイター、CG（コンピュータグラフィック）アーティスト（動画に関するもの）、グラフィックアーティスト（動画に関するもの）、映像・動画エディター ×ラジオミクサー〔101〕、脚本家〔221〕、ゲームライター〔221〕、CG（コンピュータグラフィック）アーティスト（静止画に関するもの）〔232〕、グラフィックアーティスト（静止画に関するもの）〔232〕、写真家〔234〕、映画監督〔244〕、助監督〔244〕、映画プロデューサー〔244〕、アシスタントディレクター（映画）〔244〕、ゲームディレクター〔279〕		現行の小分類 225「写真家, 映像撮影者」、同 246「通信機器操作従事者」、同 591「生産関連作業従事者」、同 592「生産類似作業従事者」から、映像・動画撮影に関するマル例示を移設。 現行の小分類 224「デザイナー」に分類されている「CG（コンピュータ・グラフィック）アーティスト」及び「グラフィック・デザイナー」は、意匠を考案するのみでなく制作・完成までの工程を担うことから、名称変更の上、動画に関するものとして本項目のマル例示に移設。 映像・動画の制作について総合的に監督するものなどをバツ例示に追加。
---	--	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
24 音楽家、舞台芸術家、演者、競技者 音楽・映画・演劇・大衆芸能などの芸術作品の創作、演奏・上演など芸術作品の再現及びスポーツ等の競技に従事するものをいう。 ただし、文芸作品の創作に従事するものは中分類〔22〕に、学校において、演劇などについて学生・生徒の教育に従事するものは大分類 D〔法務・経営・教育等専門職業従事者〕に分類される。	23 音楽家、舞台芸術家 映画・演劇などの芸術作品の創作、及び演奏・上演など芸術作品の再現に従事するものをいう。 ただし、文芸作品の創作に従事するものは中分類〔21〕に、学校において、演劇などについて学生・生徒の教育に従事するものは中分類〔19〕に分類される。	新小分類 245「演芸家」に該当する内容が読み取りづらいこと、現行の中分類 24「その他の専門的職業従事者」に属する小分類 245「職業スポーツ従事者」を本中分類に移設することに伴い、項目名を改称するとともに、説明文を修正。
241 音楽家 作曲・演奏・歌唱又は演奏の指揮に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・楽曲の作曲・編曲 ・楽曲の演奏・歌唱・演奏の指揮 ○作曲家、編曲家、歌手、オペラ歌手、合唱団員、声楽家、楽士、ピアニスト、バイオリニスト、ギタリスト、ドラマー、邦楽家、こと（箏・琴）奏者、尺八奏者、三味線奏者、琵琶奏者、雅楽楽手、長唄師、小唄・端唄師、能楽囃子方、長唄囃子方、謡曲師、音楽指揮者、神楽囃子師、器楽家、コンサートマスター（首席奏者）	231 音楽家 作曲・演奏又は演奏の指揮に従事するものをいう。 ○作曲家；編曲家；歌手；オペラ歌手；合唱団員；声楽家；端唄師；楽士；ピアニスト；バイオリニスト；ギタリスト；ドラマー；こと（箏・琴）師匠；尺八師匠；義太夫師匠；長うた（唄）師匠；常磐津師匠；三味線師匠；びわ（琵琶）師匠；雅楽楽手；小唄・端唄師匠；清元師匠；能楽はやし（囃子）方；長うた（唄）はやし方；謡曲師匠；音楽指揮者；神楽囃師；器楽家；コンサートマスター（首席奏者）；浄瑠璃師	想定される主な課業を追記。 「こと（箏・琴）師匠」など「師匠」が付くものについて、演奏・歌唱を行うものが本項目に分類されることが分かるよう名称変更の上、指導を職務とする現行の例示名は新小分類 262「音楽指導個人教師」のマル例示に移設。 「浄瑠璃師」は、浄瑠璃の登場人物のセリフの語りや演技を行う演者であるため、浄瑠璃の一派である「義太夫師匠」、「常磐津師匠」及び「清元師匠」を統合の上、新小分類 245「演芸家」のマル例示に移設。

×<u>作詩家〔221〕、音楽評論家〔221〕、音響係〔235〕、音楽プロデューサー〔244〕、浪曲家〔245〕、浄瑠璃師（義太夫節・常磐津節・清元節など）〔245〕、ピアノ教室教師〔262〕、こと（箏・琴）師匠〔262〕、三味線師匠〔262〕、琵琶師匠〔262〕、謡曲師匠〔262〕、レコーディングディレクター〔279〕</u>	×音楽評論家〔211〕；浪曲家〔235〕；ピアノ個人教師〔244〕	厚生労働省編職業分類を参考に、音楽に関係するが作曲・演奏などを行わないものをバツ例示に追加。
242 舞踊家 <u>舞い・踊り・振りによって、感情と意志を表現する演技者をいう。</u> <u>ただし、歌唱しながら踊るものは小分類〔241〕に、映画・演劇などにおける演技の一環として踊るものは小分類〔243〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・舞台での舞い・踊り・振りの上演 ・上演する舞い・踊り・振りの創作 ・演者に対する舞い・踊り・振りの指導・振付 ○日本舞踊家、西洋舞踊家、バレエダンサー、ステージダンサー、タップダンサー、アクロバットダンサー、民謡舞踊家、振付師、プロアイススケーター	232 舞踊家 舞・踊・振によって、感情と意志を表現する演技者をいう。 ○日本舞踊家；西洋舞踊家；能師；狂言師；バレエダンサー；踊り師匠；ステージダンサー；タップダンサー；アクロバットダンサー；民謡舞踊家	歌唱を行いながら踊りも行う演者の場合は音楽家としての要素を優先し、映画・テレビドラマの中で舞踊を披露する場合やミュージカルに出演する場合は俳優としての要素を優先することを明記。 想定される主な課業を追記。 「能師」及び「狂言師」は、課業として演技に従事する要素が強いため、新小分類 243「俳優、声優、アナウンサー」のマル例示に移設。 競技を行う「フィギュアスケート選手」と区別するため、現行の小分類 245「職業スポーツ従事者」のマル例示から「プロアイススケーター」を移設。

×<u>フィギュアスケート選手</u>〔246〕、<u>日本舞踊師匠</u>〔263〕、<u>踊り師匠</u>〔263〕、<u>社交ダンス教師</u>〔263〕、<u>芸者</u>〔477〕、<u>社交ダンサー</u>〔477〕	×<u>日本舞踊個人教師</u>〔244〕；<u>社交ダンス教師</u>〔244〕；<u>社交ダンサー</u>〔406〕	演者に対し、指導を行うものとして「振付師」をマル例示に追加。 選手として競技に従事するもの及び指導に従事するものについて、バツ例示に追加。
243 俳優、声優、アナウンサー 映画・演劇・<u>テレビ番組</u>などにおいて<u>演技に従事するもの</u>、及び<u>テレビ番組などで視聴者が聞き取りやすい声でわかりやすく情報を伝えるもの</u>をいう。 ただし、<u>演芸家としての活動に付随して映画・演劇などで演技に従事することがあるもの</u>は小分類〔245〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>映画・演劇・テレビドラマなどへの出演及び演技</u> ・<u>映画・アニメ・ゲームなどの登場人物の声の演技・吹き替え</u> ・<u>テレビ番組などでの原稿の読み上げ・ナレーション</u> ○<u>役者</u>、<u>映画俳優</u>、<u>歌舞伎俳優</u>、<u>能師</u>、<u>狂言師</u>、<u>茶番狂言師</u>、<u>おやま（女形）</u>、<u>放送劇団員</u>、<u>テレビ俳優</u>、<u>スタン</u>	233 俳優 映画・演劇・<u>テレビジョン</u>などにおける<u>演技者</u>をいう。 ただし、映画・演劇などで<u>演技をする演芸家</u>は小分類〔235〕に分類される。 ○<u>役者</u>；<u>映画俳優</u>；<u>テレビタレント</u>；<u>歌舞伎俳優</u>；<u>おやま（女形）</u>；<u>放送劇団員（声優を含む）</u>；<u>テレビ俳優</u>；<u>スタ</u>	声優の社会的認知の高まりを踏まえ、項目名に「声優」を追記。 原稿・台本を読む、声や表現を調整して人に伝える（人前で一種のパフォーマンス（演技）を行う）といった部分において親和性があることから、「アナウンサー」を項目名に追記（現行の小分類 249「他に分類されない専門的職業従事者」のマル例示から移設）。 説明文に「アナウンサー」の職務を追記。 想定される主な課業を追記。 「テレビタレント」は新小分類 245「演芸家」に分類されるため移設。

<u>トマン、スタントウーマン、エキストラ、声優、アナウンサー（ラジオ・テレビ）、ニュースキャスター、リポーター、ナレーター</u> ×漫才師〔245〕、落語芝居師〔245〕、人形芝居師〔245〕、<u>テレビタレント〔245〕、司会者〔499〕</u>	<u>ントマン；スタントウーマン</u> ×漫才師〔235〕；人形芝居師〔235〕；落語芝居師〔235〕	「声優」、「アナウンサー（ラジオ・テレビ）」などをマル例示に追加。 テレビ番組などに出演するが演技に従事しないものをバツ例示に追加。
244 演出家、プロデューサー 脚本・シナリオに<u>沿って</u>、映画・演劇・テレビドラマなどを組成する俳優の演技指導を行うもの、セット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するもの、<u>及び映画・演劇・テレビ番組などを企画・制作するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・制作する作品の企画立案 ・制作する作品に出演する俳優の選定 ・撮影現場における俳優への演技指導、照明・カメラアングルなどの指揮 ○演出家、<u>映画監督、舞台監督、助監督、照明家、舞台装置家、歌舞伎監事、プログラムディレクター、プロデューサー（映画・演劇・音楽・放送）、ディレクター（映画・演劇・音楽・放送）、アシスタントディレクター（映画・演劇・音楽・放送）</u> ×劇作家〔221〕、脚本家〔221〕、音響係〔235〕、照明係〔235〕、ゲームプロデューサー〔279〕、ゲームディレクター〔279〕、<u>広告ディレクター〔279〕、レコーディングディレクター〔279〕</u>	234 演出家 脚本・シナリオに<u>基づいて</u>、映画・演劇・テレビなどを組成する俳優の演技指導を行うもの、<u>及びセット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するものをいう。</u> ○演出家；監督；助監督；照明家；舞台装置家；歌舞き（伎）監事；プログラム・ディレクター；プロデューサー；アシスタント・ディレクター	厚生労働省編職業分類を参考に、説明文後段の職務に従事する「プロデューサー」を項目名に追加。 新小分類 221「著述家」に含まれる「シナリオ作家」、「脚本家」などと区別するための文章を説明文に追記。 想定される主な課業を追記。 脚本制作に従事するもの、撮影用の機械操作に従事するもの及びマル例示と職業名が類似するものをバツ例示に追加。
245 演芸家 講談・落語・漫才・浪曲・声色・奇術・曲芸・<u>コント・</u>	235 演芸家 講談・落語・漫才・浪曲・声色・<u>茶番狂言</u>・奇術・曲芸	本項目で想定される職務について、

話芸などの大衆芸能を披露する演技者をいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・寄席、劇場、ライブハウス、イベント会場などでの観客を楽しませるための芸の披露 ・テレビ・ラジオ番組などでの芸の披露や場を盛り上げるためのトーク ○講談師、落語家、漫才師、落語芝居師、浪曲家、人形芝居師、声色師、奇術師、手品師、あやつり人形使い、腹話術師、浄瑠璃師（義太夫節・常磐津節・清元節など）、人形浄瑠璃師、文楽技芸員、詩吟家、ボードビリアン、曲芸師、コメディアン、テレビタレント	などの演技者をいう。 ○講談師、落語家、漫才師、落語芝居師、浪曲家、芸能関係司会者、茶番狂言師、人形芝居師、コメディアン、声色師、奇術師、あやつり人形使い、腹話術師、詩吟家、ボードビリアン、曲芸師	より詳細に説明するよう文章を追記し、従事する芸能の種類として、コント・話芸を追記。 想定される主な課業を追記。 「芸能関係司会者」は、イベント会場における司会などの場合、「芸能関係」に当たるか否かの判断が困難であるため、マル例示から削除（芸能関係を含む司会者は新小分類 499「他に分類されないサービス職業従事者」に分類することとし、当該項目のマル例示「結婚式場司会者」を「司会者」に修正）。 「茶番狂言師」は演技に従事するものであるため、新小分類 243「俳優、声優、アナウンサー」のマル例示に移設。 「人形浄るりの人形着付師」及び「文楽技芸員」について、同 249「他に分類されない専門的職業従事者」のマル例示から移設。なお、「人形浄るりの人形着付師」について、人形浄瑠璃師自身が着付けを行う場合も多く、着付けのみを行うものは極めて少数
---	--	---

×日本舞踊家〔242〕、映画俳優〔243〕、司会者〔499〕	×日本舞踊家〔232〕；映画俳優〔233〕	である可能性を考慮し、「人形浄瑠璃師」に修正。
246 職業競技従事者 野球・相撲・ボクシング・レスリングなどのスポーツや囲碁・将棋などのボードゲームの競技・試合に選手として出場して競技を行うもの、及び監督・審判員など競技に直接関連する職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・競技・試合に向けたトレーニング及び競技・試合への出場 ・選手の指導・育成・監督 ・競技・試合の審判 ○自動車競走選手、オートレース選手、競輪選手、モーターボートレース選手、騎手、馬調教師、プロボクサー、プロボウラー、プロゴルファー、プロ野球選手、プロ競技コーチ、プロ競技監督、プロ野球コーチ、プロ野球審判員、プロ野球監督、プロサッカー選手、プロサッカー監督、プロサッカー審判、レフェリー、セコンド、自動車競走審判員、力士、行司、相撲呼出し、相撲審判員、プロレスラー、キックボクサー、プロテニス選手、プロ空手選手、プロスキーヤー、フィギュアスケート選手、スポーツダンス・競技ダンス選手、プロ競技トレーナー、競輪審判員、モーターボートレース審判員、オートレース審判員、囲碁棋士（教授していないもの）、将棋	245 職業スポーツ従事者 野球・相撲・ボクシング・レスリングなどの競技又は試合に参加し、運動競技を行うもの、及び監督・審判員など競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。 ○自動車競走選手；オートレース選手；競輪選手；モーターボートレース選手；騎手；プロボクサー；プロボウラー；プロゴルファー；プロ野球選手；プロ野球コーチ；プロ野球審判員；プロ野球監督；プロサッカー選手；プロサッカー監督；プロサッカー審判；レフェリー；セコンド；自動車競走審判員；力士；行司；相撲呼出し；相撲審判員；プロレスラー；キックボクサー；プロテニス選手；プロ空手選手；プロスキーヤー；プロアイススケーター；トレーナー；競輪審判員；モーターボートレース審判員；オートレース審判員	現行の小分類 245「職業スポーツ従事者」について、競技を行うための技能を披露するものであると定義し、同中分類 24「その他の専門的職業従事者」から移設。 ボードゲームも競技に含まれるため、スポーツに限定しないよう項目名を改称するとともに、説明文を修正。 想定される主な課業を追記。 「プロアイススケーター」は競技者ではないため、新小分類 242「舞踊家」に移設し、競技を行う「フィギュアスケート選手」をマル例示に追加。 競技・試合に選手として出場して競技を行うダンサーもいることから、「スポーツダンス・競技ダンス選手」をマル例示に追加。 ボードゲーム競技の具体例として囲碁・将棋関連の職業をマル例示に追加。

<u>棋士（教授していないもの）、プロゲーマー</u> ×<u>振付師〔242〕、プロアイススケーター〔242〕、ジムトレーナー〔264〕、パーソナルトレーナー〔264〕、卓球コーチ〔264〕、空手術師範〔264〕、柔道師範〔264〕、剣道師範〔264〕、弓道師範〔264〕、フェンシング師範〔264〕、囲碁講師〔264〕、将棋棋士（教授しているもの）〔264〕、社交ダンサー〔477〕、グラウンドキーパー〔769〕</u>	×<u>柔道師範〔244〕；剣道師範〔244〕；弓道師範〔244〕；空手術師範〔244〕；フェンシング師範〔244〕；卓球指導員〔244〕；グラウンドキーパー〔739〕</u>	舞踊による表現に従事するもの、指導に従事するものなどについて、バツ例示に追加。
--	---	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
25 図書館司書、学芸員 <u>図書館資料に関する収集、分類・目録の整備及び博物館資料の収集・保管・展示などに関する職務に従事するものをいう。</u>	（新設）	現行の中分類 24「その他の専門的職業従事者」から「図書館司書」及び「学芸員」を分割し、両者を新中分類 25「図書館司書、学芸員」として新大分類 E「文化・芸術等従事者」に新設。 「図書館司書」及び「学芸員」の各小分類の説明文の要約となるよう説明文を記載。
251 図書館司書 <u>図書館資料の収集・分類・保管、蔵書目録の整備、利用者に対する図書館資料の貸出・情報提供などの専門的な職務に従事するものをいう。</u> ただし、司書教諭は中分類〔18〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>図書・記録・視聴覚教育の資料などの収集及びこれらの利用の供与</u> ・<u>図書館資料の分類・配列、蔵書目録の整備</u> ・<u>図書館資料に関する調査研究</u> ・<u>図書館の利用に関する相談対応及び読書会・鑑賞会・資料展示会等の開催</u> ・<u>他の図書館との資料の相互貸借</u> ○<u>司書、司書補、図書館専門職員</u> ×<u>司書教諭〔183～188〕、学校司書〔289〕、学校図書館司書〔289〕、図書館事務職員〔289〕、図書館カウンター受付職員〔478〕</u>	241 図書館司書 <u>司書、司書補及び図書館資料に相当する資料の収集、分類、目録の整備、利用相談等の図書館奉仕に相当する事項に関する専門的職務に従事するものをいう。</u> ただし、司書教諭は中分類〔19〕<u>教員</u>に分類される。 ○<u>司書；司書補；図書館専門職員</u> ×<u>図書館カウンター受付職員〔254〕；図書館事務職員〔257〕；図書館の施設管理職員〔649〕</u>	現行の中分類 24「その他の専門的職業従事者」から現行の小分類 241「図書館司書」を本中分類に移設。 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 バツ例示の「図書館の施設管理職員」は、現行の小分類 649「その他の定置・建設機械運転従事者」に分類される理由が不明確のため、削除。 図書館司書と紛れやすい「司書教諭」

		等をバツ例示に追加。
252 学芸員 博物館資料の収集・整理・保管・展示及び調査研究などの専門的な職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・自然科学・芸術・民俗・歴史・産業などに関する資料の収集・整理・保管・展示 ・博物館資料に関する調査研究 ・博物館資料の利用に関する説明・助言・指導及び案内書・解説書等の作成・頒布 ・博物館資料に関する講演会・講習会等の開催 ○学芸員、学芸員補、博物館専門職員 ×博物館事務職員〔289〕、博物館受付職員〔478〕	242 学芸員 <u>学芸員、学芸員補及び博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する専門的な職務に従事するものをいう。</u> ○学芸員；学芸員補；博物館専門職員 ×博物館受付職員〔254〕；博物館事務職員〔257〕；博物館の施設管理職員〔649〕	現行の中分類 24「その他の専門的職業従事者」から現行の小分類 242「学芸員」を本中分類に移設。 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 バツ例示の「博物館の施設管理職員」は、現行の小分類 649「その他の定置・建設機械運転従事者」に分類される理由が不明確のため、削除。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
26 個人教師 <u>教科学習・音楽・美術・演芸・スポーツなどについて教授・指導の職務に従事するものをいう。</u> ただし、<u>学校（専修学校・各種学校・その他の教育施設を含む）、事業体附属の教育施設、就業について公的な資格（免許）を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものは、大分類D〔法務・経営・教育等専門職業従事者〕に分類される。</u>	244 個人教師 <u>茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。</u> ただし、<u>学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものは中分類〔19〕に分類される。</u>	国勢調査結果表表章を参考に、現行の小分類 244「個人教師」を 5 分割し、新中分類 26「個人教師」を立項。各小分類の説明文に合わせて、本項目の説明文を整理。 「学校」が示すものを補足し、「一定の」資格（免許）から「公的な」資格（免許）に修正して、定義を明確化。
261 学習指導個人教師 <u>学習塾などの自営業主である教師又は家庭教師など個別指導の教師として、教科学習や語学について教授・指導する職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>学校教育の補習指導・進学指導などの学習指導</u> ・<u>語学学習得・試験合格のための知識・学習方法などの教授・指導</u> ○<u>塾・学習塾・進学塾教師（自営業主）、数学教室教師、英語教室教師、語学教室教師、日本語教室教師、家庭教師、個別指導塾教師、添削指導員</u>	244 個人教師 <u>茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものは中分類〔19〕に分類される。</u> ○<u>茶道個人教授；生花個人教授；生花師匠；和洋裁個人教師；囲碁指南；将棋指南；ピアノ個人教師；日本舞踊個人教師；社交ダンス教師；英語個人教師；数学個人教師；書道個人教師；塾の先生（各種学校でないもの）；家庭教師；柔道師範；剣道師範；弓道師範；ゴルフレッスンプロ；アスレチックジム・インストラクター；きも</u>	国勢調査結果表表章の 24s「個人教師（学習指導）」を参考に、新小分類 261「学習指導個人教師」を立項。 説明文及び想定される主な課業は、関連法令や厚生労働省編職業分類、ISCO、国勢調査調査票を参考に整理。 24s に分類されるマル例示を追加。 塾で教授・指導を行うもののうち、自営業主又は個人指導・家庭教師に該当するものは本項目に区分。

×塾長〔041〕、塾・学習塾・進学塾教師（自営業主でないもの）〔209〕、予備校講師〔209〕、フリースクール教師〔209〕、教師（宗教団体に属するもの）〔211〕、そろばん塾教師（自営業主）〔269〕、英会話教室教師〔269〕、英会話学院教師〔269〕	<u>のコンサルタント（着付教室）；スキー・インストラクター；空手術師範；卓球指導員；フェンシング師範；OAインストラクター（教育施設以外）；パソコン・インストラクター（教育施設以外）；そろばん塾講師</u>	混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
262 音楽指導個人教師 <u>楽器の演奏や歌唱などの音楽の技能について教授・指導する職務に従事するものをいう。</u> この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・ <u>楽器の演奏や歌唱などの音楽の技能の教授・指導</u> ・ <u>伝統的な音楽又は伝統芸能に用いられる音楽の継承</u> ○ <u>音楽教室教師、音楽家庭教師、ピアノ教室教師、ピアノ家庭教師、バイオリン教室教師、ギター教室教師、こと（箏・琴）師匠、箏曲教師、三味線師匠、琵琶師匠、謡曲師匠、民謡教師、歌謡教室教師、カラオケレッスン講師、声楽講師、ボイストレーナー</u>	244 個人教師 <u>茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものは中分類〔19〕に分類される。</u> ○ <u>茶道個人教授；生花個人教授；生花師匠；和洋裁個人教師；囲碁指南；将棋指南；ピアノ個人教師；日本舞踊個人教師；社交ダンス教師；英語個人教師；数学個人教師；書道個人教師；塾の先生（各種学校でないもの）；家庭教師；柔道師範；剣道師範；弓道師範；ゴルフレッスンプロ；アスレチックジム・インストラクター；きものコンサルタント（着付教室）；スキー・インストラクター；空手術師範；卓球指導員；フェンシング師範；O</u>	国勢調査結果表表章の 24n「個人教師（音楽）」を参考に、新小分類 262「音楽指導個人教師」を立項。 説明文及び想定される主な課業は、関連法令や厚生労働省編職業分類を参考に整理。 24n に分類されるマル例示を追加。 「こと（箏・琴）師匠」、「三味線師匠」、「琵琶師匠」及び「謡曲師匠」は、現行の小分類 231「音楽家」のマル例示としていたが、「師匠」であることから、教授・指導が主な職務であると整理し、本項目に移設。新小分類 241「音楽家」のマル例示は、「こと（箏・

×音楽科教諭〔183 ほか〕、音楽大学教員〔192〕、音楽専修学校音楽教員〔209〕、音楽家〔241〕、ピアニスト〔241〕、バイオリニスト〔241〕、ギタリスト〔241〕、こと（箏・琴）奏者〔241〕、三味線奏者〔241〕、琵琶奏者〔241〕、謡曲師〔241〕、神楽囃子師〔241〕、音楽指揮者〔241〕、レコーディングディレクター〔279〕	<u>Aインストラクター（教育施設以外）；パソコン・インストラクター（教育施設以外）；そろばん塾講師</u>	琴）奏者」、「三味線奏者」、「琵琶奏者」及び「謡曲師」に変更。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
263 芸術等指導個人教師 美術・舞台芸術・演芸などの音楽を除いた芸術について教授・指導する職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・美術・舞台芸術・演芸などの音楽を除いた芸術に関する技能の教授・指導 ・伝統的な芸術、伝統芸能及び伝統工芸の継承 ○工作・絵画教師（美術教室）、書道教室教師、書家（教授しているもの）、工芸講師、工芸指導家、民芸指導家、生花師匠、生花教室教師、フラワーアレンジメント講師、華道講師、華道家（教授しているもの）、着付け教室教師、着付け技能士（教授しているもの）、編物教室教師、裁縫教室教師、手芸講座講師、和裁教室教師、洋	244 個人教師 茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。 ただし、学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものは中分類〔19〕に分類される。 ○茶道個人教授；生花個人教授；生花師匠；和洋裁個人教師；囲碁指南；将棋指南；ピアノ個人教師；日本舞踊個人教師；社交ダンス教師；英語個人教師；数学個人教師；書道個人教師；塾の先生（各種学校でないもの）；家庭教師；柔道師範；剣道師範；弓道師範；ゴルフレッスンプロ；アスレチックジム・インストラクター；きも	国勢調査結果表表章の 24p「個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）」を参考に、新小分類 263「芸術等指導個人教師」を立項。ただし、令和 2 年国勢調査の 24p「個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）」の就業者数は 2 万人を下回っていることから、美術・工芸・文芸も含めた音楽以外の芸術全般（茶道、生花、書道、和裁、洋裁、絵画、俳句及び川柳）を教授・指導する職務に従事するものも本項目に分類。 説明文及び想定される主な課業は、関連法令や厚生労働省編職業分類を参考に整理。 上記の整理を踏まえ、本項目に含むこととしたマル例示を追加。 課業の類似性を踏まえ、現行の小分類 223「工芸美術家」のマル例示「工芸指導家」及び「民芸指導家」、小分類 232「舞踊家」の「踊り師匠」をマ

裁教室教師、舞踊家（教授しているもの）、日本舞踊師匠、踊り師匠、ダンスインストラクター、ダンストレーナー、社交ダンス教師、ジャズダンス教師、バレエ教師、剣舞教師、浄瑠璃師匠、詩吟教師、俳句教室教師、川柳教室教師、茶道教室教師、茶道師匠 ×<u>図画工作科教諭</u>〔183 ほか〕、<u>美術科教諭</u>〔184 ほか〕、<u>書道科教諭</u>〔186 ほか〕、<u>美術大学教員</u>〔198〕、<u>美術専修学校教員</u>〔209〕、<u>服飾学校教師</u>〔209〕、<u>職業訓練指導員</u>〔209〕、<u>華道家（教授していないもの）</u>〔231〕、<u>書家（教授していないもの）</u>〔232〕、<u>舞踊家</u>〔242〕、<u>演出家</u>〔244〕、<u>エアロビクスダンスインストラクター</u>〔264〕、<u>着付け技能士（教授していないもの）</u>〔459〕、<u>ダンサー</u>〔477〕	<u>のコンサルタント（着付教室）；スキー・インストラクター；空手術師範；卓球指導員；フェンシング師範；OAインストラクター（教育施設以外）；パソコン・インストラクター（教育施設以外）；そろばん塾講師</u>	ル例示に移設。 国家資格の新設により、マル例示に「着付け技能士」を追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
264 運動・競技指導個人教師 <u>運動・スポーツ・競技の技能について教授・指導する職務に従事するものをいう。</u> ただし、<u>プロ競技監督・プロ競技コーチ・プロ競技トレーナーなど職業競技従事者に教授・指導するものは小分類</u>〔246〕に分類される。	244 個人教師 <u>茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。</u> ただし、<u>学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものは中分類</u>〔19〕に分類される。	国勢調査結果表表章の 24r「個人教師（スポーツ）」を参考に、新小分類 264「運動・競技指導個人教師」を立項。なお、新小分類 246「職業競技従事者」では、プロスポーツの従事者だけでなく、スポーツ以外のプロ競技を含むこととしたため、これら競技の教授・指導に従事するものすべてを本項目に整理することとし、小分類の項目名もその整理を反映。 運動・スポーツ・競技の技能について教授・指導する職務であっても、現行の小分類 245「職業スポーツ従事者」に分類されるプロ競技監督・プロ競技コーチなどの職業競技従事者に

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>職業競技従事者以外のものに対する運動・スポーツ・競技の技能の教授・指導</u> ・<u>伝統的な競技の継承</u> ○<u>ジムインストラクター、ジムトレーナー、パーソナルトレーナー、フィットネスインストラクター、ヨガインストラクター、健康運動講師、ヘルスケアトレーナー（運動施設）、エアロビクス講師、エアロビクスダンスインストラクター、スポーツインストラクター、幼児体操教室教師、リトミック指導員、体操クラブコーチ、マラソントレーナー、ゴルフレッスンプロ、ボウリングインストラクター、スイミングクラブコーチ、釣り師匠、硬式テニスインストラクター、テニススクールコーチ、サッカークラブチームコーチ、少年野球監督、スキーインストラクター、乗馬教師、卓球コーチ、空手術師範、合気道師範、柔道師範、剣道師範、弓道師範、フェンシング師範、クレ射撃インストラクター、ビリヤードインストラクター、囲碁講師、将棋棋士（教授しているもの）、麻雀講師、ゲームインストラクター</u> ×<u>ジムマネージャー〔041〕、スポーツ管理栄養士〔141〕、ダイエットコーディネイター（栄養士）〔142〕、体育科教諭〔183 ほか〕、体育大学教員〔192〕、アクションディレクター〔244〕、プロ競技監督〔246〕、プロ競技コーチ〔246〕、プロ競技トレーナー〔246〕、将棋棋士（教授していないもの）〔246〕、部活動指導員〔449〕、ジム受付スタッフ〔478〕、キャディー〔478〕、マージャンクラ</u>	○<u>茶道個人教授；生花個人教授；生花師匠；和洋裁個人教師；囲碁指南；将棋指南；ピアノ個人教師；日本舞踊個人教師；社交ダンス教師；英語個人教師；数学個人教師；書道個人教師；塾の先生（各種学校でないもの）；家庭教師；柔道師範；剣道師範；弓道師範；ゴルフレッスンプロ；アスレチックジム・インストラクター；きものコンサルタント（着付教室）；スキー・インストラクター；空手術師範；卓球指導員；フェンシング師範；OAインストラクター（教育施設以外）；パソコン・インストラクター（教育施設以外）；そろばん塾講師</u>	教授・指導するものは含まないことを ただし書として明記。 説明文及び想定される主な課業は、 関連法令や厚生労働省編職業分類を 参考に整理。 24r に分類されるマル例示を追加。 また、「エアロビクスダンスインスト ラクター」は、運動（フィットネス） が目的のため、本項目に分類。「将棋 棋士」は、教授の有無により新小分類 246「職業競技従事者」と区別するこ とを明示。 混同するおそれがあるものをバツ 例示に追加。
--	---	--

<u>ブ従業員 [478]、登山案内人 [491]</u>		
269 その他の個人教師 <u>小分類 [261～264] に含まれない教授・指導の職務に従事するものをいう。</u> ○<u>そろばん塾教師（自営業主）、英会話教室教師、英会話学院教師（個別指導）、パソコンインストラクター、パソコン教室教師、料理教室講師、ファッションアドバイザー（販売を行わないもの）、メイクアドバイザー（販売を行わないもの）</u> ×<u>システムコンサルタント [091]、情報処理アーキテクト [093]、データベーススペシャリスト [095]、各種学校・専修学校講師 [209]、専門学校教員 [209]、外国語学校教師 [209]、日本語学校教師 [209]、外国語学校教師 [209]、英会話学院講師 [209]、塾・学習塾・進学塾教師（自営業主でないもの） [209]、自動車教習所指導員 [209]、予備校講師 [209]、情報処理技術養成学校講</u>	244 個人教師 <u>茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものは中分類 [19] に分類される。</u> ○<u>茶道個人教授；生花個人教授；生花師匠；和洋裁個人教師；囲碁指南；将棋指南；ピアノ個人教師；日本舞踊個人教師；社交ダンス教師；英語個人教師；数学個人教師；書道個人教師；塾の先生（各種学校でないもの）；家庭教師；柔道師範；剣道師範；弓道師範；ゴルフレッスンプロ；アスレチックジム・インストラクター；きものコンサルタント（着付教室）；スキー・インストラクター；空手術師範；卓球指導員；フェンシング師範；O Aインストラクター（教育施設以外）；パソコン・インストラクター（教育施設以外）；そろばん塾講師</u>	国勢調査結果表表章の 24t「個人教師（他に分類されないもの）」を参考に、新小分類 269「その他の個人教師」を立項。 本小分類は、新小分類 [261～264] に含まれない教授・指導の職務に従事するものを分類する項目として整理。 24t に分類されるマル例示を追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。

師〔209〕、経理・簿記学校教員〔209〕、調理学校教員〔209〕、理・美容学校教員〔209〕、教師（宗教団体に属するもの）〔211〕、英語教室教師〔261〕、家庭教師〔261〕、茶道教室教師〔263〕、俳句教室教師〔263〕、川柳教室教師〔263〕、生花教室教師〔263〕、着付け教室教師〔263〕、和洋裁教室教師〔263〕、書道教室教師〔263〕、囲碁講師〔264〕、将棋棋士（教授しているもの）〔264〕、麻雀講師〔264〕、ゲームインストラクター〔264〕、メイクアップアーティスト〔452〕、調理師〔461〕		
--	--	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
27 その他の文化・芸術等従事者 <u>通訳、調律師など中分類〔21～26〕に含まれない宗教・文化・芸術、スポーツ等の専門的性質の職務に従事するものをいう。</u>	24 その他の専門的職業従事者 <u>図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）、個人教師、職業スポーツ従事者、通信機器操作従事者、ヘッドハンターなど中分類〔17～23〕に含まれない専門的な仕事に従事するものをいう。</u>	現行の大分類 B「専門的・技術的職業従事者」の分割や本項目に属する小分類の見直しに伴い、中分類の項目名を改称し、説明文を修正。
271 通訳 <u>国際会議、商談、講演などの場において、異なる言語を使う人たちの間に入り、話されている言語を相手方の話し言葉に訳し、相手に伝える職務に従事するものをいう。</u> <u>手話通訳の職務に従事するものも含まれる。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> <u>・交渉や会議などに立ち会い、話者の話の内容を正確に訳して他の参加者に伝達</u> <u>・少人数が日常的な話をする場合に、相手の発言内容を相互に訳して伝達</u> <u>・講演会などで講師の傍らに位置し、講師の話の内容を記憶して適切な区切りごとに通訳</u> <u>○通訳（通訳ガイドでないもの）、通訳者、手話通訳、手話通訳者、同時通訳、逐次通訳、医療通訳、医療通訳者、商談通訳主事、通訳官補</u> <u>×翻訳家〔221〕、通訳ガイド〔491〕、全国通訳案内士〔491〕、地域通訳案内士〔491〕、観光通訳案内人〔491〕</u>	（新設）	現行の小分類 249「他に分類されない専門的職業従事者」に分類される「通訳」を切り出して新規立項。 job tag を参考に説明文を整理。 本項目に該当するものをマル例示に追加。 混同しやすいものをバツ例示に追加。そのうち、「通訳ガイド」「観光通訳案内人」、公的な資格である「全国通訳案内士」「地域通訳案内士」は、旅行者に対する外国語による滞在期間中の案内のサービスが課業だが、2 者以上の意思疎通を仲介しないこと

		から本項目ではなく新小分類 491「旅行・観光案内人」に含むと整理。
(新中分類 25「図書館司書、学芸員」に移設)	241 図書館司書 <u>司書、司書補及び図書館資料に相当する資料の収集、分類、目録の整備、利用相談等の図書館奉仕に相当する事項に関する専門的職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、司書教諭は中分類〔19〕教員に分類される。</u> ※例示略	現行の中分類 24「その他の文化・芸術等職業従事者」から新中分類 25「図書館司書、学芸員」に移設。
(新中分類 25「図書館司書、学芸員」に移設)	242 学芸員 <u>学芸員、学芸員補及び博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する専門的職務に従事するものをいう。</u> ※例示略	現行の中分類 24「その他の文化・芸術等職業従事者」から新中分類 25「図書館司書、学芸員」に移設。
(新小分類 144「心理カウンセラー」及び新小分類 496「相談・助言サービス従事者」に分割して移設)	243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く） <u>カウンセリングに関する専門的知識を有し、学校・事業所等において、個人の抱える問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、法律、経営に関する相談を行う仕事に従事するものは中分類〔17 及び 18〕に、保健医療施設等において類似の仕事に従事するものは小分類〔159〕に、また、社会福祉施設等において類似の仕事に従事するものは中分類〔16〕に分類される。</u> <u>○心理カウンセラー（医療・福祉施設を除く）；障害者職業センターカウンセラー；職場カウンセラー；職業相談員；産業カウンセラー；キャリア・コンサルタント；教育相談員；スクールカウンセラー；学校心理士；家族相談士</u> <u>×専任の進路指導主事（学校教員）〔193～199 のいずれ</u>	現行の小分類 159「他に分類されない保健医療専門職業従事者」、169「その他の社会福祉専門職業従事者」及び 243「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」の内容例示のうち、心理に関する相談等の職務に従事するものは新小分類 144「心理カウンセラー」に、それ以外の相談等の職務に従事するものは新小分類 496「相談・助言サービス従事者」に分割して移設。 現行の小分類 243「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」のマル例示について、以下のとおり見直し。 新小分類 144「心理カウンセラー」に移設：心理カウンセラー（医療・

	<u>か] ; 心理カウンセラー（医療・福祉施設）〔159〕 ; 結婚相談員（仲人業）〔429〕 ; 人生相談員〔429〕</u>	福祉施設を除く）、障害者職業センターカウンセラー、職場カウンセラー、産業カウンセラー、スクールカウンセラー、心理士（学校心理士を一般的な名称に変更） - 新小分類 496「相談・助言サービス従事者」に移設：職業相談員、キャリアコンサルタント、家族相談士 - 新小分類 449「その他の教育・保育補助者」に移設：教育相談員
（新大分類 E「文化・芸術等従事者」に新中分類 26「個人教師」を新設し、五つの小分類を新規立項して移設）	244 個人教師 <u>茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものは中分類〔19〕に分類される。</u> ※例示略	国勢調査の集計方法を参考に、現行の小分類 244「個人教師」を 5 分割し、新中分類 26「個人教師」を立項。
（新中分類 24「音楽家、舞台芸術家、演者、競技者」に新小分類 246「職業競技従事者」として移設）	245 職業スポーツ従事者 <u>野球・相撲・ボクシング・レスリングなどの競技又は試合に参加し、運動競技を行うもの、及び監督・審判員など競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。</u> ※例示略	本項目には、技能を披露して競技を行うものが分類されるが、演技・演奏等を披露するものが分類される現行の中分類 23「音楽家、舞台芸術家」と共通性があることから、本項目を同中分類に移設することとし、中分類の項目名も「音楽家、舞台芸術家、演者、競技者」に改称。 なお、現行の小分類 249「他に分類

		されない専門的職業従事者」に含まれるスポーツ以外のプロ競技（興行を行う競技）の従事者も含めることとし、本項目を「職業競技従事者」に改称。
（中分類 10「その他の技術者」の小分類 101「通信機器操作技術者」として移設）	246 通信機器操作従事者 <u>通信設備（電波を送受信するための電氣的設備又は線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は映像を送受信するための電氣的設備）を操作する仕事など通信機器操作に係る仕事に従事するものをいう。</u> ※例示略	本小分類の実態が技術者であることを踏まえ、新小分類 101「通信機器操作技術者」と改称して、新中分類 10「その他の技術者」に移設。
279 他に分類されない文化・芸術等従事者 <u>書画鑑定人・調律師など小分類〔211～271〕に含まれない宗教・文化・芸術、スポーツ等専門的性質の職務に従事するものをいう。</u> ○<u>書画鑑定人、骨とう鑑定人、調律師、宝石鑑定人、ゲームプロデューサー、ゲームディレクター、広告ディレクター、レコーディングディレクター</u>	249 他に分類されない専門的職業従事者 <u>教育委員会指導主事・調律師など小分類〔241～246〕に含まれない専門的な仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>通訳；指紋鑑識員；海事鑑定人；計量士；検数員；農薬検査員；肥料検査員；生糸検査員；教育委員会指導主事；鑑定人（書画・骨とう）；行政書士；馬調教師；犬訓練士；調律師；アナウンサー（ラジオ・テレビジョン）；漁業監督官；電気工作物検査官；原子力施設検査官；航空工場検査官；衆議院常任委員会専門員；社会教育主事；人形浄りの人形着付師；文楽技芸員；不動産管理士；不動産鑑定士；産業管理士；産業管理士補；探偵；気象予報士；宝石鑑定人；事故損害査定員；労働基準監督官；鉱務監督官；船員労務官；商業施設士；ヘッドハンター；速記者；通関士</u>	大分類の説明文の変更に合わせて説明文を修正。 「ゲームプロデューサー」等の主たる課業は創作ではなく調整等であることを踏まえ、新小分類 094「プログラマー」等には分類せず、本項目に分類すると整理し、これら職業をマル例示に追加。 また、現行の大分類 B「専門的・技術的職業従事者」の分割により、本項目が「他に分類されない文化・芸術等従事者」に位置づけが変更されたことに伴い、マル例示を以下のとおり見直し。

		- 新規立項：通訳、行政書士 - 科学的知識を応用した技術的な職務の従事者であるため新小分類 109「他に分類されない技術者」のマル例示に移設：指紋鑑識員（「指紋・筆跡鑑定員（警察官でないもの）」と改称し、新小分類 511「警察官」には「鑑識官」のマル例示を追加）、計量士、農薬検査員、肥料検査員、気象予報士、電気工作物検査官、原子力施設検査官、航空工場検査官 - 通関関係の法定書類の作成・手続の従事者であるため新小分類 169「その他の法務専門職業従事者」のマル例示に移設：通関士 - 新小分類 243「俳優・声優・アナウンサー」のマル例示に移設：アナウンサー（ラジオ・テレビに限定） - 大衆芸能の演技者であるため新小分類 245「演芸家」のマル例示に、移設：人形浄瑠璃師の人形着付師（人形浄瑠璃師が人形遣いと兼任するため人形浄瑠璃師として追加）、文楽技芸員 - 競馬において競走馬や騎手の育成・指導やレース出走に関する業務を課業とするため新小分類 246「職業競技従事者」のマル例示に移設：
--	--	--

		馬調教師 • 行政事務に係るものを「行政事務員（職務が特定できないもの）」に代表させる形で新小分類 289「その他の総務事務従事者」のマル例示に移設：教育委員会指導主事、社会教育主事、衆議院常任委員会専門員 • 専用機械の操作や文字の入力・記録による書類の作成を行う事務の従事者のため新小分類 319「その他の事務用機器操作員」のマル例示に移設：速記者 • 港湾において船積の貨物の個数を確認し、書類を発行する事務の従事者であるため新小分類 331「旅客・貨物係事務員」のマル例示に移設：検数員 • 公的資格を有さない保険業の従事者であり、販売・営業に関する事務の従事者とは定義できないものの、損害・事故・技術問題などを評価・判断し書類作成等の手続きを行い金融商品の一種である保険商品の運用を支える職務であるため、新小分類 349「その他の販売・営業事務従事者」のマル例示に移設：事故損害査定員、海事鑑定人 • 「不動産鑑定士」の国家資格を用
--	--	--

		いて不動産仲介・売買の職務に従事するため新小分類 393「不動産仲介・売買人」のマル例示に移設：不動産鑑定士 - 新小分類 391～393 に含まれない代理の商取引の職務に従事するものであるため、新小分類 399「その他の仲介・代理・貸付等従事者」のマル例示に移設：ヘッドハンター - 居住用の賃貸住宅や分譲マンションの管理又は管理サービスを行うことを職務とするため、新小分類 481「マンション・アパート管理人」のマル例示に移設：不動産管理士（国家資格の名称に合わせて「賃貸不動産経営管理士」及び「マンション管理士」に改称。なお、これらの国家資格を用いて、不動産の代理・仲介・売買・交換に従事するものは、新小分類 393「不動産仲介・売買人」に分類される。） - ペットの犬の訓練・しつけといったサービスに従事するため新小分類 495「動物世話人」のマル例示に移設：犬訓練士 - 客の依頼を受け調査を行う職務の従事者であり、従事者の免許・資格は不要であるため、新小分類 499
--	--	---

×<u>指紋・筆跡鑑定員（警察官でないもの）〔109〕</u>、<u>計量士〔109〕</u>、<u>農薬検査員〔109〕</u>、<u>肥料検査員〔109〕</u>、<u>気象予報士〔109〕</u>、<u>電気工作物検査官〔109〕</u>、<u>原子力施設検査官〔109〕</u>、<u>航空工場検査官〔109〕</u>、<u>通関士〔169〕</u>、<u>経営コンサルタント〔179〕</u>、<u>中小企業診断士〔179〕</u>、<u>放送記者〔222〕</u>、<u>ニュース解説者〔222〕</u>、<u>商業施設デザイナー〔233〕</u>、<u>アナウンサー（ラジオ・テレビ）〔243〕</u>、<u>声優〔243〕</u>、<u>人形浄瑠璃師〔245〕</u>、<u>文楽技芸員〔245〕</u>、<u>馬調教師〔246〕</u>、<u>教育委員会指導主事〔289〕</u>、<u>社会教育主事〔289〕</u>、<u>衆議院常任委員会専門員〔289〕</u>、<u>速記者〔319〕</u>、<u>検数人〔331〕</u>、<u>事故損害査定員（アジャスター）〔349〕</u>、<u>海事鑑定人〔349〕</u>、<u>不動産鑑定士〔393〕</u>、<u>ヘッドハンター〔399〕</u>、<u>犬訓練士</u>	×<u>経営コンサルタント〔189〕</u>；<u>中小企業診断士〔189〕</u>；<u>放送記者〔212〕</u>；<u>ニュース解説者〔212〕</u>；<u>放送劇団員（声優を含む）〔233〕</u>；<u>街頭宣伝放送員〔424〕</u>；<u>易者〔429〕</u>	「他に分類されないサービス職業従事者」のマル例示に移設：探偵 • 司法警察権に準ずる権限を行使する職務のため新小分類 519「その他の司法警察職員」の新規立項項目のマル例示に移設：漁業監督官、労働基準監督官、鉱務監督官、船員労務官 • 制度廃止等により該当する職業及び従事者が存在しないため削除：生糸検査員、産業管理士、産業管理士補 • 一般的な名称に改称し、該当する小分類へ移設：商業施設士（「商業施設デザイナー」に改称し、新小分類 224「デザイナー」に移設） 従来本項目に分類されていたマル例示のうち、他の分類項目に移設したものや、混同しやすいものをバツ例示に追加。
--	--	--

<u>〔495〕、探偵〔499〕、鑑識官〔511〕、漁業監督官〔519〕、 労働基準監督官〔519〕、鉱務監督官〔519〕、船員労務官 〔519〕</u>		
---	--	--

大分類 F「事務従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
F 事務従事者 一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・<u>受付・会計などの職務及び事務用機器の操作に関する職務</u>、並びに生産関連・<u>運輸・郵便・販売営業・医療・介護に関する事務などの職務</u>に従事するものをいう。 ただし、課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものは大分類 A「管理的職業従事者」に分類される。	C 事務従事者 一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの<u>仕事</u>、並びに生産関連・<u>営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものは大分類 A「管理的職業従事者」に分類される。	新中分類 29「受付、秘書、コールセンター等事務従事者」、同 35「医療・介護事務従事者」及び同 37「その他の事務従事者」の新設に伴い追加及び小分類の項目順に並べ替え。 また、本大分類に属する中分類について、会社等で事務に従事するもの、特定の産業の事務に従事するもの、特定の産業によらないものの順に、以下のとおり並べ替え。 28 総務事務従事者 29 受付、秘書、コールセンター等事務従事者 30 会計事務従事者 31 事務用機器操作員 32 生産関連事務従事者 33 運輸・郵便事務従事者 34 販売・営業事務従事者 35 医療・介護事務従事者 36 外勤事務従事者 37 その他の事務従事者

28 総務事務従事者 庶務・文書・人事・厚生・企画・調査・広報・法務・教育研修など組織全体の運営や管理に必要な事務に従事するものをいう。	25 一般事務従事者 庶務・文書・人事・厚生・企画・調査・広報・法務・教育研修などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。<u>秘書・応接（電話応接を含む）などの仕事及び事務全般（中分類 26～31 に係るものを含む）の仕事に従事するものも含まれる。</u>	総務事務に限定される中分類に変更することに伴い、項目名を変更し、総務事務であることを説明する文章を追加。現行の小分類 257「総合事務員」を想定した記載を削除。 また、本中分類は複雑な事務の遂行に対応する能力（スキル）を必要とするものを区分する分類とする。
281 総務事務員 庶務・文書・株式・株主総会対応・<u>広報・法務・内部監査などの職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・建物・設備などの固定資産の管理 ・文書の分類・整理・保管 ・株主総会の運営や広報誌等の制作 ・法令に基づく規程類の整備や業務監査の実施 ○総務担当課長補佐、<u>総務課長代理、総務係長、総務係事務員、庶務係事務員、文書係事務員、広報担当事務員、法務事務員、内部監査事務員、コンプライアンス推進担当事務員、知的財産管理事務員</u> ×総務課長〔031 ほか〕、<u>人事係事務員〔282〕、福利厚生係事務員〔282〕、労務係事務員〔282〕、受付・案内事務員〔291〕、秘書〔292〕、仕分伝票整理事務員〔301〕、用度係</u>	251 庶務事務員 庶務・文書・株式・株主総会対応などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○総務担当課長補佐；総務課長代理；総務係長；総務係事務員；庶務係事務員；文書係事務員 ×人事係事務員〔252〕；福利厚生係事務員〔252〕；労務係事務員〔252〕；受付・案内事務員〔254〕；秘書〔255〕；伝票整理事務員〔263〕；用度係事務員〔269〕；消耗品出納	これまで現行の小分類 259「その他の一般事務従事者」としていた広報・法務・内部監査関係の事務員を移設することに伴い記載を追記。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。

事務員〔301〕、消耗品出納事務員〔301〕	事務員〔269〕	
282 人事事務員 採用・教育・給与・福利厚生・労務など人事の<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・採用・配置・異動・退職などの事務手続 ・職員の能力開発のための教育・研修の実施 ・労働環境の整備・勤務状況の把握・給与計算などの労務管理 ・社会保険・各種手当などの福利厚生に係る事務手続 ○人事担当課長補佐、人事課長代理、人事係長、人事係事務員、福利厚生係事務員、教育研修係事務員、労務係事務員、給与係事務員 ×人事課長〔031 ほか〕、庶務係事務員〔281〕	252 人事事務員 採用・教育・給与・福利厚生・労務など人事の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○人事担当課長補佐；人事課長代理；人事係長；人事係事務員；福利厚生係事務員；教育研修係事務員；労務係事務員；給与係事務員	厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
283 企画事務員 企画・立案、業務計画の策定及び市場調査などの<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・新たな製品やサービスなどの企画・開発（商品開発に係る技術者を除く） ・組織の中長期目標などの業務計画の策定 ・顧客のニーズ等を把握するための調査の企画・分析 ○企画課長補佐、企画課長代理、企画係長、企画係事務員、経営企画事務員、政策企画事務員、販売促進企画事務員、プランナー、プロダクトマネージャー、業務計画係事務員、マーケティング事務員、マーケティングリサーチャー、商品開発部員（技術者を除く）、不動産開発企画員	253 企画事務員 企画・立案、業務計画の策定及び市場調査などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○企画課長補佐；企画課長代理；企画係長；企画係事務員；プランナー；業務計画係事務員；マーケティング・リサーチャー；商品開発部員	厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 課業の追記に伴い、「経営企画事務員」等をマル例示に追加。

× <u>企画担当課長〔031 ほか〕、コールセンター事務員〔293〕</u>	× <u>調査員（電話によるもの）〔256〕</u>	混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
289 その他の総務事務従事者 小分類〔281～283〕に含まれない<u>組織全体の運営や管理に必要な事務に従事するものをいう。</u> ○<u>公安調査官、入国審査官、行政事務員（職務が特定できないもの）、弁護士補助者（パラリーガル）、司法書士補助者、行政書士補助者、学校事務員、学校司書、学校図書館司書、図書館事務職員、博物館事務職員</u>	259 その他の一般事務従事者 <u>広報、法務など小分類〔251～257〕に含まれない一般事務の仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>広報係事務員；法務係事務員；調査票審査・集計事務員；外国事情調査員；資料保管事務員；図書保管事務員；編集事務員；船舶事務長；船舶事務員；筆耕事務員；保険契約事務員；かんぽ生命保険契約事務員；パーサー（船舶）；医療事務員；電報受付事務員；介護保険事務員；通信販売受付事務員（電話以外によるもの）；苦情受付事務員（電話以外によるもの）</u>	現行の中分類 25「一般事務従事者」を「総務事務従事者」に改称することに伴い、本中分類を複雑な業務処理に対応する能力（スキル）を必要とするものを区分する分類とすることを踏まえ、説明文を「一般事務」から「組織全体の運営や管理に必要な事務」に修正。 「教員」である「司書教諭」との対比で、教員免許を持たない事務職員であり、メディアの発注・受入、読書案内、広報活動などの様々な課業に従事する「学校司書」及び「学校図書館司書」をマル例示に追加。 「弁護士」、「司法書士」及び「行政書士」の指示の下、書類作成や法務局等への資料提出などの課業を補助する「弁護士補助者」、「司法書士補助者」及び「行政書士補助者」をマル例示に追加。 なお、本項目の見直しに伴い、既存のマル例示について、以下のとおり見直し。 新小分類 281「総務事務員」のマル例示に移設：広報係事務員、

		法務係事務員 • 現在用いられていない呼称であることから削除：外国事情調査員 • 旅客・貨物に係る事務であることから新小分類 331「旅客・貨物係事務員」のマル例示に移設：船舶事務長、船舶事務員 • 文字入れを行うものであることから新小分類 631「塗装・絵付従事者」のマル例示に移設：筆耕事務員（移設に当たって「筆耕士」又は「賞状書士」に改称） • 保険の販売・営業事務であることから新小分類 341「販売・営業事務員」のマル例示に移設：保険契約事務員、かんぽ生命保険契約事務員 • 船舶における接客サービスに従事することから新小分類 475「客室乗務員」のマル例示に移設：パーサー（船舶） • 「医療事務員」は、新小分類 351「医療事務員」として新規立項 • 新小分類 352「介護事務員」のマル例示に移設：介護保険事務員 • 問合せ対応を行うことから新
--	--	--

×衆・参議院事務総長〔012〕、裁判所事務総長・事務次長・局・課長〔012〕、各省庁の局・部・課長〔012〕、地方公共団体の局・部・課長〔012〕、行政書士〔166〕、生命保険契約事務員〔341〕、調査票審査・集計事務員〔379〕、資料保管事務員〔379〕、図書保管事務員〔379〕、編集事務員〔379〕、学習塾採点者〔379〕、薬剤師助手（調剤薬局事務員）〔439〕、パーサー〔475〕	×行政書士〔249〕；生命保険外交員〔346〕；パーサー（航空）〔404〕	小分類 293「コールセンター等事務員」のマル例示に移設：電報受付事務員、通信販売受付事務員（電話以外によるもの）、苦情受付事務員（電話以外によるもの）行政事務員（非管理職）などこれまで明記されていなかった職業をマル例示に追加し、現行の小分類 249「他に分類されない専門的職業従事者」に区分されていた「公安調査官」及び「入国審査官」も行政事務に従事するものであることから本項目へ移設。 なお、定型的な単一の課業（作業・任務）に従事する「調査票審査・集計事務員」、「資料保管事務員」、「図書保管事務員」及び「編集事務員」は、新小分類 379「他に分類されない事務従事者」に移設し、マル例示から削除。 新小分類 379「他に分類されない事務従事者」のマル例示を、本項目のバツ例示に追加。 このほか、混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
---	--	---

29 受付、秘書、コールセンター等事務従事者 <u>会社・団体などの受付における来訪者の受付・案内・応接、</u> <u>国会議員、会社社長・役員など高度に専門的・管理的な職業</u> <u>に従事する者の日常的な業務の補助、又は電話・インターネット</u> <u>などによる組織外部からの問合せ等に対応する職務に</u> <u>従事するものをいう。</u>	(新設)	現行の中分類 25「一般事務従事者」を分割し、対人コミュニケーション能力が必要とされる職務に従事する者を対象とした新たな中分類を設置。
291 受付・案内事務員 <u>会社・団体などの受付において、来訪者の受付・案内・</u> <u>応接などの職務に従事するものをいう。</u> ただし、<u>病院、飲食店、宿泊施設、娯楽場等において受</u> <u>付・接客の職務に従事するものはそれぞれ該当する項目に</u> <u>分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>来訪者からの問合せに対する対応</u> ・<u>来訪者の出迎えや担当者への取次ぎ</u> ・<u>訪問先への案内</u> ○<u>フロント（企業）、受付事務員、案内事務員、美容室レセ</u> <u>プション、マンションコンシェルジュ</u>	254 受付・案内事務員 <u>受付・案内・応接などの仕事に従事するものをいう。</u> ただし、<u>飲食物の給仕や接客の仕事に従事するものは大</u> <u>分類E〔サービス職業従事者〕に分類される。</u> ○<u>受付・案内事務員；フロント（企業）；受付事務員；案内</u> <u>事務員；図書館カウンター受付職員；博物館受付職員</u>	現行の中分類 25「一般事務従事者」から移設。新小分類 478「娯楽場等接客員」等との区別のため、従事する場所として想定される「会社・団体」を追記。 ただし書について、飲食物の給仕や接客に従事するもの以外にも該当するものがあることから、幅広く捉えられるよう説明文を修正。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 「図書館カウンター受付職員」及び「博物館受付職員」について、図書館・博物館（美術館）は法令によりレクリエーションに資する施設・機関とされており、博物館（美術館）の案内を行うものが新小分類 478「娯楽場等接客員」に区分されていることから、これらを統一

×病院受付係〔351〕、歯科受付係〔351〕、薬剤師助手（調剤薬局事務員）〔439〕、フロント（ホテル）〔474〕、デパートインフォメーション係〔478〕、博物館受付職員〔478〕、図書館カウンター受付職員〔478〕	×<u>娯楽施設フロント係</u>〔407〕；<u>デパート売場案内人</u>〔429〕	的に新小分類〔478〕に分類し、マル例示から削除。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
292 秘書 国会議員、会社社長・<u>役員</u>など高度に専門的・管理的な職業に従事する者に対して、<u>内外との連絡、文書作成、スケジュール調整</u>などの日常的な業務を補助する<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>国会議員、会社社長・役員などのスケジュール管理及び内外との連絡・調整</u> ・<u>国会議員、会社社長・役員などへの来客・電話・メール・郵便物等の対応</u> ○<u>国会議員秘書、会社社長秘書、会社役員秘書</u> ×<u>受付・案内事務員</u>〔291〕	255 秘書 国会議員、会社社長・<u>重役</u>など高度に専門的・管理的な職業に従事する者に対して内外との連絡、文書作成、スケジュール調整などの日常的な業務を補助する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>秘書</u>；<u>国会議員秘書</u>；<u>会社社長秘書</u>；<u>会社役員秘書</u> ×<u>受付・案内事務員</u>〔254〕	現行の中分類 25「一般事務従事者」から移設。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。
293 コールセンター等事務員 <u>電話・インターネット・FAX・郵便などにより、商品の注文・問合せへの対応などの職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、導入済みの情報処理システム等に関する利用者</u>	256 電話応接事務員 <u>電話の呼び出し・交換・取次ぎの仕事や電話による苦情、照会への対応、アポイントの取り付けなどの仕事</u>に従事するものをいう。	現行の中分類 25「一般事務従事者」から移設。現行の小分類 259「その他の一般事務従事者」から「通信販売受付事務員」及び「苦情受付事務員」を本項目のマル例示に移設したことに伴い、項目名を改称し、通信手段として、電話以外のものも含まれることが分かるよう説明文を修正。 新小分類 098「ITヘルプデス

<u>からの問合せ対応に従事するものは、小分類〔098〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・商品の注文や予約の受付、苦情・問合せへの対応や関係者への取次ぎ ・対応した問合せ記録等の管理 ○<u>コールセンターオペレーター、カスタマーサポート、通信販売受付事務員、苦情受付事務員、電報受付事務員</u> ×受付・案内事務員〔291〕、フロント（企業）〔291〕、配車係〔332〕、テレフォンアポインター〔341〕	○<u>電話交換手；コールセンターオペレーター；テレフォンアポインター；調査員（電話によるもの）；通信販売受付事務員（電話によるもの）</u> ×受付・案内事務員〔254〕、フロント（企業）〔254〕、通信販売受付事務員（電話以外によるもの）〔259〕、配車係〔302〕	ク」との違いを明示するため、ただし書を追記。 厚生労働省編職業分類、job tag等を参考に、想定される主な課業を追記。 電話対応以外のものを含む項目に見直したことを踏まえ、「カスタマーサポート」等をマル例示に追加。 「テレフォンアポインター」は顧客に対し自発的に営業活動を行うものであることから、新小分類341「販売・営業事務員」のマル例示に移設し、説明文も修正。
30 会計事務従事者 現金・小切手・手形類の受払い、会計帳簿の<u>作成</u>、物品の購入・管理、原価計算などの会計<u>事務</u>に従事するものをいう。 ただし、財務書類の監査・証明・調製、財務に関する調査・立案・相談などの会計に関する<u>専門的性質の職務</u>に従事するものは小分類〔171〕に分類される。	26 会計事務従事者 現金・小切手・手形類の受払い、会計帳簿の<u>記入</u>、物品の購入・管理、原価計算などの会計の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などの会計に関する<u>専門的業務</u>に従事するものは小分類〔181〕に分類される。	「専門的性質の仕事」や「専門的業務」などの表記ゆれがみられるものは「専門的性質の職務」に統一。
301 会計事務員 現金・小切手・手形類の受払い、会計帳簿の作成、物品の購入・管理、月次決算や年次決算等の会計処理などの<u>事務</u>に従事するものをいう。	261 現金出納事務員 現金・小切手・手形類の受払い及び現金出納簿の記入などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、現金出納簿記入のみの仕事に従事する場合は小</u>	現行の小分類〔261～269〕を新小分類 301「会計事務員」として統合。

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>現金の預入れ・送金</u> ・<u>小切手・手形類の払出し</u> ・<u>入出金伝票・振替伝票・現金出納帳・総勘定元帳などの作成</u> ・<u>物品の棚卸しや減価償却の計算</u> ・<u>貸借対照表や損益計算書などの財務諸表の作成</u> ○<u>現金出納事務員、支払係事務員、小切手係事務員、銀行窓口事務員、貯金窓口事務員、小切手・為替・振替窓口事務員、預金窓口事務員、会計帳簿事務員、経理主任、経理事務員、会計予算執行事務員、決算係事務員、仕分伝票整理事務員、用度係事務員、消耗品出納事務員、原価計算事務員</u> ×<u>公認会計士〔171〕、税理士〔172〕、給与係事務員〔282〕、販売伝票記録整理員〔341〕、見積員〔341〕、レジスター係〔384〕、キャッシャー〔384〕、仕入員〔395〕</u>	<u>分類〔263〕に分類される。</u> <u>また、レジカウンターにおいて商品の精算、販売の仕事に従事するものは小分類〔323〕に分類される。</u> ○<u>現金出納事務員；支払係事務員；小切手係事務員</u> ×<u>会計帳簿事務員〔263〕；レジスター係〔323〕；キャッシャー〔323〕</u>	厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 現行の小分類〔261～269〕のマル例示を統合。 現行の小分類〔261～269〕のバツ例示を統合し、混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 見積書は販売・営業を行う際の検討・交渉の材料となることから、新小分類 341「販売・営業事務員」の課業として「見積書などの書類の作成」を整理したことを踏まえ、「見積員」を新小分類 341「販売・営業事務員」のマル例示に移設。
---	---	---

	262 預・貯金窓口事務員 窓口において現金・小切手・為替・振替などの受払いの仕事に従事するものをいう。 ○銀行窓口事務員；貯金窓口事務員；小切手・為替・振替窓口事務員；預金窓口事務員 ×公認会計士〔181〕；税理士〔182〕；現金出納事務員〔261〕 263 経理事務員 仕訳伝票の起票、各種帳簿作成、試算表の作成・管理、月次決算や年次決算等の会計処理などの事務の仕事に従事するものをいう。 ○会計帳簿事務員；経理主任；経理事務員；会計予算執行事務員；決算係事務員；伝票整理事務員 ×給与係事務員〔252〕；現金出納事務員〔261〕；原価計算事務員〔269〕 269 その他の会計事務従事者 小分類〔261～263〕に含まれない会計事務の仕事に従事するものをいう。 ○用度係事務員；消耗品出納事務員；原価計算事務員；見積員 ×現金出納事務員〔261〕；経理主任〔263〕；経理事務員〔263〕；会計予算執行事務員〔263〕；決算係事務員〔263〕	
31 事務用機器操作員 パーソナルコンピュータ_二、電子計算機（パーソナルコンピュータ_二を除く）、複写機_等の事務用機器の操作などの職務に従事するものをいう。	31 事務用機器操作員 パーソナルコンピュータ、電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）、複写機_{など}の事務用機器の操作などの仕事に従事するものをいう。	

311 データ入力操作員 電子計算機へのデータ入力（記録内容の検査を含む）の<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>パーソナルコンピューターを用いた文字や数値などのデータ入力</u> ・ <u>他者が入力したデータの確認・検査</u> ○ <u>データ入力係員、データエントリー装置操作員、キーパンチャー</u> × <u>ウェブデザイナー [233]、速記者 [319]、I C T（情報通信技術）支援員 [449]、版下デザイナー [577]、D T P オペレーター [577]、C A D オペレーター [632]</u>	312 データ・エントリー装置操作員 電子計算機へのデータ入力（記録内容の検査を含む）の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○ <u>データ・エントリー装置操作員；キーパンチャー；データ入力係員</u>	項目内で増加傾向にあるのが、データ入力係員であることを踏まえ項目名を改称し、マル例示の順番を変更。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
319 その他の事務用機器操作員 各種事務用機器のうち、<u>パーソナルコンピューター、電子計算機又はこれと接続して作動する機器、電子式卓上計算機・複写機などの事務用機器を操作する職務</u>に従事するものをいう。	319 その他の事務用機器操作員 各種事務用機器のうち、電子式卓上計算機・複写機などの事務用機器を操作する<u>仕事</u>に従事するものをいう。	現行の小分類 311「パーソナルコンピュータ操作員」について、現代においては事務処理における P C 利用は一般的であること、国勢調査において現行の小分類 313「電子計算機オペレーター（パーソナルコンピュータを除く）」の就業者数が個別に把握されていないこと、また、現行の小分類 313「電子計算機オペレーター（パーソナルコンピュータを除く）」及び同 319「その他の事務用機器操作員」を集約した就業者も 2 万人台と低迷し、かつ減少傾向にあることから、これらを新小分類 319「その他の事

○<u>パーソナルコンピューター操作員、パソコンオペレーター、電子計算機操作員、電子計算機オペレーター、光学式文字・マーク読み取り装置（OCR・OMR）操作員、複写機操作員、タイピスト、速記者、キッティング作業員、PCセットアップ作業員、電子ファイリング作業員</u> ×<u>システムアナリスト〔091〕、プログラマー〔094〕、プランナー〔283〕、レジスター係〔384〕</u>	○<u>光学式文字・マーク読み取り装置（OCR・OMR）操作員；複写機操作員；和文タイピスト；英文タイピスト；タイピスト</u> ×<u>プログラマー〔104〕；プランナー〔253〕；電子計算機操作員〔313〕</u> 311 パーソナルコンピュータ操作員 指示を受けて、専らパーソナルコンピュータを操作することにより、定型的な文書、表などを作成する仕事に従事するものをいう。 ○<u>パーソナルコンピュータ操作員；パソコンオペレーター</u> ×<u>速記者（パーソナルコンピュータ速記）〔249〕；和文タイピスト〔319〕；英文タイピスト〔319〕；タイピスト〔319〕；版下デザイナー〔537〕；DTP オペレーター〔537〕；CAD オペレーター〔591〕</u> 313 電子計算機オペレーター（パーソナルコンピュータを除く） 電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）又はこれとオンラインで作動する機器を操作する仕事に従事するものをいう。	務用機器操作員」に統合。 現行の小分類 249「他に分類されない専門的職業従事者」に分類されている「速記者」について、専用機械の操作や文字入力を行う事務従事者であることから本項目へ移設。 内容例示の充実を図るため、「キッティング作業員」等をマル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
--	--	--

	○電子計算機操作員；電子計算機オペレーター ×システムアナリスト〔102〕；プログラマー〔104〕；レジ スター係〔323〕	
--	--	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
32 生産関連事務従事者 <u>生産活動の進捗・工程管理などの事務、資材・製品についての出荷・受荷・保管などの物資の流通に関する事務に従事するものをいう。</u>	27 生産関連事務従事者 <u>生産現場の事務、資材・製品などの出荷・受荷に関する事務の仕事に従事するものをいう。</u>	厚生労働省編職業分類「039 生産関連事務」、「039-01 生産現場事務員」及び「039-02 出荷・受荷係事務員」の説明文や、属する小分類の分類構成の見直しを踏まえて修正。
321 生産工程・建設・土木事務員 <u>工場などの生産現場や工事現場など（これらを事業所等から遠隔管理する場合を含む）における生産活動の進捗・工程管理などの事務に従事するものをいう。</u>	271 生産現場事務員 <u>生産現場において生産・工程管理、記録などの事務の仕事に従事するものをいう。</u>	国勢調査では、現行の小分類 271「生産現場事務員」及び同 272「出荷・受荷事務員」を集約して表章しているが、就業者数が増加傾向であることを踏まえ、それぞれ該当する項目に分類することが可能となるよう、生産工程等における進捗管理などの事務を担うものを分類することを明確化。 また、現行の小分類〔271〕では、「生産現場において」と就業場所を限定する説明がなされているが、複数工場の一括管理など必ずしも現場で行われる事務であるとは限らないこと、また、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、日本標準産業分類の大分類 E「製造業」の工場だけではなく、大分類 D「建設業」の工事現場で行う作業の工程管理に係る事務も本項目に含まれるよう見直しを行うことから、項目名称を「生産現場事務員」から「生産工程・建設・土木事務員」に改称し、説明文を修正。

<u>ただし、生産工程において資材・製品などの物資について出荷・受荷・保管に関する事務に従事するものは小分類〔322〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・生産予定表・製造指示書などの作成 ・生産の進捗・工程の管理 ・生産に必要な原材料・資材・部品の管理 ・生産物の納期・投入する人員・予算の管理 ○生産管理事務員、工程管理事務員、生産現場記録員、生産現場事務員、建設工事現場事務員、施工管理事務員（建設・土木工事）、施工管理技士補、監理技術者補佐、原材料仕入事務員、工程管理事務員、資材計画係事務員、資材管理事務員、製品原価管理事務員 ×食品製造技術者〔071〕、建築士〔081〕、建築施工管理技術者〔081〕、建築技術者〔081〕、建築構造設計技術者〔081〕、建築工事現場監督（自ら作業を行うものを除く）〔081〕、施工管理技士〔081 又は 082〕、監理技術者〔081 又は 091〕、主任技術者〔081 又は 082〕、土木工事	○生産管理事務員；工程管理事務員；生産現場記録員；生産現場事務員	生産工程の最終段階に当たる物流を担う事務員は、新小分類 322「物流事務員」に分類されることから、ただし書を追記。 上記の整理を踏まえ、想定される主な課業を追記。 厚生労働省編職業分類、民間求人サイトを参考に、列举した課業に合致する「建設工事現場事務員」等をマル例示に追加。 「施工管理事務員（建設・土木工事）」、「施工管理技士補」及び「監理技術者補佐」は、これまで現業として現行の大分類 J「建設・採掘従事者」に分類されていたが、これらの職業は、工程管理表等の書類作成や、それに基づく作業の進捗管理といった事務が主な課業であり、現場作業は行わないため、課業の類似性を考慮し、「事務」である本項目に移設。 本項目に分類されるものは、新大分類 B「研究者、技術者」、同 K「生産工程従事者」及び同 M「建設・土木・採掘従事者」の職務遂行に必要な事務（デスクワーク）を担うものであ
--	---	---

<u>現場監督（自ら作業を行うものを除く）〔082〕、土木施工管理技術者〔082〕、データ入力操作員〔311〕、販売・営業事務員〔341〕、原料仕入人〔395〕、材料仕入人〔395〕</u>		ると整理し、「食品製造技術者」等をバツ例示に追加。
322 物流事務員 <u>資材・製品などの物資について、出荷・受荷・保管などの流通に関する事務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、運輸交通機関において小荷物・貨物の受渡手続に関する事務に従事するものは小分類〔331〕に、郵便局等において郵便物等の引受・処理に関する事務に従事するものは小分類〔333〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・資材・製品などの物資の出荷・受荷・保管に係る指示書等の作成 ・資材・製品などの物資の出荷・受荷・保管に係る検収・検品 ○<u>出荷・受荷事務員、倉庫事務員、出庫管理係、運送事務員、倉庫管理事務員、倉庫検収係員、物流管理事務員</u> ×<u>貨物係（鉄道、航空、船舶）〔331〕、郵便事務員〔333〕、</u>	272 出荷・受荷事務員 <u>資材・製品などの出荷・受荷に関する事務の仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>材料検収事務員；出荷・受荷事務員；倉庫事務員</u>	国勢調査では、現行の小分類 271「生産現場事務員」及び 272「出荷・受荷事務員」を集約して表章しているが、就業者数が増加傾向であることを踏まえ、それぞれ該当する項目に分類することが可能となるよう、物資の流通（物流）における出荷・受荷の事務を担うものを本項目に分類することを明確化。また、「出荷・受荷」の結果として「保管」に係る事務も発生することから、「保管」の文言を説明文に追記。 運輸交通機関や郵便局等における荷物の取扱いに係る事務と区別するため、ただし書を追記。 上記の整理を踏まえ、想定される主な課業を追記。 厚生労働省編職業分類、民間求人サイトを参考に、列挙した課業に合致する「運送事務員」等をマル例示に追加。 ただし書に該当する「貨物係（鉄道、

船内・沿岸荷役従事者〔732〕、倉庫作業従事者〔734〕、荷造従事者〔736〕、包装従事者〔751〕、ピッキング作業員〔761〕、商品仕分作業員〔761〕、工場軽作業員〔769〕		航空、船舶)」等や、混同するおそれのあるものをバツ例示に追加。
--	--	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
33 運輸・郵便事務従事者 運輸交通機関において出札・改札・小荷物・貨物の受渡手続に関する<u>事務</u>、及び郵便局等において郵便等に関する事務に従事するものをいう。	30 運輸・郵便事務従事者 運輸交通機関において出札・改札・小荷物・貨物の受渡手続に関する<u>事務の仕事</u>、及び郵便局において郵便に関する<u>事務の仕事</u>に従事するものをいう。	新小分類 333「郵便事務員」の説明文に合わせて「郵便局等」に修正。
331 旅客・貨物係事務員 駅・自動車発着所・栈橋・空港などの運輸交通機関において、出札・改札や小荷物・貨物の受渡手続などの事務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・切符等の販売による出札・改札、料金所における通行料金の収受 ・利用者への案内・利用者からの相談、要請、苦情等への対応 ・小荷物・貨物の引受・受渡に係る事務 ○助役（駅）、<u>副長（駅）</u>、<u>営業助役</u>、<u>輸送助役</u>、<u>事務助役</u>、<u>営業指導係</u>、<u>営業主任</u>、<u>有料道路料金収受員</u>、<u>旅客係（鉄道、航空、船舶）</u>、<u>貨物係（鉄道、航空、船舶）</u>、<u>駅務員</u>、<u>船舶事務長</u>、<u>船舶事務員</u>、<u>検数人</u> ×劇場出札係〔478〕、案内係（映画館）〔478〕、放送員（映画館）〔478〕、街頭宣伝放送員〔493〕	301 旅客・貨物係事務員 駅・自動車発着所・栈橋・空港・<u>荷扱所</u>などの運輸機関において、出札・改札・小荷物・貨物の受渡手続などの<u>事務の仕事</u>に従事するものをいう。 ○助役（駅）；<u>営業助役</u>；<u>輸送助役</u>；<u>事務助役</u>；<u>営業指導係</u>；<u>営業主任</u>；<u>有料道路料金収受員</u>；<u>旅客係（鉄道、航空、船舶）</u>；<u>貨物係（鉄道、航空、船舶）</u>；<u>駅務員</u> ×劇場出札係〔407〕；案内係（映画館）〔407〕；放送員（映画館）〔407〕；街頭宣伝放送員〔424〕	「荷扱所」は新小分類 322「物流事務員」に含むため、説明から削除。 想定される主な課業を追記。 マル例示に「副長」（プレーイングマネージャーとして駅務員の指導・監督・育成を担う。）を追加し、港湾において船積の貨物の個数を確認し、書類を発行する事務の従事者「検数人（検数員を修正）」を現行の小分類 249「他に分類されない専門的職業従事者」から、船舶に積載している貨物の引受・受渡に係る事務を行う「船舶事務長」及び「船舶事務員」を現行の小分類 259「その他の一般事務従事者」から本分類のマル例示に移設。

332 運行管理事務員 車両・船舶・航空機・自動車などの管理、運転・運行計画の作成、運転指令、配車船などに関する<u>事務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>運行需要、設備等に基づく運行計画の作成</u> ・<u>災害や事故等想定外の事態が発生した際の運行計画の見直しや復旧作業指示</u> ・<u>車両や乗務員等の手配</u> ・<u>車両・船舶・航空機・自動車などの管理</u> ○配車係、<u>運転司令（新交通システムを含む）、車両運行管理者、バス運行管理員、タクシー運行管理員、航空ディスプレイパッチャー、列車計画事務員、車両計画事務員、乗務員運用事務員、輸送指令、運用指令</u> ×<u>航空管制官〔101〕</u>	302 運行管理事務員 車両・船舶・航空機・自動車などの管理、運転・運行計画の作成、運転指令、配車船などに関する<u>事務的な仕事</u>に従事するものをいう。 ○配車係、<u>運転司令（新交通システムを含む）、航空ディスプレイパッチャー、列車計画事務員、車両計画事務員、乗務員運用事務員、輸送指令、運用指令</u>	想定される主な課業を追記。 車両の運行管理を行う「車両運行管理者」等をマル例示に追加。 混同するおそれがある「航空管制官」をバツ例示に追加。
333 郵便事務員 郵便局等において郵便物等の引受・処理、切手・はがき・印紙などの販売に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>郵便物等の引受</u> ・<u>切手・はがき・印紙など郵便局で取り扱う商品の販売</u> ・<u>郵便物等の仕分け、管轄郵便局への送付</u> ○郵便内務員、<u>郵便窓口係員（貯金・保険を含まない）、郵便差立（区分）係員、郵便発着係員、普通郵便係員、特殊郵便係員、外国郵便係員、郵便仕分発送作業員</u>	303 郵便事務員 郵便局等において郵便物の引受・処理、切手・はがき・印紙などの販売の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○郵便内務員、<u>郵便窓口係員（保険を含まない）、郵便差立（区分）係員、郵便発着係員、普通郵便係員、特殊郵便係員、外国郵便係員、郵便仕分発送作業員</u>	想定される主な課業を追記。 郵政民営化により、貯金は別会社での取扱いとなっていることから、「郵便窓口係員（保険を含まない）」を「郵便窓口係員（貯金・保険を含まない）」に修正。

×貯金窓口事務員〔301〕、放送受信料集金人〔361〕、郵便配達員〔731〕	× <u>かんぽ生命保険契約事務員</u> 〔259〕；貯金窓口事務員〔262〕；放送受信料集金人〔291〕；郵便配達員〔701〕	かんぽ生命保険は民営化したため特筆しないこととし、バツ例示から削除。
--	---	------------------------------------

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
34 販売・営業事務従事者 <u>管理的職業従事者、販売・営業従事者等の他者の指示や経営方針などに従い、販売・営業に関する事務に従事するものをいう。</u> ただし、<u>商品の直接売買・仲介・代理等の商取引をするもの及び営業活動を行うものは大分類 G「販売・営業従事者」に分類される。</u>	28 営業・販売事務従事者 <u>経営方針などに従い営業・販売に関する事務の仕事に従事するものをいう。</u> ただし、<u>商品を直接売買するもの及び営業活動を行うものは大分類 D「販売従事者」に分類される。</u>	現行の大分類〔D〕の項目名称を「販売・営業従事者」に改称することに伴い、現行の中分類 28 及び同〔281〕の項目名称を「営業・販売」から「販売・営業」に改称し、現行の説明文の「経営方針など」を具体化。 新大分類 G「販売・営業従事者」と区別するため、ただし書を修正。
341 販売・営業事務員 <u>売上伝票の管理、顧客リストの作成など販売・営業に関する事務や、貸付・融資事務などの職務に従事するものをいう。商品の直接売買・仲介・代理等の商取引をするもの及び営業活動を行うものの補助として、本務者と異なる職務に従事するものも含まれる。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>売上伝票・見積書・納品書・請求書・契約書などの書類の作成及び管理</u> ・<u>顧客リストの作成及び管理</u> ・<u>顧客に提供する商品の仕入れに係る事務処理</u> ・<u>顧客に提供する商品の在庫・納期の管理</u>	281 営業・販売事務員 <u>売上伝票の管理、顧客リストの作成など営業・販売に関する事務の仕事に従事するものをいう。</u>	マル例示に「株式販売事務員」や「銀行貸付係事務員」が挙げられているが、現行の説明文では、これらの職業が含まれていることが明確に読み取れないため、「貸付・融資事務などの職務」を追記。 営業の補助など新大分類〔G〕の職務の補助を行うものは、主な課業が「事務」であることから、本項目に含むことを説明文に明示。 厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追記。 なお、販売・営業を補助するものを本項目に分類すると整理したことを踏まえ、販売・営業に従事するものの

・販売・営業従事者の指示に沿った、商品の紹介や勧誘、 訪問予約の取付け ○販売事務員、販売伝票記録整理員、株式等金融商品販売 事務員、保険契約事務員、生命保険契約事務員、損害保 険契約事務員、銀行等金融機関貸付係・融資係事務員、 旅行会社カウンター係、旅行業務取扱管理者、オンライ ンショップ販売補助員、営業事務員、営業アシスタ ント、機械器具・自動車販売アシスタント、不動産業セー ルスアソシエイト、営業管理事務員、見積員、商品仕入 係事務員（生産現場・倉庫でないもの）、リバイヤー（バ イヤーの補助事務）、テレフォンアポインター × I T ヘルプデスク [098]、コールセンターオペレーター	○営業事務員；販売事務員；販売伝票記録整理員；株式販 売事務員；銀行貸付係事務員；旅行社カウンター係	指示による電話等による商品の紹介や 勧誘等も本項目の課業として追記 し、「テレフォンアポインター」をマ ル例示に追加。 現行のマル例示「株式販売事務員」 について、株式に限定する必要性がな いことから、「株式等金融商品販売事 務員」に修正。 販売・営業の補助を担う「機械器具・ 自動車販売アシスタント」及び「不動 産業セールスアソシエイト」を現行の 大分類〔D〕から移設し、「オンライ ンショップ販売補助員」をマル例示に 追加。 現行の小分類 269「その他の会計事 務従事者」のマル例示「見積員」（原 価計算に基づく販売価格等を設定し た見積書を作成するもの）は、本項目 の課業「見積書・納品書・請求書など の書類の作成及び管理」に該当するこ とから、本項目に移設。 「旅行業務取扱管理者」は現行の小 分類 339「その他の販売類似職業従事 者」に分類されていたが、本項目に分 類される「旅行会社カウンター係」と の課業の類似性を考慮し、本項目に移 設。 混同するおそれがあるものをバツ
--	---	--

<u>〔293〕、通信販売受付事務員〔293〕、会計事務員〔301〕、銀行窓口事務員〔301〕、原価計算事務員〔301〕、原材料仕入事務員〔321〕、出荷・受荷事務員〔322〕、郵便事務員〔333〕、介護保険事務員〔352〕、生命保険相談員〔392〕、原料仕入人〔395〕、材料仕入人〔395〕、旅行代理店員〔399〕、銀行融資担当者〔406〕、郵便局保険窓口係〔406〕</u>		例示に追加。
349 その他の販売・営業事務従事者 小分類〔341〕に含まれない<u>販売・営業</u>に関する事務に従事するものをいう。 ○人材派遣あっせん事務員、人材派遣コーディネーター、<u>就業機会創出員、労働者派遣業会員管理事務員、事故損害査定員（アジャスター）、海事鑑定人、通関業務係、貿易事務員、輸出入事務員</u>	289 その他の営業・販売事務従事者 小分類〔281〕に含まれない<u>営業・販売</u>に関する事務の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>営業管理事務員；人材派遣あっせん事務員；手配業務従事者</u>	「営業管理事務員」は、新小分類 341「販売・営業事務員」に分類されるものと職務を区別することが困難なため、新小分類 341「販売・営業事務員」へ移設。 「手配業務従事者」（いわゆる手配師）は、作業員を現場に送る人材あっせんを行うものであり、「人材派遣コーディネーター」等に内包されることから、マル例示から削除。 厚生労働省編職業分類に「貿易事務員」の項目が設定されていることや、job tag の「貿易事務」、民間求人サイトを参考に、貿易関係の事務を担うものをマル例示に追加。 現行の小分類 249「他に分類されない専門的職業従事者」のマル例示「事故損害査定員（アジャスター）」及び「海事鑑定人」は、公的資格や官職を

×<u>通関士〔169〕、コールセンター等事務員〔293〕、通信販売受付事務員〔293〕、船舶事務員〔331〕、医療事務員〔351〕、ヘッドハンター〔399〕、転職エージェント〔399〕、職業相談員〔496〕、キャリアコンサルタント〔496〕、人生相談員〔496〕</u>	×<u>通信販売受付事務員〔256〕；通信販売受付事務員（電話以外によるもの）〔259〕</u>	必要としないこと、金融商品である保険商品の対象となる損害額や過失割合の算定、これに付随する手続を課業とすることから、販売・営業に関する事務として本項目に移設。 マル例示の職業と名称や課業の内容が紛れやすい職業をバツ例示に追加。
---	---	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
35 医療・介護事務従事者 <u>病院・診療所・介護保険施設などにおいて、医療及び介護に係る事務に従事するものをいう。</u>	(新設)	現行の小分類 259「その他の一般事務従事者」のうち、「医療事務員」及び「介護事務員」を独立させ、新中分類 35「医療・介護事務従事者」を新設。
351 医療事務員 <u>病院・診療所などにおいて、診療報酬明細書（レセプト）の作成、患者の受付、診療費の請求などの医療に係る事務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・診療報酬明細書の作成及び診療報酬の請求 ・審査支払機関などにおけるレセプトの点検 ・受診患者の健康保険証確認、診察券の発行、診療費の請求、入退院手続などの事務 ・診療情報・診療録（カルテ）などの管理 ○医療クレーク、病院受付係、歯科受付係、レセプト点検員 ×看護師〔123〕、医療ソーシャルワーカー〔155〕、受付・案内事務員〔291〕、看護助手（NA）〔431〕、薬剤師助手（調剤薬局事務員）〔439〕	(新設)	厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
352 介護事務員 <u>介護保険施設・介護サービス事業所などにおいて、介護給付費明細書（介護レセプト）の作成、新規利用者の受付、自己負担金の請求などの介護に係る事務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u>	(新設)	厚生労働省編職業分類、job tag

・<u>介護給付費明細書の作成及び介護報酬の請求</u> ・<u>審査支払機関における介護レセプトの点検</u> ・<u>利用者に対する自己負担金の請求</u> ・<u>新規利用者の受付及びサービスの説明</u> ○<u>介護保険事務員、介護施設受付係</u> ×<u>介護支援専門員（ケアマネジャー）〔153〕、受付・案内事務員〔291〕、施設介護従事者〔421〕、訪問介護員〔422〕、ホームヘルパー〔422〕、薬剤師助手（調剤薬局事務員）〔439〕</u>		等を参考に、想定される主な課業を追記。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
--	--	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
36 外勤事務従事者 <u>テレビ・電気・ガス・水道・新聞などの料金又は掛金の集金、調査票への記入依頼・回収、電気・ガス・水道などのメーターの検針などの外勤事務に従事するものをいう。</u>	29 外勤事務従事者 <u>テレビジョン・電気・ガス・水道・新聞などの料金又は掛金の集金、調査票への記入依頼・回収、電気・ガス・水道などのメーターの検針などの外勤事務の仕事に従事するものをいう。</u>	
361 集金人 <u>テレビ・電気・ガス・水道・新聞・月賦販売などの料金又は購買代金などの掛金の集金等の職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>家庭や事業所等への訪問による料金等の徴収</u> ・<u>家庭や事業所等からの要望を受け行う契約内容の変更や契約停止の取次ぎ</u> ○放送受信料集金人、<u>電気料金集金人、ガス料金集金人、水道料金集金人、新聞購読料金集金人、自動車販売集金人、公衆電話料金集金人、路上パーキングメーター巡回集金員</u> ×<u>有料道路料金収受員〔331〕、保険外交員〔406〕、新聞配達人〔735〕</u>	291 集金人 <u>テレビジョン・電気・ガス・水道・新聞・月賦販売などの料金、又は購買代金などの掛金の集金の仕事に従事するものをいう。</u> ○放送受信料集金人、<u>電気料金集金人、ガス料金集金人、水道料金集金人、新聞購読料金集金人、自動車販売集金人、公衆電話料金集金人</u> ×<u>預貯金外交員〔346〕、保険外交員〔346〕</u>	厚生労働省編職業分類を参考に、想定される主な課業を追記。 集金を職務とする「路上パーキングメーター巡回集金員」をマル例示に追加。 料金所における通行料金の収受は新小分類 331「旅客・貨物係事務員」の課業であることから、「有料道路料金収受員」をバツ例示に追加。 集金を職務としない「新聞配達人」をバツ例示に追加。
362 調査員 <u>統計調査、世論調査、市場調査などの調査において、調査への回答依頼や調査票の回収又は特定の地点における</u>	292 調査員 <u>他人を訪問し、統計調査、世論調査、市場調査などの調査において、調査票への記載を依頼し、回収する仕事に従</u>	インターネットの普及により、必ずしも場所を限定する必要がな

<u>実地調査などに従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・調査対象者や調査方法等の確認 ・調査対象者に対する調査票の回答依頼 ・調査対象者への調査事項の聞き取り、質問等への対応 ・指定された特定の地点における交通量などの実地調査 ・調査票の回収、調査実施主体への調査票の提供 ○統計調査員、世論調査員、市場調査員、交通量調査員 ×マーケティングリサーチャー〔283〕、調査票審査・集計事務員〔379〕	事するものをいう。 ○統計調査員；世論調査員；市場調査員 ×調査員（電話によるもの）〔256〕；調査票審査・集計事務員〔259〕；外国事情調査員〔259〕	いことから、「他人を訪問し、」を削除。 世論調査、市場調査などにはインタビュー調査や調査員による実地調査も想定されることから、説明文を修正。 想定される主な課業を追記。 実地調査を職務とする「交通量調査員」をマル例示に追加。 調査手段は電話に限定されないため、「調査員（電話によるもの）」をバツ例示から削除。 顧客のニーズ等を把握することを職務とする「マーケティングリサーチャー」をバツ例示に追加。
363 メーター検針員 各戸を回って、電気・ガス・水道などのメーターの検針に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・各戸を回ってメーターの数字を目視又は電子機器を用いて読み取り	299 その他の外勤事務従事者 各戸を回って、電気・ガス・水道などのメーターを検針する仕事、及び他に分類されない外勤事務の仕事に従事するものをいう。	項目名をマル例示に合わせ改称し、説明文をメーター検針に限定（メーター検針員以外の外勤事務従事者は、新小分類 379「他に分類されない事務従事者」に分類）。 想定される主な課業を追記。

・ <u>読み取ったメーターの数字等を明細書として発行</u> ・ <u>メーターに破損や不具合がないか点検</u> ○ガスメーター検針員、<u>温泉メーター検針員</u>、<u>電気メーター検針員</u>、<u>水道メーター検針員</u>	○ガスメーター検針員；<u>温泉メーター検針員</u>；<u>電気メーター検針員</u>；<u>水道メーター検針員</u>	
--	--	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
37 その他の事務従事者 大分類 F「事務従事者」の複数の中分類〔28～36〕にまたがる事務、中分類〔28～36〕の事務従事者を補助する事務、又は中分類〔28～36〕に含まれない事務に従事するものをいう。	（新設）	現行の小分類 257「総合事務員」が新大分類 F「事務従事者」に係るすべての職務に複数従事するものを表章する項目であることを考慮し、現行の中分類 25「一般事務従事者」から分割して、新大分類 F 全体の「その他」という位置付けとし、新中分類 37「その他の事務従事者」を新規立項。 本項目には、特に行うべき職務の内容が限定されない複数の事務に従事するものや、前項までの事務従事者を補助するもの、定型的な単一の課業（作業・任務）に従事するものなどを区分。
371 一般事務員 大分類 F「事務従事者」に該当する職務全般について、特に行うべき職務の内容が限定されない複数の事務、又は前項までの事務従事者を補助する事務に従事するものをいう。 ○総合事務員、補助事務員、事務アシスタント、会計事務	257 総合事務員 大分類 C「事務従事者」に該当する仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものをいう。 ただし、複数の仕事の従事していても、行うべき仕事の内容が限定されている場合は、行う仕事の内容により「総合事務員」以外の小分類に分類される。 ○総合事務員	現行の中分類 25「一般事務従事者」から小分類 257「総合事務員」を移設し、名称も「一般事務員」に改称。 本項目には、特に行うべき職務の内容が限定されない複数の事務に加え、前項までの事務従事者の補助に従事するものが含まれる。 なお、説明文で改めて本分類の対象となる事務を整理したことを踏まえ、ただし書を削除。 説明に該当する「補助事務員」等

<u>アシスタント</u> ×総務係事務員〔281〕、庶務係事務員〔281〕、人事係事務員〔282〕	×総務係事務員〔251〕；人事係事務員〔252〕	をマル例示に追加。
379 他に分類されない事務従事者 <u>小分類〔281～371〕に含まれない事務に従事するものをいう。</u> ○調査票審査・集計事務員、資料保管事務員、図書保管事務員、編集事務員、学習塾採点者 ×公安調査官〔289〕、入国審査官〔289〕、行政事務員（職務が特定できないもの）〔289〕、弁護士補助者（パラリーガル）〔289〕、司法書士補助者〔289〕、行政書士補助者〔289〕、学校事務員〔289〕、学校司書〔289〕、学校図書館司書〔289〕、図書館事務職員〔289〕、博物館事務職員〔289〕	（新設）	新大分類 F「事務従事者」に属するどの小分類にも当てはまらない事務職を分類する分類項目をあらかじめ設定（事務職以外で分類不能なものは新大分類 O に該当）。 また、本項目には、現行の小分類 259「その他の一般事務従事者」のうち、新小分類 289「その他の総務事務従事者」に分類されない定型的な単一の課業（作業・任務）に従事するものが含まれる。 現行の小分類〔259〕に区分されるもののうち、該当するマル例示を移設。 新小分類 289「その他の総務事務従事者」のマル例示を本項目のバツ例示に追加。

大分類 G「販売・営業従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
G 販売・営業従事者 有体的商品の仕入れ・販売、不動産・<u>金融商品</u>などの売買の<u>職務</u>、<u>これらの売買の仲立・代理などの職務</u>、商品の売買・製造、<u>サービスの提供</u>などに関する取引上の<u>勧誘・提案・交渉・募集・受注・契約締結</u>などの営業の<u>職務</u>などの一連の商取引の職務に従事するものをいう。 ただし、<u>娯楽場等の入場券の販売</u>など、販売を伴うものの、<u>主に客の案内などの接客サービス</u>に従事するものは大分類 H「サービス従事者」に分類される。	D 販売従事者 有体的商品の仕入・販売、不動産・<u>有価証券</u>などの売買の<u>仕事</u>、<u>有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事</u>、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の<u>勧誘・交渉・受注・契約締結</u>、<u>保険の代理・募集</u>などの営業の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>販売に伴う接客サービス</u>に従事するものは大分類 E「サービス職業従事者」に分類される。	販売と営業はタスクの異なる概念であり、販売以外を目的とした営業もあるなど販売は営業を内包していないため、大分類の名称を「販売・<u>営業従事者</u>」に改称。 属する中分類・小分類の修正箇所を反映したほか、「商取引」など本大分類に含まれる職業の共通点を表現した説明文に修正。 ただし書は、例えば、現行の大分類 E「サービス職業従事者」の現行の小分類 407「娯楽場等接客員」が行う有体的商品等に係るやり取り（例：チケット販売）が、サービスを楽しむための手段の一つである（財産権の移転そのものを目的としない）という考えに基づき記載し、その考えをより明確に反映するため、説明文を修正。
38 商品販売従事者 有体的商品の販売の<u>職務</u>に従事するものをいう。	32 商品販売従事者 有体的商品の<u>仕入・販売</u>などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	仕入れのみを行うものは、新中分類 39「仲介・代理・貸付等従事者」に移設したことに伴い、改定案では本中分類は販売を課業とするものを分類することとしたことから、販売を行うものを

		分類する中分類とする表現に説明文を修正。
381 小売店主・店長 <u>主に個人・家庭に対する販売や商品の仕入れなどの商取引の職務に従事するとともに、当該職務を行う小売店（インターネット等による通信販売を行う事業所を含む）の経営・管理・監督の職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、次の職務に従事するものは含まれない。</u> <u>（１） 主に経営・管理・監督の職務に従事するものは大分類 A「管理的職業従事者」に分類される。</u> <u>（２） 訪問販売・移動販売の職務に従事するものは小分類〔385〕に分類される。</u> <u>（３） 主に仕入れを行うものは小分類〔395〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>小売店における販売及び販売する商品の仕入れ</u> ・ <u>経営方針に基づく小売店における販売計画の立案及び仕入量・小売価格等の決定</u> ・ <u>小売店における従業員の採用・配置・教育・労務などの管理・監督及び施設管理</u>	321 小売店主・店長 <u>小売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは、大分類 A－管理的職業従事者の小分類〔021 又は 049〕に、行商・呼売・屋台店で商品の販売の仕事に従事するものは小分類〔324〕に分類される。</u>	関連法令、日本標準産業分類及び job tag の「小売業」の定義等を参考に、説明文を修正し、想定される主な課業を追記。主な修正点は以下のとおり。 ・ 販売と経営・管理の記載順を入れ替え、仕入れとの関係も整理。 ・ EC 販売を考慮し、「小売店」に括弧書きで注釈を追加。 ・ 新大分類 A「管理的職業従事者」の新中分類 03「法人・団体管理職員」の説明文（管理・監督）や、ただし書の「経営・管理」という表現と平仄を合わせる形で、説明文を「経営・管理・監督」に修正。なお、雇人のいない小売店の経営者は、引き続き本項目に分類。 ・ 新小分類 381「小売店主・店長」及び同 382「卸売店主・店長」の卸売や小売の違いを明確化するため、誰に対する販売か明記。 ・ ただし書について、共同組合の場合もあるなど、経営者は現行の小分類 021「会社役員」又は 049「その

○小売店主、小売店長、小売店支配人、小売店マネージャー、ネットショップ店長、通信販売事業所店長、スーパーマーケット店長、コンビニエンスストア店長、呉服店長、衣服小売店長、靴小売店長、鞆小売店長、無人飲食料品販売所店長、野菜小売店主、魚屋店主、酒小売店主、菓子小売店長、配食店長、米穀小売店主、自転車小売店長、薬局店長（薬剤師でないもの）、化粧品小売店長、ガソリンスタンド支配人、LPG小売店取扱主任者（店主）、LPG小売店業務主任者（店主）、文房具小売店主、楽器小売店主、たばこ小売店主、スポーツ用品小売店長、ペットショップ店長、骨とう商、古物商、リサイクルショップ店長、画商 ×薬局店長（薬剤師）〔114〕、販売店員〔383〕、売場監督〔383〕、デパートフロアマネージャー〔383〕、レジスター係〔384〕、訪問販売従事者〔385〕、行商人〔385〕、販売代理店主〔391～393、399〕、商品仲立人〔399〕、エステティックサロン店長〔453〕、ネイルサロン店長〔454〕、クリーニング店長〔456〕、コインランドリー店主〔456〕、リラクゼーションサロン店長〔459〕、飲食店主・店長（主に接客サービスに従事するもの）〔471〕、コインロッカー管理人〔499〕	○小売店主；小売店長；小売店支配人；小売店マネージャー；ガソリンスタンド支配人；薬局店主（薬剤師でないもの）；美術骨とう商；画商；スーパーマーケット店主；リサイクルショップ店主 ×薬局店主（薬剤師）〔124〕；呼売人〔324〕；行商人〔324〕；商品仲立人〔339〕；飲食店主〔401〕	他の管理的職業従事者」のみとは限らないため、「大分類A〔管理的職業従事者〕」に修正。 ・ 行商・呼売・屋台店は、新小分類385「商品訪問・移動販売従事者」の一例示でしかないため、「訪問販売・移動販売」に修正。 厚生労働省編職業分類や job tag、民間求人サイトを参考に、店主・店長以外の呼称である「LPG小売店取扱主任者」等や、本項目に分類されるが明記されていなかった「コンビニエンスストア店長」、「ネットショップ店長」及び「通信販売事業所店長」等を、マル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
---	---	---

382 卸売店主・店長 <u>主に事業者に対する販売や商品の仕入れなどの商取引の職務に従事するとともに、当該職務を行う卸売店（インターネット等による通信販売を行う事業所を含む）の経営・管理・監督の職務に従事するものをいう。</u> ただし、<u>次の職務に従事するものは含まれない。</u> （１） <u>主に経営・管理・監督の職務に従事するものは大分類 A〔管理的職業従事者〕に分類される。</u> （２） <u>主に仕入れを行うものは小分類〔395〕に分類される。</u> （３） <u>商品売買の代理・仲立の職務に従事するものは小分類〔399〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・卸売店における販売及び販売する商品の仕入れ ・経営方針に基づく卸売店における販売計画の立案及び仕入量・販売価格等の決定 ・卸売店における従業員の採用・配置・教育・労務などの管理・監督及び施設管理 ○卸売店主、卸売店長、卸売支配人、卸売店マネージャー、問屋主人、卸売市場仲卸店主、卸売市場仲買業支配人、衣服卸売店主、靴卸売店主、飲食料品卸売店主、米	322 卸売店主・店長 <u>卸売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。</u> ただし、主に経営・管理の<u>仕事</u>に従事するものは、大分類 A—管理的職業従事者の小分類〔021 又は 049〕に、商品売買の代理・仲立の<u>仕事</u>に従事するものは小分類〔339〕に分類される。 ○卸売店主、卸売店長、卸売店支配人、卸売店マネージャー、仲卸店主（卸売市場）	新小分類 381「小売店主・店長」のに平仄等を合わせ、関連法令、日本標準産業分類の「卸売業」の定義及び job tag 等を参考に説明文を修正。 新小分類 381「小売店主・店長」及び 382「卸売店主・店長」の小売や卸売による違いを明確化するため、説明文を「主に事業者に対する販売や商品の仕入れなどの商取引の職務に従事」に修正し、事業者に対する販売（B to B）が卸売であると明記。 新大分類 A「管理的職業従事者」等の見直しや、現行の小分類 326「商品仕入外交員」を他の中分類へ移設したことに伴い、ただし書も修正。 厚生労働省編職業分類や job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 本項目に分類される店主・店長以外の呼称である「問屋主人」等を追加。 厚生労働省編職業分類や民間求人サイトを参考に、本項目に該当する「衣服卸売店主」等をマル例示に追加。
---	---	--

<u>穀卸売店主、野菜卸売店主、酒卸売店主、菓子問屋主人、木材販売店主（卸売業）、建築材料卸売店主、化学製品卸売店主、プロパンガス卸売店販売主任者（店主）、金属製品卸売店主、医療機械器具卸売店主、家具卸売店主、陶磁器卸売店主、化粧品卸売店主、紙卸売店主、スポーツ用品卸売店主、骨とう品卸売店主</u> ×販売代理店主〔391～393、399〕、商品仕入員〔395〕、バイヤー〔395〕、商品仲立人〔399〕、古紙回収人〔746〕	×商品仲立人〔339〕；自動車販売代理店主〔339〕	混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
383 販売店員 雇用従業者又は家族従業者として、店舗で商品の販売の職務に従事するものをいう。商品の販売に加えて、受注・発送・陳列など一連の工程を自ら行うものも含まれる。 ただし、次の職務に従事するものは含まれない。 （１）レジスターの機械操作・監視、営業、売上伝票の作成、商品の製造、包装など、商品の販売と関連性を有する職務に従事するものであって、職務の内容が限定されている場合は、その職務の内容により、小分類〔384〕、中分類〔40〕、大分類C〔事務従事者〕、大分類H〔生産工程従事者〕、大分類K〔運搬・清掃・包装等従事者〕又は小分類〔401～405〕などの該当する項目に分類される。 （２）訪問販売・移動販売の職務に従事するものは小分類〔385〕に分類される。 （３）主に広告宣伝の職務に従事するものは小分類〔493〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・商品の検品・陳列・補充及び在庫管理	323 販売店員 使用人（家族従業者を含む）として、店舗で商品の販売の仕事に従事するものをいう。 ただし、商品の販売に付随して、営業の仕事のみに従事するものは小分類〔341～345〕に、配達のみに従事するのは小分類〔705〕に分類される。 また、行商・呼売・屋台店で商品販売の仕事に従事するのは小分類〔324〕に分類される。	関連法令、日本標準産業分類及び job tag を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。修正点は以下のとおり。 ・「使用人」の内容を「雇用従業者又は家族従業者」に具体化。 ・小売業だけでなく卸売業の事業所で働く販売に従事するものも本項目に分類されている実態を反映。 ・販売に付随して商品の受注・生産などを担う場合があり得ることから「商品の販売に付随して～」を追記。 ・従前の「営業」や「配達」に関するただし書に加え、「レジ」、「事務」、「包装」及び「品出し」のみを担う分類項目が設けられていることから、「職務の内容が限定されている場合は～」とまとめて整理する

・商品の説明・提案、これに必要な知識の習得 ・商品等に関する客からの相談に対する助言・来店者への応対・案内 ○販売者、販売員、販売見習、実店舗店員、協同組合販売員、売場監督、デパートフロアマネージャー、時間帯責任者（スウィングマネージャー）、販売主任者、仕入販売員、店内販売員、店頭係、店頭主任、店頭販売人、駅ホーム売店販売員、協同組合販売員、卸・小売業販売員、卸・小売店員、デパート店員、百貨店販売員、スーパーマーケット店員、コンビニエンスストア販売員、ホームセンター販売員、手芸材料販売員、ベーカーリーショップ店員、飲料販売員、自動車部品販売員、カー用品店員、医薬品販売員（薬剤師でないもの）、給油係、ガソリン給油員、ガソリン販売人、業務・取扱・販売主任者（LPG・ガス・ガソリン）、美術館カタログ販売人、古物商店員、リサイクルショップ店員、商品実演販売者（訪問・移動販売を除く）、呉服卸売店員、呉服販売員、衣料販売員、アパレル店員、マネキン、ファッションアドバイザー（販売を行うもの）、シューフィッター、インテリアコーディネーター・コンサルタント（販売を行うもの）、グリーンコーディネーター（販売を行うもの）、DIY・リビングアドバイザー（販売を行うもの）、医薬品登録販売者、美容部員、化粧品宣伝販売人、メイクアドバイザー（販売を行うもの）、眼鏡調整販売員、視力検査員（小売店）、オプティシャン、福祉用具専門相談員（小売店）、ペットショップ販売店員 ×^み巫女〔211 又は 499〕、インテリアコーディネーター（販売を行わないもの）〔233〕、グリーンコーディネーター	○販売員（販売店）；販売見習；店員；小売店員；医薬品販売員；給油所給油員；衣類販売手伝い；売場監督；協同組合販売員；レジスター係；キャッシャー；駅ホーム売店販売員；カウンター・パーソン（販売）；仕入販売員；商品実演販売者（行商・露店を除く）；ファッション・アドバイザー；美容部員（販売を行うもの）；マネキン（販売を行うもの）；オプティシャン；DIYアドバイザー；インテリアコーディネーター（販売を行うもの）；リサイクルショップ店員 ×駅立売人〔324〕；呼売人〔324〕；商品仕入員〔326〕；生命保険外交員〔346〕；質屋店員〔334〕；自動車セールス	こととし、同じ「販売・営業従事者」に属する職業で、課業が異なるもののみ、具体的に明記する形に修正。 厚生労働省編職業分類や job tag、民間求人サイトを参考に、本項目に分類されるが明記されていなかった「デパートフロアマネージャー」等をマル例示に追加。 新小分類 493「広告宣伝員」のマル例示としていた「マネキン（販売を行わないもの）」を削除したことから、「マネキン（販売を行うもの）」から「（販売を行うもの）」を削除。 「機械器具・自動車販売アシスタント」は、新小分類 404「機械器具営業従事者（通信機械器具を除く）」に分類される「自動車セールス員」及び「機械器具メーカー販売員」等が担う課業を補助するものであり、新小分類 341「販売・営業事務員」に分類される「営業アシスタント」と同一の課業・役割を担うことから、同項目に移設し、マル例示から削除。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
--	---	--

<u>(販売を行わないもの) [233]、ファッションアドバイザー (販売を行わないもの) [269]、メイクアドバイザー (販売を行わないもの) [269]、オンラインショップ販売補助員 [341]、機械器具・自動車販売アシスタント [341]、販売事務員 [341]、リバイヤー [341]、不動産セールスアシスタント [341]、旅行会社カウンター係 [341]、旅行業務取扱管理者 [341]、レジスター係 [384]、販売部レジ係 [384]、キャッシャー [384]、チェッカー (店員) [384]、セルフレジ監視係 [384]、レジ会計補助員 [384]、駅立売人 [385]、行商人 [385]、百貨店外商販売員 [385]、百貨店外商部員 [385]、質屋店員 [394]、バイヤー [395]、旅行代理店員 [399]、代理店主・店員 (保険・金融・不動産を除く) [399]、競売人 [399]、飲食料品ルートセールス員 [401]、自動車セールス員 [404]、機械器具メーカー販売営業員 [404]、家電量販店販売営業員 [404]、保険セールス員 [406]、薬剤師助手 (調剤薬局事務員) [439]、クリーニング店受付従事者 [456]、カラオケボックス店員 [478]、ファッションモデル [493]、D I Y・リビングアドバイザー (販売を行わないもの) [496]、買物配達人 [735]、自動販売機商品補充員 [735]、料理配達員 (フードデリバリー) [735]、ルートセールス員 (集配を行うもの) [735]</u>	<u>員 [344] ; 食料品ルートセールス員 [341] ; 競売人 [339] ; 美容部員 (販売を行わないもの) [424] ; マネキン (販売を行わないもの) [424] ; デパート売場案内人 [429] ; 牛乳配達人 [705] ; 買物配達人 [705]</u>	「レジスター係」「セルフレジ監視係」等の、分割して新規立項する新小分類 384「レジスター従事者」に分類することとした職業、上記の「機械器具・自動車販売アシスタント」など移設した職業をバツ例示に追加。 「百貨店外商販売員」「百貨店外商部員」は、商品を携行し他人を訪問するという課業の類似性の観点から、新小分類 385「商品訪問・移動販売従事者」に分類し、バツ例示に追加。
384 レジスター従事者 <u>雇用従業者又は家族従業者として、店舗でレジスターの機械操作・監視などの商品代金の精算の職務のみに従事するものをいう。</u>	(323「販売店員」から分割して立項するため再掲) 323 販売店員 <u>使用人 (家族従業者を含む) として、店舗で商品の販売の仕事に従事するものをいう。</u>	国勢調査結果表表章の就業者数が全小分類で最も多い「販売店員」のうち、厚生労働省編職業分類や国際標準職業分類の小分類 522「小売店販売員」及び 523「現金出納事務員、切符販売員」を参考に、レジスターの操作

ただし、<u>主に店舗で販売の職務に従事するものは小分類〔383〕に、主に営業の職務に従事するものは小分類〔401～405〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・レジスター（会計登録機）の機械操作・監視などの各種決済方法による商品代金の精算 ・商品のレジスターへの登録及び引き渡し ・来店者への簡単な応対・案内等の接客 ○レジスター係、<u>販売部レジ係、料理品小売レジ係、キャッシュャー、チェッカー（店員）、セルフレジ監視係、レジ会計補助員</u> ×郵便内務員〔333〕、<u>販売店員〔383〕、デパート店員〔383〕、スーパーマーケット店員〔383〕、コンビニエンスストア販売員〔383〕、ホームセンター販売員〔383〕、ベーカリーショップ店員〔383〕、リサイクルショップ店員〔383〕、質屋店員〔394〕、薬剤師助手（調剤薬局事務員）〔439〕、クリーニング店受付従事者〔456〕</u>	ただし、<u>商品の販売に付随して、営業の仕事のみに従事するものは小分類〔341～345〕に、配達のものに従事するものは小分類〔705〕に分類される。</u> <u>また、行商・呼売・屋台店で商品販売の仕事に従事するものは小分類〔324〕に分類される。</u> ○<u>販売員（販売店）；販売見習；店員；小売店員；医薬品販売員；給油所給油員；衣類販売手伝い；売場監督；協同組合販売員；レジスター係；キャッシュャー；駅ホーム売店販売員；カウンター・パーソン（販売）；仕入販売員；商品実演販売者（行商・露店を除く）；ファッション・アドバイザー；美容部員（販売を行うもの）；マネキン（販売を行うもの）；オプティシャン；D I Yアドバイザー；インテリアコーディネーター（販売を行うもの）；リサイクルショップ店員；旅行社カウンター係</u> ×<u>駅立売人〔324〕；呼売人〔324〕；商品仕入員〔326〕；生命保険外交員〔346〕；質屋店員〔334〕；自動車セールス員〔344〕；食料品ルートセールス員〔341〕；競売人〔339〕；美容部員（販売を行わないもの）〔424〕；マネキン（販売を行わないもの）〔424〕；デパート売場案内人〔429〕；牛乳配達人〔705〕；買物配達人〔705〕</u>	を行うことを課業とするものを分割し、新規立項（キャッシュレスに関する行政上の課題へのニーズに対応）。 本項目に該当しないものをただし書に追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類、日本標準産業分類及び job tag を参考に、想定される主な課業を整理。 現行の小分類 323「販売店員」のマル例示のうち、本項目の課業の説明に該当するものをマル例示に整理。 混同するおそれがあるものをバツ例示に整理。
---	--	--

385 商品訪問・移動販売従事者

商品を携行し、他人を訪問して販売する職務に従事するもの、店舗を有さず、呼売り・立ち売りにより商品・飲食物を販売する職務に従事するもの、及び自動車・屋台・露店などの移動性店舗で商品・飲食物を販売する職務に従事するものをいう。移動性店舗の店主も含まれる。

この職業で一般的に行うことは次のとおりである。

- ・家庭・事業所など、商品に合う又は商品を注文した客がいる場所への訪問による商品の販売
- ・列車内・街頭など、多くの客が集まる場所での呼売り等による商品・飲食物の販売
- ・キッチンカーなどの移動性店舗による商品・飲食物の販売及び移動性店舗の管理

○化粧品訪問販売員、布団訪問販売員、健康飲食料品訪問販売員、医薬品配置販売員、駅立売人、列車内販売員、呼売人、行商人、行商販売人、野菜行商従事者、街頭販売人、巡回販売人、娯楽場立売人、石焼芋呼売人、豆腐呼売人、飲料移動販売人、灯油移動販売人、百貨店外商販売員、百貨店外商部員、移動販売従事者、キッチンカー店主、催事店舗販売人、露店商、露天販売従事者、露天出張販売人、露店たこ焼製造人、金魚すくい露店主、

324 商品訪問・移動販売従事者

商品を携行し、訪問又は呼売して販売する仕事に従事するもの（商品訪問販売従事者）、及び屋台店などの移動性店舗で商品・飲食物を販売する仕事に従事するもの（商品移動販売従事者）をいう。

○駅立売人；豆腐呼売人；列車内販売員；行商販売人；街頭販売人；医薬品配置販売人；巡回販売人；水上販売人；呼売人；新聞売人；行商人；屋台飲食店主；露店商；劇場中売人；荒物行商人；石焼芋販売人；植木露天商；竿竹呼売人；化粧品訪問販売員；布団訪問販売員

関連法令、厚生労働省編職業分類、日本標準産業分類及び job tag を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追加。主な修正点は以下のとおり。

- ・ 本分類に区分される職業は、①訪問による販売、②店舗なしの呼売・立売による販売、③移動性店舗による販売と 3 類型に整理し、課業もそれぞれ該当するものを追加。
- ・ 他の大分類では、「（商品訪問販売従事者）」等括弧書きでの補足を行っていないため本大分類でも削除。
- ・ 移動性店舗は、一般的に 1 ～ 2 人の少数で運営しており、新小分類 381「小売店主・店長」が行う経営・管理・監督といったマネジメント業務が発生しないことから、店主であっても本項目に分類。

厚生労働省編職業分類や民間求人サイトを参考に、本項目に分類されるが明記されていなかった「キッチンカー店主」等をマル例示に追加し上記①、②及び③の順に順番を入れ替え。

なお、「水上販売人」等のマル例示（下線を引いたもの）は、産業構造・販売形態の変化により就業者数が見

屋台飲食店主、射的屋台店主 × 駅ホーム売店販売員〔383〕、宝くじ販売人〔399〕、ルー トセールス員〔401～409、735〕、客室乗務員〔475〕、露 店靴磨き〔499〕、プロパンガス配送員〔735〕、買物配達 人〔735〕、料理配達員（フードデリバリー）〔735〕	× 駅ホーム売店販売員〔323〕；再生資源回収・卸売従事者 （卸売まで行うもの）〔325〕；再生資源回収人（卸売ま で行うもの）〔325〕；宝くじ販売人〔339〕；露店靴磨き 〔429〕	込めないため削除。 混同するおそれがあるものをバツ 例示に追加。
（大分類 N「運搬・清掃・包装等従事者」に移設）	325 再生資源回収・卸売従事者 <u>繊維ウエイス ト・鉄スクラップ・古紙などの再生資源の 回収・買入・卸売の仕事に従事するものをいう。</u> ○再生資源回収・卸売従事者；繊維ウエイス ト卸売人； 鉄・非鉄金属スクラップ卸売人；古紙卸売人；空瓶・空 缶卸売人；ちり（塵）紙交換人；再生資源回収人（卸売 まで行うもの）；リサイクル品回収人（卸売まで行うも の） ×再生資源回収人（回収のみ行うもの）〔703〕；リサイク ル品回収人（回収のみ行うもの）〔703〕；リサイクルシ ョップ店主〔321〕；リサイクルショップ店員〔323〕	リサイクルを行わない一般廃棄物 や産業廃棄物の取集・運搬・処分等 を行うものは、現行の大分類 K「運搬・ 清掃・包装等従事者」の中分類 71「清 掃従事者」の各小分類に分類されてお り、回収（取集）後にリサイクル（再 利用）するか否かといった違いしかな いことから、課業の類似性の観点や産 業構造の変化を反映し、新大分類 N 「運搬・清掃・包装等従事者」に移設。
（新中分類 39「仲介・代理・貸付等従事者」に移設）	326 商品仕入外交員 <u>他人を訪問し、商品の仕入れ、買付けの仕事に従事す るものをいう。</u> ○商品仕入員；仕入外交員；商品バイヤー	中分類の他の小分類が客に対して 商品等を「売る」職業であるのに対 し、「商品仕入外交員」は商品等を「買 う」職業であり、仕入先に対する価格 交渉及び契約、販売戦略の検討、商品 開発といった「販売店員」とは異なる 課業を担う場合もあることから、新中 分類 39「仲介・代理・貸付等従事者」 へ移設。これに伴い、本中分類の説明 文から「仕入れ」を削除。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
39 仲介・代理・貸付等従事者 <u>不動産又は有価証券の売買の職務、売買の代理・仲介・媒介の職務、金銭・不動産の貸付けの職務、商品・物品の仕入れの職務など、中分類〔38〕に含まれない商取引の職務に従事するものをいう。</u>	33 販売類似職業従事者 <u>他人の間に立った売買の取次・あっ（幹）旋の仕事、他人のための売買の代理の仕事、不動産・有価証券の売買、及び他に分類されない販売類似の仕事に従事するものをいう。</u>	「販売類似」の「類似」という表現は、どの程度類似するのかの基準・定義がない曖昧な表現であるため、中分類の名称を、本項目に属する小分類に共通する職務を表す「仲介・代理・貸付等」に改め、説明文も大分類の表現に合わせるなど見直し。
391 有価証券売買・仲立人、金融仲立人 <u>公債・社債・出資証券・株券などの有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の職務に従事するもの、金融機関等からの委託を受けて有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の媒介・取次・代理・引受などの職務に従事するもの、及び金融機関相互の融資の媒介、通貨・暗号資産などの、保険商品を除く金融商品の取引に関する職務に従事するものをいう。</u> ただし、金融商品の開発・分析・評価などの職務に従事するものは小分類〔174〕に、<u>金融商品の売買又は資金の融資に関する取引についての訪問・電話・インターネット等による営業の職務に従事するものは小分類〔406〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> - 顧客に対する有価証券等の募集・勧誘・売出しによる<u>売買</u> - 金融機関等から委託された有価証券等の募集・売出しの<u>媒介・取次ぎ・代理</u>	333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人 <u>店舗において公債・社債・出資証券・株券などの売買の仕事に従事するもの（有価証券売買人）、売買の媒介・取次・代理、売買取引の委託の媒介・取次・代理・引受などの仕事に従事するもの（仲立人）、及び金融機関相互の融資の媒介や、資金や為替などの金融取引の仕事に従事するもの（金融仲立人）をいう。</u> ただし、金融商品や保険商品の開発などに関わる仕事に従事するものは小分類〔184〕に、<u>有価証券の勧誘の仕事に従事するものは小分類〔346〕に分類される。</u>	日本標準産業分類の大分類 J「金融業、保険業」及び同 K「不動産業、物品賃貸業」の項目順に合わせ、新小分類 391「有価証券売買・仲立人、金融仲立人」と同 393「不動産仲介・売買人」の項目順を入替え。 関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 ただし書のうち、保険商品の専門職業に係る部分は削除し、新小分類 406「金融・保険営業従事者」との違いを明確にするため、以下のとおり整理。 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第 2 条第 24 項第 2 号の預金契約に基づく債券等（主に銀行、信用金庫、農林中央金庫などで発行される金融商品）の取引に係るものは新小分類 406「金融・保険営業従事者」に分類。

・ <u>通貨・暗号資産等の売買・運用による顧客資金の最大化</u> ○ <u>株式売買人、株取引人、株式トレーダー、証券売買人、証券仲買人、証券取引人、証券業代理店主、証券コンサルタント、証券取引所立会人、証券売買相談従事者、有価証券勧誘員、金融仲立人、有価証券売買仲介人、有価証券売買人、証券売買仲介人、有価証券ブローカー、ゴルフ等会員権販売人、金融機関外国資金トレーダー、金融機関・証券会社ブローカー、金融機関・証券会社ディーラー、金融機関・証券会社トレーダー、為替ディーラー、為替取引人、暗号資産トレーダー、暗号資産ディーラー</u> × <u>金融商品開発者〔174〕、保険商品開発者〔174〕、ファイナンシャルプランナー（保険代理・仲介人及び営業員以外）〔174〕、ファンドマネージャー〔174〕、金融ストラテジスト〔174〕、独立系ファイナンシャルアドバイザー（I F A）〔174〕、アクチュアリー（保険数理士）〔174〕、銀行・貯金・預金・小切手・為替・振替窓口事務員〔301〕、経理主任〔301〕、銀行等金融機関貸付係・融資係事務員〔341〕、株式等金融商品販売事務員〔341〕、営業アシスタント〔341〕、保険代理人〔392〕、保険代理店ファイナンシャルプランナー（営業員以外）〔392〕、銀行外務員〔406〕、証券外務員〔406〕、金融営業員〔406〕 銀行・証券ルート営業担当〔406〕、証券売買勧誘員〔406〕、証券・信託アドバイザー〔406〕、ファイナンシャルプランナー（営業員）〔406〕</u>	○ <u>株式売買人；証券売買人；証券仲買人；証券業代理店主；有価証券売買仲立人；会員券（権）販売人；有価証券売買人；金融仲立人；外国資金トレーダー；有価証券ブローカー；金融ブローカー；為替ディーラー；株式トレーダー</u> × <u>金融商品開発者〔184〕；保険商品開発者〔184〕；株式販売事務員〔281〕</u>	・ 上記以外の有価証券、通貨、暗号等資産などの金融商品の取引に係るものは本項目に分類。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考にマル例示を追加。 「有価証券勧誘員」は現行の小分類 346「金融・保険営業従事者」に区分されるが、金融証券取引法では「募集」及び「勧誘」は有価証券の売買の課業として整理されていることから、課業にもその旨を追記し、ただし書の該当部分を削除した上で、本分類のマル例示に移設。 混同するおそれがあるもの（特に、同じ商材を扱うが分類先が異なるもの）をバツ例示に追加。 本項目に分類されてきた「証券店頭事務員」の課業が、「金融機関貸付係・融資係事務員」の課業と類似していることから、「証券店頭事務員」を新小分類 341「販売・営業事務員」に移設し、バツ例示に追加。
---	--	---

392 保険代理・仲立人（ブローカー） <u>保険会社から委託を受けて、自動車・火災・地震等に係る損害保険や死亡・病気・けが等に係る生命保険などの募集・契約締結・保険料収納などの代理に関する職務に従事するもの、及び保険契約者に適した保険商品の紹介・助言や契約締結の媒介に関する職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、保険商品の開発などの職務に従事するものは小分類〔174〕に、保険の勧誘・提案・交渉・募集・受注・契約締結についての訪問・電話・インターネット等による営業の職務に従事するものは小分類〔406〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> <u>・保険契約者の年齢・家族構成・病歴等を踏まえたリスク分析</u> <u>・上記分析に基づく保険契約者に適した保険商品の紹介、保障内容に関する相談・助言</u> <u>・保険会社・保険契約者間の契約締結・加入後の各種手続等の代理</u> <u>・保険会社へ保険金を請求する際の保険契約者に対する必要な手続等の支援</u> ○<u>保険代理人、保険代理店主、保険代理業務員、生命保険代理自営業主、損害保険代理自営業主、保険代理店フ</u>	332 保険代理・仲立人（ブローカー） <u>保険業者のために、生命・火災・海上・運送・その他の保険の契約の締結、保険料の収納などの代理業務の仕事に従事するもの（保険代理人）、及び保険契約者のために最適な保険商品について助言を行うなどの仕事に従事するもの（保険仲立人（ブローカー））をいう。</u> ○<u>火災保険代理店主；生命保険代理店主；損害保険代理店主；保険代理業務員；保険仲立人；保険ブローカー</u>	関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、説明文を修正。 保険の種類が限定的かつ加入人数が少ないものに偏っていたため、関連法令や加入者数を参考に、主要な保険を網羅した内容に説明文を修正。 ①保険代理店で職務に従事するものと、②特定の保険会社に属さず保険の媒介・仲立ちをするものの両者を説明する説明文とし、具体の取扱い事項は想定される主な課業として追記。 新小分類 391「有価証券売買・仲立人、金融仲立人」及び 393「不動産仲介・売買人」に、専門職・営業職との違いを説明するただし書があることから、本項目でもただし書を追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、主な課業及びマル例示を追加。 マル例示は、代理、仲立ちの順に並べ替え。
--	--	---

<u>インシュアランスプランナー（営業員以外）、保険代理店店員、生命保険相談員、保険仲立人、保険ブローカー</u> ×<u>保険商品開発者〔174〕、ファイナンシャルプランナー（保険代理・仲介人及び営業員以外）〔174〕、独立系ファイナンシャルアドバイザー（IFA）〔174〕、アクチュアリー（保険数理士）〔174〕、郵便窓口係員（貯金・保険を含まない）〔331〕、保険契約事務員〔341〕、生命保険契約事務員〔341〕、損害保険契約事務員〔341〕、営業アシスタント〔341〕、事故損害査定員（アジャスター）〔349〕、医療事務員〔351〕、介護保険事務員〔352〕、生命保険会社ライフコンサルタント〔406〕、保険セールス員〔406〕、保険営業員〔406〕、損害保険契約営業担当〔406〕、生命保険営業指導員〔406〕、火災保険営業員監督〔406〕、共済組合事業推進指導員〔406〕、保険会社販売員〔406〕、保険会社ライフプランナー〔406〕</u>	×<u>保険商品開発者〔184〕；生命保険外交員〔346〕；保険セールス員〔346〕；かんぽ生命保険勧誘員〔346〕；運送保険契約外交員〔346〕；損害保険契約外交員〔346〕；生命保険外務指導員〔346〕；火災保険外務員監督〔346〕；共済勧誘員〔346〕</u>	他の小分類のマル例示の追加・修正をバツ例示に反映。 また、混同するおそれがあるもの（特に、同じ商材を扱うが分類先が異なるもの）をバツ例示に追加。 かんぽ生命は民営化したため、バツ例示から削除。
393 不動産仲介・売買人 <u>顧客の依頼により、土地・建物・船舶の売買・貸借・交換の代理・仲介に関する職務に従事するもの、及び土地・建物・船舶の売買・交換の職務に従事するものをいう。</u> ただし、<u>次の職務に従事するものは含まれない。</u>	331 不動産仲介・売買人 <u>店舗において土地・建物の売買・貸借・交換の代理・仲介の仕事に従事するもの（不動産仲介人）、及び店舗において土地・建物の売買・交換の仕事に従事するもの（不動産売買人）をいう。</u> ただし、<u>他人を訪問し、不動産の販売に関する取引上の</u>	日本標準産業分類の大分類 J「金融業、保険業」及び同 K「不動産業、物品賃貸業」の項目順に合わせ、新小分類 391 と本項目の項目順を入れ替え。 場所が店舗に限らないため、場所の概念を表す「店舗において」を削除。 「・」が多い部分は読みやすいよう整理し、他の分類と平仄を合わせて、客との関係性を表す「顧客の依頼により」を説明文に追記。 マル例示の「船舶売買仲立人」を説明するため、説明文に「船舶」を明記。 本項目に分類される「不動産仲介

(1) <u>自らが所有する不動産を貸し付ける職務に従事するものは小分類〔394〕に分類される。</u> (2) <u>不動産の売買に関する取引についての訪問・電話・インターネット等による営業の職務の職務に従事するものは小分類〔407〕に分類される。</u> (3) <u>他人が所有する不動産を管理する職務に従事するものは中分類〔48〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・顧客の要望に応じた不動産（土地・建物・船舶）の条件に関する調整・物件情報の提供 ・不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介に関する取引 ・物件調査・不動産の市場価格算定等の鑑定評価・顧客への重要事項説明・契約書作成などの契約等に関する必要な手続の実施 ・不動産の売買・交換又はこれらに関する助言・コンサルティング ○<u>不動産仲介人、貸地仲介人、土地分譲仲介人、立木売買仲介人、土地家屋仲介人、土地建物仲介人、家屋売買仲介人、貸家仲介人、マンション仲介人、山林売買仲介人、船舶売買仲介人、シップブローカー、不動産売却代理人、不動産売買人、家屋建売人、住宅販売員、委託土地開発分譲人、土地分譲案内人、不動産売買人、船舶販売員、宅地建物取引主任者、宅地建物取引士（営業を除く）、ハウジングアドバイザー、不動産コンサルタント、不動産鑑定士、マンション管理士（代理・仲介・売買・交換に従事するもの）、賃貸不動産経営管理士（代理・仲介・売買・交換に従事するもの）</u>	<u>勧誘、交渉、受注の仕事に従事するものは小分類〔347〕に分類される。</u> ○<u>不動産仲介人；貸地仲立人；委託土地開発分譲人；立木売買仲立人；船舶売買仲立人；土地家屋仲立人；不動産売買人；家屋建売人；家屋売買仲立人；貸家仲介人</u>	人」と、不動産を賃貸するもの又は不動産の管理のみを行うものについて、本項目の「不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介に関する取引」の職務と紛れやすいことを踏まえ、ただし書を追加。 関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、想定される主な課業を追加。 関連法令や厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考にマル例示を追加。 「仲立人」及び「周旋人」は、不動産取引を仲介するものを指すことから、「仲介人」に改称。また、仲介人、売買人の順に並べ替え。 従前から本項目に分類されていた「宅地建物取引士（営業を除く）」等をマル例示に追加。 「不動産鑑定士」は、不動産の適正な価格や賃料を判定する不動産鑑定
--	---	--

×販売事務員〔341〕、リバイヤー〔341〕、質屋鑑定士〔394〕、家主〔394〕、地主〔394〕、賃貸マンション・アパート・ビル・店舗・駐車場経営管理人〔394〕、不動産営業部員〔407〕、不動産セールス員〔407〕、不動産販売営業員〔407〕、不動産仲介営業部員〔407〕、建設工事受注・請負営業員〔409〕、マンション管理人〔481〕、アパート管理人〔481〕、マンション管理士（管理に係るもの）〔481〕、賃貸不動産経営管理士（管理に係るもの）〔481〕、合宿所管理人〔482〕、ビル管理人〔483〕、駐車場管理人〔484〕、住宅展示場案内係〔493〕	×不動産営業部員〔347〕；不動産セールス員〔347〕；不動産販売外交員〔347〕；管理人（アパート）〔411〕	評価と、それをいかしたコンサルティングを職務とするものであり、これら職務は不動産の仲介・売買の一環として行われることから、現行の小分類 279「他に分類されない専門的職業従事者」から本項目に移設して追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
394 金銭・不動産貸付人 <u>質屋を営み物品を質に取り自らが所有する金銭を貸し付ける職務に従事するもの、及び貸金業又は不動産賃貸業を営み自らが所有する金銭・不動産を貸し付ける職務に従事するものをいう。</u> ただし、他人が所有する不動産を管理する職務に従事	334 質屋店主・店員 <u>質置主と質入物件との関係の確認・担保物件の鑑定・質入契約の締結・金銭の貸付け・質物の保管などの仕事に従事するものをいう。</u>	現行の小分類 339「その他の販売類似職業従事者」に分類される「金貸人、アパート経営貸付人、家主（業として行うもの）、地主（業として行うもの）」の課業は、現行の小分類 334「質屋店主・店員」が行う「貸付け」という課業に類似していることから、現行の小分類 334「質屋店主・店員」を金銭だけでなく不動産の貸付けを行うものも分類する項目に改め、項目の名称も「金銭・不動産貸付人」に改称。 不動産の管理を行うもの、金銭・不

するものは中分類〔48〕に、物品を貸し付ける職務に従事するものは小分類〔492〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>質物の鑑定、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは当該質物をもってその弁済に充てる旨の約款の作成、約款に基づく金銭の貸付け</u> ・<u>金銭・不動産の貸付けに関する顧客への貸付条件等の説明、必要な法定手続の実施及び貸付け</u> ・<u>質物や貸付用の金銭・不動産の維持・管理</u> ・<u>質入希望者や金銭・不動産の賃借希望者に向けた広報</u> ○<u>質屋店主、質屋店員、質屋貸付係、質屋鑑定士、質物鑑定人、質屋宝石鑑定人、質屋管理人、金貸人、貸金業者貸付担当、消費者金融会社貸付担当、家主、地主、大家、マンション経営貸付人、賃貸アパート経営管理人、雑居ビル経営人、貸ビル経営人、貸店舗経営管理人、貸会議室経営人、レンタルルーム経営人、貸倉庫経営人、駐車場賃貸人</u> ×<u>書画鑑定人〔279〕、宝石鑑定人〔279〕、銀行等金融機関貸付係・融資係事務員〔341〕、不動産仲介人〔393〕、不動産コンサルタント〔393〕、不動産売買人〔393〕、民泊オーナー〔472〕、マンション管理人〔481〕、アパート管理人〔481〕、合宿所管理人〔482〕、駐車場管理人〔484〕、物品賃貸人〔492〕、ボート貸し人（娯楽場以外）〔492〕、レンタカーカウンター係員〔492〕、自動車賃貸人〔492〕、産業機械リース業従事者〔492〕</u>	○<u>質屋店主、質屋店員</u> ×<u>金貸人〔339〕</u> 339 その他の販売類似職業従事者 <u>貸金・宣伝などの小分類〔321～334〕に含まれない販売又は販売類似の仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>金貸人、両替人、商品仲立人、販売あつ（幹）旋人、乗車券販売人、プレイガイド窓口販売員、委託販売代理人、商品仲介人、広告代理人、広告取次人、宝くじ販売人、アパート経営貸付人、クリーニング取次所従事者、自動車販売代理店主、D P E 取次人、競売人、商品仲介あつ（幹）旋人、食料品ブローカー、家主（業として行うもの）、地主（業として行うもの）</u>	動産以外の物品の貸付けを行うものは別の項目に分類し本項目に含まないことから、ただし書を追記。 上記の整理を踏まえ、関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、説明文を記載し、想定される主な課業を追記。 現行の小分類〔334〕及び〔339〕のマル例示（金銭・不動産の貸付けに係るもの）を統合し、当該項目の課業に従事する「質物鑑定人」等を、厚生労働省編職業分類や民間求人サイトを参考に、マル例示を追加。 混同するおそれがあるもの（特に、同じ商材を扱うが分類先が異なるもの）をバツ例示に追加。
395 仕入員（バイヤー） <u>販売、サービスの提供又は賃貸等の事業に用いる、商品・物品の仕入れ・買付けの職務に従事するものをいう。</u>	326 商品仕入外交員 <u>他人を訪問し、商品の仕入れ、買付けの仕事に従事するものをいう。</u>	現行の小分類 326「商品仕入外交員」は、商品等を「買う」職業であり、仕入先に対する価格交渉及び契約、販

この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・ <u>必要な商品・物品の最適な仕入先の探索</u> ・ <u>市場動向や販売戦略を踏まえた最適な仕入時期・価格の検討</u> ・ <u>価格・品質・納期などの条件の交渉、交渉に基づく仕入れ・買付け</u> ○ <u>商品仕入員、仕入員、バイヤー、原料仕入人、材料仕入人、商品バイヤー、卸売業商品仲買人、資材仕入係、木材仕入人、繊維バイヤー、中古車鑑定人、中古車査定人</u>	○ <u>商品仕入員</u>；<u>仕入外交員</u>；<u>商品バイヤー</u>	売戦略の検討、商品開発といった「販売店員」とは異なる課業を担う場合もあることから、現行の中分類 32「商品販売従事者」から本中分類に移設。 小売・卸売以外の事業目的で仕入れを担うものも含むため、分類項目名称から「商品」を削除。 職務の遂行に当たり、必ずしも相手方に訪問するとは限らないため、「外交員」を「仕入員」に改称。 マル例示の「商品バイヤー」が示すとおり、「バイヤー」と呼称することが定着していることから、項目名に「(バイヤー)」を追記。 上記の整理を踏まえ、説明文から「他人を訪問し、」を削除し、「商品」を「商品・物品」に修正。 厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追記。 本項目に分類されてきた「バイヤー」等をマル例示に追加。 「中古車鑑定人」及び「中古車査定人」は、仕入れの一環で中古車の鑑定・査定を行うものであることから、現行
---	--	---

×書画鑑定人〔279〕、宝石鑑定人〔279〕、原材料仕入事務員〔321〕、資材計画係事務員〔321〕、リバイヤー〔341〕、商品仕入係事務員（生産現場・倉庫でないもの）〔341〕、卸売市場仲買業支配人〔382〕、仕入販売員〔383〕、販売店員〔383〕、証券仲買人〔391〕、保険代理人〔392〕、不動産売買人〔393〕、不動産鑑定士〔393〕、質屋鑑定士〔394〕、商品仲立人〔399〕、商品仲介人〔399〕、せり人〔399〕、商品仲介^{あつ}斡旋人〔399〕、商品取引員〔399〕、ヘッドハンター〔399〕、再生資源回収人〔746〕		の小分類 339「その他の販売類似職業従事者」から移設し、マル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
399 その他の仲介・代理・貸付等従事者 商品代理販売・商品仲介などの小分類〔381～395〕に含まれない仲介・代理・貸付等の商取引に関する職務に従事するものをいう。 ○両替人、代理店主・店員（保険・金融・不動産を除く）、商品仲立人、商品仲介人、広告代理人、販売^{あつ}斡旋人、委託販売代理人、委託販売人、競売人、せり人、卸売市場せり人、商品仲介^{あつ}斡旋人、商品取引員、宝くじ販売人、街頭宝くじ販売人、家畜売買仲介人、建設資材仲介人、飲食料品ブローカー、飲食料品仲買人、飼料・有機質肥	339 その他の販売類似職業従事者 貸金・宣伝などの小分類〔321～334〕に含まれない販売又は販売類似の仕事に従事するものをいう。 ○金貸人；両替人；商品仲立人；販売^{あつ}（斡）旋人；乗車券販売人；プレイガイド窓口販売員；委託販売代理人；商品仲介人；広告代理人；広告取次人；宝くじ販売人；アパート経営貸付人；クリーニング取次所従事者；自動車販売代理店主；D P E 取次人；競売人；商品仲介^{あつ}（斡）旋人；食料品ブローカー；家主（業として行	中分類の名称変更や、小分類〔391～395〕の修正内容を反映し、本項目の名称・説明文・内容例示を見直し。 「貸金」を職務とするものは、新小分類 394「金銭・不動産貸付人」に移設することから、説明文から「貸金」を削除。 中分類の名称としている「仲介・代理・貸付」が本項目を代表する職務であることから、説明文の「宣伝」を「商品代理販売・商品仲介」に修正。 厚生労働省編職業分類を参考に、マル例示及びバツ例示を追加。 小分類〔381～395〕に含まれない仲介・代理・貸付等を行うものをマル例示に追加し、本項目に分類されてきたが他の項目に移設した「金貸人」や「中

料仲介人、繊維仲介人、機械仲介人、機械販売代理店主、印刷仲介人、結婚式場紹介所仲介人、広告代理店員、旅行代理店員、ヘッドハンター、転職エージェント ×<u>有料道路料金収受員</u>〔331〕、<u>駅務員</u>〔331〕、<u>旅行会社カウンター係</u>〔341〕、<u>旅行業務取扱管理者</u>〔341〕、<u>オンラインショップ販売補助員</u>〔341〕、<u>百貨店外商部員</u>〔385〕、<u>有価証券売買仲介人</u>〔391〕、<u>証券業代理店主</u>〔391〕、<u>保険代理人</u>〔392〕、<u>不動産仲介人</u>〔393〕、<u>船舶売買仲介人</u>〔393〕、<u>金貸人</u>〔394〕、<u>賃貸アパート経営管理人</u>〔394〕、<u>家主</u>〔394〕、<u>地主</u>〔394〕、<u>大家</u>〔394〕、<u>卸売業商品仲買人</u>〔395〕、<u>中古車鑑定人</u>〔395〕、<u>中古車査定人</u>〔395〕、<u>広告受注営業員</u>〔409〕、<u>クリーニング受付店主</u>〔456〕、<u>クリーニング店受付従事者</u>〔456〕、<u>神社・仏閣入場券販売員</u>〔478〕、<u>娯楽場の娯楽用品賃貸係</u>〔478〕、<u>景品引渡係（パチンコ店）</u>〔478〕、<u>ゲームセンター従業員</u>〔478〕、<u>カラオケボックス店員</u>〔478〕、<u>広告宣伝員</u>〔493〕、<u>ブライダルアドバイザー</u>〔496〕、<u>競馬予想屋</u>〔499〕	<u>うもの</u>）；<u>地主（業として行うもの）</u> ×<u>広告外交員</u>〔349〕；<u>競馬予想屋</u>〔429〕	古車鑑定人」等をバツ例示に追加。 現行のマル例示の「プレイガイド窓口販売員」及び「DPE取次人」は、産業形態の変化により就業者数が見込めないことから、マル例示から削除。 現行のマル例示の「乗車券販売人」は、公共交通機関の乗車券は新小分類 331「旅客・貨物係事務員」が、その他の乗車券は同 478「娯楽場等接客員」が当該課業を担うため本項目に含むべきではない上、「乗車券」では分類する項目を限定できないことから、マル例示から削除。 現行のマル例示の「広告取次人」は、「取次」が一般的に用いられていないため削除。 現行のマル例示の「クリーニング取次所従事者」は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）では、クリーニング業を営むものに含まれていることから、「クリーニング店受付従事者」に改称した上で、新小分類 456「クリーニング従事者」に移設。 「ヘッドハンター」は、現行の小分類 249「他に分類されない専門職業従事者」に分類されていたが、公的資格を必要としないこと、依頼された人材
--	--	---

		の調査・紹介等を課業とするなど関係者の仲介・代理を行うものであることから、「転職エージェント」とともに本項目に移設し、新たにマル例示に追加。
--	--	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
40 営業従事者 <u>訪問・電話・インターネット等により、商品の売買・製造、サービスの提供などに関する取引上の勧誘・提案・交渉・募集・受注・契約締結の職務に従事するものをいう。</u> ただし、商品を携行し、<u>他人を訪問して販売する職務に従事するものは小分類〔385〕に分類される。</u>	34 営業職業従事者 <u>他人を訪問し、有体的商品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するもの、及び金融・保険の商品の販売に関する勧誘・募集・契約締結の仕事に従事するもの、並びに不動産、サービスの販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものをいう。</u> ただし、商品を携行し、<u>訪問等により販売する仕事に従事するものは中分類〔32〕に分類される。</u>	デジタル化の進展により、電話やメール、ウェブ会議等による営業も可能となっていることから、「訪問」を営業手段の一つとして整理し、説明文を修正（本中分類に属する小分類の説明文も同様に修正）。 現行の説明文では、①有体的商品、②金融・保険商品、③不動産、④サービスと種類別に説明がなされているが、①～③を「商品」として表現を簡素化。また、「販売」だけでなく、購買も含めた「売買」、「製造」及び「サービスの提供」のための営業活動を行うことから、その旨を追記。
401 飲食料品営業従事者 <u>訪問・電話・インターネット等により、飲食料品の売買・製造に関する取引上の勧誘・提案・交渉・受注・契約締結の職務に従事するものをいう。飼料の売買・製造に関する営業の職務に従事するものも含まれる。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>自社が取り扱う飲食料品の紹介・提案などによる売買・製造の勧誘</u> ・<u>自社が取り扱う飲食料品の販路拡大を目的とした交渉</u> ・<u>上記の勧誘・交渉に基づく受注・契約締結</u>	341 食料品営業職業従事者 <u>他人を訪問し、食料品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものをいう。</u>	課業の類似性の観点から「食料」に加え、現行の小分類 349「その他の営業従事者」に分類されている「飲料」や「飼料」といった商品を扱う営業従事者についても本項目に分類することとし、項目の名称を改称した上で、説明文も修正。 厚生労働省編職業分類、日本標準産業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 営業活動の一環として「提案」を行

・ <u>市場動向や営業活動で得た顧客の要望・課題等の情報に基づく営業活動用資料の作成</u> ・ <u>営業活動を通じて把握した自社の商品の改善点等を踏まえた商品改良・新商品に関する開発部門への提案</u> ・ <u>営業活動を行った顧客からの問合せ等への対応</u> ○ <u>飲食料品営業部員、飲食料品販売営業員、飲食料品ルートセールス員、自動販売機設置営業員、ウォーターサーバーセールス員、米穀問屋受注営業員、飲料配送営業員、飼料・有機質肥料セールス員、酒ルート営業員</u> × × <u>営業アシスタント〔341〕、配食店長〔381〕、飲食料品卸売店主〔382〕、米穀卸売店主〔382〕、卸売市場仲買業支配人〔382〕、健康飲食料品訪問販売人〔385〕、飲料移動販売人〔385〕、百貨店外商部員〔385〕、卸売市場せり人〔399〕、飲食料品仲買人〔399〕、飲食料品ブローカー〔399〕、飼料・有機質肥料仲介人〔399〕、浄水器セールス員〔404〕、営業用貨物自動車運転手〔653〕、ルートセールス員（集配を行うもの）〔735〕</u>	○ <u>食料品営業部員、食料品販売外交員、食料品ルートセールス員</u>	うことから、説明文に追記（以下の他の項目も同様に追記）。 飲食料品の売買だけでなく、これらの製造に係る営業活動も含まれることから、「販売」を「売買・製造」に修正（以下の他の項目も同様に修正）。 厚生労働省編職業分類及び民間求人サイトを参考に、本項目に分類されてきたものや飲食料品の営業に従事するものをマル例示に追加。 「販売外交員」の呼称は、平成中期以降、保険・金融業界以外ではほとんど用いられておらず、「拡張員」も、新聞業界以外では使用が見受けられないため、新小分類 406「金融・保険営業従事者」以外の「外交員」及び「拡張員」の内容例示は、「営業員」、「営業担当」及び「セールス員」に修正（以下の他の項目も同様に修正）。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「浄水器セールス員」は、機械器具であるサーバー自体は貸出・販売の両方があるものの水の販売で利益を得ることから本項目に含むと整理した「ウォーターサーバーセールス員」に対し、機械器具のみを販売していることから、バツ例示に追加。
--	--	--

402 化学品営業従事者 訪問・電話・インターネット等により、<u>化学肥料・化粧品・プラスチック製品などの化学品の売買・製造に関する取引上の勧誘・提案・交渉・受注・契約締結の職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、医薬品の売買・製造に関する営業の職務に従事するものは小分類〔403〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>自社で取り扱う化学品の紹介・提案などによる売買・製造の勧誘</u> ・<u>自社で取り扱う化学品の販路拡大を目的とした交渉</u> ・<u>上記の勧誘・交渉に基づく受注・契約締結</u> ・<u>市場動向や営業活動で得た顧客の要望・課題等の情報に基づく営業活動用資料の作成</u> ・<u>営業活動を通じて把握した自社の商品の改善点等を踏まえた商品改良・新商品に関する開発部門への提案</u> ・<u>営業活動を行った顧客からの問合せ等への対応</u> ○<u>化学品営業部員、化学製品販売営業員、化学製品ルートセールス員、化学製品卸売会社営業員、化学品ルート営業員、化学品技術営業員、化学肥料・農薬販売営業員、ガス供給業営業担当、化粧品法人営業担当、タイヤ営業員</u> ×<u>営業アシスタント〔341〕、医薬品営業従事者〔403〕、土石製品営業部員〔409〕、金属製品営業部員〔409〕、ルートセールス員（集配を行うもの）〔735〕</u>	342 化学品営業職業従事者 <u>他人を訪問し、化学品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>化学品営業部員、化学品販売外交員、化学品ルートセールス員</u> ×<u>医薬品営業職業従事者〔343〕</u>	主な化学品を明示するなど説明文を修正。 化学製品の中に医薬品も含まれるため、除く旨のただし書を追記。 厚生労働省編職業分類や job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 厚生労働省編職業分類及び民間求人サイトを参考に、本項目に分類されてきたものや化学品の営業に従事するものを商品別にマル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
403 医薬品営業従事者 訪問・電話・インターネット等により、<u>医薬品の売買・製造に関する取引上の勧誘・提案・交渉・受注・契約締結</u>	343 医薬品営業職業従事者 <u>他人を訪問し、医薬品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事</u>に従事するものをいう。	

の職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>自社が取り扱う医薬品の特長・使用方法・副作用等の情報提供などを通じた売買・製造の勧誘</u> ・ <u>自社が取り扱う医薬品の販路拡大を目的とした交渉</u> ・ <u>上記の勧誘・交渉に基づく受注・契約締結</u> ・ <u>市場動向や営業活動で得た顧客の要望・課題等の情報に基づく営業活動用資料の作成</u> ・ <u>営業活動を通じて把握した自社の商品の改善点等を踏まえた商品改良・新商品に関する開発部門への提案</u> ・ <u>営業活動を行った顧客からの問合せ等への対応</u> ○ <u>医薬品営業部員、医薬品販売営業員、医薬品ルートセールス員、医薬情報担当者、医薬品プロパー、メディカル・レプリゼンタティブ（MR）、医薬情報担当者（MR）、医薬品卸販売営業担当者（MS）、動物用医薬品販売営業担当</u> × <u>薬剤師〔114〕、営業アシスタント〔341〕、健康飲食料品訪問販売人〔385〕、飲料移動販売人〔385〕、医療用電子機器販売営業員〔404〕、医療用電子機械リース営業員〔404〕、販売店療法機器販売営業員〔404〕、眼鏡営業部員〔404〕、コンタクトレンズ営業部員〔404〕、ルートセールス員（集配を行うもの）〔735〕</u>	○ <u>医薬品営業部員、医薬品販売外交員、医薬品ルートセールス員、医薬情報担当者、医薬品プロパー、メディカル・レプリゼンタティブ（MR）</u>	厚生労働省編職業分類や job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 厚生労働省編職業分類及び民間求人サイトを参考に、本項目に分類されてきたものや医薬品の営業に従事するものを商品別にマル例示に追加。 混同するおそれがあるもの（特に、同じ商材（医薬品）を扱うが分類先が異なるもの）をバツ例示に追加。
404 機械器具営業従事者（通信機械器具を除く） <u>訪問・電話・インターネット等により、生産用機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具などの機械器具の売買・製造に関する取引上の勧誘・提案・交渉・受注・契約締結の職務に従事するものをいう。</u> ただし、<u>情報通信や情報処理システムに係るサービス</u>	344 機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く） <u>他人を訪問し、生産用機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具などの機械の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものをいう。</u> ただし、<u>通信機械器具にかかる営業に関しては小分類</u>	「パソコン販売営業員」に代表され

の提供に関する営業の職務に従事するものは小分類〔405〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>自社が取り扱う機械器具の紹介・提案などによる売買・製造の勧誘</u> ・<u>自社が取り扱う機械器具の販路拡大を目的とした交渉</u> ・<u>上記の勧誘・交渉に基づく受注・契約締結</u> ・<u>市場動向や営業活動で得た顧客の要望・課題等の情報に基づく営業活動用資料の作成</u> ・<u>営業活動を通じて把握した自社の商品の改善点等を踏まえた商品改良・新商品に関する開発部門への提案</u> ・<u>営業活動を行った顧客からの問合せ等への対応</u> ○<u>生産用機械器具営業部員、生産用機械器具販売営業員、生産用機械リース営業員、医療用電子機器販売営業員、医療用電子機械リース営業員、OA機器営業員、汎用機械器具技術営業員、産業用機械生産受注営業員、ハードウェアセールスエンジニア、電気機械器具営業部員、電気機械器具卸営業員、電気機械器具販売営業員、電気機械器具技術営業員、機械・電子部品販売営業員、電子応用装置製造受注営業員、光学機械器具販売営業員、半導体技術営業員、金属加工機械販売営業員、建設機械製造受注営業員、金型営業員、重工業アカウントマネージャー、パソコン販売営業部員、自動車セールス員、船舶製</u>	〔345〕に分類される。 ○<u>生産用機械器具営業部員、生産用機械器具販売外交員、電気機械器具営業部員、電気機械器具販売外交員、パソコン販売営業部員、自動車セールス員、産業用機械生産受注外交員、セールスエンジニア（機械器具にかかるもの（通信・システムを除く））</u>	る単体のハードウェアに係る営業活動に従事するものは本項目に、通信回線や通信機械器具に係る営業を行うものは現行の小分類 345「通信・システム営業従事者」に分類されているが、情報通信技術の進展により、通信機能をもつ機器は携帯電話及びスマートフォンにとどまらず、テレビ、パソコンなど多岐にわたっていることから、役務契約を伴わない機械器具の営業活動に従事するものは本項目に、主に通信・システムのサービス契約の営業活動に従事するものは新小分類 405「通信・システム営業従事者」に分類するよう整理。当該整理に合わせて、ただし書を修正し、想定される主な課業にも反映。 厚生労働省編職業分類、日本標準産業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追記し、マル例示に追加。 本項目に分類されてきたものや通信機械器具を除く機械器具の営業に従事するものをマル例示に追加。 家電販売店で商品・サービスの販売に従事するものは、営業従事者の課業に該当する「勧誘・提案・交渉」を主にに行っていることから、「機械器具メ
---	---	---

<u>造受注営業員、鉄道車両製造受注営業員、太陽光発電システム販売営業員、農機具販売営業員、販売店療法機器販売営業員、機械器具メーカー販売営業員、家電量販店販売営業員、浄水器セールス員、理髪器具販売営業部員、眼鏡営業部員、コンタクトレンズ営業部員、時計営業部員、I T 営業員（ハードウェア）</u> ×<u>営業アシスタント [341]、百貨店外商部員 [385]、ウォーターサーバーセールス員 [401]、通信・システムセールスエンジニア [405]、I T 営業員 [405]、通信・システム販売営業員 [405]、携帯電話・スマートフォン・Wi-Fi 機械販売営業員 [405]、通信回線営業部員 [405]、ルートセールス員（集配を行うもの） [735]、自動販売機商品補充員 [735]</u>		一カー販売営業員」及び「家電量販店販売営業員」をマル例示に追加し、新小分類 383「販売店員」のバツ例示にも追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「浄水器セールス員」は機械器具のみ販売しているため本項目に含むが、「ウォーターサーバーセールス員」は、機械器具であるサーバー自体は貸出・販売の両方があるものの、水の販売で利益を得ていることから、バツ例示に追加。
405 通信・システム営業従事者 <u>訪問・電話・インターネット等により、電話・インターネット接続などの情報通信に係るサービスの提供に関する取引上の勧誘・提案・交渉・受注・契約締結の職務、他人が抱える業務上の課題の解決や要求の実現を行うため、自社が取り扱う情報処理システムや関連するサービスの提供に関する取引上の勧誘・提案・交渉・受注・契約締結の職務に従事するものをいう。これらのサービスの提供に伴う携帯電話端末等の機械器具の売買に係る営業の職務に従事するものも含まれる。</u>	345 通信・システム営業職業従事者 <u>他人を訪問し、通信に関する回線や機械器具などの利用や販売に関する取引上の勧誘、交渉、受注、契約締結の仕事、他人が抱える業務上の問題点の解決や要求の実現を行うため情報処理や情報通信の技術に係るシステムを提案し、これに必要な商品やサービス（ハードウェア、ソフトウェア、通信回線、サポート人員など）を販売することに関して、取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものをいう。</u>	新小分類 404「機械器具営業従事者（通信機械器具を除く）」で整理したとおり、本項目に分類されるものは、①電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）に規定される電気通信役務サービスの営業活動に従事するものの、②情報処理システムに関する役務サービスの営業活動に従事するものであると整理し、その旨を説明文に明記。 なお、携帯電話など、役務サービスの提供に用いる機械器具の売買を行

ただし、次の職務に従事するものは含まれない。 (1) 他人の経営・業務上の課題について、情報通信技術の活用や情報処理システムの構築などによる課題解決策を検討・提案する職務に従事するものは小分類〔091〕に分類される。 (2) 単体のハードウェアに係る営業の職務に従事するものは小分類〔404〕に分類される。 (3) パッケージソフトウェアに係る営業の職務に従事するものは小分類〔409〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・ 自社が取り扱う情報通信サービス等の紹介・提案などによる役務契約の勧誘 ・ 自社が取り扱う情報通信サービス等の販路拡大を目的とした交渉 ・ 上記の勧誘・交渉に基づく受注・契約締結 ・ 市場動向や営業活動で得た顧客の要望・課題等の情報に基づく営業活動用資料の作成 ・ 営業活動を通じて把握した自社の商品・サービスの改善点等を踏まえた商品・サービスの改良や新たな商品・サービスに関する開発部門への提案 ・ 営業活動を行った顧客からの問合せ等への対応 ○通信・システム販売営業員、通信回線営業部員、通信回線販売営業員、通信機械器具営業部員、携帯電話・スマートフォン・Wi-Fi機械販売営業員、システム営業部員、システム開発営業員、システム販売外交員、IT 営業員（通信・システム）、通信・システムセールスエンジニア	ただし、単体のハードウェアの営業に関しては小分類〔344〕に、ソフトウェアにかかる営業に関しては小分類〔349〕に分類される。 ○通信回線営業部員、通信回線販売外交員、通信機械器具営業部員、通信機械器具販売外交員、システム営業部員、システム販売外交員、セールスエンジニア（通信・システムにかかるもの）	うこともあり得ることから、その場合も含まれる旨を追記。 新小分類 091「システムコンサルタント」の従事者が本項目の従事者と名称や課業の観点で紛れやすいこと、新小分類 404「機械器具営業従事者（通信機械器具を除く）」の説明文の見直しを踏まえ、ただし書を修正。 関連法令、厚生労働省編職業分類、日本標準産業分類及び job tag を参考に、想定される主な課業を追加。 厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、本項目に分類されてきたものや情報通信・情報処理システム・関連するサービス・携帯電話端末等の機械器具の営業に従
---	--	--

<u>ア、プリセールスエンジニア、ポストセールスエンジニア</u> ×<u>情報ストラテジスト〔091〕、ITストラテジスト〔091〕、ITコンサルタント〔091〕、システムコンサルタント〔091〕、ITアナリスト〔091〕、システムアナリスト〔091〕、プロジェクトマネージャー〔092〕、営業事務員〔341〕、営業アシスタント〔341〕、ハードウェアセールスエンジニア〔404〕、IT営業員（ハードウェア）〔404〕、パソコン販売営業部員〔404〕、パッケージソフトウェア販売営業部員〔409〕、ルートセールス員（集配を行うもの）〔735〕</u>		事するものをマル例示に追加。 ただし書に該当するものや、混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
406 金融・保険営業従事者 <u>訪問・電話・インターネット等により、有価証券・保険などの金融商品の売買又は資金の融資に関する取引上の勧誘・提案・交渉・募集・受注・契約締結などの職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、営業を行わずに有価証券の売買などの職務に従事するものは小分類〔391〕、金融機関・保険会社等からの委託を受けて金融商品の売買・契約締結等の媒介・取次ぎ・代理などの職務に従事するものは小分類〔391 又は 392〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>預金者や融資先の事業者への訪問</u> ・<u>資金面の要望・事業内容や財務状況の課題・担保の設定等の融資審査に必要な情報の聴き取り及び助言</u> ・<u>自社が取り扱う株式・債券等の有価証券や保険などの</u>	346 金融・保険営業職業従事者 <u>他人を訪問し、金融・保険の商品の販売、融資に関する勧誘・募集・契約締結などの仕事に従事するものをいう。</u>	保険も金融商品の一種であることから、「金融・保険の商品」を「有価証券・保険などの金融商品」に修正。 金融商品の売買に従事するものと区別するため、「融資」を「又は資金の融資」に修正。 扱う商材は一致するが営業を伴わないものをただし書として整理。 関連法令、厚生労働省編職業分類及び job tag を参考に、想定される主な課業を追記。なお、貸金業法に基づく金銭の貸付けを行うものは新小分類 394「金銭・不動産貸付人」に、銀行

<u>金融商品の売買又は資金の融資に関する勧誘・提案・交渉・募集・契約締結（金融機関等からの委託を受けて行うものを除く）</u> ○<u>銀行外務員、証券外務員、銀行・信用金庫・郵便渉外担当、銀行・証券ルート営業担当、銀行融資担当者、決済サービス営業員、信用金庫・信用組合渉外係、証券売買勧誘員、証券・信託アドバイザー、クレジットカード営業員、ファイナンシャルプランナー（営業員）、金融営業員、保険セールス員、保険営業員、保険取扱業務員、保険会社販売員、保険代理店営業担当、生命保険営業指導員、火災保険営業員監督、損害保険契約営業担当、運送保険契約営業担当、生命保険会社ライフコンサルタント、保険会社ライフプランナー、共済組合事業推進指導員、郵便局保険窓口係</u> ×<u>金融商品開発者〔174〕、保険商品開発者〔174〕、ファイナンシャルプランナー（保険代理・仲介人及び営業員以外）〔174〕、ファンドマネージャー〔174〕、金融ストラテジスト〔174〕、独立系ファイナンシャルアドバイザー（IFA）〔174〕、アクチュアリー（保険数理士）〔174〕、銀行・貯金・預金・小切手・為替・振替窓口事務員〔301〕、保険契約事務員〔341〕、銀行等金融機関貸付係・融資係事務員〔341〕、営業アシスタント〔341〕、金融仲立人〔391〕、金融機関・証券会社ブローカー〔391〕、有価証券勧誘人〔391〕、株取引人〔391〕、証券売買人〔391〕、為替ディーラー〔391〕、証券コンサルタント〔391〕、保険代理業務員〔392〕、保険仲立人〔392〕、保険ブローカー〔392〕、消費者金融会社貸付担当〔394〕、ルートセールス員（集配を行うもの）〔735〕</u>	○<u>貯蓄外交員；銀行外務員；有価証券勧誘員；保険外交員；保険セールス員；かんぽ生命保険勧誘員；運送保険契約外交員；損害保険契約外交員；生命保険外務指導員；火災保険外務員監督；共済勧誘員</u> ×有価証券売買仲立人〔333〕	法に基づく融資を行うものは本項目に分類されることから、その違いが分かるよう課業を整理。 上記課業の整理を踏まえ、本項目に分類されてきたものや銀行業法に基づく融資に関する営業を行う「銀行融資担当者」をマル例示に追加し、貸金業法に基づく金銭の貸付けを行うものなど混同するおそれがあるものはバツ例示に追加。 金融・保険業界では、「外務員」や「渉外担当」の呼称を使用することが一般的であるため、マル例示に追加。 上記に関連して、「貯蓄外交員」（一般家庭を回って貯金や積立金の集金・勧誘をするもの）は、現在は「銀行外務員」や「保険外交員」などに呼称が変更されているため、改称。 かんぽ生命は民営化により特記する必要がなくなったため、「かんぽ生命保険勧誘員」はマル例示から削除。 新小分類 174「金融・保険専門職業従事者」のマル例示と同じ名称であっても、営業を課業としているものは、本項目に分類されることから、「ファイナンシャルプランナー（営業）」をマル例示に追加。
--	--	--

407 不動産営業従事者 訪問・電話・インターネット等により、不動産の<u>売買等</u>に関する取引上の<u>勧誘・提案・交渉・募集・受注・契約締結の職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、次の職務に従事するものは含まれない。</u> (1) <u>顧客の依頼により不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介に関する職務又は不動産の売買・交換の職務に従事するものは小分類〔393〕に分類される。</u> (2) <u>自らが所有する不動産を貸し付ける職務に従事するものは小分類〔394〕に分類される。</u> (3) <u>他人が所有する不動産を管理する職務に従事するものは中分類〔48〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>自社が取り扱う不動産の紹介・提案などによる売買等の勧誘</u> ・ <u>自社が取り扱う不動産の販路拡大を目的とした交渉</u> ・ <u>上記の勧誘・交渉に基づく受注・契約締結</u> ・ <u>市場動向や営業活動で得た顧客の要望・課題等の情報に基づく営業活動用資料の作成</u> ・ <u>営業活動を通じて把握した自社の商品の改善点等を踏まえた商品改良・新商品に関する開発部門への提案</u> ・ <u>営業活動を行った顧客からの問合せ等への対応</u> ○<u>不動産営業部員、不動産セールス員、不動産販売営業員、不動産ルートセールス員、不動産管理業営業担当、不動産賃貸業営業担当、不動産仲介営業部員、住宅・不動産会社営業部員、宅地建物セールス員、建売・分譲住宅営業員、用地仕入営業員、マンション販売営業員、不動産セールスマン</u>	347 不動産営業職業従事者 <u>他人を訪問し、不動産の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>不動産営業部員、不動産セールス員、不動産販売営業員</u>	不動産賃貸に係る職務に従事するものも分類されることから、説明文の「<u>売買</u>」を「<u>売買等</u>」に修正。 営業を伴わないが不動産を扱う職務に従事するものをただし書として追記。 厚生労働省編職業分類や job tag、関連法令を参考に、想定される主な課業を追加。 本項目に分類されていたが明記されていなかった「<u>不動産賃貸業営業担当</u>」等をマル例示に追加。
---	--	--

×<u>営業アシスタント</u>〔341〕、<u>不動産業セールスアソシエイト</u>〔341〕、<u>不動産仲介人</u>〔393〕、<u>不動産売買人</u>〔393〕、<u>ハウジングアドバイザー</u>〔393〕、<u>不動産鑑定士</u>〔393〕、<u>不動産コンサルタント</u>〔393〕、<u>住宅販売員</u>〔393〕、<u>委託土地開発分譲人</u>〔393〕、<u>家屋建売人</u>〔393〕、<u>宅地建物取引主任者</u>〔393〕、<u>不動産賃貸人</u>〔394〕、<u>大家</u>〔394〕、<u>賃貸マンション・アパート・ビル・店舗・駐車場経営管理人</u>〔394〕、<u>リフォームアドバイザー</u>〔409〕、<u>建設工事受注・請負営業員</u>〔409〕、<u>マンション管理人</u>〔481〕、<u>アパート管理人</u>〔481〕、<u>合宿所管理人</u>〔482〕、<u>ビル管理人</u>〔483〕、<u>駐車場管理人</u>〔484〕、<u>ルートセールス員（集配を行うもの）</u>〔735〕	×<u>不動産仲介人</u>〔331〕；<u>不動産売買人</u>〔331〕	混同するおそれがあるものやただし書に該当するものをバツ例示に追加。 「リフォームアドバイザー」や「注文住宅販売員」は、不動産業ではなく建設業に関する営業職であり、新小分類 409「その他の営業従事者」に分類されることから、バツ例示に追加。
409 その他の営業従事者 小分類〔401～407〕に含まれない営業の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ○<u>鋼材営業員</u>、<u>建設工事受注・請負営業員</u>、<u>リフォームアドバイザー</u>、<u>印刷受注営業員</u>、<u>土石製品営業部員</u>、<u>板ガラス営業員</u>、<u>金属製品営業部員</u>、<u>パッケージソフトウェア販売営業部員</u>、<u>書籍営業部員</u>、<u>新聞購読セールス員</u>、<u>放送局広告枠販売営業部員</u>、<u>運輸営業部員</u>、<u>広告受注営業員</u>、<u>クリーニング受注営業員</u>、<u>旅行勧誘員</u>、<u>旅行業外商部員</u>、<u>イベント営業部員</u>、<u>ゴルフ場渉外担当</u>	349 その他の営業職業従事者 小分類〔341～347〕に含まれない営業の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>ソフトウェア販売営業部員</u>；<u>広告外交員</u>；<u>広告取り</u>；<u>印刷外交員</u>；<u>建設工事受注外交員</u>；<u>旅行勧誘員</u>；<u>洗濯注文取り</u>；<u>新聞購読拡張員</u>	厚生労働省編職業分類や民間求人サイトを参考に、本項目に分類されていたが明記されていなかった「鋼材営業員」や他の項目の従事者が扱わない商材の営業従事者をマル例示に追加。 新小分類 405「通信・システム職業従事者」との区分を明確にするため、「ソフトウェア販売営業部員」を導入等の支援を必要としない「パッケージソフトウェア販売営業員」に修正。 「広告取り」、「広告外交員」及び「洗濯注文取り」は、より一般的な呼称である「広告受注営業員」及び「クリー

×<u>営業アシスタント〔341〕、人材派遣コーディネーター〔349〕、就業機会創出員〔349〕、人材派遣あっせん事務員〔349〕、放送受信料集金人〔361〕、水道料金集金人〔361〕、百貨店外商部員〔385〕、ヘッドハンター〔399〕、転職エージェント〔399〕、化学肥料・農薬販売営業員〔402〕、ガス供給業営業担当〔402〕、理髪器具販売営業部員〔404〕、眼鏡営業部員〔404〕、コンタクトレンズ営業部員〔404〕、時計営業部員〔404〕、I T 営業員〔405〕、クリーニング店受付従事者〔456〕、キャリアコンサルタント〔496〕、営業用貨物自動車運転手〔653〕、ルートセールス員（集配を行うもの）〔735〕</u>	×<u>人材派遣あっせん事務員〔289〕；放送受信料集金人〔291〕；水道料金集金人〔291〕；普及員（宣伝放送業）〔424〕</u>	ニング受注営業員」に修正。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「普及員（宣伝放送業）」は、課業が判然としないため、バツ例示から削除。
--	--	--

大分類 H「サービス従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
H サービス従事者 個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの<u>職務</u>に従事するものをいう。<u>事業所に対するサービスも含まれる。</u>	E サービス<u>職業</u>従事者 個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	分類項目名に「〇〇従事者」、「〇〇事務従事者」、「〇〇職業従事者」といった名称が混在していることを踏まえ、原則として、対象の概念に職務上必要な技能が含まれる場合はその名称を用い、末尾に「従事者」を付す。これに伴い、「サービス職業従事者」は「サービス従事者」に改称。 なお、以下の分類項目についても同様の考え方に基づき改称する。
41 家庭生活支援サービス従事者 個人の家庭の<u>求めに応じて、調理、洗濯、掃除、買い物などの家事全般の代行及びその他の家庭生活を支援するためのサービスの職務</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>技能的又は専門的な職務</u>に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。	35 家庭生活支援サービス<u>職業</u>従事者 個人の家庭において、<u>調理・育児・洗濯・掃除・介護</u>などの生活を支援するためのサービスの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>技能的又は専門的な仕事</u>に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。	項目名を「家庭生活支援サービス従事者」に改称。 新中分類 41「家庭生活支援サービス従事者」に属する小分類の要約となるよう説明文を修正。
411 家事サービス従事者 個人の家庭の求めに応じて、調理、洗濯、掃除、買い物、<u>高齢者等の身の回りの世話などの家事全般の代行業の職務</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>看護師の免許を有し、医師の指示のもとに、居宅において療養の必要な傷病者を継続して訪問して療養上の世話などを行う職務</u>に従事するものは小分類〔123〕に、調理、洗濯、掃除、子守りなどの<u>単一の家事のみを代</u>	351 家政婦（夫）、家事手伝い 個人の家庭又は個人などの求めに応じて、調理、洗濯、掃除、<u>介護を要する者に対する入浴・食事等の世話などの仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>個人家庭などに派出し、看護業務</u>に従事するのは小分類〔133〕に、調理、洗濯、掃除、子守りなどの<u>単一の仕事にのみ</u>従事するのは小分類〔359〕に分類される。	現行の小分類 351「家政婦（夫）、家事手伝い」については、労働契約締結時の留意事項等を整理した「家事使用人の雇用ガイドライン」（令和 6 年 2 月厚生労働省）及び家事使用人に係る労働契約書のひな形が厚生労働省ホームページで公表されていることを踏まえ、これらの資料や job tag 等を

<u>行する職務に従事するものは小分類〔419〕に、居宅介護サービスの利用者の居宅を訪問し、利用者に対する入浴・排せつ・食事等の介護、及びその他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与するものは小分類〔422〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>家政婦（夫）紹介所などを経由した各家庭との労働契約の締結</u> ・<u>調理、洗濯、掃除、買い物などの各家庭で求められる家事全般の代行</u> ○<u>家事代行員、家事手伝い、お手伝い、ハウスキーパー、ハウスメイド</u> ×<u>訪問看護師〔123〕、家庭的保育者〔152〕、料理人（個人家庭）〔419〕、洗濯人（個人家庭）〔419〕、庭掃除人（個人家庭）〔419〕、ホームヘルパー〔422〕、家庭的保育補助者〔449〕、ハウスクリーニング職〔742〕</u>	○<u>家政婦（夫）；家事手伝い；お手伝い；ハウスキーパー；ハウスメイド；派出婦（夫）</u> ×<u>派出看護師〔133〕；料理人（個人家庭）〔359〕；洗濯人（個人家庭）〔359〕；庭掃除人（個人家庭）〔359〕；ホームヘルパー〔362〕；ハウスクリーニング職〔712〕</u>	参考として、説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 なお、項目名については、「家事使用人の雇用ガイドライン」においては「家事使用人」の名称が用いられているが、「使用人」という文言が使用者との上下関係を想起させるおそれがあることを踏まえ、分類項目名としては「家事サービス従事者」と設定。 また、家事の一環として高齢者の世話を行うことがあり得るが、新小分類422「訪問介護従事者」（介護保険給付の範囲で行うもの）と区別するため、「介護」に関する説明も修正。 現行のマル例示である「家政婦（夫）」という名称はジェンダーニュートラル（性別を特定しない）の観点を考慮し、「家事代行員」といった言葉に置き換え可能であることから削除。 混同するおそれのある「家庭的保育者」及び「家庭的保育補助者」をバツ例示に追加。
419 その他の家庭生活支援サービス従事者 ベビーシッター、洗濯人（個人家庭）など小分類〔411〕に含まれない家庭生活支援サービスの<u>職務</u>に従事するも	359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者 ベビーシッター、洗濯人など小分類〔351〕に含まれない家庭生活支援サービスの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	項目名を「その他の家庭生活支援サービス従事者」に改称。

のをいう。 ○執事、別荘番、料理人（個人家庭）、洗濯人（個人家庭）、庭掃除人（個人家庭）、ベビーシッター、<u>チャイルドシッター</u> ×家庭教師〔261〕、自家用乗用自動車運転者〔652〕	○執事；別荘番；料理人（個人家庭）；洗濯人（個人家庭）；庭掃除人（個人家庭）；<u>ベビーシッター</u> ×家庭教師〔244〕；自家用乗用自動車運転者〔612〕	厚生労働省編職業分類を参考に「チャイルドシッター」をマル例示に追加。
--	---	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
42 介護サービス従事者 <u>障害者支援施設、老人福祉施設等の入所者及び通所者、又は居宅介護サービスの利用者</u>に対し、入浴、排せつ、食事等の介護の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>社会福祉施設の管理者は小分類〔151〕に、介護支援専門員の資格を有し、介護サービス計画の作成の専門的性質の職務に従事するものは小分類〔153〕に分類される。</u>	36 介護サービス職業従事者 <u>医療施設、福祉施設等において入所者及び通所者に対し、又は、在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、介護を必要とする者の居宅を訪問し、その者</u>に対し、入浴、排せつ、食事等の介護の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	介護サービスを受ける者がどのようななか端的に表すため、現行の説明文を「入所者」、「通所者」、「居宅介護サービスの利用者」と表現を見直し。 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）では、「在宅」ではなく「居宅」という表現を用いていることから、「在宅介護」を「居宅介護」に修正。 新小分類 151「社会福祉施設管理者」及び新小分類 153「介護支援専門員（ケアマネジャー）」の新規立項を反映し、ただし書を追加。
421 施設介護従事者 <u>障害者支援施設、老人福祉施設等において、入所者及び通所者に対する入浴、排せつ、食事等の介護、及びその他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する職務</u>に従事するものをいう。	361 介護職員（医療・福祉施設等） <u>医療施設、福祉施設、老人福祉施設等において入所者及び通所者に対する入浴、排せつ、食事等の介護の<u>仕事</u></u>に従事するものをいう。	令和 6 年 3 月末に医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に基づく「介護療養型医療施設」が廃止され、令和 7 年 4 月 1 日から介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく「介護医療院」へ転換し、医療施設でなくなったこと、また、医療施設における患者（高齢者・障害者に限定されない）の身の回りの世話は看護師や看護助手が行う場合もありうることから、これらと混同することを避けるため、説明文から「医療施設」を削除。 また、障害者の日常生活及び社会生

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・施設内での入浴、排せつ、食事等の介護 ・施設内で利用者が日常生活を送るために必要な洗濯・清掃等の生活の援助 ・施設内での集団生活における見守り、レクリエーション等の実施 ・利用者の健康状態や生活状況の記録、家族等への各種連絡・調整 ○施設・病院介護員、介護福祉士（施設介護・病院）、障害者支援施設介護職員、老人福祉施設介護職員、介助員（施設介護・病院）、重症心身障害児介護職員、生活支援ワーカー（施設介護）、ケアワーカー（施設介護・病院）、世話人（施設介護）、施設介護助手	○介護職員（医療・福祉施設等）；障害者支援施設等寮母・寮父、老人福祉施設寮母・寮父	活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に基づき、障害福祉サービスとして介護が行われることから、説明文の「福祉施設」を「障害者支援施設」に具体化。 これらの修正に伴い、小分類の名称からの施設名を削除するとともに、新小分類 422「訪問介護従事者」の名称と平仄を合わせる形で「施設介護従事者」に改称。 新小分類 422「訪問介護従事者」の説明文と平仄をあわせるため、「その他〜供与する」を追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、本項目に該当するマル例示を追加。 分類項目名称の変更を踏まえ、マル例示の「介護職員」を「施設・病院介護員」に修正。
---	--	--

×<u>看護師〔123〕、社会福祉施設管理者〔151〕、老人福祉施設長〔151〕、養護老人ホーム施設長〔151〕、特別養護老人ホーム施設長〔151〕、軽費老人ホーム（ケアハウス）所長〔151〕、老人短期入所施設長〔151〕、障害者支援施設長〔151〕、生活介護事業所長〔151〕、介護支援専門員〔153〕、ケアマネジャー〔153〕、生活支援員〔155〕、社会福祉士〔155〕、介護事務員〔352〕、介護保険事務員〔352〕、訪問介護員〔422〕、ホームヘルパー〔422〕、介護福祉士（訪問介護）〔422〕、ケアワーカー（訪問介護）〔422〕、介助員（訪問介護）〔422〕、訪問介護助手〔422〕、看護助手〔431〕</u>	×<u>老人福祉施設長・生活指導員〔162〕；母子生活支援施設寮母・寮父〔162〕；保育所保育士〔163〕；ホームヘルパー〔362〕</u>	本項目に分類されるが明記されていなかった「介護福祉士」をマル例示に追加。なお、「医療施設」で介護に従事するものも本項目に分類されることから、「（施設介護・病院）」をマル例示に補足。 「寮母・寮父」という表現は、性別を問わない職種へ変化したことに伴い、「施設長・管理者」に改称した上で、新小分類 151「社会福祉施設管理者」へ移設し、マル例示から削除。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「母子生活支援施設」は、介護施設とは施設の性格が大きく異なり、混同する可能性が低いため、バツ例示から削除。
422 訪問介護従事者 <u>居宅介護サービスの利用者の居宅を訪問し、介護を必要とする者に対する入浴、排せつ、食事等の介護、及びその他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する職務に従事するものをいう。</u>	362 訪問介護従事者 <u>在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、介護を必要とする者の居宅を訪問し、その者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する仕事に従事するものをいう。</u>	居宅介護サービスの利用は、要介護者のみならず、介護を行う家族がその負担軽減のために利用する場合があり、必ずしもケアプランに基づくものばかりではないことから、現行分類の

<u>ただし、療養中の傷病者等の居宅を訪問し、医師の指示に基づき、健康管理等の療養上の世話などの職務に従事するものは小分類〔123〕に、個人家庭の求めに応じて、調理、洗濯、掃除等の家事全般の代行の職務に従事するのは小分類〔411〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>介護を必要とする者（利用者）の居宅の訪問</u> ・<u>居宅での入浴、排せつ、食事等の介護</u> ・<u>利用者が日常生活を送るために必要な洗濯・清掃・調理・買い物等の生活の援助</u> ・<u>利用者の健康状態や生活状況の記録、家族等への各種連絡・調整</u> ○<u>訪問介護員、ホームヘルパー、主任訪問介護員、介護福祉士（訪問介護）、居宅介護員、介助員（訪問介護）、生活支援ワーカー（訪問介護）、ケアワーカー（訪問介護）、世話人（訪問介護）、訪問介護助手</u> ×<u>訪問看護師〔123〕、介護支援専門員〔153〕、ケアマネジャー（ケアマネ）〔153〕、生活支援員〔155〕、社会福祉士〔155〕、介護事務員〔352〕、介護保険事務員〔352〕、家事代行員〔411〕、介護福祉士（施設介護・病院）〔421〕、ケアワーカー（施設介護・病院）〔421〕、介助員（施設介護）〔421〕、世話人（施設介護）〔421〕、施設介護助手〔421〕、介助員（看護助手）〔431〕</u>	○訪問介護員；ホームヘルパー ×家政婦（夫）〔351〕；介護職員（医療・福祉施設等）〔361〕	「在宅介護サービス～介護を必要とする者」を「居宅介護サービスの利用者」に簡素化。 新小分類 123「看護師」及び 411「家事サービス従事者」の職務とは異なることから、ただし書を追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追記し、マル例示を追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
---	---	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
43 保健医療サービス従事者 病院、歯科医院、調剤薬局、動物病院などにおいて、医療行為や保健指導は行わず、医師・歯科医師・薬剤師・獣医師などの指示の下、その補助的な職務に従事するもの又は専門的性質を持たないその他の保健医療サービスに関する職務に従事するものをいう。	37 保健医療サービス職業従事者 病院、歯科医院、調剤薬局、動物病院などにおいて、医療行為は行わず、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師などからの指示により、専ら患者への食事などの介助、器具の清掃など補助的な仕事に従事するものをいう。	新中分類 13「看護・保健指導従事者」及び同 14「医療技師」の各小分類に平仄を合わせ、説明文の「指示により」を「指示の下」に修正。 現行の小分類 159「他に分類されない保健医療従事者」の一部のマル例示は、公的な免許・資格・官職を有しないことから、専門職業ではなく保健医療サービスの従事者（提供者等）であると整理し、新小分類 439「その他の保健医療サービス従事者」に移設。 同〔439〕に分類されるものは、必ずしも「助手」といった補助的な業務を担うものに限定されないことから、新中分類〔11～14〕の説明文「専門的性質の職務」と対比する形で、本中分類の説明文の末尾に、「又は専門的性質を持たないその他の保健医療サービス」を追記。
431 看護・助産助手 病院等において、医療行為や保健指導は行わず、医師・看護師・助産師の指示の下、その補助的な職務に従事するものをいう。	371 看護助手 病院などにおいて、医療行為は行わず、医師、看護師からの指示により、専ら患者への食事・入浴などの介助などの仕事に従事するものをいう。	「助産助手」は、現行の小分類 379「その他の保健医療サービス職業従事者」に分類されていたが、その課業が本項目の課業と類似していることなどから本項目に移設することとし、項目名称を「看護・助産助手」に改称して説明文を修正。

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・患者等の食事・入浴・移動・薬の服用などの介助 ・医療器具の洗浄・消毒、カルテの受渡しなどの診療や検査の準備 ・診察台や病棟のベッドの片付け・シーツ交換 ○看護助手（NA）、ナースエイド、看護補助者、看護師補助員、介助員（看護助手）、看護アシスタント、助産助手 ×看護師〔123〕、准看護師〔123〕、介助員（訪問介護）〔362〕、家事代行員〔411〕、介助員（施設介護）〔421〕、ケアワーカー（施設介護・病院）〔421〕、歯科助手〔432〕、動物看護助手〔439〕、薬剤師助手〔439〕、リハビリ助手〔439〕、視力検査員（健康診断に従事するもの）〔439〕	○看護助手、看護補助者 ×看護師〔133〕；准看護師〔133〕	関連法令や厚生労働省編職業分類、job tag を参考に、保健医療従事者を分類する新中分類〔11～14〕の各小分類と平仄を合わせ、説明文の「専ら～介助など」を「その補助的な職務」に修正。 厚生労働省編職業分類や job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追記。 「看護助手」及び「看護補助者」以外の呼称をマル例示に追加。 現行の小分類 379 から移設する「助産助手」をマル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
432 歯科助手 歯科医院等において、医療行為や保健指導は行わず、歯科医師・歯科衛生士からの指示の下、その補助的な職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u>	372 歯科助手 歯科医院などにおいて、医療行為は行わず、歯科医師からの指示により、専ら医療器具の清掃・準備、患者の介助などの仕事に従事するものをいう。	関連法令や厚生労働省編職業分類、job tag を参考に、保健医療従事者を分類する新中分類〔11～14〕の各小分類と平仄を合わせ、説明文の「専ら～介助など」を「その補助的な職務」に修正。 厚生労働省編職業分類や民間求人

・<u>歯科ユニットや治療器具・器材の準備・洗浄・消毒・片付け</u> ・<u>歯科材料（セメント、印象材等）の準備・管理</u> ・<u>唾液吸引等の口腔内に直接触れない補助業務</u> ○<u>歯科助手（D A）、デンタルアシスタント、歯科医助手、歯科アシスタント</u> ×<u>歯科衛生士（D H）〔124〕、歯科技工士〔136〕、歯科受付係〔351〕、歯科技工士助手〔439〕</u>	○歯科助手 ×歯科衛生士〔146〕	サイトを参考に、想定される主な課業を追記。 「歯科助手」以外の呼称をマル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
439 その他の保健医療サービス従事者 小分類〔431 及び 432〕に含まれない専門的性質を持たない保健医療サービスの職務に従事するものをいう。 ○<u>解剖学技手、解剖技術者、治験コーディネーター（C R C）、動物病院助手、動物看護助手、アニマルケアスタッフ、薬剤師助手（調剤薬局事務員）、レントゲン助手、病理衛生助手、臨床検査補助員、理学療法士助手、作業療法士助手、作業療法士補助、リハビリ助手、歯科技工士助手、食生活アドバイザー、あん摩師助手、はり師助手、鍼灸治療助手、柔道整復師助手、マッサージ助手、リフレクソロジスト、視力検査員（健康診断に従事するもの）</u>	379 その他の保健医療サービス職業従事者 小分類〔371 及び 372〕に含まれない保健医療サービスの仕事に従事するものをいう。 ○<u>あん摩師助手；はり師助手；柔道整復師助手；動物病院助手；動物看護師</u>	新中分類 43「保健医療サービス従事者」の説明文に合わせる形で、「専門的性質を持たない」を説明文に追記。 厚生労働省編職業分類や民間求人サイトを参考に、公的な免許・資格・官職等を有しないものをマル例示に追加し、新大分類C「保健医療・社会福祉専門職業従事者」に分類される小分類の登場順に合わせて並べ替え。 現行のマル例示「動物看護師」は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）施行により、名称独占として愛玩動物看護師でない者が愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用することができなくなったため、削除。 「調剤薬局事務員」について、現行

×<u>家畜防疫官〔113 又は 149〕、動物薬剤師〔114〕、愛玩動物看護師〔125〕、あん摩マッサージ指圧師〔142〕、はり師〔142〕、きゅう師〔142〕、柔道整復師〔142〕、心理カウンセラー〔144〕、心理判定員〔144〕、労働衛生コンサルタント〔149〕、機能訓練指導員〔149〕、衛生専門官〔149〕、検疫官〔149〕、検疫所検疫職員〔149〕、環境衛生指導員〔149〕、家庭用品衛生監視員〔149〕、視力検査員（販売に従事するもの）〔383〕、助産助手〔431〕、植物防疫員〔539〕、防疫作業員〔747〕</u>	×<u>あん摩マッサージ指圧師〔152〕；はり師〔152〕；きゅう師〔152〕；柔道整復師〔152〕</u>	の小分類 259「その他の一般事務従事者」に区分されているが、その課業は、受付などの事務職としての職務のみならず、「薬剤師の指示の下で行う薬の取りそろえ作業（ピッキング）などの補助」といった薬剤師の「助手」としての職務も担っており、調剤薬局で働く「薬剤師助手」が従来から本項目に分類されてきたことを踏まえ、「薬剤師助手（調剤薬局事務員）」として、マル例示に追加。 「リフレクソロジスト」は、日本標準産業分類の「リフレクソロジー」の事業所の分類される分類を参考に、マル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「防疫作業員」は、家畜伝染病が発生した際に、殺処分・埋却・消毒作業を行うものであり、公的な官職や資格を必ずしも有さないため、現行の小分類 159「他に分類されない保健医療専門職業従事者」から新小分類 747「ペストコントロール従事者」に移設。
---	---	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
44 教育・保育補助従事者 <u>幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び保育所などにおいて、児童・生徒の教育・生活支援、乳幼児の保育・保護のため、教員や保育士などが中心となつて行う職務の補助に従事するものをいう。</u> <u>ただし、高等教育機関において教員の補助を行うものは、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。</u>	（新設）	現行の中分類 42「その他のサービス職業従事者」（就業者数約 61 万人）のうち、小分類 429「他に分類されないサービス職業従事者」の就業者数（約 46 万人）の割合が特に高いことから、本項目に区分される「学童保育指導員」や、他の分類項目に区分される「外国語指導助手」及び「その他の教育・保育補助従事者」を切り出し、これらを区分する新中分類 44「教育・保育補助従事者」を新規立項。
441 学童保育支援員 <u>小学校の余裕教室・児童館などの放課後児童健全育成事業所等において、小学校等に就学している児童のうち保護者が労働等により昼間家庭にいないものなどに対する生活支援・世話などの職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>遊びや諸活動を通じて児童の自主性、社会性及び創造性を培うための必要な援助</u> ・<u>児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための必要な援助</u> ・<u>施設設備等の清掃、衛生管理、安全点検、片付け等の実施</u> ○放課後児童支援員、放課後児童支援員補助員、放課後こども教室支援員、放課後等デイサービス指導員、児童厚生員	（新設）	現行の小分類 429「他に分類されないサービス職業従事者」から切り出して新規立項。 放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ）の具体例である「小学校の余裕教室・児童館」や、小学校等に就学している児童すべてが対象でないことを説明文に明示。 なお、資格保有者とその補助者を区分することが困難であることから、両者を合わせて新小分類 441「学童保育支援員」とする。

<u>×保育士〔152〕、保育園助手〔449〕</u>		
442 外国語指導助手 <u>小学校、中学校、高等学校等での外国語の授業・活動において、教員が作成した指導計画に基づき、教員の職務の補助に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・授業前後の教員との打合せ ・授業における外国語使用者のモデルの提示、児童等との外国語による会話の場面設定、発音指導などの補助 ・教員が行う教材作成、パフォーマンス評価等の補助 ○ALT（外国語指導助手）、JLT（日本人英語指導者） ×中学校英語教諭〔184〕、高等学校英語教諭〔186〕、学習塾英語担当教師〔261〕、英会話教師〔269〕	（新設）	新中分類 44「教育・保育補助従事者」に該当するもののうち、国勢調査において回答者が一定数みられるとの意見があった「ALT（外国語指導助手）」について、量的目安等の基準を満たしていると考えられることから、新規立項。
449 その他の教育・保育補助従事者 <u>小分類〔441 及び 442〕に含まれない、教員や保育士などが中心となって行う職務の補助に従事するものをいう。</u> ○幼稚園助手、認定こども園助手、教育業務支援員、特別支援学校教員支援員、学習補助員、日本語指導支援員、理科支援員、実習助手、ICT（情報通信技術）支援員、養護職員、不登校児童支援員、校内別室指導支援員、教育相談員、部活動指導員、保育助手、保育所助手、家庭的保育補助者、子育て支援員（保育所）	（新設）	個別に切り出しが可能と考えられる「学童保育支援員」及び「外国語指導助手」を新規立項するとともに、これに該当しない教員の補助等を行うものを新小分類 449「その他の教育・保育補助従事者」として区分。 学校教育において児童・生徒の学習支援等を担う「学習補助員」、「日本語指導支援員」、「不登校児童支援員」、「校内別室指導支援員」及び「部活動指導員」を追加し、教育、保育の順番となるようマル例示を並べ替え。「保育ママ」は保育士等の資格を要すること、「ALT（外国語指導助手）」及び「JLT（日本人英語指導者）」は新

×<u>保育士〔152〕、児童生活支援員〔155〕、児童指導員〔155〕、幼稚園教員〔181〕、認定こども園保育教諭〔182〕、小学校教員〔183〕、中学校教員〔184〕、義務教育学校教員〔185〕、高等学校教員〔186〕、中等教育学校教員〔187〕、特別支援学校教員〔188〕、パソコンインストラクター〔279〕、学習塾採点者〔379〕、放課後児童支援員〔441〕、児童厚生員〔441〕、料理学校助手〔461〕、農業研究者助手〔531〕</u>		規立項することから、本項目には含まない。 バツ例示を現行の小分類順に並べ替え、混同するおそれのある「PCインストラクター」、「学習塾採点者」を追加。 児童の指導等を行うもののうち、教員・保育士の補助でない「児童生活支援員」等は、従前どおり新中分類 15「社会福祉専門職業従事者」に区分することから、これらのバツ例示を追加。 「認定こども園保育教諭」等の新規立項を踏まえ、これら教員をバツ例示に追加。 新中分類 44「教育・保育補助従事者」のただし書の説明に該当する高等教育機関における教育の補助を行うものとして、「料理学校助手」及び「農業研究者助手」をバツ例示に追加。
--	--	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
45 生活衛生サービス従事者 理容・美容・浴場・クリーニングなど個人に対する生活衛生サービスの<u>職務</u>に従事するものをいう。	38 生活衛生サービス職業従事者 理容・美容・浴場・クリーニングなど個人に対する生活衛生サービスの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	
451 理容師 理容師の免許を有し、理容サービスの<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>カウンセリングによる顧客の要望や毛髪・頭皮の状態等の把握</u> ・<u>顧客の首から上の部位に対する洗浄・洗髪、毛髪のカット・刈込み、髭や眉などの体毛のシェービング</u> ・<u>顧客の毛髪に対する薬品・機器などを用いた、染色、パーマネントウェーブ、ヘアーアイロンかけ、エクステンションなどの施術</u> ・<u>理容サービスに用いる設備・機器などの衛生管理</u> ○<u>管理理容師、理髪店店長、床屋店長、出張理容師、理髪師、床屋、アイブロウリスト・ブローアーティスト（理容師免許を有するもの）、理容師助手、理容師アシスタント</u>	381 理容師 理容師の免許を有し、<u>頭髪の刈込み・顔そり・ヘアーアイロンかけなど</u>理容サービスの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>管理理容師；理容師；理髪師；床屋</u>	説明文の「頭髪の刈込み～アイロンかけなど」は、課業として整理することから説明文から削除。 関連法令や厚生労働省編職業分類、job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追記。 「理髪店店長」等の店長職は、「管理理容師」が兼務する場合が多く、「理容師」の課業に従事していることから、マル例示に追加。 理容師免許におけるインターン制度は廃止されており、「理容師アシスタント」及び「理容師助手」と呼称されるものは、「理容師」の免許を保有することが一般的であることから、マル例示に追加。 「理容師」の免許が必要な「アイブ

×植毛施術者〔111〕、理・美容学校教員〔209〕、美容師〔452〕、まつ毛施術者〔452〕、美容脱毛施術者〔453〕、かつら師〔459〕、床山〔459〕、増毛施術人〔459〕、ペットトリマー〔495〕	×美容師〔382〕；トリマー（犬・猫の美容師）〔429〕	ロウリスト・ブローアーティスト」をマル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「植毛」は、頭皮への埋込みや移植の手術を「医師」が施術しているため、バツ例示に追加。
452 美容師 美容師の免許を有し、美容サービスの職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>カウンセリングによる顧客の要望や毛髪・頭皮の状態等の把握</u> ・<u>顧客の首から上の部位に対する、洗浄・洗髪・頭皮の手入れ・ウェットヘッドスパの施術・毛髪のカット</u> ・<u>顧客の毛髪・まつ毛に対する薬品・機器などを用いた、染色、パーマネントウェーブ、ヘアーアイロンかけ、エクステンションなどの施術</u> ・<u>結髪・ヘアセット・化粧及びこれに付随した軽度の顔そりにより、顧客の容姿を美しくすること</u> ・<u>美容サービスに用いる設備・機器などの衛生管理</u> ○<u>管理美容師、美容室店長、ヘアサロン店長、ヘアディレクター、出張美容師、ヘアデザイナー、ヘアスタイリスト、髪結師、ヘアメイクアップアーティスト、ヘアメイク係、化粧師、メイク係、メイクアップアーティスト、まつ毛パーマ施術者、まつ毛エクステ施術者、アイデザイナー、アイリスト、眉毛スタイリング施術者・アイブ</u>	382 美容師 美容師の免許を有し、<u>パーマネントウェーブ・結髪・化粧などの美容サービスの仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>管理美容師；美容師</u>	説明文の「パーマネントウェーブ・結髪・化粧など」は、課業として整理することから説明文から削除。 関連法令や厚生労働省編職業分類、job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追記。 関連法令や厚生労働省編職業分類、job tag、民間求人サイトを参考に、「美容師」の別の呼称や、本項目の課業に従事するものをマル例示に追加。 現行の小分類 383「美容サービス従事者（美容師を除く）」のマル例示で

<u>ロウリスト・ブローアーティスト（理容師免許を有するものを除く）、ウェットヘッドスパ従事者、美容師助手、美容師アシスタント</u> ×<u>植毛施術者〔111〕、美容整形外科医〔111〕、アートメイク施術者（医師）〔111〕、美容整形外科看護師〔123〕、アートメイク施術者（看護師）〔123〕、理・美容学校教員〔209〕、美容ブロガー〔221〕、メイクアドバイザー（教授するもの）〔269〕、メイクアドバイザー（販売を伴うもの）〔383〕、美容室レセプション〔291〕、美容部員〔383〕、理容師〔451〕、美顔術師〔453〕、美容脱毛施術</u>	×<u>理容師〔381〕；マニキュア師〔383〕；ペディキュア師〔383〕；かつら師〔383〕；美顔術師〔383〕；化粧品師〔383〕；床山〔383〕；髪結師〔383〕</u>	ある「化粧師」及び「髪結師」は、美容師免許を保有するものが従事することから、本項目に移設してマル例示に追加。 「美容師」の免許が必要な「まつ毛パーマ施術者」等をマル例示に追加。 「メイクアップアーティスト」及び「メイクアドバイザー」の整理は、以下のとおり。 ・ 販売を伴わず、演出等の目的で、他人の顔に化粧を実施するものは、法令の整理に従い、本項目に分類。 ・ 店頭で化粧品の販売を行い、同名称を名乗っているもの又は他人の顔に化粧を施すものは「美容部員」であるため、新小分類 383「販売店員」に分類。 ・ 販売や他人の顔への化粧を行わずに、化粧方法の個人教授を課業としているものは、新小分類 269「その他の個人教師」に分類。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「植毛」は、頭皮への埋込や移植の手術を「医師」が施術しているため、バツ例示に追加。
--	---	---

<u>者〔453〕、エステティシャン〔453〕、ネイリスト〔454〕、 かつら師〔459〕、床山〔459〕、衣装スタイリスト〔459〕、 タトゥーアーティスト〔459〕、ペットトリマー〔495〕</u>		
453 エステティシャン <u>医師・看護師・美容師等の免許を要しない範囲で、顧客の全身又は身体の一部について、肌の汚れの除去、保湿、脱毛など審美を目的とした施術を行う職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>カウンセリングによる顧客の要望や身体の状態の把握</u> ・ <u>顧客への施術に必要な設備・機器等の衛生管理</u> ・ <u>手技・機器等を用いて、顧客の全身又は身体の一部の審美を目的とした肌の汚れの除去、血行やリンパ循環の促進、保湿、美容脱毛（医行為に該当する脱毛を除く）などの施術</u> <u>○エステティシャン（全身美容師）、美顔術師、エスティックサロン店長、フェイシャルエステティシャン、美容脱毛施術者、美容電気・ワックス脱毛従事者、美容脱毛サロン店長、エステアシスタント</u> <u>×美容整形外科医〔111〕、美容整形外科看護師〔123〕、アートメイク施術者（医師）〔111〕、アートメイク施術者（看護師）〔123〕、医療脱毛施術者〔123〕、あん摩マッサージ指圧師〔143〕、はり師〔143〕、きゅう師〔143〕、</u>	（現行の小分類 383「美容サービス従事者（美容師を除く）」から切り出して新規立項） 383 美容サービス従事者（美容師を除く） <u>マニキュア、ペディキュア、着付など小分類〔382〕に分類されない美容サービスの仕事に従事するものをいう。</u> <u>○かつら師；美顔術師；化粧師；マニキュア師；ペディキュア師；床山；髪結師；着付師；エステティシャン；ネイリスト</u> <u>×人形浄りの人形着付師〔249〕；人形着付師〔539〕</u>	産業構造の変化により従事者が多く見込まれることなどから、現行の小分類 383「美容サービス従事者（美容師を除く）」のマル例示「エステティシャン」及び「美顔術師」を分類する項目として新規立項。 関連法令や厚生労働省編職業分類、job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を整理。 本項目に該当するものをマル例示に整理。 医療脱毛の施術者は「医師」又は「看護師」が行い、医療脱毛以外の美容脱毛（美容電気脱毛・ワックス脱毛等）は「エステティシャン」が行うことから、これらを内容例示に反映。 混同するおそれがあるものをバツ例示に整理。

<u>柔道整復師〔143〕、理・美容学校教員〔209〕、パーソナルトレーナー〔264〕、エステサロンレセプション〔291〕、美容部員〔383〕、看護助手〔431〕、あん摩師助手・はり師助手・柔道整復師助手〔439〕、リフレクソロジスト〔439〕、理容師〔451〕、美容師〔452〕、スパセラピスト〔459〕、リラクゼーションセラピスト〔459〕、アロマセラピスト〔459〕</u>		
454 ネイリスト <u>顧客の手・足の爪に対し、研磨・装飾など美容を目的とした施術を行う職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・塗料や化粧品等を用いた顧客の手・足の爪の補強や色づけ、模様描画、装飾の接着 ・施術の妨げとなる爪の甘皮の除去、やすり・電動機器を用いた爪の表面の研磨による爪の成形 ・過去に施術したジェルネイルや人工爪の除去 ○<u>ネイルアーティスト、ペディキュア師、マニキュア師、ネイルサロン店長、ネイリストアシスタント、ジュニアネイリスト（ネイリスト見習い）</u> ×<u>ネイルサロンレセプション〔291〕、美容部員〔383〕、美容師〔452〕、タトゥーアーティスト〔459〕、トリマー〔495〕</u>	<u>（現行の小分類 383「美容サービス従事者（美容師を除く）」から切り出して新規立項）</u> 383 美容サービス従事者（美容師を除く） <u>マニキュア、ペディキュア、着付など小分類〔382〕に分類されない美容サービスの仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>かつら師；美顔術師；化粧師；マニキュア師；ペディキュア師；床山；髪結師；着付師；エステティシャン；ネイリスト</u> ×<u>人形浄るりの人形着付師〔249〕；人形着付師〔539〕</u>	産業構造の変化により従事者が多く見込まれることなどから、現行の小分類 383「美容サービス従事者（美容師を除く）」のマル例示「ネイリスト」、「マニキュア師」及び「ペディキュア師」を分類する項目として新規立項。 関連法令や厚生労働省編職業分類、job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を整理。 本項目に該当するものをマル例示に整理。 混同するおそれがあるものをバツ例示に整理。 「タトゥーアーティスト」は、身体 の爪以外の部分に模様描画を行うた

		め、「トリマー」はペットの爪切りも行うため、バツ例示に追加。
455 浴場従事者 浴場・温泉・サウナ・<u>銭湯・岩盤浴施設</u>などにおいて、フロント業務・脱衣場の整頓・<u>場内</u>の清掃・湯の調節などの<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>陸用</u>ボイラーの取扱い・保守・管理の<u>職務</u>に従事するものは小分類〔682〕に分類される。	384 浴場従事者 浴場・温泉・サウナ<u>ぶろ・ヘルスセンター</u>の浴場などにおいて、<u>番台・フロント業務・脱衣場の整頓・洗い場</u>の清掃・<u>体の流し・燃料の運搬・かま（釜）の焚き付け・仕込み湯の調節・洗い湯の調節</u>などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>サウナぶろ等において専ら</u>ボイラーの取扱・保守・管理の<u>仕事</u>に従事するものは小分類〔642〕に分類される。	説明文を以下のとおり修正。 ・ヘルスセンターの浴場は、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)の適用を受けるが、そこで働くものすべてが「浴場従事者」ではないことから、説明文からは削除。 ・「サウナぶろ」は、浴場の一種であることが社会に浸透したため、「サウナ」に修正。 ・「番台」と「フロント業務」は重複しているため、前者を削除。 ・清掃する場所を浴場内の「洗い場」に限定する理由がないため、「場内」に表現を修正。 ・設備の電子化やガス化の進展により、「燃料の運搬」及び「かま（釜）の焚き付け」を削除。 現行のただし書の「ボイラーの取扱・保守・管理の仕事に従事するもの」は、本項目と現行小分類 642「ボイラー・オペレーター」のいずれかに分類されてきたが、ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)で定められる「ボイラー技士・整備士」は、取り扱うボイラーの規模

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・料金・施設案内などの利用方法の説明、料金の精算及びロッカーキー・バスタオルなどの貸与品の受渡し ・脱衣場・通路などの浴室周辺の整頓・清掃、マットの交換及び備品・消耗品の管理・補充 ・浴室・浴槽の清掃などの開店前・閉店後の準備 ○温泉浴場従事者、温泉浴場風呂番、サウナ従事者、岩盤浴従事者、番台、風呂番、公衆浴場受付事務員、サウナ受付案内係、サウナ風呂ロビー係、岩盤浴フロント係員、健康ランド受付事務員、スポーツセンター浴場係員、ゴルフ場浴場係員、旅館浴場係員、湯もみ人、浴場管理人、銭湯経営者、サウナ店長、サウナ支配人 ×ジムトレーナー〔264〕、ヨガインストラクター〔264〕、スイミングクラブコーチ〔264〕、ヘッドスパ従事者〔452〕、エステティシャン〔453〕、スパセラピスト〔459〕、ボイラーオペレーター〔682〕	○浴場従事者；温泉浴場従事者；ヘルスセンター浴場従事者；番台；ボイラー・オペレーター（浴場）；銭湯経営者 ×ボイラー・オペレーター（サウナぶろ等）〔642〕	に応じて特級～2級といった区分が設けられているものの、従事する対象により区別されないことから、ボイラー技士・整備士の免許を有するものは、すべて新小分類 682「ボイラーオペレーター」に分類することとし、ただし書を修正。 関連法令や厚生労働省編職業分類、job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追記。 従来から分類されていたが明示のなかったものをマル例示に追加。 ただし書の修正に伴い、「ボイラー・オペレーター（浴場）」をマル例示から削除。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
456 クリーニング従事者 <u>衣類その他の繊維製品又は皮革製品を客から受取り、洗濯し、引渡しをする一連の職務又はコインオペレーションクリーニング営業施設の管理の職務に従事するもの</u>をいう。貸出し後に回収されたリネン製品等の洗濯・仕上	385 クリーニング職 <u>被服類を原形のまま洗濯する仕事に従事するもの</u>をいう。	和服の着用者及び洗張事業者が減少しており、国勢調査の集計においても集約されていることから、現行の小分類 386「洗張職」を本項目に統合。なお、「洗張職」もクリーニング業法

<u>げのみに従事するもの、及び衣類等の洗張・湯のしの職務に従事するものも含まれる。</u>		(昭和二十五年法律第二百七号)の適用を受けること、同法では洗濯をしないクリーニング取次所もクリーニング所に含まれると明記されていること、取次所の営業者もクリーニング営業者であることなどから、分類項目名を「クリーニング従事者」に改称。 説明文の「被服類」は、法令の文言に合わせ、「衣類その他の繊維製品又は皮革製品」とし、「原形のまま」は、洗張と統合するため削除。 現行の小分類 429「他に分類されないサービス職業従事者」のマル例示「コインランドリー管理人」は、クリーニング業法の適用は受けないものの、「コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱について」(昭和 58 年 3 月 29 日環指第 39 号)により、その営業には地方公共団体(保健所)への届出が必要であること、クリーニング業法と同様、管理人には衛生状況の管理・監督が求められることから、本項目に分類することとし、「コイン～管理の職務」を説明文に追記。 クリーニング業法の適用を受けるリネンサプライ業や貸おしぼり・マット・モップ業等の従事者(現行の小分
---	--	--

ただし、<u>次の職務に従事するものは含まれない。</u> (1) 個人の家庭において洗濯の<u>職務に従事するもの</u>は小分類〔419〕に分類される。 (2) <u>洗濯物や貸リネン製品等の配達に従事するもの</u>は小分類〔735〕に分類される。 (3) <u>洗濯工場での洗濯物の仕分けに従事するものは小分類〔761〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・訪問・店舗受付などによる衣類等の洗濯物の預かり、汚れ・傷み・種類・素材の確認、料金の精算・仕上がり日の案内などの接客 ・溶剤・洗剤・機械を用いた洗濯・湯のし・染み抜き・乾燥・プレス・アイロンがけ・消毒などのクリーニング ・洗濯後の衣類等の状態や衛生状況を良好に保つ保管 ・訪問・店舗受付などによる洗濯後の衣類等の返却・納品 ・クリーニング所又はコインオペレーションクリーニング営業施設の衛生状況の管理・監督 ○<u>クリーニング師、クリーニング店受付従事者、洗濯工、洗濯職、洗濯人（個人家庭を除く）、ランドリー工、ドライクリーニング職、ウェットクリーニング職、染み抜き工（クリーニング）、洗濯プレス工、仕上工（クリーニング）、しわ伸ばし工（洗濯業）、アイロン掛職（クリーニング）、リネンサプライ従事者（洗濯・仕上げのみに従事するもの）、貸雑巾洗濯工、貸おしぼり洗濯工、貸マ</u>	ただし、個人の家庭において洗濯の<u>仕事に従事するものは小分類〔359〕に分類される。</u> また、洗濯物の受注・配達・<u>受付・仕分けの仕事に従事するものは含まれない。</u> ○<u>クリーニング師、洗濯工、ランドリー工、ドライクリーニング職、ウェットクリーニング職、染み抜き工（クリーニング）、仕上工（クリーニング）、アイロン掛職（クリーニング）</u> ×<u>洗濯注文取り〔349〕、洗濯人（個人家庭）〔359〕、洗濯物配達人〔705〕</u>	類 423「物品賃貸人」に区分）のうち、洗濯・仕上げに従事するものも本項目に分類することとし、「貸出し後に～従事するもの」を説明文に追記。 洗濯物クリーニング工場等において仕分け作業にのみ従事するものは新小分類 761「ピッキング作業員」に分類されるため、ただし書を修正。 洗濯物の「受付」を行うものは本項目に分類されると整理を変更したため、ただし書から削除。 関連法令や厚生労働省編職業分類、job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追加。 上記の見直しを踏まえ、「クリーニング店受付従事者」等をマル例示に追加。
--	--	---

<u>ット・モップ消毒殺菌作業人、じゅうたんクリーニング職、ワイシャツ仕上工（クリーニング業）、クリーニング受付店主、クリーニング店主、洗濯代行人、洗張職、湯のし職、湯通し工、仕上工（洗張）、寝具乾燥消毒人、コインランドリー管理人、コインランドリー店主</u> ×<u>クリーニング受注営業員</u>〔456〕、<u>家事手伝い</u>〔411〕、<u>洗濯人（個人家庭）</u>〔419〕、<u>リネンサプライ業主（洗濯・仕上げのみに従事するものを除く）</u>〔492〕、<u>おしぼり貸人</u>〔492〕、<u>リネン賃貸人</u>〔492〕、<u>洗濯物集配人</u>〔735〕、<u>おしぼり・雑巾・マット・モップ配達回収人</u>〔735〕、<u>ハウスクリーニング職</u>〔742〕、<u>洗濯物仕分作業員</u>〔761〕	386 洗張職 被服類の洗張・湯のしの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○洗張職；湯のし職；湯通し工；仕上工（洗張） ×<u>洗濯注文取り</u>〔349〕	混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
459 その他の生活衛生サービス従事者 <u>増毛、着付、リラクゼーション</u>など小分類〔451～456〕に分類されない<u>生活衛生サービス</u>の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ○<u>かつら師、ウィッグケアリスト、床山、増毛施術者、着付師、着付け技能士（教授していないもの）、衣装スタイリスト、タトゥーアーティスト、タトゥー店店長、リラ</u>	383 美容サービス従事者（美容師を除く） <u>マニキュア、ペディキュア、着付</u>など小分類〔382〕に分類されない<u>美容サービス</u>の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>かつら師；美顔術師；化粧師；マニキュア師；ペディキュア師；床山；髪結師；着付師；エステティシャン；ネイリスト</u>	現行の小分類 383「美容サービス従事者（美容師を除く）」は、新小分類 453「エステティシャン」及び 454「ネイリスト」の新規立項により、本項目の就業者数の減少が見込まれることなどから、中分類全体の「その他」項目に位置付けを変更し、項目名を「その他の生活衛生サービス従事者」に改称。なお、「（美容師を除く）」という補足が他の項目名ではみられないことから、本表現は削除。 説明文は、見直し後のマル例示を踏まえ、「増毛、着付、リラクゼーション」に修正。 関連法令や厚生労働省編職業分類、job tag、民間求人サイトを参考に、新小分類〔451～456〕に分類されない

<u>クゼーションセラピスト、リラクゼーションサロン店 長、アロマセラピスト、アロマトリートメントサロン店 長、スパセラピスト、スパサロン店長</u> ×<u>植毛施術者〔111〕、美容整形外科医〔111〕、アートメイ ク施術者（医師）〔111〕、美容整形外科看護師〔123〕、 アートメイク施術者（看護師）〔123〕、医療脱毛施術者 〔123〕、理・美容学校教員〔209〕、美容ブロガー〔211〕、 着付け技能士（教授しているもの）〔263〕、着付教室教 師〔263〕、メイクアドバイザー（教授するもの）〔269〕、 メイクアドバイザー（販売を伴うもの）〔383〕、美容部 員〔383〕、リフレクソロジスト〔439〕、美容師〔452〕、 化粧師〔452〕、髪結師〔452〕、エステティシャン〔453〕、 ネイリスト〔454〕、美容インフルエンサー（広告宣伝に 係るもの）〔493〕</u>	×<u>人形淨るりの人形着付師〔249〕；人形着付師〔539〕</u>	生活衛生サービス従事者をマル例示 に追加。 「かつら師」及び「着付師」の別の 呼称である「衣装スタイリスト」（現 行の小分類 224「デザイナー」のマル 例示）や、「リラクゼーションセラピ スト」、「アロマセラピスト」及び「タ トゥーアーティスト」（現行の小分類 429「他に分類されないサービス職業 従事者」等のマル例示）など、本中分 類に分類される「容姿を清潔に又は美 しく整える」ものや、「身体に施術す る」ものとの課業の類似性を踏まえ、 本項目に移設し、マル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ 例示に追加。
---	--	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
46 飲食物調理従事者 飲食物の調理及び酒等の飲料の混合・調整の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、飲食料品の製造の<u>職務</u>に従事するものは<u>小分類〔573〕</u>に分類される。	39 飲食物調理従事者 飲食物の調理及び酒類等の飲料の混合・調整の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、飲食料品の製造の<u>仕事</u>に従事するものは<u>中分類〔503 及び 533〕</u>の<u>それぞれ該当する項目</u>に分類される。	新小分類 463「バーテンダー」の説明文の修正を反映し、「酒類」を「酒」に統一。また、ただし書の「中分類」は誤記と考えられるため「小分類」に修正。
461 調理人 飲食店・旅館・ホテル・工場・学校・病院など一般家庭以外の場所において、<u>客の注文に応じてその場で提供する飲食物や給食などの調理の職務に従事するものをいう。注文に応じて持ち帰り又は配達用の飲食物の調理の職務に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、調理人等の指示に従い、食材の切り込み・下ごしらえ・盛り付けなどの調理人の一部の職務を補助するものは小分類〔462〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>当日のメニューの選定及び新メニューの考案</u> ・<u>食材を煮る・焼く・炒めるなどの飲食物の調理</u> ・<u>調理中の味見、火加減等の状況確認</u> ・<u>他の調理スタッフの指導・教育・監督</u> ○専門調理師、<u>調理師</u>、<u>ふぐ調理師</u>、<u>コック長</u>、<u>コック</u>、<u>料理人（個人家庭を除く）</u>、<u>盛り付け人（調理見習い）</u>、<u>煮方（なべ）</u>、<u>板場</u>、<u>調理員（船舶）</u>、<u>にぎりずし職人</u>、<u>調理人（屋台を除く）</u>、<u>炊事人（個人家庭を除く）</u>、<u>給食調理人</u>、<u>板前（板場）</u>、<u>司厨長（船舶）</u>、<u>洗い方（追回し）（調理見習い）</u>、<u>焼方（焼場）</u>、<u>漁船司厨員</u>、<u>皿洗い人（調理見習い）</u>、<u>寮賄い人</u>、<u>飲食店主・店長（自ら飲食物の</u>	391 調理人 飲食店・旅館・ホテル・工場・学校・病院など一般家庭以外の場所において、<u>献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するものをいう。</u> ○専門調理師、<u>調理師</u>、<u>ふぐ調理師</u>、<u>コック長</u>、<u>コック</u>、<u>料理人（個人家庭を除く）</u>、<u>盛り付け人</u>、<u>煮方（なべ）</u>、<u>板場</u>、<u>調理員（船舶）</u>、<u>にぎりずし職人</u>、<u>調理人（屋台を除く）</u>、<u>炊事人（個人家庭を除く）</u>、<u>給食調理人</u>、<u>板前（板場）</u>、<u>司厨長（船舶）</u>、<u>洗い方（追回し）（調理見習い）</u>、<u>焼方（焼場）</u>、<u>漁船司厨員</u>、<u>皿洗い人（調理見習い）</u>、<u>寮賄い人</u>、<u>飲食店主（自ら飲食物の調理を行うもの）</u>	日本標準産業分類において飲食サービス業である中分類 76「飲食店」及び中分類 77「持ち帰り・配達飲食サービス業」を参考に説明文を修正。 新小分類 462「調理補助者」の新設に伴いただし書を追記。 調理見習は、将来的にその職業の職務を遂行するために必要となる資格・経験・知識・技能を得るための訓練過程にある者であり、将来的に本務者の職業に就き、その課業すべてを担うことを前提としているため、その職務内容が本務者のものと実質的に同じとして新小分類 461「調理人」に含める。 マル例示の「盛り付け人」は盛り付けのみを行うと判断し、新小分類 462「調理補助者」に移設。 店舗内で販売するための弁当などを製造するものは新小分類 573「食料品製造従事者」に分類されるが、注文に応じて持ち帰り又は配達用の弁当

<u>調理を行うもの</u>、<u>仕出し弁当調理人</u>、<u>宅配弁当調理人</u>、<u>持ち帰り弁当調理人</u>、<u>パティシエ（飲食店）</u> ×<u>栄養士</u>〔142〕、<u>キッチンカー店主</u>〔385〕、<u>屋台飲食店主</u>〔385〕、<u>料理人（個人家庭）</u>〔419〕、<u>調理補助</u>〔462〕、<u>盛り付け人（調理見習いでないもの）</u>〔462〕、<u>バーテンダー</u>〔463〕、<u>食パン製造工</u>〔573〕、<u>弁当・そうざい製造工</u>〔573〕、<u>パティシエ（洋菓子製造）</u>〔573〕、<u>皿洗い人（調理見習いでないもの）</u>〔769〕、<u>パントリースタッフ（食器洗い人）</u>〔769〕	×<u>栄養士</u>〔151〕；<u>料理人（個人家庭）</u>〔359〕；<u>バーテンダー</u>〔392〕；<u>食パン製造工</u>〔533〕；<u>皿洗い人（調理見習いでないもの）</u>〔739〕；<u>パントリー（食器洗い人）</u>〔739〕	を調理するものは本項目に分類するため、「仕出し弁当調理人」等をマル例示に追加。 混同されやすいものとして「キッチンカー店主」等をバツ例示に追加。
462 調理補助者 <u>調理人等の指示に従い、食材の切り込み・下ごしらえ・盛り付けなどの補助的な職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>食材の切り込み・下ごしらえ・盛り付け</u> ・<u>調理器具・食器等の準備</u> ・<u>調理場の清掃及び食器等の洗浄</u> ○<u>調理補助、調理サポート、調理手伝い人、盛り付け人（調理見習いでないもの）</u> ×<u>調理師</u>〔461〕、<u>調理人（屋台を除く）</u>〔461〕、<u>皿洗い人（調理見習い）</u>〔461〕、<u>皿洗い人（調理見習いでないもの）</u>〔769〕	（新設）	従来、現行の小分類 391「調理人」に分類されていた「調理補助者」を切り出し、新小分類 462「調理補助者」として新設。 国際標準職業分類（ISCO-08）、job tag 等を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 本項目に該当するものをマル例示に記載。 混同されやすいものをバツ例示に記載。
463 バーテンダー <u>バー・キャバレー・ナイトクラブ・その他客に飲食をさせる場所において、主として、酒と酒又は酒と酒以外の飲料を混合・調整してカクテルを作る職務に従事するものをいう。</u>	392 バーテンダー <u>キャバレー・バー・ナイトクラブ・その他客に飲食をさせる場所において、主として、酒又は酒類と酒類以外の飲料を混合・調整して、客の飲用に供する調酒の仕事に従事するものをいう。</u>	現行の説明文には「酒」と「酒類」が混在しているため、一般的な呼称である「酒」に統一。バーテンダーの主要な勤務先である「バー」を説明文の

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>酒、酒以外の飲料、果実等の食材及びシェイク、ステア等の各種技法を用いたカクテル作り</u> ・<u>カクテル等の飲料や軽食の客への提供</u> ・<u>使用済みグラス等の食器の洗浄</u> ○バーテンダー、バーテン、バーテンダー見習い ×調理人（屋台を除く）〔461〕、調理師〔461〕、ソムリエ〔473〕、ソムリエール〔473〕、ウエイター〔473〕、ウエイトレス〔473〕、ホステス・ホスト（キャバレー・ナイトクラブ・バーなど）〔476〕	○バーテンダー；バーテン；バーテンダー見習 ×調理人〔391〕；調理師〔391〕	先頭に修正。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 混同されやすいものとして「ソムリエ」等をバツ例示に追加。
---	--	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
47 接客・給仕従事者 飲食物の給仕、<u>客の案内</u>・接客など個人に対するサービスの<u>職務</u>に従事するものをいう。	40 接客・給仕職業従事者 飲食物の給仕、<u>身の回りの用務</u>・接客・<u>娯楽</u>など<u>家庭以外</u>の<u>場所において</u>個人に対するサービスの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	項目名を「接客・給仕従事者」に改称。 現行の小分類 404「身の回り世話従事者」の分割によって「身の回りの～」は使用しない文言となるため、現行の説明文にある「身の回りの用務」を「客の案内」に変更。また、「娯楽」自体はサービスではなく、娯楽場等での「案内」や「接客」がサービスであるため説明文を修正。 「家庭以外の場所」という表現について、新中分類 47「接客・給仕従事者」に属する職業の中には、家庭を訪問してサービスを提供するものも含まれることから、削除。
471 飲食店主・店長 <u>主に</u>食品材料の仕入れ・接客サービスなどの<u>職務</u>に従事するとともに、飲食店を経営し、営業の全部又は一部について従業員を管理・監督する<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、主に経営・管理・<u>監督</u>の<u>職務</u>に従事するものは大分類 A「<u>管理的職業従事者</u>」に、<u>主に</u>自ら飲食物の調理を行うものは小分類「<u>461</u>」に分類される。	401 飲食店主・店長 <u>飲食店を</u>経営管理し、<u>自ら</u>食品材料の仕入れ・接客などの<u>仕事</u>に従事する<u>もののうち</u>、主に食品材料の仕入れ・接客などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、主に経営・管理の<u>仕事</u>に従事するものは、大分類 A「<u>管理的職業従事者</u>」の小分類「<u>021 又は 049</u>」に、自ら飲食物の調理を行うものは小分類「<u>391</u>」に分類される。	「飲食店主・店長」は、飲食店の経営や従業員の管理・監督にも一定程度従事するが、本項目では主として食品材料の仕入れ・接客サービス等の職務に従事する者を分類対象としている。 一方、主に経営・管理・監督の職務に従事する者は新大分類 A「管理的職業従事者」に分類されることから、分類基準となる主たる職務を明確にするため、仕入れ・接客サービス等に関する記述を前置するよう説明文を修正。

この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・ <u>食品材料の仕入れ及び接客サービス</u> ・ <u>経営方針に基づく運営計画の立案及び仕入量・価格等の決定</u> ・ <u>飲食店における従業員の採用・配置・教育・労務などの管理・監督及び施設管理</u> ○ <u>飲食店主・店長（主に接客サービスに従事するもの）</u>、 ○ <u>飲食店支配人（主に接客サービスに従事するもの）</u>、飲	○ <u>飲食店主（自ら飲食物の調理を行わないもの）</u>；飲食店 長（<u>自ら飲食物の調理を行わないもの</u>）；飲食店支配人	また、経営・管理・監督と仕入れ・接客サービス等の双方に従事する実態を踏まえ、「～するとともに」と両論併記する表現に改め、現行の小分類 402「旅館主・支配人」の説明文にある「営業の全部又は一部」と平仄を合わせる形で修正。 さらに、現行の中分類 40「接客・給仕職業従事者」に属する各小分類において「接客」及び「接客サービス」と 2 種類の表現があるところ、現行の中分類〔40〕の説明において「個人に対するサービス」としていることを踏まえ、「接客サービス」に統一。 ただし書の「小分類〔021 又は 049〕」について、主に経営・管理・監督の職務に従事するものは現行の小分類 021「会社役員」又は現行の小分類 049「その他の管理的職業従事者」に限られないため削除。 job tag、厚生労働省編職業分類を参考に、想定される主な課業を追記。 マル例示の職業に、「自ら飲食物の調理を行わないもの」と補足している
--	--	---

食店マダム（主に接客サービスに従事するもの）、飲食店マスター（主に接客サービスに従事するもの）、料理店主（主に接客サービスに従事するもの） ×飲食店主・店長（主に経営・管理・監督の職務に従事するもの）〔021～049〕、飲食店主・店長（主に自ら飲食物の調理を行うもの）〔461〕	（自ら飲食物の調理を行わないもの）；飲食店マダム（自ら飲食物の調理を行わないもの）；飲食店マスター（自ら飲食物の調理を行わないもの）；料理店主（自ら飲食物の調理を行わないもの） ×飲食店主（自ら飲食物の調理を行うもの）〔391〕	が、飲食店主・店長であるものが自ら調理を行わないと断定できないため、説明文どおり、「主に接客サービスに従事するもの」に修正。 バツ例示の職業に「自ら飲食物の調理を行うもの」と補足しているが、上記を踏まえ、「主に」を追記。また、新大分類 A「管理的職業従事者」に該当するものを追加。
472 旅館主・支配人 主に宿泊客への接客サービスなどの職務に従事するとともに、旅館・ホテルを経営し、営業の全部又は一部について従業員を管理・監督する職務に従事するものをいう。 ただし、主に経営・管理・監督の職務に従事するものは大分類 A「管理的職業従事者」に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・宿泊客の案内、宿泊手続、施設・設備の説明などの接客サービス ・経営方針に基づく運営計画の立案及び価格等の決定 ・旅館・ホテルにおける従業員の採用・配置・教育・労務などの管理・監督及び施設管理 ○旅館主（主に接客サービスに従事するもの）、ホテル支配人（主に接客サービスに従事するもの）、民泊オーナー、宿泊所管理人	402 旅館主・支配人 旅館・ホテルを経営し、又は営業の全部又は一部について従業員を指揮監督し、自らも接客サービスなどの仕事に従事するもののうち、主に接客サービスなどの仕事に従事するものをいう。 ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは大分類 A「管理的職業従事者」の小分類〔021 又は 049〕に分類される。 ○旅館主（接客サービスに従事するもの）、ホテル支配人（接客サービスに従事するもの）	新小分類 471「飲食店主・店長」の説明文と平仄を合わせる形で修正。 job tag、厚生労働省編職業分類を参考に、想定される主な課業を追記。 マル例示の「旅館主」等は「接客サービス」以外の職務にも従事する可能性があることから、「主に」を追記。また、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に基づく民泊も普及

×<u>旅館主（主に経営・管理・監督の職務に従事するもの）</u> 〔021～049〕、<u>ホテル支配人（主に経営・管理・監督の職務に従事するもの）</u>〔021～049〕、<u>番頭（旅館）</u>〔474〕、<u>フロント（ホテル）</u>〔474〕、<u>ホテルコンシェルジュ</u>〔474〕	×番頭（旅館）〔404〕	していることから、「民泊オーナー」をマル例示に追加。 混同されやすいもの及び大分類〔A〕に該当するものをバツ例示に追加。
473 飲食物給仕従事者 食堂・喫茶店・料理店・旅館・ホテル・船舶・列車などにおいて食卓の用意・給仕などのサービスの<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>飲食物の注文受付、調理場への注文伝達及び給仕</u> ・<u>食器類の配置、片付け、消耗品の補充などの食卓の整理</u> ・<u>客の要望に応じたメニュー選定の助言</u> ○給仕人（食堂）、ウェイトレス、ウェイター、給仕人（酒場）、サービス係（列車の食堂）、サービス係（船舶の食	403 飲食物給仕従事者 食堂・喫茶店・旅館・ホテル・<u>待合・料理店</u>・船舶・列車などにおいて食卓の用意・給仕のサービスの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>食堂の給仕人</u>；<u>喫茶店のウェイトレス・ウェイター</u>；<u>酒場の給仕人</u>；サービス係（列車の食堂）；サービス係（船	説明文に出てくる店舗等を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（以下「風営法」という。）の適用を受ける可能性があるもの、旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）に基づくものの順番となるよう並べ替え。 本項目の従事者は、客に対する席への案内、注文受付なども行っていることから、「給仕など」に修正。 また、現行の説明文にある「待合」は、風営法の条文にあるものの、現代社会においてはほとんど見られない業態であるため、削除。 job tag、厚生労働省編職業分類等を参考に、想定される主な課業を追記。

堂)、<u>ソムリエ、ソムリエール、ギャルソン、カウンターパーソン（給仕）、フロア係（飲食店）、ホール係（飲食店）、ボーイ（キャバレー）</u> ×レジスター係〔384〕、ホステス・ホスト（キャバレー・ナイトクラブ・バーなど）〔476〕、接客社交係（キャバレー・ナイトクラブ・バーなど）〔476〕	船舶の食堂)；<u>ソムリエ；ギャルソン；カウンター・パーソン（給仕）；フロア係（飲食店）；ホール係（飲食店）；キャバレーのボーイ</u>	「接客」を課業とするが、小売店での販売員や、身体に接する可能性があるサービスの提供者とは異なることを示すため、バツ例示を追加。
474 旅館・ホテル接客従事者 旅館・ホテルなどにおいて<u>宿泊客の予約受付、宿泊手続、客室・設備の案内、部屋の清掃などの職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>宿泊客の予約受付、宿泊手続、出迎え・見送り</u> ・<u>客室・設備、周辺の観光名所、交通機関等の案内・紹介・手配</u> ・<u>部屋割りの作成・更新</u> ・<u>宿泊客の荷物の運搬</u> ・<u>宿泊に関する問合せ対応及び伝言の取次ぎ</u> ○番頭（旅館）、手代（旅館）、ドア係、客室係（旅館・ホテルなど）、仲居（旅館など）、接客係（旅館・ホテルなど）、案内係（旅館・ホテルなど）、フロント（ホテル）、ホテルコンシェルジュ、ベルパーソン、ポーター（ホテル）、<u>宿泊所受付</u> ×<u>航空客室乗務員〔475〕、鉄道客室乗務員〔475〕、船舶客室乗務員〔475〕、旅行・観光ガイド〔491〕、手回品運搬人（ポーター）（ホテルを除く）〔499〕、クローク係〔499〕</u>	404 身の回り世話従事者 旅館・ホテル・<u>待合・航空機・船舶・列車などにおいて客の身の回りの用務・部屋の清掃などのサービスの仕事に従事するものをいう。</u> ○番頭（旅館）；<u>手代（旅館）；ドア係；客室係（旅館・ホテル）；仲居（旅館など）；接客係（旅館・ホテルなど）；案内係（旅館・ホテルなど）；パーサー（航空）；航空客室乗務員；船客長；船舶旅客係</u> ×<u>パーサー（船舶）〔259〕</u>	現行の小分類 404「身の回り世話従事者」を新小分類 474「旅館・ホテル接客従事者」、新小分類 475「客室乗務員」に分割（本項目は前者に該当）。 job tag、厚生労働省編職業分類等を参考に、「旅館・ホテル接客従事者」の内容に沿うよう説明文を修正するとともに、想定される主な課業を整理。 現行の小分類 404「身の回り世話従事者」のマル例示から本項目に該当するものをマル例示に記載し、「フロント（ホテル）」等を追加。 現行の小分類 404「身の回り世話従事者」を分割したものであることが分かるよう、バツ例示を整理。
475 客室乗務員 航空機・船舶・列車などの<u>乗り物において、旅客の案</u>	（新設）	現行の小分類 404「身の回り世話従事者」を新小分類 474「旅館・ホテル

内、緊急時の保安対応などのサービスの職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>旅客の案内及び飲食物、新聞・雑誌等の要望に応じたサービスの提供</u> ・<u>酸素マスク、救命ジャケット等の説明・実演及び緊急時の避難誘導などの保安対応</u> ・<u>乗客数、経路、サービス内容、保安対策などに関する事前の情報共有</u> ・<u>客室の清掃・整理</u> ○パーサー（航空）、パーサー（鉄道）、パーサー（船舶）、航空客室乗務員、<u>鉄道客室乗務員、船舶客室乗務員、フライトアテンダント、キャビンアテンダント、キャビンクルー、マリンアテンダント、マリンクルー、船客長、船舶旅客係</u>		接客従事者」、新小分類 475「客室乗務員」に分割（本項目は後者に該当）。 job tag、厚生労働省編職業分類等を参考に、「客室乗務員」の内容に沿うよう現行の小分類 404「身の回り世話従事者」の説明文を修正するとともに、想定される主な課業を整理。 現行の小分類 404「身の回り世話従事者」の例示から本項目に該当するものをマル例示に記載し、「フライトアテンダント」等を追加。 なお、「パーサー（船舶）」は現行の大分類 C「事務従事者」に分類されていたが、船員法（昭和二十二年法律第百号）における「事務部」とは、出入港手続、船内での飲食物の調理、客船などでの乗客へのサービス全般を行う者が属する部門を指しており、「事務部」に属するものすべてを「事務従事者」とする場合、船舶に乗船する調理人や医師も「事務従事者」とする必要があるところ、課業の類似性を考慮して、それぞれ該当する項目に分類することとし、「パーサー（船舶）」については主に接客のサービスに従事す
---	--	--

×サービス係（列車の食堂）〔473〕、サービス係（船舶の食堂）〔473〕、客室係（旅館・ホテルなど）〔474〕、接客社交係（キャバレー・ナイトクラブ・バーなど）〔476〕、添乗員（観光バス）〔491〕、車掌〔671〕		るものとして本項目のマル例示に追加。 現行の小分類 404「身の回り世話従事者」を分割したものであることが分かるよう、バツ例示を整理。
476 接客社交従事者 キャバレー・ナイトクラブ・バーなどにおいて、客を接待して遊興又は飲食させるなどの接客サービスの職務に従事するものをいう。 <u>ただし、伝統芸やダンスにより客を接待するものは小分類〔477〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・客への付き添い及び会話、お酌、酒等の注文の取次ぎ、 遊興の提供、出迎え・見送りなどの接待サービス ○ホステス・ホスト（キャバレー・ナイトクラブ・バーなど）、接客社交係（キャバレー・ナイトクラブ・バーなど）、コンパニオン（キャバレー・ナイトクラブ・バーなど） ×フロント（企業）〔291〕、ボーイ（キャバレー）〔473〕、ウエイトレス・ウェイター〔473〕、仲居（旅館など）〔474〕、ドア係〔474〕、芸者〔477〕、社交ダンサー〔477〕、フロント（ホテル）〔474〕、イベントコンパニオン〔493〕	405 接客社交従事者 キャバレー・ナイトクラブ・バーなどにおいて、客の接待をして飲食させるなどの接客サービスの仕事に従事するものをいう。 ○キャバレーの社交係；キャバレーのホステス；ナイトクラブのホステス・ホスト；サロンのホステス・ホスト；バーのホステス・ホスト；接客社交係（キャバレー・ナイトクラブ・バーなど） ×フロント（企業）〔254〕；キャバレーのボーイ〔403〕；喫茶店のウエイトレス・ウェイター〔403〕；仲居（旅館など）〔404〕；ドア係〔404〕；芸者〔406〕；社交ダンサー〔406〕；フロント（ホテル）〔407〕	日本標準産業分類（細分類 7661「バー、キャバレー、ナイトクラブ」）や風営法を参考に、「客に遊興」の文言を追加。また、新小分類 477「芸者、ダンサー」と課業が類似しているため、ただし書を追記。 job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 マル例示について、同一内容の例示が細かく書き分けられており分かりにくいため、集約。 混同するおそれのある「イベントコンパニオン」をバツ例示に追加。
477 芸者、ダンサー <u>宴席やキャバレー・ナイトクラブ・バーなどにおいて、伝統芸やダンスにより客を接待して遊興又は飲食させる接客サービスの職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、舞台芸術としてのダンスの演技に従事するも</u>	406 芸者、ダンサー <u>芸ぎ（妓）・フロアダンサーなどをいう。</u>	厚生労働省編職業分類、風営法等の関係法令を参考に、新中分類 47「接客・給仕従事者」に属する他の小分類と平仄を合わせる形で、説明文におけ

<u>のは小分類〔242〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>酒席での舞踊・歌舞音曲などの伝統芸の披露や座敷遊び、フロアダンスなどによる客のもてなし</u> ○芸者、芸妓、芸妓見習い、半玉、舞妓、社交ダンサー、キャバレーダンサー、フロアダンサー ×ステージダンサー〔242〕、社交ダンス教師〔263〕	○芸者；芸ぎ（妓）；芸ぎ見習；半玉；舞妓；社交ダンサー；キャバレーダンサー；フロアダンサー ×ステージダンサー〔232〕	る芸妓・ダンサーの職務を具体化し、想定される主な課業を整理。 また、新小分類 242「舞踊家」とは異なるため、ただし書を追記。
478 娯楽場等接客員 映画館・劇場・ダンスホール・競馬場・野球場・遊園地・博覧会・動物園・博物館・美術館などにおいて、整理券・入場券の<u>販売</u>、客の案内、<u>用具の貸出し</u>などの接客サービスの<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、博物館・美術館等における資料の収集・整理・保管・展示などの職務に従事するものは小分類〔252〕に、遊戯設備・機械の整備・修理の職務に従事するものは中分類〔59〕の該当する項目に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>整理券・入場券の販売、入退場の受付、客の案内、用具の準備・貸出し・整理・片付け</u> ・<u>遊戯設備・機械の操作・点検・安全確認</u> ・<u>演芸・展示品等の見物時における注意事項又は遊戯設備等の利用時における取扱方法等の説明</u> ・<u>遊戯の司会進行、景品等の引渡し</u>	407 娯楽場等接客員 映画館・劇場・ダンスホール・競馬場・野球場・遊園地・博覧会・動物園・博物館・美術館などにおいて、整理券・入場券の<u>出札</u>、客の案内、<u>場内の整理</u>、<u>その他の接客サービスの仕事</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、展示品・遊戯品・資材の保管・修理に専ら従事するものは含まれない。</u>	「出札」は、鉄道やバスなどの交通機関における切符販売を行うことを表す用語であることから、「販売」に修正。 「場内の整理」は、警備員による客の誘導を想起させることから、説明文から削除。 job tag、厚生労働省編職業分類を参考に、「娯楽場等接客員」が行うと考えられる「用具の貸し出し」（ボーリング場など）を説明文に追記。 ただし書について、分類先が不明確であったため具体化。 job tag、厚生労働省編職業分類を参考に、想定される主な課業を追記。

○劇場出札係、動物園出札係、水族館切符販売員、野球場切符販売員、神社・仏閣入場券販売員、景品引渡係（パチンコ店）、D J（ダンス場）、釣り堀店主、娯楽場の娯楽用品貸貸係、競馬場整理係、誘導係（劇場）、案内係（映画館）、放送員（映画館）、検札係（劇場）、車券・勝車投票券・馬券・舟券販売員（競輪・オートレース・競馬・競艇場）、ビリヤード場カウンター係、チケット係（ダンス場）、キャディー、球拾い係（ゴルフ練習場）、案内解説員（博物館・水族館等）、マージャンクラブ従業員、遊園地乗り物運転員、場外馬券販売員、娯楽場アナウンサー、デパートインフォメーション係、席主（碁会所）、カードゲーム進行係、ゲームセンター従業員、娯楽施設フロント係、博物館受付職員、図書館カウンター受付職員、スポーツ・フィットネスクラブフロント係員、インターネットカフェ店員、漫画喫茶店員、カラオケボックス店員 ×スポーツインストラクター〔264〕、フィットネスインストラクター〔264〕、フロント（企業）〔291〕、フロント（ホテル）〔474〕	○劇場出札係；動物園出札係；水族館切符販売員；野球場切符販売員；神社・仏閣入場券販売員；景品引渡係（パチンコ場）；D J（ダンス場）；釣り堀店主；娯楽場の娯楽用品貸貸係；競馬場整理係；誘導係（劇場）；案内係（映画館）；放送員（映画館）；検札係（劇場）；車券・馬券・舟券販売員（競輪・競馬・競艇場）；球突場カウンター係；チケット係（ダンス場）；キャディー；球拾係（ゴルフ練習場）；案内解説員（博物館・水族館等）；マージャンクラブ従業員；遊園地電車運転員；場外馬券販売員；娯楽場アナウンサー；インフォメーション係；席主（碁会所）；カードゲーム進行係；ゲームセンター従業員；娯楽施設フロント係；フロント（ホテル） ×フロント（企業）〔254〕	厚生労働省編職業分類を参考に、「インターネットカフェ店員」等をマル例示に追加。また、デパートは小売のみならず、屋上庭園、ゲームセンター等の遊技場やイベント開催などの娯楽を提供する場でもあるため、現行の小分類 429「他に分類されないサービス職業従事者」のマル例示「デパート売り場案内人」を本項目に移設し、既存の「インフォメーション係」と統合の上、「デパートインフォメーション係」に改称。 本分類の対象に「博物館」が含まれていることから、現行の大分類C「事務従事者」に区分されていた「博物館受付職員」を移設。また、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）において図書館はレクリエーション（娯楽）にも資する場と定義されていることを踏まえ、現行の大分類〔C〕のマル例示「図書館カウンター受付員」を移設。 混同するおそれがあるものをバツ例示として追加。
--	--	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
48 居住施設・ビル等管理人 マンション・寄宿舍・ビルなどにおいて、訪問者・居住者対応、生活上の指導、環境衛生上の維持管理などの職務に従事するものをいう。	41 居住施設・ビル等管理人 マンション・寄宿舍・ビルなどの<u>管理の仕事</u>に従事するものをいう。	属する小分類項目の概要を反映する形で説明文を修正。
481 マンション・アパート管理人 マンション・アパートにおいて、訪問者・居住者対応、建物・照明等の設備の点検などの職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・訪問者・居住者の受付対応、管理組合が定める各種届出の受理 ・建物・照明等の設備の点検・交換、不審物・無断駐車等の確認 ・保守・修繕工事等の外注業務の立会い ・居住者に対する文書の配付・掲示、各種届出・点検・立会結果等の報告 ・マンションの区分所有者等からの相談対応又はこれらに関する助言・コンサルティング ○マンション管理人、マンション管理士（管理に係るもの）、アパート管理人、賃貸不動産経営管理士（管理に係るもの）	411 マンション・アパート・下宿管理人 マンション・アパート・下宿・宿泊所の<u>管理の仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>下宿屋主人（自ら管理に従事するもの）</u>；マンション管理人；アパート管理人	居住施設における「管理人」は、受付対応・点検・業者立会い・連絡伝達を主業務とするものとして、「マンション標準管理委託契約書」（2018 年 3 月改訂版）（国土交通省）を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 「下宿営業の範囲について（昭和 61 年 03 月 31 日衛指第 44 号）」（厚生労働省）を踏まえ、下宿（法令上、一月以上の期間を単位として宿泊させるもの）・宿泊所は旅館業法上の宿泊施設（維持管理責任は営業者にある）であり、生活の本拠がないことから「下宿屋主人（自ら管理に従事するもの）」をマル例示から削除。ただし、いわゆる「学生下宿」は、法令上の下宿営業から外れ、学生寮に準ずるものと想定されることから新小分類 482「寄宿舍・寮管理人」の内容例示に記載。 現行の小分類 249「他に分類されない専門的職業従事者」の整理に伴い、

×<u>マンションコンシェルジュ</u>〔291〕、<u>マンション管理士</u>（代理・仲介・売買・交換に従事するもの）〔393〕、<u>賃貸不動産経営管理士</u>（代理・仲介・売買・交換に従事するもの）〔393〕、<u>宿泊所管理人</u>〔472〕、<u>宿泊所受付</u>〔474〕、<u>学生下宿所管理人</u>〔482〕、<u>事務用ビル管理人</u>〔483〕、<u>マンション警備員</u>〔523〕	×事務用ビル管理人〔413〕	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）に基づく「マンション管理士」及び賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）に基づく「賃貸不動産経営管理士」のうち、管理に係るものをマル例示に追加。 混同するおそれのある「マンションコンシェルジュ」等をバツ例示に追加。
482 寄宿舍・寮管理人 寄宿舍・寮において、設備管理、寄宿生・寮生に対する生活上の指導・相談・助言・世話などの職務に従事するものをいう。 ただし、<u>社会福祉施設において施設管理などの職務に従事するものは小分類〔151〕に</u>、掃除などの職務に従事するものは小分類〔741〕に分類される。	412 寄宿舍・寮管理人 <u>学校・工場などの寄宿舍・寮の管理</u>、寄宿生・寮生に対する生活上の指導の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、掃除などの仕事に従事するものは小分類〔711〕に、<u>児童福祉施設において児童の保育・保護の仕事に従事する保育士は小分類〔163〕に</u>分類される。	学生寮などを想定し、規律や食事提供のもとで入居者の生活支援・指導を行う管理人として厚生労働省編職業分類、求人情報等を参考に説明文を修正。 社会福祉施設の施設管理などに従事するものとは異なることをただし書として追記。 なお、「児童の世話」と区別するため、現行のただし書で「保育士」とは異なることを整理していたが、「保育士」は社会的に認知されており、混同する可能性は低いと考えられること

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・生活上の指導・相談・助言・世話 ・日常の交流などを通じた寄宿生・寮生の健康状態の把握及び体調不良時の病院への付添いなどの緊急対応 ・食事を提供するための食材の発注及び調理 ・寄宿生・寮生の点呼、消灯・外出・安否等の確認 ・敷地内の巡回、消耗品の交換・補充、建物・設備の点検及び修繕依頼 ○<u>寄宿舎世話役、寄宿舎寮長、寮監督、寄宿舎管理人、寮管理人、家族寮長、世帯寮長、舎監（特別支援学校以外のもの）、合宿所管理人、社宅管理人（生活上の指導を行うもの）、職員寮長（生活上の指導を行うもの）、独身寮管理人（生活上の指導を行うもの）、寮監、学生下宿所管理人</u> ×<u>児童福祉施設管理者〔151〕、舎監（特別支援学校）〔188〕、老人福祉施設介護職員〔421〕、炊事係（個人家庭を除く）〔461〕、寄宿舎警備員〔523〕、宿舎掃除作業員〔741〕</u>	○<u>寄宿舎世話役、寄宿舎寮長、寮監督、寄宿舎管理人、寮管理人、家族寮長、世帯寮長、舎監（特別支援学校以外のもの）、寄宿舎寮母・寮父、合宿所管理人、社宅管理人、職員寮長、独身寮管理人</u> ×<u>保育所保育士〔163〕、舎監（特別支援学校）〔196〕、老人福祉施設寮母・寮父〔361〕、炊事係〔391〕、宿舎掃除作業員〔711〕</u>	から、ただし書及び内容例示から削除。 上記を踏まえ、想定される主な課業を追記。 マル例示に「寮監」、「学生下宿所管理人」を追加。 マル例示にある「寮母・寮父」の呼称は、性別を特定しないアプローチ（ジェンダーニュートラル）が進んでおり、公的な資料では見受けられない（厚生労働省の社会福祉施設等調査では、「寮母」が「介護職員」に改められている）こと、「寄宿舎管理人」といった例示で置き換え可能であることから削除。 「児童福祉施設管理者」等をバツ例示に追加。
483 ビル管理人 事務用及び事業用ビル（マンション・アパートなどの居住施設を除く）などで設備・環境衛生・警備・防災・苦情受付などの管理、又はそれらの計画の策定、管理業務の指	413 ビル管理人 事務用及び事業用ビル（マンション・アパートなどの居住施設を除く）などで設備管理、清掃、警備、苦情受付など各種管理の仕事に従事するものをいう。	マンション管理人と異なり、不特定多数が利用する事務用・事業用ビルを対象に、環境衛生、設備（照明・空調

<u>揮・監督などの職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、ビル内において清掃、設備の運転・点検・調整、警備の職務に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> <u>・空気環境・給排水・清掃などの環境衛生、照明・空調等の設備、警備・防災業務などに関する管理計画の策定</u> <u>・策定した管理計画に基づく管理業務の指揮・監督</u> <u>・各種測定・検査・点検結果の評価、問題発生時の原因特定及び改善策の企画立案</u> <u>○事務用ビル管理人、事業用ビル管理人、建築物環境衛生管理技術者（ビル管理士）</u>	<u>○事務用ビル管理人；事業用ビル管理人；ビル住み込み管理人</u>	等)、警備・防災のいずれかの維持管理や、その計画策定・指揮監督・評価・改善対応を行う者を分類する項目として整理。建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)や関連団体のホームページ等を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。説明文の「又は」以下の説明は、大規模商業ビル等の管理を想定。 新小分類 741「ビル・建物清掃員」、新小分類 689「その他の定置・建物機械運転従事者」(マル例示に「ビル設備管理人」あり)、新小分類 523「警備員」は当該項目に含めないのでただし書を追加。 住み込みかどうかは重要でないため、「ビル住み込み管理人」をマル例示から削除。 マル例示に追加した「建築物環境衛生管理技術者（ビル管理士）」は士業であるが、国際標準職業分類（ISCO-08）細分類 5153「ビル管理人」において類似の課業が見られ、サービス業に分類されていること、無資格であって
---	--	--

×マンション管理人〔481〕、マンション管理士（管理に係るもの）〔481〕、アパート管理人〔481〕、合宿所管理人〔482〕、ビル警備員〔523〕、ボイラー・オペレーター〔682〕、冷却装置運転員〔689〕、ビル設備管理人〔689〕、ビル・建物清掃員〔741〕	×マンション管理人〔411〕；アパート管理人〔411〕；合宿所管理人〔412〕；警備員〔453〕；ボイラー・オペレーター〔642〕；冷却装置運転員〔649〕；ビル設備管理人〔649〕；ビル・建物清掃員〔711〕	も類似の職業は本項目に分類することから、現行の小分類 159「他に分類されない保健医療専門職業従事者」から本項目に移設。 混同するおそれのある「マンション管理士（管理に係るもの）」等をバツ例示に追加。
484 駐車場管理人 駐車場などで自動車・自転車の誘導・案内、駐車料金の徴収などの職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>駐車場内における自動車・自転車の誘導・案内</u> ・<u>長期又は無断駐車の監視</u> ・<u>定期利用等の受付及び駐車料金の徴収・回収</u> ・<u>駐車場内設備の操作・保守・点検</u> ○自動車駐車場管理人、自転車駐輪場管理人、駐車係（ホテル）、駐車場配車係、駐車場誘導員、車庫ビル管理人 ×路上パーキングメーター巡回集金員〔361〕、自転車賃貸人（娯楽場以外）〔492〕、守衛〔523〕、門衛〔523〕、駐車場警備員〔523〕、駐車監視員〔529〕	414 駐車場管理人 駐車場などで<u>管理の仕事</u>に従事するものをいう。 ○自動車駐車場管理人；自転車駐輪場管理人；駐車係（ホテル）；駐車場配車係；駐車場誘導員；車庫ビル管理人	job tag を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 混同するおそれのある「路上パーキングメーター巡回集金員」等をバツ例示に追加。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
49 その他のサービス従事者 旅行案内・物品の賃貸・広告宣伝など中分類〔41～48〕に含まれないサービスの<u>職務</u>に従事するものをいう。	42 その他のサービス職業従事者 旅行案内・広告宣伝・物品一時預かりなど中分類〔35～41〕に含まれないサービスの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	項目名を「その他のサービス職業従事者」に改称。 現行の小分類 422「物品一時預り人」の削除に伴い説明文を修正。
491 旅行・観光案内人 旅行者に付き添い、旅行・観光に関する案内の<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、次の職務に従事するものは含まれない。</u> （１）会社・団体などの受付において来訪者の案内に従事するものや、旅行案内所などにおいて旅行に関する説明・宣伝の職務に従事するものは小分類〔291〕に分類される。 （２）映画館・博覧会・博物館などにおいて客の案内やその他の接客サービスの職務に従事するものは小分類〔478〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・旅行者に同行して行う、観光名所などの案内・説明 ・旅行者が運送・宿泊等のサービスの提供を受けるために必要な予約・手続の実施 ・交通手段・観光名所などの事前の情報収集 ・円滑な旅行実施に必要な集合時刻・集合場所などの指示 ○観光通訳案内人、通訳ガイド、登山案内人、旅行添乗員、旅行・観光ガイド、名所旧跡案内人、旅行・観光案内人、アルパインガイド、ツアーコンダクター、ツアーエスコート、トラベルガイド、添乗員（観光バス）、観光タクシー運転者、全国通訳案内士、地域通訳案内士 ×通訳（通訳ガイドでないもの）〔271〕、受付・案内事務	421 旅行・観光案内人 客に付き添い、旅行・観光に関する案内の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、旅行案内所などにおいて、旅行に関する説明・宣伝の仕事に従事するものは含まれない。</u> ○観光通訳案内人、登山案内人、旅行添乗員、旅行・観光ガイド、名所旧跡案内人、旅行・観光案内人、アルパインガイド、ツアーコンダクター、ツアーエスコート、トラベルガイド、添乗員（観光バス） ×通訳〔249〕、貸切バス車掌〔631〕、観光バス車掌〔631〕	旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）を踏まえ、「客」を「旅行者」に修正。 「案内」を職務とする職業をただし書に追記。 job tag、旅行業法等を参考に想定される主な課業を追記。 「通訳ガイド」等をマル例示に追加。 「旅行」や「案内」に関連する他の

<u>員〔291〕、旅行会社カウンター係〔341〕、旅行勧誘員〔409〕、案内解説人（博物館・水族館等）〔478〕、スクールバス添乗員〔499〕、観光バス運転者〔651〕、タクシー運転者（観光タクシー以外）〔652〕、貸切バス車掌〔671〕、観光バス車掌〔671〕</u>		職業で混同されやすいものをバツ例示に追加。
(廃止)	422 物品一時預り人 <u>客の手荷物・身の回り品の一時預かりの仕事に従事するものをいう。</u> ○荷物一時預り人；自転車預り人；携帯品預り係；海水浴場脱衣類預り人；鮮魚買荷保管店員；クローク係 ×娯楽場の娯楽用品賃貸係〔407〕	現行の小分類 422「物品一時預り人」は、小分類の廃止を検討する量的な目安である 1 千人を下回っており、過去からの傾向を見ても就業者数が増加する見込みがないことから廃止。また、同小分類の内容例示にある「荷物一時預り人」等は、他に課業が類似する小分類がないことから新小分類 499「他に分類されないサービス従事者」を受入先とする。
492 物品賃貸人 物品の賃貸の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、娯楽場において娯楽用品の賃貸の<u>職務</u>に従事するものは小分類〔478〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・物品の賃貸 ・返却された物品の点検 ・賃貸物品の維持管理・補修及び整理 ・賃貸物品の損傷・紛失、返却の遅延などへの対応	423 物品賃貸人 物品<u>など</u>の賃貸の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、娯楽場において、<u>娯楽用品の賃貸の仕事</u>に従事するものは小分類〔407〕に分類される。	現行の小分類 334「質屋店主・店員」の見直しに伴い、金銭・不動産の賃貸を行うものを新小分類 394 に、それ以外の有体的な物品の賃貸を行うものを本項目に分類する。 「物品など」の「など」は相当するものがないことから削除。 民法（明治二十九年法律第八十九号）、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。

○自転車賃貸人（<u>娯楽場以外</u>）、<u>貸衣装人</u>、<u>貸本屋</u>、<u>レンタルショップ店員（ビデオ等）</u>、<u>ボート貸し人（娯楽場以外）</u>、<u>リネンサプライ業主（洗濯・仕上げのみに従事するものを除く）</u>、<u>レンタカーカウンター係員</u>、<u>情報機器リース業従事者</u>、<u>産業機械リース業従事者</u>、<u>建設機械賃貸業従事者</u> ×<u>不動産仲介人</u>〔393〕、<u>金貸人</u>〔394〕、<u>マンション経営貸付人</u>〔394〕、<u>地主</u>〔394〕、<u>リネンサプライ業従事者（洗濯・仕上げのみに従事するもの）</u>〔456〕、<u>民泊オーナー</u>〔472〕、<u>娯楽場の娯楽用品賃貸係</u>〔478〕、<u>貸席支配人</u>〔499〕	○自転車賃貸人；<u>物品賃貸人</u>；<u>貸衣装人</u>；<u>貸本屋</u>；<u>レンタルショップ店員（ビデオ等）</u>；<u>ボート貸し人</u>；<u>リネンサプライ業主</u>；<u>レンタカーカウンター係員</u> ×娯楽場の娯楽用品賃貸係〔407〕	各リース業従事者等をマル例示に追加。 新小分類 394「金銭・不動産貸付人」に分類されている「不動産仲介人」などをバツ例示に追加。また、リネンサプライ業が行う、使用済みのリネンの「洗濯・仕上げ」の課業はクリーニング業法の適用を受けることから、その職務に従事するものは新小分類 456「クリーニング従事者」に分類。
493 広告宣伝員 <u>衣装・装身具などの広告対象物を着用しながら行うポージング等の実演</u>、<u>ビラ配布</u>、<u>街頭での呼び掛け</u>などの<u>広告宣伝の職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、広告宣伝のための映像・動画の制作・編集・配信などの職務に従事するものは小分類〔235〕に、店頭などにおいて来訪した客に対する実演販売の職務に従事するものは小分類〔383〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>衣装・装身具等の広告対象物の着用及びそれらの特徴や魅力を引き立てるポージング等の実演</u> ・<u>広告用チラシ等の配布、携行した広告用看板の周囲への提示、街頭などにおける広告宣伝のための呼び掛け</u> ○ファッションモデル、<u>コマーシャルモデル</u>、<u>イベントコ</u>	424 広告宣伝員 <u>流行衣装を着て宣伝する仕事及び広告ビラ配布・街頭広告・宣伝放送</u>などの<u>広告宣伝の仕事</u>に従事するものをいう。 ○ファッションモデル；<u>マネキン（販売を行わないもの）</u>；	国際標準職業分類（ISCO-08）、job tag 等を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 また、厚生労働省編職業分類を参考

<u>ンパニオン、カーコンパニオン、クッキングアドバイザー、キャンペーン宣伝員、インフルエンサー（広告宣伝に係るもの）、ビラ配り人、街頭宣伝放送員、広告配り人、メール広告人、サンドイッチマン、ポスティング人</u> ×<u>コピーライター</u>〔221〕、<u>イラストレーター</u>〔232〕、<u>ウェブデザイナー</u>〔233〕、<u>動画クリエイター</u>〔235〕、<u>広報担当事務員</u>〔281〕、<u>販売促進企画事務員</u>〔283〕、<u>マネキン</u>〔383〕、<u>美容部員</u>〔383〕、<u>商品実演販売者（訪問・移動販売を除く）</u>〔383〕、<u>美術モデル</u>〔499〕	<u>美容部員（販売を行わないもの）；普及員（宣伝放送業）；ビラ配り人；街頭宣伝放送員；広告配り人；サンドイッチマン；ファッションマネキン；ポスティング人；カーコンパニオン；クッキングアドバイザー</u> ×商品販売実演者〔323〕；美術モデル〔429〕	に、「コマーシャルモデル」等をマル例示に追加。 「マネキン、美容部員」で販売等を行わない者（単に商品となる衣装を着るだけ、化粧をしているだけ）が現代でも存在すると想定されないため、マル例示から削除。また、「ファッションマネキン」という職業名は一般的ではないため、削除。 SNSなどで商品・サービスの広告宣伝を行う「インフルエンサー」をマル例示に追加。 混同するおそれのある「コピーライター」等をバツ例示に追加。
494 葬儀師、火葬作業員 <u>納棺、葬儀に関する運営、遺体の火葬などの職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>遺体の保全、死化粧の処置及び納棺</u> ・<u>葬儀に関する企画・司会進行・会場設営などの運営</u> ・<u>遺体の火葬</u> ○<u>葬祭ディレクター、葬祭飾付人、葬儀作業員、葬祭奉仕員、火葬作業員、火葬場現業員、納棺師</u> ×<u>宗教家</u>〔211〕、<u>霊きゅう柩車運転手</u>〔653〕	425 葬儀師、火葬作業員 <u>葬儀の準備、又は死体の火葬の仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>葬祭ディレクター；葬祭飾付人；葬儀作業員；葬祭奉仕員；火葬作業員；火葬場現業員</u>	job tag を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 「納棺師」をマル例示に追加。 「葬儀」に関連する職業で混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。

495 動物世話従事者 <u>動物の保管・貸出し・展示・譲受飼養・譲渡などに伴う動物の給餌・健康管理・トリミングなどの世話又は訓練の職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、研究・実験・医療看護・販売・飲食・娯楽・葬儀・保安・農林漁業において動物の世話・飼養・訓練の職務に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>飼い主の依頼により行う、犬・猫などの動物の毛のトリミング・シャンプー・爪切り・耳掃除などの世話</u> ・<u>盲導犬等の育成のため又は飼い主の依頼により行う、犬などの動物の訓練・しつけ</u> ・<u>飼い主から一時的に預かり又は譲り受けた動物について、ペットホテルなどの事業所又は飼い主の自宅で行う、給餌・散歩・健康管理などの世話</u> ・<u>他人に展示・貸出し・譲渡する目的で飼養している鳥・魚などの動物の世話</u> ・<u>設備面・衛生面など動物を預かる環境の整備</u> ○<u>ペットトリマー、ペット美容師、ペットスタイリスト、グルーマー、トリマー見習い、ペットシッター、ペット</u>	(新設)	産業構造の変化により従事者が多く見込まれることなどから、現行の小分類 429「他に分類されないサービス職業従事者」のマル例示「トリマー」及び「ペットシッター」を切り出し、動物（生体）の世話に従事するものを分類する項目として新規立項。 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）に基づく登録・届出が必要となる業種を参考に、説明文を整理。 本項目に分類されないものをただし書に整理。 関連法令や厚生労働省編職業分類、job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を整理。 説明文の「動物の保管・貸出し・展示・譲受飼養・譲渡」に伴う世話の従
---	-------------	--

<u>シッター見習い、ペット預り人、ペットホテルスタッフ、犬散歩代行、動物レンタル従事者、アニマルセラピー従事者、盲導犬訓練士、身体障害者補助犬トレーナー、動物トレーナー、動物園飼育係員、移動動物園従事者、水族館飼育係員、猫カフェ店員、鳥カフェ店員、小動物カフェ店員、ペット介護人</u> ×<u>動物学研究員〔051〕、実験動物飼育員〔051 又は 077〕、獣医師〔113〕、動物薬剤師〔114〕、愛玩動物看護師〔125〕、大学獣医学部教員〔192〕、動物専門学校教員〔209〕、馬調教師〔246〕、ペットショップ販売店員〔383〕、動物病院助手〔439〕、アニマルケアスタッフ〔439〕、釣りレストラン店員〔461 又は 473〕、水槽レストラン店員〔461 又は 473〕、釣り堀従業員〔478〕、ペット葬儀人〔494〕、警備犬訓練士〔501 又は 511〕、警察犬訓練士〔511〕、探知犬訓練士〔519〕、ハンドラー（麻薬取締官・税関検査官）〔519〕、家畜飼育（飼養）者〔532〕、ペットブリーダー（犬・猫・小動物・小鳥など）〔532〕、装蹄師〔539〕、水産養殖従事者〔554〕</u>		事者を中心に、マル例示を整理。 動物の展示に伴う世話を課業とする「動物園飼育係員」（現行の小分類 462「養畜従事者」に分類）及び「水族館飼育係員」（現行の小分類 484「水産養殖従事者」に分類）を本項目に移設し、マル例示に整理。 ただし書に該当するものや混同するおそれがあるものをバツ例示に整理。
496 相談・助言サービス従事者 <u>客からの相談に対する助言などの職務に従事するものをいう。</u> ただし、<u>次の職務に従事するものは含まれない。</u>	243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く） <u>カウンセリングに関する専門的知識を有し、学校・事業所等において、個人の抱える問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものをいう。</u> ただし、<u>法律、経営に関する相談を行う仕事に従事する</u>	新小分類 144「心理カウンセラー」新規立項に伴い、公的資格を必ずしも必要としない相談・助言を行うものを分類する項目として、新中分類 49「その他のサービス従事者」に、現行の小分類 243「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」を移設し、「相談・助言サービス従事者」に改称。 上記の整理を説明文に反映し、ただ

(1) <u>心理状態の観察や心理に関する相談・助言・指導などの職務に従事するものは小分類〔144〕に分類される。</u> (2) <u>社会福祉に関する相談・助言の職務に従事するものは中分類〔15〕に分類される。</u> (3) <u>法務・経営等に関する相談・助言の職務に従事するものは中分類〔16 及び 17〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> <u>・客の個人的な問題に関する相談の受付、経験・知識に基づく助言、客の関心に応じた会話の提供</u> ○<u>職業相談員、キャリアコンサルタント、労働相談員、就活アドバイザー、家族相談員、子育てアドバイザー、仲人業結婚相談員、婚活アドバイザー、人生相談員、易者、手相鑑定家、観相家、占い師、カウンセラー（心理に関する相談でないもの）、DIY・リビングアドバイザー（販売を行わないもの）、ブライダルアドバイザー</u> ×<u>カウンセラー（心理に関する相談であるもの）〔144〕、</u>	<u>ものは中分類〔17 及び 18〕に、保健医療施設等において類似の仕事に従事するものは小分類〔159〕に、また、社会福祉施設等において類似の仕事に従事するものは中分類〔16〕に分類される。</u> ○<u>心理カウンセラー（医療・福祉施設を除く）；障害者職業センターカウンセラー；職場カウンセラー；職業相談員；産業カウンセラー；キャリア・コンサルタント；教育相談員；スクールカウンセラー；学校心理士；家族相談士</u> ×<u>専任の進路指導主事（学校教員）〔193～199 のいずれ</u>	し書き（1）に明記。 ただし書に、公的資格等に基づき相談・助言の職務に従事するものについて記載。 関連法令、厚生労働省編職業分類、job tag 及び民間求人サイトを参考に、説明文及び想定される主な課業を記載。 以下のものをマル例示に追加。 • 現行の小分類 243「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」に分類される「職業相談員」、「キャリア・コンサルタント」及び「家族相談員」は、心理に関するカウンセリングはせず、必ずしも公的資格を必要としないことから本項目と整理。 • 相談・助言を課業とするものとして、現行の小分類 429「他に分類されないサービス職業従事者」から「易者」、「手相鑑定家」、「観相家」、「占い師」、「結婚相談員（仲人業）」及び「人生相談員」を移設。 このほか、厚生労働省編職業分類及び民間求人サイトを参考に、「就活アドバイザー」等をマル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ
---	---	---

公認心理師〔144〕、心理士〔144〕、心理カウンセラー〔144〕、障害者職業センターカウンセラー〔144〕、スクールカウンセラー〔144〕、産業カウンセラー〔144〕、経営コンサルタント〔179〕、人事コンサルタント〔179〕、M&Aコンサルタント〔179〕、祈とう師〔211〕、僧侶〔211〕、神父〔211〕、観光案内所旅行相談員〔291〕、人材派遣コーディネーター〔349〕、不動産コンサルタント〔393〕、食生活アドバイザー〔439〕、教育相談員〔449〕	か〕；心理カウンセラー（医療・福祉施設）〔159〕；結婚相談員（仲人業）〔429〕；人生相談員〔429〕	例示に追加。
499 他に分類されないサービス従事者 小分類〔491～496〕に含まれないサービスの職務に従事するものをいう。 ○置屋主人、便利屋、美術モデル、介添役（結婚式場）、内職周旋人、競馬予想屋、堂守、興行師、司会者、<u>巫女</u>（助勤<u>巫女</u>：お札・お守を授与するもの）、靴磨き、露店靴磨き、貸席支配人、墓地管理人、墓守、霊園管理者、狂犬病予防技術員、コインロッカー管理人、荷物一時預り人、自転車預り人、携帯品預り係、海水浴場脱衣類預り人、鮮魚買荷保管店員、クローク係、探偵、スクールバス添乗員、手回品運搬人（ポーター）（ホテルを除く） ×<u>祈祷師</u>〔211〕、<u>巫女</u>（助勤でないもの）〔211〕、ヘッドハンター〔349〕、寝具乾燥消毒人〔456〕、コインランドリー管理人〔456〕、リラクゼーションセラピスト〔459〕、スパセラピスト〔459〕、番頭（旅館）〔474〕、仲居（旅館など）〔474〕、ポーター（ホテル）〔474〕、デパートインフォメーション係〔478〕、トリマー〔495〕、ペットシ	429 他に分類されないサービス職業従事者 小分類〔421～425〕に含まれないサービスの仕事に従事するものをいう。 ○<u>易者</u>；<u>手相鑑定家</u>；<u>観相家</u>；<u>占い師</u>；<u>祈とう師</u>；<u>置屋主人</u>；<u>待合業主</u>；<u>便利屋</u>；<u>ポーター</u>；<u>美術モデル</u>；<u>公衆電話管理人</u>；<u>介添役（結婚式場）</u>；<u>内職周旋人</u>；<u>競馬予想屋</u>；<u>堂守</u>；<u>興行師</u>；<u>トリマー（犬・猫の美容師）</u>；<u>結婚式場司会者</u>；<u>みこ（巫女）</u>；<u>靴磨き</u>；<u>露店靴磨き</u>；<u>寝具乾燥消毒人</u>；<u>貸席支配人</u>；<u>旅館客引き</u>；<u>エレベーター係</u>；<u>デパート売場案内人</u>；<u>墓地管理人</u>；<u>墓守</u>；<u>霊園管理者</u>；<u>ペットシッター</u>；<u>狂犬病予防技術員</u>；<u>コインロッカー管理人</u>；<u>コインランドリー管理人</u>；<u>結婚相談員（仲人業）</u>；<u>人生相談員</u>；<u>テント村主人</u>；<u>リラクゼーションセラピスト</u>；<u>スパセラピスト（スパに従事する技術者）</u> ×<u>芸能関係司会者</u>〔235〕；<u>ヘッドハンター</u>〔249〕；<u>番頭（旅館）</u>〔404〕；<u>仲居（旅館など）</u>〔404〕；<u>内職配達・回収人</u>〔705〕	項目名を「他に分類されないサービス従事者」に改称。 現行のマル例示を次のとおり整理。 ・ 「待合業主」、「旅館客引き」、「エレベーター係」及び「テント村主人」は従事者が極めて少数又は職務が不明確なため削除。 ・ 「易者」、「手相鑑定家」、「観相家」、「占い師」、「結婚相談員（仲人業）」及び「人生相談員」については、相談・助言を行う職務であることから、新小分類 496「相談・助言サービス従事者」に移設。 ・ 「トリマー（犬・猫の美容師）」、「ペットシッター」については、ペットの世話に関する職務であることから、新小分類 495「動物世話従事者」に移設。 ・ <u>祈祷師</u>、<u>巫女</u>（助勤でないもの）

<u>ッター〔495〕、仲人業結婚相談員〔496〕、人生相談員〔496〕、易者〔496〕、手相鑑定家〔496〕、観相家〔496〕、占い師〔496〕、内職配達・回収人〔735〕、公衆電話管理人〔769〕</u>		は宗教的儀式を行う者であることから、新小分類 211「宗教家」に移設。なお、宗教的儀式を行わない「巫女（^み助勤^み巫女：お札・お守を授与するもの）」は本項目に存置。 ・ 「リラクゼーションセラピスト」、「スパセラピスト」は容姿を清潔に又は美しく整えることを主な職務とすることから、新小分類 459「その他の生活衛生サービス従事者」に移設。 ・ 「寝具乾燥消毒人」はクリーニング職と区別する必要性が乏しく、「コインランドリー管理人」は公衆衛生上クリーニング施設に準じて取り扱われていることから、新小分類 456「クリーニング従事者」に移設。 ・ 「ポーター」については、宿泊施設において宿泊客の荷物運搬などの接客業務を行うものであることから、新小分類 474「旅館・ホテル接客従事者」に移設。 ・ 「デパート売場案内人」については、デパートが小売機能に加え、イベントや遊技施設等を通じて娯楽を提供する場でもあり、そこで
---	--	---

		案内・接客業務を行うものであることから、新小分類 407「娯楽場等接客員」に移設。なお、現在の呼称を踏まえ、「デパートインフォメーション係」に改称。 ・ 「公衆電話管理人」については、主な職務が公衆電話の清掃・管理であることから、新小分類 769「他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者」に移設。 ・ 現行の小分類 422「物品一時預り人」の廃止に伴い、「荷物一時預り人」等の同小分類のマル例示を本項目に移設。 ・ 現行の小分類 235「演芸家」のマル例示である「芸能関係司会者」は、「芸能関係」に該当するか否かの判断が困難であることから削除し、司会者は本小分類に集約することに伴い、マル例示「結婚式場司会者」を「司会者」に改称。 ・ その他「探偵」等の他の項目に分類されないマル例示を追加。
--	--	---

大分類Ⅰ「保安従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所の下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
<u>Ⅰ</u> 保安従事者 国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持、<u>安全の確保</u>などの<u>職務</u>に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・<u>刑務官</u>・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する<u>職務</u>に従事するものも含まれる。	<u>Ⅴ</u> 保安<u>職業</u>従事者 国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する<u>仕事</u>に従事するものも含まれる。	分類項目名に「〇〇従事者」、「〇〇事務従事者」、「〇〇職業従事者」といった名称が混在していることから、原則として、対象となるものの概念に、職務に必要とする技能がある場合にはその名称を加え、最後に「従事者」を付加することとし、項目名を改称。 現行の中分類 45「その他の保安職業従事者」の説明文の修正に伴い、「安全の確保」を追記。 「刑務官」も「自衛官」などと同様、刑務官として任用されるが教育、事務などに従事する場合もあることから、日本標準職業分類一般原則の「保安従事者の特例」の対象に「刑務官」を加えることとし、説明文に追加。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
50 自衛官 国家の防衛などを任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。防衛省内部部局などの自衛官及び防衛大学校・防衛医科大学校の学生も含まれる。	43 自衛官 国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。防衛省内部部局などの自衛官及び防衛大学校・防衛医科大学校の学生も含まれる。	現行の小分類〔431～433〕の説明文の修正に伴い、説明文を修正。
501 陸上自衛官 国家の防衛、<u>公共の秩序の維持などを任務とする陸上自衛隊の隊務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>領土における外部からの武力攻撃事態等に対する防衛出動</u> ・<u>領土における大規模テロ・重要インフラに対する攻撃などへの出動要請に対する治安出動</u> ・<u>大規模災害発生時の災害派遣要請に対する関係機関との連携、人命救助・応急復旧・生活支援の実施</u> ・<u>陸上において発見された不発弾等の除去及び処理</u> ・<u>機材の操作・整備・運用など職務遂行に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練の実施</u> ○<u>陸将、陸将補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、准陸尉、陸曹長、一等陸曹、二等陸曹、三等陸曹、陸士長、一等陸士、二等陸士、防衛大学校教官（陸上自衛官）、陸上自衛隊学校長、陸上自衛隊学校教官（陸上自衛官）、陸上自衛隊学校学生（陸上自衛官）、医官（陸上自衛官）、歯科医官（陸上自衛官）、薬剤官（陸上自衛官）、看護官（陸上自衛官）、警務官（陸上自衛官）</u> ×防衛省の局・部・課長（自衛官でないもの）〔012〕、防	431 陸上自衛官 国家の防衛を任務とする陸上自衛隊の隊務に従事するものをいう。 ○<u>陸上自衛官；陸将；陸将補；一等陸佐；二等陸佐；三等陸佐；一等陸尉；二等陸尉；三等陸尉；准陸尉；陸曹長；一等陸曹；二等陸曹；三等陸曹；陸士長；一等陸士；二等陸士；三等陸士</u>	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第 3 条（自衛隊の任務）に基づき説明文を修正。 自衛隊法の規定、job tagなどを参考に、想定される主な課業を追記。 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）により、陸上自衛官の階級のうち「三等陸士」が廃止されたため、マル例示から削除。 新日本標準職業分類一般原則（保安従事者の特例）に従い、「防衛大学校教官（陸上自衛官）」、「陸上自衛隊学校長」などのマル例示を、「防衛大学

<u>衛大学校教官（自衛官でないもの）〔209〕、陸上自衛隊 学校教官（自衛官でないもの）〔209〕</u>		校教官（自衛官でないもの）〔209〕 などのバツ例示をそれぞれ追加。
502 海上自衛官 国家の防衛、公共の秩序の維持などを任務とする海上 自衛隊の隊務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>領海における外部からの武力攻撃事態等に対する防衛 出動</u> ・<u>領海における大規模テロ・重要インフラに対する攻撃 などへの出動要請に対する治安出動</u> ・<u>海上における機雷等の除去及び処理</u> ・<u>大規模災害発生時の災害派遣要請に対する関係機関と の連携、人命救助・応急復旧・生活支援の実施</u> ・<u>機材の操作・運航・整備など職務遂行に必要な知識及び 技能を修得させるための教育訓練の実施</u> ○<u>海将、海将補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海 尉、二等海尉、三等海尉、准海尉、海曹長、一等海曹、 二等海曹、三等海曹、海士長、一等海士、二等海士、防 衛大学校教官（海上自衛官）、海上自衛隊学校長、海上 自衛隊学校教官（海上自衛官）、海上自衛隊学校学生、 医官（海上自衛官）、歯科医官（海上自衛官）、薬剤官（海 上自衛官）、看護官（海上自衛官）、潜水員（海上自衛 官）、警務官（海上自衛官）</u> ×<u>防衛省の局・部・課長（自衛官でないもの）〔012〕、防 衛大学校教官（自衛官でないもの）〔209〕、海上自衛隊 学校教官（自衛官でないもの）〔209〕、巡視船船長〔512〕、 巡視船乗組員〔512〕、潜水土（海上保安官）〔512〕</u>	432 海上自衛官 国家の防衛を任務とする海上自衛隊の隊務に従事する ものをいう。 ○<u>海上自衛官；海将；海将補；一等海佐；二等海佐；三等 海佐；一等海尉；二等海尉；三等海尉；准海尉；海曹長； 一等海曹；二等海曹；三等海曹；海士長；一等海士；二 等海士；三等海士</u>	自衛隊法第 3 条（自衛隊の任務）に 基づき説明文を修正。 自衛隊法の規定、job tag などを参 考に、想定される主な課業を追記。 防衛省設置法等の一部を改正する 法律（平成二十一年法律第四十四号） により、海上自衛官の階級のうち「三 等海士」が廃止されたため、マル例示 から削除。 新日本標準職業分類一般原則（保安 従事者の特例）に従い、「防衛大学校 教官（海上自衛官）」、「海上自衛隊学 校長」などのマル例示を、「防衛大学 校教官（自衛官でないもの）〔209〕」 などのバツ例示をそれぞれ追加。
503 航空宇宙自衛官	433 航空自衛官	防衛省設置法等の一部を改正する

国家の防衛、公共の秩序の維持などを任務とする航空宇宙自衛隊の隊務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>領空における外部からの武力攻撃事態等に対する防衛出動</u> ・<u>領空における大規模テロ・重要インフラに対する攻撃などへの出動要請に対する治安出動</u> ・<u>領空侵犯機に対する誘導・無線による警告などによる対処</u> ・<u>衛星・レーダー等の操作による人工衛星等の宇宙物体の位置・軌道・運用状況等の把握</u> ・<u>大規模災害発生時の災害派遣要請に対する関係機関との連携、人命救助・応急復旧・生活支援の実施</u> ・<u>機材の操作・操縦・整備など職務遂行に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練の実施</u> ○<u>空将、空将補、一等空佐、二等空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、准空尉、空曹長、一等空曹、二等空曹、三等空曹、空士長、一等空士、二等空士、防衛大学校教官（航空宇宙自衛官）、航空宇宙自衛隊学校長、航空宇宙自衛隊学校教官（航空宇宙自衛官）、航空宇宙自衛隊学校学生、医官（航空宇宙自衛官）、歯科医官（航空宇宙自衛官）、薬剤官（航空宇宙自衛官）、看護官（航空宇宙自衛官）、警務官（航空宇宙自衛官）</u> ×<u>防衛省の局・部・課長（自衛官でないもの）〔012〕、防衛大学校教官（自衛官でないもの）〔209〕、航空宇宙自</u>	国家の防衛を任務とする航空自衛隊の隊務に従事するものをいう。 ○<u>航空自衛官；空将；空将補；一等空佐；二等空佐；三等空佐；一等空尉；二等空尉；三等空尉；准空尉；空曹長；一等空曹；二等空曹；三等空曹；空士長；一等空士；二等空士；三等空士</u>	法律（令和八年法律第五十三号）により、航空自衛隊が「航空宇宙自衛隊」に改編されたため、項目名を改称。 自衛隊法第3条（自衛隊の任務）に基づき説明文を修正。 自衛隊法の規定、防衛省・自衛隊ウェブサイト、job tagなどを参考に、想定される主な課業を追記。 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）により、航空自衛官の階級のうち「三等空士」が廃止されたため、マル例示から削除。 新日本標準職業分類一般原則（保安従事者の特例）に従い、「防衛大学校教官（航空宇宙自衛官）」、「航空宇宙自衛隊学校長」などのマル例示を、「防衛大学校教官（自衛官でないもの）」
---	---	---

<u>衛隊学校教官（自衛官でないもの）〔209〕</u>		〔209〕」などのバツ例示をそれぞれ追加。
504 防衛大学校・防衛医科大学校学生 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生であるものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>自衛隊幹部候補生としての、任務遂行に必要な理学・工学・社会科学に関する高度な理論、応用についての知識、及びこれらに関する研究の能力を修得するための教育訓練の実施</u> ・<u>自衛隊医官・看護官等として必要な医療技術を修得するための教育訓練の実施</u> ○防衛大学校学生、<u>防衛医科大学校学生</u> ×<u>防衛大学校教官〔209 又は 501～503 のいずれか〕、防衛医科大学校教官〔209 又は 501～503 のいずれか〕、陸上・海上・航空宇宙自衛隊学校学生（自衛官）〔501～503 のいずれか〕、医官（自衛官）〔501～503 のいずれか〕、歯科医官（自衛官）〔501～503 のいずれか〕、薬剤官（自衛官）〔501～503 のいずれか〕、看護官（自衛官）〔501～503 のいずれか〕、警務官（自衛官）〔501～503 のいずれか〕</u>	434 防衛大学校・防衛医科大学校学生 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生であるものをいう。 ○防衛大学校学生、<u>防衛医科大学校学生</u>	防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の規定を参考に、想定される主な課業を追記。 「学生」との対比として「防衛大学校教官〔209 又は 501～503 のいずれか〕」などのバツ例示を追加。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
51 司法警察職員 社会及び個人の生命・身体・財産の保護、法と秩序の維持など司法警察権又はこれに準ずる権限を行使する職務に従事するものをいう。	44 司法警察職員 個人・財産の保護、法と秩序の維持など主として司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。	大分類の説明文と平仄を合わせるため、また、現行の小分類 449「その他の司法警察職員」の説明文の修正に伴い、説明文を修正。
511 警察官 個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全・秩序の維持などの警察業務に従事するものをいう。皇宮護衛官も含まれる。 <u>ただし、他人の需要に応じて警備業務を行うものは小分類〔523〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>罪を犯し、又は犯そうとしていると認められる者等への質問</u> ・<u>応急の救護を要すると認められる者の保護</u> ・<u>天災・事故・雑踏等の危険な事態がある場合の必要な警告・制止、避難等の措置の命令・実施</u> ・<u>犯罪現場等における証拠の発見・収集等の犯罪捜査及び収集した証拠に基づく被疑者の逮捕</u> ・<u>交通違反の取締り、交通事故による負傷者の救護・危険防止措置等の実施</u> ・<u>詐欺防止・少年の非行防止等の犯罪抑止のための啓発</u> ○警察庁長官、警視総監、警視監、警視長、警視正、警視、	441 警察官 個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全・秩序の維持などの警察業務に従事するものをいう。皇宮護衛官も含まれる。 ○警察官；警察庁長官；警視総監；警視監；警視長；警視	新小分類 523「警備員」の課業と混同するおそれがあることから、他人の需要（契約）に応じて警備業務を行うものは当該項目に分類されることをただし書として追記。 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）、道路交通法（昭和三十一年法律第五号）の規定及び job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 警察本部に属する執行隊員の名称

<u>警部、警部補、巡査部長、巡査長、巡査、皇宮護衛官、機動隊員、高速道路交通警察隊員、空港警察署員、鉄道警察隊員、水上警察隊員、セキュリティポリス（SP・要人警護担当警察官）、鑑識官</u> ×<u>国家公安委員会委員〔012〕、都道府県公安委員会委員〔012〕、検事〔162〕、公安調査官〔289〕、警務官（自衛官）〔501～503 のいずれか〕、ボディガード（身辺警護員）〔523〕、建設現場誘導員〔523〕、交通誘導員・警備員〔523〕、雑踏警備員〔523〕、交通巡視員〔529〕、交通管理パトロール員（高速道路株式会社）〔529〕、駐車監視員〔529〕</u>	<u>正；警視；警部；警部補；巡査部長；巡査長；巡査；皇宮護衛官</u> ×<u>国家公安委員会委員〔012〕；都道府県公安委員会委員〔013〕</u>	等をマル例示に追加。 新小分類 523「警備員」に分類されるものなど、混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
512 海上保安官 海上における<u>人命・財産の保護、法律違反の予防・捜査・鎮圧など海上の安全確保に関する職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>海難事故発生時における乗組員や船の捜索救助</u> ・<u>海洋汚染の調査、海洋環境保全に関する指導・啓発</u> ・<u>海上における船舶航行の交通指導及び取締り</u> ・<u>航空機・巡視船による領海・経済水域の警備、密輸・密漁の取締り</u> ・<u>船舶や漁船などに対する海流の状況や障害物の情報提供</u> ○<u>一等海上保安監、二等海上保安監、三等海上保安監、一等海上保安正、二等海上保安正、三等海上保安正、一等海上保安士、二等海上保安士、三等海上保安士、一等海上保安士補、二等海上保安士補、三等海上保安士補、巡視船船長、巡視船乗組員、潜水土（海上保安官）</u>	442 海上保安官 海上における<u>犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、海難救助、その他海上の安全確保に関する仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>海上保安官；一等海上保安監；二等海上保安監；三等海上保安監；一等海上保安正；二等海上保安正；三等海上保安正；一等海上保安士；二等海上保安士；三等海上保安士；一等海上保安士補；二等海上保安士補；三等海上保安士補；巡視船船長</u>	海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第 1 条に基づき説明文を修正。 海上保安庁法第 2 条、job tag を参考に、想定される主な課業を追記。

×潜水員（海上自衛官）〔502〕、潜水土（海難救助）（公的機関を除く）〔529〕、沈没船引上工（海難救助）（公的機関を除く）〔529〕、船舶航海士〔662〕、運航士〔662〕、船舶機関長〔663〕、船舶機関士〔663〕、甲板員〔673〕		新小分類 502「海上自衛官」に分類されるもの、新大分類 L「輸送・機械運転従事者」に分類されるもの（船舶の運転等に関するもの）などについて、バツ例示に追加。
519 その他の司法警察職員 麻薬取締官など小分類〔511 及び 512〕に含まれない司法警察権又はこれに準ずる権限を行使する職務に従事するものをいう。 ただし、警察から送致を受けた事件等の捜査を行うものは小分類〔162〕に分類される。 ○麻薬取締官、麻薬取締員、狩猟取締特別司法警察員、漁業監督官、労働基準監督官、鉱務監督官、船員労務官、森林警察官、国税査察官、税関検査官、入国警備官 ×刑務所長（刑務官でないもの）〔012〕、検事〔162〕、執行官〔169〕、通関士〔169〕、公安調査官〔289〕、入国審	449 その他の司法警察職員 麻薬取締官など小分類〔441 及び 442〕に含まれない主として司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。 ○麻薬取締官；麻薬取締員；狩猟取締特別司法警察員 ×刑務所長〔012〕；労働基準監督官〔249〕；鉱務監督官〔249〕；船員労務官〔249〕；入国警備官〔459〕	司法警察権限が法律上規定されている職業については、主として当該権限を行使するものか否かにかかわらず本項目に分類することとし、また、臨検、捜索及び差押えなど司法警察権に準ずる権限を行使するものも含むこととし、説明文を修正。 司法警察権に準ずる権限を行使するもののうち、警察から送致を受けた事件等の捜査を行うものは新小分類 162「検察官」に分類される旨のただし書を追記。 現行の小分類 249「他に分類されない専門的職業従事者」に分類されているもののうち、司法警察権限が法律上規定されているもの（漁業監督官、労働基準監督官、鉱務監督官及び船員労務官）についてマル例示に移設。また、法令を参考に、司法警察権に準ずる権限を行使するものをマル例示に追加。 警察から送致を受けた事件などの捜査を行うもの（「検事〔162〕」）など

査官〔289〕、警務官（自衛官）〔501～503 のいずれか〕		をバツ例示に追加。
---------------------------------	--	-----------

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
52 その他の保安従事者 消防、警備など<u>安全の確保に関する職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、次の職務に従事するものは含まれない。</u> （１）市場に出荷された製品の技術的安全性に関する審査・監査の職務に従事するものは中分類〔10〕に分類される。 （２）保健医療に係る安全性確保の観点から事業者の設備・帳簿等の点検・検査の職務に従事するものは中分類〔14〕に分類される。 （３）司法警察権又はこれに準ずる権限を行使して労働者の保護や海洋資源の保全等を確保する職務に従事するものは中分類〔51〕に分類される。	45 その他の保安職業従事者 消防、警備など<u>保安の仕事</u>に従事するものをいう。	「保安」という表現は、現行の大分類 F の説明文「国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持」に対応する一方、必ずしもこれに該当しない職務に従事するものも新中分類 52「その他の保安従事者」に含まれていることから、説明文を修正。 監視・検査・監督の職務を行うもののうち、（１）製品等の基準を満たしているかを審査・監査する科学的・技術的な職務に従事するもの、（２）医療・保健衛生に関する専門性を有するもの、（３）司法警察権又はこれに準ずる権限を行使するものは、それぞれ他の項目に分類される旨のただし書を追記。
521 刑務官 刑務所・少年刑務所・拘置所における被収容者の身柄の	451 看守 刑務所・拘置所の被収容者の監視、作業の指揮監督、刑	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）において「刑務官」の名称で規定されていること（「看守」は刑務官の階級の一つとして規定）、人事院規則において設定された採用試験名が「刑務官採用試験」となっていることから、項目名を改称。 法務省において、刑事施設として、

<u>確保、改善更生及び円滑な社会復帰のために必要な作業・改善指導等の矯正処遇などの職務に従事するものをいう。</u> ただし、国からの委託を受け、施設の警備などの<u>職務</u>に従事するものは小分類〔523〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・被収容者による逃走・証拠隠滅の防止 ・収容施設内の巡回、規律違反や非常事態への対応 ・被収容者の改善更生のための働きかけ、日常生活・刑務作業・職業訓練の指導・監督、出所後の帰住先や就労の調整 ○<u>矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長、看守、拘置所刑務官</u> ×刑事施設警備員（<u>刑務官でないもの</u>）〔523〕	<u>務所・拘置所内の保安の維持、被収容者の処遇などの仕事に従事するものをいう。</u> ただし、国からの委託を受け、施設の警備、<u>被収容者の監視</u>などの仕事に<u>従事</u>するものは小分類〔453〕に分類される。 ○看守長；副看守長；看守部長；看守；<u>刑務官</u>；拘置所刑務官 ×刑事施設警備員〔453〕	刑務所・拘置所に加え、「少年刑務所」も設定されていることから、説明文に追記。 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の制定により、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）が廃止され、人権尊重・透明性の高い運営へと転換が図られたことを踏まえ、法務省ウェブサイト参考に、説明文を修正。 法務省ウェブサイト、job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 刑務官の階級である「矯正監」、「矯正長」及び「矯正副長」をマル例示に追加。
522 消防員 火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減などの<u>職務</u>、傷病者を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・火災及びその他の緊急事態などにおける消火・救助・危険排除などの災害対応 ・傷病者を搬送する医療機関等の確保、傷病者の搬送	452 消防員 火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減などの<u>仕事</u>、傷病者を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する<u>仕事</u>に従事するものをいう。	東京消防庁ウェブサイト、job tag などを参考に、想定される主な課業を追記。

・防火に関する規定の審査・指導・検査、危険物施設の設置・改修に係る許可・完成検査 ・出火原因等の原因調査による火災予防 ・防災についての啓発 ○消防総監、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長、消防士、消防自動車運転者、救急車運転者、消防船船長、私設消防員、空港消防員、救急救命士（消防員） ×民間救急車運転手〔659〕、民間消防車運転手〔659〕	○消防総監、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長、消防士、消防自動車運転者、救急車運転者、消防船船長、私設消防員、空港消防員	救急救命士の資格を有する消防員は本項目に分類されるため、「救急救命士（消防員）」をマル例示に追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
523 警備員 他人の需要に応じて、人の身体に対する危害の発生の警戒・防止、事務所・住宅・興行場・駐車場・その他の施設における盗難等の事故の発生の警戒・防止などの職務に従事するものをいう。国からの委託を受け、刑務所内で施設の警備などの職務に従事するものも含まれる。 ただし、警察業務に従事するものは小分類〔511〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・身体的安全確保を目的とした身辺警護 ・施設への入退室の管理、立入禁止区域への侵入防止を目的とした監視 ・興行場・駐車場などにおける安全確保、混雑の軽減を目的とした人・車両の誘導 ・運搬中の現金・貴金属・美術品等に係る盗難等の事故の	453 警備員 人の身辺において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事するものをいう。 また、国からの委託を受け、刑務所内で施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するものも本項目に含まれる。	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の規定に基づき説明文を修正。 現行の小分類 451「看守」の説明文の修正に伴い、「被収容者の監視」を削除。 新小分類 511「警察官」との区別をするため、ただし書を追記。 警備業法の規定、job tagを参考に、また、「交通誘導員」、「雑踏警備員」などの本項目への移設を踏まえ、想定される主な課業を追記。

<u>警戒・防止</u> ○ボディガード（身辺警護員）、<u>守衛、門衛、鉄道警備員、空港警備員、劇場警備員、倉庫見回員、倉庫警備員、法廷警備員、衛視（国会）、火薬庫見張員、夜間警備員、ガードマン（ウーマン）、刑事施設警備員（刑務官でないもの）、施設警備員、建設現場誘導員、交通誘導員・警備員、雑踏警備員、駐車場誘導員、貴重品運搬警備員、機械警備管制員、マンション警備員、寄宿舎警備員、ビル警備員、駐車場警備員</u> ×<u>ビル管理人（事務用・事業用）〔483〕、駐車場管理人〔484〕、警察官〔511〕、セキュリティポリス（SP・要人警護担当警察官）〔511〕、入国警備官〔519〕、刑務官〔521〕、駐車監視員〔529〕、山番〔549〕、漁場監視員〔559〕、ビル設備管理人〔689〕</u>	○ボディガード（身辺警護員）；<u>守衛；門衛；警備員；鉄道警備員；空港警備員；劇場警備員；倉庫見回員；倉庫警備員；法廷警備員；衛視（国会）；監視員（ホテル）；火薬庫見張員；夜警員；ガードマン（ウーマン）；刑事施設警備員；施設警備員</u> ×<u>看守〔451〕；山番〔479〕；漁場監視員〔489〕</u>	現行の小分類 459「他に分類されない保安職業従事者」のマル例示である「建設現場誘導員」、「交通誘導員」及び「雑踏警備員」を本項目に移設。 厚生労働省編職業分類などを参考に、マル例示を追加。 課業が紛れやすい「警察官〔511〕」などをバツ例示に追加。
529 他に分類されない保安従事者 小分類〔521～523〕に含まれない<u>安全の確保に関する職務</u>に従事するものをいう。 ○<u>児童交通擁護員、交通巡視員、交通管理パトロール員（高速道路株式会社）、道路監理員（国・地方公共団体・高速道路株式会社）、駐車監視員、道路管制センター管制員、プール・海水浴場監視員、ライフセーバー、潜水士（海難救助）（公的機関を除く）、沈没船引上工（海難救助）（公的機関を除く）、税関監視官、空港保安検査員</u>	459 他に分類されない保安職業従事者 小分類〔451～453〕に含まれない<u>保安的な仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>児童交通擁護員；交通巡視員；交通管理パトロール員（高速道路株式会社）；道路監理員（国・地方公共団体・高速道路株式会社）；建設現場誘導員；入国警備官；交通誘導員；雑踏警備員；プール・海水浴場監視員</u>	現行の中分類 45「その他の保安職業従事者」の説明文の修正に伴い、説明文を修正。 「建設現場誘導員」、「交通誘導員」及び「雑踏警備員」は、警備業法に規定される業務に該当することから、新小分類 523「警備員」のマル例示に移設。 「入国警備官」は、司法警察権に準ずる権限を行使することから、新小分類 519「その他の司法警察職員」のマル例示に移設。 厚生労働省編職業分類を参考に、マ

×セキュリティエンジニア〔096〕、航空管制官〔101〕、電 波監視官〔101〕、自動車検査官・検査員〔109〕、小型船 舶検査員〔109〕、航空機検査官〔109〕、航空工場検査官 〔109〕、電気工作物検査官〔109〕、原子力施設検査官 〔109〕、通関士〔169〕、公安調査官〔289〕、入国審査官 〔289〕、駐車場管理人〔484〕、探偵〔499〕、漁業監督官 〔519〕、労働基準監督官〔519〕、鉱務監督官〔519〕、船 員労務官〔519〕、入国警備官〔519〕、火薬庫見張員〔523〕、 建設現場誘導員〔523〕、交通誘導員・警備員〔523〕、雑 踏警備員〔523〕、駐車場誘導員〔523〕、線路保安員〔722〕、 保安員（鉱山）〔729〕	×探偵〔249〕；線路保安員〔682〕；保安員（鉱山）〔699〕	ル例示を追加。 混同の可能性のあるものについて、 バツ例示に追加。
---	---	--

大分類 J「農林漁業従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
J 農林漁業従事者 農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家さん・その他の動物の飼養、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物の捕獲・採取・養殖、及びその他の農林漁業に関連する職務に従事するものをいう。 ただし、次の職務に従事するものは含まれない。 （１）農林水産業における知識や技術の普及指導などの技術的な職務に従事するものは中分類〔06〕に分類される。 （２）人間にとって有害な生物等の防除・駆除・消毒を行う職務に従事するもの（農業・林業・漁業に関連するものを除く）は小分類〔747〕に分類される。	G 農林漁業従事者 農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家さん（禽）・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物（両生類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。	説明文の「～をする仕事」は、「農作物の栽培・収穫～養殖」を指し、意味が重複するため削除。 「その他の農林漁業類似の仕事」と「これらに関連する仕事」も意味が重複するため、「農林漁業に関連する職務」に修正。 新中分類 06「農林水産技術者」や新小分類 747「ペストコントロール従事者」に分類されるものとの違いを明確にするため、ただし書を追記するが、農業・林業・漁業における害虫駆除は除かれることも併せて明記。
53 農業従事者 農作物の栽培・収穫、家畜・家さん・その他の動物（水産動物を除く）の飼養、及びその他の農業に関連する職務に従事するものをいう。	46 農業従事者 農作物の栽培・収穫、蚕の飼育、収繭、蚕種の製造、家畜・家さん・その他の動物（水産動物を除く）の飼育、及び農業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。	新大分類 J「農林漁業従事者」及び新小分類 539「その他の農業従事者」の説明文の見直しに合わせて修正。
531 農耕従事者 穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの職務に従事するものをいう。ビニールハウス・温室・植物工場等の施設で作物の栽培・収穫などの職務に従事するも	461 農耕従事者 穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの仕事に従事するものをいう。	本分類には屋内栽培を行うものが含まれることから、「ビニールハウス～従事するもの」を追記。

<u>の、特用林産物の栽培・収穫などの職務に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、農業教育に関する実習助手は小分類〔449〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・作物の栽培に必要な土壌・施設・機械設備などの整備 ・山林苗木を除く種苗の育成・植付け ・作物の育成状況に応じた水・肥料・防除などの栽培管理 ・農業用機械等による作物の収穫 ○農耕作業、<u>水稲耕作者</u>、<u>麦類耕作者</u>、<u>豆類耕作者</u>、<u>雑穀耕作者</u>（とうもろこし、あわ、ひえ、きび、そばなど）、<u>芋類耕作者</u>（かんしょ、ばれいしょ、さといもなど）、<u>野菜栽培者</u>、<u>きのこ類栽培者</u>、<u>もやし栽培者</u>、<u>もやし製造者</u>（工場生産）、<u>果樹栽培者</u>、<u>桑栽培者</u>、<u>花き栽培者</u>、<u>種苗栽培者</u>（林業用種苗を除く）、<u>植木栽培者</u>、<u>茶栽培者</u>、<u>たばこ栽培者</u>、<u>除虫菊栽培者</u>、<u>こんにゃくいも栽培者</u>、<u>麻栽培者</u>、<u>わさび栽培者</u>、<u>飼料作物栽培者</u>、<u>工芸農作物栽培者</u>、<u>みつまた・こうぞ栽培者</u>（農業）、<u>みつまた皮剥人</u>（農業）、<u>こうぞ乾燥人</u>、<u>い草栽培者</u>、<u>盆栽苗木栽培者</u>、<u>こりやなぎ栽培者</u>、<u>芝栽培者</u>、<u>脱穀・調整人</u>、<u>耕作トラクター運転者</u>、<u>無人航空機操作者</u>（栽培・収穫に係るもの）、<u>農業研究者助手</u> ×<u>農業技術者〔061〕</u>、<u>農業土木技術者〔082〕</u>、<u>実習助手</u>（農業教育に関するもの）〔449〕、<u>採草放牧地管理者</u>（家畜の飼養を伴うもの）〔532〕、<u>蚕飼育者〔532〕</u>、<u>収繭作業員〔532〕</u>、<u>蚕種製造作業員〔532〕</u>、<u>山林苗木栽培人〔549〕</u>、<u>林業種苗栽培者〔549〕</u>、<u>蚕具製造工〔竹</u>	○農耕作業員；<u>水稲耕作者</u>；<u>麦類耕作者</u>；<u>豆類耕作者</u>；<u>雑穀耕作者</u>（あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし）；<u>いも類</u>（かんしょ、ばれいしょ、さといも）<u>耕作者</u>；<u>野菜栽培者</u>；<u>きのこ類栽培者</u>；<u>もやし栽培者</u>；<u>もやし製造者</u>（工場生産）；<u>果樹栽培者</u>；<u>桑栽培者</u>；<u>草花栽培者</u>；<u>種苗栽培者</u>（林業用種苗を除く）；<u>植木栽培者</u>；<u>茶栽培者</u>；<u>たばこ栽培者</u>；<u>除虫菊栽培者</u>；<u>こんにゃくいも栽培者</u>；<u>麻栽培者</u>；<u>わさび栽培者</u>；<u>みつまた栽培者</u>；<u>こうぞ皮剥人</u>（農業）；<u>みつまた皮剥人</u>（農業）；<u>こうぞ乾燥人</u>；<u>い草栽培者</u>；<u>耕作トラクター運転者</u>；<u>実習助手</u>（学校における農耕）；<u>脱穀・調整人</u>；<u>盆栽苗木栽培者</u>；<u>こりやなぎ栽培者</u>；<u>芝栽培者</u> ×<u>牧草栽培者</u>（家畜の飼育を伴うもの）〔462〕；<u>蚕飼育者〔462〕</u>；<u>収繭作業員〔462〕</u>；<u>蚕種製造作業員〔462〕</u>；<u>山林苗木栽培人〔479〕</u>；<u>林業種苗栽培者〔479〕</u>；<u>蚕具製造工</u>（竹製）〔536〕	また、森林原野を起源とする特定林産物の栽培・収穫等に従事するものも含まれることから、「特用林産物～も含まれる。」を追記。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を整理。 作物統計で作況調査を実施している「飼料作物」と「工芸農作物」（繊維、油、砂糖、薬、嗜好品などの工業原料や製品となる農作物）の栽培者を追記するなど、マル例示を整理。 現行のバツ例示「牧草栽培者（家畜の飼育を伴うもの）」について、主に飼料作物を栽培するものとの混同を避けるため、「採草放牧地管理者（家畜の飼養を伴うもの）」に名称を変更。
---	--	--

製) [576]		現行のマル例示「実習助手（学校における農耕）」について、新小分類 449「その他の教育・保育補助従事者」に分類するため、バツ例示に移設し、ただし書と平仄を合わせ、「実習助手（農業教育に関するもの）」に修正。
532 養畜従事者 家畜の<u>繁殖・飼養・^{せん}剪毛・搾乳などの職務、及び家きんのふ卵・飼養などの職務に従事するものをいう。動物の販売・貸出し・訓練・展示などを目的として繁殖を行うものや、実験用動物の繁殖を行うものも含まれる。</u> <u>ただし、愛玩動物看護師の免許を有し、愛玩動物の診療補助などの職務に従事するものは小分類 [125] に、愛玩動物のトリミングなどの職務に従事するものは小分類 [495] に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・家畜・家きん等の繁殖 ・生育状態に合わせた餌・水の給与、健康管理 ・家畜・家きんからの生乳・羽毛等の採取	462 養畜従事者 家畜の<u>飼育・繁殖・せん（剪）毛・搾乳などの仕事、家きんの飼育・ふ（孵）卵などの仕事、蚕の飼育・収繭・蚕種の製造の仕事、及びこれらに類似の仕事に従事するものをいう。愛がん（玩）動物の飼育・動物園・サーカス・病院・研究室などにおいて、家畜又は家きんの飼育の仕事に従事するものも含まれる。</u>	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）や動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）に合わせる形で「飼育」を「飼養」に修正し、時系列で整理。 動物の愛護及び管理に関する法律による第一種動物取扱業の職務内容を整理した上で、「実験用動物」の繁殖が含まれることを明記。 新小分類 125「愛玩動物看護師」等と混同する可能性があることから、「これらに類似の仕事」を削除し、ただし書を追記。 養蚕農家の激減等を理由として平成 16 年に繭生産統計調査が廃止されていることを踏まえ、「蚕の飼育～製造の仕事」を削除。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を整理。

・飼養施設の衛生管理、伝染性疾病の防疫 ○家畜飼育（飼養）者、肉用牛飼育者、乳用牛飼育者、預託牛飼育管理人、搾乳作業者、搾乳手伝い、馬飼育者、<u>厩務員</u>、豚飼育者、やぎ飼育者、うさぎ飼育者、ミンク飼育者、めん羊飼育者、種付作業者、家畜毛刈作業者、酪農ヘルパー、家きん飼育者、<u>育雛</u>作業者、鶏ふ化作業者、家きんふ化作業者、七面鳥飼育者、あひる飼育者、雌雄鑑別者、ペットブリーダー（犬・猫・モルモット・小鳥など）、実験用動物飼育員、養蜂作業者、蚕飼育者、収繭作業者、蚕種製造作業者、養虫作業者（蛭、鈴虫、松虫など）、<u>採草放牧地管理者</u>（家畜の飼養を伴うもの） ×畜産技術者〔061〕、家畜人工授精師（獣医師でないもの）〔061〕、雌雄鑑別師（初生ひな）〔061〕、養鶏技術者〔061〕、獣医師〔113〕、狂犬病予防員〔113〕、愛玩動物看護師〔125〕、馬調教師〔246〕、犬訓練士〔495〕、ペットトリマー〔495〕、動物園飼育係員〔495〕、狂犬病予防技術員〔499〕	○家畜飼育者；乳用牛飼育者；預託牛飼育管理人；搾乳作業者；搾乳手伝い；馬飼育者；きゅう（厩）務員；豚飼育者；やぎ飼育者；うさぎ飼育者；ミンク飼育者；めん羊飼育者；種付作業者；家畜毛刈作業者；酪農ヘルパー；家きん飼育者；育すう（雛）作業者；鶏ふ化作業者；家きんふ化作業者；七面鳥飼育者；あひる飼育者；肉用牛飼育者；雌雄鑑別者；犬育成作業者；養犬人；猿飼育者；モルモット飼育者；小鳥飼育者；養ほう（蜂）作業者；家畜飼育係員（研究所）；蚕飼育者；収繭作業者；蚕種製造作業者；養虫作業者（蛭、鈴虫、松虫など）；牧草栽培者（家畜の飼育を伴うもの）；動物園飼育係員 ×家畜人工授精師〔061〕；獣医師〔123〕；馬調教師〔249〕；狂犬病予防技術員〔429〕；トリマー（犬・猫の美容師）〔429〕	「犬育成作業者」や「家畜飼育係員（研究所）」等について、分かりやすい表現とするなどマル例示を修正。 新小分類 495「動物世話従事者」の新規立項に伴い、「動物園飼育係員」を同項目へ移設。 新小分類 495「動物世話従事者」等に分類されるものをバツ例示に追加。
533 植木職、造園師 植木の植込み・手入れ、庭園・公園・緑地の造築の職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・樹木の^{せん}剪定・整姿、地被・草花の管理 ・配植・植付け・養生などの植栽の施工 ・生垣・竹垣・袖垣などの垣根の施工 ・庭石及び灯ろうなどの石造添景物の据付け ・滝・流れ・池などの水景施設の施工 ○植木職、植木手入作業者、生垣手入作業者、造園師、築	463 植木職、造園師 植木の植込・手入、庭園の造築の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○植木職；植木手入作業者；生垣手入作業者；造園師；築	厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を整理。 「ゴルフ場芝手入作業員」と課業の

庭作業者、庭師、<u>グリーンキーパー</u>、ゴルフ場芝手入作業員、公園芝刈作業員 ×庭園設計技術者〔082〕、盆栽苗木栽培者〔531〕、植木栽培者〔531〕、芝栽培者〔531〕、造園土木工〔721〕、グラウンドキーパー〔769〕	庭作業者；庭師；ゴルフ場芝手入作業員 ×庭園設計技術者〔092〕；盆栽苗木栽培者〔461〕；植木栽培者〔461〕；芝栽培者〔461〕；造園土木工〔681〕；公園芝刈作業員〔739〕；グラウンドキーパー〔739〕	区別が困難であることから、バツ例示の「芝刈作業員」をマル例示に移設。
539 その他の農業従事者 小分類〔531～533〕に含まれない農業に関連する職務に従事するものをいう。 ○装^{てい}蹄^{てい}師、蹄鉄打替職、農業用水管理者、農薬散布人、植物防疫員 ×植物防疫官〔061〕、害虫駆除員（農業に関連するものを除く）〔747〕	469 その他の農業従事者 小分類〔461～463〕に含まれない農業・農業類似の仕事に従事するものをいう。 ○装^{てい}てい（蹄）師；てい（蹄）鉄打替職；農業用水管理者；植物防疫員	マル例示に「装てい師」等があるが、これらは「農業類似」という表現では読み取れないため、「農業に関連する」に修正。 農業において害虫駆除を行う「農薬散布人」をマル例示に追加。 混同するおそれがあるものや、新大分類 J「農林漁業従事者」のただし書（2）に該当するものをバツ例示に追加。
54 林業従事者 林木・苗木・種子の育成・伐採・搬出などの職務及び山林における製炭・製薪などの職務に従事するものをいう。	47 林業従事者 林木・苗木・種子の育成・伐採・搬出・処分などの仕事及び山林における製炭・製薪の仕事に従事するものをいう。	「処分」という語句が使用されている分類項目は、現行の小分類 123「獣医師」（殺処分）、同小分類 714「ごみ・し尿処理従事者」（一般廃棄物の収集・運搬・処分）及び同 715「産業廃棄物処理従事者」（事業活動に伴って生じた廃棄物の収集・運搬・処分）の 3 分類のみであり、いずれの文脈も「廃棄」といった趣旨を表すものとなっている。また、新中分類 54「林業従事者」の各小分類における課業をみても、

		「処分」がそれらを置き換えた表現であるとは考えられないことから、本表現は削除。 「及び山林における～」は、現行の小分類 479「その他の林業従事者」の説明に該当するが、職務が製炭・製薪に限定されないため、「など」を追記。
541 育林従事者 山林苗木の植付け、地ごしらえ及び林木の健全な育成のための下刈りなどの手入れの<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・伐採・除草・整地などによる<u>植林予定地の整備</u> ・山林苗木の植付け、育成状況に合わせた<u>施肥</u> ・山林苗木周辺の除伐・除草 ・育成する林木の下枝・枯枝の切り落とし、過密となった林内密度の調整 ○林業地ごしらえ作業<u>者</u>、<u>植林作業</u>者、<u>造林作業</u>者、<u>枝打作業</u>者、<u>下刈作業</u>者、<u>雪起こし作業</u>者、<u>除伐作業</u>者、<u>間伐作業</u>者 ×<u>森林技術士</u>〔061〕、<u>森林土木技術者</u>〔082〕、<u>種苗栽培者</u>（林業用種苗を除く）〔531〕、<u>植木栽培者</u>〔531〕、<u>山林苗木栽培人</u>〔549〕、<u>林業種苗栽培者</u>〔549〕	471 育林従事者 山林苗木の植付け、地ごしらえ及び林木の健全な育成のための下刈りなどの手入れの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○林業地ごしらえ作業<u>者</u>；<u>植林作業</u>者；<u>造林作業</u>者；<u>枝打作業</u>者；<u>下刈作業</u>者；<u>雪起作業</u>者；<u>除伐作業</u>者 ×<u>種苗栽培者</u>（林業用種苗を除く）〔461〕；<u>植木栽培者</u>〔461〕；<u>間伐作業</u>者〔472〕；<u>山林苗木栽培人</u>〔479〕；<u>林業種苗栽培者</u>〔479〕	厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を整理。 林業作業の主なプロセスは、「造林」（育林）と「素材生産」（伐倒、造材、集材）に分かれるが、間伐作業は「造林」（育林）のプロセスと整理されていることから、現行のバツ例示「間伐作業者」をマル例示へ移設。
542 伐木・造材・集材従事者 伐木・造材（測尺・枝払い・皮剥<u>ぎ</u>）の<u>職務</u>に従事する	472 伐木・造材・集材従事者 伐木・造材（測尺・枝払い・皮は（剥）<u>ぎ</u>）の<u>仕事</u>に従	

もの、及び伐採された木材を集める<u>職務</u>並びに山元土場まで搬出する<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、薪炭材の伐採などの職務に従事するものは小分類〔549〕に、製材に関する職務に従事するものは小分類〔576〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・林木の伐採 ・林木の測尺・枝払い・皮剥ぎ・玉切りによる造材 ・伐採された林木の収集、集積所への搬出 ○木材伐出作業、枝払作業、伐倒作業、玉切作業、造材作業、竹材伐採作業、造材測尺作業、皮剥ぎ作業（造材）、伐木造材機械操作員、集材作業、はえ積み（又は巻立て）作業、伐木積込作業、木場作業、集材機械操作員 ×間伐作業〔541〕、炭材伐採作業〔549〕、薪材伐採作業〔549〕、木材乾留工〔571〕	事するもの、及び伐採された木材を集める<u>仕事</u>並びに山元土場まで搬出する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、製材作業及び薪炭材の伐採作業に従事するものを除く。</u> ○木材伐出作業；きこり；枝払作業；伐倒作業；玉切作業；間伐作業；造材作業；竹材伐採作業；造材測尺作業；皮はぎ作業（造材）；伐木造材機械操作員；集材作業；いかだ（筏）作業（山元）；はえ（極）積み（又は巻立て）作業；しゅら（修羅）出作業；土そり作業；伐木積込作業；木場作業；集材機械操作員 ×炭材伐採作業〔479〕；薪材伐採作業〔479〕；木材乾留工〔531〕	新小分類 542「伐木・造材・集材従事者」に該当しないものがどこに分類されるのかを具体的に整理するため、ただし書を修正。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を整理。 現代林業では、斧を利用した伐木はほぼ行われていないため、「きこり」をマル例示から削除。 間伐作業は「造林」（育林）のプロセスと整理されていることからマル例示から削除。 いかだ・しゅらを用いた搬出作業は現代林業ではほとんど行われていないため、マル例示から削除。
549 その他の林業従事者 小分類〔541～542〕に含まれない林業に関連する職務に従事するものをいう。<u>特用林産物の採取に従事するものも含まれる。</u>	479 その他の林業従事者 小分類〔471～472〕に含まれない林業・林業類似の仕事に従事するものをいう。	特用林産物には、きのこ類、樹実類、わさび、山菜類、漆、竹材・桐材、木炭・木酢液などがあるが、これらの採取を行うものが本分類に含まれることから、「特用林産物の～ものも含まれる」と明記。

<u>ただし、特用林産物の栽培・収穫などの職務に従事するものは小分類〔531〕に分類される。</u> ○炭焼人、製炭木割作業、炭材伐採作業、築窯作業、炭焼作業、薪材伐採作業、薪割作業、薪結束作業、薪小出作業、炭俵詰作業、木炭小出作業、切炭調整作業、種子採取作業、林業種子採取作業、山林苗木栽培人、林業種苗栽培者、天然木の実採取作業、くり採取作業、樹皮剥ぎ作業、しいたけ採取作業、なめこ採取作業、たけのこ採取作業、天然わさび採取作業、松脂採取作業、じゅんさい採取作業、ぜんまい採取作業、山芋掘り作業、山ふき採取作業、わらび採取作業、ふし（五倍子）採取作業、しゅろ皮採取作業、こうぞ・みつまた皮剥ぎ作業（林業）、漆採取作業、あけびつる採取作業、しだ採取作業、かや採取作業、樟^{しょう}脳根採取作業、樹種採取作業、とりもち採取作業、山林見まわり作業、造林測尺作業、猟師、銃猟師、網猟師、かも猟師、林野巡視員、山番、山守、山林監視員、山林病虫害防除作業、山林害獣防除作業、まつたけ採取作業、猟区案内人、丸太検尺作業、挿し穂採取作業、森林区画測量作業 ×森林測量技術者（測量士）〔083〕、鷹匠〔495〕、盆栽苗木栽培者〔531〕、間伐作業〔541〕、ごかい取り〔559〕、木材乾留工〔571〕、皮剥ぎ工（製材業）〔576〕、害虫駆除員（林業に関連するものを除く）〔747〕	○炭焼人；製炭木割作業；炭材伐採作業；築窯作業；炭焼作業；薪材伐採作業；薪割作業；薪結束作業；薪小出作業；炭俵詰作業；木炭小出作業；切炭調整作業；種子採取作業；林業種子採取作業；山林苗木栽培人；林業種苗栽培者；天然木の実採取作業；くり採取作業；樹皮はぎ作業；しいたけ採取作業；なめこ採取作業；たけのこ採取作業；天然わさび採取作業；まつやに（松脂）採取作業；じゅんさい採取作業；ぜんまい採取作業；山芋ほり作業；山ふき採取作業；わらび採取作業；ふし（五倍子）採取作業；しゅろ皮採取作業；こうぞ皮剥作業（林業）；みつまた皮はぎ作業（林業）；うるし（漆）採取作業；あけびつる採取作業；しだ採取作業；かや採取作業；しょう（樟）脳根採取作業；樹種採取作業；とりもち採取作業；山林見まわり作業；造林測尺作業；猟師；銃猟師；網猟師；かも猟師；林野巡視；山番；山守；山林監視員；山林病虫害防除作業；まつたけ採取作業；たかしょう（鷹匠）；猟区案内人；ひる採取作業；蛇捕獲人；虫とり；丸太検尺作業；さし穂採取作業；森林区画測量作業 ×狂犬病予防技術員〔429〕；盆栽苗木栽培者〔461〕；間伐作業〔472〕；ごかい取り〔489〕；木材乾留工〔531〕；皮はぎ工（製材業）〔536〕	新小分類 531「農耕従事者」の栽培・収穫とは異なることをただし書で整理。 「山林害獣防除作業」をマル例示に追加し、「ひる採取作業、蛇捕獲人、虫とり」を「山林病虫害防除作業」及び「山林害獣防除作業」に集約するなどマル例示を見直し。 マル例示の「森林区画測量作業」のうち、資格保有者は小分類 093「測量技術者」に区分されることから、「森林促業技術者（測量士）」をバツ例示
--	---	--

		に追加。 本分類に区分されるものと「狂犬病予防技術員」を混同する可能性は低いことからバツ例示から削除。 新大分類 J「農林漁業従事者」のただし書（2）に該当するものをバツ例示に追加。
55 漁業従事者 海洋・河川・湖沼などの水域において、<u>天然の水産動植物の採捕、水産動植物の養殖・収穫、及びその他の漁業に関連する職務</u>に従事するものをいう。	48 漁業従事者 海洋・河川・湖沼などの水域において、<u>自然繁殖している水産動植物（両生類を含む）を採捕する仕事、人工的に水産動植物を育成、収穫する仕事、及びその他の漁業・漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事</u>に従事するものをいう。	新小分類 551「漁労従事者」及び同 553「海藻・貝採取従事者」の説明と平仄を合わせ、「自然繁殖している」を「天然の」に、「育成、収穫」を「養殖・収穫」に修正。 また、「その他の漁業・漁業類似の仕事」と「これらに関連する仕事」は意味が重複するため、「その他の漁業に関連する職務」に修正。
551 漁労従事者 海面及び内水面において、<u>天然の水産動物（貝類を除く）を採捕する職務</u>に従事するものをいう。漁船に乗り組んで漁労作業に従事する甲板部員及び機関部員並びに潜水漁夫も含まれる。 ただし、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は小分類〔552〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> <u>・漁具の点検・補修、餌の準備</u>	481 漁労従事者 海面・海中及び内水面において、水産動物（貝類を除く）を採捕する<u>仕事</u>に従事するものをいう。漁船に乗組んで、<u>漁労作業に従事する甲板部員及び機関部員並びに潜水漁夫も含まれる。</u> ただし、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は小分類〔482〕に分類される。	日本標準産業分類や漁業センサスでは、「海面」、「内水面」で区分されており（海女・海士による採貝等は「海面」で分類）、それらと平仄を合わせる形で「海中」を削除。 また、新小分類 483「海藻・貝採取従事者」に平仄を合わせる形で「天然の」を追記。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を整

・漁具を用いた水産動物の捕獲 ・漁獲物の仕分け、保管、運搬 ○漁師、網子、漁船の船頭、潜水漁夫、いるか・あざらし捕獲人、あま（海女・海士）（海藻・貝類を採取するものを除く）、捕鯨作業員、漁労長、船員（漁労作業従事者）、魚見、川魚採取作業員 ×漁船船長〔552〕、漁船航海士〔552〕、漁船機関長〔552〕、漁船機関士〔552〕、しじみ採取作業員〔553〕、海藻採取あま（海女・海士）〔553〕、遊漁船船頭〔679〕、遊漁案内人（つり場案内）〔679〕、潜水作業員〔709〕	○網子；漁船の船頭；潜水漁夫；海獣（いるか、あざらしなど）捕獲人；あま（海女・海士）；捕鯨作業員；漁労長；船員（漁労作業従事者）；魚見；川魚採取作業員 ×漁船船長〔482〕；漁船航海士〔482〕；漁船機関長〔482〕；漁船機関士〔482〕；しじみ採取作業員〔483〕；遊漁船船頭〔639〕；遊漁案内人（つり場案内）〔639〕；潜水士〔669〕	理。 「漁師」をマル例示に追加。また、「海獣（いるか、あざらしなど）捕獲人」の「海獣」は、法令等による明確な定義がないため、「いるか・あざらし捕獲人」に修正。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
552 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船） 海技士又は小型船舶操縦士の免許を有し、漁労船乗組員の指揮監督、漁労船の操縦、機関及び附属設備の操作などの職務に従事し、かつ漁労作業に従事するものをいう。 ただし、母船・工船・漁獲物運搬船・漁業指導船・漁業調査船・漁業練習船・漁業取締船の船長・航海士・機関長・機関士は小分類〔661～663〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・漁労船乗組員の指揮監督、発航前の船体等の検査 ・船舶の位置等の測定、見張り、船舶の操縦、航海機器の作動状態の確認 ・機関等の作動状態の監視及び点検、機関等の操作、機関	482 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船） 漁労船の運用・航海、船体の保存、機関の運転・保存の仕事に従事し、かつ漁労作業に従事するものをいう。 ただし、母船・工船・漁獲物運搬船・漁業指導船・漁業調査船・漁業練習船・漁業取締船の船長・航海士・機関長・機関士は小分類〔621～623〕に分類される。	20 トン以上の船舶で労務作業に従事するものは「職員」（「海技士」の免許保有者）と「部員」（無資格者）に大別され、20 トン未満の小型船舶の船長は小型船舶操縦士の免許が必要だが、これらのうち、本分類は免許保有者を区分するものとなっていることから、「海技士又は小型船舶操縦士の免許を有し、」と追記。また、船員法等を参考に、これら有資格者の職務を説明文に反映。 厚生労働省編職業分類、job tag、国土交通省ウェブサイト等を参考に、想定される主な課業を整理。

<u>等の故障発生時等における応急措置の実施</u> ○漁船船長、かつお船船長、捕鯨船船長、トロール漁船船長、漁船航海士、漁船機関長、漁船機関士 ×漁業関係無線通信士〔101〕、漁船司厨員〔461〕、母船船長〔661〕、運搬船航海士〔662〕、漁獲物運搬船機関士〔663〕、漁業調査船機関長〔663〕、漁業練習船機関士〔663〕	○漁船船長；かつお船船長；捕鯨船船長；トロール漁船船長；漁船航海士；漁船機関長；漁船機関士 ×漁業関係無線通信士〔246〕；漁船司厨員〔391〕；母船船長〔621〕；運搬船航海士〔622〕；漁獲物運搬船機関士〔623〕；漁業調査船機関長〔623〕；漁業練習船機関士〔623〕	
553 海藻・貝採取従事者 天然の海藻・貝類を採取する<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・鎌・熊手などの道具の点検 ・道具を用いた海藻・貝類の採取 ・採取した海藻・貝類の仕分け、保管、運搬 ○貝採取作業、あさり採取作業、はまぐり採取作業、かき採取作業、しじみ採取作業、帆立貝採取作業、うに採取作業、さんご採取作業、真珠貝採取作業、潜水採貝作業、海藻採取作業、てんぐさ採取作業、海綿採取作業、こんぶ採取作業、ふのり採取作業、わかめ採取作業、海藻採取あま（海女・海士）、藻採取作業 ×潜水漁夫〔551〕、真珠養殖作業〔554〕、のり養殖作業〔554〕、かき養殖作業〔554〕、潜水作業員〔709〕	483 海藻・貝採取従事者 天然の海藻・貝類を採取する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○貝採取作業；あさり採取作業；はまぐり採取作業；かき採取作業；しじみ採取作業；帆立貝採取作業；うに採取作業；さんご採取作業；真珠貝採取作業；潜水採貝作業；海藻採取作業；てんぐさ採取作業；海綿採取作業；こんぶ採取作業；ふのり採取作業；わかめ採取作業；海藻採取あま（海女・海士）；藻採取作業 ×真珠養殖作業〔484〕；のり（海苔）養殖採取作業〔484〕；かき養殖作業〔484〕	厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を整理。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
554 水産養殖従事者 <u>海面及び内水面</u>において、水産動植物を養殖・収獲する<u>職務</u>に従事するものをいう。	484 水産養殖従事者 <u>海水・淡水</u>において、水産動植物を養殖・収獲する<u>仕事</u>に従事するものをいう。	日本標準産業分類において水産養殖業は「海面」、「内水面」で区分されており、それらと平仄を合わせる形で修正。

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>人工稚魚等の生産、天然稚魚等の捕獲</u> ・<u>養殖魚等への餌の給与、養殖魚等の健康管理、伝染性疾患のまん延防止</u> ・<u>養殖漁場の水温・水質などの環境管理</u> ・<u>養殖魚等の収穫</u> ○<u>魚介養殖作業</u>者（<u>ぶり、まだい、かき、ほたてがい、のり、うなぎ</u>など）、<u>金魚養殖作業</u>者、<u>スッポン養殖作業</u>者、<u>海藻養殖採取作業</u>者、<u>かえる養殖作業</u>者、<u>真珠養殖作業</u>者、<u>真珠捜核</u>者、<u>母貝収集作業</u>者、<u>水田養魚作業</u>者、<u>水族館養魚作業</u>者、<u>人工ふ化作業</u>者、<u>水産試験場養殖作業</u>者 ×<u>水産試験場研究員</u>〔051〕、<u>魚介類養殖技術者</u>〔061〕、<u>水産食品開発・製造技術者</u>〔071〕、<u>わかめ乾燥工</u>〔573〕、<u>干物製造工</u>〔573〕、<u>水産缶詰製造工</u>〔573〕	○<u>魚介養殖作業</u>者（<u>えび、うなぎ、あわび</u>など）；<u>金魚養殖作業</u>者；<u>スッポン養殖作業</u>者；<u>のり（海苔）養殖採取作業</u>者；<u>海藻養殖採取作業</u>者；<u>養あ（蛙）作業</u>者；<u>真珠養殖作業</u>者；<u>真珠捜核</u>者；<u>母貝収集作業</u>者；<u>水田養魚作業</u>者；<u>水族館養魚作業</u>者；<u>人工ふ（孵）化作業</u>者；<u>水産試験場養殖作業</u>者；<u>かき養殖作業</u>者	関連法令、job tag 等を参考に、想定される主な課業を整理。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
559 その他の漁業従事者 小分類〔551～554〕に含まれない<u>漁業に関連する職務に従事するものをいう。</u> ○<u>漁場監視員</u>、<u>魚介類水揚げ作業員</u>、<u>ごかい取り</u> ×<u>遊漁船船頭</u>〔679〕、<u>遊漁案内人（つり場案内）</u>〔679〕、<u>害虫駆除員（漁業に関連するものを除く）</u>〔747〕	489 その他の漁業従事者 小分類〔481～484〕に含まれない<u>漁業・漁業類似の仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>漁場監視員</u>；<u>ごかい取り</u> ×<u>遊漁船船頭</u>〔639〕；<u>遊漁案内人（つり場案内）</u>〔639〕	新中分類 55「漁業従事者」の説明文中の「漁業類似」を「漁業に関連する」に改めたことを踏まえ修正。 従前から本項目に分類されていた「魚介類水揚げ作業員」をマル例示に追加。 新大分類 J「農林漁業従事者」のただし書（2）に該当するものをバツ例示に追加。

大分類 K「生産工程従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
K 生産工程従事者 生産設備の制御・監視の<u>職務</u>、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する<u>職務</u>、各種の機械器具を組立て・調整・修理・検査する<u>職務</u>、製版・印刷・製本の<u>職務</u>、<u>塗装・絵付・文字入れ・写真現像・製図などの生産工程において行われる職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、製品の生産に係る生産工程の設計・管理、品質管理、技術的な監督・指導等の職務を行うものは大分類 B「研究者、技術者」に分類される。</u>	H 生産工程従事者 生産設備の制御・監視の<u>仕事</u>、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する<u>仕事</u>、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する<u>仕事</u>、製版・印刷・製本の<u>作業</u>、生産工程で行われる<u>仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。</u>	現行の中分類 59「生産関連・生産類似作業従事者」の見直しに伴い、説明文の「生産に類似する」を「その他の生産工程に関する」に修正。 生産工程に関する設計・管理等の技術的な監督・指導等の職務を行うものは新大分類 B「研究者、技術者」に分類される旨のただし書を追加。
56 製品製造・加工処理従事者（金属製品） 金属製品に係る原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う<u>職務</u>に従事するものをいう。装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作してこれらの職務に従事するものも含まれる。	49 生産設備制御・監視従事者（金属製品） <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属製品に係る原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> 52 製品製造・加工処理従事者（金属製品） <u>道具や機械器具などを用いて、金属製品に係る原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、金属材料、金属製品の製造などにおける装置・プ</u>	現行の大分類 H「生産工程従事者」の就業者数は平成 22 年の約 840 万人から令和 2 年の約 750 万人と減少傾向にある。一方で法人企業統計（財務省）によれば、製造業の売上高は令和 2 年の約 365 兆円から令和 6 年の約 467 兆円（過去 24 年間で 2 番目）と増加傾向にあり、有形固定資産（土地を除く）に対する設備投資額は令和 2 年の約 13.5 兆円から令和 6 年の約 17.5 兆円（過去 24 年間で 2 番目）と増加傾向にある。 これは、人手不足や生産性向上を背景に、製造業における生産設備の自動化が進んでいるためであると想定さ

	<u>ラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは中分類49に分類される。</u>	れるが、労働人口減少という社会的課題を背景として、手作業を行う人材の求人はむしろ増加しており、現在は、単純作業の代替といった機械化ではなく、生産工程の完全自動化若しくは人と機械の協働といった形へ進化する過渡期にある。このような過渡期にあっては、製造現場では一部の工程が自動化されている場合や制御・監視と手作業による作業を両方行っていることも想定され、この場合両者を明確に区別することは困難であることから、現行の自動化された生産設備の制御・監視に関する中分類と、機械等を用いた手作業に関する中分類を次のとおり統合する。 ①中分類〔49〕及び中分類〔52〕 ②中分類〔50〕及び中分類〔53〕 ③中分類〔51〕及び中分類〔54〕 なお、国際標準職業分類（以下、「ISCO」という。）においては現行大分類Hのように、単に同一の製品分野を自動化か手作業かといった生産手段の違いによって区分していない（主に課業の内容によって区分）。今回の改定によって自動化と手作業を統合することにより、少なくともこのような不整合は解消されることになる。
--	--	--

		また、I S C O と我が国では分類の整理方法が異なっているため、分類項目が完全に一致するということはないが、我が国の分類項目が I S C O のどの項目に該当するのかは整理可能であり、国際比較への影響は限定的だと考える。 なお、現行の中分類 49「生産設備制御・監視従事者（金属製品）」及び同 52「製品製造・加工処理従事者（金属製品）」を統合後の説明文は、両方で共通する部分を主に用い、現行の中分類〔49〕の自動化された生産設備の制御・監視に相当する部分も含まれるという構成とした。
561 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者 高炉・電気炉を用いて銑鉄・合金鉄を製造するため、原料の装入・炉況の監視・<u>出滓・除滓</u>・出銑・鑄銑・鑄鉄・熱風炉操作の<u>職務</u>、転炉・各種電気炉を用いて銑鉄・溶融銑鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、原料の装入・炉の操作管理・ガス弁の切替え・試料採取・出鋼・造塊の<u>職務</u>、キューポラ（溶銑炉）・コシキ・各種電気炉を用いた鑄物用鉄の溶融の<u>職務</u>、溶鋳炉・反射炉・転炉・レトルト・るつぼ・各種電気炉・電解槽などを用いて原鋳石若しくは金属くずから非鉄金属を製造するため、又は粗製非鉄金属を再溶融精製して精製非鉄金属を製造するため、原料装入・炉の操作・製錬の監視・原鋳の溶解・電解液の調整・電極の操作・汲出し、粗製金属板の電極からの	491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、製鉄・製鋼・非鉄金属製錬を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○製鉄設備操作・監視作業員；製鋼設備操作・監視作業員；非鉄金属製錬設備操作・監視作業員；製鉄設備オペレーター；製鋼設備オペレーター；非鉄金属製錬設備オペレーター；高炉管理工；連続鑄造工（鉄鋼） ×溶解工（非鉄金属）〔521〕；溶解工（鑄物原料）〔521〕；金属焼結工〔529〕；炉修工〔662〕	現行の小分類 491「製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員」及び同 521「製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者」を統合。統合後の説明文は、より詳細な職務内容が記載されている現行の小分類〔521〕を使用。

剥離・電解槽の処理・再溶融炉の操作及び鑄込造塊の職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・鉄の主原料である鉄鉱石等から銑鉄を製造する製鉄 ・銑鉄から不純物を除去することで鋼等を製造する製鋼 ・原鉱石、金属屑^{くず}等から鉄以外の金属を製造する非鉄金属製錬・精錬 ・自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による製鉄・製鋼・非鉄金属製錬・精錬 ○製鉄設備操作・監視作業、製鋼設備操作・監視作業、非鉄金属製錬設備操作・監視作業、製鉄設備オペレーター、製鋼設備オペレーター、非鉄金属製錬設備オペレーター、高炉管理工、連続鑄造工（鉄鋼）、製鉄工、溶銑予備処理工、炉前工（高炉）、鑄銑機工、製鋼工、転炉工、電気炉工、炉外精錬工、造塊工、連続精整工、鑄物用鉄溶解工、キューポラ工（鑄物）、フェロアロイ工、原料装入工（製鉄・製鋼）、回転炉工、鑄銑工、熱風炉工、二次精錬職、溶解炉工（非鉄金属）、電解工（非鉄金属）、精錬工（非鉄金属）、銅製錬工（電解法を除く）、蒸留工、溶鉱炉工、造塊工（非鉄金属）、反射炉工、溶解工（非鉄金属）、溶解工（鑄物原料）、るつぼ工、レトリルト製錬工、貴金属製錬工、半導体材料製錬工（多結晶シリコンなど）、半導体素子製錬工、ゲルマニウム精錬工、金属ウラン製錬工、金属シリコン精錬工 ×金属焼結工〔569〕、炉修工〔702〕	521 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者 高炉・電気炉を用いて銑鉄・合金鉄を製造するため、原料の装入・炉況の監視・<u>出さい（滓）・除さい（滓）</u>・出銑・鑄銑・鑄鉄・熱風炉操作の<u>仕事</u>、転炉・各種電気炉を用いて銑鉄・溶融銑鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、原料の装入・炉の操作管理・ガス弁の切替え・試料採取・出鋼・造塊の<u>仕事</u>及びキューポラ（溶銑炉）・コシキ・各種電気炉を用いた鑄物用鉄の溶融の<u>仕事</u>、溶鉱炉・反射炉・転炉・レトリルト・るつぼ・各種電気炉・電解槽などを用いて原鉱石若しくは金属くず（屑）から非鉄金属を製造するため、又は粗製非鉄金属を再溶融精製して精製非鉄金属を製造するため、原料装入・炉の操作・製錬の監視・原鉱の溶解・電解液の調整・電極の操作・汲出し、粗製金属板の電極からの<u>はく（剥）</u>離・電解槽の処理・再溶融炉の操作及び鑄込造塊の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○製鉄工；溶銑予備処理工；炉前工（高炉）；鑄銑機工；製鋼工；転炉工；電気炉工；炉外精錬工；造塊工；連続精整工；鑄物用鉄溶解工；キューポラ工（鑄物）；フェロアロイ工；原料装入工（製鉄・製鋼）；回転炉工；鑄銑工；熱風炉工；二次精錬職；溶解炉工（非鉄金属）；電解工（非鉄金属）；精錬工（非鉄金属）；銅製錬工（電解法を除く）；蒸留工；溶鉱炉工；造塊工（非鉄金属）；反射炉工；溶解工（非鉄金属）；溶解工（鑄物原料）；るつぼ工；レトリルト製錬工；貴金属製錬工；半導体材料製錬工（多結晶シリコンなど）；半導体素子製錬工；ゲルマニウム精錬工；金属ウラン製錬工；金属シリコン精錬工 ×高炉管理工〔491〕；連続鑄造工（鉄鋼）〔491〕；金属焼結工〔529〕；炉修工〔662〕	job tag を参考に、想定される主な課業を追記。本項目は、金属加工を行う前の大本の金属材を製造するものが該当するとして整理。 現行の小分類〔491〕及び同〔521〕のマル例示を統合。 現行の小分類〔491〕及び同〔521〕のバツ例示を統合。統合によって区別不要となったものは削除。
---	---	---

562 鋳物製造・鍛造従事者

模型を用いて、鋳物用溶融金属を鋳込む砂型・中子を作り、これを組み立てた鋳型あるいは金属型などに溶解金属を注入して鋳物を製造する職務、加熱及び半熱間又は常温で、治工具・金型を使用して鍛造用機械ハンマ・プレスなどで金属を種々の形状に鍛錬・成形加工する職務に従事するものをいう。火床係も含まれる。

この職業で一般的に行うことは次のとおりである。

- ・鋳型への溶解金属の注入による鋳物製造
- ・叩くなどの加圧により金属の鍛錬・成形加工を行う鍛造
- ・自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による鋳物製造・鍛造

○鋳物製造設備操作・監視作業員、鍛造設備操作・監視作業員、鋳物製造設備オペレーター、鍛造設備オペレーター、アルミニウム鋳物工、鋳込工（金属）、鋳物工、鋳物鋳込工、鋳物心取工、鋳物中子工、金属鋳物工、合金鋳物工、鋳鉄鋳物工、鋳鋼鋳物工、非鉄金属鋳物工、金型工、混砂工、造形工、金属管鋳造工、鋳造工、注湯工、中子取、モールドイングマシン工、砂落工、調砂工、中子工、鋳型工、手込造形工、機械込造形工、鍛造工、鍛造操炉工、自由鍛造工、鍛造プレス工、鍛造ハンマ工、型鍛造工、手鍛冶工、工具鍛冶工、鍛冶工、火床工、熱間成形ばね工

×蹄鉄打替職〔539〕、溶解工（非鉄金属）〔561〕、鋳物木型工〔576〕、鋳物製品検査工〔601〕

492 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、鋳物製造・鍛造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。

○鋳物製造設備操作・監視作業員、鍛造設備操作・監視作業員、鋳物製造設備オペレーター、鍛造設備オペレーター

×てい（蹄）鉄打替職〔469〕、溶解工（非鉄金属）〔521〕、鋳物木型工〔536〕、鋳物製品検査工〔561〕

522 鋳物製造・鍛造従事者

模型を用いて、鋳物用溶融金属を鋳込む砂型・中子を作り、これを組み立てた鋳型あるいは金属型などに溶解金属を注入して鋳物を製造する仕事、加熱及び半熱間又は常温で、治工具・金型を使用して鍛造用機械ハンマ・プレスなどで金属を種々の形状に鍛錬・成形加工する仕事に従事するものをいう。ほど（火床）係も含まれる。

○アルミニウム鋳物工、鋳込工（金属）、鋳物工、鋳物鋳込工、鋳物心取工、鋳物中子工、金属鋳物工、合金鋳物工、鋳鉄鋳物工、鋳鋼鋳物工、非鉄金属鋳物工、金型工、混砂工、造形工、金属管鋳造工、鋳造工、注湯工、中子取、モールドイングマシン工、砂落工、調砂工、中子工、鋳型工、手込造形工、機械込造形工、鍛造工、鍛造操炉工、自由鍛造工、鍛造プレス工、鍛造ハンマ工、型鍛造工、手かじ（鍛冶）工、工具かじ（鍛冶）工、かじ（鍛冶）工、火床工、熱間成形ばね工

現行の小分類 492「鋳物製造・鍛造設備制御・監視員」及び同 522「鋳物製造・鍛造従事者」を統合。統合後の説明文は、より詳細な職務内容が記載されている現行の小分類〔522〕を使用。

job tag を参考に、想定される主な課業を追記。本項目は、①鋳型を用いた金属製の鋳物を製造するもの、②ハンマ・プレス機などによる強い打撃や加圧による金属材の強度・靱性を高めつつ成形を行うものが該当するとして整理。

現行の小分類〔492〕及び同〔522〕のマル例示を統合。

	× <u>てい（蹄）鉄打替職〔469〕</u>；<u>溶解工（非鉄金属）〔521〕</u>；<u>鋳物木型工〔536〕</u>；<u>鋳物製品検査工〔561〕</u>	
563 金属工作機械作業従事者 旋盤・フライス盤（ミーリング）・平削り盤・形削り盤・立削り盤・ボール盤・ボーリング盤（中ぐり盤）・歯切盤・ギヤフライス盤・ギヤセーパー・ホブ盤・研磨盤・ブローチ盤（矢通し）・溝切盤・背切盤・ねじ立盤・治具ボーラー・金属ろくろなどの金属工作機械を用いて、金属材料に切削加工をする<u>職務</u>に従事するものをいう。金属材にプラスチック材などを結合させて切削するものも含まれる。 ただし、金属工作機械を用いて<u>溶接・溶断の職務に従事するものは小分類〔568〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・工作機械への刃物、金属材料の設置及び切削速度・主軸回転数等の設定 ・ハンドル・レバー等の操作による金属材料の切削加工 ・自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による金属材料の切削加工 ○金属工作設備操作・監視作業員、金属工作設備オペレーター、旋盤工、タレット工、自動旋盤工、立旋盤工、ボール盤工、中ぐり盤工、ジグ中ぐり盤工、横中ぐり盤工、フライス盤工、歯切盤工、ホブ盤工、歯車形削り盤工、研削盤工、仕上機械工、平面研削盤工、円筒研削盤工、心なし研削盤工、ラップ盤工、ホーニング盤工、バフ盤工、特殊加工機工、形彫り放電加工機工、ワイヤ放電加工機工、電子ビーム加工機工、レーザー加工機工、電解加工機工、数値制御（NC）旋盤オペレーター、数	493 金属工作設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属工作を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○金属工作設備操作・監視作業員、金属工作設備オペレーター ×機械彫刻工〔527〕；金属研磨工（針・ピン類を除く）〔527〕；<u>のこ（鋸）盤工〔529〕</u>；<u>陶磁器ろくろ工〔532〕</u>；<u>木工旋盤工〔536〕</u>；<u>プラスチック旋盤工〔538〕</u> 523 金属工作機械作業従事者 旋盤・フライス盤（ミーリング）・平削り盤・形削り盤・立削り盤・ボール盤・ボーリング盤（中ぐり盤）・歯切盤・ギヤフライス盤・ギヤセーパー・ホブ盤・研磨盤・ブローチ盤（矢通し）・溝切盤・背切盤・ねじ立盤・治具ボーラー・金属ろくろなどの金属工作機械を用いて、金属材料に切削加工をする<u>仕事</u>に従事するものをいう。金属材にプラスチック材などを結合させて切削するものも含まれる。 ただし、金属工作機械を用いて<u>溶断を行う場合は小分類〔528〕に分類される。</u> ○旋盤工；タレット工；自動旋盤工；立旋盤工；ボール盤工；中ぐり盤工；ジグ中ぐり盤工；横中ぐり盤工；フライス盤工；歯切盤工；ホブ盤工；歯車形削り盤工；研削	現行の小分類 493「金属工作設備制御・監視員」及び同 523「金属工作機械作業従事者」を統合。統合後の説明文は、より詳細な職務内容が記載されている現行の小分類〔523〕を使用。 job tag を参考に、想定される主な課業を追記。本項目は、説明文及びマル例示にある金属工作機械を操作することで、金属材への孔あけ、削り、成形などの切削加工を行うものが該当するとして整理。 現行の小分類〔493〕及び同〔523〕のマルバツ例示を統合。

値制御ボール盤オペレーター、<u>数値制御中ぐり盤オペレーター</u>、<u>数値制御フライス盤オペレーター</u>、<u>マニシングセンター（MC）オペレーター</u>、<u>グライNDER工</u> ×<u>実習助手</u>〔449〕、<u>機械彫刻工</u>〔567〕、<u>金属研磨工（針・ピン類を除く）</u>〔567〕、<u>鋸盤工</u>〔569〕、<u>陶磁器ろくろ工</u>〔572〕、<u>木工旋盤工</u>〔576〕、<u>プラスチック旋盤工</u>〔578〕	盤工；仕上機械工；平面研削盤工；円筒研削盤工；心なし研削盤工；ラップ盤工；ホーニング盤工；バフ盤工；特殊加工機工；彫彫り放電加工機工；ワイヤ放電加工機工；電子ビーム加工機工；レーザー加工機工；電解加工機工；数値制御（NC）旋盤オペレーター；数値制御ボール盤オペレーター；数値制御中ぐり盤オペレーター；数値制御フライス盤オペレーター；マニシングセンター（MC）オペレーター；グライNDER工；<u>実習助手（学校の金属工作機械）</u> ×<u>機械彫刻工</u>〔527〕；<u>金属研磨工（針・ピン類を除く）</u>〔527〕；<u>のこ（鋸）盤工</u>〔529〕；<u>陶磁器ろくろ工</u>〔532〕；<u>木工旋盤工</u>〔536〕；<u>プラスチック旋盤工</u>〔538〕	現行の小分類〔523〕のマル例示にある「実習助手」について、初等中等教育において実験・実習などに関する教育活動の補助を行う「実習助手」は、新小分類 449「その他の教育・保育補助従事者」に分類されるため、バツ例示に移設。
564 金属プレス従事者 金属板をプレス機を用いて、冷間で打抜き、曲げ、絞って一定の形に成形する<u>職務</u>及び刻印する<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、打貫機による<u>孔</u>^{あな}の打貫きの<u>職務</u>及び打抜き型・曲げ型・絞り型をプレス機に取付調整する<u>職務</u>に従事するのは小分類〔569〕に、板金作業に従事する一過程において、<u>汎用金型により</u>プレス機を使用するのは小分類〔566〕に分類される。	494 金属プレス設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属プレスを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○金属プレス設備操作・監視作業員；金属プレス設備オペレーター ×打貫工〔529〕；金型取付工〔529〕 524 金属プレス従事者 金属板をプレス機を用いて、冷間で打抜き、曲げ、絞って一定の形に成形する<u>仕事</u>、及び刻印する<u>仕事</u>に従事するものをいう。	現行の小分類 494「金属プレス設備制御・監視員」及び同 524「金属プレス従事者」を統合。統合後の説明文は、より詳細な職務内容が記載されている現行の小分類〔524〕を使用。 本項目及び新小分類 566「板金従事者」は、いずれも金属板の加工にプレス機を用いるが、その加工方法は異なる。本項目の金属プレス加工は製品ごとの専用金型を用いて複雑な成形を行い、自動作業による大量生産に適している。一方、新小分類〔566〕の板金加工は、主に汎用金型を用いて孔あけや曲げなどの加工を行い、顧客の要

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・製品^{ひん}の寸法等^{すんぽう}に応じた専用金型の選定・調整及びプレス機への取付け ・プレス機による金型版の打抜き、曲げ、継ぎ目のない立体的な容器形状への成形（絞り）、刻印 ・自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による金属プレス ○金属プレス設備操作・監視作業^{さくし}者、金属プレス設備オペレーター、プレス成形工（金属）、数値制御プレス工（金属）、金属プレス工 ×打貫工〔569〕、金型取付工〔569〕	ただし、打貫機による孔^{あな}の打貫きの仕事、及び打抜き型・曲げ型・絞り型をプレス機に取付調整する仕事に専ら従事するものは小分類〔529〕に、板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するものは小分類〔526〕に分類される。 ○プレス成形工（金属）；数値制御プレス工（金属）；金属プレス工 ×打貫工〔529〕；金型取付工〔529〕	望や図面に応じた少量多品種生産に適している。 両者の区分を明確にするため、ただし書に「汎用金型により」を追加。 job tagを参考に想定される主な課業を追記。この項目は、製品に応じた専用金属によるプレス機の使用することで製品の加工・製造を行うものが該当するとして整理。 現行の小分類〔494〕及び同〔524〕のマル例示を統合。
565 鉄工・製缶従事者 鉄塔・橋梁^{きょうりょう}・煙突・鉄骨・ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）などの製作・組立てのための現図の作成・型板取・鋼板^{けがき}野書^{あな}・孔^{あな}あけ・撓鉄^{ぎょうてつ}・組立て・填隙^{てんげき}・金属はつり・接合・溶接・溶断などの職務に従事するものをいう。 孔あけ・撓鉄^{ぎょうてつ}・組立て・填隙^{てんげき}の一部又は全部の職務に従事するもの、鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の接合又は溶断をするものも含まれる。 ただし、次の職務に従事するものは含まれない。 （１）金属はつりのみに従事するものは小分類〔567〕に分類される。 （２）鋼板^{けがき}野書のみに従事するものは小分類〔569〕に分類される。	495 鉄工・製缶設備制御・監視員 材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、鉄工、製缶を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 ○鉄工設備操作・監視作業^{さくし}者；製缶設備操作・監視作業^{さくし}者；鉄工設備オペレーター；製缶設備オペレーター ×ブリキ缶製造工〔526〕；ドラム缶製造工〔526〕；け（野）がき工〔529〕；車両鉄工〔544〕；現図工〔591〕 525 鉄工、製缶従事者 鉄塔・橋りょう（梁）・煙突・鉄骨・ボイラー・圧力容	現行の小分類 495「鉄工・製缶設備制御・監視員」及び同 525「鉄工、製缶従事者」を統合。統合後の説明文は、より詳細な職務内容が記載されている現行の小分類〔525〕を使用。 現行の小分類〔525〕の説明文前段の「はつり」について、新小分類 709「その他の建設従事者（建設^{けんせつ}躯体工事従事者を除く）」のマル例示である「コンクリートはつり工」と区別するため、説明文に「金属」を追加。 現行の小分類〔525〕の説明文後段の「はつり」について、「金属はつり

(3) <u>現図展開や型板取りのみに従事するものは小分類〔632〕に分類される。</u> この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・鉄鋼製構造物の実物大の図面（現図）の作成、鋼材の効率的な切り出しのための鋼板への線描き（型板取り） ・加工位置を示すための^{けがき}罫書、ボルト締め用の^{あな}孔あけ、熱膨張・収縮を利用した曲面形成（^{ぎょうてつ}撓鉄）、部品の組立て、接合部の隙間埋め（^{てんげき}填隙）、金属のはつり ・自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による鉄工・製缶 ○鉄工設備操作・監視作業、製缶設備操作・監視作業、	器・タンク（鉄槽）などの製作・組立のための現図の作成・型板取・鋼板け（罫）がき・孔あけ・ぎょう（撓）鉄・組立て・てんげき（填隙）・はつりの仕事に従事するものをいう。孔あけ・ぎょう鉄・組立て・てんげき・はつりの一部又は全部の仕事に従事するもの、鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の接合又は溶断をするものも含まれる。 ただし、<u>現図展開・型板取・鋼板け（罫）がきの仕事に専ら従事するものは含まれない。</u> ○製缶工；フレーム製缶工；ボイラー組立工；金属製缶工；橋りょう工；鉄骨作り工；鉄工；機械鉄工；組立鉄工；構造物鉄工；造船鉄工；車台鉄骨曲げ工；かしめ工；造船組立工（鋼船） ×ブリキ缶製造工〔526〕；ドラム缶製造工〔526〕；け（罫）がき工〔529〕；車両鉄工〔544〕；現図工〔591〕	工」は現行の小分類 527「金属彫刻・表面処理従事者」のマル例示とされている一方で、現行の説明文「（金属）はつりの一部又は全部の～も含まれる」と矛盾しているため、後段の説明文から「（金属）はつり」を削除し、金属はつりのみを行うものは該当する項目に分類されることをただし書に追記。 現行の説明文で「含まれない」とされていた「現図展開・型板取・鋼板罫書」の具体の分類先をただし書に明示。 また、現行分類では「専ら」とされているが、他の分類では「～のみ」と表記ゆれが見られるため、「～のみ」という形に統一（以降の小分類の見直しにおいても同様に対応）。 job tag を参考に、想定される主な課業を追記。本項目は、鉄塔やボイラーなど建築現場における工作物の製造、工作物の骨組みとなる鉄骨などの加工を行うものとして整理。なお、製造した工作物や既に加工作された鉄骨を工事現場で実際に組立、据付するのは新小分類 692「^{とび}薦職、解体工」に分類される「^{とび}薦職」が該当。 現行の小分類〔495〕及び〔525〕の
---	--	--

鉄工設備オペレーター、<u>製缶設備オペレーター</u>、<u>製缶工</u>、<u>フレーム製缶工</u>、<u>ボイラー組立工</u>、<u>金属製缶工</u>、<u>橋梁工</u>、<u>鉄骨作り工</u>、<u>鉄工</u>、<u>機械鉄工</u>、<u>組立鉄工</u>、<u>構造物鉄工</u>、<u>造船鉄工</u>、<u>車台鉄骨曲げ工</u>、<u>かしめ工</u>、<u>造船組立工（鋼船）</u> ×ブリキ缶製造工〔566〕、<u>ドラム缶製造工〔566〕</u>、<u>金属はつり工〔567〕</u>、<u>野書工〔569〕</u>、<u>車両鉄工〔584〕</u>、<u>現図工〔632〕</u>、<u>型板取工〔632〕</u>		マル例示を統合。 現行の小分類〔495〕及び同〔525〕のバツ例示を統合。また、ただし書で整理したとおり、「金属はつり工」及び「型板取工」をバツ例示に追加。
566 板金従事者 金切はさみ・<u>鋸</u>・簡単な切断機・曲げロール機などを用いて、金属薄板を切断・曲げ・絞り・成形する<u>職務</u>、加工された金属薄板を組み合わせ、<u>はんだ</u>・<u>硬ろう</u>・ガス・電気で接着して仕上げる<u>職務</u>に従事するものをいう。板金作業に従事する一過程において、<u>汎用金型</u>を用いて、プレス機を使用するものも含まれる。 ただし、<u>次の職務</u>に従事するものは含まれない。 （１）<u>製品ごとの専用金型によりプレス機を使用して金属加工の職務に従事するものは小分類〔564〕に分類される。</u> （２）<u>ガス溶接のみに従事するものは小分類〔568〕に分類される。</u> （３）<u>はんだ付けのみに従事するものは小分類〔569〕に分類される。</u> （４）<u>金属材の現図展開のみに従事するものは小分類〔632〕に分類される。</u> （５）<u>金属材による屋根葺きの職務に従事するものは</u>	496 板金設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、板金を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○板金設備操作・監視作業員；板金設備オペレーター ×ガス溶接工〔528〕；<u>いかけ（鑄掛）職〔529〕</u>；<u>はんだ付工〔529〕</u>；<u>現図工〔591〕</u>；<u>造船銅工（配管工）〔666〕</u> 526 板金従事者 金切はさみ・<u>つち（鋸）</u>・簡単な切断機・曲げロール機などを用いて、金属薄板を切断・曲げ・絞り・成形する<u>仕事</u>、加工された金属薄板を組み合わせ、<u>ハンダ</u>・<u>硬ろう（蠟）</u>・ガス・電気で接着して仕上げる<u>仕事</u>に従事するものをいう。板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するものも含まれる。 ただし、<u>はんだ付けのみ、ガス溶接のみ又は図型展開のみに従事するものは含まれない。</u>	現行の小分類 496「板金設備制御・監視員」及び同 526「板金従事者」を統合。統合後の説明文は、より詳細な職務内容が記載されている現行の小分類〔526〕を使用。 前述の新小分類 564「金属プレス従事者」の修正を踏まえ、「汎用金型を用いて」を説明文に追加。 現行の小分類〔526〕のただし書について、具体の分類先を示すなど以下のとおり修正。 ・ 新小分類 564「金属プレス従事者」に本項目に関するただし書がある一方、本項目には設けられていなかったため、（１）に記載。 ・ ガス溶接のみ、はんだ付けのみの分類先を示すよう（２）、（３）を記載 ・ 「図型展開」はバツ例示及び現行

<u>小分類〔703〕に分類される。</u> (6) <u>建築物の内外装において板金を貼り付ける板金工事の職務に従事するものは小分類〔709〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>製品の図面、要求事項に応じた材料、部品、加工用設備、加工方法などの決定</u> ・<u>決定された加工方法による金属薄板の切断・曲げ・絞り・溶接・汎用金型を用いたプレスなどの加工による製品の製造</u> ・<u>自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による板金加工</u> ○<u>板金設備操作・監視作業員、板金設備オペレーター、板金工、ブリキかざり銑き職、素地銅器工、銅工（板金作業）、銅打物職、トタンとい樋職、板金加工職、ドラム缶製造工、ブリキ缶製造工、へら絞り工、ダクト製造工</u>	○<u>板金工；ブリキかざり（銑）職；き（素）地銅器工；銅工（板金作業）；銅打物職；トタン屋根ふき工；トタンとい（樋）職；板金加工職；ドラム缶製造工；ブリキ缶製造工</u> ×ガス溶接工〔528〕；いかけ（鑄掛）職〔529〕；はんだ付工〔529〕；現図工〔591〕；造船銅工（配管工）〔666〕	の小分類 525「鉄工，製缶従事者」のただし書から「現図展開」のことだと考えられるため（４）に記載。 ・金属材による屋根かん葺き従事者は新小分類 703「屋根かん葺き従事者」に分類するため、（５）にその旨を記載。 ・本項目の板金従事者は製造業であり、建設業において建築物の内外装として板金を貼り付ける工事(国土交通省「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」（平成 29 年 11 月 10 日改正）による）に従事するのは、新小分類 709「その他の建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」に分類されることからその旨を（６）に記載。 関連団体のウェブサイト等を参考に、想定される主な課業を追記。 現行の小分類〔496〕及び同〔526〕のマル例示を統合。また、板金加工の一つである「へら絞り工」をマル例示
---	---	---

×<u>金属プレス工〔564〕、ガス溶接工〔568〕、^{いかげ}鑄掛職〔569〕、はんだ付工〔569〕、現図工〔632〕、板金屋根工事従事者〔703〕、トタン屋根^ふ葺き工〔703〕、造船銅工（配管工）〔706〕、建築板金工事従事者〔709〕</u>		に追加。また、金属板の切断、曲げ加工、成形等の板金加工によりダクトを製造す「ダクト製造工」をマル例示に追加。 現行の小分類〔496〕及び同〔526〕のバツ例示を統合。また、現行の小分類〔525〕のマル例示「トタン屋根^ふ葺き工」については、ただし書（５）のとおりバツ例示に移設。さらに、ただし書（６）のとおり、「建築板金工事従事者」をバツ例示に追加。
567 金属彫刻・表面処理従事者 各種の手工具・機械又は科学的^{ふしよく}腐蝕技術によって金属に模様・文字・目盛・^{けい}野線・像を彫刻・切削加工する職務及び電気めっき・乾式めっき・浸漬めっき・被膜^{ぼうせい}防錆（着色を含む）・アルマイト加工・電解研磨などのめっき作業に従事するものをいう。めっき前の研磨・脱脂・酸洗い及びめっき後の水洗い・熱湯^{ねつとう}洗浄・仕上研磨の職務、グライNDER・^と砥石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品の^{きず}疵取り、研磨又は切削加工をして仕上げる職務に従事するものも含まれる。 ただし、次の職務に従事するものは含まれない。 （１）<u>彫刻による美術品の創作に従事するものは小分類〔231〕に分類される。</u> （２）<u>機械的除脂・^{ぼうせい}防錆・艶出し・部分めっきのためのカバー掛けなどにのみ従事するものは小分類〔569〕に分類される。</u> （３）<u>貴金属の彫刻に従事するものは小分類〔579〕に</u>	497 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属彫刻・金属表面処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○金属彫刻設備操作・監視作業員；金属表面処理設備操作・監視作業員；金属彫刻設備オペレーター；金属表面処理設備オペレーター ×彫刻家〔221〕；バフ磨工（金属）〔527〕；サンドブラスト工〔529〕；製版工〔537〕；めっき液試験分析工（プラスチック）〔538〕；貴金属彫刻師〔539〕；ガラス目盛り〔545〕 527 金属彫刻・表面処理従事者 各種の手工具・機械又は科学的^{ふしよく}腐蝕（^く蝕）技術によって金属に模様・文字・目盛・^{けい}野線・像を彫刻・	現行の小分類 497「金属彫刻・表面処理設備制御・監視員」及び同 527「金属彫刻・表面処理従事者」を統合。統合後の説明文は、より詳細な職務内容が記載されている現行の小分類〔527〕を使用。 現行の小分類〔527〕のただし書は、項目名に「表面処理従事者」とありながら、「研磨」に専ら従事するものを本項目から除外し、現行の小分類 529「その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）」に分類するとしている。しかし、研磨は表面処理の一態様であ

<u>分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・製品、金型、刻印等への模様・文字などの彫刻・切削加工 ・電気めっきなどによる材料の表面への金属膜の被覆及びめっき前又は後に行う材料の研磨・脱脂・洗浄 ・製品等の疵取り、研磨、切削加工による仕上げ ・自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による <u>金属彫刻・表面処理</u> ○金属彫刻設備操作・監視作業、金属表面処理設備操作・監視作業、金属彫刻設備オペレーター、金属表面処理設備オペレーター、金属彫刻工、<u>鏝</u>職（彫刻するもの）、金型彫刻工、活字母型彫刻工、金属目盛彫刻工、機械彫刻工、彫金工、<u>捺染</u>ロール彫刻工、電気めっき工、化学めっき工、溶融めっき工、溶射めっき工、真空・気相めっき工、真空蒸着めっき工、イオンプレー工、スパッリング工、陽極処理めっき工、化成処理めっき工、めっき工（金属）、めっき液試験分析工（金属）、金属研磨工（針・ピン類を除く）、鋼塊疵取り、<u>錆</u>落工（バフ研磨機によらないもの）、可搬研磨工（ポータブル研磨工）、金属はつり工、バフ磨工（金属）、砂吹工（サンド	切削加工する<u>仕事</u>、電気めっき・乾式めっき・浸漬めっき・被膜防せい（<u>錆</u>）（着色を含む）・アルマイト加工・電解研磨などのめっき作業に従事するものをいう。めっき前の研磨・脱脂・酸洗い及びめっき後の水洗い・熱湯洗じよう（<u>滌</u>）・仕上研磨の<u>仕事</u>、グライNDER・と石・やり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品の<u>きず</u>（<u>疵</u>）取り、研磨又は切削加工をして仕上げる<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、美術品の創作及び貴金属の彫刻に従事するのは含まれない。また、機械的除脂・防せい（<u>錆</u>）・研磨・つや（<u>艶</u>）出し・カバー掛けなどに専ら従事するのは小分類〔529〕に分類される。 ○金属彫刻工；かざり（<u>鏝</u>）職（彫刻するもの）；金型彫刻工；活字母型彫刻工；金属目盛彫刻工；機械彫刻工；彫金工；なつ染ロール彫刻工；電気めっき工；化学めっき工；溶融めっき工；溶射めっき工；真空・気相めっき工；真空蒸着めっき工；イオンプレー工；スパッリング工；陽極処理めっき工；化成処理めっき工；めっき工（金属）；めっき液試験分析工（金属）；金属研磨工（針・ピン類を除く）；鋼塊疵取り；錆落工（バフ研磨機によらないもの）；可搬研磨工（ポータブル研磨工）；金属はつり工；バフ磨工（金属） ×彫刻家〔221〕；製版工〔537〕；めっき液試験分析工（プラスチック）〔538〕；貴金属彫刻師〔539〕；ガラス目盛工〔545〕	り、本項目の説明文とも整合しないため、ただし書から「研磨」の記載を削除。また、同ただし書には「カバー掛け」とあるが、これは部分めっき作業において、めっきを施さない部分を覆う作業を指すものと考えられるため、表現を明確化する観点からただし書を修正。 工業彫刻、めっき等の表面処理に関連する関連団体のウェブサイト等から想定される主な課業を追記。 現行の小分類〔497〕及び同〔527〕のマル例示を統合。また、現行の小分類 529「その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）」のマル例示である「砂吹工（サンドブラスト工）」は、砂等の研磨材を吹き付けて金属表面の研磨を行う作業に従事するものであり、本項目に分類することが適切であるため、本項目のマル例示に移設。
--	--	---

<u>ブラスト工</u>（金属） ×彫刻家〔231〕、ブリキ^{かざり}銑職〔566〕、製版工〔577〕、めつき液試験分析工（プラスチック）〔578〕、貴金属彫刻師〔579〕、目盛工〔585〕、塗装着色工〔631〕、ペイント工〔631〕、コーティングスタッフ〔631〕		現行の小分類〔497〕及び同〔527〕のバツ例示を統合。また、マル例示の「^{かざり}銑職（彫刻するもの）」と紛らわしい「ブリキ^{かざり}銑職」をバツ例示に追加。
568 金属溶接・溶断従事者 アーク溶接・抵抗溶接などの電熱を利用して、金属を接合する<u>職務</u>、酸素アセチレンガス・プラズマ・レーザーなどのエネルギーで、金属の<u>溶接</u>又は<u>溶断</u>をする<u>職務</u>に従事するものをいう。金属工作機械による溶断をするものも含まれる。 ただし、鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の<u>溶接</u>又は<u>溶断</u>をするものは小分類〔565〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・アーク放電などの熱による金属の溶接・溶断 ・溶接・溶断のための電流・電圧などの調整、接合部に沿った溶接棒などの溶加材の操作 ・自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による金属の溶接・溶断 ○金属溶接設備操作・監視作業員、金属溶断設備操作・監視作業員、金属溶接設備オペレーター、金属溶断設備オペレーター、アーク溶接工、手動アーク溶接工、半自動アーク溶接工、抵抗溶接工、スポット溶接工、シーム溶接工、フラッシュバット溶接工、ガス溶接工、電子ビーム溶接工、プラズマ溶接工、レーザー溶接工、摩擦溶接工、超音波溶接工、ガス切断工、プラズマ切断工、レーザー切断工、自動車（乗用車）組立ガス溶接工	498 金属溶接・溶断設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、金属の溶接・溶断を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○金属溶接設備操作・監視作業員、金属溶断設備操作・監視作業員、金属溶接設備オペレーター、金属溶断設備オペレーター ×ガス溶接工〔528〕、電縫管製造工〔529〕、はんだ付工〔529〕、ろう付工〔529〕 528 金属溶接・溶断従事者 アーク溶接・抵抗溶接などの電熱を利用して、金属を接合する<u>仕事</u>、酸素アセチレンガス・プラズマ・レーザーなどのエネルギーで、金属の<u>接合</u>又は<u>溶断</u>をする<u>仕事</u>に従事するものをいう。金属工作機械による溶断も含まれる。 ただし、鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の<u>接合</u>又は<u>溶断</u>をするものは小分類〔525〕に分類される。 ○アーク溶接工、手動アーク溶接工、半自動アーク溶接工、抵抗溶接工、スポット溶接工、シーム溶接工、フラ	現行の小分類 498「金属溶接・溶断設備制御・監視員」及び同 528「金属溶接・溶断従事者」を統合。統合後の説明文は、より詳細な職務内容が記載されている現行の小分類〔528〕を使用。 項目名に合わせ、「金属の接合」を「金属の溶接」に修正。 job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 現行の小分類〔498〕及び同〔528〕のマル例示を統合。

×電縫管製造工〔569〕、はんだ付工〔569〕、ろう付工〔569〕	ツシュバット溶接工；ガス溶接工；電子ビーム溶接工； プラズマ溶接工；レーザー溶接工；摩擦溶接工；超音波 溶接工；ガス切断工；プラズマ切断工；レーザー切断 工；自動車（乗用車）組立ガス溶接工 ×電縫管製造工〔529〕；はんだ付工〔529〕；ろう付工〔529〕	現行の小分類〔498〕及び同〔528〕 のバツ例示を統合。統合によって区別 不要となったものは削除。
569 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品） <u>焼きならし・焼きなましなどの金属熱処理、金属材料 の圧延・巻取、型を用いた押出し・引抜き加工による金属 管の製造、金属ダイス等による鋼板罨書、針金等の金属線 の製造・伸線加工、鉾石の粉碎・焙焼^{ばいしょう}・焼結・団鉾・仕 上げなどによる金属材料の製造、金属の切断・圧造・孔あ け・成形・着色、はさみ・包丁研ぎなど小分類〔561～568〕 に含まれない金属製品の製造・加工処理の職務に従事す るものをいう。</u> <u>ただし、主に熱間成形によるばね又はねじ類の製造の 職務に従事するものは小分類〔562〕に、金属のめっき及 び研磨の職務に従事するものは小分類〔567〕に、アーク などの熱を利用した溶接・溶断の職務に従事するものは 小分類〔568〕に分類される。</u>	499 その他の生産設備制御・監視従事者（金属製品） <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装 置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況の モニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された 生産設備を操作して、小分類〔491～498〕に含まれない処 理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものを いう。</u> ○金属熱処理設備制御・監視作業員；圧延設備制御・監視 作業員；針金・ばね製造設備制御・監視作業員；金属切 断設備制御・監視作業員；はんだ付設備制御・監視作業 者 ×金属管鑄造工〔522〕；熱間成形ばね工〔522〕；バフ磨工 （金属）〔527〕；金属研磨工（針・ピン類を除く）〔527〕； 金属はつり工〔527〕；ガス溶接工〔528〕；鑄物はつり工 〔529〕；伸線工〔529〕；金属切断工〔529〕；はく打工 〔529〕；ダイカスト工〔529〕；シャーリング工〔529〕； プラスチック製品バフ磨き工〔538〕；ダイヤモンドダイ ス工〔539〕；被覆電線製造工〔542〕 529 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品） 金属を加熱・冷却することにより、焼きならし・焼きな まし・浸炭焼入焼戻し・窒化・軟窒化などを行い、金属に一 定の性質を与える仕事、金属熱処理品の準備（運搬のみに	現行の小分類 499「その他の生産設 備制御・監視従事者（金属製品）」及 び同 529「その他の製品製造・加工処 理従事者（金属製品）」を統合。統合 後の説明文は、より詳細な職務内容が 記載されている現行の小分類〔529〕 を使用するが、小分類〔529〕はその 他項目であることから、説明文を簡略 化。文末（〇〇に含まれない～）を、 現行の小分類〔561～568〕以外の本中 分類の職業が包含されるよう修正。 なお、「研磨」は新小分類 567「金属 彫刻・表面処理従事者」の課業であり、 混同を避けるため説明文に含めない。 現行の小分類〔529〕のただし書に ついて、次のとおり修正。 ① 「熱処理」は、かつて小分類項目 であった「金属熱処理作業員」を他 の分類項目と区別するためのただ し書であったが、現行の小分類 〔529〕は平成 21 年の第 5 回改定に おいて、「金属熱処理作業員」を含 む 6 つの小分類を統合したことに

	従事するものを除く）・後処理、金属の塊・板・棒などから板・条・棒を製作するため、圧延機の操作・加工材料の取扱い・金属加熱炉の操作・矯正ロールの操作の仕事、押出し・引抜き・溶接などの方法によって金属管を製作・精整する仕事（熱間・冷間・溶融を問わない）、製管機械に連続する溶接・継ぎ目削り・のこ（鋸）断の仕事、溶融金属の押出しによる製管の溶融の仕事、金属ダイス・ダイヤモンドダイスの孔を通して金属線を引く仕事、巻取<u>の仕事</u>、<u>鉤石の粉碎・ほう（焙）焼・焼結・団鉤・仕上げなど</u>小分類〔521 及び 522〕に含まれない金属材料製造の<u>仕事に従事</u>、機械又は手道具を用いて網・かご（籠）・クリップ・ラスなどの針金製品の製造、針・ピン類の製造、及び冷間成形によるばねの成形の仕事、冷間成形及び温間成形による金属ねじ類の成形の仕事、ねじ類の材料の切断・圧造・成形・穴あけ・孔あけ・トリミング・溝入れ・先取・転造・タッピング・<u>研磨（バフ磨きを除く）</u>の仕事、針・ピン類の材料の切断・孔あけ・成形・<u>研磨（バフ磨きを除く）</u>の仕事、<u>金属の切断・はさみときなど</u>小分類〔523～528〕に含まれない金属加工の<u>仕事に従事するものをいう</u>。 ただし、<u>針・ピン類の熱処理・めっき・包装、ばね材の帯金属材又は針金の切断・みぞずり・溶接・研磨・熱処理・着色、ねじ類の熱処理・溶接・めっき・着色・包装、及び熱間成形によるばね又はねじ類の製造の仕事に従事するものは含まれない。</u> ○<u>焼ならし・焼なまし工；焼入焼戻し工；浸炭焼入焼戻し工；窒化・軟窒化工；高周波焼入焼戻し工；熱処理工；圧延加熱炉工；熱間圧延工；分塊圧延工；条鋼圧延工</u>	より、本項目内で「熱処理」を区別する必要がなくなったため、当該ただし書を削除。 ② 「めっき」は新小分類 567「金属彫刻・表面処理従事者」があるため同項目を分類先とするよう修正。 ③ 「包装」は完成品の包装だと想定されるが、本項目に分類されないことは自明であるため削除。 ④ 「切断」は、かつての小分類項目であった「その他の金属加工作業者」を他の分類項目と区別するためのただし書であったが、現行の小分類〔529〕は平成 21 年の第 5 回改定において、「その他の金属加工作業者」を含む 6 つの小分類を統合したことにより、本項目内で「切断」を区別する必要がなくなったため、当該ただし書を削除 ⑤ 「みぞずり」は辞書、新旧職業分類、インターネット等においても意味が不明確のため削除。 ⑥ 「溶接」は新小分類 568「金属溶接・溶断従事者」を分類先とするよう修正。 ⑦ 「着色」は現行においても他に適当な分類項目がなく、本項目に分類することが適切であるため、ただし
--	---	---

○金属熱処理設備制御・監視作業、<u>圧延設備制御・監視</u> <u>作業、針金・ばね製造設備制御・監視作業、金属切</u> <u>断設備制御・監視作業、はんだ付設備制御・監視作業</u> <u>者、焼ならし・焼なまし工、焼入焼戻し工、窒化・軟窒</u> <u>化工、熱処理工、圧延加熱炉工、圧延工、シームレス鋼</u> <u>管工、鋼板工、展延工（非鉄金属箔）、溶接鋼管工、大</u> <u>径管工（スパイラル、UO管）、電縫管製造工、鍛接管</u> <u>工、圧延仕上工、圧延ロール整備工、金属線伸線・引拔</u> <u>工、展延工、巻取工、ワイアスプラー工、^{ばいしょう}焼工、</u> <u>焼結工、鋳物仕上工、鋳物型ばらし工、ショット・ブラ</u> <u>スト工（金属材料製造）、鋳物はつり工、ガウジング工、</u> <u>金属焼結工、団鋳工、粉末冶金焼結工、粉末冶金成形・</u> <u>再圧縮工、洋傘骨製造工、金網編工、クリップ細工工、</u> <u>ラス製造工、^{びよう}製鋳工、針金・針・ピン・ワイヤーロー</u> <u>プ等金属線製品製造・細工工、ピン加工工、ばね製造工</u> <u>（熱間成形を除く）、ぜんまい製造工、金属ねじ類製造</u> <u>工、ヘッダー工、フォーマー工、ローリング工、タッピ</u> <u>ング工、トリマー工、金属切断工、金属^{はく}箔貼工、金粉職、</u> <u>^{はく}箔打工、検量工、とぎ師（はさみ・鎌・包丁）、はんだ</u> <u>付工、ろう付工、シャーリング工、鋸盤工、心出工、金</u> <u>型取付工、^{いかけ}鋳掛職、索具工、金属製家具製造工、^{けがき}野書工、</u> <u>自動車車台材料切断工、打貫工、ダイカスト工、金属仕</u>	（線材、形鋼、棒鋼）；鋼板圧延工（厚板、熱延）；シームレス鋼管工；冷間圧延工；冷延工；電磁鋼板工；ステンレス鋼板工；表面処理鋼板工；展延工（非鉄金属箔）；溶接鋼管工；大径管工（スパイラル、UO管）；電縫管製造工；鍛接管工；圧延仕上工；圧延ロール整備工；伸線工；裸線工；合金線引抜工；展延工；電線工；電線圧延工；銅線引抜工；ニクロム線伸線工；針金伸線工；ピアノ線伸線工；巻取工；ワイアスプラー工；ばい焼工；焼結工；鋳物仕上工；鋳物型ばらし工；ショット・ブラスト工（金属材料製造）；鋳物はつり工；ガウジング工；金属焼結工；団鋳工；粉末や（冶）金焼結工；粉末や（冶）金成形・再圧縮工；洋傘骨製造工；金網編工；クリップ細工工；針金細工工；針金たが製造工；ピアノ線細工工；有刺鉄線細工工；ワイヤーロープ製造工；ラス製造工；製釘工；製びよう（鋳）工；注射針製造工；つり（釣）針製造工；縫針製造工；編針製造工；ピン加工工；安全ピン製造工；ヘアーピン製造工；虫ピン製造工；ばね製造工（熱間成形を除く）；ぜんまい製造工；ひげばね成形工（熱間成形を除く）；ライターばね製造工（熱間成形を除く）；金属ねじ類製造工；ヘッダー工；フォーマー工；ローリング工；タッピング工；トリマー工；金属切断工；金属はく（箔）はり工；金粉職；はく打工；検量工；とぎ師（はさみ・鎌・包丁）；はんだ付工；ろう付工；ロールによらない圧延工；シャーリング工；のこ（鋸）盤工；心出工；金型取付工；いかけ（鋳掛）職；砂吹工（サンドブラスト工）；索具工；金属製家具製造工；け（野）がき工；自動車車台材料切断工；打貫工；ダイカスト工；金属仕上工；コンクリート鉄筋	書から削除し、説明文本文に追加 ⑧ 「熱間成形によるばね又はねじ類の製造」は新小分類 562「鋳物製造・鍛造従事者」に分類されるためその旨を追記。 上記②、⑥、⑧をただし書に記載。 現行の小分類〔499〕及び同〔529〕のマル例示を統合。ただし、次のとおり修正。 ・ 「焼入焼戻し工」、「浸炭焼入焼戻し工」、「高周波焼入焼戻し工」を「焼入焼戻し工」に集約。 ・ 「熱間圧延工」、「分塊圧延工」、「条鋼圧延工（線材、形鋼、棒鋼）」、「鋼板圧延工（厚板、熱延）」、「冷間圧延工」、「冷延工」、「ロールによらない圧延工」を「圧延工」に集約。 ・ 「電磁鋼板工」、「ステンレス鋼板工」、「表面処理鋼板工」を「鋼板工」に集約。 ・ 「伸線工」、「裸線工」、「合金線引抜工」、「電線工」、「電線圧延工」、「銅線引抜工」、「ニクロム線伸線工」、「針金伸線工」、「ピアノ線伸線工」を「金属線伸線・引抜工」に集約。 ・ 「針金細工工」、「ピアノ線細工工」、「有刺鉄線細工工」、「針金たが
--	---	---

上工、<u>コンクリート鉄筋工</u>（コンクリート製品製造） ×金属管鑄造工〔562〕、<u>熱間成形ばね工</u>〔562〕、<u>バフ磨工</u>（金属）〔567〕、<u>金属研磨工</u>（針・ピン類を除く）〔567〕、<u>金属はつり工</u>〔567〕、<u>ガス溶接工</u>〔568〕、<u>プラスチック製品バフ磨き工</u>〔578〕、<u>ダイヤモンドダイス工</u>〔579〕、<u>電線製造工</u>〔582〕、<u>金属溶接検査工</u>〔602〕、<u>金属プレス検査工</u>〔602〕、<u>金属切削製品検査工</u>〔602〕	工（コンクリート製品製造） ×金属管鑄造工〔522〕；<u>熱間成形ばね工</u>〔522〕；<u>バフ磨工</u>（金属）〔527〕；<u>金属研磨工</u>（針・ピン類を除く）〔527〕；<u>ガス溶接工</u>〔528〕；<u>プラスチック製品バフ磨き工</u>〔538〕；<u>ダイヤモンドダイス工</u>〔539〕；<u>被覆電線製造工</u>〔542〕；<u>溶接検査工</u>〔562〕；<u>プレス検査工</u>〔562〕；<u>金属切削製品検査工</u>〔562〕	製造工」、「ワイヤーロープ製造工」、「製釘工」、「注射針製造工」、「釣針製造工」、「縫針製造工」、「編針製造工」、「安全ピン製造工」、「ヘアーピン製造工」、「虫ピン製造工」を「<u>針金・針・ピン・ワイヤーロープ等金属線製品製造・細工工</u>」に集約。 ・ 「ばね製造工（熱間成形を除く）」、「ひげばね成形工（熱間成形を除く）」、「ライターばね製造工（熱間成形を除く）」を「ばね製造・成形工（熱間成形を除く）」に集約。 ・ 現行の小分類〔529〕のマル例示にある「砂吹工（サンドブラスト工）」は砂等の研磨材を吹き付けて金属表面の研磨を行う作業に従事するものであることから、新小分類567「金属彫刻・表面处理従事者」に移設。 現行の小分類〔499〕及び同〔529〕のバツ例示を統合。
---	---	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
57 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） 化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などに係る原材料処理、製品製造・加工及び修理のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理及び修理を行う職務に従事するものをいう。装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作してこれらの職務に従事するものも含まれる。	50 生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く） <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などに係る原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> 53 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） <u>道具や機械器具などを用いて、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などに係る原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品・プラスチック製品などの製造における装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは中分類〔50〕に分類される。</u>	現行の中分類 50「生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）」及び同 53「製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）」を統合。新中分類 57「製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）」の説明文は、両者で共通する部分を主に用い、現行の中分類〔50〕の自動化された生産設備の制御・監視に相当する部分も含まれるという構成とした。 本中分類には「家具修理工」（新小分類 576「木・紙製品製造従事者」のマル例示）のように修理を含む項目もあるため説明文に「修理」を追加。
571 化学製品製造従事者 化学薬品・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理の	501 化学製品生産設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装</u>	現行の小分類 501「化学製品生産設備制御・監視員」及び同 531「化学製

<u>職務に従事するものをいう。製塩の職務に従事するものも含まれる。</u> ただし、動植物油脂を製造する<u>職務に従事するものは小分類〔573〕に、化学繊維の製造・紡織をする職務は小分類〔575〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>道具や機械器具などを用いた原料の加工などによる化学薬品・油脂・医薬品・化粧品・石けんなどの化学製品の製造</u> ・<u>自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による化学製品の製造</u> ○石油精製オペレーター、硬化油製造オペレーター、脂肪酸製造オペレーター、グリセリン製造オペレーター、石けん製造オペレーター、医薬品製造オペレーター、化粧品製造オペレーター、香水製造オペレーター、化粧水製造オペレーター、おしろい製造オペレーター、クリーム類製造オペレーター、洗顔クリーム製造オペレーター、歯磨き製造オペレーター、シャンプー製造オペレーター、頭髮用化粧品製造オペレーター、皮膚用化粧品製造オペレーター、仕上用化粧品製造オペレーター、硝酸製造工、硫酸製造工、苛性ソーダ製造工、ソーダ灰製造工、カーバイド製造工、硫酸亜鉛製造工、二硫化炭素製造工、さらし粉製造工、ベンゾール製造工、テレピン油製造工、樟腦^{しょう}油製造工、タンニン製造工、松脂^{まつやに}精製工、圧縮ガス製造工、アルコール製造工、メラニン製造工、	<u>置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。製塩の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、動植物油脂の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔503〕に分類される。</u> ○石油精製オペレーター、硬化油製造オペレーター、脂肪酸製造オペレーター、グリセリン製造オペレーター、石けん製造オペレーター、医薬品製造オペレーター、化粧品製造オペレーター、香水製造オペレーター、化粧水製造オペレーター、おしろい製造オペレーター、クリーム類製造オペレーター、洗顔クリーム製造オペレーター、歯磨き製造オペレーター、シャンプー製造オペレーター、頭髮用化粧品製造オペレーター、皮膚用化粧品製造オペレーター、仕上用化粧品製造オペレーター ×<u>塗料工〔531〕；香料製造工〔531〕；農薬製造工（植物生長調整剤を含む）〔531〕；雷管・導火線製造工〔531〕；石油薬品回収工〔531〕；原油処理工〔531〕；ソーダ隔まぐ（膜）分離工〔531〕；アスファルト処理工〔531〕；ピッチ製造工〔531〕；合成繊維原料製造工〔531〕；合成洗剤製造工〔531〕；アンプル詰工〔531〕；染料仕上工〔531〕；合成樹脂製造工〔531〕；まつやに（松脂）精製工〔531〕；木材乾留工〔531〕；塗料調整工（紡織）〔535〕；包装（ラッピング）工〔721〕</u> 531 化学製品製造従事者	品製造従事者」を統合。統合後の説明文は両者で共通する部分を使用。ただし書は現行の小分類〔531〕と同様。 現行の説明文にある「化学繊維」は日本標準産業分類において繊維工業に該当することから、本項目の説明文から「化学繊維」を削除しただし書に追記。 job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 現行の小分類〔501〕及び同〔531〕のマル例示を統合。ただし、次の修正を行った。 ・ 現行のマル例示にある「アミノ酸液製造工」は産業分類において調味料製造業に該当することから、新 573「食品品製造従事者」のマル例示へ移設。 ・ 現行のマル例示にある「セロファン製造工」について、日本標準産業分類においてセロハンは「パルプ・紙・紙加工品製造業」に該当することから、新小分類 576「木・紙製品製造従事者」のマル例示へ移設。
--	--	---

カーボンブラック製造工、アセチレンブラック製造工、硝化綿製造工、染料製造工（天然・化学）、火薬製造工、爆薬製造工、ニトログリセリン製造工、カーリット製造工、合成樹脂製造工、石炭乾留工、熱処理工（化学又は顔料熱処理）、木材乾留工、原油処理工、アルカリ回収工、アンモニア回収工、薬品回収工、ソーダ隔膜分離工、薬品調合工（化学）、アルカリ調整工、ファイバー塩化亜鉛液調整工、染料仕上工、化学薬品製造工、塩酸製造工、無塩^{しょう}醬油製造工、合成ゴム製造工、化学肥料製造工、蒸留水製造工、合成繊維原料製造工、合成洗剤原料製造工、高圧ガス作業主任者、石油薬品回収工、石油精製工、揮発油工、軽油工、パラフィン工、潤滑油精製工、成形工（油脂加工）、医薬品製剤工、粉碎工（化学製品製造）、塗料工、塗料調合工、塗料^{ねっか}捏和工、洗淨剤製造工（石けんを除く）、合成洗剤製造工、製塩工、絵具製造工、グリース製造工、ピッチ製造工、ろうそく製造工、歯科用セメント製造工、鉛筆芯製造工、線香製造工、玩具花火巻工、雷管・導火線製造工、漆精製工、パテ製造工、農薬製造工（植物生長調整剤を含む）、殺虫剤製造工（家庭用）、渋精製工、アスファルト処理工、タール処理工（分留を除く）、アンプル詰工、アンプル溶閉工、墨製造工、にかわ製造工、糊^{のり}製造工、ペースト工、感光紙製造工、感圧紙製造工、接着剤製造工（ゴム糊^{のり}を除く）、印刷インキ製造工、真空缶分離機工、真空缶精塩工、乾燥工（化学製品製造）、香料製造工、アイソトープ製造工、電子たばこ用リキッド・カートリッジ製造工	道具や機械器具などを用いて、化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理の仕事に従事するものをいう。製塩の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、動植物油脂を製造する仕事に従事するものは小分類〔533〕に分類される。 ○硝酸製造工；硫酸製造工；苛性ソーダ製造工；ソーダ灰製造工；カーバイド製造工；硫酸亜鉛製造工；二硫化炭素製造工；さらし粉製造工；ベンゾール製造工；テレピン油製造工；しょう（樟）脳油製造工；タンニン製造工；まつやに（松脂）精製工；アミノ酸液製造工；圧縮ガス製造工；アルコール製造工；メラニン製造工；カーボンブラック製造工；アセチレンブラック製造工；硝化綿製造工；染料製造工（天然・化学）；火薬製造工；爆薬製造工；ニトログリセリン製造工；カーリット製造工；合成樹脂製造工；石炭乾留工；熱処理工（化学又は顔料熱処理）；木材乾留工；原油処理工；アルカリ回収工；アンモニア回収工；薬品回収工；ソーダ隔まく（膜）分離工；薬品調合工（化学）；アルカリ調整工；ファイバー塩化亜鉛液調整工；染料仕上工；化学薬品製造工；塩酸製造工；無塩しょう（醬）油製造工；合成ゴム製造工；化学肥料製造工；蒸留水製造工；セロファン製造工；合成繊維原料製造工；合成洗剤原料製造工；高圧ガス作業主任者；石油薬品回収工；石油精製工；揮発油工；軽油工；パラフィン工；潤滑油精製工；原液調整工（化学繊維）（合成繊維を除く）；紡糸工（化学繊維）；後処理工（化学繊維）；長繊維処理工（化学繊維）；短繊維処理工（化学繊維）；精練工（化学繊維）；乾燥工（化学繊維）；成形工（油脂加工）；医薬品製剤工；粉碎工（化学製品製	・ 現行のマル例示にある化学繊維の製造に従事する「原液調整工（化学繊維）（合成繊維を除く）」、「紡糸工（化学繊維）」、「後処理工（化学繊維）」、「長繊維処理工（化学繊維）」、「短繊維処理工（化学繊維）」、「精練工（化学繊維）」、「乾燥工（化学繊維）」を新小分類 575「紡織・衣服・繊維製品製造従事者」のマル例示へ移設。 電子たばこ用のリキッド等は、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）上のたばこに該当せず、主成分が
--	---	---

×<u>アミノ酸液製造工〔573〕、加熱式たばこスティック製造工〔574〕、紡糸工（化学繊維）〔575〕、精練工（化学繊維）〔575〕、塗料調整工（紡織）〔575〕、セロハン製造工〔576〕、薬品検査・分析工〔611〕、包装（ラッピング）工〔751〕</u>	造）；塗料工；塗料調合工；塗料ねっか（捏和）工；洗浄剤製造工（石けんを除く）；合成洗剤製造工；製塩工；絵具製造工；グリース製造工；ピッチ製造工；ろうそく製造工；歯科用セメント製造工；鉛筆しん（芯）製造工；線香製造工；がん具花火巻工；雷管・導火線製造工；漆精製工；パテ製造工；農薬製造工（植物生長調整剤を含む）；殺虫剤製造工（家庭用）；洗精製工；アスファルト処理工；タール処理工（分留を除く）；アンプル詰工；アンプル溶閉工；墨製造工；にかわ製造工；のり（糊）製造工；ペースト工；感光紙製造工；感圧紙製造工；接着剤製造工（ゴムのりを除く）；印刷インキ製造工；真空缶分離機工；真空缶精塩工；乾燥工（化学製品製造）；香料製造工；アイソトープ製造工 ×<u>塗料調整工（紡織）〔535〕；薬品検査工〔571〕；包装（ラッピング）工〔721〕</u>	化学製品であるため、「電子たばこ用リキッド・カートリッジ製造工」をマル例示に追加。 現行の小分類〔501〕及び同〔531〕のバツ例示を統合。 他の項目に移設したマル例示のうち一部をバツ例示に追加するとともに、統合により区別不要となったバツ例示を削除。
572 窯業・土石製品製造従事者 ガラス製品・れんが・瓦・陶磁器・セメントなどの製造における原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの職務、石製品の原料の処理・成形・仕上げの職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>道具や機械器具などを用いた原料の加工などによるガラス・れんが・瓦・陶磁器・セメントなどの窯業・土石製品の製造</u> ・<u>自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による窯業・土石製品の製造</u>	502 窯業・土石製品生産設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメントなどの製造における原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの仕事、石製品の原料の処理・成形・仕上げを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○セメント生産オペレーター；生石灰・消石灰製造オペレーター	現行の小分類 502「窯業・土石製品生産設備制御・監視員」及び同 532「窯業・土石製品製造従事者」を統合。統合後の説明文は両者で共通する部分を使用。 job tag を参考に、想定される主な課業を追記。

○セメント生産オペレーター、生石灰・消石灰製造オペレーター、ガラス原料工、れんが原料工、陶磁器原料工、石膏原料工、砥粒原料工、窯業原料粉碎工、原料調合工、土練り工（陶磁器製造）、粘土原料工（瓦製造）、ガラス溶融炉工、ガラス原料精製工、光学ガラス溶融工、ガラス原料分級工、ガラスるつぽ工、ガラス製品成形工、ガラス製品製造工、ガラス熱処理工、ガラス徐冷工、ガラス熱処理強化工、耐火れんが成形工、れんが型打工、プレス工（れんが）、瓦切断工、トンネル窯工（れんが・瓦類）、窯詰工（れんが・瓦類）、れんが仕上工、瓦仕上工、土管仕上工、瓦製造工、れんが焼成工、瓦焼成工、モザイク製造工、土管成形工、取出工（窯業）、自動ろくろ成形工、流込成形工（陶磁器）、プレス成形工（陶磁器）、押出し成形工（陶磁器）、型起こし成形工（陶磁器）、匣鉢成形工（えんごろ工）、陶管工、陶磁器ろくろ工、陶器焼成工、匣鉢焼成工、素焼焼成工、陶磁器レース加工工、陶磁器仕上研磨工、陶磁器鋳込工、土釜成形工、土鍋成形工、内ごて造工、陶器旋盤工、生型仕上工、タイル成形工、絵釜焼成工、窯焼工、植木鉢成形工、陶工、乾燥型仕上工（陶磁器）、タイル型はめ工、楽焼工、セメント・コンクリート製品製造工、石工、石切工、石研磨工、石彫工、石文字彫工、石積工、天然スレート瓦製造工、墓石工、大理石加工工、瓦施釉工、釉薬調整工、釉薬製造工、うわぐすり点付工、うわぐすりかけ工、ほうろう鉄器工（鉄板加工を除く）、ほうろうがけ工、ほうろう焼成工、ほうろう焼入工、ほうろう仕上工、ガラス熱加工工、バーナー加工工（ガラス）、ガラス火切・口焼工、ガラスカッティング工、ガラスカット	×き（素）地銅器工〔526〕；取出工〔532〕；ガラス繊維工〔532〕；れんが原料工〔532〕；天然スレートかわら製造工〔532〕；陶管工〔532〕；セメントかわら製造工〔532〕；るつぽ製造工〔532〕；ガラスるつぽ工〔532〕；ゆう薬製造工〔532〕；植木鉢成形工〔532〕；七宝下絵書工〔532〕；人造石（テラゾー）製造工〔532〕；すずり（硯）製造工〔532〕；石細工師〔532〕；ガラス繊維織物工〔535〕；水晶加工工〔539〕；人造真珠加工工〔539〕；めのう加工工〔539〕；ガラス目盛墨入工〔545〕；ガラス目盛腐しよく（蝕）工〔545〕；光学レンズ研磨工〔545〕；ガラス目盛工〔545〕；土管検査工〔572〕；検瓶工（瓶詰食品・飲料製造）〔573〕；画工（窯業を除く）〔591〕；ヒューム管接続工〔681〕；コンクリート練り工〔681〕；石切工（採石場）〔692〕；セメント袋詰工〔721〕；検瓶工（再生資源回収）〔739〕 532 窯業・土石製品製造従事者 道具や機械器具などを用いて、ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメントなどの製造における原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの仕事、石製品の原料の処理・成形・仕上げの仕事に従事するものをいう。 ○ガラス原料工；れんが原料工；陶磁器原料工；石こう（膏）原料工；と（砥）粒原料工；窯業原料粉碎工；原料調合工；土練り工（陶磁器製造）；粘土原料工（かわら製造）；ガラス溶融炉工；ガラス原料精製工；光学ガラス溶融工；ガラス原料分級工；ガラスるつぽ工；ガラス成形工；板ガラス成形工；ガラス管成形工；吹きガラス成形工；ガラスプレス成形工；ガラス繊維製造工；製	現行の小分類〔502〕及び同〔532〕のマル例示を統合。ただし、例示数が膨大等の理由により、次の修正を行った。 「ガラス成形工」、「板ガラス成形工」、「ガラス管成形工」、「吹きガラス成形工」、「ガラスプレス成形工」、「ガラス繊維製造工」、「製瓶工」、「ガラス繊維工」、「ビーズ工」、「風鈴（ガラス）製造工」、「ボタン（ガラス）製造工」、「碁石（ガラス）製造工」、「玉すだれ製造工」、「るつぽ製造工」を「ガラス製品成形工」又は「ガラス製品製造工」に集約。 - 現行の小分類 591「生産関連作業従事者」の分割に伴い、「絵付工（窯業）」、「陶磁器絵付工」、「ガラス絵付工」、「七宝下絵書工」、「漆絵付工（窯業）」、「銅板絵付工（窯業）」、「画工（窯業）」、「素描工（窯業）」、「線ひき工（窯業）」、「彩色工（窯業）」、「転写紙は（貼）り付工（窯業）」、「絵付線引工（窯業）」、「吹付工（窯業）」、「ゴム印押工（窯業）」及び「皿絵付工」を新小分類〔631〕のマル例示に移設。 「コンクリートブロック製造工」、「コンクリート舗装板製造
--	--	--

工、<u>ガラス研磨工</u>、<u>銀引き工（ガラス）</u>、<u>アンプル細工</u>、<u>石膏製品製造工</u>、<u>チョーク製造工</u>、<u>七宝工</u>、<u>七宝線付工</u>、<u>七宝釉差し工</u>、<u>七宝焼成工</u>、<u>七宝研磨工</u>、<u>硯製造工</u>、<u>研磨材料製造工</u>、<u>研磨用品原料粉碎工</u>、<u>金剛砂製造工</u>、<u>研削砥石製造工</u>、<u>布やすり工</u>、<u>紙やすり製造工</u>、<u>磨き砂製造工</u>、<u>バラスト製造工（採石場でないもの）</u>、<u>研削材製造工</u>、<u>ドロマイト製造オペレーター</u>、<u>雲母製品仕上工</u>、<u>岩綿製造工</u>、<u>石灰粉碎工</u>、<u>フレーヤー工</u>、<u>研磨紙製造工</u>、<u>鉾澤繊維製造工</u>、<u>大理石細工工</u>、<u>石細工師</u>、<u>天然砥石工</u>、<u>碎石工（採石場を除く）</u>、<u>石印材工</u> ×<u>素地銅器工</u>〔566〕、<u>ガラス繊維織物工</u>〔575〕、<u>めのう加工工</u>〔579〕、<u>水晶加工工</u>〔579〕、<u>人造真珠加工工</u>〔579〕、<u>レンズ・プリズム研磨工</u>〔585〕、<u>目盛工</u>〔585〕、<u>土管検査工</u>〔612〕、<u>ガラス製品検査工</u>〔612〕、<u>板ガラス検査工</u>〔612〕、<u>陶磁器検査工</u>〔612〕、<u>検瓶工（ガラス瓶製造）</u>〔612〕、<u>検瓶工（瓶詰食品）</u>〔613〕、<u>検瓶工（飲料製造）</u>〔614〕、<u>画工</u>〔631〕、<u>コンクリート練り工</u>〔721〕、<u>ヒューム管接続工</u>〔721〕、<u>石切工（採石場）</u>〔729〕、<u>セメント袋詰工</u>〔751〕、<u>検瓶工（再生資源回収）</u>〔746〕	<u>瓶工</u>、<u>ガラス熱処理工</u>、<u>ガラス徐冷工</u>、<u>ガラス熱処理強化工</u>、<u>耐火れんが成形工</u>、<u>れんが型打工</u>、<u>プレス工（れんが）</u>、<u>かわら切断工</u>、<u>トンネルかま（窯）工（れんが・かわら類）</u>、<u>かま（窯）詰工（れんが・かわら類）</u>、<u>れんが仕上工</u>、<u>かわら仕上工</u>、<u>土管仕上工</u>、<u>かわら製造工</u>、<u>れんが焼成工</u>、<u>かわら焼成工</u>、<u>モザイク製造工</u>、<u>土管成形工</u>、<u>取出工</u>、<u>自動ろくろ成形工</u>、<u>流込成形工（陶磁器）</u>、<u>プレス成形工（陶磁器）</u>、<u>押出し成形工（陶磁器）</u>、<u>型起こし成形工（陶磁器）</u>、<u>さや（匣鉢）成形工（えんごろ工）</u>、<u>土がま（釜）成形工</u>、<u>土なべ（鍋）成形工</u>、<u>タイル成形工</u>、<u>植木鉢成形工</u>、<u>陶器焼成工</u>、<u>さや（匣鉢）焼成工</u>、<u>素焼焼成工</u>、<u>絵がま（釜）焼成工</u>、<u>陶管工</u>、<u>陶磁器ろくろ工</u>、<u>陶磁器レース加工工</u>、<u>陶磁器仕上研磨工</u>、<u>陶磁器鋳込工</u>、<u>内ごて造工</u>、<u>陶器旋盤工</u>、<u>生型仕上工</u>、<u>かま（窯）焼工</u>、<u>陶工</u>、<u>乾燥型仕上工（陶磁器）</u>、<u>タイル型はめ工</u>、<u>楽焼工</u>、<u>絵付工（窯業）</u>、<u>陶磁器絵付工</u>、<u>ガラス絵付工</u>、<u>七宝下絵書工</u>、<u>漆絵付工（窯業）</u>、<u>銅板絵付工（窯業）</u>、<u>画工（窯業）</u>、<u>素描工（窯業）</u>、<u>線ひき工（窯業）</u>、<u>彩色工（窯業）</u>、<u>転写紙は（貼）り付工（窯業）</u>、<u>絵付線引工（窯業）</u>、<u>吹付工（窯業）</u>、<u>ゴム印押工（窯業）</u>、<u>皿絵付工</u>、<u>コンクリートブロック製造工</u>、<u>コンクリート舗装板製造工</u>、<u>セメントかわら製造工</u>、<u>厚形スレート製造工</u>、<u>コンクリートポール製造工</u>、<u>コンクリートパイル製造工</u>、<u>コンクリート管製造工</u>、<u>ヒューム管製造工</u>、<u>パイルセメント板製造工</u>、<u>木毛セメント板製造工</u>、<u>木片セメント板製造工</u>、<u>人造石（テラゾー）製造工</u>、<u>生コンクリート製造工</u>、<u>石工</u>、<u>石切工</u>、<u>石研磨工</u>、<u>石彫工</u>、<u>石文字彫工</u>、<u>石積工</u>、<u>天然スレートかわら製造</u>	工」、「セメントかわら製造工」、「厚形スレート製造工」、「コンクリートポール製造工」、「コンクリートパイル製造工」、「コンクリート管製造工」、「ヒューム管製造工」、「パイルセメント板製造工」、「木毛セメント板製造工」、「木片セメント板製造工」、「人造石（テラゾー）製造工」及び「生コンクリート製造工」を「セメント・コンクリート製品製造工」に集約。 ・ 「石こう製造工」、「焼石こう製造工」、「石こうプラスター製造工」及び「石こうボード製造工」を「石膏製品製造工」に集約。 現行の小分類〔502〕及び同〔532〕のバツ例示を統合。統合によって区別不要となったものは削除。
---	---	---

工；墓石工；大理石加工工；かわら施ゆう（釉）工；ゆう薬調整工；ゆう薬製造工；うわぐすり点付工；うわぐすりかけ工；ほうろう鉄器工（鉄板加工を除く）；ほうろうがけ工；ほうろう焼成工；ほうろう焼入工；ほうろう仕上工；ガラス熱加工工；バーナー加工工（ガラス）；ガラス火切・口焼工；ガラスカッティング工；ガラスカット工；ガラス研磨工；銀引き工（ガラス）；アンプル細工工；石こう製造工；焼石こう製造工；石こうプラスター製造工；石こうボード製造工；チョーク製造工；七宝工；七宝線付工；七宝ゆう（釉）差し工；七宝焼成工；七宝研磨工；すずり（硯）製造工；研磨材料製造工；研磨用品原料粉碎工；金剛砂製造工；研削と（砥）石製造工；磨き砂製造工；研削材製造工；布やすり工；紙やすり製造工；研磨紙製造工；ガラス繊維工；ビーズ工；風鈴（ガラス）製造工；ボタン（ガラス）製造工；碁石（ガラス）製造工；玉すだれ製造工；るつぼ製造工；バラスト製造工（採石場でないもの）；ドロマイト製造オペレーター；うんも（雲母）製品仕上工；岩綿製造工；石灰粉碎工；フレーヤー工；鉋さい（滓）繊維製造工；大理石細工工；石細工師；天然と（砥）石工；碎石工（山元を除く）；石印材工

× き（素）地銅器工〔526〕；ガラス繊維織物工〔535〕；水晶加工工〔539〕；人造真珠加工工〔539〕；めのう加工工〔539〕；ガラス目盛墨入工〔545〕；ガラス目盛腐しょく（蝕）工〔545〕；光学レンズ研磨工〔545〕；ガラス目盛工〔545〕；土管検査工〔572〕；ガラス製品検査工〔572〕；板ガラス検査工〔572〕；陶磁器検査工〔572〕；検瓶工（ガラス瓶製造）〔572〕；検瓶工（瓶詰食品）〔573〕；検瓶工

	(飲料製造)〔574〕;画工(窯業を除く)〔591〕;ヒューム管接続工〔681〕;コンクリート練り工〔681〕;石切工(採石場)〔692〕;セメント袋詰工〔721〕;検瓶工(再生資源回収)〔739〕	
573 食料品製造従事者 精穀、製粉及び砂糖、味噌・醤油、動植物油脂などの調味食品を製造する職務、麺類・パン・菓子・豆腐・こんにゃく・麴・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造、水産物の処理加工の職務などに従事するものをいう。 ただし、製塩の職務に従事するものは小分類〔571〕に、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔53 又は 55〕に、屠殺の職務に従事するものは小分類〔579〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・道具や機械器具などを用いた原料の加工などによる食料品の製造 ・自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による食料品の製造 ○食料品製造生産設備操作・監視作業員、食料品製造生産設備オペレーター、小麦製粉工、精穀工、精米工、精米機運転工、精麦工、製粉工、味噌製造工、醤油製造工、食用油脂製造工、マーガリン製造工、ショートニング製造工、ラード製造工、精製工(動植物油脂)、搾油工(動植物油脂)、抽油工(動植物油脂)、脱酸工(動植物油脂)、脱色工(動植物油脂)、脱臭工(動植物油脂)、含みつ糖製造工、粗糖製造工、精製糖製造工、液糖製造工、てん菜糖製造工、氷砂糖製造工、角砂糖製造工、炭	503 食料品生産設備制御・監視員 材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、精穀、製粉及び砂糖、味噌・しょう(醬)油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにゃく・ふ(麴)・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造、水産物の処理加工を行う生産設備の制御・監視の仕事などに従事するものをいう。 ただし、製塩・アミノ酸液の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔501〕に、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔46 又は 48〕に、と(屠)殺の仕事に従事するものは小分類〔539〕に分類される。 ○食料品製造生産設備操作・監視作業員、食料品製造生産設備オペレーター、小麦製粉工 ×豆腐呼売人〔324〕;調理師〔391〕;脱穀・調整人〔461〕;網子(海面)〔481〕;硬化油製造オペレーター〔501〕;脂肪酸製造オペレーター〔501〕;石けん製造オペレーター〔501〕;無塩しょう(醬)油製造工〔531〕;しょう(樟)脳油製造工〔531〕;魚粉製造工〔533〕;粉わさび製造工〔533〕;しょう油缶詰工〔533〕;缶詰工〔533〕;たる詰工〔533〕;瓶詰工〔533〕;クリーム製造工〔533〕;アイ	現行の小分類 503「食料品生産設備制御・監視員」及び同 533「食料品製造従事者」を統合。統合後の説明文は両方で共通する部分を使用。ただし書は現行の小分類〔533〕と同様。食用アミノ酸液の製造は産業分類において調味料製造業に該当することから、ただし書からアミノ酸液製造を削除。 job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 現行の小分類〔503〕及び同〔533〕のマル例示を統合。ただし、マル例示の数が膨大等の理由により、次の修正を行った。 ・「そば粉製粉工」、「米粉製造工」、「白玉粉製粉工」、「じょうしん粉製造工」、「さらしあん製粉工」、「でん粉製粉工」、「甘しょ(藷)でん粉製造工」、「くず(葛)粉製造工」、「き

素回収工（精糖）、食酢製造工、調味料製造工、麵類製造工、パン製造工、菓子製造工、パティシエ（洋菓子製造）、製菓衛生師（パン・洋菓子・和菓子・キャンデー・あめ類）、豆腐製造工、湯葉製造工、こんにゃく製造工、しらたき製造工、麩製造工、乳製品製造工、殺菌工（乳製品製造）、食肉加工食品製造工、水産加工食品製造工、漬物製造工、ジャム製造工、缶詰・瓶詰食品製造工、加熱殺菌工、調味液工、密封工、袋詰工（調理食品）、パン粉製造工、生酢精製工、酵母培養工、イースト培養工、オブラート製造工、樽詰工、開俵工、麦芽工、種こうじ工（酒製造を除く）、種こうじ培養工（酒製造のこうじ造り工を除く）、薬味製造工、ピーナッツバター製造工、アイスクリーム製造工、アイスキャンデー製造工、弁当・そうざい製造工、即席ラーメン製造工（製麺を除く）、乾燥野菜製造工、鰯味噌製造工、納豆製造工、水あめ製造工、ころ柿製造工、食用ゼラチン工、アミノ酸液製造工、グルタミン酸ナトリウム製造工、ブドウ糖製造工	スキャンデー製造工〔533〕；ジャム製造工〔533〕；寒天製造工〔533〕；ところてん製造工〔533〕；マーガリン製造工〔533〕；アイスクリーム製造工〔533〕；ピーナッツバター製造工〔533〕；野菜缶詰製造工〔533〕；魚肉ハム・ソーセージ製造工〔533〕；水産缶詰製造工〔533〕；あん製造工〔533〕；菓子砂糖漬物製造工〔533〕；鳥獣肉漬工〔533〕；水産物かす（粕）漬製造工〔533〕；製氷工（氷室作業）〔539〕；と畜作業員〔539〕；検瓶工（ガラス瓶製造）〔572〕；原料運搬員〔703〕；袋詰工（荷造）〔706〕；袋詰工（包装）〔721〕；めん類結束工〔721〕；検瓶工（再生資源回収）〔739〕 533 食料品製造従事者 道具や機械器具などを用いて、精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう（醬）油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにゃく・ふ（麩）・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造、水産物の処理加工の仕事などに従事するものをいう。 ただし、製塩・アミノ酸液製造の仕事に従事するものは小分類〔531〕に、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔46 又は 48〕に、と（屠）殺の仕事に従事するものは小分類〔539〕に分類される。 ○精穀工；精米工；精米機運転工；精麦工；そば粉製粉工；米粉製造工；白玉粉製粉工；じょうしん粉製造工；さらしあん製粉工；でん粉製粉工；甘しょ（蔕）でん粉製造工；くず（葛）粉製造工；きな粉製造工；こんにゃく粉	な粉製造工」及び「こんにゃく粉製造工」を「製粉工」に集約。 「魚油製造工」、「肝油製造工」、「内臓油製造工」、「オリーブ油製造工」、「落花生油製造工」、「ひまし油製造工」、「綿実油製造工」、「木ろう製造工」、「ごま油製造工」、「菜種油製造工」、「こめ油製造工」、「あまに油製造工」、「きり油製造工」、「ひまわり油製造工」、「大豆油製造工」、「天ぷら油製造工」及び「サラダ油製造工」を「食用油脂製造工」に集約。 「ソース製造工」、「ケチャップ製造工」、「マヨネーズ製造工」、「こしょう製造工」、「カレー粉製造工」、「七色唐がらし製造工」、「からし製造工」、「西洋からし製造工」及び「粉わさび製造工」を「調味料製造工」に集約。 「うどん製造工」、「乾めん製造工」、「生めん製造工」、「ゆでめん製造工」、「きしめん製造工」、「そうめん製造工」、「そば製造工」、「マカロニ製造工」、「スパゲッティ製造工」、「ワンタンの皮製造工」、「シューマイの皮製造工」、「製めん機工」、「うどん釜ゆで工」及び「めん
---	---	---

	製造工；味そ製造工；しょう油製造工；魚油製造工；肝油製造工；内臓油製造工；オリーブ油製造工；落花生油製造工；ひまし油製造工；綿実油製造工；木ろう製造工；ごま油製造工；菜種油製造工；こめ油製造工；あまに油製造工；きり油製造工；ひまわり油製造工；大豆油製造工；天ぷら油製造工；サラダ油製造工；マーガリン製造工；ショートニング製造工；ラード製造工；精製工（動植物油脂）；搾油工（動植物油脂）；抽油工（動植物油脂）；脱酸工（動植物油脂）；脱色工（動植物油脂）；脱臭工（動植物油脂）；含みつ糖製造工；粗糖製造工；精製糖製造工；液糖製造工；てん菜糖製造工；氷砂糖製造工；角砂糖製造工；炭素回収工（精糖）；食酢製造工；ソース製造工；ケチャップ製造工；マヨネーズ製造工；こしょう製造工；カレー粉製造工；七色唐がらし製造工；からし製造工；西洋からし製造工；粉わさび製造工；うどん製造工；乾めん製造工；生めん製造工；ゆでめん製造工；きしめん製造工；そうめん製造工；そば製造工；マカロニ製造工；スパゲッティ製造工；ワンタンの皮製造工；シューマイの皮製造工；製めん機工；うどん釜ゆで工；めん類乾燥工；食パン製造工；ビスケット製造工；ウエハース製造工；クッキー製造工；菓子パン製造工；クラッカー製造工；ベーカー；和生菓子司；上物職人（和生菓子）；ようかん製造工；もなか製造工；もち（餅）菓子職；まんじゅう職；どら焼職；石ごろも製造工；甘納豆加工工；いり豆製造工；今川焼職；キャラメル製造工；ドロップ製造工；あめ菓子製造工；チョコレート製造工；乾パン製造工；油菓子製造工；ドーナッツ製造工；ボーロ製造工；パン仕込工；パン原料混合	類乾燥工」を「麺類製造工」に集約。 「食パン製造工」、「ビスケット製造工」、「ウエハース製造工」、「クッキー製造工」、「菓子パン製造工」、「クラッカー製造工」、「ベーカー」、「和生菓子司」、「上物職人（和生菓子）」、「ようかん製造工」、「もなか製造工」、「もち（餅）菓子職」、「まんじゅう職」、「どら焼職」、「石ごろも製造工」、「甘納豆加工工」、「いり豆製造工」、「今川焼職」、「キャラメル製造工」、「ドロップ製造工」、「あめ菓子製造工」、「チョコレート製造工」、「乾パン製造工」、「油菓子製造工」、「ドーナッツ製造工」、「ボーロ製造工」、「パン仕込工」、「パン原料混合工」、「はっ（醃）酵工」、「ういろう職」、「せんべい職」、「うるちせんべい製造職」、「せんべい味付工」、「干菓子職」、「らくがん製造職」、「おこし製造職」、「おのろけ豆製造工」、「落花生加工工」、「もなかの皮製造工」、「チューインガム製造工」、「綿菓子製造工」、「ヌガー製造工」、「あめ原料調合工」、「焼成工（パン・菓子）」、「パン焼工」、「衣かけ工」、「あられ製造職」、「朝日豆製造職」、「回転焼職」、
--	---	--

工；はっ（醃）酵工；ういろう職；せんべい職；うるち
せんべい製造職；せんべい味付工；干菓子職；らくがん
製造職；おこし製造職；おのろけ豆製造工；落花生加工
工；もなかの皮製造工；チューインガム製造工；綿菓子
製造工；スガー製造工；あめ原料調合工；焼成工（パン・
菓子）；パン焼工；衣かけ工；製菓衛生師（パン・洋菓
子・和菓子・キャンデー・あめ類）；あられ製造職；朝
日豆製造職；回転焼職；だんご焼職；大福もち製造職；
あん製造工；ぶんたん漬職；菓子砂糖漬物製造工；あめ
原料仕込工；さらしあめ切断工；豆腐製造工；焼豆腐製
造工；高野豆腐（しみ豆腐）製造工；油揚げ製造工；なま
あげ製造工；がんもどき製造工；湯葉製造工；こんにゃ
く製造工；しらたき製造工；ふ製造工；飲用乳製造工；
粉乳製造工；練乳製造工；コンデンスミルク製造工；バ
ター製造工；チーズ製造工；クリーム製造工；ミルク処
理工；はっ（醃）酵乳製造工；乳飲料製造工；殺菌工（乳
製品製造）；鳥獣肉漬工；味そ漬肉製造工；つくだ煮製
造工（鳥獣肉）；かす（粕）漬肉製造工；かす（粕）漬
製造工（鳥獣肉）；くん製製造工（鳥獣肉）；塩漬工；ハ
ム製造工（鳥獣肉）；ベーコン製造工（鳥獣肉）；ソーセ
ージ製造工（鳥獣肉）；腸詰工（鳥獣肉）；水産物塩蔵工；
塩辛製造工；水産物かす（粕）漬製造工；水産物くん製
加工工；ねりうに（雲丹）工；水産物つくだ（佃）煮製
造工；かつおぶし製造工；からすみ工；水産ねり物製造
工；かまぼこ製造工；とろろこんぶ製造工；わかめ乾燥
工；ひじき乾燥工；桜えび（海老）加工工；水産物ふり
かけ製造工；でんぶ加工工；魚粉製造工；干しこんぶ製
造工；魚肉ハム・ソーセージ製造工；さつま揚げ製造

「だんご焼職」、「大福もち製造
職」、「あん製造工」、「ぶんたん漬
職」、「菓子砂糖漬物製造工」、「あめ
原料仕込工」及び「さらしあめ切断
工」を「パン製造工」又は「菓子製
造工」に集約。

- ・ 「豆腐製造工」、「焼豆腐製造工」、
「高野豆腐（しみ豆腐）製造工」、
「油揚げ製造工」、「なまあげ製造工」
及び「がんもどき製造工」を「豆腐
製造工」に集約。
- ・ 「飲用乳製造工」、「粉乳製造工」、
「練乳製造工」、「コンデンスミルク
製造工」、「バター製造工」、「チーズ
製造工」、「クリーム製造工」、「ミル
ク処理工」、「はっ（醃）酵乳製造工」
及び「乳飲料製造工」を「乳製品製
造工」に集約。
- ・ 「鳥獣肉漬工」、「味そ漬肉製造
工」、「つくだ煮製造工（鳥獣肉）」、
「かす（粕）漬肉製造工」、「かす（粕）
漬製造工（鳥獣肉）」、「くん製製造
工（鳥獣肉）」、「塩漬工」、「ハム製
造工（鳥獣肉）」、「ソーセージ製造工（鳥
獣肉）」及び「腸詰工（鳥獣肉）」を
「食肉加工食品製造工」に集約。
- ・ 「水産物塩蔵工」、「塩辛製造工」、

	工;煮干し工;干物製造工;するめ加工工;のり(海苔)製造工;干しこんぶ加工工;寒天製造工;ところてん製造工;干しかずのこ製造工;竹輪製造工;はんぺん製造工;梅干し漬工;千枚漬工;たくあん(沢庵)漬工;福神漬工;らっきょう漬工;酒かす(粕)漬工(野菜);酢漬工(野菜);味そ漬工(野菜);しょうが漬物工;ジャム製造工;ぬか漬工;奈良漬製造工;わさび漬製造工;缶詰材料調理工;缶詰工;水産缶詰製造工;畜産缶詰製造工;野菜缶詰製造工;果実缶詰製造工;しょう油缶詰工;瓶詰工;食品瓶詰製造工;加熱殺菌工;調味液工;密封工;袋詰工(調理食品);パン粉製造工;生酢精製工;酵母培養工;イースト培養工;オブラート製造工;たる詰工;開俵工;麦芽工;種こうじ工(酒・味そ・しょう(醬)油製造を除く);種こうじ培養工(酒・味そ・しょう(醬)油製造のこうじ造り工を除く);薬味製造工;ピーナッツバター製造工;アイスクリーム製造工;アイスキャンデー製造工;天ぷら揚げ職人(飲食店以外);コロッケ製造人(飲食店以外);シュウマイ製造人(飲食店以外);即席ラーメン製造工(製めんを除く);乾燥野菜製造工;たいみそ製造工;納豆製造工;水あめ製造工;ころ柿製造工;食用ゼラチン工 ×豆腐呼売人〔324〕;調理師〔391〕;脱穀・調整人〔461〕;網子(海面)〔481〕;硬化油製造オペレーター〔501〕;脂肪酸製造オペレーター〔501〕;石けん製造オペレーター〔501〕;しょう(樟)脳油製造工〔531〕;無塩しょう(醬)油製造工〔531〕;製氷工(氷室作業員)〔539〕;と畜作業員〔539〕;検瓶工(ガラス瓶製造)〔572〕;原料運搬員〔703〕;袋詰工(荷造)〔706〕;袋詰工(包装)	「水産物かす(粕)漬製造工」、「水産物くん製加工工」、「ねりうに(雲丹)工」、「水産物つくだ(佃)煮製造工」、「かつおぶし製造工」、「からすみ工」、「水産ねり物製造工」、「かまぼこ製造工」、「とろろこんぶ製造工」、「わかめ乾燥工」、「ひじき乾燥工」、「桜えび(海老)加工工」、「水産物ふりかけ製造工」、「でんぶ加工工」、「魚粉製造工」、「干しこんぶ製造工」、「魚肉ハム・ソーセージ製造工」、「さつま揚げ製造工」、「煮干し工」、「干物製造工」、「するめ加工工」、「のり(海苔)製造工」、「干しこんぶ加工工」、「寒天製造工」、「ところてん製造工」、「干しかずのこ製造工」、「竹輪製造工」及び「はんぺん製造工」を「水産加工食品製造工」に集約。 ・ 「梅干し漬工」、「千枚漬工」、「たくあん(沢庵)漬工」、「福神漬工」、「らっきょう漬工」、「酒かす(粕)漬工(野菜)」、「酢漬工(野菜)」、「味そ漬工(野菜)」、「しょうが漬物工」、「ぬか漬工」、「奈良漬製造工」及び「わさび漬製造工」を「漬物製造工」に集約。 ・ 「缶詰材料調理工」、「缶詰工」、
--	--	---

×豆腐呼売人〔385〕、調理師〔461〕、パティシエ（飲食店）〔461〕、脱穀・調整人〔531〕、網子〔551〕、硬化油製造オペレーター〔571〕、脂肪酸製造オペレーター〔571〕、石けん製造オペレーター〔571〕、樟脳油製造工〔571〕、無塩醬油製造工〔571〕、製氷工（氷室作業）〔579〕、屠畜作業員〔579〕、検瓶工（ガラス瓶製造）〔612〕、原料運搬員〔733〕、袋詰工（荷造）〔736〕、検瓶工（再生資源回収）〔746〕、袋詰工（包装）〔751〕、麺類結束工	〔721〕；めん類結束工〔721〕；検瓶工（再生資源回収）〔739〕	「水産缶詰製造工」、「畜産缶詰製造工」、「野菜缶詰製造工」、「果実缶詰製造工」、「しょう油缶詰工」、「瓶詰工」及び「食品瓶詰製造工」を「缶詰・瓶詰食品製造工」に集約。 ・ 「種こうじ工（酒・味そ・しょう（醬）油製造を除く）」等のカッコ書について、酒の製造以外は区別不要であることから、「味そ・しょう（醬）油」を削除。 ・ 「天ぷら揚げ職人（飲食店以外）」、「コロッケ製造人（飲食店以外）」及び「シュウマイ製造人（飲食店以外）」を「弁当・そうざい製造工」に集約。 ・ 現行の小分類 531「化学製品製造従事者」から「アミノ酸液製造工」を本項目に移設。 ・ 「グルタミン酸ナトリウム製造工」及び「ブドウ糖製造工」を追加現行の小分類〔503〕及び同〔533〕のバツ例示を統合。統合によって区別不要となったものは削除。
--	---	---

〔751〕		
574 飲料・たばこ製造従事者 清涼飲料・嗜好飲料・たばこの製造作業に従事するものをいう。 ただし、農耕作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔53〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>道具や機械器具などを用いた原料の加工などによる飲料・たばこ製品の製造</u> ・<u>自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による飲料・たばこの製造</u> ○飲料製造生産設備操作・監視作業員、飲料製造生産設備オペレーター、たばこ製造生産設備操作・監視作業員、たばこ製造生産設備オペレーター、加熱式たばこスティック製造工、緑茶製造工、煎茶製造工、玉露製造工、抹茶製造工、番茶製造工、炒茶製造工、紅茶製造工、ウーロン茶製造工、荒茶製造工、粉末茶製造工、清酒醸造工、杜氏、清酒もろみ造り主任、清酒こうじ造り主任、酒母造り主任、清酒製造作業員、ビール醸造工、果実酒製造工、ぶどう酒製造工、りんご酒製造工、みかん酒製造工、洋酒製造工、蒸留酒製造工、焼酎製造工、ウイスキー製造工、ブランデー製造工、混成酒製造工、合成酒製造工、白酒製造工、みりん製造工、ワイン製造工、泡盛製造工、梅酒製造工、ジュース製造工、サイダー製造工、コーラ製造工、コーヒー飲料製造工、ミネラルウォーター製造工、茶系飲料製造工、シロップ製造工、ラムネ製造工、炭酸水製造工、粉末飲料製造工、炭酸飲料製造工、たばこ原料処理工、たばこ原料加工工、製品たば	504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、清涼飲料・嗜好飲料・たばこの製造作業を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ただし、農耕作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔46〕に分類される。 ○飲料製造生産設備操作・監視作業員、飲料製造生産設備オペレーター、たばこ製造生産設備操作・監視作業員、たばこ製造生産設備オペレーター ×瓶詰工〔533〕；たる詰工〔533〕；酵母培養工〔533〕；開俵工〔533〕；合成酒製造工〔534〕；麦茶製造工〔534〕；こぶ茶製造工〔534〕；はぶ茶製造工〔534〕；清酒醸造工〔534〕；はま茶製造工〔534〕；検瓶工（瓶詰食品）〔573〕；打検工〔573〕；たばこ巻取検査工〔574〕；検瓶工（飲料製造）〔574〕；ボイラー・オペレーター〔642〕；選瓶工〔739〕；洗瓶工〔739〕 534 飲料・たばこ製造従事者 <u>道具や機械器具などを用いて、清涼飲料・嗜好飲料・たばこの製造作業に従事するものをいう。</u> ただし、農耕作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔46〕に分類される。 ○緑茶製造工；せん茶製造工；玉露製造工；まつ茶製造工；番茶製造工；いり（炒）茶製造工；紅茶製造工；ウ	現行の小分類 504「飲料・たばこ生産設備制御・監視員」及び同 534「飲料・たばこ製造従事者」を統合。統合後の説明文は両者で共通する部分を使用。 job tag を参考に、想定される主な課業を追加。 現行の小分類〔504〕及び同〔534〕のマル例示を記載。 葉たばこを原料とする加熱式たばこのスティックは、たばこ事業法上の製造たばこに該当するため、「加熱式たばこスティック製造工」をマル例示に追加。

こ製造工、<u>麦茶製造工</u>、<u>こぶ茶製造工</u>、<u>はぶ茶製造工</u>、<u>はま茶製造工</u>、<u>コーヒーひき工</u> × <u>電子たばこ用リキッド・カートリッジ製造工</u>〔571〕、<u>缶詰・瓶詰食品製造工</u>〔573〕、<u>酵母培養工</u>〔573〕、<u>樽詰工</u>〔573〕、<u>開俵工</u>〔573〕、<u>検瓶工（瓶詰食品）</u>〔613〕、<u>打検工（缶詰食品）</u>〔613〕、<u>たばこ検査工</u>〔614〕、<u>検瓶工（飲料製造）</u>〔614〕、<u>ボイラーオペレーター</u>〔682〕、<u>選瓶工</u>〔746〕、<u>洗瓶工</u>〔746〕	一ロン茶製造工、<u>荒茶製造工</u>、<u>粉末茶製造工</u>、<u>清酒醸造工</u>、<u>杜氏（とうじ）</u>、<u>清酒もろみ造り主任</u>、<u>清酒こうじ造り主任</u>、<u>酒母造り主任</u>、<u>清酒製造作業員</u>、<u>ビール醸造工</u>、<u>果実酒製造工</u>、<u>ぶどう酒製造工</u>、<u>りんご酒製造工</u>、<u>みかん酒製造工</u>、<u>洋酒製造工</u>、<u>蒸留酒製造工</u>、<u>焼ちゅう製造工</u>、<u>ウイスキー製造工</u>、<u>ブランデー製造工</u>、<u>混成酒製造工</u>、<u>合成酒製造工</u>、<u>白酒製造工</u>、<u>みりん製造工</u>、<u>ワイン製造工</u>、<u>泡盛製造工</u>、<u>梅酒製造工</u>、<u>ジュース製造工</u>、<u>サイダー製造工</u>、<u>コーラ製造工</u>、<u>コーヒー飲料製造工</u>、<u>ミネラルウォーター製造工</u>、<u>茶系飲料製造工</u>、<u>シロップ製造工</u>、<u>ラムネ製造工</u>、<u>炭酸水製造工</u>、<u>粉末飲料製造工</u>、<u>炭酸飲料製造工</u>、<u>たばこ原料処理工</u>、<u>たばこ原料加工工</u>、<u>製品たばこ製造工</u>、<u>麦茶製造工</u>、<u>こぶ茶製造工</u>、<u>はぶ茶製造工</u>、<u>はま茶製造工</u>、<u>コーヒーひき工</u> × <u>瓶詰工</u>〔533〕、<u>たる詰工</u>〔533〕、<u>酵母培養工</u>〔533〕、<u>開俵工</u>〔533〕、<u>検瓶工（瓶詰食品）</u>〔573〕、<u>打検工</u>〔573〕、<u>たばこ巻取検査工</u>〔574〕、<u>検瓶工（飲料製造）</u>〔574〕、<u>ボイラー・オペレーター</u>〔642〕、<u>選瓶工</u>〔739〕、<u>洗瓶工</u>〔739〕	現行の小分類〔504〕及び同〔534〕のバツ例示を統合。統合によって区別不要となったものは削除。
575 紡織・衣服・繊維製品製造従事者 糸の製造、<u>織布・編物・編レース・網・網・フェルト</u>などの製造・漂白・精練・染色の職務、<u>化学繊維の製造・紡織の職務</u>、<u>布地（ニット生地を含む）・ひも</u>などを裁断・加工・縫製するなどして衣服・帽子・その他類似の製品を製造する職務に従事するものをいう。なめし革・毛皮製の被服を裁断・縫製する職務に従事するものも含まれる。 ただし、袋物の製作作業に従事するものは小分類〔579〕に分類される。	505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、糸の製造及び織布・編物・編レース・網・網・フェルトなどの製造・漂白・精練・染色の仕事、布地（ニット生地を含む）・真田ひも</u>などを裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他類似の製品の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。	現行の小分類 505「紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員」及び同 535「紡織・衣服・繊維製品製造従事者」を統合。統合後の説明文は両者で共通する部分を使用。 化学繊維の製造は本項目に含めるため、「化学繊維の製造・紡織の職務」を説明文に追記し、ただし書の化学繊維の製造・紡織作業に関する記載を削

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>道具や機械器具などを用いた原料の加工などによる紡織・衣服・繊維製品の製造</u> ・ <u>自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による紡織・衣服・繊維製品の製造</u> ○ <u>紡織設備操作・監視作業</u>者、<u>紡織設備オペレーター</u>、<u>衣服生産設備操作・監視作業</u>者、<u>衣服生産設備オペレーター</u>、<u>繊維製品生産設備操作・監視作業</u>者、<u>繊維製品生産設備オペレーター</u>、<u>紡績工</u>、<u>混打綿工</u>、<u>櫛梳工</u>、<u>練条工</u>、<u>粗紡工</u>、<u>精紡工</u>、<u>ガラ紡工</u>、<u>合糸工</u>、<u>撚糸工</u>、<u>加工糸工</u>、<u>織機準備工</u>、<u>整経工</u>、<u>機ごしらえ工</u>、<u>製布工</u>、<u>織工</u>、<u>手織工</u>、<u>平織工</u>、<u>綾織工</u>、<u>麻織工</u>、<u>絹織工</u>、<u>織機台持工</u>、<u>パイル織工</u>、<u>ブロード織工</u>、<u>シール織工</u>、<u>じゅうたん織工</u>、<u>毛布織工</u>、<u>マフラー織工</u>、<u>緞通工</u>、<u>織フェルト工</u>、<u>帯地織工</u>、<u>緞子織物工</u>、<u>べっちゃん織物工</u>、<u>ピロード織物工</u>、<u>ガラス繊維織物工</u>、<u>ウール地織物工</u>、<u>テープリボン織物工</u>、<u>精練・漂白工（紡織）</u>、<u>漂白仕上工</u>、<u>染物師</u>、<u>染色工</u>、<u>捺染工</u>、<u>調色工</u>、<u>水洗工（紡織染色）</u>、<u>仕上工（紡織）</u>、<u>藍染工（紡織）</u>、<u>プリント工（紡織）</u>、<u>手捺染工（紡織）</u>、<u>布捺染工</u>、<u>絞染工（紡織）</u>、<u>友禅染工</u>、<u>手編工</u>、<u>レース編工（リバーレース・トリコット編工を含む）</u>、<u>毛糸帽子編立工</u>、<u>手編ネット工</u>、<u>丸編工</u>、<u>台丸編工</u>、<u>経編工</u>、<u>横編工</u>、<u>靴下編立工</u>、<u>作業手袋編立工</u>、<u>ニット生地修理工</u>、<u>衣服仕立工</u>、<u>洋裁工</u>、<u>和裁工</u>、<u>和服修理工</u>、<u>布はくミシン工</u>、<u>運動靴ミシン縫製工</u>、<u>ニット縫製工</u>、<u>学生服縫製工</u>、<u>雑巾縫製工</u>、<u>シャツ縫製工</u>、<u>足</u>	なめし<u>かわ</u>・毛皮製の被服を裁断・縫製する<u>仕事</u>に従事するものも含まれる。 ただし、<u>化学繊維の製造・紡織作業を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔501〕に</u>、<u>袋物の製作作業を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔509〕に分類される。</u> ○ <u>紡織設備操作・監視作業</u>者（<u>化学繊維を除く</u>）；<u>紡織設備オペレーター（化学繊維を除く）</u>；<u>衣服生産設備操作・監視作業</u>者；<u>衣服生産設備オペレーター</u>；<u>繊維製品生産設備操作・監視作業</u>者；<u>繊維製品生産設備オペレーター</u>×<u>服飾デザイナー</u>〔224〕；<u>湯通し工</u>〔386〕；<u>ワイヤーロープ製造工</u>〔529〕；<u>金網編工</u>〔529〕；<u>紡糸工（化学繊維）</u>〔531〕；<u>精練工（化学繊維）</u>〔531〕；<u>組ひも編工</u>〔535〕；<u>染物師</u>〔535〕；<u>和服仕立工</u>〔535〕；<u>織布ミシン工</u>〔535〕；<u>裁断工（衣服・繊維製品）</u>〔535〕；<u>ふとん綿入工</u>〔535〕；<u>寝具仕立工</u>〔535〕；<u>ふとん手縫仕立工</u>〔535〕；<u>レース編工（リバーレース・トリコット編工を含む）</u>〔535〕；<u>タフテッド工</u>〔535〕；<u>フック工</u>〔535〕；<u>ミシン刺しゅう工</u>〔535〕；<u>ボタン付工</u>〔535〕；<u>毛糸帽子編立工</u>〔535〕；<u>洋服ミシン工</u>〔535〕；<u>布地裁断師</u>〔535〕；<u>毛皮裁断工</u>〔535〕；<u>紙切断工</u>〔536〕；<u>擬革紙製造工</u>〔536〕；<u>紙ひも工</u>〔536〕；<u>セメント袋ミシン工</u>〔536〕；<u>紙綿製造工</u>〔536〕；<u>い（藺）染工</u>〔536〕；<u>紙染工</u>〔536〕；<u>高周波ミシン工</u>〔538〕；<u>毛皮漂白工</u>〔539〕；<u>革染工</u>〔539〕；<u>人毛網工</u>〔539〕；<u>靴製造工</u>〔539〕；<u>靴修理工</u>〔539〕；<u>革鼻緒製造工</u>〔539〕；<u>革手袋縫製工</u>〔539〕；<u>袋物製造工</u>〔539〕；<u>紡績機械保全工</u>〔551〕；<u>パタンナー</u>〔591〕；<u>定期掃除工（紡績）</u>〔739〕	除。 job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 現行の小分類〔505〕及び同〔535〕のマル例示を統合。ただし、マル例示の数が膨大等の理由により次の修正を行った。 ・ 「婦人服仕立工」、「子供服仕立工」、「洋服工」、「洋服裁縫師」、「紳士服仕立工」、「男子服仕立見習工」、「和服仕立工」、「羽織仕立工」、「和式下着裁縫工」、「帯仕立工」、「はかま仕立工」、「能衣装仕立工」、「けさ（法衣）仕立工」及び「肩掛仕立工」を「衣服仕立工」に集約。 ・ 「洋裁工」、「洋裁師」、「洋裁見習工」及び「仮縫工」を「洋裁工」に集約。 ・ 「縄ない（絢）工」、「真田ひも工」、「組ひも編工」、「麻ロープ製造工」、「マニラロープ製造工」、「合成繊維ロープ製造工」、「製網工」、「ネット製造工」、「ヘヤーネット製造工（人毛を除く）」及び「ハンモック
---	---	--

袋縫製工、カーテン製造工、シーツ製造工、スカーフ製造工、ワイシャツ製造工、ボタン付工、縁かがり工、織布ミシン工、洋服ミシン工、帽子ミシン工、洋傘ミシン工、キルティング製品縫製工、<u>網・縄・ひも製品製造工</u>、<u>選繭工</u>、<u>煮繭工</u>、<u>配繭工</u>、<u>ガーネット工</u>、<u>せん毛工</u>、<u>繰糸工</u>、<u>結束工（製糸）</u>、<u>揚げ返工</u>、<u>かせ取工</u>、<u>洗毛工</u>、<u>煮麻工</u>、<u>ラップ運搬工</u>、<u>管運搬工</u>、<u>ケーキ運搬工</u>、<u>ケーキ取付工</u>、<u>コップ蒸し工</u>、<u>緯つぎ工</u>、<u>きず取工</u>、<u>節取工</u>、<u>コーン巻工</u>、<u>毛焼工</u>、<u>ヤール掛工</u>、<u>縮絨工</u>、<u>布巻取工</u>、<u>機械折たたみ工</u>、<u>製綿工</u>、<u>ふとん綿打直し工</u>、<u>タフテッド工</u>、<u>フック工</u>、<u>脱脂綿製造工</u>、<u>フェルト電着工</u>、<u>擬革製造工</u>、<u>リノリウム製造工</u>、<u>油布製造工</u>、<u>塗料調整工（紡織）</u>、<u>塗布工（油布）</u>、<u>起毛工</u>、<u>ガス焼工（綿布）</u>、<u>キルティング生地製造工</u>、<u>フェルト製造工</u>、<u>不織布製造工</u>、<u>刺しゅう工</u>、<u>裁断工（衣服・繊維製品）</u>、<u>布地裁断師</u>、<u>足袋裁断工</u>、<u>洋服裁断師</u>、<u>庖裁工</u>、<u>大裁工</u>、<u>カラー裁断工</u>、<u>毛皮裁断工</u>、<u>毛皮仕立工</u>、<u>革製衣服製造工</u>、<u>革ジャンパー仕立工</u>、<u>布手袋製造工</u>、<u>鼻緒製造工</u>、<u>パフ製造工</u>、<u>衣料仕上工</u>、<u>プレス仕上工</u>、<u>かけはぎ職</u>、<u>さし工</u>、<u>ふとん綿入工</u>、<u>リボン製造工</u>、<u>ふとん手縫仕立工</u>、<u>寝具仕立工</u>、<u>帆製造工</u>、<u>天幕製造工</u>、<u>郵袋製造工</u>、<u>ほろ製造工</u>、<u>帽子製造工</u>、<u>学帽製造工</u>、<u>野球帽製造工</u>、<u>原液調整工（化学繊維）</u>、<u>紡糸工（化学繊維）</u>、<u>後処理工（化学繊維）</u>、<u>長繊維処理工（化学繊維）</u>、<u>短繊維処理工（化学繊維）</u>、<u>精練工（化学繊維）</u>、<u>乾燥工（化学繊維）</u> ×服飾デザイナー〔233〕、湯通し工〔456〕、金網編工〔569〕、針金・針・ピン・ワイヤーロープ等金属線製品製造・細工工〔569〕、紙切断工〔576〕、擬革紙製造工〔576〕、紙	535 紡織・衣服・繊維製品製造従事者 <u>道具や機械器具などを用いて、糸の製造、織布・編物・編レース・綱・網・フェルトなどの製造・漂白・精練・染色の仕事</u>、<u>布地（ニット生地を含む）などを裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他類似の製品を製造する仕事に従事するものをいう。</u>なめしかわ・毛皮製の被服を裁断・縫製する仕事に従事するものも含まれる。 ただし、<u>化学繊維の製造・紡織作業に従事するものは小分類〔531〕に、袋物の製作作業に従事するものは小分類〔539〕に分類される。</u> ○紡績工；混打綿工；せつりゅう（櫛梳）工；練条工；粗紡工；精紡工；ガラ紡工；合糸工；ねん（撚）糸工；加工糸工；織機準備工；整経工；はた（機）ごしらえ工；製布工；織工；手織工；平織工；あや（綾）織工；麻織工；絹織工；織機台持工；パイル織工；ブロード織工；シール織工；じゅうたん織工；毛布織工；マフラー織工；帯地織工；だん（緞）通工；織フェルト工；どん（緞）子織物工；べっちゃん織物工；ビロード織物工；ガラス繊維織物工；ウール地織物工；テープリボン織物工；精練・漂白工（紡織）；漂白仕上工；染物師；染色工；なつ染工；調色工；あい（藍）染工（紡織）；プリント工（紡織）；手なつ染工（紡織）；布なつ染工；絞染工（紡織）；友禅染工；水洗工（紡織染色）；仕上工（紡織）；手編工；レース編工（リバーレース・トリコット編工を含む）；毛糸帽子編立工；手編ネット工；丸編工；台丸編工；たて（経）編工；横編工；靴下編立工；作業手袋編立工；ニット生地修理工；婦人服仕立工；子供服仕立工；洋裁工；洋裁師；洋裁見習工；仮縫工；洋服工；洋	製造工」を「網・縄・ひも製品製造工」に集約。 ・「手刺しゅう工」、「機械刺しゅう工」、「ミシン刺しゅう工」、「アップリケ刺しゅう工」、「レース刺しゅう工」、「美術刺しゅう工」及び「手袋刺しゅう工」を「刺しゅう工」に集約。 「原液調整工（化学繊維）」などの化学繊維の製造に係るものを現行の小分類 531「化学製品製造従事者」から移設。 現行の小分類〔505〕及び同〔535〕のバツ例示を統合。統合によって区別不要となったものは削除。
---	--	---

ひも工〔576〕、セメント袋ミシン工〔576〕、紙綿製造工〔576〕、<u>い</u>藺染工〔576〕、紙染工〔576〕、高周波ミシン工〔578〕、毛皮漂白工〔579〕、革染工〔579〕、人毛網工〔579〕、靴製造工〔579〕、靴修理工〔579〕、革鼻緒製造工〔579〕、革手袋縫製工〔579〕、袋物製造工〔579〕、紡績・織物機械保全工〔591〕、生糸検査工〔615〕、紡織検査工〔615〕、織布検査工〔615〕、繊維製品検査工〔615〕、パタンナー〔632〕、定期掃除工（紡績）〔769〕	服裁縫師；紳士服仕立工；男子服仕立見習工；和裁工；和服仕立工；羽織仕立工；和式下着裁縫工；帯仕立工；はかま仕立工；能衣装仕立工；けさ（法衣）仕立工；肩掛仕立工；和服修理工；布はくミシン工；運動靴ミシン縫製工；ニット縫製工；学生服縫製工；雑きん（巾）縫製工；シャツ縫製工；足袋縫製工；カーテン製造工；シーツ製造工；スカーフ製造工；ワイシャツ製造工；ボタン付工；縁かがり工；織布ミシン工；洋服ミシン工；帽子ミシン工；洋傘ミシン工；キルティング製品縫製工；縄ない（縄）工；真田ひも工；組ひも編工；麻ローブ製造工；マニラローブ製造工；合成繊維ローブ製造工；製網工；ネット製造工；ヘヤーネット製造工（人毛を除く）；ハンモック製造工；選繭工；煮繭工；配繭工；ガーネット工；せん毛工；繰糸工；結束工（製糸）；揚返工；かせ取工；洗毛工；煮麻工；ラップ運搬工；管運搬工；ケーキ運搬工；ケーキ取付工；コップ蒸し工；よこ（緯）つぎ工；きず取工；節取工；コーン巻工；毛焼工；ヤール掛工；縮じゅう（絨）工；布巻取工；機械折たたみ工；製綿工；ふとん綿打直し工；タフテッド工；フック工；脱脂綿製造工；フェルト電着工；擬革製造工；リノリウム製造工；油布製造工；塗料調整工（紡織）；塗布工（油布）；起毛工；ガス焼工（綿布）；キルティング生地製造工；フェルト製造工；不織布製造工；手刺しゅう工；機械刺しゅう工；ミシン刺しゅう工；アップリケ刺しゅう工；レース刺しゅう工；美術刺しゅう工；手袋刺しゅう工；裁断工（衣服・繊維製品）；布地裁断師；足袋裁断工；洋服裁断師；ほう（庖）裁工；大裁工；カラー裁断工；毛皮裁断工；毛皮仕立工；革製衣服製造	
---	---	--

	工；革ジャンパー仕立工；布手袋製造工；鼻緒製造工；パフ製造工；衣料仕上工；プレス仕上工；かけはぎ職；さし工；ふとん綿入工；リボン製造工；ふとん手縫仕立工；寝具仕立工；帆製造工；天幕製造工；郵袋製造工；ほろ製造工；帽子製造工；学帽製造工；野球帽製造工×服飾デザイナー〔224〕；湯通し工〔386〕；ワイヤーロープ製造工〔529〕；金網編工〔529〕；紡糸工（化学繊維）〔531〕；精練工（化学繊維）〔531〕；い（蘭）染工〔536〕；紙染工〔536〕；擬革紙製造工〔536〕；紙綿製造工〔536〕；紙ひも工〔536〕；セメント袋ミシン工〔536〕；紙切断工〔536〕；高周波ミシン工〔538〕；毛皮漂白工〔539〕；革染工〔539〕；人毛網工〔539〕；靴製造工〔539〕；靴修理工〔539〕；革鼻緒製造工〔539〕；革手袋縫製工〔539〕；袋物製造工〔539〕；紡績機械保全工〔551〕；生糸検査工〔575〕；紡織検査工〔575〕；織布検査工〔575〕；繊維製品検査工〔575〕；パタンナー〔591〕；定期掃除工（紡績）〔739〕	
576 木・紙製品製造従事者 板・角材などを製材する職務、木材チップ・合板を製造する職務、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工し、各種の製品を製造する職務、木材・木材チップ・古紙などからパルプを製造する職務、パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造する職務、紙・板紙加工製品を製造する職務に従事するものをいう。 ただし、木製玩具の製作、椅子などの内張り、掛物・ふすまなどの表装の職務に従事するものは小分類〔579〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。	506 木・紙製品生産設備制御・監視員 材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、板・角材などの製材、木材チップ・合板の製造、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工し、各種の製品の製造、木材・木材チップ・古紙などからパルプの製造、パルプ・その他の繊維から紙・板紙の製造、紙・板紙加工製品の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。 ただし、木製がん具の製作、いすなどの内張り、掛物・	現行の小分類 506「木・紙製品生産設備制御・監視員」及び同 536「木・紙製品製造従事者」を統合。統合後の説明文は両方で共通する部分を使用。ただし書は現行の小分類〔536〕と同様。 job tag を参考に、想定される主な

・道具や機械器具などを用いた原料の加工による木、竹・草・つる製品、パルプ・紙製品の製造 ・自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による食料品の製造 ○木製製品生産設備操作・監視作業、木製製品生産設備オペレーター、紙製品生産設備操作・監視作業、紙製品生産設備オペレーター、木箱製材工、板割角製材工、床柱製作工、鋸^{のこ}機械工、チップ^{のこ}パー工、木取工（製材）、ハンドル工（製材）、帯鋸^{のこ}運転工（製材）、チップ選別工、丸鋸^{のこ}運転工（製材）、ロールバンド工（製材）、銘木工（製材）、銘板工（製材）、ベニヤ（単板）・合板製造工、機械プレカット工、機械木工、かんな機木工、割箸木工、杓子^{しやくし}木工、木工旋盤工、木工フライス盤工、ほぞ穴あけ工、プレーナー工（木材）、木彫刻師、ろくろ工、木製ろくろ工、くりもの工、フローリング工、人形彫師、木版製作工、木管製造工、玉台修理工、木型工、工作木型工、木型旋盤工、木型大工、靴木型製作工、鋳型模型工、鋳物木型工、将棋彫駒製作工、鏡台製造工、額縁製造工、神棚製造工、障子製造工、机製造工、椅子製造工、ふすま骨製造人、木工機械加工工（家具）、オルガン^{ばこ}製造工、木製ます製造工、人形ケース製造工（木製）、指物大工、家具大工、洋家具製造工、木製寝台製造工、建具工、家具組立工、金具付工（家具）、モザイク工、たんす仕上工、家具修理工、家具製造工、パルプ工（製紙）、蒸解工（製紙原料）、溶解工（製紙原料）、漂白工（製紙）、調葉工（製紙）、調整工（製紙原料）、パルプすき取工、古紙精選工、製紙工、抄造工、仕上工（スーパー工・ワインダ工）（製紙）、アートコート原紙すき工、	ふすまなどの表装を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔509〕に分類される。 ○木製製品生産設備操作・監視作業、木製製品生産設備オペレーター、紙製品生産設備操作・監視作業、紙製品生産設備オペレーター ×彫刻家〔221〕；造材作業〔472〕；皮はぎ作業（造材）〔472〕；きこり〔472〕；金属彫刻工〔527〕；金属製家具製造工〔529〕；ファイバー塩化亜鉛液調整工〔531〕；セロファン製造工〔531〕；感光紙製造工〔531〕；感圧紙製造工〔531〕；研磨紙製造工〔532〕；陶磁器ろくろ工〔532〕；荷造木箱製造工〔536〕；製材整理人〔536〕；木材乾燥工〔536〕；蒸解工（製紙原料）〔536〕；合板選別工〔536〕；紙テックス製造工〔536〕；機械木工〔536〕；とう（籐）・き（杞）柳製家具製造工〔536〕；曲物製造工〔536〕；蚕具製造工（竹製）〔536〕；割ばし（箸）木工〔536〕；チップ選別工〔536〕；断裁工（加工紙製造）〔536〕；封筒製造工〔536〕；紙袋製造工（軽量袋）〔536〕；断裁工（紙製容器）〔536〕；セメント袋製造工〔536〕；紙切断工〔536〕；紙ばこのり（糊）は（貼）り工〔536〕；紙袋は（貼）り工〔536〕；のり（糊）さし工（製本）〔537〕；紙袋印刷工〔537〕；サンダル（プラスチック）製造工〔538〕；押絵羽子板製造工〔539〕；げた台まき絵付工〔539〕；造花製造工〔539〕；いす張り工〔539〕；印判師〔539〕；和傘製造工〔539〕；ちょうちんはり工〔539〕；うちわはり工〔539〕；表具工〔539〕；船台大工〔544〕；げた台塗装工〔591〕；現図工〔591〕；家具塗装工（漆を除く）〔591〕；車両現図工〔591〕；型枠大工〔651〕	課業を追加。 現行の小分類〔506〕及び同〔536〕のマル例示を統合。ただし、マル例示の数が膨大等の理由により、次の修正を行った。 「単板製作工」、「ベニヤ（単板）工」、「薄板切断工」、「合板接着工」、「プレス工（合板）」、「合板裁断工」及び「特殊合板工」を「ベニヤ（単板）・合板製造工」に集約。 「紙器製造工」、「折りたたみ箱製造工」、「紙皿製造工」、「紙コップ製造工」、「薬品容器製造工（紙製）」、「化粧品容器製造工（紙製）」、「菓子箱製造工（紙製）」、「機械箱工」及び「飲料容器製造工（紙製）」を「紙皿・紙コップ・製品箱等紙器製造工」に集約。 - 産業分類においてセロハンは「パルプ・紙・紙加工品製造業」に該当することから、現行の小分類 531「化学製品製造従事者」から「セロファン製造工」を本項目へ移設し改称。 「げた台成形工」は、代表性がな
--	--	--

紙手すき工、手すき和紙工、紙皿・紙コップ・製品箱等紙器製造工、ファイバークューブ製造工、電球サックはり工、クラフト紙袋製造工、セメント袋製造工、セメント袋ミシン工、紙筒製造工、段ボール^{かん}製造工、紙箱^{のり}糊貼り工、紙管製造工、コーン製造工（紙器）、ファイバーコーン製造工、針金止工（紙製容器）、紙袋製造工（軽量袋）、紙袋貼り工、封筒製造工、手さげ紙袋製造工、丈長紙製造工、元結製造工、水引製造工、金封製造工、水引結工、紙より工、荷札仕上工、紙ひも工、セロハンひも製造工、船大工、船匠、川船大工、小型船舶大工、ヨット製造工、ボート製造工、船体組立木工、木船水止工、木船修理工、扇骨師、団扇骨師、提灯骨製造工、和傘竹骨製造工、竹すだれ製造工、ざる製造工、竹串製造工、竹^{ぼうき}簾製造工、毛糸手編棒製造工、釣りざお製造工、虫かご製造工、ささら製造工、伸子^{しんし}製造人、蚕具製造工（竹製）、熊手製作工、筆軸製作工、竹椅子製造工、竹製鳥かご製造工、竹たが製造工、竹材染工、かご編工、果物かご仕上工、茶せん製造工、炭俵製造人、畳床製造工、わらぞうり作り、パナマ帽体工、籐・杞柳^{きりゅう}製家具製造工、杞柳^{きりゅう}行李製造工、麦わら帽体工、しだ加工工、あけび加工工、藺草加工工、藺染工、椅子^{とう}（籐製）製造工、安楽椅子^{とう}（籐製）製造工、畳表製造工、ござ織職、角マット製造工、座敷^{ぼうき}簾製造工（草製）、塗工紙製造工、ビスコース塗工紙製造工、色紙製造工、紙染工、硫酸紙製造工、蠟^{ろう}紙製造工、油紙製造工、合成樹脂浸透紙製造工、バルガナイズドファイバー製造工、渋紙製造工、擬革紙製造工、パラフィン紙製造工、合成樹脂塗工紙製造工、アートコート紙製造工、酢酸紙製造工、耐酸紙製造	536 木・紙製品製造従事者 道具や機械器具などを用いて、板・角材などを製材する仕事、木材チップ・合板を製造する仕事、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工し、各種の製品を製造する仕事、木材・木材チップ・古紙などからパルプを製造、パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造、紙・板紙加工製品を製造する仕事に従事するものをいう。 ただし、木製^{かん}具の製作、いすなどの内張り、掛物・ふすまなどの表装の仕事に従事するものは小分類〔539〕に分類される。 ○木箱製材工；板割角製材工；床柱製作工；のこ（鋸）機械工；チップパー工；木取工（製材）；ハンドル工（製材）；帯のこ運転工（製材）；チップ選別工；丸のこ運転工（製材）；ロールバンド工（製材）；銘木工（製材）；銘板工（製材）；単板製作工；ベニヤ（単板）工；薄板切断工；合板接着工；プレス工（合板）；合板裁断工；特殊合板工；機械プレカット工；機械木工；かんな機木工；割ばし（箸）木工；しゃくし（杓子）木工；木工旋盤工；木工フライス盤工；ほぞ穴あけ工；プレーナー工（木材）；木彫刻師；ろくろ工；木製ろくろ工；くりもの工；フローリング工；人形彫師；木版製作工；木管製造工；将棋彫駒製作工；玉台修理工；木型工；工作木型工；木型旋盤工；木型大工；靴木型製作工；鋳型模型工；鋳物木型工；鏡台製造工；額縁製造工；神棚製造工；障子製造工；机製造工；いす製造工；ふすま骨製造人；オルガンばこ（函）製造工；木製ます製造工；人形ケース製造工（木製）；家具製造工；洋家具製造工；木製寝台製造工；木工機械加工工（家具）；指物大工；家具大工；建具工；	いため削除。
--	---	---------------

工、温床紙製造工、積層加工紙製造工、ターポリン紙製造工、合成樹脂ラミネート紙製造工、金属箔^{はく}ラミネート紙製造工、防水包装紙製造工、ルーフィング製造工、カーボン紙製造工、紙テックス製造工、経木紙製造工、段ボール製造工、紋紙製造工、ふすま紙製造工、ふすま紙型置工、壁紙製造工、転写紙製造工、エンボス加工紙製造工、木材防腐工、木材耐火処理工、小羽割工、木材乾燥工、木材見積人、製材整理人、げた製造工、木製サンダル製造工、げた材木取工、げた木地加工工、経木細工工、藁^い草選別工、木製セパレータ工、合板選別工、木箱製造工、板箱製造工、折箱製造工、木毛製造工、セロハン木毛製造工、コルク製造工、洋服掛製造工、鍋蓋製造工、木櫛^{くし}製造工、ペン軸製造工、鼻緒立工、野球バット製造工（木製）、羽子板製造工（押絵羽子板を除く）、碁・将棋盤製作者、マッチ軸木工、荷造木箱製造工、皮剥ぎ工（製材業）、たらい製造工、曲物製造工、櫓^ひ物製造工、木製桶^{おけ}製造工、樽^{たる}工、ビール樽^{だる}製造工、漬物樽^{だる}製造工、三宝製造工、味噌樽^{そだる}製造工、紙切断工、カッター工（紙巻取切断工）、断裁工（製本）、断裁工（加工紙製造）、断裁工（紙製容器）、巻取工（製紙）、筒切工、選別工（製紙）、型紙彫刻士、染型彫刻工、紋切工、ジャカード^{あな}孔あけ工、紙糊貼^{のり}り工（他に分類されないもの）、障子紙はり継ぎ工、紙綿製造工、木質ペレット製造工、セロハン製造工 ×彫刻家〔231〕、造材作業者〔542〕、皮剥ぎ作業者（造材）〔542〕、金属彫刻工〔567〕、金属製家具製造工〔569〕、ファイバー塩化亜鉛液調整工〔571〕、感光紙製造工〔571〕、感圧紙製造工〔571〕、陶磁器ろくろ工〔572〕、	家具組立工、金具付工（家具）、モザイク工、たんす仕上工、家具修理工、パルプ工（製紙）、蒸解工（製紙原料）、溶解工（製紙原料）、漂白工（製紙）、調薬工（製紙）、調整工（製紙原料）、パルプすき取工、古紙精選工、製紙工、抄造工、仕上工（スーパー・ワインダ工）（製紙）、アート・コート原紙すき工、紙手すき工、手すき和紙工、紙器製造工、折りたたみ箱製造工、紙皿製造工、紙コップ製造工、ファイバーチューブ製造工、薬品容器製造工（紙製）、化粧品容器製造工（紙製）、電球サックはり工、クラフト紙袋製造工、セメント袋製造工、セメント袋ミシン工、紙筒製造工、菓子箱製造工（紙製）、機械箱工、段ボールかん（函）製造工、紙ばこのり（糊）は（貼）り工、紙管製造工、コーン製造工（紙器）、ファイバーコーン製造工、針金止工（紙製容器）、飲料容器製造工（紙製）、紙袋製造工（軽量袋）、封筒製造工、手さげ紙袋製造工、たけ（丈）長紙製造工、元結製造工、水引製造工、金封製造工、紙袋は（貼）り工、水引ゆい工、紙より工、荷札仕上工、紙ひも工、セロファンひも製造工、船大工、船匠、川船大工、小型船舶大工、木船修理工、ヨット製造工、ボート製造工、船体組立木工、木船水止工、扇骨師、うちわ骨師、ちょうちん骨製造工、和傘竹骨製造工、竹ぼうき製造工、竹すだれ製造工、ざる製造工、竹ぐし（串）製造工、毛糸手編棒製造工、つりざお製造工、虫かご製造工、ささら製造工、しんし（伸子）製造人、蚕具製造工（竹製）、熊手製作工、筆軸製作工、竹いす製造工、竹製鳥かご製造工、竹たが製造工、茶せん製造工、竹材染工、かご編工、果物かご仕上工、炭俵製造人、畳床製造工、とう（籐）・	現行の小分類〔506〕及び同〔536〕のバツ例示を統合。統合によって区別不要となったものは削除。また、バツ例示の「げた台まき絵付工」、「げた台
--	---	--

研磨紙製造工〔572〕、紙袋印刷工〔577〕、糊^{のり}さし工（製本）〔577〕、サンダル（プラスチック）製造工〔578〕、押絵羽子板製造工〔579〕、造花製造工〔579〕、椅子張り工〔579〕、印判師〔579〕、和傘製造工〔579〕、提灯はり工〔579〕、団扇はり工〔579〕、表具工〔579〕、船台大工〔584〕、丸太検査工〔616〕、木型検査工〔616〕、木材検査工〔616〕、仕上検査工（紙・紙製品製造）〔616〕、家具塗装工〔631〕、現図工〔632〕、車両現図工〔632〕、型枠大工〔691〕	き（杞）柳製家具製造工；き（杞）柳行李製造工；安楽いす（とう製）製造工；畳表製造工；いす（とう製）製造工；角マット製造工；座敷ぼうき製造工（草製）；わらぞうり作り；パナマ帽体工；麦わら帽体工；しだ加工工；あけび加工工；い（藺）草加工工；い（藺）染工；ござ織職；塗工紙製造工；ビスコース塗工紙製造工；色紙製造工；紙染工；硫酸紙製造工；ろう（蠟）紙製造工；油紙製造工；合成樹脂浸透紙製造工；バルガナイズドファイバー製造工；渋紙製造工；擬革紙製造工；パラフィン紙製造工；合成樹脂塗工紙製造工；アートコート紙製造工；酢酸紙製造工；耐酸紙製造工；温床紙製造工；積層加工紙製造工；ターポリン紙製造工；合成樹脂ラミネート紙製造工；金属はく（箔）ラミネート紙製造工；防水包装紙製造工；ルーフィング製造工；カーボン紙製造工；紙テックス製造工；経木紙製造工；段ボール製造工；紋紙製造工；ふすま紙製造工；ふすま紙型置工；壁紙製造工；転写紙製造工；エンボス加工紙製造工；木材防腐工；木材耐火処理工；小羽割工；木材乾燥工；木材見積人；製材整理人；げた製造工；木製サンダル製造工；げた材木取工；げた木地加工工；経木細工工；い（藺）草選別工；木製セパレータ工；合板選別工；木箱製造工；板箱製造工；折箱製造工；木毛製造工；セロファン木毛製造工；コルク製造工；洋服掛製造工；なべぶた（鍋蓋）製造工；木ぐし（櫛）製造工；ペン軸製造工；げた台成形工；鼻緒立工；野球バット製造工（木製）；羽子板製造工（押絵羽子板を除く）；碁・将棋盤製作者；マッチ軸木工；荷造木箱製造工；皮はぎ工（製材業）；たらい製造工；曲物製造工；ひ（檜）物製造工；	塗装工」及び「家具塗装工（漆を除く）」の「（漆を除く）」の部分は、分類先の新小分類 631「塗装・絵付従事者」で削除されたため、平仄を合わせるために削除。
--	--	--

	木製おけ製造工；たる工；ビール<u>だる</u>製造工；漬物<u>だる</u>製造工；三宝製造工；味そ<u>だる</u>製造工；紙切断工；カッター工（紙巻取切断工）；断裁工（製本）；断裁工（加工紙製造）；断裁工（紙製容器）；巻取工（製紙）；筒切工；選別工（製紙）；型紙彫刻士；染型彫刻工；紋切工；ジャカード孔あけ工；紙のり（糊）は（貼）り工（他に分類されないもの）；障子紙はり継ぎ工；紙綿製造工；木質ペレット製造工 ×彫刻家〔221〕；造材作業者〔472〕；皮はぎ作業者（造材）〔472〕；きこり〔472〕；金属彫刻工〔527〕；金属製家具製造工〔529〕；ファイバー塩化亜鉛液調整工〔531〕；セロファン製造工〔531〕；感光紙製造工〔531〕；感圧紙製造工〔531〕；研磨紙製造工〔532〕；陶磁器ろくろ工〔532〕；紙袋印刷工〔537〕；のり（糊）さし工（製本）〔537〕；サンダル（プラスチック）製造工〔538〕；押絵羽子板製造工〔539〕；げた台まき絵付工〔539〕；印判師〔539〕；いす張り工〔539〕；和傘製造工〔539〕；ちょうちんはり工〔539〕；うちわはり工〔539〕；造花製造工〔539〕；表具工〔539〕；船台大工〔544〕；丸太検査工〔576〕；木型検査工〔576〕；木材検査工〔576〕；仕上検査工（紙・紙製品製造）〔576〕；車両現図工〔591〕；家具塗装工（漆を除く）〔591〕；現図工〔591〕；げた台塗装工〔591〕；型枠大工〔651〕	
577 印刷・製本従事者 製版・印刷、活字の鑄造及び製本の<u>職務</u>に従事するものをいう。写真印刷・謄写印刷の<u>職務</u>に従事するものも含まれる。 ただし、木版の製作作業に従事するものは小分類〔576〕	507 印刷・製本設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、製版・印刷、活字の鑄造及び製本を</u>	現行の小分類 507「印刷・製本設備制御・監視員」及び 537「印刷・製本従事者」を統合。統合後の説明文は両者で共通する部分を使用。ただし書きは現行の小分類 537 と同様。

に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・文字・図表・画像などの紙面の配置、印刷用の版の製作 ・紙・プラスチック・布などへの印刷、製本 ・自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整による製版・印刷・製本 ○印刷機オペレーター、丁合オペレーター、製本オペレーター、カラスキャナー・オペレーター、植字工、機械植字工、文字組版工、写真植字機オペレーター、写真植字工、電算写植工、版組工、電子組版機オペレーター、版下デザイナー、製版工、印刷製版工、平版製版工、写真製版工、グラビア製版工、プラスチック製版工、オフセット製版工、紙型工、活版鋳込工、鉛版鋳込工、印刷鉛版工、焼付工（製版）、刷版作業員、DTPオペレーター、凸版印刷工、活版印刷工、平版印刷工、オフセット印刷工、グラビア印刷工、凹版印刷工、プラスチック印刷工、新聞印刷工、織物印刷工、名刺印刷工、段ボール印刷工、紙袋印刷工、輪転機運転工、校正刷工、調肉工（印刷）、金属板印刷工、時計文字盤印刷工、フレキシソ印刷作業員、シルク印刷工（染色業以外）、製本工、折工（製本）、紙折工（製本）、背とじ工、背固め工、糊さし工（製本）、表紙くるみ工、表紙仕上工、カバー掛工、ブリキ刷込工、印刷写真工、修正工（印刷）、校正工、製本箔押工、レタッチャー ×金属彫刻工〔567〕、活字母型彫刻工〔567〕、布捺染工〔575〕、木版製作工〔576〕、断裁工（製本）〔576〕、写真焼付工〔632〕	行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。写真印刷・謄写印刷を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。 <u>ただし、木版の製作作業を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類〔506〕に分類される。</u> ○印刷機オペレーター；丁合オペレーター；製本オペレーター；カラスキャナー・オペレーター ×金属彫刻工〔527〕；活字母型彫刻工〔527〕；布なつ染工〔535〕；木版製作工〔536〕；断裁工（製本）〔536〕；写真植字機オペレーター〔537〕；電子組版機オペレーター〔537〕；DTPオペレーター〔537〕；製本はく（箔）押工〔537〕；ブリキ刷込工〔537〕；青写真工〔591〕；写真焼付工〔591〕 537 印刷・製本従事者 <u>道具や機械器具などを用いて、製版・印刷、活字の鋳造及び製本の仕事に従事するものをいう。</u>写真印刷・謄写印刷の<u>仕事</u>に従事するものも含まれる。 <u>ただし、木版の製作作業に従事するものは小分類〔536〕に分類される。</u> ○植字工；機械植字工；文字組版工；写真植字機オペレーター；写真植字工；電算写植工；版組工；電子組版機オペレーター；版下デザイナー；製版工；印刷製版工；平版製版工；写真製版工；グラビア製版工；プラスチック製版工；オフセット製版工；紙型工；活版鋳込工；鉛版鋳込工；印刷鉛版工；焼付工（製版）；刷版作業員；DTPオペレーター；凸版印刷工；活版印刷工；平版印刷工；オフセット印刷工；グラビア印刷工；凹版印刷工；	job tag を参考に、想定される主な課業を追加。 現行の小分類〔507〕及び同〔537〕のマル例示を統合。 現行の小分類〔507〕及び同〔537〕のバツ例示を統合。統合によって区別不要となったものは削除。
--	--	---

	プラスチック印刷工；新聞印刷工；織物印刷工；名刺印刷工；段ボール印刷工；紙袋印刷工；輪転機運転工；校正刷工；調肉工（印刷）；金属板印刷工；時計文字盤印刷工；フレキソ印刷作業員；シルク印刷工（染色業以外）；製本工；折工（製本）；紙折工（製本）；背とじ工；背固め工；のり（糊）さし工（製本）；表紙くるみ工；表紙仕上工；カバー掛工；ブリキ刷込工；印刷写真工；修正工（印刷）；校正工；製本はく（箔）押工；レタチャーター ×金属彫刻工〔527〕；活字母型彫刻工〔527〕；布なつ染工〔535〕；断裁工（製本）〔536〕；木版製作工〔536〕；写真焼付工〔591〕；青写真工〔591〕	
578 ゴム・プラスチック製品製造従事者 ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品（合成ゴムを含む）の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の製造の職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>道具や機械器具などを用いた原料の加工などによるゴム・プラスチック製品の製造</u> ・<u>自動化された生産設備の制御・監視・操作・調整によるゴム・プラスチック製品の製造</u> ○ゴム製品生産設備操作・監視作業員、ゴム製品生産設備オペレーター、プラスチック製品生産設備操作・監視作業員、プラスチック製品生産設備オペレーター、ゴム処理工（洗浄・前加熱・切断など）、配合工（ゴム）、素練り工（ゴム）（素練り・ストレーナ操作など）、混練り工（ゴム）（ロール・バンバリーによる混練り）、合せ型製	508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品（合成ゴムを含む）の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○ゴム製品生産設備操作・監視作業員、ゴム製品生産設備オペレーター、プラスチック製品生産設備操作・監視作業員、プラスチック製品生産設備オペレーター ×バフ磨工（金属）〔527〕；めっき液試験分析工（金属）〔527〕；合成ゴム製造工〔531〕；リノリウム製造工〔535〕；高周波ウエルダ工〔538〕；アSEMBル成形工（ゴム）〔538〕；プレス加硫工〔538〕；再生ゴム製造工	現行の小分類 508「ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員」及び同 538「ゴム・プラスチック製品製造従事者」を統合。統合後の説明文は両者で共通する部分を使用。 job tag を参考に、想定される主な課業を追加。 現行の小分類〔508〕及び同〔538〕のマル例示を統合。

品成形工（ゴム）、<u>貼</u>り付け型製品成形工（ゴム）、<u>ライニング</u>成形工（ゴム）、<u>アセンプル</u>成形工（ゴム）、<u>カレンダー</u>工（ゴム）、<u>押出し</u>工（ゴム）、<u>ゴム引</u>工、<u>フォームラバー</u>製造工、<u>ラテックス製品</u>製造工、<u>エボナイト加硫</u>工、<u>プレス加硫</u>工、<u>焼付加硫</u>工、<u>ゴム風船</u>成形工、<u>ゴムボール</u>成形工、<u>ゴム靴</u>成形工、<u>タイヤ</u>工、<u>合成樹脂製品</u>成形工、<u>圧縮</u>成形工（プラスチック）、<u>射出</u>成形工（プラスチック）、<u>押出し</u>成形工（プラスチック）（インフレーションを含む）、<u>積層</u>成形工（プラスチック）、<u>発泡</u>成形工（プラスチック）、<u>スラッシュ</u>成形工（プラスチック）、<u>熱</u>成形工（プラスチック）、<u>回転</u>成形工（プラスチック）、<u>サンダル</u>（プラスチック）製造工、<u>基石</u>（プラスチック）製造工、<u>高周波ミシン</u>工、<u>高周波ウエルダー</u>工、<u>裁断</u>工（プラスチック製品）、<u>プラスチック旋盤</u>工、<u>ゴム塗布</u>工、<u>レインコート塗布</u>工、<u>ゴム防水</u>工、<u>セルロイド</u>裁断工、<u>ゴムシート</u>裁断工、<u>糊</u>^{のり}引工（地下足袋製造）、<u>再生ゴム</u>製造工、<u>型抜</u>工（ゴム・プラスチック）、<u>セロハンテープ</u>製造工、<u>切削</u>工（ゴム）（エボナイト・糸ゴム・バンド等）、<u>仕上</u>工（ゴム）（チューブ張り合せ・ばり取り・表面研磨）、<u>仕上</u>工（プラスチック）、<u>プラスチック製品バフ磨き</u>工、<u>原料樹脂</u>処理工（タブレット・混練り）、<u>めっき</u>工（プラスチック製品）、<u>組立</u>工（プラスチック製品）、<u>溶接</u>工（プラスチック製品）（高周波溶接を除く）、<u>プラスチック混練り</u>工、<u>タイヤ修理</u>工、<u>めっき液試験分析</u>工（プラスチック） ×<u>めっき液試験分析</u>工（金属）〔567〕、<u>バフ磨</u>工（金属）〔567〕、<u>合成ゴム</u>製造工〔571〕、<u>リノリウム</u>製造工〔575〕、<u>靴</u>（プラスチック）縫製工〔579〕、<u>ケミカルシ</u>	〔538〕；<u>プラスチック混練り</u>工〔538〕；<u>靴</u>（プラスチック）縫製工（<u>ケミカルシューズ</u>など）〔539〕；<u>がん具</u>（ゴム製）組立工〔539〕；<u>塩化ビニル樹脂かばん</u>製造工〔539〕；<u>自動車タイヤ整備士</u>〔553〕 538 ゴム・プラスチック製品製造従事者 <u>道具や機械器具</u>などを用いて、<u>ゴム原料</u>の処理・<u>ゴム製品</u>の成形・<u>ゴムの加硫</u>など<u>ゴム製品</u>（合成ゴムを含む）の製造、<u>プラスチック製品</u>の成形・加工など<u>プラスチック製品</u>の製造の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>ゴム処理</u>工（洗浄・前加熱・切断など）；<u>配合</u>工（ゴム）；<u>素練り</u>工（ゴム）（素練り・ストレーナ操作など）；<u>混練り</u>工（ゴム）（ロール・バンバリーによる混練り）；<u>合せ型製品</u>成形工（ゴム）；<u>は（貼）り付け型製品</u>成形工（ゴム）；<u>ライニング</u>成形工（ゴム）；<u>アセンプル</u>成形工（ゴム）；<u>カレンダー</u>工（ゴム）；<u>押出し</u>工（ゴム）；<u>ゴム引</u>工；<u>フォームラバー</u>製造工；<u>ラテックス製品</u>製造工；<u>エボナイト加硫</u>工；<u>プレス加硫</u>工；<u>焼付加硫</u>工；<u>ゴム風船</u>成形工；<u>ゴムまり</u>成形工；<u>ゴム靴</u>成形工；<u>タイヤ</u>工；<u>合成樹脂製品</u>成形工；<u>圧縮</u>成形工（プラスチック）；<u>射出</u>成形工（プラスチック）；<u>押出し</u>成形工（プラスチック）（インフレーションを含む）；<u>積層</u>成形工（プラスチック）；<u>発ぼう（泡）</u>成形工（プラスチック）；<u>スラッシュ</u>成形工（プラスチック）；<u>熱</u>成形工（プラスチック）；<u>回転</u>成形工（プラスチック）；<u>サンダル</u>（プラスチック）製造工；<u>基石</u>（プラスチック）製造工；<u>高周波ミシン</u>工；<u>高周波ウエルダ</u>工；<u>裁断</u>工（プラスチック製品）；<u>プラスチック旋盤</u>工；<u>ゴム塗布</u>工；<u>レインコート塗布</u>工；<u>ゴム</u>	現行の小分類〔508〕及び同〔538〕のバツ例示を統合。統合によって区別不要となったものは削除。
---	--	---

ューズ製造工〔579〕、<u>塩化ビニル樹脂かばん製造工〔579〕</u>、玩具（ゴム製）組立工〔579〕、<u>自動車タイヤ整備士〔593〕</u>	防水工；セルロイド裁断工；ゴムシート裁断工；<u>のり（糊）引工（地下足袋製造）</u>；再生ゴム製造工；型抜工（ゴム・プラスチック）；セロファンテープ製造工；切削工（ゴム）（エボナイト・糸ゴム・バンド等）；仕上工（ゴム）（チューブ張り合せ・ばり取り・表面研磨）；仕上工（プラスチック）；<u>プラスチック製品バフ磨き工</u>；原料樹脂処理工（タブレット・混練り）；めっき工（プラスチック製品）；組立工（プラスチック製品）；溶接工（プラスチック製品）（高周波溶接を除く）；プラスチック混練り工；タイヤ修理工；めっき液試験分析工（プラスチック） ×バフ磨工（金属）〔527〕；めっき液試験分析工（金属）〔527〕；合成ゴム製造工〔531〕；リノリウム製造工〔535〕；<u>がん具（ゴム製）組立工〔539〕</u>；靴（プラスチック）縫製工〔539〕；ケミカルシューズ製造工〔539〕；塩化ビニル樹脂かばん製造工〔539〕；自動車タイヤ整備士〔553〕	
579 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） 小分類〔571～578〕に含まれない毛皮・なめし革の製造、各種の革製品（衣服を除く）の製造の<u>職務</u>、かばん・袋物・玩具・洋傘・提灯・団扇・^{ほうき}簞・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等の<u>職務</u>、内張、表具など他に分類されない製造の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ○革製品生産設備操作・監視作業、<u>革製品生産設備オペレーター</u>、<u>装身具生産設備操作・監視作業</u>、<u>装身具生産設備オペレーター</u>、<u>毛皮工</u>、<u>製革工</u>、<u>水戻し工</u>、<u>脱毛工</u>、<u>革染工</u>、<u>染料調合工（製革）</u>、<u>漉き割り工</u>、<u>皮なめ</u>	509 その他の生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く） <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、小分類〔501～508〕に含まれない毛皮・なめし革の製造、各種の革製品（衣服を除く）の製造、かばん・袋物・<u>がん（玩）具</u>・洋傘・<u>ちょうちん</u>・<u>うちわ</u>・<u>ほうき</u>・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等、内張、表具など他に分類されない製造を行う生産設備の制御・監視の仕事</u>に従事するものをいう。	現行の小分類 509「その他の生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）」及び同 539「その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）」を統合。統合後の説明文は両者で共通する部分を使用。 現行の小分類〔509〕及び同〔539〕のマル例示を統合。ただし、マル例示の数が膨大等の理由により次の修正を行った。

し工、毛皮なめし工、なめし剤調合工、革乾燥工、革仕上げ工、タンニン工（製革）、クロム仕上工（製革）、レタニング工（製革）、毛皮漂白工、靴製造工、靴修理工、靴直し工、靴革採寸工、靴革裁断工、靴型入工、靴型抜工、革靴ミシン掛工、製甲工、靴（プラスチック）縫製工、革靴底付工、アリアン工、踵^{かかと}付工、靴^{びょう}鉋^{びょう}打工、靴仕上工、サンダル（革）製造工、スリッパ（革）製造工、ケミカルシューズ製造工、ケミカルサンダル製造工、革裁断工、硬式ボール縫製工、革ベルト製作工、革パッキン製造工、靴敷革製造工、革手袋縫製工、革サドル製造工、革ぞうり製造工、革鼻緒製造工、ミット・グラブ製造工、鞍^{くら}製造工、紡織用革製品製造工、バレーボール製造工、フットボール製造工、革シート製造工、サッカーボール製造工、かばん製造工、塩化ビニル樹脂かばん製造工、ボストンバッグ製造工、ランドセル製造工、リュックサック製造工、ハンドバッグ製造工、スーツケース製造工、トランク製造工、袋物製造工、写真機ケース製造工、財布製造工、名刺入製造工、定期券入製造工、懐中鏡入製造工、印鑑サック製造工、信玄袋製造工、手さげ袋製造工（紙製を除く）、はこせこ製造工、楽器ケース製造工、玩具（金属製）組立工、玩具（ゴム製）組立工、玩具（プラスチック製）組立工、ミニカー組立工、人形組立工、フランス人形組立工、節句人形組立工、玩具楽器組立工、児童用乗物組立工、玩具（木製）工、玩具（竹製）工、玩具（布製）工、玩具（セルロイド製）工、玩具（甲・角・貝・牙製）工、動物玩具工、玩具（陶磁器製）工、土人形製造工、人形（プラスチック製）組付工、押絵羽子板製造工、玩具（ガラス製）加工工、人	○革製品生産設備操作・監視作業員；革製品生産設備オペレーター；装身具生産設備操作・監視作業員；装身具生産設備オペレーター ×歯科技工士〔147〕；金属彫刻工〔527〕；洋傘骨製造工〔529〕；化学肥料製造工〔531〕；がん具花火巻工〔531〕；基石（ガラス）製造工〔532〕；革製衣服製造工〔535〕；毛皮裁断工〔535〕；毛皮仕立工〔535〕；洋傘ミシン工〔535〕；木製サンダル製造工〔536〕；げた製造工〔536〕；手さげ紙袋製造工〔536〕；羽子板製造工〔536〕；木彫刻師〔536〕；扇骨師〔536〕；和傘竹骨製造工〔536〕；竹ぼうき製造工〔536〕；ささら製造工〔536〕；ゴム風船成形工〔538〕；ゴムまり成形工〔538〕；ゴム靴成形工〔538〕；サンダル（プラスチック）製造工〔538〕；基石（プラスチック）製造工〔538〕；がん具（甲・角・貝・きば製）工〔539〕；水晶印判師〔539〕；皮はぎ工〔539〕；毛筆製造工〔539〕；原皮製造工〔539〕；革染工〔539〕；靴革裁断工〔539〕；写真機ケース製造工〔539〕；楽器ケース製造工〔539〕；袋物製造工〔539〕；オルゴール組立工〔539〕；模型製作工〔539〕；洋傘製造工〔539〕；がん具（木製）工〔539〕；和傘製造工〔539〕；仕上検査工（皮革製品）〔579〕；ちょうちん・うちわ・和傘絵付工〔591〕；ちょうちん・うちわ・和傘文字書工〔591〕；ゴムまり絵付工〔591〕；家具塗装工（漆を除く）〔591〕；大道具工（演劇）〔661〕；室内装飾工〔669〕；じゅうたん張工〔669〕 539 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） 道具や機械器具などを用いて、小分類〔531～538〕に含まれない毛皮・なめし革の製造、各種の革製品（衣服を除	・ 現行の小分類 591「生産関連作業従事者」の分割に伴い、「漆器工」、「漆塗工」、「硬質漆器工」、「木製漆器工」、「金属漆器工」、「漆下塗工」及び「漆上塗工」を「漆器・漆塗工」に集約し、新小分類〔631〕に移設。また、「まき絵師」も同様に同小分類へ移設。 ・ 「塗りげたまき絵師」及び「げた台まき絵付工」は、代表性がないため削除。 ・ 「壁紙は（貼）り職」は新小分類 705「内装仕上・建具・ガラス工事従事者」の「壁装工」と紛れやすいため削除。 ・ 「トランペット組立工」、「タンバリン組立工」、「木琴組立工」、「バイオリン組立工」、「ハーモニカ組立工」、「アコーディオン組立工」、「オルゴール組立工」、「太鼓組立工」、「楽器組立工」、「ピアノ精密組立工」、「ギター組立工」及び「ギター仕上工」を「楽器組立工」に集約。 ・ 「熱管理工」はその職務内容が不明確であるため削除。 ・ 現行の小分類 533「食料品製造従事者」のただし書やバツ例示で示されていたが、本項目の現行のマル例
---	---	---

形着付師、人形（布製）縫製工、ゴム人形製造工、縫いぐるみ玩具製造工、提灯はり工、ぼんぼり製造工、団扇はり工、扇子折師、扇子仕上師、和傘製造工、^{ほうき}箒製造工（竹製を除く）、人毛ブラシ製造工、針金ブラシ製造工、ビニルブラシ製造工、煙突掃除用ブラシ製造工、歯ブラシ製造工、棒ブラシ製造工、はけ製造工、たわし製造工、漆器研出し工、沈金彫師、沈金^{はく}箔入工、装身具仕上工、貴金属細工工、貴金属彫刻師、貴金属象眼師、貴金属ブローチ製造工、飾り職（貴金属）、宝石細工工、べっ甲職人、角パイプ工、印材（角）工、宝石研磨工、ダイヤモンドダイス工、めのう加工工、水晶加工工、真珠加工工、貝細工工、貝ボタン細工工、基石加工工、さんご加工工、模造品（貴金属・宝石）細工工、人造宝石加工工、人造真珠加工工、象牙^げ細工工、^{どう}撞球製造工、印判師、印匠、^{てん}篆刻師、印鑑製造人、スタンプ印製造工、木判工、ゴム印彫刻工、印章彫刻工、印材彫刻師、はたき製造工、羽根細工工、羽根加工工、かつら製造工、ヘアネット製造工（人毛）、かもじ（付け毛）製造工、洋傘製造工、こうもり傘製造工、洋傘はり工、洋傘仕上工、椅子張り工、椅子シート張り工、クッション工、詰物工（内張）、船舶内張工、航空機内張工、自動車内張工、旅客車内張工、裏内張工、椅子張替工、内張修理工、ベッド装飾工、ほろ張工、小箱^{おおい}被工、表具工、大経師、経師屋、からかみ表具師、軸物師、ふすま^{おおい}貼り職、金屏風^{びょうぶ}貼り職、内臓処理工、皮剥ぎ工、原皮製造工、ガット製造工、剥製工、解剖標本作成工、肥料製造工（鶏糞・魚肥・堆肥・大豆かすなど）、楽器組立工、オルゴール鳴金取付工、楽器修理工、シャープペンシル組立工、製	く）の製造の仕事、かばん・袋物・<u>がん</u>（玩）具・洋傘・<u>ちょうちん</u>・<u>うちわ</u>・<u>ほうき</u>・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等の仕事、内張、表具など他に分類されない製造の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○毛皮工；毛皮漂白工；製革工；水戻し工；脱毛工；革染工；染料調合工（製革）；す（漉）き割り工；皮なめし工；毛皮なめし工；なめし剤調合工；革乾燥工；革仕上げ工；タンニン工（製革）；クロム仕上工（製革）；レタニング工（製革）；靴製造工；靴革採寸工；靴革裁断工；靴型入工；靴型抜工；革靴ミシン掛工；製甲工；革靴底付工；アリアン工；<u>かかと</u>（踵）付工；<u>靴びょう</u>（鉾）打工；靴仕上工；サンダル（革）製造工；スリッパ（革）製造工；ケミカルシューズ製造工；ケミカルサンダル製造工；靴修理工；靴直し工；靴（プラスチック）縫製工；革パッキン製造工；靴敷革製造工；革サドル製造工；革ぞうり製造工；革鼻緒製造工；ミット・グラブ製造工；<u>くら</u>（鞍）製造工；紡織用革製品製造工；バレーボール製造工；フットボール製造工；革シート製造工；サッカーボール製造工；革裁断工；硬式ボール縫製工；革ベルト製作工；革手袋縫製工；かばん製造工；塩化ビニル樹脂かばん製造工；ボストンバッグ製造工；ランドセル製造工；リュックサック製造工；ハンドバッグ製造工；スーツケース製造工；トランク製造工；袋物製造工；写真機ケース製造工；財布製造工；名刺入製造工；定期券入製造工；懐中鏡入製造工；印鑑サック製造工；信玄袋製造工；手さげ袋製造工（紙製を除く）；はこせこ製造工；楽器ケース製造工；<u>がん</u>具（金属製）組立工；<u>がん</u>具（ゴ	示で示されていなかった「屠畜作業員」を追加。
--	--	-------------------------------

氷工（氷室作業者）、<u>模型製作工</u>、<u>人体模型工</u>、<u>マネキン人形製作工</u>、<u>立体地図工</u>、<u>食品見本模型工</u>、<u>木製模型工</u>、<u>乗物模型工</u>、<u>金属模型工</u>、<u>毛筆製造工</u>、<u>整毛工</u>（毛筆製造）、<u>しん立工</u>（毛筆製造）、<u>マッチ製造工</u>、<u>羽根^{ほうき}簾製造工</u>、<u>造花製造工</u>、<u>花輪製造工</u>、<u>押絵製造工</u>、<u>祝飾物製造工</u>、<u>折紙細工工</u>、<u>人毛マット製造工</u>、<u>ボールペン組立工</u>、<u>万年筆組立工</u>、<u>眼鏡フレーム製造工</u>、<u>アクション取付工</u>（ピアノ）、<u>ピアノ調整工</u>、<u>音響試験工</u>（ギター製造）、<u>払子^{ほっす}製造工</u>、<u>人毛網工</u>、<u>練炭製造工</u>、<u>オガ炭製造工</u>、<u>オガライト製造工</u>、<u>木質粒状燃料製造工</u>、<u>たどん製造工</u>、<u>豆炭製造工</u>、<u>小道具工</u>（演劇）、<u>屠畜作業員</u> × <u>歯科技工士</u>（D T）〔136〕、<u>金属彫刻工</u>〔567〕、<u>洋傘骨製造工</u>〔569〕、<u>化学肥料製造工</u>〔571〕、<u>玩具花火巻工</u>〔571〕、<u>ガラス製品製造工</u>〔572〕、<u>洋傘ミシン工</u>〔575〕、<u>毛皮裁断工</u>〔575〕、<u>毛皮仕立工</u>〔575〕、<u>革製衣服製造工</u>〔575〕、<u>木彫刻師</u>〔576〕、<u>手さげ紙袋製造工</u>〔576〕、<u>扇骨師</u>〔576〕、<u>和傘竹骨製造工</u>〔576〕、<u>竹製造工</u>〔576〕、<u>ささら製造工</u>〔576〕、<u>げた製造工</u>〔576〕、<u>木製サンダル製造工</u>〔576〕、<u>羽子板製造工</u>（押絵羽子板を除く）〔576〕、<u>ゴム風船成形工</u>〔578〕、<u>ゴムボール成形工</u>〔578〕、<u>ゴム靴成形工</u>〔578〕、<u>サンダル（プラスチック）製造工</u>〔578〕、<u>基石（プラスチック）製造工</u>〔578〕、<u>仕上検査工</u>（皮革製品）〔619〕、<u>鉛筆検査工</u>〔619〕、<u>万年筆検査工</u>〔619〕、<u>漆器製品検査工</u>〔619〕、<u>製品検査工</u>（ギター製造）〔619〕、<u>家具塗装工</u>〔631〕、<u>漆器・漆塗工</u>〔631〕、<u>生活雑貨製品絵付文字入工</u>〔631〕、<u>工芸品彩色工</u>〔631〕、<u>大道具係</u>（演劇）〔701〕、<u>室内装飾工</u>〔705〕、<u>じゅうたん張工</u>〔705〕	ム製）組立工；<u>がん具</u>（プラスチック製）組立工；<u>ミニカー組立工</u>；<u>人形組立工</u>；<u>フランス人形組立工</u>；<u>節句人形組立工</u>；<u>がん具楽器組立工</u>；<u>児童用乗物組立工</u>；<u>がん具</u>（木製）工；<u>がん具</u>（竹製）工；<u>がん具</u>（布製）工；<u>がん具</u>（セルロイド製）工；<u>がん具</u>（甲・角・貝・きば製）工；<u>動物がん具工</u>；<u>がん具</u>（陶磁器製）工；<u>土人形製造工</u>；<u>人形</u>（プラスチック製）組付工；<u>押絵羽子板製造工</u>；<u>がん具</u>（ガラス製）加工工；<u>人形着付師</u>；<u>人形</u>（布製）縫製工；<u>ゴム人形製造工</u>；<u>縫いぐるみがん具製造工</u>；<u>ちょうちんはり工</u>；<u>ぼんぼり製造工</u>；<u>うちわはり工</u>；<u>せんす折師</u>；<u>せんす仕上師</u>；<u>和傘製造工</u>；<u>ほうき製造工</u>（竹製を除く）；<u>人毛ブラシ製造工</u>；<u>針金ブラシ製造工</u>；<u>ビニルブラシ製造工</u>；<u>煙突掃除用ブラシ製造工</u>；<u>歯ブラシ製造工</u>；<u>棒ブラシ製造工</u>；<u>はけ製造工</u>；<u>たわし製造工</u>；<u>漆器工</u>；<u>漆塗工</u>；<u>硬質漆器工</u>；<u>木製漆器工</u>；<u>金属漆器工</u>；<u>漆下塗工</u>；<u>漆上塗工</u>；<u>漆器研出し工</u>；<u>沈金彫師</u>；<u>沈金はく入工</u>；<u>まき絵師</u>；<u>塗りげたまき絵師</u>；<u>げた台まき絵付工</u>；<u>装身具仕上工</u>；<u>貴金属細工工</u>；<u>貴金属彫刻師</u>；<u>貴金属象眼師</u>；<u>貴金属ブローチ製造工</u>；<u>飾り職</u>（貴金属）；<u>宝石細工工</u>；<u>べっ甲職人</u>；<u>角パイプ工</u>；<u>印材</u>（角）工；<u>宝石研磨工</u>；<u>ダイヤモンドダイス工</u>；<u>めのう加工工</u>；<u>水晶加工工</u>；<u>真珠加工工</u>；<u>貝細工工</u>；<u>貝ボタン細工工</u>；<u>基石加工工</u>；<u>さんご加工工</u>；<u>模造品</u>（貴金属・宝石）細工工；<u>人造宝石加工工</u>；<u>人造真珠加工工</u>；<u>象げ</u>（牙）細工工；<u>どう</u>（撞）球製造工；<u>印判師</u>；<u>印匠</u>；<u>てん</u>（篆）刻師；<u>印鑑製造人</u>；<u>スタンプ印製造工</u>；<u>木判工</u>；<u>ゴム印彫刻工</u>；<u>印章彫刻工</u>；<u>印材彫刻師</u>；<u>はたき製造工</u>；<u>羽根細工工</u>；<u>羽根加工工</u>；<u>かつら製造工</u>；<u>ヘヤネッ</u>	現行の小分類〔509〕及び同〔539〕のバツ例示を統合。統合によって区別不要となったものは削除。 新小分類 631「塗装・絵付従事者」の新設に伴い、同項目に分類される「ちょうちん・うちわ・和傘絵付工」及び「ちょうちん・うちわ・和傘文字書工」を「生活雑貨製品絵付文字入工」に、「ゴムまり絵付工」を「工芸品彩色工」に修正し、「家具塗装工（漆を除く）」は、「（漆を除く）」を削除。
---	--	---

ト製造工（人毛）；かもし製造工；洋傘製造工；こうも
り傘製造工；洋傘はり工；洋傘仕上工；いす張り工；い
すシート張り工；クッション工；詰物工（内張）；船舶
内張工；航空機内張工；自動車内張工；旅客車内張工；裏
内張工；いす張替工；内張修理工；ベッド装飾工；ほ
ろ張工；小箱（おおい）被工；表具工；大経師；経師屋；
からかみ表具師；軸物師；ふすまは（貼）り職；壁紙は
（貼）り職；金びょうぶ（屏風）は（貼）り職；内臓処
理工；皮はぎ工；原皮製造工；ガット製造工；はく（剥）
製工；解剖標本作成工；肥料製造工（鶏ふん（糞）・魚
肥・たい（堆）肥・大豆かすなど）；トランペット組立
工；タンバリン組立工；木琴組立工；バイオリン組立
工；ハーモニカ組立工；アコーディオン組立工；オルゴ
ール組立工；オルゴール鳴金取付工；楽器修理工；シャ
ープペンシル組立工；太鼓組立工；製氷工（氷室作業
者）；模型製作工；人体模型工；マネキン人形製作工；
立体地図工；食品見本模型工；木製模型工；乗物模型
工；金属模型工；毛筆製造工；整毛工（毛筆製造）；し
ん立工（毛筆製造）；マッチ製造工；羽根ほうき（箒）
製造工；造花製造工；花輪製造工；押絵製造工；祝飾物
製造工；折紙細工工；人毛マット製造工；ボールペン組
立工；万年筆組立工；眼鏡つる製造工；楽器組立工；ピ
アノ精密組立工；アクション取付工；ピアノ調整工；ギ
ター組立工；音響試験工（ギター製造）；ギター仕上工；
ほっす（払子）製造工；人毛網工；れん炭製造工；オガ
炭製造工；オガライト製造工；木質粒状燃料製造工；た
どん製造工；豆炭製造工；熱管理工；小道具工（演劇）
×歯科技工士〔147〕；装身具生産設備オペレーター〔509〕；

	<u>金属彫刻工〔527〕</u> ; <u>洋傘骨製造工〔529〕</u> ; <u>がん具花火巻工〔531〕</u> ; <u>化学肥料製造工〔531〕</u> ; <u>基石（ガラス）製造工〔532〕</u> ; <u>革製衣服製造工〔535〕</u> ; <u>毛皮裁断工〔535〕</u> ; <u>毛皮仕立工〔535〕</u> ; <u>洋傘ミシン工〔535〕</u> ; <u>手さげ紙袋製造工〔536〕</u> ; <u>木製サンダル製造工〔536〕</u> ; <u>げた製造工〔536〕</u> ; <u>羽子板製造工（押絵羽子板を除く）〔536〕</u> ; <u>扇骨師〔536〕</u> ; <u>和傘竹骨製造工〔536〕</u> ; <u>竹ぼうき製造工〔536〕</u> ; <u>ささら製造工〔536〕</u> ; <u>木彫刻師〔536〕</u> ; <u>ゴム靴成形工〔538〕</u> ; <u>サンダル（プラスチック）製造工〔538〕</u> ; <u>ゴム風船成形工〔538〕</u> ; <u>ゴムまり成形工〔538〕</u> ; <u>基石（プラスチック）製造工〔538〕</u> ; <u>仕上検査工（皮革製品）〔579〕</u> ; <u>鉛筆検査工〔579〕</u> ; <u>万年筆検査工〔579〕</u> ; <u>漆器製品検査工〔579〕</u> ; <u>製品検査工（ギター製造）〔579〕</u> ; <u>ちょうちん・うちわ・和傘絵付工〔591〕</u> ; <u>ちょうちん・うちわ・和傘文字書工〔591〕</u> ; <u>ゴムまり絵付工〔591〕</u> ; <u>家具塗装工（漆を除く）〔591〕</u> ; <u>大道具工（演劇）〔661〕</u> ; <u>室内装飾工〔669〕</u> ; <u>じゅうたん張工〔669〕</u>	
--	--	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
58 機械組立従事者 個々の部品を結合し、調整して、電気機械器具や輸送機械などの各種機械を完成させる<u>職務</u>に従事するものをいう。産業用ロボットなどの生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の<u>職務</u>に従事するもの<u>も含まれる</u>。	51 機械組立設備制御・監視従事者 <u>材料に触れて直接組み立てを行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、電気機械器具や輸送機械などの各種機械の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> 54 機械組立従事者 <u>道具や機械器具などを用いた手作業により、個々の部品を結合し、調整して、電気機械器具や輸送機械などの各種機械を完成させる仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、機械の組み立てにおいて産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは中分類〔51〕に分類される。</u>	中分類の説明文は、両者で共通する部分を主に用い、現行の中分類〔51〕の自動化された生産設備の制御・監視に相当する部分も含まれるという構成とした。 日本標準産業分類の大分類E「製造業」に属する中分類のうち、中分類 25「はん用機械器具製造業」から同 31「輸送用機械器具製造業」までの生産工程における組立てを担当するものなどが本項目に区分される。
	511 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く）の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○一般機械器具組立設備操作・監視作業員；一般機械器具組立オペレーター	現行の小分類〔511〕と同〔541〕を統合。 中分類の改定理由で説明したとおり、「組立て・調整」に「自動化された生産設備の制御・監視」も含むこととし、統合後の説明文は現行の小分類〔541〕を使用（以下、新小分類〔585〕まで同じ。）。 日本標準産業分類の中分類 25「はん用機械器具製造業」、同 26「生産用機械器具製造業」及び同 27「業務用機

581 汎用・生産用・業務用機械器具組立従事者 原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く）の組立て・調整の職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・クレーンなどを用いた基礎台・骨組・柱など各種機械器具の骨格となる 軀 体の設置 ・工具などを用いた機械駆動部分などの部品の組立て、本体への取付け・結合・配線・配管 ・ 軀 体・部品の組立てを行う生産設備の操作・調整・制御・監視 ○マシニスト、機械組立工、医療機械器具組立工、編物機組立工、内燃機関組立工、印刷機械組立工、エンジン組立工、織機組立工、研磨盤組立工、工作機械組立工、建設機械組立工、削岩機組立工、製菓機械組立工、製材機械組立工、パルプ製造装置組立工、染色機械組立工、ミシン組立工、タービン組立工、エレベーター組付工、エスカレーター組付工、エアコン据付工（業務用）、冷蔵装置組立工、機械据付工、機械調整工、銃組立工、化学機械組立工、動力耕うん機組立工、油圧ショベル（ショベルカー）組立工、ブルドーザー組立工、圧延機組立工、紡績機械組立工、農業用機械組立工、クレーン組立工、精米機組立工、産業用ロボット	×拡声器組立工〔542〕；映写機組立工〔545〕；機械保全工〔551〕 541 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者 原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く）の組立て・調整の仕事に従事するものをいう。 ○マシニスト；機械組立工；医療機械器具組立工；編物器組立工；内燃機関組立工；印刷機械組立工；エンジン組立工；織機組立工；研磨盤組立工；工作機械組立工；削岩機組立工；製菓機械組立工；製材機械組立工；染色仕上機械組立工；ミシン組立工；タービン組立工；エレベーター組付工；エスカレーター組付工；機械据付工；機械調整工；鉄砲組立工；化学機械組立工；動力耕うん機組立工；パワーショベル組立工；圧延機組立工；紡績機械組立工；クレーン組立工；精米機組立工；パルプ製造装置組立工	械器具製造業」（計量計測機器・光学機械器具を除く）の生産工程における組立てを担当するものなどが本項目に区分される。 厚生労働省編職業分類、job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 現行の小分類〔511〕及び同〔541〕のマル例示を記載。 「パワーショベル」は「油圧ショベル」、「ショベルカー」など、資料により表記が混在しているため、J I S 規格や関係団体における表記を参考として、「油圧ショベル（ショベルカー）」に修正。 「一般機械器具組立設備操作・監視作業者」、「一般機械器具組立オペレーター」について、「一般機械器具」が何を指すのか不明確であるため、分類項
--	---	---

<u>組立工、自動販売機組立工、半導体製造装置組立工、液晶パネル製造装置組立工、バルブ製造装置組立工、軸受（ベアリング）組立工、汎用・生産用・業務用機械器具組立設備操作・監視作業、汎用・生産用・業務用機械器具組立オペレーター</u> ×<u>拡声器組立工〔582〕、自転車車輪組立工〔584〕、計器工〔585〕、医療用内視鏡組立工〔585〕、映写機組立工〔585〕、機械保全工〔591〕</u>	×<u>拡声器組立工〔542〕；自転車車輪組立工〔544〕；映写機組立工〔545〕；機械保全工〔551〕</u>	目名と合わせた記載に修正。 厚生労働省編職業分類を参考に、また、従来分類されていたが明示のなかった職業（汎用機械＝冷蔵装置組立工など、生産用機械＝建設機械組立工など、業務用機械＝自動販売機組立工など）をマル例示に追加。 現行の小分類〔511〕及び同〔541〕のバツ例示を記載（重複は削除）。 新小分類 585「計量計測機器・光学機械器具組立従事者」に分類される「計器工」、「医療用内視鏡組立工」をバツ例示に追加。
	512 電気機械器具組立設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん（纜）・その他の電気機械器具の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>電気機械器具組立設備操作・監視作業、電気機械器具組立オペレーター</u> ×<u>伸線工〔529〕；はんだ付工〔529〕；ペースト工〔531〕；吹きガラス成形工〔532〕；フレイヤー工〔532〕；木製セパレータ工〔536〕；混練り工（ゴム）（ロール・バンバリーによる混練り）〔538〕；プラスチック混練り</u>	現行の小分類〔512〕と同〔542〕を統合。 日本標準産業分類の中分類 28「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「電気機械器具製造業」、同 29「電気機械器具製造業」及び同 30「情報通信機械器具製造業」の生産工程における製造・組立てを担当するものなどが本項目に区分される。

582 電気機械器具組立従事者

回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・ケーブル・その他の電気機械器具の製造・組立て・調整の職務に従事するものをいう。

この職業で一般的に行うことは次のとおりである。

- ・電球・電子管・電池・電線・ケーブルなどの製造
- ・工具や接着用機器を用いた電子回路基板への部品の接続・接着、工具などを用いた電子回路などの部品の組立て・配線・配管
- ・電気機械器具・部品の組立てを行う生産設備の操作・調整・制御・監視

○発電機組立工、電動機組立工、回転子製造工、コイル巻工、配電盤組立工、整流機組立工、変圧器組立工、変流機組立工、スイッチ組立工、コンセント組立工、電気通信機組立工、無線通信機組立工、有線通信機組立工、携帯電話組立工、カーナビゲーション組立工、コンデンサー組立工、シャシー組立工（電気通信機器）、ピックアップ組立工、拡声器組立工、ラジオ組立工、テレビ組立工、レーダー組立工、共振子・発振子製造工、電子管製造工、電球製造工、蛍光ランプ製造工、電気照明器具組立工、電線製造工、通信ケーブル被装工、光ファイバーケーブル製造工、ワイヤーハーネス組立工、半導体製品製造工、トランジスター製造工、半導体集積回

工〔538〕；扇風機組立工〔542〕；ソケット製造工〔542〕；電気時計組立工〔545〕；電気機械器具検査工〔582〕；ケーブル検査工〔582〕；エナメル被覆工〔591〕

542 電気機械器具組立従事者

回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん（纜）・その他の電気機械器具の製造・組立及び調整の仕事に従事するものをいう。

○発電機組立工；電動機組立工；回転子製造工；コイル巻工；トランス製造工；配電盤組立工；整流機組立工；変圧器組立工；変流機組立工；スイッチ組立工；回転機巻線工；電動機巻線工；電気通信機組立工；無線通信機組立工；電話機組立工；電話交換機組立工；コンデンサー組立工；シャシー組立工（電気通信機器）；ピックアップ組立工；拡声器組立工；ラジオ組立工；テレビジョン組立工；レーダー組立工；磁器振動子製造工；水晶発振子製造工；電子管製造工；電子管組立工；電子管排気・封止工；電子管仕上工；白熱電球製造工；白熱電球組立工；白熱電球排気・封止工；白熱電球仕上工；蛍光ランプ製造工；蛍光ランプ組立工；蛍光ランプ排気・封止

「電らん（纜）」は、一般的な呼称である「ケーブル」に修正。

厚生労働省編職業分類、job tagなどを参考に、想定される主な課業を追記。

現行の小分類〔512〕及び同〔542〕のマル例示を記載。

厚生労働省編職業分類を参考に、また、従来分類されていたが明示のなかった職業をマル例示に追加。

電子たばこ（ニコチンを含有するもの）の本体装置は医療機器に該当するが、当該装置は疾病の診断・治療等を目的とするものではないため、電気機械器具として、加熱式たばこの本体装置と併せてその「製造・組立工」を本項目のマル例示に追加。

路製造工、電子回路基板製造工（プリント配線板製造工、モジュール基板製造工）、電子回路実装基板製造工（プリント配線実装基板製造工、モジュール実装基板製造工）、シリコン整流素子製造工、太陽電池製造工、光電素子製造工、電子計算機組立工、パーソナルコンピュータ組立工、液晶パネル・液晶ディスプレイ製造工、粒子加速装置組立工、エックス線装置組立工、放射線応用計器組立工、水中聴音装置組立工、電子顕微鏡組立工、電気アイロン組立工、電気ストーブ製造工、扇風機組立工、家庭用エアコン組立工、電気炊飯器組立工、電気冷蔵庫組立工、電子レンジ組立工、ヘアドライヤー組立工、電熱器製作工、電気炉製作工、点火栓組立工、ペースト^{じゅうてん}充填工、ペースト^{ねっか}捏和工、電極化成工、電気機械部品組立工、電気機械器具配線工、ソケット製造工、乾電池製造工、バッテリー（蓄電池）組立工、コンピューター数値制御装置（CNC）組立工、磁気塗布工、プリペイドカード製造工、磁気テープ・磁気ディスク製造工、ICカード製造工、メモリカード製造工、電子たばこ（本体装置）製造・組立工、加熱式たばこ（本体装置）製造・組立工、電気機械器具組立設備操作・監視作業、電気機械器具組立オペレーター	工；蛍光ランプ仕上工；電線製造工；電線紙巻工；電線がい（鎧）装工；電らん（纜）ろう付工；編組工；がい（鎧）装工；ゴム絶縁工；絶縁電線テープ巻工；チュービング工；通信ケーブル紙巻工；通信ケーブル被装工；電線加工工；被覆電線製造工；巻線工（電線）；電灯線製造工；光ファイバーケーブル製造工；エナメル線製造工；金属被覆工；半導体製品製造工；半導体切断工；半導体製品加工工；回路配線工；トランジスター製造工；半導体集積回路（IC）製造工；半導体大規模集積回路（LSI）製造工；電子回路基板製造工（プリント配線板製造工、モジュール基板製造工）・電子回路実装基板製造工（プリント配線実装基板製造工、モジュール実装基板製造工）；シリコン整流素子製造工；太陽電池製造工；光電素子製造工；電子計算機組立工；パーソナルコンピュータ組立工；粒子加速装置組立工；エックス線装置組立工；放射線応用計器組立工；水中聴音装置組立工；電子顕微鏡組立工；電気アイロン組立工；電気ストーブ製造工；電熱器製作工；電気炉製作工；扇風機組立工；点火せん（栓）組立工；ペースト充てん（填）工；ペーストねっか（捏和）工；電極化成工；電気器具内部配線工；ソケット製造工；バッテリー（蓄電池）組立工	日本標準産業分類などを参考に、マル例示を下記のとおり整理。 ○コイル巻線工、回転機巻線工、電動機巻線工、巻線工（電線） →いずれも巻線作業に関する職業であるため、<u>コイル巻線工に統合</u> ○トランス製造工、変圧器組立工 →「トランス」は「変圧器」と同義であるため、<u>変圧器組立工に統合</u> ○電話機組立工、電話交換機組立工 →<u>有線通信機組立工</u>を新設し、<u>統合</u> ○磁器振動子製造工、水晶発振子製造工 →<u>共振子・発振子製造工</u>を新設し、<u>統合</u> ○電子管製造工、電子管組立工、電子管排気・封止工、電子管仕上工 →いずれも電子管の製造に関する職業であるため、<u>電子管製造工に統合</u> ○白熱電球製造工；白熱電球組立工；白熱電球排気・封止工；白熱電球仕上工 →いずれも白熱電球の製造に関する職業であるため、白熱電球以外の電球製造を含むものとして<u>電球製造工</u>を新設し、<u>統合</u> ○蛍光ランプ製造工、蛍光ランプ組立工、蛍光ランプ排気・封止工、蛍光ランプ仕上工 →いずれも蛍光ランプの製造に関する職業であるため、<u>蛍光ランプ製造工に統合</u> ○電線製造工、被覆電線製造工、電灯線製造工、エナメル線製造工 →いずれも電線に類するものの製造に関する職業であるため、<u>電線製造工に統合</u> ○電線加工工、ゴム絶縁工、絶縁電線テープ巻工、電線紙巻工、通信ケーブル紙巻工、チュービング工、電線がい（鎧）装工、がい（鎧）装工、編組工、金属被覆工、電らん（纜）ろう付工 →いずれも電線・電線製品の製造工程
--	---	--

×<u>金属線伸線・引拔工</u>〔569〕、<u>はんだ付工</u>〔569〕、<u>ペースト工</u>〔571〕、<u>ガラス製品成形工</u>〔572〕、<u>フレーヤー工</u>〔572〕、<u>木製セパレーター工</u>〔576〕、<u>混練り工（ゴム）（ロール・バンパリーによる混練り）</u>〔578〕、<u>プラスチック混練り工</u>〔578〕、<u>シャシー組立工（自動車）</u>〔583〕、<u>電気時計組立・調整工</u>〔585〕、<u>ケーブル検査工</u>〔622〕、<u>電気機械器具検査工</u>〔622〕	×<u>伸線工</u>〔529〕；<u>はんだ付工</u>〔529〕；<u>ペースト工</u>〔531〕；<u>吹きガラス成形工</u>〔532〕；<u>フレーヤー工</u>〔532〕；<u>木製セパレータ工</u>〔536〕；<u>混練り工（ゴム）（ロール・バンパリーによる混練り）</u>〔538〕；<u>プラスチック混練り工</u>〔538〕；<u>電気時計組立工</u>〔545〕；<u>電気機械器具検査工</u>〔582〕；<u>ケーブル検査工</u>〔582〕；<u>エナメル被覆工</u>〔591〕	における絶縁、被覆又は加工に関する職業であるため、<u>電線製造工に統合</u> ○半導体製品製造工、半導体切断工、半導体製品加工工、回路配線工 →いずれも半導体製品の製造又は製造工程における加工に関する職業であるため、<u>半導体製品製造工に統合</u> ○半導体集積回路（ＩＣ）製造工、半導体大規模集積回路（ＬＳＩ）製造工 →<u>半導体集積回路製造工を新設し、統合</u> 現行の小分類〔512〕及び同〔542〕のバツ例示を記載（重複は削除）。 新小分類 583「自動車組立従事者」に分類される「シャシー組立工（自動車）」をバツ例示に追加。
	513 自動車組立設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、自動車部品の組立て、自動車車体の成形（板金作業を除く）・組立て（溶接専門を除く）、自動車車台の組立（車台の材料加工を除く）作業、自動車にエンジン・電装品・計器類を据付・ぎ（艀）装を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○自動車組立設備操作・監視作業員；自動車組立オペレーター ×車台鉄骨曲げ工〔525〕；板金加工職〔526〕；ガス溶接	現行の小分類〔513〕と同〔543〕を統合。 日本標準産業分類の中分類 31「輸送用機械器具製造業」のうち、自動車の生産工程における組立てなどを担当するものが本項目に区分される。

583 自動車組立従事者 自動車部品の組立て、自動車車体の成形（板金作業を除く）・組立て（溶接専門を除く）、自動車車台の組立て（車台の材料加工を除く）、自動車へのエンジン・電装品・計器類などの据付け・<u>艤装</u>の職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・工具などを用いた変速機・ブレーキ装置などの自動車部品・車体・車台の成形・組立て ・工具や接着用機器などを用いた自動車へのエンジン・電装品・計器盤・ガラス・バンパー・シート・タイヤ・ドア・ビニールレザー・パッドなどの据付け・<u>艤装</u> ・自動車部品・車体・車台の成形・組立て、自動車へのエンジン・電装品・計器類などの据付け・<u>艤装</u>を行う生産設備の操作・調整・制御・監視 ○自動車部品組立工、自動車車台組立工、運転台組立工、荷台組立工、二輪自動車組立工、トラック組立工、バス組立工、シャシー組立工（自動車）、自動車車体組立工、自動車配線工、注油装置取付工、トランスミッション組立工（自動車）、ブレーキ装置組立工（自動車）、ブレーキ調整工、自動車エンジン取付工、自動車電装品取付工、自動車計器取付工、自動車<u>艤装</u>工、スプリング取付工（自動車）、電気自動車組立工、自動車シート（座席）組立工、自動車組立設備操作・監視作業、	工〔528〕；自動車車台材料切断工〔529〕；タイヤ工〔538〕；自動車内張工〔539〕；シャシー組立工（電気通信機器）〔542〕；自動車検査工〔583〕 543 自動車組立従事者 自動車部品の<u>手道具による</u>組立て、自動車車体の成形（板金作業を除く）・組立て（溶接専門を除く）、自動車車台の組立（車台の材料加工を除く）<u>作業</u>、自動車にエンジン・電装品・計器類を据付・<u>ぎ</u>（<u>艤</u>）装する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○自動車部品組立工；自動車（トラック）車台組立工；運転台組立工；荷台組立工；シャシー組立工（自動車）；車体（乗用車・バス）組立工；自動車配線工；ブレーキ調整工；自動車エンジン取付工；自動車電装品取付工；自動車計器取付工；自動車<u>ぎ装</u>工	厚生労働省編職業分類、job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 現行の小分類〔513〕及び同〔543〕のマル例示を記載。 「自動車（トラック）車台組立工」、「車体（乗用車・バス）組立工」は、カッコ内の自動車の種類を限定している記載を削除。 厚生労働省編職業分類を参考に、また、従来分類されていたが明示のなかった職業をマル例示に追加。
--	---	--

自動車組立オペレーター ×車台鉄骨曲げ工〔565〕、<u>板金加工職〔566〕</u>、<u>ガス溶接工〔568〕</u>、<u>自動車車台材料切断工〔569〕</u>、<u>タイヤ工〔578〕</u>、<u>自動車内張工〔579〕</u>、<u>エンジン組立工〔581〕</u>、<u>シャシー組立工（電気通信機器）〔582〕</u>、<u>自動車検査工〔623〕</u>、<u>自動車塗装工〔631〕</u>	×車台鉄骨曲げ工〔525〕；<u>板金加工職〔526〕</u>；<u>ガス溶接工〔528〕</u>；<u>自動車車台材料切断工〔529〕</u>；<u>タイヤ工〔538〕</u>；<u>自動車内張工〔539〕</u>；<u>シャシー組立工（電気通信機器）〔542〕</u>；<u>自動車検査工〔583〕</u>	現行の小分類〔513〕及び同〔543〕のバツ例示を記載（重複は削除）。 新小分類 581「汎用・生産用・業務用機械器具組立従事者」に分類される「エンジン組立工」、同 631「塗装・絵付従事者」に分類される「自動車塗装工」をバツ例示に追加。
584 輸送機械組立従事者（自動車を除く） 航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械の加工・組立て、<u>輸送機械へのエンジン・電装品・計器類などの据付け・^ぎ艤装の職務</u>に従事するものをいう。	514 輸送機械組立設備制御・監視員（自動車を除く） <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、自転車・航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○輸送機械組立設備操作・監視作業員；輸送機械組立オペレーター ×製缶工〔525〕；造船組立工（鋼船）〔525〕；索具工〔529〕；船大工〔536〕；タイヤ修理工〔538〕；内張修理工〔539〕；エンジン組立工〔541〕；<u>自転車車輪組立工〔544〕</u>；航空計器組立工〔545〕；<u>船体塗装工〔591〕</u>；<u>鉄道車両配管工〔666〕</u>；<u>航空機配線工〔679〕</u>；<u>鉄道車両配線工〔679〕</u>；<u>船舶配線工〔679〕</u> 544 輸送機械組立従事者（自動車を除く） 航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械<u>又はその部分品</u>の加工・組立ての<u>仕事</u>に従事するものをいう。	現行の小分類〔514〕と同〔544〕を統合。 日本標準産業分類の中分類 31「輸送用機械器具製造業」のうち、自動車以外の輸送用機械器具の生産工程における組立てなどを担当するものが本項目に区分される。 新小分類 583「自動車組立従事者」と同様に、「据付け・^ぎ艤装」（内外装の組付工程）が職務に含まれることか

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>工具や機械器具などを用いた各種輸送機械の組立て</u> ・ <u>工具や接着用機器などを用いた各種輸送機械躯体へのエンジン・電動機・電装品・計器類などの部品の据付け・^ぎ艤装</u> ・ <u>各種輸送機械躯体・部品の組立てを行う生産設備の操作・調整・制御・監視</u> ○航空機組立工、航空機部品組立工、タンク組立工（航空機）、翼組立工、エンジン取付工（航空機）、プロペラ取付工（航空機）、機体組立工（航空機）、航空機^ぎ艤装工、発動機^ぎ艤装工、航空計器取付工、車輪組立工（航空機）、機関車組立工、電車組立工、鉄道車両部品組立工、車両鉄工、台車組立工（鉄道車両）、車体組立工（鉄道車両）、シャシー組立鉄工（鉄道車両）、客貨車上回工・下回工、鉄道車両^ぎ艤装工、鉄道車両電装品取付工、サッシドア取付工、計器取付工（鉄道車両）、制動機取付工（鉄道車両）、自転車組立工、自転車車輪組立工、リヤカー組立工、船舶^ぎ艤装工、船舶機関部・居住部・甲板部・電気部^ぎ艤装工、航海計器^ぎ艤装工、外業木工（船舶）、金属取付工（船舶）、救命装置^ぎ艤装工（船舶）、索具取付工（船舶）、船具取付工、操舵装置取付工、船体^ぎ艤装工、造船鉄機工、荷役装置取付工、連結装置組立工、通風装置取付工、牽引車製造工、人力車組立工、そり組立工、車椅子製造工、フォークリフト組立工、構内運搬車組立工、FRP（繊維強化プラスチック）船舶製造工（成形から組立てまで一貫して行うもの）、	○航空機組立工；タンク組立工（航空機）；翼組立工；エンジン取付工（航空機）；プロペラ取付工（航空機）；機体組立工（航空機）；航空機^ぎ装工；発動機^ぎ装工；航空計器取付工；車輪組立工（航空機）；機関車組立工；電車組立工；車両鉄工；台車組立工（鉄道車両）；車体組立工（鉄道車両）；シャシー組立鉄工（鉄道車両）；客貨車上回工・下回工；鉄道車両電装品取付工；サッシ・ドア取付工；計器取付工；制動機取付工；自転車組立工；自転車車輪組立工；リヤカー組立工；船舶・機関^ぎ装工（船舶）；航海計器^ぎ装工；外業木工（船舶）；金属取付工（船舶）；救命装置^ぎ装工（船舶）；索具取付工（船舶）；船具取付工；船体^ぎ装工；造船鉄機工；牽引車製造工；人力車組立工；そり組立工；船舶上架工；船きよ（渠）工；船台大工；盤木大工	ら、「据付け・^ぎ艤装」に係る説明を追記。 厚生労働省編職業分類を参考に、想定される主な課業を追記。 現行の小分類〔514〕及び同〔544〕のマル例示を記載。 「船舶上架」は、主に船底の保守・整備を行うためのものであるため、「船舶上架工」を新小分類 594「輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）」のマル例示に移設。 厚生労働省編職業分類を参考に、また、従来分類されていたが明示のなかった職業をマル例示に追加。
--	---	---

<u>ドック（船きよ）工、船台大工、盤木大工、輸送機械組立設備操作・監視作業、輸送機械組立オペレーター</u> ×<u>製缶工〔565〕、造船組立工（鋼船）〔565〕、索具工〔569〕、船大工〔576〕、タイヤ修理工〔578〕、内張修理工〔579〕、エンジン組立工〔581〕、航空計器組立工〔585〕、船舶上架工〔594〕、船体塗装工〔631〕、鉄道車両配管工〔706〕、船舶配線工〔719〕、航空機配線工〔719〕、鉄道車両配線工〔719〕</u>	×<u>製缶工〔525〕；造船組立工（鋼船）〔525〕；索具工〔529〕；船大工〔536〕；タイヤ修理工〔538〕；内張修理工〔539〕；エンジン組立工〔541〕；航空計器組立工〔545〕；船体塗装工〔591〕；鉄道車両配管工〔666〕；航空機配線工〔679〕；鉄道車両配線工〔679〕；船舶配線工〔679〕</u>	現行の小分類〔514〕及び同〔544〕のバツ例示を記載（重複は削除）。 新小分類 594「輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）」に分類される「船舶上架工」をバツ例示に追加。
585 計量計測機器・光学機械器具組立従事者 計量計測機器・時計・光学機械器具の組立て・調整及びレンズ・プリズムなどの研磨・調整・コーティング・組合せ・目盛りの職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u>	515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員 <u>材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、計量計測機器・時計・光学機械器具の組み立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものをいう。</u> ○計量計測機器組立設備操作・監視作業；光学機械器具組立設備操作・監視作業；計量計測機器組立オペレーター；光学機械器具組立オペレーター ×計量士〔249〕；金属目盛彫刻工〔527〕；ぜんまい製造工〔529〕；木製ます製造工〔536〕；眼鏡つる製造工〔539〕；レーダー組立工〔542〕；電気時計組立工〔545〕；計器目盛工〔545〕；ガラス目盛工〔545〕；時計検査工〔585〕 545 計量計測機器・光学機械器具組立従事者 計量計測機器・時計・光学機械器具の組立て・調整及びレンズ・プリズムなどの研磨・調整・コーティング・組合せ・目盛りの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	現行の小分類〔515〕と同〔545〕を統合。 日本標準産業分類の中分類 27「業務用機械器具製造業」のうち、計量計測機器・光学機械器具の生産工程における組立てなどを担当するものが本項目に区分される。 厚生労働省編職業分類、job tag な

・工具や接着用機器などを用いた電気計測器・計量器・測定器・時計類似機器・光学機械器具・光学式計測機器の組立て ・工具や研磨機、研磨剤などを用いたレンズ・プリズムの研磨・調整・コーティング・組合せ・目盛り ・各種計量計測機器・光学機械器具又はその部品の組立てを行う生産設備の操作・調整・制御・監視 ○計器工、<u>ガイガー測定器組立工</u>、<u>電気露出計組立工</u>、<u>電力計製造工</u>、<u>ガスメーター組立工</u>、<u>水量メーター組立工</u>、<u>気圧計組立工</u>、<u>心電計組立工</u>、<u>血圧計組立工</u>、<u>医療用内視鏡組立工</u>、<u>航空計器組立工</u>、<u>磁石組立工</u>、<u>ジャイロ計器組立工</u>、<u>羅針盤組立工</u>、<u>温度計組立工</u>、<u>寒暖計組立工</u>、<u>濃度計組立工</u>、<u>体温計製作工</u>、<u>はかり組立工</u>、<u>比色計組立工</u>、<u>巻尺組立工</u>、<u>ます組立工</u>（金属）、<u>計器調整工</u>、<u>ノギス組立工</u>、<u>マイクロメーター組立工</u>、<u>時計・電気時計組立・調整工</u>、<u>ムーブメント組立工</u>、<u>ストップウォッチ組立工</u>、<u>タイムレコーダー組立工</u>、<u>セルフタイマー製造工</u>、<u>メトロノーム製造工</u>、<u>顕微鏡組立工</u>、<u>映写機組立工</u>、<u>双眼鏡組立工</u>、<u>オペラグラス組立工</u>、<u>光学計器工</u>、<u>光学測定器組立工</u>、<u>照度計組立工</u>、<u>分光計組立工</u>、<u>テレビ撮影機組立工</u>、<u>写真機組立工</u>、<u>デジタルカメラ組立工</u>、<u>測高機組立工</u>、<u>測距儀組立工</u>、<u>測遠機組立工</u>、<u>ねじ山測定機組立工</u>、<u>測量機械製造工</u>、<u>虫眼鏡組立工</u>、<u>望遠鏡製造工</u>、<u>偏光器仕上工</u>、<u>シャッター組立工</u>、<u>検眼鏡組立工</u>、<u>電気計測器組立工</u>、<u>工業計器組立工</u>、<u>レンズ・プリズム加工・調整工</u>、<u>レンズ・プリズム研磨工</u>、<u>バルサム工</u>、<u>やに付工</u>、<u>銀付工</u>、<u>コーティング工</u>、<u>計算尺組立工</u>、<u>フィルター組立工</u>、<u>皿造</u>	○計器工；<u>ガイガー計数管組立工</u>；<u>ガイガー測定器組立工</u>；<u>電気露出計組立工</u>；<u>電力計製造工</u>；<u>ガスメーター組立工</u>；<u>水量メーター組立工</u>；<u>気圧計組立工</u>；<u>心電計組立工</u>；<u>血圧計組立工</u>；<u>航空計器組立工</u>；<u>磁石組立工</u>；<u>ジャイロ計器組立工</u>；<u>ら針盤組立工</u>；<u>温度計組立工</u>；<u>寒暖計組立工</u>；<u>濃度計組立工</u>；<u>体温計製作工</u>；<u>はかり組立工</u>；<u>比色計組立工</u>；<u>巻尺組立工</u>；<u>ます組立工</u>（金属）；<u>計器調整工</u>；<u>ノギス組立工</u>；<u>マイクロメーター組立工</u>；<u>時計組立工</u>；<u>腕時計組立工</u>；<u>目覚時計組立工</u>；<u>クロノグラフ組立工</u>；<u>時計部品組立工</u>；<u>ストップウォッチ組立工</u>；<u>タイムレコーダー組立工</u>；<u>セルフタイマー製造工</u>；<u>メトロノーム製造工</u>；<u>時計調整工</u>；<u>時計側付工</u>；<u>時計ひげあわせ工</u>；<u>石入れ工</u>（時計）；<u>機械時計ムーブメント組立工</u>；<u>水晶時計組立・調整工</u>；<u>水晶時計外装組立工</u>；<u>水晶時計ムーブメント組立工</u>；<u>電気時計組立工</u>；<u>顕微鏡組立工</u>；<u>映写機組立工</u>；<u>双眼鏡枠組立工</u>；<u>オペラグラス組立工</u>；<u>光学計器工</u>；<u>光学測定器組立工</u>；<u>照度計組立工</u>；<u>分光計組立工</u>；<u>テレビ撮影機組立工</u>；<u>写真機組立工</u>；<u>測高機組立工</u>；<u>測距儀組立工</u>；<u>測遠機組立工</u>；<u>ねじ山測定機組立工</u>；<u>測量機械製造工</u>；<u>虫めがね組立工</u>；<u>望遠鏡製造工</u>；<u>偏光器仕上工</u>；<u>シャ</u>	どを参考に、想定される主な課業を追記。 現行の小分類〔515〕及び同〔545〕のマル例示を記載。 厚生労働省編職業分類を参考に、また、従来分類されていたが明示のなかった職業をマル例示に追加。 日本標準産業分類などを参考に、マル例示を下記のとおり整理。 ○<u>ガイガー計数管組立工</u>、<u>ガイガー測定器組立工</u> →ガイガー計数管を内蔵した放射線測定器がガイガー測定器であるため、<u>ガイガー測定器組立工に統合</u> ○<u>時計組立工</u>、<u>腕時計組立工</u>、<u>目覚時計組立工</u>、<u>クロノグラフ組立工</u>、<u>時計部品組立工</u>、<u>時計調整工</u>、<u>時計側付工</u>、<u>時計ひげあわせ工</u>、<u>石入れ工</u>（時計）、<u>水晶時計組立・調整工</u>、<u>水晶時計外装組立工</u>、<u>電気時計組立工</u> →いずれも時計又はその部品の組立て・調整に関する職業であるため、<u>時計・電気時計組立・調整工に統合</u> ○<u>機械時計ムーブメント組立工</u>、<u>水晶時計ムーブメント組立工</u> →<u>ムーブメント組立工に統合</u> ○<u>レンズ調整工</u>、<u>光学レンズ工</u>、<u>レンズ加工工</u> →<u>レンズ・プリズム加工・調整工に統合</u>
---	--	--

工、石膏はり付工（双眼鏡）、目盛工、眼鏡組立工、計 量計測機器組立設備操作・監視作業、光学機械器具組 立設備操作・監視作業、計量計測機器組立オペレータ ー、光学機械器具組立オペレーター ×計量士〔109〕、金属目盛彫刻工〔567〕、ぜんまい製造工 〔569〕、木製ます製造工〔576〕、眼鏡フレーム製造工 〔579〕、レーダー組立工〔582〕、電子顕微鏡組立工 〔582〕、時計検査工〔625〕	ッター組立工；検眼鏡組立工；電気計測器組立工；工 業計器組立工；レンズ調整工；光学レンズ工；光学レ ンズ研磨工；プリズム研磨工；レンズ研磨工；レンズ 砂洗工；コンタクトレンズ研磨工；レンズ加工工；プ リズム荒ざり工；砂かけ工（プリズム）；ふき上工（レ ンズ）；レンズ心出工；心取工（レンズ）；バルサム工； 計算尺組立工；銀付工；やに付工；フィルター組立工； 皿造工；石こう（膏）はり付工（双眼鏡）；コーティン グ工；目盛工；ガラス目盛工；ガラス目盛墨入工；ガラ ス目盛腐しょく（蝕）工；計器目盛工；測定器目盛工； 物指し目盛製作工；眼鏡師 ×計量士〔249〕；金属目盛彫刻工〔527〕；ぜんまい製造工 〔529〕；木製ます製造工〔536〕；眼鏡つる製造工〔539〕； レーダー組立工〔542〕；時計検査工〔585〕	○光学レンズ研磨工、プリズム研磨工、 レンズ研磨工、レンズ砂洗工、コンタ クトレンズ研磨工、プリズム荒ざり工、 砂かけ工（プリズム）、ふき上工（レン ズ）、レンズ心出工、心取工（レンズ） →レンズ・プリズム研磨工に統合 ○目盛工、ガラス目盛工、ガラス目盛墨 入工、ガラス目盛腐しょく（蝕）工、 計器目盛工、測定器目盛工、物指し目 盛製作工 →いずれも目盛りに関する職業である ため、目盛工に統合 現行の小分類〔515〕及び同〔545〕 のバツ例示を記載（重複は削除）。 新小分類 582「電気機械器具組立従 事者」に分類される「電子顕微鏡組立 工」をバツ例示に追加。
---	---	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
59 機械整備・修理従事者 機械の整備や修理を行う<u>職務</u>に従事するものをいう。工場などの生産現場において生産設備の整備・保守の<u>職務</u>に従事するものも含まれる。	55 機械整備・修理従事者 機械の整備や修理を行う<u>仕事</u>に従事するものをいう。工場などの生産現場において生産設備の整備の<u>仕事</u>に従事するものも含まれる。	属する小分類の要約となるよう修正。
591 汎用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者 原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具を除く）の<u>整備・修理の職務</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>主に</u>金属部分の切削加工に従事するものは小分類〔563〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・故障内容の確認、原因の調査 ・破損・摩耗した部品の交換による部分修理、分解を伴う機械器具の整備・総修理 ・生産設備として用いられる機械器具の整備・保全 ○機械修理工、機械分解工、機械保全工、内燃機関修理工、定置機関修理保全工、ポンプ修理工、エレベーター	551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者 原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具を除く）の<u>部分修理・総修理・整備の仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、金属部分の切削加工に<u>専ら</u>従事するものは小分類〔523〕に分類される。 ○機械修理工、内燃機関修理工、金庫修理工、クレーン修理工、工作機械修理工、製粉機修理工、選鉱機械修理	日本標準産業分類の中分類 25「はん用機械器具製造業」、26「生産用機械器具製造業」及び 27「業務用機械器具製造業」（計量計測機器・光学機械器具を除く）の機械整備・修理を行うものが本小分類に区分される。 他の小分類の説明文と平仄を合わせる観点から、「部分修理・総修理・整備」を「整備・修理」の順とし、「部分修理」及び「総修理」は課業として整理。 製造と修理両方の職務に従事している場合は、一般原則に基づいて主たる職務を判断することから、ただし書の「専ら」を「主に」に修正。 厚生労働省編職業分類、日本標準産業分類及び job tag を参考に、想定される主な課業を追記。 従来から本小分類に分類されていたが明示のなかった職業をマル例示

<u>修理工、エスカレーター修理工、業務用エアコン修理工、空調設備修理工、商業用冷蔵庫修理工、冷凍機械修理工、農業用機械修理工、トラクター修理工、建設機械修理保全工、クレーン修理工、重機整備工、選鉱機械修理工、紡績・織物機械保全工、ミシン修理工、製粉機修理工、木工機械修理工、圧搾機械修理工、工作機械修理工、半導体製造装置整備工、事務用機械修理工、業務用印刷機修理工、アミューズメント機器修理工、遊園地施設機械整備員、自動販売機修理員、コンテナ修理工、金庫修理工</u> ×マシニスト〔581〕、機械組立工〔581〕、機械検査工〔621〕	工；木工機械修理工；定置機関修理・保全工；建設機械修理・保全工；ポンプ修理工；圧搾機械修理工；印刷機修理工；機械分解工；機械保全工；紡績機械保全工 ×マシニスト〔541〕；機械組立工〔541〕	に追加。 検査を行うものは、新小分類 621「汎用・生産用・業務用機械器具検査従事者」に分類されるが混同するおそれがあることから、バツ例示に追加。
592 電気機械器具整備・修理従事者 回転電気機器・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電子管・電線・<u>ケーブル</u>・その他の電気機械器具の<u>整備・修理の職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・故障内容の確認、原因の調査 ・破損・摩耗した部品の交換による部分修理、分解を伴	552 電気機械器具整備・修理従事者 回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・<u>電池</u>・電線・<u>電らん(纜)</u>・その他の電気機械器具の修理の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	日本標準産業分類の中分類 28「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、29「電気機械器具製造業」及び 30「情報通信機械器具製造業」の機械修理を行うものが本小分類に区分される。 「電球」及び「電池」は、使い捨てて交換される製品であり、「修理」には当てはまらないため説明文から削除し、「電纜」は同義である「ケーブル」に置換え。 日本標準産業分類や job tag を参考に、想定される主な課業を追記。

<u>う機械器具の総修理</u> ○電気機械修理工、電子回路基板（P C T）点検修理工、 発電機修理工、配電盤修理工、変圧器点検修理工、家電 修理工、家庭用冷蔵庫修理工、家庭用エアコン修理工、 テレビジョン・ラジオ修理工、電気照明器具修理工、エ ックス線装置修理工、電子顕微鏡修理工、電話機修理 工、有線・無線通信機修理工、信号機修理工、電気音響 機械器具修理人、コンピューター修理工、ゲーム機修理 工 ×はんだ付工〔569〕、ペースト工〔571〕、木製セパレータ 工〔576〕、扇風機組立工〔582〕、ソケット製造工〔582〕、 電気時計組立工〔585〕	○電気機械修理工；発電機修理工；電話機修理工；有線電 話機修理工；テレビジョン・ラジオ修理工 ×はんだ付工〔529〕；ペースト工〔531〕；木製セパレータ 工〔536〕；扇風機組立工〔542〕；ソケット製造工〔542〕； 電気時計組立工〔545〕	マル例示の「有線電話機修理工」は 有線・無線問わず本項目に分類しており、また、他の小分類項目の内容例示 と平仄を合わせるため、「有線・無線 通信機修理工」に修正。また、従来か ら本小分類に分類されていたが明示 のなかった職業をマル例示に追加。
593 自動車整備・修理従事者 自動車のエンジン・車体・シャシー・車体部品などの整 備・修理の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、次の職務に従事するものは含まれない。 （１） 内張関係の修理に従事するものは小分類〔579〕 に分類される。 （２） 塗装の塗り替えに従事するものは小分類〔631〕 に分類される。 （３） ガラスの入替えに従事するものは小分類〔705〕 に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・故障内容の確認、原因の調査 ・破損・摩耗した自動車部品の交換による部分修理、分 解を伴う自動車の整備・総修理 ○自動車整備工、自動車整備士、自動車シャシー整備工、	553 自動車整備・修理従事者 自動車のエンジン・車体・シャシー・車体部品などの整 備・修理の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>内張関係の修理・塗装の塗り替え・ガラスの入 替えの仕事</u>に従事するものは含まれない。 ○自動車整備工；自動車シャシー整備工；自動車車体整備	日本標準産業分類の中分類 31「輸 送用機械器具製造業」のうち、自動車 の整備・修理を行うものが本小分類に 区分される。 ただし書について、バツ例示の整理 を踏まえ、分類先を具体化。 関連法令、日本標準産業分類及び job tag を参考に、想定される主な課 業を追記。 従来から本小分類に分類されてい

<u>自動車シャシー整備士、自動車エンジン修理工、自動車ブレーキ調整工、自動車電気装置整備工、自動車電気装置整備士、自動車車体整備工、自動車車体整備士、自動車整備技術員、軽自動車整備工、自動車修理工、トラック修理工、バス修理工、オートバイ修理工、オート三輪修理工、トレーラー修理工、自動車タイヤ整備工、自動車タイヤ整備士、自動車板金修理工</u> ×板金加工職〔566〕、<u>タイヤ修理工〔578〕</u>、<u>内張修理工〔579〕</u>、<u>フォークリフト修理工〔594〕</u>、<u>構内トレーラー修理工〔594〕</u>、<u>自動車塗装工〔631〕</u>、<u>自動車ガラスはめ込工〔705〕</u>	工；<u>自動車エンジン整備工</u>；<u>自動車整備士</u>；<u>自動車電気装置整備士</u>；<u>自動車車体整備士</u>；<u>自動車タイヤ整備士</u>；<u>自動車修理工</u>；<u>自動車エンジン修理工</u>；<u>オートバイ修理工</u> ×板金加工職〔526〕；<u>タイヤ修理工〔538〕</u>；<u>内張修理工〔539〕</u>；<u>自動車塗装工〔591〕</u>；<u>自動車ガラスはめ込工〔669〕</u>	たが明示のなかった職業をマル例示に追加。また、国家資格である「自動車シャシー整備士」を追加。 タイヤの修理を課業とするものについて、タイヤそのものを修理するのは、「タイヤ修理工」として新小分類 578「ゴム・プラスチック製品製造従事者」に分類し、自動車整備・修理の一環でタイヤを修理するものは、「自動車タイヤ整備士」（有資格者）として本項目に分類するという従来からの整理を踏まえ、「自動車タイヤ整備工」が行うタイヤ修理も本項目に整理し、マル例示に追加（輸送機械についても同様）。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。公道を走行するトレーラーは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）では「自動車」に該当することから従来からマル例示としているが、「構内トレーラー」は同法の「自動車」に該当しないため、バツ例示に追加。
594 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く） 航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械又はその部分品の<u>整備・修理の職務</u>に従事するものをいう。	554 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く） 航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械又はその部分品の修理の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	日本標準産業分類の中分類 31「輸送用機械器具製造業」のうち、自動車以外の輸送用機械器具の修理を行うものが本小分類に区分される。 現行の小分類 551「はん用・生産用・

<u>ただし、内張関係の修理に従事するものは小分類[579]に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・故障内容の確認、原因の調査 ・破損・摩耗した輸送機械部品の交換による部分修理、 <u>分解を伴う輸送機械の整備・総修理</u> ○<u>輸送機械修理工（自動車を除く）、発動機修理工（航空機）、航空整備士、航空機修理工、航空機機体整備工、航空機工場整備士、プロペラ修理工、電車修理工、鉄道車両整備工、貨車修理工、パンタグラフ修理工、蒸気機関車修理工、機関車修理技工、船舶修理工、船舶上架工、フォークリフト修理工、自転車修理工</u> ×<u>タイヤ修理工 [578]、内張修理工 [579]、エンジン組立工 [581]、自転車車輪組立工 [584]、航空計器組立工 [585]、鉄道車両配管工 [706]、航空機配線工 [719]、</u>	○<u>発動機修理工（航空機）；航空整備士；航空機修理工；電車修理工；貨車組立修理工；パンタグラフ修理工；自転車修理工</u> ×<u>製缶工 [525]；タイヤ修理工 [538]；内張修理工 [539]；エンジン組立工 [541]；自転車車輪組立工 [544]；航空計器組立工 [545]；鉄道車両配管工 [666]；航空機配線</u>	業務用機械器具整備・修理従事者」及び 553「自動車整備・修理従事者」には「整備」という文言が利用されており、これらと平仄を合わせる観点から、「整備」を説明文に追加。 バツ例示に「内張修理工 [539]」が明示されていることから、現行の小分類 553 と同様のただし書を追記。 job tag や関連法令、日本標準産業分類を参考に、想定される主な課業を追記。 従来から本小分類に分類されていたが明示のなかったものをマル例示に追加。また、「貨車組立修理工」は現行の小分類 544「輸送機械組立従事者（自動車を除く）」に分類されるものと混同するおそれがあることから、「貨車修理工」に修正。 「船舶上架工」は、「上架」が主に船底の保守・整備を行うためのものであり、本項目の課業に該当するため、現行の小分類 544「輸送機械組立従事者（自動車を除く）」から本項目に移設。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「製缶工」は、輸送機械の修理と混
--	---	---

鉄道車両配線工 [719]	工 [679] ; 鉄道車両配線工 [679]	同する可能性は低いと考えられることから、バツ例示から削除。
595 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者 計量計測機器・時計・光学機械器具の<u>整備</u>・修理の職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・計量計測機器等の部分修理・分解を伴う総修理・整備・清掃・注油 ・計量計測機器等の整備・保守・保全・目盛り又はレンズの精度調整・点検・電池交換 ○度量衡修理工、<u>光学機械器具修理工</u>、<u>メーター修理工</u>、<u>計器調整工</u>、<u>電気計器修理工</u>、<u>工業計器修理工</u>、<u>工業計器保守点検員</u>、<u>圧力計器調整修理工</u>、<u>石油精製計器修理技術員</u>、<u>船用計器修理技術員</u>、<u>時計修理工</u>、<u>カメラ修理工</u> ×計量士 [109]、<u>メーター検針員</u> [363]、<u>金属目盛彫刻工</u> [567]、<u>ぜんまい製造工</u> [569]、<u>木製ます製造工</u> [576]、<u>眼鏡フレーム製造工</u> [579]、<u>レーダー組立工</u> [582]、<u>電気時計組立工</u> [585]、<u>目盛工</u> [585]、<u>時計検査工</u> [625]	555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者 計量計測機器・時計・光学機械器具の修理の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○度量衡修理工 ; <u>時計修理工</u> ; <u>カメラ組立修理工</u> ×計量士 [249] ; <u>金属目盛彫刻工</u> [527] ; <u>ぜんまい製造工</u> [529] ; <u>木製ます製造工</u> [536] ; <u>眼鏡つる製造工</u> [539] ; <u>レーダー組立工</u> [542] ; <u>電気時計組立工</u> [545] ; <u>計器目盛工</u> [545] ; <u>ガラス目盛工</u> [545] ; <u>時計検査工</u> [585]	日本標準産業分類の中分類 27「業務用機械器具製造業」のうち、計量計測機器・光学機械器具の修理を行うものが本小分類に区分される。 job tag や関連法令、日本標準産業分類を参考に、想定される主な課業を追記。 従来から本小分類に分類されていたが明示のなかった職業をマル例示に追加。また、「カメラ組立修理工」は現行の小分類 545「計量計測機器・光学機械器具組立従事者」に分類されるものと混同するおそれがあることから、「カメラ修理工」に修正。 混同するおそれがある「メーター検針員」をバツ例示に追加し、「眼鏡つる製造工」を「眼鏡フレーム製造工」に修正。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
60 製品検査従事者（金属製品） 金属材料の製造などの生産活動、又は金属材料の加工、金属の溶接・溶断における、中間生産物及び最終生産物の検査の職務に従事するものをいう。	56 製品検査従事者（金属製品） 金属材料の製造などの生産活動、または金属材料の加工<u>処理</u>、金属の溶接・溶断における、中間生産物及び最終生産物の検査の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	日本標準産業分類の大分類 E「製造業」に属する中分類のうち、13「家具・装備品製造業」（のうち金属製のもの）、22「鉄鋼業」、23「非鉄金属製造業」及び 24「金属製品製造業」の生産工程における製品検査を担当するものが本中分類に区分。
601 金属材料検査従事者 <u>鉄鋼及び非鉄金属の金属材料を製造・処理してできた製品の検査に関する職務</u>に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・<u>目視又は放射線・超音波などを用いた検査機器等による金属材料及び製品（加工・溶接・溶断を伴わないもの）の傷やゆがみ等の外観・寸法などの検査</u> ・<u>上記金属材料等の強度・熱伝導性・耐食性・加工適性などの品質検査</u> ○<u>製鉄検査工、鋼材検査工、鋳物製品検査工、圧延検査工、放射線・磁粉・超音波検査工（製鉄・製鋼）、アルミ板検査工、非鉄金属板検査工</u>	561 金属材料検査従事者 金属材料を製造・処理してできた製品の検査に関する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>鋳物製品検査工</u>	日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」及び 23「非鉄金属製造業」の生産工程における製品検査を担当するものが本項目に区分されていることから、「金属材料」に関する説明を日本標準産業分類に合わせる形で具体化。 日本標準産業分類や job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記し、マル例示を追記。
602 金属加工・溶接・溶断検査従事者 機械又は手道具を用いて、<u>鉄鋼及び非鉄金属の金属材料を加工、若しくは電気、ガスなどにより金属を溶接・溶断して製造された製品の検査の職務</u>に従事するものをいう。	562 金属加工・溶接・溶断検査従事者 機械又は手道具を用いて、金属材料を加工、若しくは電気、ガスなどにより金属を溶接・溶断により製造された製品の検査の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	日本標準産業分類の中分類 13「家具・装備品製造業」（金属製のもの）及び 24「金属製品製造業」の生産工程における製品検査を担当するもの

う。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> <u>・目視又は放射線・超音波などを用いた検査機器等による</u> <u>金属製品（加工・溶接・溶断を伴うもの）の傷やゆがみ</u> <u>等の外観・寸法などの検査</u> <u>・金属の加工・溶接・溶断した部分の形状・強度などの品</u> <u>質検査</u> ○<u>金属溶接検査工、金属プレス検査工、金属切削製品検査</u> <u>工、金属製品検査工、鉄骨製作検査工</u>	○溶接検査工；プレス検査工；金属切削製品検査工	が本項目に区分されていることから、「金属材料」に関する説明を日本標準産業分類に合わせる形で具体化。 日本標準産業分類や job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記し、マル例示を追加。
---	--------------------------------	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
61 製品検査従事者（金属製品を除く） 化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、紡織、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品、プラスチック製品などの生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の<u>職務</u>に従事するものをいう。	57 製品検査従事者（金属製品を除く） 化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、紡織、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製本、ゴム製品、プラスチック製品などの生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	日本標準産業分類の大分類 E「製造業」に属する中分類のうち中分類 09「食料品製造業」から 21「窯業・土石製品製造業」に含まれる生産工程における製品検査を担当するものが本中分類に区分。
611 化学製品検査従事者 化学薬品・油脂・医薬品などの化学製品や石油・石炭製品の検査の<u>職務</u>に従事するものをいう。製塩の検査に従事するものも含まれる。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・目視又は放射線などを用いた検査機器等による化学製品等の外観・質量などの検査 ・関係法令に基づく化学製品等の安全基準の適合性等に関する品質検査 ○化学製品検査・分析工、石けん検査工、薬品検査・分析工、合成樹脂（プラスチック）原料検査工、コークス・練炭・豆炭検査工 ×化学繊維検査工〔575〕、合成樹脂（プラスチック）製品検査工〔578〕	571 化学製品検査従事者 化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の検査の<u>仕事</u>に従事するものをいう。製塩の検査に従事するものも含まれる ○化学製品検査工；薬品検査工	日本標準産業分類の中分類 16「化学工業」及び 17「石油製品・石炭製品製造業」の生産工程における製品検査を担当するものが本項目に区分されていることから、説明文に「石油・石炭製品」を追記。 化学繊維・合成繊維については、産業分類の改定に伴い、化学から繊維工業に変更になったことを受け、説明文を修正。 関係法令や job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記し、内容例示を追加。

612 窯業・土石製品検査従事者 ガラス製品・れんが・<u>瓦</u>・陶磁器・セメント・<u>コンクリート製品</u>、石製品の検査の<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・目視又は放射線などを用いた検査機器等による<u>ガラス製品等の傷やゆがみ等の外観・寸法などの検査</u> ・関係法令に基づく<u>ガラス製品等の安全基準の適合性等に関する品質検査</u> ○ガラス製品検査工、<u>板ガラス検査工</u>、<u>れんが検査工</u>、<u>瓦検査工</u>、<u>陶磁器検査工</u>、<u>セメント検査工</u>、<u>コンクリート製品検査工</u>、<u>土管検査工</u>、<u>検瓶工</u>（ガラス瓶製造）	572 窯業・土石製品検査従事者 ガラス製品・れんが・<u>かわら</u>・陶磁器・セメント、石製品の検査の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○ガラス製品検査工、<u>板ガラス検査工</u>、<u>陶磁器検査工</u>、<u>土管検査工</u>、<u>検瓶工</u>（ガラス瓶製造）	日本標準産業分類の中分類 21「窯業・土石製品製造業」の生産工程における製品検査を担当するものが本項目に区分されることから、建設等に用いられるれんが、コンクリート製品の検査を説明文に追記。 job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記し、マル例示を追加。
613 食料品検査従事者 精穀、製粉及び砂糖、<u>味噌</u>・<u>しょう油</u>、動植物油脂などの調味食品、<u>めん類</u>・パン・菓子・豆腐・こんにやく・<u>麴</u>・乳・乳製品・肉製品、缶詰・瓶詰などの保存食料品、水産物の処理加工により作られた製品の検査の<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・目視又は放射線などを用いた検査機器等による<u>食料品の外観・質量などの検査</u> ・関係法令に基づく消費・賞味期限、安全基準の適合性等に関する品質検査 ○食料品検査工、<u>検瓶工</u>（瓶詰食品）、<u>打検工</u>（缶詰食品） ×<u>食品衛生監視員</u>〔159〕	573 食料品検査従事者 精穀、製粉及び砂糖、<u>味噌</u>・<u>しょう油</u>（醬）油、動植物油脂などの調味食品、<u>めん類</u>・パン・菓子・豆腐・こんにやく・<u>ふ（麴）</u>・乳・乳製品・肉製品、缶詰・瓶詰などの保存食料品、水産物の処理加工により作られた製品の検査の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>検瓶工</u>（瓶詰食品）、<u>打検工</u>	日本標準産業分類の中分類 09「食料品製造業」の生産工程における製品検査を担当するものが本項目に区分。 job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 「食料品検査工」及び「打検工」をマル例示に、「食品衛生監視員」をバツ例示に追加。

614 飲料・たばこ検査従事者 製造された清涼飲料・<u>嗜好</u>飲料・<u>製造</u>たばこの検査の<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・目視又は放射線などを用いた検査機器等による飲料・たばこ製品の<u>外観・質量などの検査</u> ・<u>関係法令に基づく消費・賞味期限、安全基準の適合性等に関する品質検査</u> ○<u>飲料検査工、茶検査工、酒類検査工、たばこ検査工、検瓶工（飲料製造）、打検工（飲料）</u>	574 飲料・たばこ検査従事者 製造された清涼飲料・<u>嗜好</u>飲料・たばこの検査の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○たばこ<u>巻取</u>検査工；<u>検瓶工</u>（飲料製造）	日本標準産業分類の中分類 10「飲料・たばこ・飼料製造業」の生産工程における製品検査を担当するものが本項目に区分。 「製造たばこ」は、たばこ事業法第 2 条第 3 項に規定される葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう、とされており、2026 年現在では紙巻きたばこ、加熱式たばこが該当。 job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 飲料の検査を行う「飲料検査工」、「茶検査工」などをマル例示に追加。 清涼飲料水の容器にはペットボトル・缶・瓶があり、その検査を行う「打検工（飲料）」をマル例示に追加。 紙巻に限定される「巻取」を削除し、「たばこ巻取検査工」を「たばこ検査工」に修正。
615 繊維・衣服・繊維製品検査従事者 糸及び織布・編物・編レース・網・網・フェルトなどの製品、漂白・精練・染色された製品、布地（ニット生地を含む）・ひもなどを裁断・加工・縫製などして製造された	575 繊維・衣服・繊維製品検査従事者 糸及び織布・編物・編レース・網・網・フェルトなどの製品、漂白・精練・染色された製品、布地（ニット生地を含む）・<u>真田</u>ひもなどを裁断・加工・縫製などして製造さ	日本標準産業分類の中分類 11「繊維工業」及び 20「なめし革・同製品・毛皮製造業」（衣類に係るもの）の生産工程における製品検査を担当する

衣服・帽子・<u>寝具・タオルなどの製品</u>、なめし革・毛皮製の被服、<u>化学繊維・合成繊維などの製品</u>を検査する<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・目視又は放射線などを用いた検査機器等による紡織製品等の傷・ゆがみ等の外観・寸法などの検査 ・関係法令に基づく繊維の組成・取扱表示、安全基準の適合性等に関する品質検査 ○生糸検査工、<u>紡織検査工</u>、<u>織布検査工</u>、<u>レース検査工</u>、<u>衣服検品工</u>、<u>靴下検査工</u>、<u>繊維製品検査工</u>、<u>皮革製衣服検査工</u>、<u>化学繊維検査工</u>	れた衣服・帽子・<u>その他類似の製品</u>、なめしかわ・毛皮製の被服を検査する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○靴下検査工；生糸検査工；紡織検査工；織布検査工；繊維製品検査工	ものが本項目に区分。 説明文の「ひも」は「真田ひも」に限定されないことから「真田」を削除。 日本標準産業分類を参考に、「その他類似」を「寝具・タオルなど」に具体化。 化学繊維・合成繊維については、日本標準産業分類の改定に伴い、化学から繊維工業に変更になったことを受け、説明文を修正。 job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 説明文に合わせ、「レース検査工」等をマル例示に追加。
616 木・紙製品検査従事者 板・角材などの製材、木材チップ・合板、木・竹・草・つる・<u>コルクなどを材料として加工した各種の製品</u>、木材・木材チップ・古紙などから製造したパルプ、パルプ・その他の繊維から製造した紙・板紙、紙・板紙加工製品を検査する<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u>	576 木・紙製品検査従事者 板・角材などの製材、木材チップ・合板、木・竹・草・つる及びこれらの<u>類似品</u>を材料として加工した各種の製品、木材・木材チップ・古紙などから製造したパルプ、パルプ・その他の繊維から製造した紙・板紙、紙・板紙加工製品を検査する<u>仕事</u>に従事するものをいう。	日本標準産業分類の中分類 12「木材・木製品製造業（家具を除く）」、13「家具・装備品製造業」（木製のもの）及び 14「パルプ・紙・紙加工品製造業」の生産工程における製品検査を担当するものが本項目に区分。 「これら類似品」について、日本標準産業分類を参考に、「コルク」に具体化。 job tag 等を参考に、想定される主

・目視又は放射線などを用いた検査機器等による傷・ゆがみ等の外観・寸法などの検査 ・関係法令に基づく原料・成分表示、安全基準の適合性等に関する品質検査 ○丸太検査工、木型検査工、木材検査工、合板検査工、つる製品検査工、木製品検査工、コルク製品検査工、パルプ検査工、段ボール検査工、仕上検査工（紙・紙製品製造）	○丸太検査工；木型検査工；木材検査工；仕上検査工（紙・紙製品製造）	な課業を追記。 説明文に合わせ、「合板検査工」等をマル例示に追加。
617 印刷・製本検査従事者 製版・印刷、鋳造した活字及び製本の検査の職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・目視又は画像処理技術を用いた検査機器等による印刷時のかすれ・欠け・汚れなどの不具合の検査 ・目視等による製本時の折ずれ、落丁などの不具合の検査 ○印刷検査工、製本検査工 ×校正工〔577〕	577 印刷・製本検査従事者 製版・印刷、鋳造した活字及び製本の検査の仕事に従事するものをいう。 ○印刷検査工；製本検査工	日本標準産業分類の中分類 15「印刷・同関連業」の生産工程における製品検査を担当するものが本項目に区分される。 job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 印刷の前段階で活字の校正を行う「校正工」をバツ例示に追加。
618 ゴム・プラスチック製品検査従事者 ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品（合成ゴムを含む）の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の検査の職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・目視又は放射線などを用いた検査機器等によるゴム・プ	578 ゴム・プラスチック製品検査従事者 ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品（合成ゴムを含む）の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の検査の仕事に従事するものをいう。	日本標準産業分類の中分類 13「家具・装備品製造業」（ゴム・プラスチック製）、18「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」及び19「ゴム製品製造業」の生産工程における製品検査を担当するものが本項目に区分。 job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。

<u>プラスチック製品の傷・ゆがみ等の外観・寸法などの検査</u> ・<u>関係法令に基づく原料・成分表示、安全基準の適合性等</u> <u>に関する品質検査</u> ○検査工（ゴム・プラスチック製品）、<u>タイヤ検査工</u>	○検査工（ゴム・プラスチック製品）	自動車や輸送機械等に用いられる ゴム製タイヤの検査に従事する「<u>タイヤ検査工</u>」をマル例示に追加。
619 その他の製品検査従事者（金属製品を除く） 小分類〔611～618〕に含まれない毛皮・なめし革、各種の革製品（衣服を除く）、かばん・袋物・玩具・洋傘・提灯・団扇・^{ほうき}箆・ブラシ・漆器・印判等又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等、内張、表具などの検査の職務に従事するものをいう。 ○仕上検査工（皮革製品）、<u>鉛筆検査工</u>、<u>万年筆検査工</u>、<u>漆器製品検査工</u>、<u>製品検査工（ギター製造）</u>	579 その他の製品検査従事者（金属製品を除く） 小分類〔571～578〕に含まれない毛皮・なめし革、各種の革製品（衣服を除く）、かばん・袋物・<u>がん（玩）具</u>・洋傘・<u>ちょうちん</u>・<u>うちわ</u>・<u>ほうき</u>・ブラシ・漆器・印判等又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等、内張、表具などの検査の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○仕上検査工（皮革製品）；<u>鉛筆検査工</u>；<u>漆器製品検査工</u>；<u>製品検査工（ギター製造）</u>	「万年筆検査工」をマル例示に追加。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
62 機械検査従事者 各種機械の生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の<u>職務</u>に従事するものをいう。	58 機械検査従事者 各種機械の生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	
621 汎用・生産用・業務用機械器具検査従事者 原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く）の検査の<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・目視又は検査機器等を用いた上記機械器具や部品の<u>外観・寸法・取付け状況などの検査</u> ・関係法令に基づく安全基準の適合性、性能等に関する品質検査 ○機械検査工、内燃機関検査工、金庫検査工、クレーン検査工、工作機械検査工、製粉機検査工、選鉱機械検査工、木工機械検査工、定置機関検査工、建設機械検査工、ポンプ検査工、圧搾機械検査工、印刷機検査工 ×光学機械検査工〔625〕、計器検査工〔625〕、時計検査工〔625〕	581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者 原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く）の検査の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○機械検査工；内燃機関検査工；金庫検査工；クレーン検査工；工作機械検査工；製粉機検査工；選鉱機械検査工；木工機械検査工；定置機関検査工；建設機械検査工；ポンプ検査工；圧搾機械検査工；印刷機検査工	日本標準産業分類の中分類 25「はん用機械器具製造業」、26「生産用機械器具製造業」及び 27「業務用機械器具製造業」（計量計測機器・光学機械器具を除く）の生産工程における製品検査を担当するものが本項目に区分。 job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 新小分類 625「計量計測機器・光学機械器具検査従事者」に分類される機械類をバツ例示に追加。
622 電気機械器具検査従事者 <u>回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・ケーブル・その他の電気機械器具の検査の職務</u>に従事するものをいう。	582 電気機械器具検査従事者 電気機械器具の<u>試験・検査の仕事</u>に従事するものをいう。	日本標準産業分類の中分類 28「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、29「電気機械器具製造業」及び 30「情報通信機械器具製造業」の生産工程における製品検査を担当するものが本

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>目視又は検査機器等を用いた上記機械器具や部品の外観・寸法・取付け状況などの検査</u> ・ <u>関係法令に基づく安全基準の適合性、性能等に関する品質検査</u> ○ <u>グリット検査工、ケーブル検査工、電気製品検査工、電気部品検査工、電気機械器具検査工、配電盤検査工、半導体製品検査工、電気通信機器検査工、電子計算機検査工、加熱式たばこ（本体装置）検査工</u>	○ <u>グリット検査工；ケーブル検査工；電気製品検査工；電気部品検査工；電気機械器具検査工</u>	項目に区分。 新小分類 582「電気機械器具組立従事者」との整合性を図る観点から説明文を修正。なお、現行の説明文に「試験」という文言があるが、これは前回改定時に小分類「電球・電子管組立作業員」及び「その他の電気機械器具組立・修理作業員」を統合した際、その説明文に「試験」が含まれていたことによる。現行の中分類 58「機械検査従事者」の説明文には「試験」の文言は使われていないことから、説明文から削除。 関係法令、日本標準産業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記し、マル例示を追加。
623 自動車検査従事者 自動車又はその部品の検査の職務に従事するものをいう。	583 自動車検査従事者 自動車の検査の仕事に従事するものをいう。	日本標準産業分類の中分類 31「輸送用機械器具製造業」のうち、自動車の生産工程における製品検査を担当するものが本項目に区分。 新小分類 624「輸送機械検査従事者（自動車を除く）」の説明と平仄を合

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>目視又は検査機器等を用いた自動車や部品の外観・寸法・取付け状況などの検査</u> ・ <u>関係法令に基づく安全基準の適合性、性能等に関する品質検査</u> ○自動車検査工 ×自動車検査官・検査員〔109〕、自動車整備・修理従事者〔593〕、ガラス製品検査工〔612〕タイヤ検査工〔618〕、テストドライバー〔659〕	○自動車検査工	わせる形で部品に関する文言を追記。 関係法令、日本標準産業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 自動車検査官・検査員（市場へ出荷後の自動車の安全性等の検査）、自動車整備・修理従事者（市場へ出荷後の自動車の整備・修理）、輸送機械のタイヤやガラスの検査、テストドライバー（自動車開発・製造の過程での自動車の動的性能を検査職務に従事するもの）については、別の小分類に区分するためバツ例示に追加。
624 輸送機械検査従事者（自動車を除く） <u>航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械又はその部品の検査の職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>目視又は検査機器等を用いた輸送機械や部品の外観・寸</u>	584 輸送機械検査従事者（自動車を除く） <u>自動車を除く輸送機械の検査の仕事に従事するものをいう。</u>	日本標準産業分類の中分類 31「輸送用機械器具製造業」のうち、自動車以外の輸送用機械器具の生産工程における製品検査を担当するものが本項目に区分。 新小分類 584「輸送機械組立従事者（自動車を除く）」及び新小分類 594「輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）」と平仄を合わせる形で説明文を修正。 job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。

<u>法・取付け状況などの検査</u> ・<u>関係法令に基づく安全基準の適合性、性能等に関する品質検査</u> ○<u>航空検査技術者、航空工場検査員、鉄道検車手、車両検査係、試運転工、ロードテスター、輸送機械検査工、船体検査工</u> ×<u>航空工場検査官〔109〕、航空機検査官〔109〕、船舶検査官〔109〕、ガラス製品検査工〔612〕、タイヤ検査工〔618〕</u>	○<u>航空工場検査員；鉄道検車手；車両検査係；試運転工；ロードテスタ；試運転工；輸送機械検査工</u>	「航空工場技術者」（令和元年に国家資格が廃止され「航空検査技術者」を事業者が選任する形（経済産業大臣へ届出）に変更）及び「船舶検査工」をマル例示に追加。 混同するおそれのある「航空工場検査官」及び「航空機検査官」等をバツ例示に追加。
625 計量計測機器・光学機械器具検査従事者 計量計測機器・<u>時計</u>・光学機械器具の<u>検査の職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>目視又は検査機器等を用いた計量計測機器・時計・光学機械器具及びその外観・寸法・取付け状況などの検査</u> ・<u>関係法令に基づく基準の適合性、性能等に関する品質検査</u> ○<u>光学機械検査工、計器検査工、時計検査工、レンズ検査工</u>	585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者 計量計測機器・光学機械器具の<u>検査の仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>光学機械検査工；計器検査工；時計検査工；レンズ検査工</u>	日本標準産業分類の中分類 27「業務用機械器具製造業」のうち、計量計測機器・光学機械器具の生産工程における製品検査を担当するものが本項目に区分。 新小分類 585「計量計測機器・光学機械器具組立従事者」及び新小分類 595「計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者」の説明と平仄を合わせる形で説明文を修正。 job tag 等を参考に、想定される主な課業を追加。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
63 その他の生産工程従事者 生産工程において、中分類〔56～62〕に含まれない<u>塗装・絵付・文字入れ・写真現像・製図などの職務</u>に従事するものをいう。	59 生産関連・生産類似作業従事者 <u>塗装や写真現像など生産に関連し、又は生産に類似する技能的な仕事</u>に従事するものをいう。	分類項目名称及び説明文において、定義があいまいな「類似」や「関連」という表現が使用されているが、本項目が新大分類K「生産工程従事者」に属するいずれの中分類にも分類されないものを区分する「その他」の項目として使用されていた実態や、他の大分類の構成における「その他」の項目の取扱いと整合性を図る観点から、「生産工程」に従事するもので、中分類〔56～62〕に含まれないものを分類する中分類項目として分類項目名を改称。 説明文は、属する新小分類〔631 及び 639〕の変更を反映する形で修正。
631 塗装・絵付従事者 <u>工業的又は商業的製品・看板等への塗装・絵付・文字入れなどの職務</u>に従事するものをいう。	591 生産関連作業従事者 <u>塗装、紙・板・カンバス・銅版などへの絵描き・文字書き、写真現像・焼付・引伸し、製図・写図・現図など生産に関連する技能的な仕事</u>に従事するものをいう。	国勢調査では現行の小分類 591「生産関連作業従事者」を 2 分割し、画工や塗装・看板制作を課業とするものを 59n「画工，塗装・看板制作従事者」として集計していることを参考に本項目を見直し、新小分類の名称も、マル例示に共通する課業である「塗装・絵付従事者」に改称。 説明文及びマル例示は、画工や塗装・看板制作を課業とするもののみ残すこととし、以下のとおり説明文を修正。

<u>ただし、彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作の職務に従事するもの、工業的又は商業的製品などの意匠を考案する職務に従事するものは中分類〔23〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>工業的又は商業的製品・看板等への手作業又は機械器具による塗装・絵付・文字入れ</u> ・ <u>客からの依頼による工業的又は商業的製品・看板等の再塗装</u> ○ <u>塗装着色工、ペイント工、コーティングスタッフ、カバーリング工、吹付塗装工、絵付塗装着色工、塗装設備制御・監視員、エナメル塗装工、化学塗料塗装被覆工、ペンキ職、家具塗装工、漆器・漆塗工、まき絵師、生活雑貨製品絵付文字入工、工芸品彩色工、皮革製品塗装工、金属塗装工、自動車塗装工、鉄道車両塗装工、船体塗装工、建築塗装工、建物塗装工、画工、図案工、図案画工、陶磁器絵付工、大道具・小道具画工、舞台背景・商業施</u>	○ <u>自動車塗装工；塗装設備制御・監視員（自動車など）；船体塗装工；吹付塗装工；エナメル塗装工；塗装着色工；絵付着色工（塗装）；羽子板彩色工；家具塗装工（漆を除く）；げた台塗装工；ゴムまり絵付工；エナメル被覆工；ラック塗工；ペンキ職；金属塗装工；化学塗装工；ちょうちん・うちわ・和傘絵付工；画工（窯業を除く）；図案工；図案画工；アニメーター；ペンキ画工；看板書き；ビラ書き；ちょうちん・うちわ・和傘文字書工；テ</u>	・ 「文字書き」は機械化の進展を踏まえて「文字入れ」に修正。 ・ 「紙・板・カンバス・銅版などへの絵描き」は、新小分類 232「画家、書家」に分類されるものが行う芸術作品の創作（制作）とは異なることから、「絵付け」に修正。 ・ 機械化の進展により、塗装等が手作業で行われるとは限らないため、「技能的」を削除。 芸術作品を創作するものや、意匠を考案するものを分類する新中分類 23「美術家、デザイナー、写真家、映像・動画制作者」の職業とは異なることをただし書に追記。 厚生労働省編職業分類、job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追記。 マル例示については、以下のとおり修正。 ・ 「塗装設備制御・監視員（自動車など）」は自動車に限定されないため、括弧書きを削除。 ・ 「羽子板彩色工」及び「ゴムまり絵付工」は、「工芸品彩色工」に集約。
--	--	---

設壁画描き、看板書き、ビラ書き、筆耕士、賞状書士、 テクニカルイラストレーター、POPライター	クニカルイラストレーター；POPライター；写真現 像工；写真焼付工；フィルム現像工；写真引伸し工；写 真修整工；フィルム焼付工；写真エアブラシ工；製図 工；機械製図工；土木製図工；トレース工；鉱山製図工； 船舶製図工；航空機製図工；電機製図工；建築写真工； 設計手；製図検査工；写真工；青写真工；CADオペレ ーター；パタンナー；現図工；車両現図工；造船現図工； 航空機現図工；鉄鋼現図工；鉄工現図工；構造物現図 工；木工現図工；現図検査工；織物意匠図工	・ 「ちょうちん・うちわ・和傘絵付・ 文字書工」は「生活雑貨製品絵付文 字入工」に修正。 ・ 塗装・絵付・文字入れを課業とす るもののうち、これまで本項目に分 類されていなかった漆塗りや窯業 に係るものについて本項目の課業 との類似性を考慮し、本項目に分 類。これにより、マル例示にあるも のから、「(漆を除く)」や「(窯業を 除く)」といった表現を削除し、バ ツ例示「漆塗工」及び「陶磁器絵付 工」をマル例示に移設。 ・ 「まき絵師」も本項目の課業との 類似性を考慮し、現行の小分類 539 「その他の製品製造・加工処理従事 者（金属製品を除く）」から本項目 に移設。 ・ 「げた台塗装工」は、代表性がな いため削除。 ・ 「ラック塗工」は、家具塗装の一 種のため「家具塗装工」に集約。 ・ 「エナメル被覆工」、「化学塗装工」 を「化学塗料塗装被覆工」に集約。 ・ 「アニメーター」は、作画だけで なく、アニメーション作品の映像制 作も課業とすることから、新小分類 235「映像・動画制作者」に移設。
--	--	---

×画家〔232〕、書家（教授しないもの）〔232〕、ポスターデザイナー〔233〕、図案技師〔233〕、絵付用デザイン係〔233〕、アニメーター〔235〕、アニメーション製作工〔235〕、映写技師〔235〕、<u>罫書工〔569〕</u>、金属表面処理従事者〔567〕、溶射めっき工〔567〕、砂吹工（サンドブラスト工）（金属）〔567〕、製図工〔632〕、写真現像工〔632〕	×水彩画家〔222〕；装飾画家〔222〕；け（罫）がき工〔529〕；<u>陶磁器絵付工〔532〕</u>；印刷写真工〔537〕；漆塗工〔539〕；<u>心取工（レンズ）〔545〕</u>	・ 「ペンキ画工」は、「ペンキ職」に集約し、製品の種類や塗料名によらない「ペイント工」等をマル例示に追加。 ・ 従来から分類されてきたが明示されてこなかったもののうち、移設しないものをマル例示に追加。 ・ 「写真現像工」～「織物意匠図工」は、本項目を分割した新小分類 632 「写真現像・製図従事者」に分類するため本項目には含めず、次項目で整理。 他の項目へ移設したもの（例：アニメーター）及びそれに関連するもの、混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「絵付用デザイン係」は、絵付のデザイン（意匠の考案）を行うものであることから、「溶射めっき工」及び「砂吹工（サンドブラスト工）（金属）」は、金属の表面加工処理を行うものであることから、バツ例示に追加。
632 写真現像・製図従事者 写真現像・焼付・引伸し、又は写図・現図などの<u>製図の職務</u>に従事するものをいう。	（現行の小分類 591 を分割して新設するため再掲） 591 生産関連作業従事者 <u>塗装、紙・板・カンバス・銅版などへの絵描き・文字書き、写真現像・焼付・引伸し、製図・写図・現図など生産に関連する技能的な仕事</u>に従事するものをいう。	国勢調査では現行の小分類 591「生産関連作業従事者」を 2 分割し、写真現像や製図を課業とするものを 59o「生産関連作業従事者（画工，塗装・看板制作を除く）」として集計していることを参考に本項目を見直し、新小

<u>ただし、住宅・その他の建築物の建設等に関する計画・設計などの技術的な職務に従事するものは小分類〔081〕に、彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作の職務に従事するもの、工業的又は商業的製品などの意匠を考案する職務に従事するものは中分類〔23〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・他者が撮影・作成した写真・図案の現像・プリント・焼付け・引伸し ・他者が考案・作成した意匠や設計の図案に基づく、生産に使用するための型の製作やC A Dを使用した写真・現像などの製図 ○写真現像工、写真焼付工、フィルム現像工、写真引伸し工、写真修整工、フィルム焼付工、製図工、機械製図工、土木製図工、トレース工、鋌山製図工、船舶製図工、航空機製図工、電機製図工、建築製図工、設計手、製図検査工、写図工、C A Dオペレーター、C A Mオペレーター、立体製図工、建築透視図（建築パース）製作者、パタンナー、型紙作り人、型板取工、既製服製造グレーダー、衣服型紙製図工、現図工、車両現図工、造船現図工、航空機現図工、鉄鋼現図工、鉄工現図工、構造物現図工、木工現図工、現図検査工、織物意匠工	○自動車塗装工；塗装設備制御・監視員（自動車など）；船体塗装工；吹付塗装工；エナメル塗装工；塗装着色工；絵付着色工（塗装）；羽子板彩色工；家具塗装工（漆を除く）；げた台塗装工；ゴムまり絵付工；エナメル被覆工；ラック塗工；ペンキ職；金属塗装工；化学塗装工；ちょうちん・うちわ・和傘絵付工；画工（窯業を除く）；図案工；図案画工；アニメーター；ペンキ画工；看板書き；ビラ書き；ちょうちん・うちわ・和傘文字書工；テクニカルイラストレーター；P O Pライター；写真現像工；写真焼付工；フィルム現像工；写真引伸し工；写真修整工；フィルム焼付工；写真エアブラシ工；製図工；機械製図工；土木製図工；トレース工；鋌山製図工；船舶製図工；航空機製図工；電機製図工；建築写図工；設計手；製図検査工；写図工；青写真工；C A Dオペレー	分類の名称も、マル例示に共通する課業である「写真現像・製図従事者」に改称。 本項目に分類される「製図工」、「写真現像工」及び「パタンナー」に関連する職業である「建築家」、「写真家」及び「デザイナー」は別の項目に分類されることから、ただし書を追記。 厚生労働省編職業分類、job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を追記。 「自動車塗装工」～「P O Pライター」は、新小分類 631「塗装・絵付従事者」に分類することから、マル例示から削除。 「写真エアブラシ工」及び「青写真工」は、カメラ・現像機双方の機械化などにより、これらの課業のみを専業で行うものは少数であることから、マル例示から削除。 従来から本項目に分類されてきたが明示されていなかった職業である「C A Mオペレーター」、「立体製図工」、「建築透視図（建築パース）製作者」、「型紙作り人」、「既製服製造グレ
--	--	--

×<u>建築士〔081〕、測量士〔083〕、システムデザイナー〔093〕、CGプログラマー〔094〕、画家〔232〕、デザイナー〔233〕、図案技師〔233〕、写真家〔234〕、写真館主〔234〕、写真技師〔234〕、金型彫刻工〔567〕、印刷写真工〔577〕、製版オペレーター〔577〕、レンズ・プリズム研磨工〔585〕、塗装工〔631〕、絵付工〔631〕</u>	ター；パタンナー；現図工；車両現図工；造船現図工；航空機現図工；鉄鋼現図工；鉄工現図工；構造物現図工；木工現図工；現図検査工；織物意匠図工 ×<u>水彩画家〔222〕；装飾画家〔222〕；け（野）がき工〔529〕；陶磁器絵付工〔532〕；印刷写真工〔537〕；漆塗工〔539〕；心取工（レンズ）〔545〕</u>	ーダー」及び「衣服型紙製図工」をマル例示に追加。 「型板取工」は、型を鋼材に現図することが課業のため、現行の小分類 525「鉄工，製缶従事者」から移設。 ただし書に整理した項目に関連するものをバツ例示に追加。 混同するおそれがあるものや新小分類 631「塗装・絵付従事者」に分類されるものをバツ例示に追加。
639 他に分類されない生産工程従事者 <u>小分類〔561～632〕に含まれない生産工程において行われる職務に従事するものをいう。</u>	592 生産類似作業従事者 <u>生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>映写技師；水門操作員；温泉供給バルブ操作員；河川監視員；水位監視員；照明係（舞台・撮影所）</u>	本項目に分類されるもののうち、「映写技師」及び「照明係（舞台・撮影所）」これらに類似する職業として従来から本項目に分類されてきた「照明オペレーター」、「照明助手」、「音響係」、「ミクサー」などは映像・動画の企画、撮影、編集、配信といった職務に従事することから、新小分類 235「映像・動画制作者」などの他の該当する項目に移設。 「水門操作員」等のマル例示についても、生産工程に従事しているとはいえないことから、新小分類 769「他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者」などの他の該当する項目に移設。 これにより、現行のマル例示はすべ

×ラジオミクサー〔101〕、ミクサー（映画・テレビ）〔235〕、 音響係〔235〕、映写技師〔235〕、照明係〔235〕、照明助 手〔235〕、照明オペレーター〔235〕、水門操作員〔769〕、 水位監視員〔769〕、水位観測人〔769〕、水路管理人〔769〕、 水路見張り人〔769〕、水力発電水路係員、発電用水路監 視員〔769〕、河川監視員〔769〕、河川巡視員〔769〕、温 泉供給バルブ操作員〔769〕、温泉給湯作業員〔769〕、広 告折込工〔769〕、ダイレクトメール封入工〔769〕、チラ シ折込人〔769〕		て他の項目に移設されるが、今後、新 小分類〔561～632〕に該当しない生産 工程に従事するものが社会的に認知 されうる可能性を考慮して、本項目は 「その他」の項目として位置づけ、そ れを踏まえて、本小分類の名称を定義 があいまいな「生産類似作業従事者」 から「他に分類されない生産工程従事 者」に、説明文も併せて修正。 従来本項目に分類されてきたが、生 産工程に従事しているとはいえず、他 の該当する分類項目へ移設するもの をバツ例示に追加。
--	--	--

大分類 L「輸送・機械運転従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
<u>L 輸送・機械運転従事者</u> <u>鉄道・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦及び輸送に</u> <u>関連する職務、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作す</u> <u>る職務に従事するものをいう。</u>	<u>I 輸送・機械運転従事者</u> <u>機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の</u> <u>仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及</u> <u>び建設機械を操作する仕事に従事するものをいう。</u>	説明文の「機関車・電車」を、中分類名に含まれ、かつ包括的な概念である「鉄道」とし、「その他の関連する仕事」の範囲を明文化するため、「輸送に関連する職務」に修正。
<u>64 鉄道運転従事者</u> <u>電車・電気機関車・ディーゼル機関車・蒸気機関車などの</u> <u>鉄道車両を運転・操作する職務に従事するものをいう。</u>	<u>60 鉄道運転従事者</u> <u>鉄道・軌道の電気機関車・ディーゼル機関車・蒸気機関</u> <u>車・電車などを運転・操作する仕事に従事するものをいう。</u>	広く普及している「電車」を先頭に移動。
<u>641 電車運転士</u> <u>電車などの鉄道車両を運転する職務に従事するものを</u> <u>いう。これらの助士も含まれる。</u> <u>ただし、機関車又は気動車を運転する職務に従事する</u> <u>ものは小分類〔649〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> <u>・乗務前の健康状態の確認、機器類の点検、安全装置の確認</u> <u>・信号・標識・踏切の確認喚呼、加速・ブレーキによる速</u>	<u>601 電車運転士</u> <u>鉄道・軌道の電車・トロリーバスなどを運転する仕事に</u> <u>従事するものをいう。</u>	本項目には従来から「見習い」（助士）が含まれることから、説明文に明記。 また、本項目には従来から電車をはじめ電力を動力とする鉄道車両（電気機関車を除く）の運転士が分類されている一方で、機関車及び気動車の運転士は新小分類 649「その他の鉄道運転従事者」に分類されているため、その旨をただし書として追加。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、主な課業を追記。

<u>度の調節、運行計画に沿った運転</u> ・<u>脱線や線路不具合、事故等発生時の安全確保</u> ○<u>電車運転士見習い、路面電車運転士、路面電車運転士見習い、新交通システム（有人）運転手、新交通システム（有人）運転手見習い、モノレール運転士、モノレール運転士見習い、DMV（デュアルモードビークル）運転士、DMV（デュアルモードビークル）運転士見習い</u> ×<u>運転指令（新交通システムを含む）〔332〕、遊園地乗り物運転員〔478〕、電気機関士〔649〕、ディーゼル機関士〔649〕、蒸気機関士〔649〕、気動車運転士〔649〕、ケーブルカー乗務員（車掌）〔671〕、ロープウェイ乗務員（車掌）〔671〕、リフト運転員〔689〕、スキーリフト運転員〔689〕、ロープウェイ機関操作員〔689〕、ケーブルカー機関操作員〔689〕</u>	○<u>電車運転士；電車運転士見習；路面電車運転士；路面電車運転士見習；新交通システム（有人）運転手；新交通システム（有人）運転手見習；トロリーバス運転士；トロリーバス運転士見習；モノレール運転士；モノレール運転士見習；レールバス運転士</u> ×<u>運転指令（新交通システムを含む）〔302〕；遊園地電車運転員〔407〕；ロープウェイ乗務員〔639〕；リフト運転員〔649〕；スキーリフト運転員〔649〕</u>	現在の運行中の車両に合わせ、マル例示に「DMV」（線路と道路の両方を走行可能な車両）を追加。 現在、トロリーバス及びレールバスの運行が行われていないことから、「トロリーバス運転手」等をマル例示から削除。 ただし書に該当する職業である「電気機関士」等をバツ例示に追加。 また、ロープウェイ及びケーブルカーの運転は、山上にいる機関操作員が行うため（運転士ではなく車掌の職務）、「ケーブルカー乗務員（車掌）」等をバツ例示に追加。
649 その他の鉄道運転従事者 <u>電気・ディーゼル・蒸気機関車又は気動車を運転する職務に従事するものをいう。これらの助士も含まれる。</u> ○<u>電気機関士、電気機関士見習い、工場電気機関車運転士、ディーゼル機関士、ディーゼル機関士見習い、蒸気機関士、蒸気機関助士、気動車運転士、気動車運転士見習い、工場気動車運転士</u>	609 その他の鉄道運転従事者 <u>電気・ディーゼル・蒸気機関車の運転、蒸気缶の操作の仕事に従事するもの、又はその助士、及び気動車を運転する仕事に従事するものをいう。</u> ○<u>電気機関士；電気機関士見習；工場電気機関車運転士；ディーゼル機関士；ディーゼル機関士見習；蒸気機関士；蒸気機関助士；気動車運転士；気動車運転士見習；工場気動車運転士</u>	現行説明文の「蒸気缶の操作」は機関車の運転の一環であり、「気動車の運転」に集約。「又はその助士」という表現がどこまで係るのか明確でなく、いずれの職業にも「助士」が存在する可能性があることから「これらの助士も含まれる」に修正。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
65 自動車運転従事者 各種自動車（バス・乗用自動車・貨物自動車など）を運転する<u>職務</u>に従事するものをいう。	61 自動車運転従事者 各種自動車（バス・乗用自動車・貨物自動車など）を運転する<u>仕事</u>に従事するものをいう。	
651 バス運転者 大型自動車第二種運転免許等の免許を有し、バスを運転する<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・乗務前の健康状態の確認、車両・エンジンの点検 ・加速・ブレーキによる速度の調整、運行ルートに沿ったバスの運転 ・乗客の乗降時の支援・安全確保 ○営業用バス運転者、<u>自家用バス運転者</u>、<u>送迎バス運転者</u>、<u>スクールバス運転者</u>、<u>観光バス運転手</u>、<u>貸切バス運転者</u>、<u>高速バス運転手</u>、<u>乗合バス運転者</u>、<u>マイクロバス運転者</u>、<u>ワンマンバス運転者</u>、<u>コミュニティバス運転手</u> ×<u>バス運行管理員</u>〔332〕、<u>添乗員（観光バス）</u>〔491〕、<u>スクールバス添乗員</u>〔499〕、<u>救急車運転者</u>〔522〕、<u>霊きゆう 柩 車運転者</u>〔653〕、<u>車掌</u>〔671〕	611 バス運転者 バスを運転する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○営業用バス運転者、<u>自家用バス運転者</u>、<u>送迎バス運転者</u>、<u>スクールバス運転者</u>、<u>貸切バス運転者</u>、<u>乗合バス運転者</u>、<u>マイクロバス運転者</u>、<u>ワンマンバス運転者</u> ×<u>救急車運転者</u>〔452〕、<u>レールバス運転士</u>〔601〕、<u>霊きゆう（柩）車運転者</u>〔613〕	バスの運転には免許が必要であることから、免許の有無を説明文に明示。 厚生労働省編職業分類や job tag 等を参考に、主な課業を追記。 厚生労働省編職業分類等を参考に「観光バス運転手」、「高速バス運転手」をマル例示に追加 「コミュニティバス運転士」は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の附帯決議に基づき、地域の需要に即した乗合運送サービスに関する関係者の意見等が反映されるよう周知徹底が図られて以降、全国で導入が推進されていることから、マル例示に追加。 混同するおそれがある「バス運行管理員」等をバツ例示に追加。

652 乗用自動車運転者 <u>普通自動車第二種運転免許等の免許を有し、乗用自動車を運転して乗客を輸送する職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・乗務前の健康状態の確認、車両・エンジンの点検 ・乗り場での待機、配車係の依頼による迎車 ・乗客の荷物の預かり、乗降時の支援、目的地までの輸送 ○営業用乗用自動車運転者、<u>ハイヤー運転者</u>、<u>自家用乗用自動車運転者</u>、<u>タクシー運転者（観光タクシー以外）</u>、<u>福祉輸送事業（介護）タクシー運転者</u>、<u>代行運転者（運転代行業）</u>、<u>ライドシェア運転手</u>、<u>公用車運転手</u>、<u>社用車運転手</u> ×<u>タクシー運行管理員</u>〔332〕、<u>救急車運転者</u>〔522〕	612 乗用自動車運転者 乗用自動車を運転する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○営業用乗用自動車運転者、<u>ハイヤー運転者</u>、<u>自家用乗用自動車運転者</u>、<u>タクシー運転者</u>、<u>代行運転者（運転代行業）</u> ×<u>救急車運転者</u>〔452〕	乗用車の運転には免許が必要であるところから、免許の有無を説明文に明示。また、「乗客を輸送」することが職務であるため、説明文に追記。 厚生労働省編職業分類や job tag 等を参考に、主な課業を追記。 「タクシー運転者」については、新小分類 491「旅行・観光案内人」の「観光タクシー運転者」と区別するため、「（観光タクシー以外）」を追加。 一般乗用旅客自動車運送事業の中には、介護保険を適用し通院等乗降介助を含むタクシーサービスを提供する介護保険タクシー、介護保険を利用しない介護タクシー、身体障害者向けの福祉タクシー等も存在することから、「福祉輸送事業（介護）タクシー運転者」をマル例示に追加。また、近年ではライドシェアの事業が展開されていることから「ライドシェア運転手」を、厚生労働省編職業分類等を参考に「公用車運転手」等をマル例示に追加。 タクシーの運行管理を職務とするものは、新小分類 332「運行管理事務
---	--	---

		員」に分類されることから「タクシー運行管理員」をバツ例示に追加。
653 貨物自動車運転者 <u>大型自動車第一種運転免許等の免許を有し、貨物運送用自動車を運転して貨物を輸送する職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、郵便物の集配及び電報の配達の仕事に従事するものは小分類〔731〕に、商品などの荷物の配達・集荷を行う職務に従事するものは小分類〔735〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・乗務前の健康状態の確認、車両・エンジンの点検 ・輸送する貨物の内容・目的地等の確認 ・車両の運転による目的地までの貨物の輸送 ○軽貨物自動車運転者、営業用貨物自動車運転者、自家用貨物自動車運転者、ミキサー車運転者、バキュームカー運転者、トラック運転者、トレーラートラック運転者、<u>ダンプカー運転者</u>、<u>タンクローリー運転者</u>、<u>霊柩車</u>運転者、<u>小型貨物自動車運転者</u>、<u>ごみ収集車運転者</u>、<u>産業廃棄物運搬車運転者</u>、<u>郵便運送自動車運転者</u>、<u>キャリアカー運転者</u> ×消防自動車運転者〔522〕、<u>レッカー車運転者〔659〕</u>、	613 貨物自動車運転者 貨物運送用自動車を運転する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○軽貨物自動車運転者、<u>貨物自動車運転者</u>、<u>営業用貨物自動車運転者</u>、<u>自家用貨物自動車運転者</u>、<u>ミキサー車運転者</u>、<u>バキュームカー運転者</u>、<u>トラック運転者</u>、<u>トレーラートラック運転者</u>、<u>タンクローリー運転者</u>、<u>霊きゅう（柩）車運転者</u>、<u>小型貨物自動車運転者</u>、<u>塵芥収集車運転者</u>、<u>産業廃棄物運搬車運転者</u>、<u>郵便運送自動車運転者</u>、<u>キャリアカー運転者</u> ×消防自動車運転者〔452〕、<u>駅構内トラクター運転者</u>	乗用車の運転には免許が必要であることから、免許の有無を説明文に明示。また、「貨物を輸送」することが職務であることから、その旨を説明文に追記。 新大分類N「運搬・清掃・包装等従事者」に属する新小分類 731「郵便・電報配達員」及び同 735「配達員」の職務が特定の個人宅等宛ての物品を当該個人宅等へ配達するのに対し、本項目に分類されるものは不特定（多数）の物品を輸送するものであることから、ただし書を追記。 厚生労働省編職業分類や job tag 等を参考に、主な課業を追記。 従来から本項目に分類されていた「ダンプカー運転者」等をマル例示に追加。 混同するおそれがある「レッカー車

駅構内トラクター運転者〔679〕、<u>フォークリフト運転者〔679〕</u>、<u>郵便集配員〔731〕</u>、<u>宅配配達人〔735〕</u>	〔639〕、<u>フォークリフト運転者〔639〕</u>、<u>宅配配達人〔705〕</u>	運転者」等をバツ例示に追加。
659 その他の自動車運転従事者 バス・乗用自動車・貨物自動車以外の自動車を運転する<u>職務</u>に従事するものをいう。 ○宣伝用自動車運転者、<u>散水自動車運転者</u>、<u>清掃車運転者</u>、<u>レッカー車運転者</u>、<u>民間救急車運転手</u>、<u>民間消防車運転手</u>、<u>検診車運転手</u>、<u>トーイングカー運転士</u>	619 その他の自動車運転従事者 バス・乗用自動車・貨物自動車以外の自動車を運転する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○宣伝用自動車運転者、<u>散水自動車運転者</u>、<u>清掃車運転者</u>、<u>レッカー車運転者</u>	厚生労働省編職業分類や job tag 等を参考に、新小分類〔651～653〕に該当しない「民間救急車運転手」等をマル例示に追加。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
66 船舶・航空機運転従事者 船舶（漁労船を除く）・航空機の機関の<u>運転</u>・保全整備・水先案内などの<u>職務</u>に従事するものをいう。	62 船舶・航空機運転従事者 船舶（漁労船を除く）・航空機の機関の保全整備・水先案内・<u>運転</u>などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	本項目の根幹的な職務である「<u>運転</u>」を先頭に移動。
661 船長（漁労船を除く） 海技士等の免許を有し、漁労船を除く各種船舶において船内所属員を指揮監督するなど、その船舶に属する一切の<u>職務</u>を統括するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・船内所属員の指揮監督、各部との連絡調整 ・船舶の安全維持、能率的な運航に必要な判断 ・船舶の衝突・乗揚・沈没などの海難が発生した際の報告 ○運搬船船長、汚物運搬船船長、貨物船船長、監視船船長、機帆船船長、油槽船（タンカー）船長、タグボート船長、旅客船船長、浚渫船船長、工事監督船船長、測量船船長、防疫船船長、練習船船長、連絡船船長、診療船船長、引船船長、押船船長、遊覧船船長、小型船舶操縦者、フェリーボート船長、給油船船長、鉦石専用船船長、釣船船長、はしけ船長、冷凍運搬船船長 ×巡視船船長〔512〕、消防船船長〔522〕、漁船船長〔552〕	621 船長（漁労船を除く） 漁労船を除く各種船舶に船長として乗り組み、船内所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全維持、能率的な運航等、その船舶に属する一切の<u>仕事</u>を統括するものをいう。 ○運搬船船長；汚物運搬船船長；貨物船船長；監視船船長；機帆船船長；油そう（槽）船（タンカー）船長；タグボート船長；旅客船船長；しゅんせつ船船長；工事監督船船長；測量船船長；防疫船船長；練習船船長；連絡船船長；診療船船長；引船船長；郵便船船長；遊覧船船長；小型船舶操縦者；フェリーボート船長；給油船船長；鉦石専用船船長；釣船船長；はしけ船長；冷凍運搬船船長 ×巡視船船長〔442〕；消防船船長〔452〕；漁船船長〔482〕	船長となるには免許が必要であることから、免許の有無を説明文に明示。 船員法（昭和二十二年法律第百号）に定められた船長の職務・権限を参考に、説明文の「各部との～運航等」の内容を課業として整理。 関連団体のHP等を参考に「押船船長」をマル例示に追加し、「郵便船」をマル例示から削除。
662 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人 海技士の免許を有し、漁労船を除く各種船舶において甲板部員を指揮監督し、航海業務の<u>職務</u>に従事するもの、海技士の免許を有し、近代化船において航海士又は機関士の行う船舶の運航に関する職務のうち、甲板部及び機関部の職員の航海当直を中心とした職務に従事するもの	622 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人 漁労船を除く各種船舶に航海士として乗り組み、甲板部員を指揮監督して航海業務を<u>掌握</u>し、航海当直に<u>立つて</u>操船上の責任を負うとともに船体、航海用機械器具の保存手入れ、荷役の<u>主管</u>、船内規律の保持、甲板部員の<u>人事管理</u>などの<u>仕事</u>に従事するもの、近代化船に<u>運航士</u>と	航海士・運航士・水先人となるには免許が必要であることから、免許の有無を説明文に明示。 また、現行の説明文の「航海当直～人事管理」、「船舶のふくそう～乗り組

の、及び水先人の免許を有し、水先区において船舶を安全に誘導する職務に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・航海計画の作成、燃料補給等の出航準備、船長の補佐及び甲板部員の指揮監督、船内規律の維持、目視・レーダー等による運航状況の確認、航海用機械器具の管理 ・船舶の位置・針路・速力の測定、見張り、気象・水象に関する情報の収集・解析、船舶の操縦、航海機器の作動状態の確認、船内の巡回、船外との通信連絡、火災発生時等における応急措置の実施、貨物の積卸し作業の監督、バラストの調整 ・船舶が輻輳するなど船舶の航行に危険が予想される特定の水域（水先区）を船舶が安全に航行できるよう、船舶に乗り込み船長の助言者として行う船舶の誘導 ○船舶航海士、母船航海士、運搬船航海士、旅客船航海士、貨物船航海士、一等航海士（チーフオフィサー）、二等航海士（セカンドオフィサー）、三等航海士（サードオフィサー）、運航士、水先人、パイロット（船舶） ×漁船航海士〔552〕、甲板長〔673〕、甲板手〔673〕、甲板員（セーラー）〔673〕、操舵手〔673〕、甲板部員〔673〕	して乗り組み、航海士又は機関士の行う船舶の運航に関する職務のうち、甲板部及び機関部の職員の航海当直を中心とした職務を併せ行う仕事に従事するもの、並びに船舶のふくそう（輻輳）する港湾、水道及びその他船舶の航行の危険の予想される特定の水域（水先区）に出入する船舶に水先人として乗り組み、船舶を安全にきょう（嚮）導する仕事に従事するものをいう。 ○船舶航海士；母船航海士；運搬船航海士；旅客船航海士；貨物船航海士；運航士；水先人 ×漁船航海士〔482〕	み」は課業として整理。 船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）等の関係法令、国土交通省ウェブサイト、job tag 等を参考に、主な課業を追記。 船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、水先法等の関係法令、国土交通省ウェブサイト、job tag 等を参考に、「一等航海士（チーフオフィサー）」等をマル例示に追加。 航海士の指示を受けて甲板部の職務に従事する「甲板長」、「甲板手」、「甲板員（セーラー）」等をバツ例示に追加。
--	--	---

663 船舶機関長・機関士（漁労船を除く） <u>海技士の免許を有し、漁労船を除く各種船舶において、機関の運転など機関部に属する職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・主機関や各機器の運転監視、異常時の処置、保守整備の指揮、機関部員への指示 ・機関の運転・保存整備、燃料・缶水の受領、潤滑油・船用品の受払・保管、属具の整備 ○船舶機関長、母船機関長、運搬船機関長、旅客船機関士、貨物船機関士、船舶機関士、連絡船機関士、漁獲物運搬船機関士、漁業調査船機関長、漁業練習船機関士、遊覧船機関長、油槽^{そう}船機関士、発動機汽船機関士、冷凍船機関士、一等機関士、二等機関士、三等機関士 ×漁船機関士〔552〕、ディーゼル機関士〔649〕、操機長〔674〕、操機手〔674〕、機関員（船舶）〔674〕、機関部員〔674〕	623 船舶機関長・機関士（漁労船を除く） <u>漁労船を除く各種船舶に機関長又は機関士として乗り組み、機関の運転・保存整備、燃料・かん（缶）水の受領、潤滑油・船用品の受払・保管、属具の整備、その他機関部に属する仕事に従事するものをいう。</u> ○船舶機関長；母船機関長；運搬船機関長；旅客船機関士；貨物船機関士；船舶機関士；連絡船機関士；漁獲物運搬船機関士；漁業調査船機関長；漁業練習船機関士；遊覧船機関長；油そう（槽）船機関士；発動機汽船機関士；冷凍船機関士 ×漁船機関士〔482〕；機関員〔634〕	船舶機関長・機関士となるには免許が必要であることから、免許の有無を説明文に明示。また、説明文の「保存整備～その他」は課業として整理。 関係団体等のウェブサイトを参考に、主な課業を追記。 船舶職員及び小型船舶操縦者法を参考に、「一等機関士」等をマル例示に追加。 機関士の指示を受けて機関部の職務に従事する「操機長」、「操機手」、「機関員」等をバツ例示に追加。
664 航空機操縦士 <u>事業用操縦士等の免許を有し、航空機の操縦などの職務に従事するものをいう。航空機関士の免許を有し、発動機・機体の整備・点検・取扱の職務に従事するものも含まれる。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・滑走路や空域の状況等に関する航空情報（NOTAM）の確認 ・飛行計画の作成・提出	624 航空機操縦士 <u>航空機に乗り組み、機長又は副操縦士として航空機の操縦、その位置・針路の測定、航法上の資料の算出の仕事に従事するものをいう。なお、航空機に機関士として乗り組み、発動機・機体の整備・点検・取扱の仕事に従事するものも含む。</u>	航空機操縦士・航空機関士となるには免許が必要であることから、免許の有無を説明文に明示。また、現行の説明文の「その位置～資料の算出」は課業として整理。 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）、航空会社のウェブサイト等を参考に、主な課業を追記。

・ <u>離着陸の許可等に関する管制塔との交信</u> ・ <u>航空機の操縦</u> ・ <u>飛行中の位置・高度等の確認・調整、各種性能データの算出、制御システムの監視及び燃料管理</u> ○ <u>ヘリコプター操縦士</u>、<u>飛行機操縦士</u>、<u>航空機関士</u> × <u>航空機操縦士（海上自衛官）〔502〕</u>、<u>航空機操縦士（航空自衛官）〔503〕</u>、<u>ヘリコプター操縦士（警察官）〔511〕</u>、<u>ヘリコプター操縦士（海上保安官）〔512〕</u>、<u>ヘリコプター操縦士（消防員）〔522〕</u>、<u>航空整備士〔594〕</u>、<u>航空機工場整備士〔594〕</u>	○ <u>航空機操縦士</u>；<u>ヘリコプター操縦士</u>；<u>飛行機操縦士</u>；<u>航空機関士</u> × <u>航空整備士〔554〕</u>；<u>航空工場整備士〔554〕</u>	航空機、ヘリコプターの操縦士のうち、自衛官、警察官、海上保安官及び消防員であるものは、新大分類Ⅰ「保安従事者」の該当する項目に分類するため、バツ例示に追加。
---	---	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
67 その他の輸送従事者 鉄道などの車掌の職務、鉄道車両の操車・信号・連結などの職務、船舶の甲板における職務、その他中分類〔64～66〕に含まれない輸送に関連する職務に従事するものをいう。	63 その他の輸送従事者 操車・信号・転てつ（轍）・連結の仕事、船舶の甲板における仕事、その他中分類〔60～62〕に含まれない運輸の仕事に従事するものをいう。	新小分類の説明文に対応するよう、中分類の説明文を修正。 なお、「転轍」（線路のポイント切替え）は一般的な表現ではないため、「など」に含む形で修正。
671 車掌 鉄道・バスなどに乗務し、発車の合図、ドアの開閉、車内の秩序保持、切符の販売などの職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・到着・出発前の車内放送 ・乗客の乗降確認、ドアの開閉作業 ・電車内外の事故・急病人などの緊急事態への対応 ・切符の発券・清算、検札、乗車状況確認のための巡回 ○列車車掌、車掌見習い、登山電車車掌、軌道車車掌、市電車掌、地下鉄車掌、ケーブルカー乗務員（車掌）、ロープウェイ乗務員（車掌）、乗合バス車掌、貸切バス車掌、観光バス車掌 ×旅客係（鉄道、航空、船舶）〔331〕、駅務員〔331〕、旅行・観光ガイド〔491〕、添乗員（観光バス）〔491〕、スクールバス添乗員〔499〕	631 車掌 列車・電車・バスなどに乗務し、発車の合図、乗客・貨物の輸送、車内の秩序保持、切符の販売などの仕事に従事するものをいう。 ○車掌；列車車掌；車掌見習；登山電車車掌；軌道車車掌；市電車掌；地下鉄車掌；ケーブルカー車掌；乗合バス車掌；貸切バス車掌；観光バス車掌 ×旅行・観光ガイド〔421〕	「乗客・貨物の輸送」は車掌の職務としては広範であるため、具体の職務である「ドアの開閉」に修正。 厚生労働省編職業分類や job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 ロープウェイには車掌が乗務している場合があることから、「ロープウェイ乗務員（車掌）」をマル例示に追加。 混同するおそれがある「駅務員」等をバツ例示に追加。
672 鉄道輸送関連業務従事者 鉄道の駅構内、車両基地などにおいて、列車の進路設定や車両（電車、機関車、貨車など）の編成・入換え（操車）をするために、信号機などの機械設備を制御する操作などの職務に従事するものをいう。	632 鉄道輸送関連業務従事者 鉄道の駅構内において、列車の進路設定や車両（電車、機関車、貨車など）の入換をするために、信号や転てつ機を制御する操作、車両の解結の際の機関車の誘導、車両の制動管の取扱い、車両の留置計画の作成や貨車の行先表	車両の編成・入換え（操車）は車両基地でも行われることから、説明文に「車両基地など」を追記。また、現行の説明文の「車両の解結～の取扱い」

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>車両の留置計画の作成、貨車の行先の表示</u> ・ <u>線路の入換作業のための車両誘導、車両の制動管の制御による操車</u> ・ <u>車両の増解結時の誘導、増解結部分の接続・解放作業</u> ・ <u>鉄道信号機、転轍器（ポイント）の操作</u> ○ <u>駅構内係、信号係（鉄道）、貨車誘導係、操車係、転轍手</u>	<u>示の取扱い</u>などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○ <u>駅構内係、信号係（鉄道）、転てつ手</u>	は課業として整理。 厚生労働省編職業分類、鉄道会社ウェブサイト等を参考に、主な課業を追加。 信号機や転轍機の操作は、デジタル制御により運転指令室から行うケースがある一方、貨物駅や車両基地の操車、誘導は現在も行われていることから、「貨車誘導係」、「操車係」をマル例示に追加。
673 甲板員 <u>各種船舶において船舶の繫離・見張り、貨物の積卸し・看視、船体の手入れ・掃除、操舵、信号の作業などの職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>船長・航海士の指示に基づく船舶の操舵</u> ・ <u>船舶の離岸・接岸作業（繫離）</u> ・ <u>荷役の積卸し・看視</u> ・ <u>船体・甲板機器の手入れ・清掃</u>	633 甲板員、船舶技士 <u>船舶に乗り組み、船舶のけい（繫）離・見張、貨物の積卸・看視、船体の手入掃除、操だ（舵）、信号、船匠の仕事に従事するもの及び近代化船に乗り組み、部員として甲板部、機関部両部の航海当直の仕事に従事するものをいう。</u>	分類項目名の「船舶技士」の制度は、過去の法改正等により「海技士」等の制度に整理・統合され、その名称は法令等では使用されていないことから、分類項目名及びマル例示から削除。 現行の説明文の「船匠」（船大工）の主たる職務は船体の製造であることから、説明文から「船匠の仕事」を削除し、「甲板部、機関部両部の航海当直」は課業として整理。 船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、厚生労働省編職業分類、関係団体のウェブサイト等を参考に、想定される主な課業を追記。

・甲板部・機関部両部の航海当直 ○甲板長、甲板手、操舵手、ロープ操手、甲板部員、自動車誘導員（カーフェリー）、セーラー ×漁船司厨員〔461〕、船舶旅客係〔475〕、漁労長〔551〕、船員（漁労作業従事者）〔551〕、船匠〔576〕	○甲板長；甲板庫手；甲板員；操だ（舵）手；船舶技士；ロープ操手；自動車誘導員（カーフェリー）；セーラー ×漁船司厨員〔391〕；船舶旅客係〔404〕；漁労長〔481〕；船員（漁労作業従事者）〔481〕	航海士の指示を受けて甲板部の職務に従事する「甲板部員」をマル例示に追加。 船舶の乗組員以外の「船匠」は、新小分類 576「木・紙製品製造従事者」に分類されることから、バツ例示に追加。
674 船舶機関員 各種船舶において舶用機関各部の点検・調整・注油、給水ポンプの取扱いなどの舶用機関の職務に従事するものをいう。舶用内燃機関を運転する職務に従事するものも含まれる。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・エンジンなど舶用内燃機関の運転 ・舶用機関各部の点検・調整・注油 ・燃料・缶水・船用品等の受領・保管 ○操機長、操機手、機関手（船舶）、機関員（船舶）、機関部員 ×船舶機関士〔663〕	634 船舶機関員 船舶に乗り組み、舶用機関各部の点検・調整・注油、給水ポンプの取扱いなどの舶用機関の仕事に従事するものをいう。舶用内燃機関を運転する仕事に従事するものも含まれる。 ○操機長；操機手；機関手（船舶）；機関員（船舶） ×船舶機関士〔623〕	他の小分類の説明文に平仄を合わせ、「船舶に乗り組み、」を「各種船舶において」に修正。 厚生労働省編職業分類や job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 船舶の機関部で点検等の職務に従事する「機関部員」をマル例示に追加。
679 他に分類されない輸送従事者 小分類〔671～674〕に含まれない輸送に関連する職務に従事するものをいう。 ○駅構内トラクター運転者、遊漁船船頭、遊漁案内人（つり場案内）、検車係、信号係（鉄道・軌道・船舶以外）、バッテリーカー（運搬機械）運転者、フォークリフト運転者、渡船係員、船舶係留作業員、小舟操舵手（漁船を除く）、航空機給油作業員、航空機誘導員（マーシヤラ	639 他に分類されない輸送従事者 小分類〔631～634〕に含まれない運輸の仕事に従事するものをいう。 ○駅構内トラクター運転者；遊漁船船頭；遊漁案内人（つり場案内）；ロープウェイ乗務員；検車係；信号係（鉄道・軌道・船舶以外）；バッテリーカー（運搬機械）運転者；フォークリフト運転者；渡船係員；船舶係留作業員；小舟操舵手（漁船を除く）	説明文の「運輸」を分類項目名の表現と併せる形で「輸送」に修正。 厚生労働省編職業分類等を参考に、マル例示を追加。

一) ×<u>ケーブルカー乗務員（車掌）〔671〕</u>、<u>ロープウェイ乗務員（車掌）〔671〕</u>、<u>ショベルマシン運転工〔684〕</u>、<u>ブルドーザー運転工〔684〕</u>、<u>リフト運転員〔689〕</u>、<u>ロープウェイ機関操作員〔689〕</u>、<u>ケーブルカー機関操作員〔689〕</u>、<u>線路工事作業員〔722〕</u>、<u>水門操作員〔769〕</u>	×水門操作員〔592〕；リフト運転員〔649〕；ロープウェイ機関操作員〔649〕；線路工事作業員〔682〕	「ロープウェイ乗務員」及び「ケーブルカー乗務員」の職務は新小分類 671「車掌」の職務に該当するためバツ例示に移設・追加。 また、荷物の運搬（輸送）を課業とする「フォークリフト運転者」と混同するおそれがある特殊車両の運転に従事する「ショベルマシン運転工」等をバツ例示に追加。
--	--	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
68 定置・建設機械運転従事者 発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の職務に従事するもの、及び蒸気機関・クレーン（起重機）などの定置機関・機械、掘削機械・整地機械などの建設・さく井機械、採油・天然ガス採取機械の点検・調整・操作・運転の職務に従事するものをいう。 ただし、定置機械（発電・変電・送電・配電装置を除く）及び建設機械の修理・保全の職務に従事するものは小分類〔591〕に、採掘現場において手持機械・工具を用いて掘削等の職務に従事するものは小分類〔729〕に分類される。	64 定置・建設機械運転従事者 発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するもの、及び蒸気機関・クレーン（起重機）などの定置機関・機械、並びに掘削機械・整地機械などの建設・さく井機械、採油・天然ガス採取機械の点検・調整・操作・運転の仕事に従事するものをいう。 ただし、定置機械（発電・変電・送電・配電装置を除く）及び建設機械の修理・保全の仕事に従事するものは小分類〔551〕に、採掘現場において手持機械・工具を用いて掘削等の仕事に従事するものは小分類〔691〕に分類される。	
681 発電員、変電員 発電所・変電所・電気動力室において、発電・配電装置の操作・監視・点検・保守の職務に従事するものをいう。 <u>ただし、建物内や航空機等の電灯・電気照明設備の配線工事・保守などの職務に従事するものは小分類〔719〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・制御室における各種発電・配電装置の運転・監視 ・発電所内機器の動作確認等の点検・保守 ・緊急事態時の手動停止等の対応 ○発電員、水力発電員、発電タービン工、水力発電保守員、火力発電保守員、火力発電員、原子力発電員、原子力発電保守員、変電員、変電保守員、送電員、発電機運転工、配電盤工（発電・変電）、給電員 ×電気メーター検針員〔363〕、原動機運転員〔689〕、電気工事業者〔719〕	641 発電員、変電員 発電所・変電所・電気動力室において、発電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。 ○発電員；水力発電員；発電タービン工；水力発電保守員；火力発電保守員；火力発電員；原子力発電員；原子力発電保守員；変電員；変電保守員；送電員；発電機運転工；配電盤工（発電・変電）；給電員 ×電気メーター検針員〔299〕；原動機運転員〔649〕；電気工事業者〔679〕	本項目と新小分類 719「その他の電気工事従事者」と区別するためのただし書を追加。 厚生労働省編職業分類や job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。
682 ボイラーオペレーター	642 ボイラー・オペレーター	

<u>ボイラー技士等の免許を有し、陸用ボイラーの取扱業務・保守・管理などの職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ボイラー運転用の燃料や水の供給状況の確認 ・各種計器類による蒸気供給・熱交換状況の監視 ・ボイラーの点検・修理・保守管理 ○ボイラーオペレーター、汽缶士、ボイラー技士、ボイラー工 ×ボイラー設計技術者〔073〕、ボイラー・タービン主任技術者〔073〕、ボイラー組立工〔565〕、定置機関修理保全工〔591〕、機関員（船舶）〔674〕	<u>陸用蒸気機関の取扱い業務・保守・管理などの仕事に従事するものをいう。</u> ○ボイラー・オペレーター（浴場を除く）；汽缶士；ボイラー技士；ボイラー工 ×ボイラー・オペレーター（浴場）〔384〕；定置機関修理・保全工〔551〕；機関員（船舶）〔634〕	ボイラーの整備等には免許が必要であることから、免許の有無を説明文に明示し、蒸気機関に限らず、ボイラーを取扱う職務に従事するものを本項目に含めるように修正。 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年九月三十日）労働省令第三十三号）、厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追加。 ボイラーの取扱い・保守・管理以外のボイラーに関する職務は本項目に含まれないことから、「ボイラー設計技術者」等をバツ例示に追加。
683 クレーン・ウインチ運転従事者 <u>クレーン・デリック運転士免許等の免許を有し、又は法令に基づく講習を受講し、クレーン・デリック・揚貨装置・ウインチなどの運転・操作・点検・調整の職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・移動式クレーン等の作業現場までの操縦 ・荷物を吊上げる際のワイヤーロープ等による玉掛作業 ・クレーン等の運転・操作による重量物の積卸し・運搬 ・地上における他のクレーン等の運転者・操作者の補佐 ○クレーン運転工、天井走行クレーン運転工、浮クレーン	643 クレーン・ウインチ運転従事者 <u>クレーン・デリック・揚貨装置・ウインチなどの運転・点検・調整の仕事に従事するものをいう。</u> ○クレーン運転工、天井走行クレーン運転工、浮クレーン	吊り上げ荷重によっては免許が必要となる場合があるため、その旨を説明文に明示。また、揚貨装置・ウインチは、必ずしも「車両」であるとは限らないため、「操作」を追加。 厚生労働省編職業分類や job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 重量物の積卸作業時にクレーンで

運転工、<u>装入クレーン運転工</u>、<u>巻上機（ウインチ）運転工</u>、<u>電動ホイスト工</u>、<u>コンベア運転工</u>、<u>ベルトコンベア運転工</u>、<u>デリック操作工</u>、<u>クレーン合図員</u>、<u>玉掛技能工</u> ×トラッククレーン運転工〔684〕、<u>ベンチレーター運転工</u>〔689〕、<u>リフト運転員</u>〔689〕、<u>スキーリフト運転員</u>〔689〕、<u>ロープウェイ機関操作員</u>〔689〕	運転工、<u>装入クレーン運転工</u>、<u>巻上機（ウインチ）運転工</u>、<u>電動ホイスト工</u>、<u>コンベア運転工</u>、<u>ベルトコンベア運転工</u>、<u>デリック操作工</u> ×ベンチレーター運転工〔644〕、<u>トラッククレーン運転工</u>〔645〕、<u>ロープウェイ運転員</u>〔649〕、<u>スキーリフト運転員</u>〔649〕、<u>リフト運転員</u>〔649〕、<u>玉掛技能工</u>〔649〕	安全に積卸しするためのワイヤーロープ等を用いて玉掛作業を行う作業員と、作業中のクレーンを安全に運転できるように運転工に合図を出す合図員についても、クレーン運転に関することから課業として整理し、「クレーン合図員」と「玉掛技能工」を現行の小分類 649「その他の定置・建設機械運転従事者」から移設。
684 建設・さく井機械運転従事者 土木工事・運搬機械・基礎工事用機械・削孔機械などの建設用機械の運転・点検・調整の<u>職務</u>、及び地上・海中において、機械を操作・運転して、地殻から石油・天然ガス・温泉（熱水・蒸気）・水を採取するための井戸掘削及び地質構造を調査するためのボーリングの<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、ミキサー運搬自動車の運転作業に従事するのは小分類〔653〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・掘削した水や土砂、岩石等の運搬 ・コンクリートの圧送、ロードローラーでの整地作業 ・掘削機械を地面に投入するためのやぐら構築 ・地面に掘削機械を投入して行うボーリング調査 ○掘削機械運転工、<u>ショベルマシン運転工</u>、<u>エキスカベーター運転工</u>、<u>ブルドーザー運転工</u>、<u>コンクリートミキサー運転工</u>、<u>スクレーパー運転工</u>、<u>コンクリート舗装機械運転工</u>、<u>キャリオール運転工</u>、<u>モータグレーダー運転工</u>、<u>トラッククレーン運転工</u>、<u>ロードローラー運転工</u>、	645 建設・さく井機械運転従事者 土木工事・運搬機械・基礎工事用機械・削孔機械などの建設用機械の運転・点検・調整の<u>仕事</u>、及び地上・海中において、機械を操作・運転して、地殻から石油・天然ガス・温泉（熱水・蒸気）・水を採取するための井戸掘削及び地質構造を調査するためのボーリングの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、ミキサー運搬自動車の運転作業に従事するのは小分類〔613〕に分類される。 ○掘削機械運転工、<u>ショベルマシン運転工</u>、<u>エキスカベーター運転工</u>、<u>ブルドーザー運転工</u>、<u>コンクリートミキサー運転工</u>、<u>スクレーパー運転工</u>、<u>コンクリート舗装機械運転工</u>、<u>キャリオール運転工</u>、<u>モータグレーダー運転工</u>、<u>トラッククレーン運転工</u>、<u>ロードローラー運転工</u>、	job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。

機械ローラー運転工、<u>浚渫</u>^{しゅんせつ}機械運転工、トラクター運転工（建設用）、ディーゼルパイルハンマ運転工、<u>杭打機</u>^{くい}運転工、<u>アスファルト舗装機械</u>運転工、井戸機械掘工、井戸ボーリング工、油井・ガス井機械掘工、ボーリング工（油井・ガス井）、<u>試錐</u>^{すい}工、さく井工 ×耕作トラクター運転者〔531〕、建設機械修理保全工〔591〕、ミキサー車運転者〔653〕、駅構内トラクター運転者〔679〕	機械ローラー運転工；<u>しゅんせつ</u>（浚渫）機械運転工；トラクター運転工（建設用）；ディーゼルパイルハンマ運転工；<u>くい</u>打機運転工；アスファルト舗装機械運転工；井戸機械掘工；井戸ボーリング工；油井・ガス井機械掘工；ボーリング工（油井・ガス井）；<u>試すい</u>工；さく井工 ×耕作トラクター運転者〔461〕；建設機械修理・保全工〔551〕；ミキサー車運転者〔613〕；駅構内トラクター運転者〔639〕	
689 その他の定置・建設機械運転従事者 小分類〔681～684〕に含まれない、定置機関・機械及び建設機械の点検・調整・運転並びにこれらに関連する<u>職務</u>に従事するものをいう。 ○<u>往復ポンプ運転工、ブロワー運転工、コンプレッサー運転工、回転圧縮機運転工、渦巻圧縮機運転工、ベンチレーター運転工、渦巻ポンプ運転工、ガスリフト採油工、汲油工、自噴採油工、準備工（石油）、送油機関士、送油工、採油ポンプ運転工、天然ガス採取工、天然ガス採取ポンプ運転工、水止工（油井）、内燃機関運転員、ディーゼルエンジン機関士、原動機運転員、冷却装置運転員、冷凍機（装置）運転員、脱煙装置運転員、エレベーター機械係、エスカレーター機械係、リフト運転員、ス</u>	649 その他の定置・建設機械運転従事者 小分類〔641～646〕に含まれない、定置機関・機械及び建設機械の点検・調整・運転並びにこれらに関連する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>内燃機関運転員、ディーゼルエンジン機関士、原動機運転員、冷却装置運転員、冷凍機（装置）運転員、脱煙装置運転員、エレベーター機械係、エスカレーター機械係、クレーン合図員、玉掛技能工、リフト運転員、スキーリフト運転員、ロープウェイ機関操作員、ごみ焼却設備操作員、ごみ処理プラント操作員、し尿処理設備操作員、ごみ最終処分場重機オペレーター、ビル設備管理人、図書館の施設管理職員、博物館の施設管理職員</u>	現行の小分類644「ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者」及び同646「採油・天然ガス採取機械運転従事者」については、就業者が少ない（国勢調査においても現行の小分類649「その他の定置・建設機械運転従事者」と統合されている）ことから、現行の小分類649「その他の定置・建設機械運転従事者」と統合。 内容例示もこれらの小分類の統合に合わせて整理。

<u>キーリフト運転員、ロープウェイ機関操作員、ケーブルカー機関操作員、ごみ焼却設備操作員、ごみ処理プラント操作員、し尿処理設備操作員、ごみ最終処分場重機オペレーター、ビル設備管理人</u> <u>×ビル管理人〔483〕、圧縮ガス製造工〔571〕、ロープウェイ乗務員（車掌）〔671〕、ケーブルカー乗務員（車掌）〔671〕、クレーン合図員〔683〕、玉掛技能工〔683〕、井戸手掘工〔709〕、ごみ焼却作業員〔744〕、産業廃棄物焼却処理作業員〔745〕、廃プラスチック破砕作業員〔745〕</u>	644 ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者 <u>ポンプ・ブロワー・コンプレッサーの点検・調整・運転の仕事に従事するものをいう。</u> ○往復ポンプ運転工；ブロワー運転工；コンプレッサー運転工；回転圧縮機運転工；渦巻圧縮機運転工；ベンチレーター運転工；渦巻ポンプ運転工 ×圧縮ガス製造工〔531〕；汲油工〔646〕；冷凍機（装置）運転員〔649〕 646 採油・天然ガス採取機械運転従事者 <u>地上・海中において、機械を操作・運転して、自噴又は促進されて自噴するものの採油、坑井内へのガスの圧入による採油、ポンプによる採油、ガス分離そう（槽）・附属圧縮機などを使用した油とガスの分離による採取の仕事、及びこれらを送り込む仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。</u> ○ガスリフト採油工；汲油工；自噴採油工；準備工（石油）；送油機関士；送油工；採油ポンプ運転工；天然ガ	
---	--	--

	ス採取工；天然ガス採取ポンプ運転工；水止工（油井） ×井戸手掘工〔669〕	
--	--	--

大分類M「建設・土木・採掘従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所の下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
<u>M</u> 建設・土木・採掘従事者 建設の<u>職務</u>、電気工事に係る作業を行う<u>職務</u>、ダム・トンネルの掘削などの<u>職務</u>、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、建設機械を操作する<u>職務</u>に従事するものは、大分類<u>L</u>〔輸送・機械運転従事者〕に分類される。	<u>J</u> 建設・採掘従事者 建設の<u>仕事</u>、電気工事に係る作業を行う<u>仕事</u>、ダム・トンネルの掘削などの<u>仕事</u>、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、建設機械を操作する<u>仕事</u>に従事するものは、大分類<u>I</u>〔輸送・機械運転従事者〕に分類される。	新中分類 72「土木・採掘作業従事者」の「土木」の範囲を含むことを明確化するため、大分類名に「土木」を追加。
<u>69</u> 建設<u>躯体</u>工事従事者 ビル、家屋などの建設工事に関連して、型枠の組立作業、<u>とび</u>・鉄筋組立てなどの<u>躯体</u>関係の<u>職務</u>に従事するものをいう。	<u>65</u> 建設<u>躯体</u>工事従事者 ビル、家屋などの建設工事に関連して、型枠の組立作業、<u>とび</u>（<u>鳶</u>）・鉄筋組立てなどの<u>躯体</u>関係の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	
<u>69I</u> 型枠大工 コンクリートを<u>流し込む</u>ための<u>鋳型</u>となる型枠の製作・組立て及び支柱の組立て・取付けによる型枠の固定などの<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、型枠にコンクリートを流し込み固める<u>職務</u>に従事するものは小分類〔721〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・設計図に応じた形状・寸法の型枠の加工図の作成 ・合板等を用いた型枠の製作・組立て及び支柱の組立て・取付けによる型枠の固定	<u>65I</u> 型枠大工 <u>合板製型枠の作製並びに木を用いて、コンクリートを打ち込む</u>ための<u>鋳型</u>となる型枠及び支柱の組立て・取付けの<u>作業</u>、建造物の水平・垂直の確保の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	job tag、厚生労働省編職業分類等を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 説明文の主な修正点は以下のとおり。 ・型枠は「合板」や「木」を用いるとは限らない（鋼製型枠もある）ことから、これらの表現を削除。 ・「建造物の水平・垂直の確保」することではなく、コンクリートを注

・水準器等による型枠の垂直・水平状態の測定・確保 ・コンクリート硬化後の型枠の解体・撤去 ○型枠大工、型枠工、木製型枠工、型枠解体工 ×木型大工〔576〕、^{とび}鷹職〔692〕、鉄筋工〔693〕、大工〔701〕、土木作業員〔721〕、コンクリート打工〔721〕	○型枠大工；型枠工；木製型枠工；型枠解体工 ×木型大工〔536〕	入するための「型枠の固定」を行うことが目的（水平・垂直の確認はチェック項目）であることから、そのとおり表現を修正。 型枠工と密接な関係があるコンクリート打設工と区別するためのただし書き追加。 混同されやすいものとして「^{とび}鷹職」等をバツ例示に追加。
692 ^{とび}鷹職、解体工 <u>足場・仮囲い等の仮設構造物の設置、鉄骨等を用いた建築物の骨組みとなる躯体の組立て、又は建築物・工作物の解体などの職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・支柱となる杭の打込みなどの工程による足場、仮囲い等の仮設構造物の設置 ・高所等での鉄骨・木材等を用いた躯体の組立て ・ワイヤー装着などの重機による機械・設備・家屋等の重	652 とび職 <u>くい（杭）打・建方・足場組み・ひき家・家屋の解体・取り壊し・けた（桁）かけなどの仕事に従事するものをいう。</u>	本項目には従来から「解体工」が含まれていたが、国土交通省が定める「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」（平成 29 年 11 月 10 日改正）（以下、「国交省業種区分」という。）では、「とび・土工・コンクリート工事」と「解体工事」が別業種として整理されていることから、「解体工」は必ずしも「^{とび}鷹職」が行う課業に従事するものとはいえないため、項目名称を「^{とび}鷹職、解体工」に改め、両職務に従事する者を区分する小分類として再整理。 job tag、厚生労働省編職業分類を参考に、説明文を修正。また、想定される主な課業を追記し、マル例示を追加。

<u>量物の運搬の補助及び運搬後の据付け</u> <u>・バール・ハンマー等による建築物の解体・取壊し及び粉塵防止のための散水</u> <u>○^{とび}、^{とび}職、^{とび}、^{とび}工、^{とび}建築^{とび}工、^{とび}鉄骨^{とび}工、^{とび}足場^{とび}工、^{とび}重量^{とび}工、^{とび}足場組立工、^{とび}解体工、^{とび}取壊し作業</u> <u>×鉄工〔565〕、鉄骨作り工〔565〕、杭打機運転工〔684〕、型枠大工〔691〕、鉄筋工〔693〕、大工〔701〕、アスファルト舗装作業員〔721〕、土木作業員〔721〕、がれき類回収作業員〔745〕、建設現場軽作業員〔769〕</u>	○<u>とび</u>；<u>とび職</u>；<u>とび工</u>；<u>建築とび工</u>；<u>鉄骨とび工</u>；<u>取り壊し作業</u> ×鉄工〔525〕；アスファルト舗装作業員〔681〕；土木作業員〔681〕	混同するおそれがある「鉄骨作り工」等をバツ例示に追加。
693 鉄筋作業従事者 鉄筋の<u>切断・屈曲・成形・溶接</u>及びこれらの加工をした鉄筋の<u>組立て・結束</u>などの職務に従事するものをいう。 ただし、鉄筋コンクリート製品の製造に係る鉄筋作業者は小分類〔569〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・鉄筋の形状・寸法・本数等を定めた加工帳の作成 ・設計図に基づく鉄筋の切断・屈曲・成形・溶接 ・結束線等を用いた鉄筋の組立て・結束 ○鉄筋工、鉄筋切断工、鉄筋組立工、鉄筋成形工 ×鉄工〔565〕、ガス溶接工〔568〕、ガス切断工〔568〕、コンクリート鉄筋工（コンクリート製品製造）〔569〕、型枠大工〔691〕、^{とび}職〔692〕、大工〔701〕、土木作業員〔721〕	653 鉄筋作業従事者 鉄筋の<u>下ごしらえ・組立て・結束・切断・屈曲・成形等の仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、鉄筋コンクリート製品製造にかかる鉄筋作業者は小分類〔529〕に分類される。 ○鉄筋工；鉄筋切断工；鉄筋組立工；鉄筋成形工 ×コンクリート鉄筋工（コンクリート製品製造）〔529〕	国交省業種区分、job tag、厚生労働省編職業分類等を参考に、説明文を修正。想定される主な課業を追記し、マル・バツ例示を整理。説明文の主な修正点は、以下のとおり。 「鉄筋の下ごしらえ」とは、設計図に基づいて鉄筋を正確に切断・折り曲げ、組立て可能な状態にする準備工程であり、「結束、切断、屈曲、成形」と意味が重複することから削除。 - 鉄筋作業の最終工程として、「組立て・結束」を説明文に明示。 混同するおそれがある「鉄工」等をバツ例示に追加。

事務局案（第25回研究会案）	現行（第5回改定）	改定理由
70 建設従事者（建設^く躯体工事従事者を除く） ビル、家屋などの建設工事に関連して、ブロック積み・タイル張り・防水・屋根^ふき・左官・配管・熱絶縁・畳の仕立^て作業などの中分類〔69〕に含まれない職務に従事するものをいう。 ただし、鉄骨工・ダムやトンネルの掘削工・建設機械運転工・電気工事作業員・塗装工・土木作業員・鉄道線路工事作業員などは含まれない。	66 建設従事者（建設^く躯体工事従事者を除く） ビル、家屋などの建設工事に関連して、ブロック積み・タイル張り・防水・屋根^ふき・左官・配管・熱絶縁・畳の仕立^て作業などの中分類〔65〕に含まれない仕事に従事するものをいう。 ただし、鉄骨工・ダムやトンネルの掘削工・トタン屋根^ふき工・建設機械運転工・電気工事作業員・塗装工・土木作業員・鉄道線路工事作業員などは含まれない。	新小分類 703「屋根^ふき従事者」において、金属材による屋根^ふき工事に従事するものも同小分類に含めることとしたため、説明文から「トタン屋根^ふき工」を削除。
701 大工 <u>木材等の寸法の測定・切断・加工・接合・組立てなどによる家屋などの工作物の築造・屋内造作工事などの木工事の職務に従事するものをいう。演劇などの舞台・大道具の製作などの職務に従事するものも含まれる。</u> ただし、<u>主に足場作り・棟上げ・柱などの建築物の骨組みとなる躯体の組立ての職務に従事する建築^とび工は小分類〔692〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・設計図等の各種図面に応じた資材及び工作物の寸法などの決定 ・計測器等を用いた工作物の配置図の作成 ・木材等の切断・加工・接合・組立てなどによる工作物の<u>築造・屋内造作工事</u> ・造作家具等の造作物の取り付け	661 大工 家屋などの築造・屋内造作などの木工事の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、足場作り・棟上げ・柱の組立の<u>仕事に専ら</u>従事する建築^とび工は小分類〔652〕に分類される。	国交省業種区分、job tag、厚生労働省編職業分類等を参考に、説明文を修正し、想定される主な課業を追記。主な修正点は以下のとおり。 ・「築造」の内容を具体的に追記 ・マル例示に「大道具係（演劇）」が含まれていることから、その説明を追加。 ・前回改定時、大分類Aの説明において、「専ら」という表現を「主に」に見直している経緯を踏まえて修正。 （参考） 国交省業種区分による「大工工事」の建設工事の内容は以下のとおり。 大工工事:木材の加工又は取付けによ

○大工、<u>宮大工</u>、<u>大道具係</u>（演劇） ×<u>造材作業</u>者〔542〕、<u>木型大工</u>〔576〕、<u>指物大工</u>〔576〕、<u>家具大工</u>〔576〕、<u>船大工</u>〔576〕、<u>小道具工</u>（演劇）〔579〕、<u>盤木大工</u>〔584〕、<u>型枠大工</u>〔691〕、<u>型枠工</u>〔691〕、<u>建築^{とび}工</u>〔692〕、<u>内装仕上工</u>〔705〕、<u>プレハブ建築パネル組立工</u>〔709〕、<u>モルタル防水工</u>〔709〕、<u>外壁工</u>〔709〕、<u>住宅水回り設備取付工</u>〔709〕	○大工；<u>宮大工</u>；<u>大道具係</u>（演劇） ×<u>木型大工</u>〔536〕；<u>指物大工</u>〔536〕；<u>家具大工</u>〔536〕；<u>船大工</u>〔536〕；<u>小道具係</u>（演劇）〔539〕；<u>盤木大工</u>〔544〕；<u>型枠工</u>〔651〕；<u>建築とび工</u>〔652〕	り工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事(例示:大工工事、型枠工事、造作工事) 混同するおそれがある「造材作業者」等をバツ例示に追加。
702 ブロック積・タイル張従事者 コンクリートブロック等を用いて各種<u>工作物</u>の築造・改修のための積上げ・目地詰めの<u>職務</u>、及びタイル・テラコッタ・石材等を柱・壁・床・浴槽などにセメント・モルタル・接着剤等を用いて張り付け又は目地詰めする<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>水平・直線の基準となる水系の設置</u> ・<u>接着に用いるモルタル等の塗布及び配置計画に沿ったブロック・レンガ等の積上げ又はタイル等の張り付け</u> ・<u>モルタル等の硬化後の目地詰め及び表面の洗淨</u>	662 ブロック積・タイル張従事者 コンクリートブロック等を用いて各種<u>構築物</u>の築造又は改修のための積上げ・目地詰めの<u>仕事</u>及びタイル・テラコッタ等を柱・壁・床・浴槽などにセメントモルタル・接着剤等を用いて張り付け又は目地詰めする<u>仕事</u>に従事するものをいう。	国交省業種区分における表記に合わせ、「構築物」を「工作物」に修正。 国交省業種区分、job tag、厚生労働省編職業分類等を参考に、想定される主な課業を追記。 （参考） 国交省業種区分による「タイル・れんが・ブロック工事」の建設工事の内容は以下のとおり。 タイル・れんが・ブロック工事：れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事(例示：コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事）

○れんが積工、<u>取鍋</u>れんが積工、れんが塀作工、ブロック積工、ブロック建築工（ブロック積）、築炉工、<u>タイル張工</u>（プラスチック以外）、<u>テラコッタ取付工</u>、<u>石張工</u>、<u>炉修工</u> ×<u>れんが焼成工</u>〔572〕、<u>タイル成形工</u>〔572〕、<u>セメント・コンクリート製品製造工</u>〔572〕、<u>石工</u>〔572〕、<u>プラスチックタイル張工</u>〔705〕、<u>ゴム・プラスチック床張工</u>〔705〕	○れんが積工；<u>取べ（鍋）れんが積工</u>；<u>れんが塀作工</u>；<u>ブロック積工</u>；<u>ブロック建築工（ブロック積）</u>；<u>築炉工</u>；<u>タイル張工（プラスチック以外）</u>；<u>テラコッタ取付工</u>；<u>炉修工</u> ×<u>プラスチックタイル張工</u>〔669〕；<u>ゴム・プラスチック床張工</u>〔669〕	厚生労働省編職業分類を参考に、工作物の壁・床などに石材の張り付け作業を行う「石張工」をマル例示に追加 混同するおそれがある「れんが焼成工」等をバツ例示に追加。
703 屋根葺き従事者 <u>瓦・スレート・土居・金属材などを用いた屋根葺き又は葺き替えの職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・瓦・スレート等の屋根材による屋根葺き ・既存の屋根材・下地の撤去・交換・補修・補強等の葺き替え	663 屋根ふき従事者 <u>かわらふき・スレートかわらふき・土居ふきなどの屋根ふき又はふきかえの仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、金属材による屋根ふきの仕事に従事するものは小分類〔526〕に分類される。</u>	国交省業種区分、厚生労働省編職業分類、関連団体のウェブサイト等を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 現行のただし書において、金属材による屋根葺きは現行の小分類 526「板金従事者」に区分することとしていたが、国交省業種区分において、『「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する』とされていることから、金属材による屋根葺きを行うものも本項目に分類されるよう、ただし書を削除。

○<u>屋根葺き工、萱屋根葺き工、瓦屋根葺き工、瓦揚工、スレート瓦屋根葺き工、面戸塗工、トタン屋根葺き工、屋根一体型ソーラーシステム（太陽光発電）設置工事人、板金屋根工事従事者</u> ×<u>瓦製造工〔572〕、ソーラーシステム（太陽光発電）取付工事人〔719〕、建築板金工事従事者〔709〕</u>	○<u>屋根ふき工；かや屋根ふき工；かわら屋根ふき工；かわら揚工；スレートかわら屋根ふき工；めんど（面戸）塗工</u> ×<u>トタン屋根ふき工〔526〕；かわら製造工〔532〕</u>	（参考） 国交省業種区分による「屋根工事」の建設工事の内容は以下のとおり。 屋根工事：瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事（例示：屋根ふき工事） 現行でバツ例示とされていた「トタン屋根葺き工」をマル例示に移設。 また、国交省業種区分において、太陽光発電に係る工事は、①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当、②太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当するとされていることから、①の例示として「屋根一体型ソーラーシステム（太陽光発電）設置工事人」をマル例示に、②の例示としてソーラーシステム（太陽光発電）取付工事人をバツ例示に追加。 また、屋根施工を主とする「板金屋根工事従事者」をマル例示に追加し、建築板金を主とする「建築板金工事従事者」をバツ例示に追加。
704 左官 土・モルタル・プラスター・<u>漆喰</u>などの壁材料を用いて、<u>工作物の壁塗り</u>などの<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>こてなどを用いた材料の下塗り、表面の平滑化のための中塗り、仕上げのための上塗り</u>	664 左官 土・モルタル・プラスター・<u>漆喰</u>（喰）の壁材料を用いて、壁塗りなどの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	国交省業種区分、job tag、厚生労働省編職業分類等を参考に、想定される主な課業を追記。 なお、国交省業種区分において、「モルタル防水工事」は「左官工事」又は

<u>・表面への模様・起伏などの装飾</u> ○左官、左官手元、壁塗り工、木舞^か掻き工、モルタル塗り工、漆喰^{くい}塗り工 ×パテ製造工〔571〕、セメント・コンクリート製品製造工〔572〕、石膏^{こう}製品製造工〔572〕、石灰粉砕工〔572〕、内装仕上工〔705〕、壁装工〔705〕、モルタル防水工〔709〕、外壁工〔709〕、コンクリート打工〔721〕、コンクリート練り工〔721〕	 ○左官；左官手元；壁塗り工；木舞^か掻き工；モルタル塗り工；漆^く喰（喰）塗り工 ×コンクリート打工〔681〕	「防水工事」のいずれの業種でも施工可能とされているが、日本標準職業分類では、「防水工事」として整理し、新小分類 709「その他の建設従事者（建設^く躯体工事従事者を除く）」に区分。 （参考） 国交省業種区分による「左官工事」の建設工事の内容は以下のとおり。 左官工事：工作物に壁土、モルタル、漆^く喰、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事（例示：左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事） 混同するおそれがある「パテ製造工」等をバツ例示に追加。
705 内装仕上・建具・ガラス工事従事者 <u>木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、畳、ビニール床タイ</u> <u>ル、カーペット、ふすま等を用いた建築物の内装仕上げの</u> <u>職務、建築物への扉・サッシ等の建具及びガラスの取付け</u> <u>などの職務に従事するものをいう。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u>	665 畳職 <u>畳の仕立て・はめ込み・畳表の裏返しの仕事に従事するものをいう。</u>	国交省業種区分では、畳工事は「内装仕上工事」の一例として位置付けられている。また、内装仕上工事に携わる者は増加傾向にあり、国勢調査では関連する小分類 68a「その他の建設・土木作業従事者」の就業者数が平成22

・建築物内部の壁、天井及び床の下地調整並びに壁紙等の貼り付け及びタイル、シート等の敷込み ・畳の仕立て、はめ込み、張り直し、取替え ・建築物の出入口及び窓等における扉、サッシ、シャッター等の建具及びガラスの取付け、取替え、調整 ○室内装飾工、内装仕上工、壁装工、プラスチックタイル張工、ゴム・プラスチック床張工、じゅうたん張工、畳工、畳屋、畳職、畳仕立工、畳裏返工、畳表替工、ガラスはめ込工、建具ガラスはめ込工、ショーウインドーガラスはめ込工、板ガラス切はめ込工、ステンドグラスはめ込工、サッシ取付工 ×^い藁草加工工〔576〕、畳表製造工〔576〕、畳床製造工〔576〕	○畳工；畳屋；畳職；畳仕立工；畳裏返工；畳表替工 ×畳表製造工〔536〕；畳床製造工〔536〕	年の約 55 万人から令和 2 年には約 65 万人に増加している一方、「畳職」は 1 万人を下回っている。このため、現行の小分類 669「その他の建設従事者」に区分されている「内装仕上工事」、「建具工事」及び「ガラス工事」に該当するマル例示を本項目に移設するとともに、これらを一体的に区分する小分類として整理し、「畳職」を「内装仕上・建具・ガラス工事従事者」に改称。 国交省業種区分、厚生労働省編職業分類、関連企業のウェブサイト等を参考に、想定される主な課業を追記。 (参考) 国交省業種区分による「内装仕上工事」の建設工事の内容は以下のとおり。 内装仕上工事：木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事（例示：インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事）
706 配管従事者 ガス管・水道管・蒸気管・通風管・輸送管等の配管の切	666 配管従事者 ガス管・水道管・蒸気管・通風管・輸送管の取付け・寸	国交省業種区分、job tag、厚生労

<u>断・溶接・接合・曲げ加工などによる組立て及び取付けなどの職務に従事するものをいう。ビニル管の配管作業に従事するものも含まれる。</u> ただし、土管・コンクリート管の敷設、電線管の取付け・曲げの職務に従事するものは含まれない。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・状況に応じた配管の寸法・形状・設置場所・材質・継ぎ手等の選定 ・配管の切断・溶接・接合・曲げ加工などによる組立て及び取付け ・圧力計等を用いた漏出箇所の検出及び破損した配管・部品の交換・修理 ○配管工（プランバー）、スチーム配管工、鉄道車両配管工、ビニル配管工、パイプ工、水道工事工、ガス管配管工、造船銅工（配管工）、鉛管工、鉛工、プラント配管工、衛生配管工、空調配管工 ×金属管鑄造工〔562〕、銅工（板金作業）〔566〕、ダクト製造工〔566〕、土管成形工〔572〕、セメント・コンクリート製品製造工〔572〕、エアコン据付工（業務用）〔581〕、保温工〔709〕、地下ケーブル配線工〔711〕、家庭用エアコン取付作業員〔719〕、土管敷設工〔721〕、コンクリート管配管工〔721〕、ヒューム管接続工〔721〕	<u>法取り・管曲げ・継ぎ手付けの仕事に従事するものをいう。ビニル管の配管作業に従事するものも含まれる。</u> ただし、土管・コンクリート管の敷設、電線管の取付け・曲げの<u>仕事</u>に従事するものは含まれない。 ○配管工（プランバー）；スチーム配管工；鉄道車両配管工；ビニル配管工；パイプ工；水道工事工；ガス管配管工；造船銅工（配管工）；鉛管工；鉛工；プラント配管工；衛生配管工；空調配管工 ×銅工（板金作業）〔526〕；保温工〔669〕；地下ケーブル配線工（送電線）〔671〕；地下ケーブル配線工（配電線）〔672〕；地下ケーブル配線工（通信線）〔673〕；コンクリート管配管工〔681〕；土管敷設工〔681〕；ヒューム管接続工〔681〕	働省編職業分類等を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。（参考） 国交省業種区分による「管工事」の建設工事の内容は以下のとおり。 管工事：冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事（例示：冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事） 混同するおそれがある「金属管鑄造工」等をバツ例示に追加。
<u>709 その他の建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）</u> 掘井戸・横井戸・掘抜井戸などの井戸手掘り、<u>防水工、熱絶縁工</u>など小分類〔701～706〕に含まれない建設の職務に従事するものをいう。 ○井戸手掘工、潜水士（建設業）、止水工、防水工、保温	<u>669 その他の建設従事者</u> 掘井戸・横井戸・掘抜井戸などの井戸手掘り、<u>沈没船解体・海難救助</u>などのための潜水、<u>ガラスのはめ込み</u>など小分類〔661～666〕に含まれない建設の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○井戸手掘工；潜水士；沈没船引上工；潜水ポンプ係；ガ	現行の説明にある「沈没船解体・海難救助などのための潜水」は、保安の職務（「潜水士」等が行うもの）であることから、説明文を修正。 上記を踏まえ、マル例示の「潜水士」

工、自動車ガラスはめ込工、プレハブ建築パネル組立工、モルタル防水工、アスファルト防水工、保冷工、測量士補、測量作業員、コンクリート^{はつ}り工、グラウト工、熱絶縁工、外壁工、住宅水回り設備取付工、建築板金工事従事者、ガードレール取付工、道路標識取付工、看板取付工、バルコニー取付工、フェンス取付工、受水槽取付工、潜水作業員 ×測量士〔083〕、潜水員（海上自衛官）〔502〕、潜水士（海上保安官）〔512〕、潜水士（海難救助）（公的機関を除く）〔529〕、沈没船引上工（海難救助）（公的機関を除く）〔529〕、セメント・コンクリート製品製造工〔572〕、ボーリング工（油井・ガス井）〔684〕、井戸機械掘工〔684〕、板金屋根工事従事者〔703〕、内装仕上工〔705〕、プラスチックタイル張工〔705〕、ガラスはめ込み工〔705〕、建物洗浄作業員〔741〕	ラスはめ込工；建具ガラスはめ込工；ショーウィンドーガラスはめ込工；止水工；防水工；保温工；板ガラス切はめ込工；ステンドグラスはめ込工；自動車ガラスはめ込工；室内装飾工；プレハブ建築パネル組立工；プラスチックタイル張工；モルタル防水工；アスファルト防水工；保冷工；ゴム・プラスチック床張工；じゅうたん張工；測量作業員；コンクリートはつり工；サッシ取付工（金属製）；グラウト工；熱絶縁工；内装仕上工；壁装工；外壁工；住宅水回り設備取付工 ×測量士〔093〕；コンクリートブロック製造工〔532〕；ボーリング工（油井・ガス井）〔645〕；井戸機械掘工〔645〕；建物洗浄作業員〔711〕	及び「沈没船引上工」は「（海難救助）」と補足して、新小分類 529「他に分類されない保安従事者」に移設し、本項目のバツ例示に追加。また、保安職の潜水士と区別するため潜水士（建設業）を本項目のマル例示に追加。 厚生労働省編職業分類を参考に「ガードレール取付工」などをマル例示に追加。 「潜水ポンプ係」は、旧式のヘルメット潜水を行うものに対して酸素を送るものと想定されるが、現代においては実態が認められないためマル例示から削除。 新小分類 705「内装仕上・建具・ガラス工事従事者」の見直しに伴い、内装工事、建具工事及びガラス工事に該当するマル例示を同小分類に移設し、これらのうち代表的なものを本項目のバツ例示に追加。
---	--	---

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
<u>71 電気工事従事者</u> 送電線・配電線・通信線の架設・保守、<u>電気通信設備</u>の据付け・保守、電灯・電気照明設備の配線・保守などの<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の<u>職務</u>に従事するものは小分類〔681〕に分類される。	<u>67 電気工事従事者</u> 送電線・配電線・通信線の架設・保守、<u>電信機・電話機</u>の据付け・保守、電灯・電気照明設備などの配線・保守、<u>電気照明装置・電気機械器具</u>の据付け・保守などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の<u>仕事</u>に従事するものは小分類〔641〕に分類される。	「電信機・電話機」を小分類名に合わせて「電気通信設備」に修正。 「電灯・電気照明設備などの配線・保守」と「電気照明装置・電気機械器具の据付け・保守」はいずれも現行の小分類 679「その他の電気工事従事者」の説明であるが、末尾に「など」があり、両方を記載する必要はないため、後者を削除。
<u>711 電線架線・敷設従事者</u> 送電線・配電線・通信線の架設・敷設・接続・保守の<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、屋内の通信線配線工事の職務に従事するものは小分類〔712〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> <u>・送電線・配電線・通信線の架設・敷設に必要な防護足場</u>	<u>671 送電線架線・敷設従事者</u> 送電線の架設・敷設・接続・保守の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	次の 3 つの現行の小分類は電線の種類によって区分されているのみで、説明文も同一である。 ①671「送電線架線・敷設従事者」 ②672「配電線架線・敷設従事者」 ③673「通信線架線・敷設従事者」 また、国勢調査においては既に「電線架線・敷設従事者」として集約されており、令和 2 年国勢調査の就業者数は 47,430 人で減少傾向にあることから、これら現行の小分類 3 つを統合し、項目名を「電線架線・敷設従事者」として、それに合わせ説明文を修正。ただし書は、上記③に記載されていたものを移設。 job tag、厚生労働省編職業分類、関連団体のウェブサイトを参考に、想

<u>の構築及び機材の準備</u> ・<u>送電線・配電線・通信線及びその付属品の電柱・鉄塔への架設、又は地中への敷設による電気・通信の接続</u> ・<u>送電線・配電線・通信線の保守・点検</u> ○<u>送電線電工、外線電工、外線工、通信線架線工、通信線配線工（屋外）、電話架線工、地下ケーブル配線工、地下通信線配線工、海底ケーブル敷設工、携帯電話基地局保守作業員、テレビアンテナ工事作業員（屋外）、ケーブルテレビ工事作業員（屋外）、鉄道信号取付作業員</u> ×<u>クレーン運転工〔683〕、ガス管配管工〔706〕、通信線配線工（屋内）〔712〕、テレビアンテナ工事作業員（屋内）〔712〕、ケーブルテレビ工事作業員（屋内）〔712〕、電気工事業者〔719〕、内線電工〔719〕</u>	○<u>送電線電工；地下ケーブル配線工（送電線）</u> ×<u>電気工事業者〔679〕</u>	定される主な課業を追加。 現行の上記②及び③のマル・バツ例示を本項目に移設。 また、厚生労働省編職業分類を参考に、「携帯電話基地局保守作業員」等をマル例示に追加。 混同するおそれがある「クレーン運転工」等をバツ例示に追加。 新小分類 712「電気通信設備工事従事者」との対比で、「テレビアンテナ工事作業員（屋内）」等をバツ例示に追加。
(<u>711</u> 電線架線・敷設従事者に統合)	672 配電線架線・敷設従事者 配電線の架設・敷設・接続・保守の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○<u>外線電工；地下ケーブル配線工（配電線）</u> ×<u>内線電工〔679〕</u>	新小分類 711「電線架線・敷設従事者」へ統合。
(<u>711</u> 電線架線・敷設従事者に統合)	673 通信線架線・敷設従事者 通信線の架設・敷設・接続・保守の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、屋内の通信線配線工事の仕事に従事するものは小分類〔674〕に分類される。</u> ○<u>通信線架線工；電話架線工；外線工（通信線）；地下ケーブル配線工（通信線）；地下通信線配線工；海底ケーブル敷設工；通信線配線工（屋外）</u>	新小分類 711「電線架線・敷設従事者」へ統合。

	×通信線配線工（屋内）〔674〕；電気工事作業員〔679〕	
712 電気通信設備工事従事者 <u>テレビ・ラジオ放送用又は有線・無線通信用の送信機・受信機・中継装置・電話機・交換機などの据付け・保守、通信線及び端末設備等の接続の職務に従事するものをいう。屋内の通信線配線工事・LAN工事の作業に従事するものも含まれる。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・送信機・受信機等の電気通信設備の据付け・保守 ・通信線の外部からの引込み及び端末設備・機器への接続 ・屋内における通信線配線工事・LAN工事 ○電信機据付工、送信機据付工、受信機据付工、電話機据付工、中継機据付工、交換機据付工、工事担任者（電気通信設備）、電信機保守工、電話機保守工、通信線配線工（屋内）、テレビアンテナ工事作業員（屋内）、ケーブルテレビ工事作業員（屋内） ×通信線配線工（屋外）〔711〕、テレビアンテナ工事作業員（屋外）〔711〕、ケーブルテレビ工事作業員（屋外）〔711〕、電気工事作業員〔719〕	674 電気通信設備工事従事者 送信機・受信機・中継装置・電話機・交換機の据付け・端末設備等の接続・保守の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 屋内の通信線配線工事作業に従事するものも含まれる。 ○電信機据付工；送信機据付工；受信機据付工；電話機据付工；中継機据付工；交換機据付工；工事担任者（電気通信設備）；電信機保守工；電話機保守工；通信線配線工（屋内） ×通信線配線工（屋外）〔673〕；電気工事作業員〔679〕	厚生労働省編職業分類を参考に、送信機等の内容を具体化するなど説明文を修正し、job tag、関連団体のウェブサイト等を参考に、想定される主な課業を追記。 厚生労働省編職業分類を参考に「テレビアンテナ工事作業員（屋内）」等をマル例示に追加。 新小分類 711「電線架線・敷設従事者」との対比で、「テレビアンテナ工事作業員等（屋外）」等をバツ例示に追加。
719 その他の電気工事従事者 <u>小分類〔711及び712〕に含まれない電灯・電気照明設備の配線・保守などの職務に従事するものをいう。</u> ○電気工事作業員、電気工事士、屋内電気工事作業員、ソ	679 その他の電気工事従事者 <u>電灯・電気照明設備などの配線・保守、電気照明装置・電気機械装置の据付け・保守の仕事に従事するものをいう。</u> ○電気工事作業員；電気工事士；屋内電気工事作業員；船	他の中分類に属する「その他の～従事者」の説明文と平仄を併せる形で、「小分類～に含まれない」を追記。また、「その他」項目であることを踏まえ、末尾に「など」を追記。 国交省業種区分において、太陽光発

<u>ソーラーシステム（太陽光発電）取付工事人、船舶配線工、航空機配線工、鉄道車両配線工、電気保安工、内線電工、電灯線修理工、電気設備工、照明器取付工、電気機械据付工、放送装置保守工、舞台配電係、家庭用エアコン取付作業員、オール電化工事作業員</u> ×照明係〔235〕、電気機械器具配線工〔582〕、電気機械修理工〔592〕、発電員〔681〕、配電盤工（発電・変電）〔681〕、<u>屋根一体型ソーラーシステム（太陽光発電）設置工事人〔703〕、送電線電工〔711〕、地下ケーブル配線工〔711〕、外線電工〔711〕、電信機据付工〔712〕、電話機据付工〔712〕</u>	<u>船舶配線工；航空機配線工；鉄道車両配線工；電気保安工；内線電工；電灯線修理工；電気設備工；照明器取付工；電気機械据付工；放送装置保守工；舞台配電係</u> ×電気器具<u>内部配線工〔542〕</u>；電気機械修理工〔552〕；照明係（舞台・撮影所）〔592〕；発電員〔641〕；配電盤工（発電・変電）〔641〕；送電線電工〔671〕；地下ケーブル配線工（送電線）〔671〕；地下ケーブル配線工（配電線）〔672〕；外線電工〔672〕；電信機据付工〔674〕；電話機据付工〔674〕	電に係る工事は、①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当、②太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当するとされていることから、①の例示として「屋根一体型ソーラーシステム（太陽光発電）設置工事人」をバツ例示に、②の例示として「ソーラーシステム（太陽光発電）取付工事人」をマル例示に追加。また、厚生労働省編職業分類を参考に「家庭用エアコン取付作業員」等をマル例示に追加。
---	--	---

事務局案（第25回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
72 土木・採掘作業従事者 土砂の掘削・埋戻し、コンクリートの練りや充^{てん}填、道路の舗装、鉄道・軌道のレールの敷設・保線、<u>ダム・トンネルの掘削・掘進、及び鉱物等の手持機械・工具による採掘・採取・選別・破碎などの職務</u>に従事するものをいう。 ただし、採掘現場において、<u>主に掘削機械、さく井機械、採油・天然ガス採取機械の操作・運転の職務</u>に従事するものは中分類〔68〕に分類される。	68 土木作業従事者 土砂の掘削・埋戻し、コンクリートの練りや充^{てん}填、道路の舗装、鉄道・軌道のレールの敷設・保線などの<u>仕事、及びダム・トンネルの掘削・掘進の仕事</u>に従事するものをいう。 69 採掘従事者 <u>地表・地下・海辺・海底・沖合・河床などにおいて、各種の鉱物を手持機械・工具により採掘・採取する仕事、坑道の保持強化・充てん（填）、坑内における資材・鉱物の運搬、鉱物の選別・破碎、採鉱の仕事及び他に分類されない鉱物の掘採・採取に関連する仕事に従事するものをいう。</u> ただし、採掘現場において、<u>専ら掘削機械、さく井機械、採油・天然ガス採取機械の操作・運転の仕事</u>に従事するものは中分類〔64〕に分類される。	現行の中分類 69「採掘従事者」を現行の小分類 683「ダム・トンネル掘削従事者」に統合したため（後掲）、新中分類〔72〕の名称を「土木・採掘作業従事者」に変更。また、説明文に現行の中分類 69「採掘従事者」の要約を追加。 現行の中分類 69「採掘従事者」のただし書を追記。なお、前回改定時、大分類A「管理的職業従事者」の説明において、「専ら」という表現を「主に」に見直している経緯を踏まえ、本項目も同様に修正。
721 土木従事者 建設現場又は土木工事現場で、土砂の掘削・根切り・埋戻し・締め固め、コンクリートの練りや充^{てん}填、U字溝・コンクリート管などの埋設、道路の修築・アスファルト舗装・コンクリート舗装、<u>造園土木などの職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u>	681 土木従事者 建設現場又は土木工事現場で、土砂の掘削・根切り・埋戻し・締め固め、コンクリートの練りや充^{てん}填、U字溝・コンクリート管などの埋設、道路の修築・アスファルト舗装・コンクリート舗装などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	従来のマル例示にある「造園土木工」を示すため、説明文に「造園土木」を追加。 job tag、厚生労働省編職業分類等

・土砂の掘削・運搬・盛土・埋戻し・締固めなどによる地盤整備 ・セメント・水・砂等の練り作業によるコンクリートの製作及びコンクリートの流し込み ・掘削後のU字溝・コンクリート管などの埋設 ・破損した道路等の修築及び地盤面のアスファルト・コンクリート等による舗装 ・整地、樹木の植栽、景石の据付けなどの造園土木 ○土木作業員、コンクリート打工、土管敷設工、コンクリート管配管工、コンクリート練り工、レーキ作業員、アスファルト舗装作業員、コンクリート舗装作業員、タール散布工、造園土木工、ヒューム管接続工 ×植木職〔533〕、造園師〔533〕、掘削機械運転工〔684〕、コンクリート舗装機械運転工〔684〕、ロードローラー運転工〔684〕、型枠大工〔691〕、^{とび}鳶職〔692〕、鉄筋工〔693〕、ブロック積工〔702〕、配管工（プランバー）〔706〕、線路工事作業員〔722〕	○土木作業員；コンクリート打工；土管敷設工；コンクリート管配管工；コンクリート練り工；レーキ作業員；アスファルト舗装作業員；コンクリート舗装作業員；タール散布工；造園土木工；ヒューム管接続工	を参考に、想定される主な課業を追記。 混同するおそれがある「植木職」等をバツ例示に追加。
722 鉄道線路工事従事者 鉄道・軌道のレールの敷設・保線の職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・鉄道・軌道のレール、枕木、道床、分岐器などの敷設 ・徒歩による巡回点検、測定器によるレールゆがみの検測、器具を用いたレール等の修理・交換 ○線路工事作業員、軌条工、森林軌道保線員、軌道係、線路保安員、保線作業員 ×クレーン運転工〔683〕、ショベルマシン運転工〔684〕、土木作業員〔721〕	682 鉄道線路工事従事者 鉄道・軌道のレールの敷設・保線の仕事に従事するものをいう。 ○線路工事作業員；軌条工；森林軌道保線員；軌道掛；線路保安員	job tag、関連団体のウェブサイト等を参考に、想定される主な課業を追記。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。

729 その他の土木・採掘作業従事者 <u>さく岩機械・手持機械・器具・工具を用いて、ダム・トンネルのさく岩掘進、鉱物・砂利・砂・粘土等の採掘・採取・選別、石材の切出しなどの小分類〔721 及び 722〕に含まれない職務に従事するものをいう。</u> ○ダム掘削工、ダム掘進工、<u>ずい（隧）道工</u>、トンネル掘削工、坑内採鉱員、石灰石採鉱員、<u>珪石採鉱員</u>、<u>珪砂採鉱員</u>、滑石採鉱員、耐火粘土採鉱員、砂鉱採鉱員（砂金・砂鉄など）、採炭員、石切工（採石場）、採石工、採石大割工、石割工、大理石切出工、<u>砥石切出工</u>、砂利採取員、庭石採取員、玉石採取員、瓦土採取員、壁土採取員、バラスト採取員、磨き砂採取員、粘土採取員、絹雲母採取員、支柱員、坑内運搬員、手選工、選鉱員、選炭員、バラスト製造工、シアン化選鉱員、キャップランプ員、火薬員（採鉱・採石）、検岩員、坑内ガス検査員、坑内ガス分析員、坑内軌道員、坑内雑役員、坑内通気員、坑内保線員、発破員、保安員（鉱山）、坑内ボーリング員、坑内調査測量員 ×石工〔572〕、<u>砕石工（採石場を除く）</u>〔572〕、掘削機械運転工〔684〕、電気保安工〔719〕、坑外運搬員〔733〕	683 ダム・トンネル掘削従事者 <u>ダム・トンネルを作るため、さく（鑿）岩機械・器具を用いて、さく岩掘進の仕事に従事するものをいう。</u> ○ダム掘削工；ダム掘進工；<u>ずい（隧）道工</u>；トンネル掘削工 691 採鉱員 <u>採鉱場において、鉱業法第 3 条に掲げる鉱物（原油・アスファルト・可燃性天然ガスを除く）を採取するため、手持機械・工具を用いて坑道を掘進し、切羽を開き、採掘する仕事に従事するものをいう。</u> ○坑内採鉱員；石灰石採鉱員；<u>けい石採鉱員</u>；<u>けい砂採鉱員</u>；滑石採鉱員；耐火粘土採鉱員；砂鉱採鉱員（砂金・砂鉄など）；採炭員 ×掘削機械運転工〔645〕；支柱員〔699〕；坑内運搬員〔699〕；発破員〔699〕 692 石切出従事者 <u>採石場において、表土取り、削岩、石切り、大割りなどして、各種石材の切出しの仕事に従事するものをいう。</u> ○石切工（採石場）；採石工；採石大割工；石割工；大理石切出工；<u>と石切出工</u> ×石工〔532〕；石灰石採鉱員〔691〕；滑石採鉱員〔691〕；<u>けい石採鉱員〔691〕</u>；発破員〔699〕 693 砂利・砂・粘土採取従事者 <u>砂利・砂・粘土などの採取場において、手持機械・工具を用いて砂利・砂・粘土鉱物（耐火粘土を除く）を採取す</u>	現行の中分類 69「採掘従事者」は就業者数が 1 万人を下回っており、また、現行の小分類 693「砂利・砂・粘土採取従事者」の就業者数も 1 千人を下回るなど、どちらも分類設定の量的目安を満たしていない。加えて、次の現行の 3 つの小分類は、国勢調査では「その他の採掘従事者」として集約され、その就業者数は令和 2 年時点で 1,220 人であることから、個別の小分類としての規模は極めて小さいと想定される。 ・小分類 691「採鉱員」 ・小分類 692「石切出従事者」 ・小分類 699「その他の採掘従事者」 このため、現行の小分類〔691～699〕及び現行の小分類 683「ダム・トンネル掘削従事者」を統合し、項目名を「その他の土木・採掘作業従事者」と改称。 統合前の現行の各小分類の要約となるよう説明文を記載し、例示を統合。 統合により区別不要となったものをバツ例示から削除。 現行の小分類 699「その他の採掘従事者」のバツ例示「砕石工」（山元を除く）について、山元とは、実際に石材が切り出される現場を意味するも
--	---	---

	<u>る仕事</u>に従事するものをいう。 ○砂利採取員；庭石採取員；玉石採取員；かわら土採取員；壁土採取員；バラスト採取員；磨き砂採取員；粘土採取員；絹雲母採取員 ×耐火粘土採鉱員〔691〕；けい砂採鉱員〔691〕 699 その他の採掘従事者 小分類〔691～693〕に含まれない<u>採鉱・採石に関連する仕事</u>に従事するものをいう。 ○支柱員；坑内運搬員；手選工；選鉱員；選炭員；バラスト製造工；シアン化選鉱員；キャップランプ員；火薬員（採鉱・採石）；検岩員；坑内ガス検査員；坑内ガス分析員；坑内軌道員；坑内雑役員；坑内通気員；坑内保線員；発破員；保安員（鉱山）；坑内ボーリング員；坑内調査測量員 ×碎石工（山元を除く）〔532〕；電気保安工〔679〕；坑外運搬員〔703〕	のと考えられるため、「採石場を除く」に修正。
--	--	-------------------------------

大分類N「運搬・清掃・包装等従事者」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所の下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
<u>N</u> 運搬・清掃・包装等従事者 運搬・配達・<u>梱包</u>・清掃・包装等の<u>定型的な作業</u>に従事するものをいう。	<u>K</u> 運搬・清掃・包装等従事者 主に身体を使って行う<u>定型的な作業のうち</u>、運搬・配達・<u>梱包</u>・清掃・包装等に従事するものをいう。	
<u>73</u> 運搬従事者 郵便・電報の集配及び貨物の運搬・積み込み・積み出し・配達並びに<u>梱包</u>の<u>職務</u>に従事するものをいう。	<u>70</u> 運搬従事者 郵便・電報の集配及び貨物の運搬・積み込み・積み出し・配達並びに<u>こん（梱）包の仕事</u>に従事するものをいう。	
<u>731</u> 郵便・電報配達員 郵便物の集配及び電報の配達の<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>管轄区域内のポストに投函された郵便物の回収</u> ・<u>顧客から依頼のあった荷物の集荷</u> ・<u>郵便物・電報・荷物を配達順に整理し配達</u> ○郵便集配員、郵便配達員、電報配達員、郵便局委託配達員、郵便取集車乗務員 ×郵便事務員〔333〕、郵便運送自動車運転者〔653〕、<u>宅配配達人〔735〕</u>	<u>701</u> 郵便・電報外務員 郵便物の集配及び電報の配達の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○郵便外務員；郵便集配員；郵便配達員；電報配達員；<u>電報外務員；委託配達員；郵便取集車乗務員</u> ×郵便運送自動車運転者〔613〕	平成 19 年 10 月に施行された郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）等により、郵便局員は国家公務員ではなくなり、「外務員」という名称は用いられていないことから項目名を改称。 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）や厚生労働省編職業分類等を参考に、想定される主な課業を追記。 項目名の改称に合わせて「郵便外務員」等をマル例示から削除。 混同するおそれのある「宅配配達人」をバツ例示に追加。
<u>732</u> 船内・沿岸荷役従事者	<u>702</u> 船内・沿岸荷役従事者	

港湾において、船積貨物の船舶・<u>船</u>への積込み又は船舶・<u>船</u>からの取卸し、上屋などの荷<u>さば</u>き場への搬入又は荷<u>さば</u>き場からの搬出、及び荷<u>さば</u>きの<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・船舶・<u>船</u>への貨物の積込み、船舶・<u>船</u>からの貨物の取卸し・陸揚げ ・上屋などの荷<u>さば</u>き場への貨物の搬入、荷さばき場からの貨物の搬出 ・荷<u>さば</u>き場における貨物の仕分け・保管、陸上運送との貨物の受渡し ・貨物の積込み・陸揚げに際して行う貨物の数量や受渡しの確認 ○現場監督（船内・沿岸荷役作業主任者）、デッキ作業員、保管職員（上屋）、船内荷役作業員、沿岸荷役作業員、港湾荷役作業員 ×フォークリフト運転者〔679〕、クレーン運転工〔683〕、巻上機（ウインチ）運転工〔683〕、資材運搬員〔733〕、倉庫現場員〔734〕、倉庫作業員〔734〕	港湾において、船積貨物の船舶・<u>はしけ</u>への積込み又は船舶・<u>はしけ</u>からの取卸し、上屋などの荷<u>さば</u>き場への搬入又は上屋などの荷<u>さば</u>き場からの搬出、及び荷<u>さば</u>きの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○現場監督；デッキ作業員；保管職員（上屋）；船内荷役作業員；沿岸荷役作業員；港湾荷役作業員 ×フォークリフト運転者〔639〕；巻上機（ウインチ）運転工〔643〕；資材運搬員〔703〕；倉庫現場員〔704〕；倉庫作業員〔704〕	厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追加。 マル例示の「現場監督」は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づく作業主任者に相当することから、「（船内・沿岸荷役作業主任者）」を補足。 混同するおそれがある「クレーン運転工」をバツ例示に追加。
733 陸上荷役・運搬従事者 運送店・貨物駅・工場・事業場などで、<u>貨物・貨物</u>・資材の積卸し・運搬の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>港湾において船内荷役・沿岸荷役の職務に従事するものは小分類〔732〕に、倉庫において搬入・搬出・積卸しなどの職務に従事するものは小分類〔734〕に分類される。</u>	703 陸上荷役・運搬従事者 運送店・駅・工場・事業場などで、<u>貨物・荷物</u>・資材の積卸し・運搬の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、<u>船内荷役作業員・沿岸荷役作業員</u>は小分類〔702〕に分類される。	陸上荷役を行っている駅に限定する形で「貨物駅」に修正。また説明文に対応する形で、「貨物・荷物」の語順を修正。

<u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・積卸す荷物・貨物・資材の仕分け ・手作業又は機械を用いた荷物・貨物・資材の積卸し ・荷物・貨物・資材の養生・運搬 ○<u>貨物積卸作業員、貨車積卸員、航空貨物搭載員、資材運搬員、原料運搬員、木材運搬員（山林で集材・運搬するものを除く）、牛乳運搬員（工場・店舗内）、坑外運搬員、引越作業員、宅配便仕分け作業員、工場内運搬作業員</u> ×手回品運搬人（ポーター）（ホテル）〔474〕、手回品運搬人（ポーター）（ホテルを除く）〔499〕、集材作業員〔542〕、フォークリフト運転者〔679〕、倉庫作業員〔734〕、配達員〔735〕、牛乳配達人〔735〕、再生資源回収人〔746〕、リサイクル品回収人〔746〕	○<u>貨物自動車荷扱員；貨車積卸員；荷物運搬員；資材運搬員；原料運搬員；木材運搬員（山元を除く）；牛乳運搬員；坑外運搬員；引越作業員</u> ×再生資源回収人（卸売まで行うもの）〔325〕；リサイクル品回収人（卸売まで行うもの）〔325〕；手回品運搬人〔429〕；集材作業員〔472〕；フォークリフト運転者〔639〕；牛乳配達人〔705〕	厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、マル例示を追加。 厚生労働省編職業分類を参考に、バツ例示を追加。 現行の小分類 325「再生資源回収・卸売従業者」の見直しに伴い、「再生資源回収人（卸売まで行うもの）」及び「リサイクル品回収人（卸売まで行うもの）」から「（卸売まで行うもの）」を削除。
734 倉庫作業従事者 倉庫において、<u>荷物・貨物・資材</u>の搬入・搬出・積卸し・積直しなどの<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、倉庫などにおいて注文書に記載された商品在庫品の中から取り集める職務に従事するものは小分類〔761〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・倉庫での荷物・貨物・資材の積卸し ・倉庫での荷物・貨物・資材の運搬・保管 ・倉庫内の温度・湿度などの保管条件の管理	704 倉庫作業従事者 倉庫において、貨物の搬入・搬出・積卸し・積直しなどの<u>仕事</u>に従事するものをいう。	新小分類 733「陸上荷役・運搬従事者」と平仄を合わせる形で「荷物・貨物・資材」に修正。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追記。

○倉庫現場員、倉庫作業員、原料保管作業員、工具保管工、資材受渡工、出庫作業員、倉庫品整理工、冷蔵倉庫作業員 ×倉庫事務員〔322〕、出庫管理係〔322〕、倉庫検収係員〔322〕、倉庫見回員〔523〕、倉庫警備員〔523〕、フォークリフト運転者〔679〕、天井走行クレーン運転工〔683〕、ベルトコンベア運転工〔683〕、冷凍機（装置）運転員〔689〕、港湾荷役作業員〔732〕、荷造工〔736〕、ピッキング作業員〔761〕	○倉庫現場員；倉庫作業員；原料保管係員；工具保管工；資材受渡工；出庫係員；倉庫品整理工 ×倉庫事務員〔272〕；倉庫見回員〔453〕；倉庫警備員〔453〕；フォークリフト運転者〔639〕；港湾荷役作業員〔702〕；荷造工〔706〕；商品選別工〔739〕	厚生労働省編職業分類を参考に、マル例示を追加。 バツ例示の「商品選別工」を「ピッキング作業員」とし、新小分類 761「ピッキング作業員」に分類先を変更。
735 配達員 <u>商品などの荷物を所定の場所へ配達する職務に従事するものをいう。取引先の事業所・個人宅などを巡回して荷物の配達・集荷を行う職務に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、郵便物の集配などの職務に従事するものは小分類〔731〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>配達する荷物の集配用車両への積込み</u> ・ <u>効率的な配達ルート</u>の検討 ・ <u>所定の場所への荷物の配達・再配達</u> ・ <u>顧客から依頼のあった荷物の集荷</u> ・ <u>配達先での受領印の受領及び配達料金などの徴収</u> ・ <u>配達状況の管理</u> ○ルートセールス員（集配を行うもの）、買物配達人、牛乳配達人、新聞配達人、洗濯物集配人、内職配達・回収人、宅配配達人、メール便配達人、オートバイ宅	705 配達員 <u>荷物・商品などを所定の場所へ配達する仕事に従事するものをいう。</u> ○ルートセールス員；買物配達人；ガラス荷造配達人；牛乳配達人；新聞配達人；洗濯物配達人；内職配達・回収人；宅配配達人；オートバイ宅配人；自動販売機	「商品」は「荷物」に内包されるものであり、並列関係にないことから表現を適正化。また、従前からルート配達員等が本項目に分類されてきたことを踏まえ、それが明確になるよう「取引先の～含まれる」を追記。 郵便に係るものは分類先が異なることをただし書に明記。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追加。 厚生労働省編職業分類を参考に、内容例示を追加。

配人、料理配達員（フードデリバリー）、給食配達員、自動販売機商品補充員、プロパンガス配送員、コンビニエンスストアルート配送員 ×貴重品運搬警備員〔523〕、トラック運転者〔653〕、郵便配達員〔731〕、引越作業員〔733〕	商品補充員 ×トラック運転者〔613〕；郵便配達員〔701〕	
736 荷造従事者 輸送の目的のため、段ボール箱などの梱包材の準備、荷物の箱詰め、袋詰め・バンド掛け・釘打ちなどの梱包・荷造りの職務に従事するものをいう。 ただし、製造工程の最終段階としての包装については、大分類K〔生産工程従事者〕のそれぞれの項目に、品物の保護・保存や保管・陳列・携帯などの利便性を高めるために各種材料を用いて包装する職務に従事するものは中分類〔75〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・梱包する荷物の種類・数量の確認 ・内容物・重量・運送方法などに合わせた梱包材や梱包方法の決定及び必要な梱包材の準備 ・荷物の梱包及び荷札の貼付 ○荷造工、紙荷造工、梱包工、袋詰工（荷造）、パレット梱包工、箱詰工（荷造） ×引越作業員〔733〕、包装（ラッピング）工〔751〕	706 荷造従事者 輸送の目的のため、品物の箱詰め、袋詰め・スチールバンド掛け・くぎ（釘）打ちなどのこん（梱）包に従事するものをいう。 ○荷造工；紙荷造工；こん包工；袋詰工（荷造）；パレットこん包工；箱詰工（荷造） ×包装（ラッピング）工〔721〕	製造工程の最終段階において梱包・荷造作業を行うものを分類する項目であることを明確化するため、ただし書を追記。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追加。 混同するおそれのある「引越作業員」をバツ例示に追加。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
74 清掃従事者 建物、住宅、道路、公園及び列車・船舶・航空機などの清掃の職務に従事するもの、及びし尿やごみ等の収集の職務に従事するものをいう。	71 清掃従事者 建物、住宅、道路、公園及び列車・船舶・航空機などの清掃の<u>仕事</u>に従事するもの、及びし尿やごみの収集の<u>仕事</u>に従事するものをいう。	現行の小分類 325「再生資源回収・卸売従事者」の移設に伴い、し尿やごみ以外を含むことから「等」を追記。
741 ビル・建物清掃員 ビルや建物を対象として、ガラス・床・階段・手すり・洗面所・トイレなどの清掃の職務に従事するものをいう。 ただし、他人の求めに応じて、住宅の清掃の職務に従事するものは小分類〔742〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>箒・モップ・掃除機などの道具を用いたビル・建物の床・階段・内壁などの塵・埃・汚れの除去、洗面所・トイレなどの水回りの清掃</u> ・<u>高圧洗浄機・ブラシなどの道具を用いたビル・建物の外壁・ガラス・煙突などの洗浄</u> ・<u>ビル・建物内でのごみの収集・分別</u> ○<u>建物洗浄作業員、</u>宿舎掃除作業員、<u>ガラス拭き作業員、</u>床磨き作業員、<u>煙突掃除作業員、</u>階段磨き作業員、<u>洗面所清掃作業員、</u>公衆トイレ清掃作業員 ×<u>浴場管理人〔455〕、客室係（旅館、ホテルなど）〔474〕、マンション・アパート管理人〔481〕、寄宿舎・寮管理人〔482〕、ビル管理人〔483〕、清掃員（個人家庭）〔742〕、ハウスクリーニング従事者〔742〕、機械掃除工〔769〕</u>	711 ビル・建物清掃員 ビルや建物を対象として、ガラス・床・階段・手すり・洗面所などの清掃の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、他人の求めに応じて、住宅の清掃の<u>仕事</u>に従事するものは小分類〔712〕に分類される。 ○<u>ビル・建物清掃員；</u>建物洗浄作業員；<u>宿舎掃除作業員；</u>ガラス拭き作業員；<u>床磨き作業員；</u>煙突掃除作業員；<u>階段磨き作業員；</u>洗面所清掃作業員 ×<u>清掃員（個人家庭）〔712〕；</u>ハウスクリーニング従事者〔712〕；<u>機械掃除工〔739〕</u>	本項目にはトイレ清掃に従事するものが含まれることから、説明文に「トイレ」を明記。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追加。 トイレ清掃に従事するものが含まれることから、「公衆トイレ清掃作業員」をマル例示に追加。 混合するおそれのある「浴場管理人」等をバツ例示に追加。
742 ハウスクリーニング職 他人の求めに応じて、住宅内の水回り設備・家庭用器具などの清掃の職務に従事するものをいう。 ただし、<u>個人の家庭における家事の代行の一環で清掃</u>	712 ハウスクリーニング職 他人の求めに応じて、住宅内の水回り設備・家庭用器具などの清掃の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、ビルや建物を対象として、ガラス・床・階段・	現行の小分類 351「家政婦（夫）、家

<u>の職務に従事するものは小分類〔411又は419〕に、ビルや建物を対象として、ガラス・床・階段・手すり・洗面所・トイレなどの清掃の職務に従事するものは小分類〔741〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・清掃内容・日程などに関する利用者との調整 ・専用の道具・洗剤を用いた家屋全体又は水回り設備・エアコンなどの清掃 ・清掃後の利用者への報告 ○清掃員（個人家庭）、<u>ハウスクリーニング従事者</u> ×家事代行員〔411〕、<u>ハウスキーパー〔411〕</u>、庭掃除人（個人家庭）〔419〕、<u>ビル・建物清掃員〔741〕</u>、<u>建物洗浄作業員〔741〕</u>	手すり・洗面所などの清掃の<u>仕事</u>に従事するものは小分類〔711〕に分類される。 ○清掃員（個人家庭）；<u>ハウスクリーニング職</u>；<u>ハウスクリーニング従事者</u> ×<u>お手伝い〔351〕</u>；<u>家政婦（夫）〔351〕</u>；<u>庭掃除人（個人家庭）〔359〕</u>；<u>ビル・建物清掃員〔711〕</u>；<u>建物洗浄作業員〔711〕</u>	事手伝い」等の見直しに伴い修正。 厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追加。 現行の小分類 351「家政婦（夫）、家事手伝い」の見直しに伴いバツ例示の名称を修正。
743 道路・公園清掃員 道路・公園の清掃の<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、芝の植付け・刈り込みや樹木の剪定などの造園に関する職務に従事するものは小分類〔533〕に、雑草の除去作業に従事するもののうち、農業・林業に係るものは中分類〔53及び54〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・掃除機・竹帚・ブラシなどの道具や路面清掃車を用いた道路（路面・側溝など）・公園（園路・広場など）のごみ・^{ちり}塵・汚れの除去 ・公園内の各種施設・水回り設備の清掃 ○道路清掃作業員、<u>公園清掃作業員</u> ×<u>公園芝刈作業員〔533〕</u>、<u>公園草取作業員〔533〕</u>、<u>ごみ収集車運転者〔653〕</u>、<u>散水自動車運転者〔659〕</u>、<u>公園・</u>	713 道路・公園清掃員 道路・公園の清掃の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○道路清掃作業員；<u>公園清掃作業員</u> ×<u>公園草取作業員〔739〕</u>；<u>公園整備員〔739〕</u>	新小分類 533「植木職、造園師」に分類される農業・林業に関する雑草の除去作業と区別するため、ただし書を追記。 厚生労働省編職業分類等を参考に、主な課業を追加。 ただし書に整理した「公園芝刈作業員」等をバツ例示に追加。

運動場整備作業員〔769〕		
744 ごみ・し尿処理従事者 し尿や、ごみ・粗大ごみ等の一般廃棄物の<u>収集</u>・処分などの<u>職務</u>に従事するものをいう。 <u>ただし、主にし尿や一般廃棄物の収集車の運転に従事するものは小分類〔653〕に、事業所の廃棄物のうち、燃え殻・廃油・廃プラスチック類等の事業活動に伴って生じた産業廃棄物の収集・処分などの職務に従事するものは小分類〔745〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・し尿・浄化槽汚泥の汲^{くみ}取り・回収、集積所のごみ・粗大ごみの収集 ・し尿・ごみの焼却施設での焼却作業、破砕施設での破砕・分別作業（処理施設の機械・設備の運転・操作を除く） ○し尿汲^{くみ}取作業員、浄化槽汚泥回収作業員、一般廃棄物収集作業員、ごみ収集作業員、ごみ焼却作業員、積替作業員（ごみ中継所）、ごみ積上作業員（清掃工場）、可燃ごみ・不燃ごみ選別作業員 ×バキュームカー運転者〔653〕、ごみ収集車運転者〔653〕、ごみ焼却設備操作員〔689〕、ごみ処理プラント操作員〔689〕、し尿処理設備操作員〔689〕、ごみ最終処分場重機オペレーター〔689〕、産業廃棄物処理作業員〔745〕、危険物仕分作業員〔745〕、再生資源選別作業員〔746〕	714 ごみ・し尿処理従事者 し尿や、ごみ・粗大ごみ等の一般廃棄物の<u>取集</u>・<u>運搬</u>・処分などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○し尿汲^{くみ}取作業員；塵芥取集作業員；ごみ収集作業員；ごみ焼却作業員；積替作業員（ごみ中継所）；ごみ積上作業員（清掃工場） ×ゴミ収集車運転者〔613〕；し尿汲^{くみ}み取り車運転者〔613〕；ごみ焼却設備操作員〔649〕；ごみ処理プラント操作員〔649〕；し尿処理設備操作員〔649〕；ごみ最終処分場重機オペレーター〔649〕；可燃ごみ選別作業員〔739〕；再生資源選別作業員〔739〕；危険物仕分作業員〔739〕	ごみ収集車の運転や産業廃棄物の収集・処分などの職務に従事するものと区別するため、ただし書を追記。 厚生労働省編職業分類等を参考に、想定される主な課業を追記。 「可燃ごみ選別作業員」は、粗大ごみの処理をする際、破砕した粗大ごみを可燃性のものとそれ以外に選別し、可燃ごみを焼却処分、不燃ごみは埋立処分することに従事する職務であり、現行小分類 739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」よりマル例示に移設。 バツ例示のうち「危険物仕分作業員」及び「再生資源選別作業員」は、産業廃棄物から危険物を選別・仕分けする職務であり、新小分類 745「再生資源回収・リサイクル従事者」及び 746「再生資源回収・リサイクル従事

		者」に分類先を変更。
745 産業廃棄物処理従事者 事業活動に伴って生じた<u>産業廃棄物の収集</u>・処分などの職務に従事するものをいう。 <u>ただし、産業廃棄物の収集車の運転に従事するものは小分類〔653〕に、事業所の廃棄物のうち、燃え殻・廃油・廃プラスチック類等の事業活動に伴って生じた廃棄物以外の一般廃棄物の収集・処分などの職務に従事するものは小分類〔744〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・事業所から排出される産業廃棄物の収集 ・産業廃棄物の取扱方法・処置方法の検討 ・焼却・破砕・選別・脱水などによる減量化・無害化（処理施設の機械・設備の運転・操作を除く） ・産業廃棄物の埋立てなどによる最終処分 ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記入・保管 ○産業廃棄物焼却処理作業員、医療廃棄物収集作業員、がれき類回収作業員、廃プラスチック破砕作業員、産業廃棄物選別整理人、危険物仕分作業員 ×産業廃棄物運搬車運転者〔653〕、ごみ焼却設備操作員〔689〕、ごみ処理プラント操作員〔689〕、ごみ最終処分場重機オペレーター〔689〕	715 産業廃棄物処理従事者 事業活動に伴って生じた廃棄物の<u>収集・運搬</u>・処分などの<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ○産業廃棄物焼却処理作業員；医療廃棄物収集作業員；がれき類回収作業員；廃プラスチック破砕作業員 ×産業廃棄物運搬車運転者〔613〕；ごみ焼却設備操作員〔649〕；ごみ処理プラント操作員〔649〕；ごみ最終処分場重機オペレーター〔649〕；危険物仕分作業員〔739〕	廃棄物の種類を明確にするため、説明文の「廃棄物」を「産業廃棄物」に修正。 一般廃棄物等との区別のため、ただし書を追記。 産業廃棄物処理は、①排出・分別・保管（排出事業者）、②収集・運搬（運搬業者）、③中間処理（中間処理業者）、④最終処分（最終処分業者）の工程を経て行われ、本分類には②～④（収集車の運転を除く）の職務に従事するのが区分されることから、厚生労働省編職業分類、job tag 等を参考に、想定される主な課業を追加。 上記②には「選別」の工程があり、その職務に従事するものは本分類に含まれることから、マル例示に「産業廃棄物選別整理人」及び「危険物仕分作業員」を追加。
746 再生資源回収・リサイクル従事者 <u>自動車・エアコン・テレビ等の家電製品・パソコン・ガス・石油機器などの製品や使用済みの缶・瓶・ペットボトル</u>	325 再生資源回収・卸売従事者 <u>繊維ウエイト・鉄スクラップ・古紙などの再生資源の回収・買入・卸売の仕事</u>に従事するものをいう。	環型社会形成推進基本法（平成十二年六月二日法律第百十号）などによ

<u>ル等の容器包装・小形二次電池など再利用又は資源として再生利用が可能な物品の回収・再利用・リサイクルに関する職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、仕入れ・販売の職務に従事するものは、中分類〔38〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> <u>・ガラス瓶・ペットボトル・エアコン・テレビなどの一定の使用済物品等の回収</u> <u>・回収した使用済物品等の再利用又は再生資源としての利用の可否の選別</u> <u>・使用済物品等を再利用可能な状態にするための洗浄・加工・修理、新たな製品等への再生</u> <u>・再利用品・リサイクル品の出荷</u> ○再生資源回収人、繊維ウエイスト回収人、鉄・非鉄金属スクラップ回収人、古紙回収人、空瓶・空缶回収人、リ	○再生資源回収・卸売従事者；繊維ウエイスト卸売人；鉄・非鉄金属スクラップ卸売人；古紙卸売人；空瓶・空	り、一般・産業廃棄物を対象とした 3 R の取組が推進されていることを踏まえ、現行の大分類 D 「販売従事者」から移設・改称し、以下のとおり説明文を修正。 ・ 法令・白書等を参考に、「繊維ウエイスト・鉄スクラップ・古紙」を「自動車・エアコン・テレビ等の家電製品・パソコン・ガス・石油機器」に修正。 ・ 「再生資源」を法令に準拠するよう「再利用又は資源として再生利用が可能な物品」に修正。 ・ 家電リサイクルの場合、廃棄する側が費用を負担していることから「買入」を「リサイクル」に修正。 ・ 販売まで行っているもののへの対応として、ただし書を追記。 「再生資源回収・卸売従事者」を「再生資源回収人」に統合し、現行の小分
--	---	---

<u>サイクル品回収人、再生資源選別作業員、選瓶工、洗瓶工、検瓶工（再生資源回収）</u> ×リサイクルショップ店長〔381〕、リサイクルショップ店員〔383〕、中古車販売店員〔383〕、古書店員〔383〕、商品仕入員〔395〕	<u>缶卸売人；ちり紙交換人；再生資源回収人（卸売まで行うもの）；リサイクル品回収人（卸売まで行うもの）</u> ×リサイクルショップ店主〔321〕；リサイクルショップ店員〔323〕；再生資源回収人（回収のみ行うもの）〔703〕；<u>リサイクル品回収人（回収のみ行うもの）〔703〕</u>	類 739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」から「再生資源選別作業員」等をマル例示に移設。 再生資源の回収を行うものは本項目に分類するため、「再生資源回収人（回収のみ行うもの）」をバツ例示から削除。
747 ペストコントロール従事者 <u>人間にとって有害な生物等（害獣・害虫、細菌、ウイルス）に関する調査を行って、対象となる生物等や現場の状況に応じて最適な方法を検討し、これらの防除・駆除・消毒に従事するものをいう。</u> <u>ただし、狩猟、許可捕獲を含む農業・林業・漁業に関連した、害獣・害虫の駆除、防除、消毒の職務に従事するのは大分類 J「農林漁業従事者」に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・一般家庭、事業所、公共施設における害虫・害獣防除 ・工場、飲食店、小売店における異物混入対策を含む衛生管理 ・外来生物の防除 ・大規模イベントでの衛生環境の維持管理 ・自然災害後の浸水家屋や災害廃棄物に対する消毒作業 ・感染症発生時の防疫・消毒業務 ○害虫駆除員（農業・林業・漁業に関するものを除く）、	（新設）	ペストコントロールとは、人に有害な生物の活動を、人の生活を害さないレベルまでに制御する技術のことを指し、害虫のみならず細菌やウイルス等も対象となっている。 昨今の感染症蔓延時の消毒業務に代表されるように、公衆衛生の維持向上に関しては、近年、社会的関心が高まっていることを受け新規立項。 新大分類 J「農林漁業従事者」に分類される、農業・林業・漁業作業において防虫・害獣駆除を行うものと区別するため、ただし書を整理。

<u>害獣駆除員（農業・林業・漁業に関するものを除く）、防除作業監督者、防除作業従事者、防除作業員、ペストコントロール技術監督者、ペストコントロールオペレーター（PCO）、ペストコントロール技術者、白あり駆除作業員、消毒作業員（ペストコントロールに関するものに限る）、船舶燻蒸員、木材燻蒸員</u> ×<u>植物防疫官〔061〕、農薬散布人〔539〕、植物防疫員〔539〕、</u> <u>猟師〔549〕、銃猟師〔549〕、網猟師〔549〕、山林病虫害防除作業員〔549〕、山林害獣防除作業員〔549〕、ビル・建物清掃員〔741〕、ハウスクリーニング従事者〔742〕、道路・公園清掃員〔743〕</u>		
749 その他の清掃従事者 列車・船舶・航空機・車の清掃など小分類〔741～747〕に含まれない清掃の職務に従事するものをいう。 ○<u>列車清掃員、船舶清掃作業員、航空機内清掃人、自動車洗浄作業員、洗車作業員、浄化槽清掃員、貯水槽清掃員</u> ×<u>浄化槽汚泥回収作業員〔744〕、白あり駆除作業員〔747〕、消毒作業員（ペストコントロールに関するものに限る）〔747〕、船舶燻蒸員〔747〕、木材燻蒸員〔747〕、機械掃除工〔769〕</u>	719 その他の清掃従事者 列車・船舶・航空機・車の清掃、建物の消毒、害虫駆除など小分類〔711～715〕に含まれない清掃の仕事に従事するものをいう。 ○<u>列車清掃員；船舶清掃作業員；船舶燻蒸員；航空機内清掃人；自動車洗浄作業員；洗車作業員；白あり駆除作業員；木材燻蒸員；消毒作業員；浄化槽清掃員；貯水槽清掃員</u> ×<u>機械掃除工〔739〕</u>	新小分類 747「ペストコントロール従事者」の新規立項に伴い、説明文から「建物の消毒、害虫駆除」を削除。 マル例示の「船舶燻蒸員」、「白あり駆除作業員」、「木材燻蒸員」及び「消毒作業員」を新小分類 747「ペストコントロール従事者」に移設。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
75 包装従事者 品物を保護等するための包装の<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、輸送の目的のため<u>梱包</u>の<u>職務</u>に従事するものは中分類〔73〕に分類される。	72 包装従事者 品物を保護等するための包装の<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、輸送の目的のため<u>こん（梱）包</u>の<u>仕事</u>に従事するものは中分類〔70〕に分類される。	
751 包装従事者 品物を保護・保存する、携帯を便利にする、又は体裁をよくするために、各種の材料で包装する<u>職務</u>に従事するものをいう。 ただし、輸送の目的のため、<u>荷物の箱詰め、袋詰め・バンド掛け・^{くぎ}釘打ちなどの<u>こん包・荷造り</u>の職務</u>に従事するものは小分類〔736〕に分類される。 <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・包装機械への包装資材の補充などの準備作業 ・保護・保存・慶事などの目的・用途（輸送目的を除く）に <u>応じた適切な材料・容器による品物の包装</u> ・包装した品物に対応するラベル・シールの貼付 ・包装された品物の状態の確認、包装工程で発生したトラブルへの対応 ○包装（ラッピング）工、<u>打直綿包装工、食品包装工、菓子包装工、袋詰工（包装）、セメント袋詰工、^{たる}しぼり工、封印貼り工、麺類結束工、ラベル貼り工、箱詰工（包装）、シール貼り工、包装機械操作員、フィルム包装作業員、生鮮食品包装係（スーパーマーケット）</u>	721 包装従事者 品物を保護・保存し、携帯を便利にし、体裁をよくするため、各種の材料で包装する<u>仕事</u>に従事するものをいう。 ただし、輸送の目的のため、<u>品物の箱詰め、袋詰め・ストレッチールバンド掛け・くぎ（釘）打ちなどの<u>こん（梱）包</u>に従事するものは小分類〔706〕に分類される。</u> ○包装（ラッピング）工；<u>打直綿包装工；食品包装工；菓子包装工；袋詰工（包装）；セメント袋詰工；たるしぼり工（しょう油醸造）；封印は（貼）り工；めん類結束工；レッテル（ラベル）は（貼）り工；箱詰工（包装）；シール貼り工；包装機械操作員</u>	厚生労働省編職業分類、job tag、関係法令などを参考に、想定される主な課業を追記。 マル例示の「たるしぼり工（しょう油醸造）」は、しょう油醸造に限定されないため、名称から「（しょう油醸造）」を削除。 「レッテル（ラベル）は（貼）り工」は、「レッテル」が別の意味合いを持つ表現であることから、名称から「レッテル」を削除。

×荷造工〔736〕、梱包工〔736〕、袋詰工（荷造）〔736〕、 箱詰工（荷造）〔736〕	×荷造工〔706〕；こん包工〔706〕；袋詰工（荷造）〔706〕； 箱詰工（荷造）〔706〕	
--	---	--

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
76 その他の運搬・清掃・包装等従事者 官庁・学校・会社などの雑務、及び他に分類されない<u>定型的な作業</u>に従事するものをいう。	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者 官庁・学校・会社などの雑務、及び他に分類されない<u>労務的作業</u>に従事するものをいう。	
761 ピッキング作業員 <u>注文書・出荷指示書などに記載された商品を在庫品の中から選び出す職務に従事するものをいう。機械・機器を運転・操作して商品を選び出す職務に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、倉庫内で荷物等の積卸しを行うものは小分類〔734〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>手作業又はバーコードスキャナー等の活用による、在庫品の中から注文書・出荷指示書などに記載された商品の選び出し</u> ・<u>手作業又はバーコードスキャナー等の活用による、注文書などに記載された品目・数量との照合</u> ○<u>商品仕分け作業員、商品取集め作業員</u> ×<u>倉庫現場員〔734〕、倉庫作業員〔734〕、出庫作業員〔734〕、倉庫品整理工〔734〕、梱包工〔736〕</u>	（新設）	職業別の賃金水準の変化等の分析や教育や訓練と職業との関係の分析に用いられることが想定されるため、現行の小分類 739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」から、職務の内容に応じて「ピッキング作業員」を切り出して新規立項。
762 品出作業員 <u>商品の品出し・陳列・補充などの職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、小売店などの店舗で商品の販売とともに商品の陳列などの職務に従事するものは小分類〔383〕に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・<u>店舗のバックヤードに搬入・納品された商品の検品</u>	（新設）	職業別の賃金水準の変化等の分析や教育や訓練と職業との関係の分析に用いることを想定し、現行の小分類 739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」から、職務の内容に応じて「品出作業員」を切り出して新規立項。

・バックヤードから店頭への商品の運び出し ・商品の陳列・補充・入替、商品棚の整理 ・商品へのバーコード・値引きシールなどの貼付 ・（食品の場合）賞味期限の確認、期限切れ商品の撤去 ○品出係、店頭商品補充係、商品陳列作業員 ×百貨店販売員〔383〕、スーパーマーケット店員〔383〕、コンビニエンスストア店員〔383〕、生鮮食品包装係（スーパーマーケット）〔751〕		
763 用務員 <u>学校、企業、病院、福祉施設、官公庁等において、施設・設備の点検、清掃・除草、文書・荷物の受発送などの主に身体を使って行う各種の職務に従事するものをいう。</u> <u>ただし、特定の職務にのみ従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・施設・設備の点検・見回り ・施設・設備の小規模な修繕、消耗品の交換 ・ごみの分別や清掃・除草・散水 ・文書・荷物の受発送 ○営繕作業員（施設補修・清掃）、学校用務員、校務員、校務主事、幼稚園用務員、施設用務員、雑務者、庁務員、庁務手 ×庶務係事務員〔281〕、文書係事務員〔281〕、行政事務員（職務が特定できないもの）〔289〕、学校事務員〔289〕、施設警備員〔523〕、ビル・建物清掃員〔741〕、ごみ収集作業員〔744〕、グラウンドキーパー〔769〕	（新設）	職業別の賃金水準の変化等の分析や教育や訓練と職業との関係の分析に用いることを想定し、現行の小分類 739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」から、職務の内容に応じて「用務員」を切り出して新規立項。
769 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	739 その他の運搬・清掃・包装等従事者	小分類名を他の分類項目名に合わせて修正。

機械の掃除、資材の整理など、他に分類されない<u>定型的な作業</u>に従事するものをいう。 ○機械掃除工、工場軽作業員、容器洗浄工、グラウンドキーパー、潜水補助員、貨物自動車助手、皿洗い人（調理見習いでないもの）、パントリースタッフ（食器洗い人）、建設現場軽作業員、公園・運動場整備作業員、遺跡発掘作業員、水門操作員、水位監視員、水位観測人、水路管理人、水路見張り人、水力発電水路係員、発電用水路監視員、河川監視員、河川巡視員、温泉供給バルブ操作員、温泉給湯作業員、広告折込工、ダイレクトメール封入工、チラシ折込人、公衆電話管理人、定期掃除工（紡績） ×ゴルフ場芝手入作業員〔533〕、公園芝刈作業員〔533〕、	機械の掃除、資材の整理、<u>官庁・学校・商店・工場・倉庫・建設現場・駅・公園・病院などの雑務、及び他に分類されない労務的作業</u>に従事するものをいう。 ○機械掃除工；工場軽作業員；容器洗じょう工；瓶ふき工；公園草取作業員；グラウンドキーパー；潜水ポンプ押補助員；倉庫雑役人；用務員（学校）；貨物自動車助手；皿洗い人（調理見習いでないもの）；パントリー（食器洗い人）；選瓶工；洗瓶工；検瓶工（再生資源回収）；公園芝刈作業員；洗濯物仕分作業員；商品選別工；建設現場軽作業員；公園整備員；可燃ごみ選別作業員；再生資源選別作業員；危険物仕分作業員 ×ゴルフ場芝手入作業員〔463〕；検瓶工（ガラス瓶製造）	「官庁・学校～などの雑務」は新小分類 763「用務員」の職務であることから、説明文から削除。 他の項目への移設や厚生労働省編職業分類などを参考に、以下のとおりマル例示を見直し。 ・ 「潜水ポンプ押補助員」は、潜水士の補助業務がポンプ押以外にも想定されるため、名称から「ポンプ押」を削除。 ・ 「公園整備員」は、公園整備の対象となる職務の範囲が広いため、公園・運動場等の現場作業を行う職務に限定するよう、名称を「公園・運動場整備作業員」に修正。 ・ 「パントリー（食器洗い人）」の「パントリー」は食品庫を意味するため、名称を「パントリースタッフ（食器洗い人）」に修正。 ・ 現行の小分類 429「他に分類されないサービス従事者」もののうち、定型的な作業に従事する「広告折込工」、現行の小分類 591「生産類似作業従事者」のうち、生産活動を行っていない「水門操作員」等に移設。 ・ 厚生労働省編職業分類を参考に、「遺跡発掘作業員」を追加。 他の項目へ移設する「洗濯物仕分
--	--	--

検瓶工（ガラス瓶製造）〔612〕、<u>検瓶工（瓶詰食品）〔613〕、検瓶工（飲料製造）〔614〕、倉庫雑役人〔734〕、公園清掃作業員〔713〕、可燃ごみ選別作業員〔744〕、選瓶工（再生資源回収）〔746〕、洗瓶工（再生資源回収）〔746〕、検瓶工（再生資源回収）〔746〕、再生資源選別作業員〔746〕、商品選別工〔761〕、ピッキング作業員〔761〕、洗濯物仕分作業員〔761〕、用務員〔763〕、調理補助〔462〕</u>	〔572〕；検瓶工（瓶詰食品）〔573〕；検瓶工（飲料製造）〔574〕；公園清掃作業員〔713〕	作業員」等をバツ例示に追加。
---	---	-----------------------

大分類〇「分類不能の職業」に係る現行分類及び事務局改定案

事務局案に対応する形で現行分類の記載順を変更し、現行分類からの変更箇所の下線を付した。

事務局案（第 25 回研究会案）	現行（第 5 回改定）	改定理由
<u>〇</u> 分類不能の職業 いずれの項目にも分類しえないものである。これは主に調査票の記入が不備であるか又は記入不詳により、いずれの項目にも分類しえないものである。	<u>ㇿ</u> 分類不能の職業 いずれの項目にも分類しえないものである。これは主に調査票の記入が不備であるか又は記入不詳により、いずれの項目にも分類しえないものである。	
99 分類不能の職業	99 分類不能の職業	
999 分類不能の職業 いずれの項目にも分類しえないものである。これは主に調査票の記入が不備であるか又は記入不詳により、いずれの項目にも分類しえないものである。	999 分類不能の職業 いずれの項目にも分類しえないものである。これは主に調査票の記入が不備であるか又は記入不詳により、いずれの項目にも分類しえないものである。	